計畫編號：EPA-95-HA14-03-D141

行政院環境保護署委託研究

日本電子電器物品之資源回收政策與作為及落實循環型社會執行經驗交流計畫

期末報告(定稿)

計畫執行單位： 財團法人環境資源研究發展基金會
計 畫 主 持 人： 林姿君
計畫執行人員： 林姿君、吳明全、謝秀玲、楊文龍
計畫執行期間： 95 年 12 月 1 日至 95 年 12 月 31 日

中 華 民 國 九 十 六 年 三 月 印製

「日本電子電器物品之資源回收政策與作為及落實循環型社會執行經驗交流計畫」期末報告基本資料表

甲、委辦單位	行政院環境保護署資源回收管理基金管理委員會		
乙、執行單位	財團法人環境資源研究發展基金會		
丙、年　　度	95 年度	計畫編號	EPA-95-HA14-03-D141
丁、專案性質	(請填寫標的分類代碼)		
戊、專案領域			
己、計畫屬性	□科技類	■非科技類	
庚、全程期間	95 年 12 月～95 年 12 月		
辛、本期期間	95 年 12 月～95 年 12 月		
壬、本期經費	350 千元		
	資本支出		經常支出
	土地建築＿＿＿＿千元		人事費 127.42 千元
	儀器設備＿＿＿＿千元		業務費 50.04 千元
	其　　他＿＿＿＿千元		差旅費 140.00 千元
			其　他 32.54 千元

癸、摘要關鍵詞（中英文各 3 則）

循環型社會、電子電器廢棄物、零廢棄

Sound Material-Cycle Society, WEEE (Waste Electronics and Electrical Equipment), Zero Waste

參與計畫人力資料：（如僅代表簽約而未參與實際專案工作計畫者則免填以下資料）

參與計畫人員姓名	工作要項或撰稿章節	現職與簡要學經歷	參與時間(人月)	聯絡電話及 e-mail 帳號
林姿君	1.負責本計畫整體之規劃與執行方向 2.掌控本計畫執行進度 3.赴日參訪行程規劃、與日方相關單位聯繫溝通 4.日本相關資料之蒐集與彙整 5.計畫報告之編撰	1.財團法人環境資源研究發展基金會助理研究員 2.日本武藏工業大學環境學士	1	(02)23753013-128 lin_tzu_chun@ier.org.tw
楊文龍	1.督導計畫內容之各項工作順利執行	1.財團法人環境資源研究發展基金會副研究員 2.淡江大學水資源及環境工程博士	0.2	(02)23753013-221 rino@ier.org.tw
吳明全	1.協助國內相關資料蒐集 2.赴日參訪期間之支援 3.協助計畫報告編撰提送	1.財團法人環境資源研究發展基金會助理研究員 2.台大土木碩士	0.8	(02)23753013-130 wumc@ier.org.tw

謝秀玲	1.赴日參訪相關行政庶務之工作	1.財團法人環境資源研究發展基金會助理研究員 2.台中商專商業文書科	0.8	(02)23753013-176 galan@ier.org.tw

計畫成果中英文摘要

一、中文計畫名稱：「日本電子電器物品之資源回收政策與作為及落實循環型社會執行經驗交流計畫」

二、英文計畫名稱：The Practice Investigation for the Japanese WEEE Policies and the Sound Material-Cycle Society

三、計畫編號：EPA-95-HA14-03-D141

四、執行單位：財團法人環境資源研究發展基金會

五、計畫主持人：林姿君

六、執行開始時間：95 年 12 月 1 日

七、執行結束時間：95 年 12 月 31 日

八、報告完成日期：96 年 2 月 5 日

九、報告總頁數：本文 70 頁(附件 188 頁)

十、使用語文：中文

十一、報告電子檔名稱：日本電子電器物品之資源回收政策與作為及落實循環型社會執行經驗交流計畫期末定稿.PDF

十二、報告電子檔格式：PDF

十三、中文摘要關鍵詞：循環型社會、電子電器廢棄物、零廢棄

十四、英文摘要關鍵詞：Sound Material-Cycle Society, WEEE (Waste Electronics and Electrical Equipment), Zero Waste

十五、中文摘要

本計畫內容分為四大項：一、蒐集日本執行循環型社會之策略形成、規劃及現階段執行情形。二、蒐集日本廢電子電器設備之資源回收政策與作為，並與國內資源回收體系交叉比對。三、執行案例研究：(一)瞭解北九州生態科技城於日本建構循環型社會策略之角色、現階段推動狀況及發揮之功效。(二)瞭解日本愛知博覽會之資源回收、零廢棄執行經驗。四、赴日考察實際瞭解資源回收政策與作為及零廢棄執行經驗。

透過本計畫的執行成果，可以綜覽日本建立循環型社會及廢電子電器物品資源回收制度之形成背景，瞭解日本建立循環型社會之

相關策略，並深入瞭解日本廢電子電器物品之資源回收推動現況，同時佐以赴日參訪的案例研究結論，以作為我國於資源回收政策之參考。

十六、英文摘要（Abstract）：

The project consists of 4 main parts listed as below:

1. To collect the strategies, policies and administrations for the Sound Material-Cycle Society in Japan.
2. To Collect the policies and practices of the WEEE in Japan for comparing with the system in Taiwan.
3. Two study cases:

- To understand the playing role of the Kitakyushu Eco-twon and its administration effects for the Japanese Sound Material-Cycle Society strategy.
- To survey the practices of the Recycling activities and zero waste policies in the EXPO 2005 AICHI, Japan.

4. To make an on-the-spot investigation for surveying the zero waste and recycling policies in Japan.

Through this project, we can get the overview of the formation background, the strategies and administration effects in Japan, especially for the WEEE Policies and the Sound Material-Cycle Society. Such results with field investigation studies are referential for making recycling policies in Taiwan.

計畫成果摘要(詳細版)

計畫名稱：「日本電子電器物品之資源回收政策與作為及落實循環型社會執行經驗交流計畫」
計畫編號：EPA-95-HA14-03-D141
計畫執行單位：財團法人環境資源研究發展基金會
計畫主持人：林姿君
計畫期程：95 年 12 月 1 日-95 年 12 月 31 日
計畫經費：參拾伍萬圓整

摘要

本計畫內容分為四大項：一、蒐集日本執行循環型社會之策略形成、規劃及現階段執行情形。二、蒐集日本廢電子電器設備之資源回收政策與作為，並與國內資源回收體系交叉比對。三、執行案例研究：(一)瞭解北九州生態科技城於日本建構循環型社會策略之角色、現階段推動狀況及發揮之功效。(二)瞭解日本愛知博覽會之資源回收、零廢棄執行經驗。四、赴日考察實際瞭解資源回收政策與作為及零廢棄執行經驗。

透過本計畫的執行成果，可以綜覽日本建立循環型社會及廢電子電器物品資源回收制度之形成背景，瞭解日本建立循環型社會之相關策略，並深入瞭解日本廢電子電器物品之資源回收推動現況，同時佐以赴日參訪的案例研究結論，以作為我國於資源回收政策之參考。

前　言

優渥的生活環境形成了大量生產、大量消費、大量廢棄的社會型態，過多的廢棄物造成許多環境惡化問題的產生。因此，資源回收成為世界各國最重要的環保政策之一。尤其是日本，其地狹人稠、資源匱乏的天然地理條件，有效的廢棄物管理與資源回收成為該國最重要

的課題之一。2000 年日本公布促進循環型社會形成基本法，並於該基本法下建立起一系列完整的資源回收相關的法律體系。

我國天然地理條件與日本相似，所面臨最終掩埋場不足的問題亦雷同。有鑑於此，本計畫將透過蒐集日本在推動廢電子電器物品資源回收之現況資料，配合案例研究方式，進一步瞭解日本促進循環型社會之相關策略形成、執行情形，以作為我國資源回收相關政策之參考。

執行方法

一、蒐集日本執行循環型社會之策略形成、規劃及現階段執行情形之相關資料。

二、蒐集日本廢電子電器設備之資源回收政策與作為(含廢電子電器及廢資訊物品)之相關資料，並與國內資源回收體系交叉比對。

三、執行案例研究：

(一)生態科技城（Eco-Town）：依產品特性進行資源回收，從生產、消費到最終的廢棄處理，全程掌握產品的生命週期及最終流向，以利資源有效再利用並確認妥善處理。掌握全程有二項效果：一、促進資源再利用，二、以源頭管理方式，提升業者產品綠色設計概念。以北九州生態科技城為例，瞭解其於日本建構循環型社會策略之角色、現階段推動狀況及發揮之功效。

(二)日本國際博覽會之資源回收、零廢棄執行經驗。

四、赴日實際瞭解資源回收政策與作為及零廢棄執行經驗，以增加計畫內容之深度，為達上述目的，赴日人員 1~2 人，須含具日文翻譯能力之人員。

結　果

一、日本建立循環型社會之執行情形

為建立循環型社會而制定之循環型社會基本法，訂定日本相關政策之施政方向及基本方針，而其他相關法律則依據該基本法明定之目標為目標進行修正或制定。循環型社會形成促進基本法主要內容，包括循環型社會之定義、廢棄物與回收再利用政策之原則、各相關主體之責任義務、訂定循環型社會形成促進基本計畫(簡稱：循環型社會基本計畫)。

循環型社會基本計畫係為建立循環型社會之各項措施之執行基礎，2006 年度各部會編列計 2,731.9 億日圓之執行經費。依據循環型社會白書各階段性指標成果：2003 年度資源生產性 31.6 萬日圓/噸、循環利用率 11.3%、最終掩埋量 4,000 萬噸、每人每日家庭一般廢棄物產生量 607g、每日每事業所一般廢棄物產生量 9.3kg、事業廢棄物最終掩埋量 3000 萬噸、循環型社會市場規模 216,517 億日圓、雇用規模 616,118 人；2004 年度地方政府 42%、上市企業 33%、非上市企業 21%之綠色採購率、45%上市企業及 21%非上市企業發行環境報告書、37%上市企業及 21%非上市企業實施環境會計。

另外，日本為建立循環型社會制定或修訂各相關法律，包括：循環型社會基本法、廢棄物處理法、資源有效利用促進法、容器包裝回收再利用法、家電回收再利用法、廢車回收再利用法、建設資材回收再利用法、食品回收再利用法、綠色採購法、PCB 特別法、特定事業廢棄物移除特別法。

二、日本廢電子電器設備之資源回收制度

(一)家電回收再利用法：1998 年法案通過，2001 年 4 月正式實施，至 2006 年 3 月底再商品化實績：冷氣機 830 萬台、電視機 1,668 萬台、電冰箱(含冷凍櫃)1,297 萬台、洗衣機 1,269 萬台、冷氣機用冷煤回收量 4,251 噸、電冰箱(含冷凍櫃)用冷煤回收量 1,279 噸、電冰箱(含冷凍櫃)用隔熱泡棉回收量 1,233 噸、四機

非法棄置數量約 81 萬台。因該法已實施五年，自 2006 年 6 月開始進行該法之實施檢討，並達成未來檢討方向。

(二)資訊物品回收再利用制度：法源依據資源有效利用促進法，事業體產生之廢資訊物品自 2001 年 4 月 1 日、家庭產生之廢資訊物品自 2003 年 10 月 1 日開始實施。至 2005 年度桌上型電腦處理台數約 62 萬台、筆記型電腦處理台數約 32.7 萬台、CRT 螢幕處理台數約 66.2 萬台、液晶螢幕處理台數約 10.1 萬台。

三、赴日實際瞭解資源回收制度及零廢棄執行經驗，進行案例研究

本計畫團隊於 2006 年 12 月 15 日~12 月 19 日期間，安排赴日拜訪社團法人環境創造研究中心、愛地球博覽會紀念公園、北九州環境博物館、北九州市政府、北九州 ECO TOWN(計五家回收處理廠)，以瞭解 2005 年日本國際博覽會零廢棄具體做法、環境教育方式、日本資源回收制度中回收再利用之環節。

結　論

為了深入瞭解日本在循環型社會及廢電子電器物品資源回收再利用之作法與推動現況，本計畫團隊選定 2005 日本國際博覽會之廢棄物對策及北九州 ECO TOWN 作為案例研究對象，實際參訪研究，得出以下結論：

1. **明確之法律體系與目標**：制度的順利推行需要合適的法令規範，日本在上位的「環境基本法」及中位的「廢棄物處理法」和「資源有效利用促進法」之間訂定「循環型社會形成促進基本法」(2000 年 6 月公佈)，清楚規定廢棄物處理之優先順序為減量>再使用>再生利用>熱回收>妥善處置，以指引循環型社會的理念及目標。

2. **因應物品特性制定適合之法令**：日本在中位的「廢棄物處理法」和「資

源有效利用促進法」之下，依照個別產品特性分別訂定「容器包裝回收再利用法」(2000 年 4 月實施)、「家電回收再利用法」(2001 年 4 月實施)、「食品回收再利用法」(2001 年 5 月實施)、「建築資材回收再利用法」(2002 年 5 月實施)及「汽車回收再利用法」(2005 年 1 月實施)，使各項產品回收再利用的執行有了更合適、更清楚的依據。

3. **從設計階段開始納入環保理念並廣納各界意見**：由愛知博覽會舉辦的經驗得知，在活動規劃之初即要考量活動結束後的廢棄物處理，故以善用原場地既有設施、設想保留設施未來用途、使用易拆解再利用的結構與建材、相關設施移至他處重組繼續使用、廣納民眾參與資材的再利用以及召集大量志工指導垃圾分類及宣導垃圾減量等措施，達到循環型社會的落實。

4. **官、產、學、民之攜手合作**：由北九州市市長過去 20 年施政的經驗得知，致力於環境城市可能是以解決公害開始，但後來應轉型注重全球化環境問題，以爭取成為世界環境首都為目標。市民、政府、企業及學界可結合在一起解決環境問題，而政府必須扮演仲裁角色，提供客觀統計數據供學界研究公害的關連性，要求企業依據客觀數據改善公害，並導引企業善盡社會責任參與環境保護活動。

5. **環境政策與產業振興之結合**：由北九州 Eco-town 的設置經驗得知，可結合環境政策與產業振興政策，配合產學合作培育人才，以資源回收為中心發展成環保事業。對環保事業而言最重要的是能收到多少廢棄物，但以 Eco-town 集中各回收處理業則有助於各廠的再交易，除了可藉專業分工的廢棄物處理保護環境（如 CFC 處理、PCB 處理及熱融熔爐處理 ASR)，亦可促進再生市場的活絡。

建議事項：

針對研究結論，本計畫團隊提出以下建議：

1. **因應我國國情，學習日方長處**：台灣可參考日本相關法律體系，瞭解其立法意義並檢視我國現行制度，學習其中可取之處，配合我國國情，以作為修法之參考。

2. **官、產、學、民共識之凝聚**：藉由北九州市之拜訪，瞭解到在目標一致的情形下，環境保護與經濟發展可以雙贏，而其中政府扮演著重要的溝通協調、協助凝聚共識的角色。

3. **加強源頭管理與資訊公開**：循環型社會的運作特別重視從源頭管理以及資訊公開，台灣應加速推行零廢棄全資源化政策以及產品生態履歷（Eco-profile）制度，廣納民眾及企業參與。

4. **加強環保標章之推廣**：台灣應更加推廣環保標章產品，除了能宣傳重視環保設計、環保材料及環保生產的環保產品，更可促進環保產業（包含環保技術及環保觀光）的發展，可結合產品生態履歷共同推行。

5. **環境教育從吸引與感動人心做起**：日本環境博物館的展示設計，可以提供台灣各環保科技園區展示館借鏡，應該跟地方志工結合，介紹當地公害歷程及設立園區目的，展示能感動人心的內容，並以精心設計的遊戲方式傳播環保理念。

6. **培養環保尖兵，充分有效運用人力資源**：不管從日本國際博覽會或北九州市環境博物館皆廣泛藉由退休人士、主婦從事志工活動，不但有效運用人力資源，此外，相較於專業人士，每位志工使用之方式，可能較易

接受且易落實於日常生活。

7. **將危機當作契機**：曾經公害很嚴重的地方（如：高雄）其企業更有機會可以轉形成環保產業。日本北九州市也是在 1980 年代產業衰退時掌握轉型契機，台灣面臨高污染性產業出走時更應把握時機產業升級，其中環保產業是值得發展的方向。

日本電子電器物品之資源回收政策與作爲及落實循環型社會執行經驗交流計畫

期末報告(定稿)
目錄

圖目錄 III
表目錄 IV

第一章 前言 1-1
第二章 計畫目標與內容 2-1
2.1 計畫目標 2-1
2.2 計畫內容 2-1
2.3 計畫執行方法與流程 2-2
第三章 日本建立循環型社會之執行情形 3-1
3.1 循環型社會形成促進基本法之概要 3-3
3.2 循環型社會形成促進基本計畫與推動狀況 3-5
第四章 日本廢電子電器物品資源回收制度 4-1
4.1 家電回收再利用法 4-1
4.2 資訊物品回收再利用制度 4-14
4.3 我國廢電子電器物品資源回收制度與日本之比較 4-17
4.4 借鏡日本資源回收制度 4-23
第五章 案例研究 5-1
5.1 參訪行程 5-1
5.2 2005 年日本國際博覽會與參訪摘要 5-3
5.3 北九州 ECO TOWN 與參訪摘要 5-9
第六章 結論與建議 6-1
第七章 參考文獻 7-1
第八章 期末審查意見與回覆 8-1

附件一　日本廢家電回收再利用相關實績(原文資料)

附件二　日本廢家電回收再利用檢討之公開意見徵詢原文資料

附件三　赴日考察摘要整理

圖目錄

圖 2.1　計畫執行方法與工作流程.....2-2
圖 3.1　日本環境問題圖示.....3-1
圖 3.2　日本促進循環型社會形成之法律體系.....3-2
圖 3.3　日本循環型社會基本計畫之概要.....3-5
圖 4.1　日本家電回收再利用制度之概要.....4-2
圖 4.2　2005 年度項目別之原料再商品化重量.....4-4
圖 4.3　2001 年度~2005 年度冷氣機、電冰箱之冷煤類回收實績...4-5
圖 4.4　2000 年度~2005 年度日本廢家電非法棄置情形.....4-6
圖 4.5　日本國立環境研究所調查之廢家電可能流向.....4-9
圖 4.6　日本電氣用品安全法流程圖.....4-10
圖 4.7　公告之特定電氣用品標誌.....4-11
圖 4.8　公告之非特定電氣用品標誌.....4-11
圖 5.1　北九州市振興環境產業之綜合策略.....5-10

表目錄

表 3.1　物質流指標、目標及階段性績效 3-6
表 3.2　行動指標項目、目標及階段性績效 3-6
表 3.3　2005 年各相關法律主要推動事項摘要 3-7
表 3.4　2005、2006 年度經費使用項目與配比表 3-10
表 3.5　2005、2006 年度日本環境省編列之主要相關項目與經費 3-11
表 4.1　日本 2001 年度~2005 年度廢家電再商品化實績 4-3
表 4.2　廢家電回收再利用法實施檢討小委員會會議一覽表 4-7
表 4.3　2003 年日本中古四機輸出情形 4-12
表 4.4　日本廢資訊物品再資源化目標 4-14
表 4.5　日本 2002 年度~2005 年度事業用電腦回收再利用實績 4-15
表 4.6　日本 2002 年度~2005 年度家庭用電腦回收再利用實績 4-16
表 4.7　我國廢電子電器物品資源回收制度與日本之比較 4-19
表 5.1　赴日參訪行程 5-1
表 5.2　2005 年日本國際博覽會大事紀 5-3

第一章　前言

優渥的生活環境形成了大量生產、大量消費、大量廢棄的社會型態，過多的廢棄物造成許多環境惡化問題的產生。因此，資源回收成爲世界各國最重要的環保政策之一。尤其是日本，其地狹人稠、資源匱乏的天然地理條件，有效的廢棄物管理與資源回收成爲該國最重要的課題之一。2000 年日本公布促進循環型社會形成基本法，並於該基本法下建立起一系列完整的資源回收相關的法律體系。

我國天然地理條件與日本相似，所面臨最終掩埋場不足的問題亦雷同。我國在廢棄物的資源回收制度方面，因應我國國情與社會條件，建立起現行公辦公營的資源回收制度，由環保署公權力主導，貫徹並落實回收減量政策，以達資源永續利用之目標。

環保署推動廢電子電器物品資源回收處理工作將近十年，已具相當成效，以近三年的回收處理量來看，每年平均廢家電回收處理約 34 萬台、廢資訊物品回收處理約 48 萬台。如此不僅大幅降低廢電子電器物品所造成的環境污染問題，透過資源回收處理技術，更將許多有用的物質分類取出再利用，進而節省不少資源開採。然而就整個廢電子電器物品回收處理體系而言，仍有技術再提升、制度再改進的空間。

有鑑於此，本計畫將透過蒐集日本在推動廢電子電器物品資源回收之現況資料，配合案例研究方式，進一步瞭解日本促進循環型社會之相關策略形成、執行情形，以作爲我國資源回收相關政策之參考。

第二章　計畫目標與內容

2.1 計畫目標

一、瞭解日本建構循環型社會之推動情形。

二、瞭解日本廢電子電器物品（包含廢家電與廢資訊物品）資源回收制度執行現況。

三、赴日進行案例研究，以作爲計畫目標一與計畫目標二之事例說明。

2.2 計畫內容

一、已完成蒐集日本執行循環型社會之策略形成、規劃及現階段執行情形之相關資料。

二、已完成蒐集日本廢電子電器設備之資源回收政策與作爲(含廢電子電器及廢資訊物品)之相關資料，並與國內資源回收體系交叉比對。

三、已完成案例研究：

(一)生態科技城（Eco-Town）：依產品特性進行資源回收，從生產、消費到最終的廢棄處理，全程掌握產品的生命週期及最終流向，以利資源有效再利用並確認妥善處理。掌握全程有二項效果：一、促進資源再利用 ，二、以源頭管理方式，提升業者產品綠色設計概念。以北九州生態科技城爲例，瞭解其於日本建構循環型社會策略之角色、現階段推動狀況及發揮之功效。

(二)日本國際博覽會之資源回收、零廢棄執行經驗。

四、赴日實際瞭解資源回收政策與作爲及零廢棄執行經驗，以增加計畫內容之深度，爲達上述目的，赴日人員 1~2 人，須含具日文翻譯能力之人員。

2.3 計畫執行方法與流程

本計畫主要目的乃爲瞭解日本建立循環型社會之相關策略，並深入瞭解日本廢電子電器物品之資源回收推動現況，以作爲我國於資源回收政策之參考。因此，本計畫之工作方法將先初步蒐集日本建立循環型社會及廢電子電器物品資源回收制度之基本資料，並藉由案例研究及赴日參訪作爲深入調查之方式，以期達成本計畫之目標。

本計畫之工作方法與執行流程如圖 2.1，其詳細工作成果將分別於第三章日本建立循環型社會之執行情形、第四章廢電子電器物品資源回收制度、第五章案例研究等三章分別說明之。

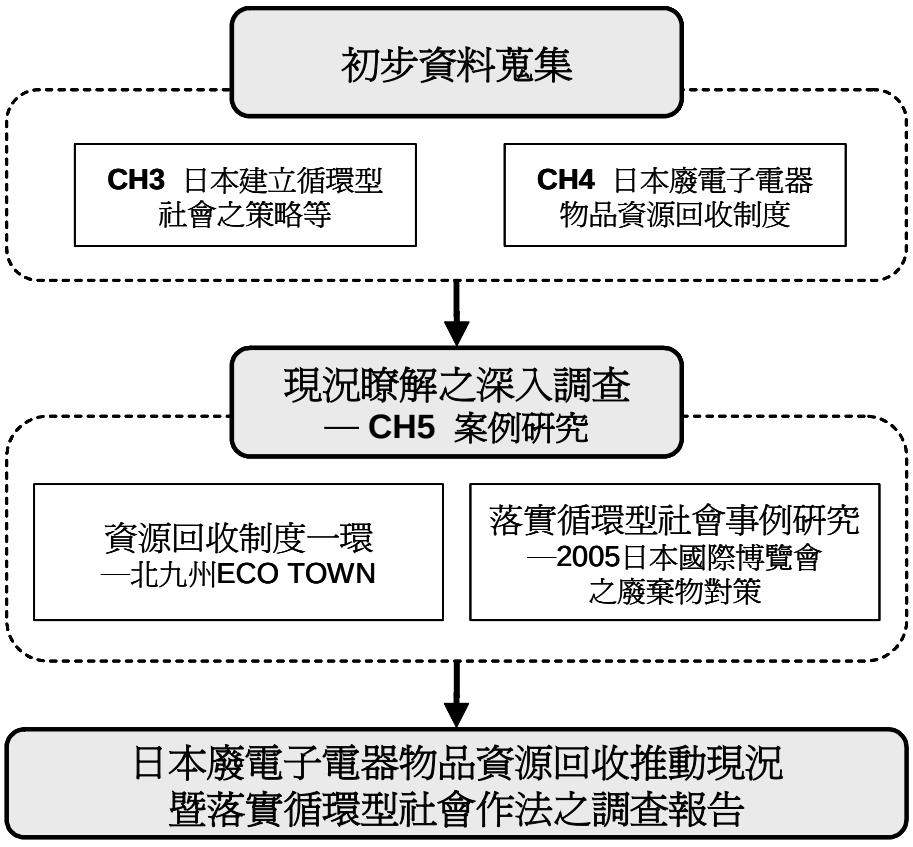

圖 2.1　計畫執行方法與工作流程

第三章　日本建立循環型社會之執行情形

經濟高度發展的日本一年大約有 4.5 億噸的廢棄物產生，加上近年來廢棄物最終處理場取得不易及非法棄置事件頻頻發生，造成環境負荷與破壞，且近年來的環境問題已從公害擴展到全球規模的問題，環境問題以圖 3.1 呈現；此外日本亦憂慮天然資源枯竭的問題，而爲因應如此的環境與資源的限制，深刻體驗到原有的廢棄物及資源回收相關政策須重新檢視及調整。

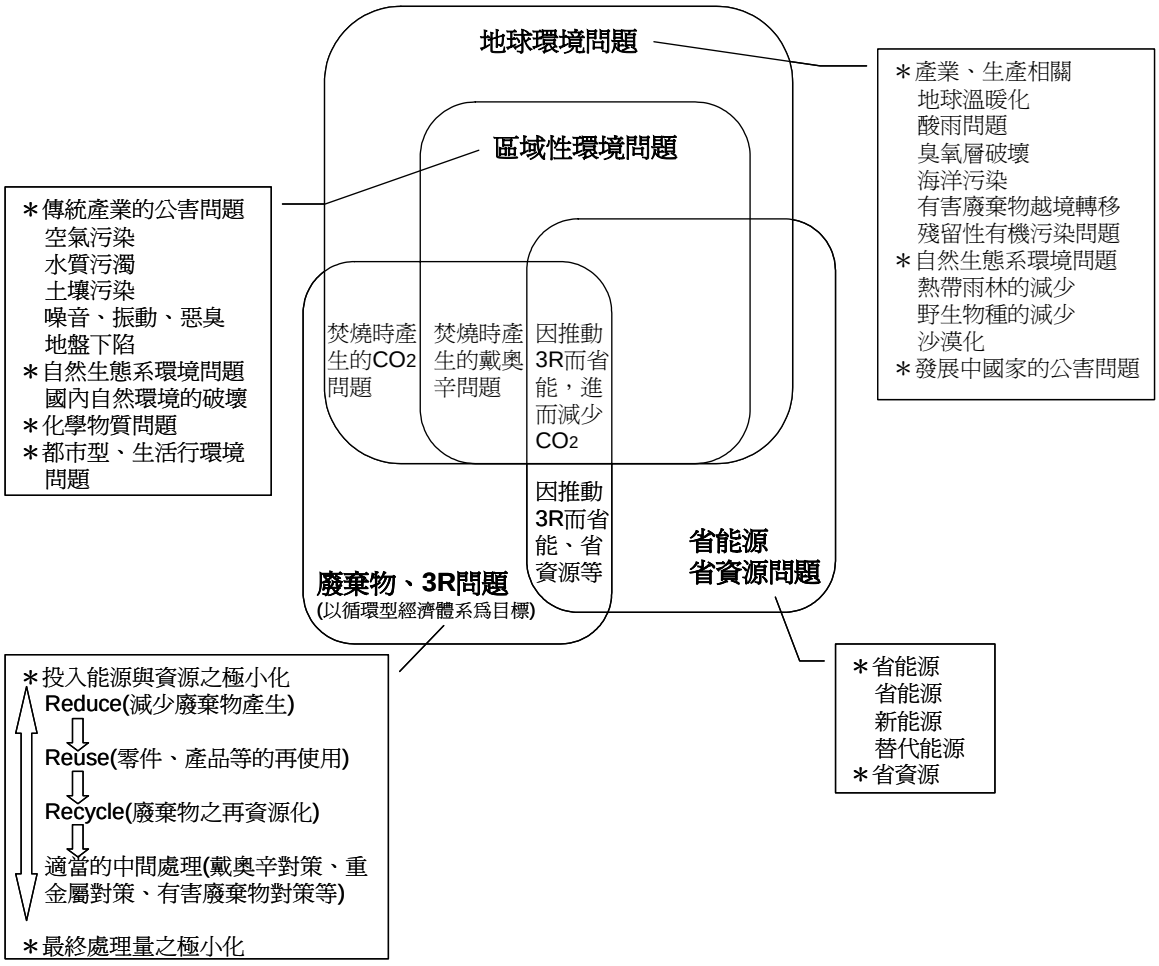

圖　3.1　日本環境問題圖示[1]

[1] 本圖翻譯自「日本資源循環手冊-法制度與 3R 動向」，2003 年，日本經濟產業省。

日本認爲限制經濟發展無法根本解決上述問題，而是應以前瞻性的作法，也就是建構環境與經濟並行不悖的新經濟體系。具體而言，就是必須改變「大量生產、大量消費、大量廢棄」的經濟社會形態，充分發揮民間活力，透過「產業環境化」與「環境產業化」，轉型成從生產、物流、消費到廢棄的過程中，進行有效資源使用及促進再利用，進而抑制資源消耗、降低環境負荷的「循環型社會」。

因此，日本於 2000 年公布「循環型社會形成促進基本法(簡稱循環型社會基本法)」，並以此基本法爲基盤，架構爲建立循環型社會之法律體系，以修訂或制定廢棄物管理及資源回收相關法律，促進循環型社會形成之法律體系如圖 3.2。

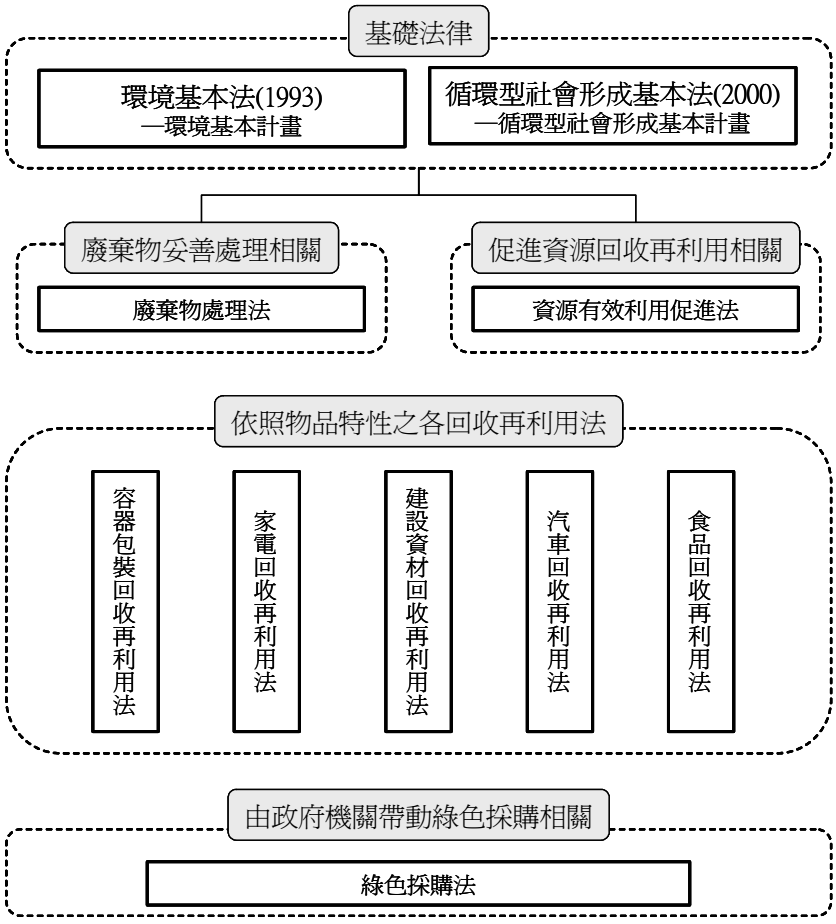

圖 3.2　日本促進循環型社會形成之法律體系

3.1 循環型社會基本法之概要[2]

爲建立循環型社會而制定之循環型社會基本法，訂定日本相關政策之施政方向及基本方針，而其他相關法律則依據該基本法明定之目標爲目標進行修正或制定。循環型社會形成促進基本法主要內容，包括循環型社會之定義、廢棄物與回收再利用政策之原則、各相關主體之責任義務、訂定循環型社會形成促進基本計畫等，分別說明如下：

(一) 明確提示循環型社會之形式

循環型社會形成促進基本法所指之循環型社會係爲減少廢棄物之產生、促進循環型資源之循環再利用，無法循環再利用者確保其妥善處理，並致力於抑制天然資源消費及降低環境負荷爲目標之社會。

(二) 循環資源之定義

本法所指之物品無論有價或無價，皆視爲「廢棄物等」，而「廢棄物等」當中有用者定義爲「循環資源」。

(三)廢棄物與回收再利用政策之原則(初次法定「處理」之優先順序)

對於廢棄物與回收再利用之原則係遵循以下優先順序進行：(1)減少廢棄物產生(Reduce)、(2)循環資源之再使用(Reuse)、(3)循環資源之再生利用(Material Recycle)、(4)循環資源之熱回收(Thermal Recycle)、(5)妥善處理。

(四) 明確各相關主體之責任義務

於該基本法中明定了國家、地方政府、事業及國民的責任義務，其中在事業的責任義務中，更融入延長生產者責任之精神，要求事業需負起所生產或販賣產品之回收再利用責任。另外，亦明確指出國民負有之「排出者責任」。

1. 國家：制訂基本與綜合之相關政策。
2. 地方政府：循環資源之循環利用及妥善處理相關措施之實施、因應各地方天然條件與社會條件制定執行措施。

[2] 本內容翻譯自日本環境省「循環型社會形成推進基本法之概要」，
http://www.env.go.jp/recycle/circul/kihonho/gaiyo.html

3. 事業：促進循環資源之循環利用、進行環境化設計以利循環資源之循環利用。

4. 國民：產品之長期使用、使用再生物品、配合分類回收

(五) 制訂循環型社會形成促進基本計畫，以作爲各項政策措施之執行計畫。本基本計畫由以下程序制定之。

1. 原案由環境大臣依據中央環境審議會意見制定。

2. 本基本計畫之制定應聽取中央環境審議會之意見。

3. 爲確保政府相關單位共同之努力，本基本計畫應經相關大臣(部會首長)協議及內閣會議決議之。

4. 內閣會議決議之基本計畫應向國會報告。

5. 本基本計畫明定每五年進行檢討。

6. 國家其他計畫應以循環型社會基本計畫爲基礎。

(六)明示國家爲建構循環型社會之實施措施

1. 爲減少廢棄物產生之措施。

2. 落實「排出者責任」之管理措施。

3. 落實「延長生產者責任」之措施。(執行產品等之回收、循環利用；產品等相關事前評估)

4. 促進再生品之使用。

5. 事業造成危害環境等情形時，由該事業負擔恢復原狀相關費用之措施。

3.2 循環型社會基本計畫與推動狀況

本基本計畫係依據循環型社會基本法第 15 條第 6 項規定制定，以作爲建立循環型社會之各項措施之執行基礎，其概要說明如圖 3.3。

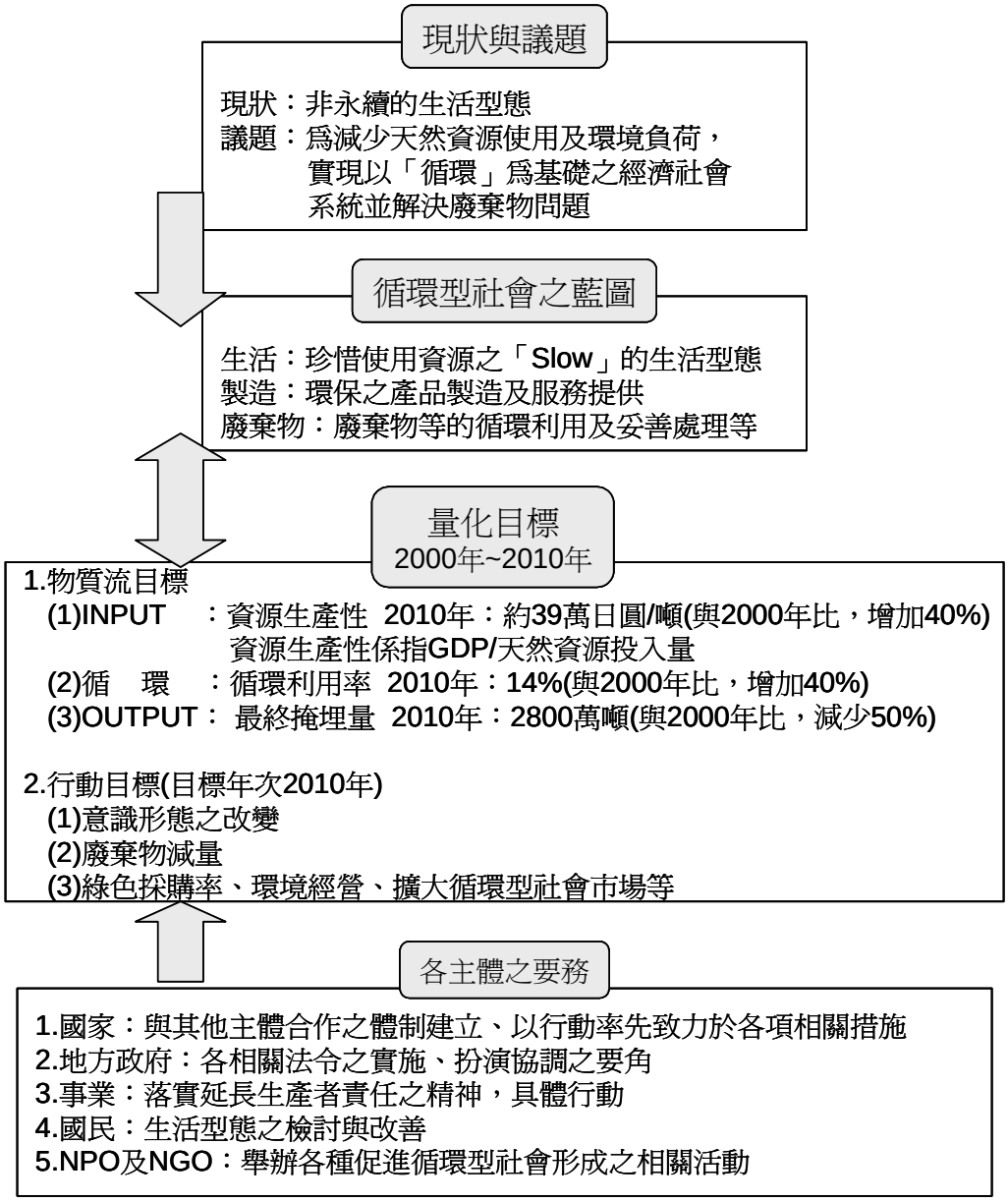

圖 3.3　循環型社會基本計畫之概要[3]

[3] 本內容翻譯自日本環境省「循環型社會形成推進基本計畫之概要」，
http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/gaiyo.pdf

(一)循環型社會指標、目標與階段性績效說明[4]，如表 3.1 與表 3.2。

表 3.1　物質流指標、目標及階段性績效

指標	指標說明	2003 年度 (與基準年之比較)	目標年：2010 年度 (基準年：2000 年度)
資源生產性	＝GDP/天然資源等投入量	31.6 萬日圓/噸 (+12.4%)	39 萬日圓/噸 (28.1 萬日圓/噸)
循環利用率	＝循環利用量/(循環利用量＋天然資源等投入量)	11.3% (+1.3%)	約 14% (10%)
最終掩埋量	最終掩埋量	4000 萬噸 (-29.8%)	2800 萬噸 (5700 萬噸)

表 3.2　行動指標項目、目標及階段性績效

行動項目	行動指標	進度調查結果	目標年：2010 年度
循環型社會之意識與行動變化	具有該意識	77%~95% (2004 年度)	90% (問卷調查)
	付諸具體行動	11%~55% (2005 年度)	50% (問卷調查)
一般廢棄物減量	1 人 1 日家庭垃圾量(不含資源垃圾)	607 g/人日 (2003 年度)	與 2000 年比，減少 20%(633g/人日)
	1 日事業所排出垃圾量(不含資源垃圾)	9.3 kg/日 (2003 年度)	
事業廢棄物減量	最終掩埋量	3000 萬噸 (2003 年度)	與 1990 年比，減少 75%(9.9kg/日)
促進 綠色採購	綠色採購率	地方政府單位 42% 上市企業 33% 非上市企業 21% (2004 年度)	1. 地方政府單位 50% 2. 上市企業 50% 3. 非上市企業 30% (問卷調查)
促進 環境經營	公布環境報告書	上市企業 45% 非上市企業 21% (2004 年度)	1. 上市企業 50% 2. 非上市企業 30% (問卷調查)
	實施環境會計	上市企業 37% 非上市企業 21% (2004 年度)	
擴大循環型社會市場	市場規模	216,517 億日圓 (2003 年度)	與 1997 年比，增加 2 倍 1. 市場規模 1997 年約 11.8 兆日圓 2. 雇用規模 1997 年約 44.2 萬人
	雇用規模	616,118 人 (2003 年度)	

[4] 資料來源：日本中央環境審議會，「循環型社會基本計畫推動進度」，2006 年 2 月公布。部分資料因各項資料統計或公布時間不同，故有不同年度之資料結果。

(二) 建構循環型社會相關法律制度與年度推動事項[5]

日本爲建立循環型社會制定或修訂各相關法律，包括：循環型社會基本法、廢棄物處理法、資源有效利用促進法、容器包裝回收再利用法、家電回收再利用法、廢車回收再利用法、建設資材回收再利用法、食品回收再利用法、綠色採購法、PCB 特別法、特定事業廢棄物移除特別法。以下摘要整理各相關法律於 2006 年度之主要推動事項，如表 3.3。

表 3.3　2005 年各相關法律主要推動事項摘要[6]

法律名稱	主要推動事項
循環型社會基本法	1. 中央環境審議會進行第二次循環型社會基本計畫推動進度情形整理。 2. 爲具體推動「零垃圾國際行動計畫」，展開我國廢棄物及資源物管理經驗及其他各國爲確保循環資源之相關政策之整理與檢討。
廢棄物處理法	1. 依據中央環境審議會之建議(2005.02)，日本將建構以 3R 爲重點之最佳回收處理系統爲目標，並依此修訂廢棄物處理法第五條之二第一項之基本方針，「爲建構循環型社會中，一般廢棄物處理之最佳化爲市町村之責務」；爲此環境省正積極研擬一般廢棄物相關之「廢棄物會計基準」、「收費標準」、「處理系統指引」。 2. 至 2005 年申請適用再生利用認定制度並取得許可，一般廢棄物 62 件、事業廢棄物 46 件。 3. 至 2005 年申請適用廣域認定制度並取得許可，一般廢棄物 58 件、事業廢棄物 88 件。 4. 爲促進 3R 而創設之建構循環型社會交付金制度，2005 年透過該交付金建設熱回收設施、高效率原燃料回收設施、污泥再生處理中心、掩埋設施、回收再利用中心等一般廢棄物處理設施。 5. 事業廢棄物方面，爲促進廢棄物處理中心制度之利用，放寬廢棄物處理中心之指定條件；爲支援優良之處理業，實施特定設施之認定工作。 6. 至 2005 年 3 月底依據廢棄物處理法輸出 45 件、輸入許可 3 件。

[5] 資料來源：摘譯自「平成 18 年度版 循環型社會白書」，該白書所載資料爲平成 17 年(2005 年)之統計資料。
[6] 部分資料因統計期間或公布期間不同而有不同年度之資料。

法律名稱	主要推動事項
	7. 爲加強非法棄置問題之處理，重新檢視相關單位之功能。
資源有效利用促進法	1. 特定省資源業別、特定再利用業別、指定省資源化製品、指定再利用促進製品、指定標示製品、指定再資源化製品、指定副產物等相關業務之執行。 2. 特定再利用業別之目標調整：製紙業之廢紙再利用率由 60%調整爲 62%、玻璃容器業之碎玻璃利用率由 80%調整爲 91%。 3. 由於指定省資源化製品及指定再利用促進製品(電腦與家電製品)之輸入量增加，因此，比照國內製造業者，要求輸入業者之產品環境化設計。
容器包裝回收再利用法	1. 2004 年地方政府各材質容器包裝回收量：無色玻璃瓶 34.7 萬噸、茶色玻璃瓶 30.1 萬噸、其他色玻璃瓶 16.6 萬噸、紙容器包裝 6.9 萬噸、寶特瓶 23.8 萬噸、塑膠容器包裝 47.1 萬噸、鐵罐 36.2 萬噸、鋁罐 13.9 萬噸、瓦楞紙箱 54.7 萬噸、紙箱 1.6 萬噸。 2. 由環境省中央環境審議會與經濟產業省產業構造審議會進行本法之檢討，並於 2005 年 7 月提出期中報告並辦理公開意見徵詢；2006 年 1 月提出最終報告、辦理公開意見徵詢；於 2006 年 3 月向國會提出該法之部分修正案。
家電回收再利用法	1. 全國計有 47 間廢家電處理廠進行廢家電之回收再利用工作。 2. 2004 年度四機再商品化台數及再商品化率分別爲：冷氣機 180.9 萬台(82%)、電視機 377.7 萬台(81%)、冰箱及冷凍櫃 280.7 萬台(64%)、洗衣機 279.1 萬台(68%)、非法棄置四機總計 17.2 萬台。 3. 非法棄置對策部分，辦理處理廠參觀等宣導教育活動、與警察合作加強取締等。 4. 爲促進製造業者進行回收再利用之設計或原材料選擇等相關措施。
廢車回收再利用法	1. 本法 2005 年 1 月正式實施，取得相關許可業者情形：回收業者 8.5 萬間、冷煤回收業 2.2 萬間、拆解業 5,800 間、粉碎業 1,200 間。 2. 辦理說明會、製作宣導手冊、影片等讓大眾了解該法之運作方式。 3. 製造業者公布廢車處理之相關費用；財團法人汽車回收再利用促進中心公布管理回收再利用相關所需費用。 4. 2005 年度回收業者之廢車回收申請件數 305 萬件、繳交回收再利用費之車輛數 3,152 萬台，金額計 3,755 億日圓。

法律名稱	主要推動事項
	5. 針對離島廢車回收再利用困難之市町村給予之支援，2005 年 70 個市町村(約 6000 台廢車)申請。
建設資材回收再利用法	1. 辦理各種該法之宣導活動。 2. 設立「建築副產物交換系統」，於 2002 年正式啓用。 3. 研訂「2002 建築廢棄物回收再利用推動計畫」及「建築副產物妥善處理推動綱要」。
食品回收再利用法	1. 2001 年 5 月公布「促進食品循環資源再生利用基本方針」，並設定 2006 年度之再生利用實施率需提升 20%之目標。 2. 2006 年 3 月底計 89 個事業經主管機關核准登錄爲食品循環資源再生利用業。
綠色採購法	1. 2005 年中央政府各機關公布綠色採購基本方針。 2. 爲推動地方政府綠色採購，針對地方政府辦理相關問卷調查，並辦理全國說明會九場次。 3. 與國際綠色採購網合作。
PCB 特別法	爲確保 PCB 之妥善處理，2005 年 4 月公布該法，並展開相關推動措施。
特定事業廢棄物移除特別法	爲解決事業廢棄物非法棄置而造成環境污染等問題，於 2003 年 6 月公布本法，由國家給予財政支援，各地方政府進行非法棄置場址之回復等工作。(本法爲時效法律，時效爲 2010 年)至 2006 年 3 月底，香川縣豐島、青森與岩手縣境、山黎縣須玉町、秋田縣能代市、三重縣桑名市、新潟縣三和村、福井縣敦賀市各縣政府制定實施計畫，並經由環境大臣同意。針對各縣之實施計畫，國家透過妥善處理推動中心給予財政支援。

(三) 中央爲促進循環型社會之配套措施

以下分別從財政措施、循環型社會產業之振興、經濟手段之活用、教育宣導及人才育成、調查研究與科學技術振興、基礎設備建設、造成生活環境保全障礙之去除、其他等簡要說明。

1. 財政措施： 2005 年度各部會經費計編列 3,614.3 億日圓(2006 年度各部會編列之預算，總計 2,731.9 億日圓)，經費項目與配比整理如表 3.4。另，日本政策投資銀行等，針對廢棄物對策、資源回收、減少戴奧辛排放設備等採取優惠融資、妥善處理石綿等相關設備之低利融資。

表 3.4 2005、2006 年度經費使用項目與配比表

經費使用項目	占總經費之比例	
	2005 年度	2006 年度
1. 確保自然界之物質循環相關	33.8%	42%
2. 促進生活形態改變相關	0.4%	0.4%
3. 振興循環型社會市場相關	0.8%	1.1%
4. 實現安全之廢棄物循環利用與處理相關	3.3%	4.8%
5. 循環型社會基礎建設相關	61.7%	51.8%

2. 循環型社會產業之振興：積極創造再生市場，另爲促進事業廢棄物處理業之良性競爭，致力於該事業之環境會計、環境報告書之教育並鼓勵其揭露相關企業資訊。

3. 經濟手段之活用：爲解決廢棄物問題，積極導入與研究使用者付費、押金制度等相關經濟方式。

4. 教育宣導及人才育成：於 2004 年公布「提升環境保護觀念與促進環境教育法」，並導入環保人才登錄制度。另外，各部會亦針對相關環境教育計畫給予支援，如環境省支援之兒童 ECO 俱樂部計畫等。

5. 調查研究與科學技術振興：廢棄物妥善處理、公害防止等相關研究計畫之經費支援、各種技術提升之研究、異業別間之技術交流等。

6. 基礎設備建設：爲促進廢棄物妥善處理之設備、能源回收之設備、再資源化設施、最終處理廠之整頓等

7. 造成生活環境保全障礙之去除：爲防止事業廢棄物非法棄置及去除工作，2005 年全國劃分七個地方環境事務局，以加強監視工作。另，設立民眾檢舉專線、各地方政府之橫向合作等。

8. 其他：如靜脈物流網絡之建立、推動中部圈零廢棄都市協議會、發展農林漁業之循環型社會之促成。

(四)環境省主要推動項目與其經費

依據「平成 18 年度版 循環型社會白書」，2005 年度日本環境省建構循環型社會主要推動措施之經費計 45.7 億日圓(2006 年度 49.89 億日圓)，另與內閣府、國土交通省共同支付之促進循環型社會交付金計 263.2 億日圓(2006 年度 483.83 億日圓)。2005、2006 年度環境省編列之相關項目與經費整理如表 3.5。除促進循環型社會交付金外，由該表可看出事業廢棄物非法棄置原狀恢復相關所需經費爲最高。

表 3.5　2005、2006 年度日本環境省編列之主要相關項目與經費

單位：億日圓

項目		2005 年度 (占主要總經費%)[7]	2006 年度 (占主要總經費%)
促進生活型態改變相關			
	兒童 ECO 俱樂部計畫	1.08 (2.4%)	1.08 (2.2%)
	地方環境 Partnership Plaza 之營運	1 (2.2%)	0.87 (1.7%)
	零垃圾社會推動事業	0.95 (2.1%)	0.84 (1.7%)
振興循環型社會市場相關			
	綠色採購推動效果評估等經費	0.05 (0.1%)	0.03 (0.06%)
	事業廢棄物處理優良化計畫	0.52 (1.1%)	0.56 (1.1%)
	促進環境經濟整合等經費	0.07 (0.2%)	0.09 (0.2%)
實現安全之廢棄物循環利用與處理相關			
	建構循環型社會形成之綜合資訊系統	0.36 (0.8%)	0.07 (0.1%)
	推廣與普及電子聯單事業	1.8 (3.9%)	0.98 (2%)
	事業廢棄物非法棄置原狀恢復相關經費	39.7 (86.9%)	39.7 (80%)
	事業廢棄物越境轉移相關經費	0.2 (0.4%)	0.16 (0.3%)
	推動亞洲資源循環 Network 相關經費	0 (0)	0.03 (0.06%)
循環型社會基礎建設相關			
	有效率之廢棄物處理設備推動相關調查	0 (0)	0.31 (0.6%)
	未來世代廢棄物處理技術基礎整頓事業	4.03 (8.8%)	4.03 (8.1%)
	推動循環型社會等所需相關經費	1.13 (2.5%)	1.02 (2%)
	環境體驗學習人才育成事業	0 (0)	0.12 (0.2%)
	與內閣府、國土交通省共同支付之促進循環型社會交付金[8]	263.18	483.83

[7] 此處所指 2005、2006 年度主要總經費不包含「與內閣府、國土交通省共同支付之促進循環型社會交付金」。

[8] 促進循環型社會交付金係指中央部會給予地方(市町村)落實建構循環型社會相關執行之補助用。

第四章　日本廢電子電器物品資源回收制度

日本廢電子電器物品資源回收制度分爲兩個法律系統執行，其執行方式亦有若干差異，廢家電部分乃依據家電回收再利用法，而廢資訊物品部分則依據資源有效利用促進法，以下將分別說明之。

4.1 家電回收再利用法

(一) 概要

在面臨掩埋場容量的不足，以及爲促進資源的有效再利用，經過兩年通產省（現經濟產業省）與厚生省（現厚生勞動省）（相當於經濟部與衛生署）的法案協商研討和三年的處理廠技術實證研究，於 1998 年法案通過，2001 年 4 月開始實施「特定家庭用機器再商品化法，簡稱家電回收再利用法」，制度概要如圖 4.1。

1. 對象物品：電視機、電冰箱、洗衣機、冷氣機。(自 2004 年起新增冷凍櫃)

2. 各主體之責任：

(1) 家電製造（輸入）者：生產耐久性商品及可維修之產品，以減少廢棄物產生；設置與公布指定回收貯存場；公布再商品化費用；收取特定廢家電；實施再商品化等相關事宜；符合法定之再商品化率[1]；請求再商品化費用；管理票(亦即聯單)受領確認與交付。

(2) 家電販賣業者：回收四種特定廢家電製品、將回收之廢家電運送至指定回收貯存場、向廢家電排出者收取回收費與再商品化費用，並將收取到之再商品化費用繳至家電回收管理票中心、管理票之交付與保管。

(3) 消費者：透過長久使用特定廢家電，以減少廢棄物產生、排出特定廢家電時，繳交回收費與再商品化費用。(回收費依各販賣店需求訂之；再商品化費用：電冰箱 4,600、冷氣機 3,500、電視機 2,700、洗衣機 2,400 日圓)

(4) 地方政府：致力於此制度之圓融實行。

[1] 四項特定廢家電之再商品化率爲電冰箱 50%、冷氣機 60%、電視機 55%、洗衣機 50%。再商品化率=被再商品化之零件、材料之重量 / 再商品化製品之重量×100% ，本法所指再商品化等包含物質回收再利用及熱回收，但再商品化率目前尚未將熱回收納入計算。

(5) 指定法人：因倒閉而無法執行再商品化或受中小規模之製造業者委託，指定法人須代其執行再商品化之作業。此指定法人由財團法人家電製品協會擔任。

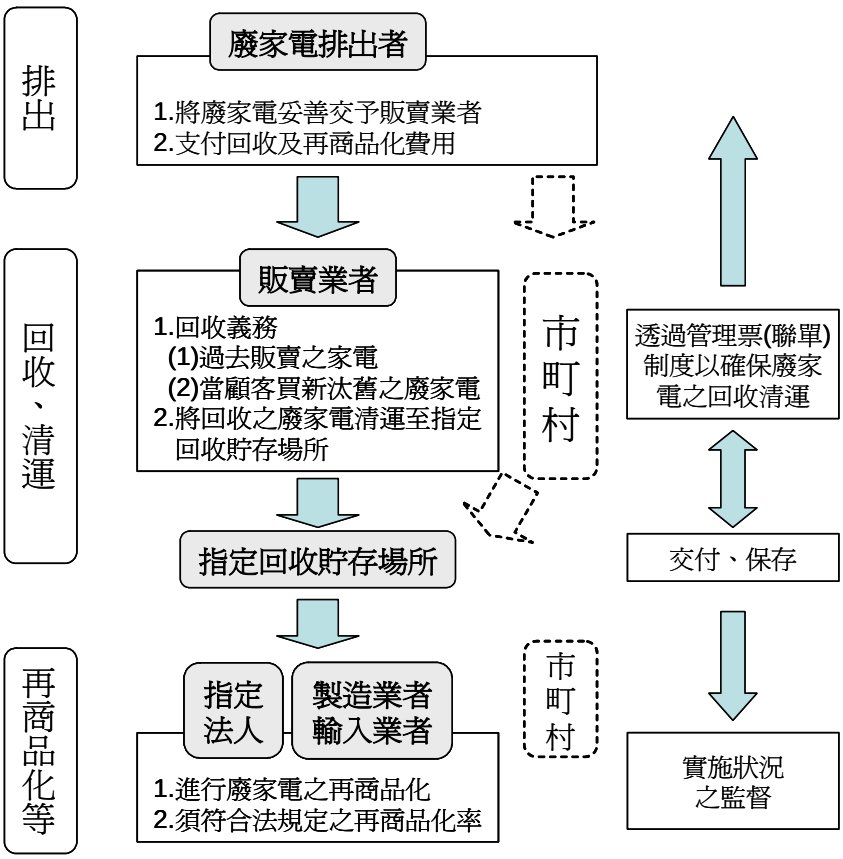

圖 4.1　日本家電回收再利用制度之概要[2、3]

[2] 本圖翻譯自日本經濟產業省與環境省說明家電回收再利用法之資料。

[3] 圖 4.1 中關於「市町村」部分以虛線表示，乃因家電回收再利用法實施前，廢家電之清運及處理爲市町村之責任，因此制度設計上，認爲亦可沿用過去方式可由市町村進行清運與處理。但因家電回收再利用法並未明定市町村有清運與處理之責任，僅說明其責任是採取爲促使該制度之圓融實施之相關措施，因此在目前實際制度運作上，大部分市町村並不接受或執行廢家電物品之清運或處理，以目前日本全國回收之廢家電中約兩成爲透過市町村回收。

(二) 廢家電回收再利用相關實績，其原文資料如附件一(原文資料來源爲廢家電回收再利用法實施檢討小委員會會議資料)。

1. 日本環境省公布之家電回收再利用法自 2001 年實施以來至 2005 年，所進行之廢家電再商品化實績，如表 4.1。

表 4.1　日本 2001 年度~2005 年度廢家電再商品化實績

時間	2001/04/01~2002/03/31				2002/0401~2003/03/31				2003/04/01~2004/03/31			
項目	冷氣機	電視機	電冰箱	洗衣機	冷氣機	電視機	電冰箱	洗衣機	冷氣機	電視機	電冰箱	洗衣機
再商品化處理台數 (單位：萬台)	130	298	214	188	162	252	256	241	158	355	265	266
再商品化處理重量 (單位：萬噸)	5,763	7,998	12,760	5,404	7,201	9,513	14,866	7,105	6,969	9,644	15,353	8,017
再商品化重量 (單位：萬噸)	4,502	5,881	7,636	3,078	5,674	7,211	9,101	4,297	5,706	7,603	9,712	5,229
再商品化率	78%	73%	59%	56%	78%	75%	61%	60%	81%	78%	63%	65%

時間	2004/04/01~2005/03/31				2005/04/01~2006/03/31			
項目	冷氣機	電視機	電冰箱 冷凍櫃	洗衣機	冷氣機	電視機	電冰箱 冷凍櫃	洗衣機
再商品化處理台數 (單位：萬台)	181	378	281	279	199	385	281	295
再商品化處理重量 (單位：萬噸)	7,904	10,320	16,113	8,576	8,581	10,799	16,242	9,280
再商品化重量 (單位：萬噸)	6,494	8,387	10,355	5,871	7,259	8,353	10,828	6,966
再商品化率	82%	81%	64%	68%	84%	77%	66%	75%

2. 2005 年度廢家電各項目之原料再商品化實績，如圖 4.2。

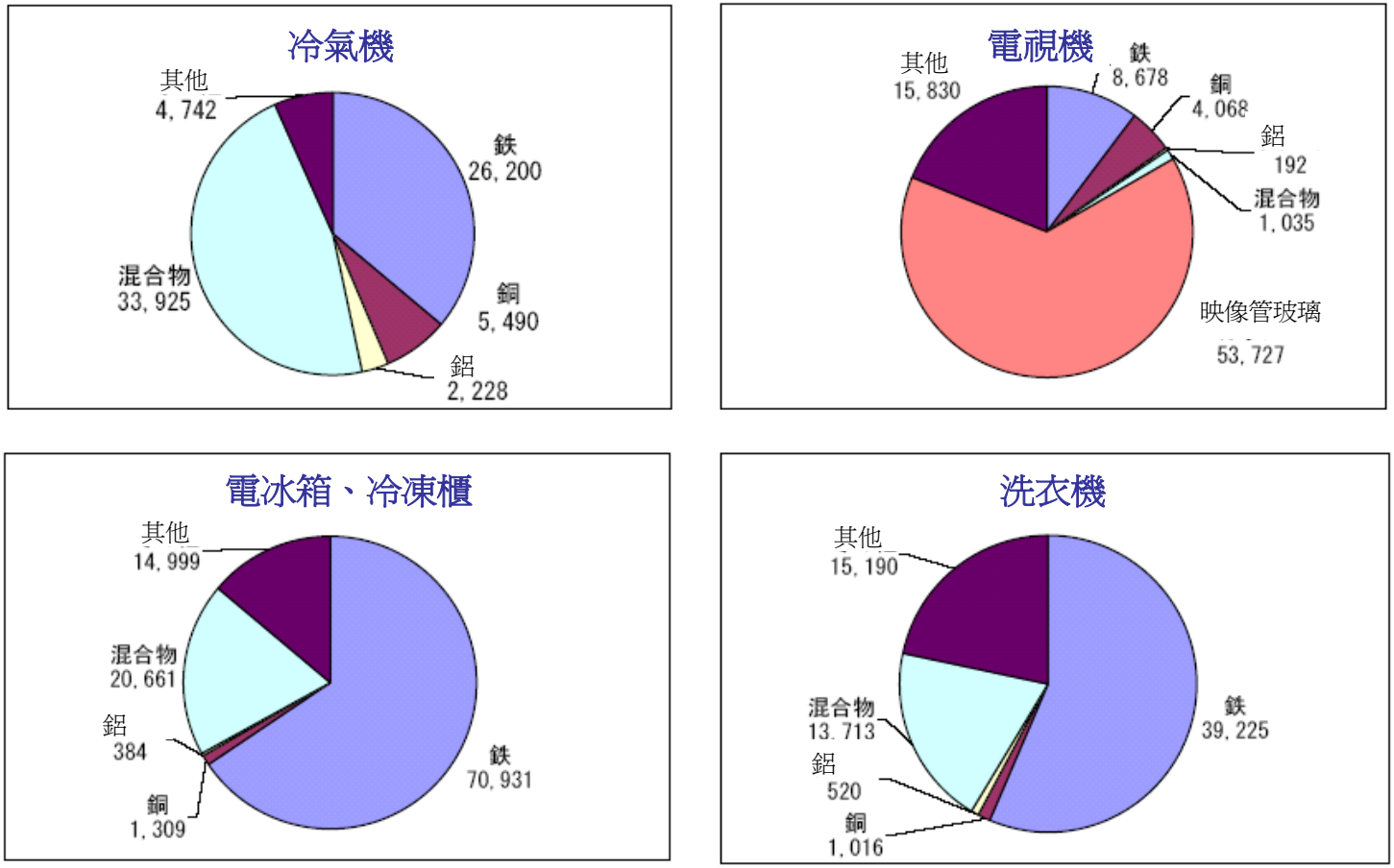

(單位：噸)

圖 4.2　2005 年度項目別之原料再商品化重量

3. 冷氣機、電冰箱之冷煤類回收實績，如圖 4.3。(說明：平成 13 年爲西元 2001 年，平成 17 年爲西元 2005 年)

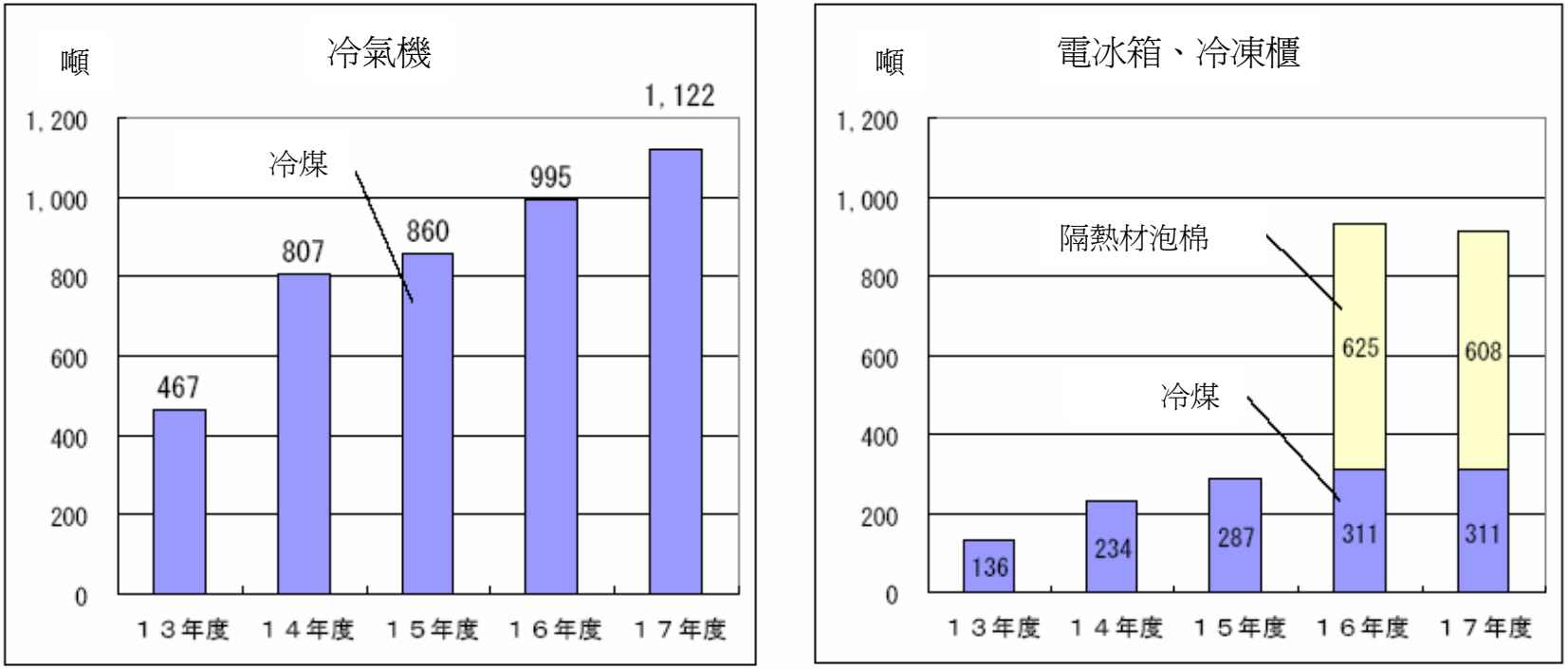

圖 4.3　2001 年度~2005 年度冷氣機、電冰箱之冷煤類回收實績[4]

[4] 自 2004 年 4 月起，家庭用電冰箱與冷凍櫃之隔熱材泡棉必須回收處理。

4. 廢家電非法棄置情形[5]，如圖 4.4。

深色部分之數值爲實際各地方自治體統計之非法棄置台數，全國非法棄置台數爲實際統計台數/該地方自治體人數*全國人口數。(說明：平成 12 年爲西元 2000 年，日本年度期間爲每年 4 月 1 日~次年 3 月 31 日)

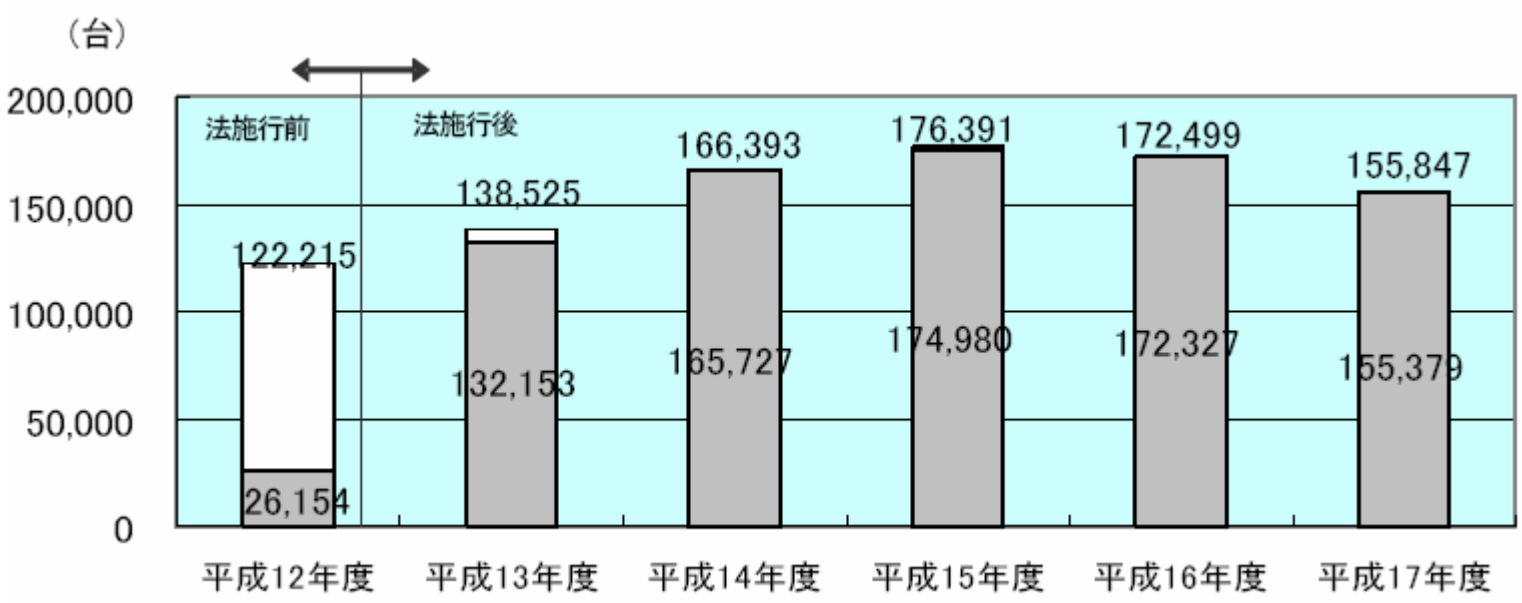

圖 4.4　2000 年度~2005 年度日本廢家電非法棄置情形

[5] 資料來源：日本環境省公布之廢家電非法棄置統計情形，2006 年 11 月 28 日，http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7742。

(三)日本廢家電回收再利用法之檢討

依據日本廢家電回收再利用法，該法正式實施五年後需進行檢討及修正。該法自 2001 年 4 月 1 日正式實施以來，至今(2006 年已滿五年，因此，日本經濟產業省與環境省於 2006 年 6 月 27 日共同設立廢家電回收再利用法實施檢討小委員會，該委員會由產、學及民間團體組成，並邀請地方政府、製造業者、零售業者、市民團體、消費者等共同參與，提供意見。

自 2006 年 6 月 27 日召開第一次會議以來，至今(2006 年 12 月底)計召開六次會議，各次會議時間與主題整理如表 4.2。此外，分別於 2006 年 7 月 28 日~8 月 23 日及 8 月 29 日~9 月 15 日舉辦兩次公開意見募集，其相關意見募集結果(原文)如附件二。

表 4.2　廢家電回收再利用法實施檢討小委員會會議一覽表

會議時間	會議主題
2006.06.27	1. 廢家電回收再利用法概要及實施狀況報告 2. 廢家電回收再利用法評價與檢討方法 3. 其他
2006.07.27	1. 零售業者之意見聽取 2. 製造業者之意見聽取 3. 其他
2006.08.03	1. 地方政府之意見聽取 2. 消費者團體之意見聽取 3. 其他
2006.08.28	1. 廢家電回收再利用制度之檢討事項初步整理 2. 其他
2006.12.11	1. 廢家電回收再利用制度實際運作調查結果報告及檢討事項之整理 2. 其他
2006.12.25	1. 廢家電回收再利用制度具體檢討事項 2. 其他

經過各次會議之召開及公開意見徵詢，各界一致認爲當務之急乃盡可能地掌握未進入廢家電回收再利用體制之流向，並整理出十項廢家電回收再利用制度之檢討方向(原文如附件二之資料 3)，以作爲後續研擬改善措施之依據。說明如下：

1. 強化防止非法棄置之相關措施：近年廢家電回收再利用法對象物品之非法棄置台數每年達 17 萬台，遠遠超出法實施前環境省所估計的每年 12 萬台。由於非法棄置將造成龐大的社會成本，因此需研擬相關措施，以加強防止非法棄置。

2. 促進綠色設計：依據延長生產者責任之精神，在評價各製造業者致力於促進廢家電回收再利用之努力外，更應從促進綠色設計的觀點著手，以檢討該制度應有之推動方式。

3. 推動 3R：現行制度在推動 3R 之成效應如何呈現，以及往後應如何加強該制度的績效與 3R 之間的關係。

4. 回收處理費用：回收處理費用繳納時間點之檢討，以及如何讓回收處理費用更加透明化、甚至讓回收處理費用之金額成爲市場競爭原理之檢討。

5. 對象物品：現行制度之對象物品爲電冰箱、冷氣機、電視機及洗衣機，爲因應家電用品之使用趨勢，如液晶電視愈漸普及，應檢討是否須擴大對象物品。檢討時應以現行對象項目的四個要件爲基礎進行考量，要件爲(1)由市町村處理有困難者、(2)資源的有效利用性、(3)促進綠色設計的可能性、(4)逆向回收之可行性。

6. 再商品化率之定義：現行再商品化率僅以「量」計算，應討論其「質」之部分。另，因 CRT 製造業者皆以外移，造成 CRT 玻璃之再利用無法計入再商品化率乙事，亦應檢討再商品化率之定義。

7. 高效率之回收系統：現行依家電品牌分爲兩個回收管道之檢討，以及因應網路販賣等多樣化之消費型態，以提高回收系統之效率。

8. 離島回收清運成本之檢討：由於離島廢家電之回收清運費較高，應研擬減輕離島回收清運成本之相關措施。

9. 對於各主體之宣導：加強對於消費者、零售業者、製造業者等相關主體之宣導工作，使各主體更爲瞭解該制度之目的、運作方式、各自之責任與義務及成果。

10. 既有業者定位：在製造業者負有再商品化義務之制度中，既有處理業者定位之檢討。

上述未來日本將檢討方向中，在此本計畫團隊進一步針對未進入廢家電回收再利用體制之流向及對象物品之檢討兩點說明，以作爲參考。

1. 未進入廢家電回收再利用體制之流向

目前日本國內推估每年平均約有 2,100 萬台廢四機，但依據家電回收再利用法，由製造業者回收的廢四機數量約 1,100 萬台，因此回收率約爲五成，另外五成的廢家電回收處理工作是如何進行則無明確掌握，這也引起未進入回收再利用體系的廢家電是否被再商品化或妥善處理、廢家電是否被假借中古產品之名，輸出至東南亞其他國家行處理之實等問題。依據日本國立環境研究所調查，廢家電可能流向如圖 4.5。

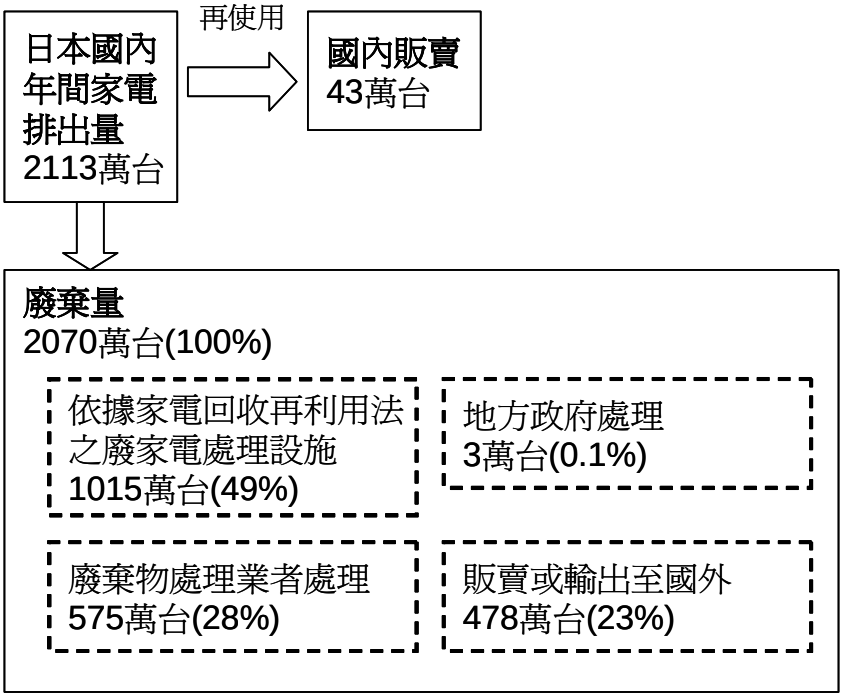

圖 4.5　日本國立環境研究所調查之廢家電可能流向[6]

以下就日本國內中古電氣用品之管理方式，以及日本經濟產業省針對廢家電輸出進行之調查結果簡單說明之。

[6] 因四捨五入關係，故廢棄物量總數與虛線方塊中之數量總合有誤差。

(1) 日本國內中古電氣用品之管理

由圖 4.5 可發現家電排出量的 2%在日本國內以中古物品進行再使用，目前日本對於國內電氣物品之安全，並未中古物品進行專門法令規定之管理，乃以全面性電氣物品(無論是新品或中古物品)，係依據電氣用品安全法規定執行，其中包括中古電氣用品業者，以下簡要說明。

- 電氣用品安全法：在進行電氣用品之製造或輸入時，製造業者(中古電氣用品業者)、輸入業者需向經濟相關部門提出申請、確認是否符合國家或國際相關標準、接受適合性檢查(僅公告之特定電氣用品)、進行自主檢查、標示「PSE[7]」標誌等程序；而販賣業者僅能販賣標有「PSE」標誌之產品，流程圖如圖 4.6。

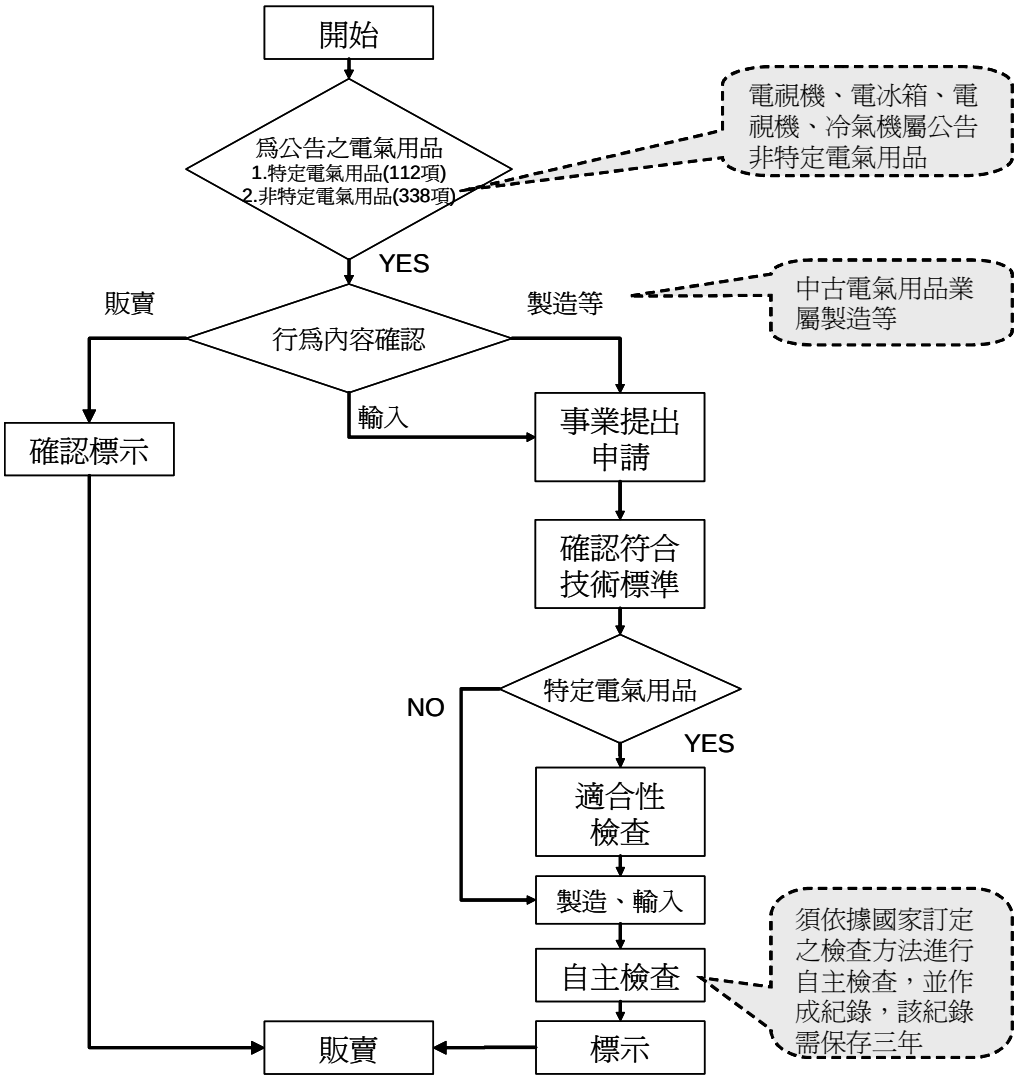

圖 4.6 日本電氣用品安全法流程圖[8]

[7] PSE 爲 Product Safety 及 Electrical Appliance & Materials 之簡稱。
[8] 資料來源：日本經濟產業省，「製品安全網頁之電氣用品安全法」，

◆ 「PSE」標誌如圖 4.7、4.8。

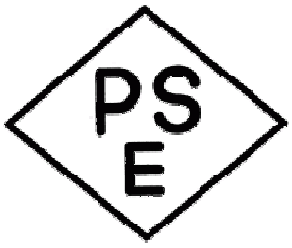

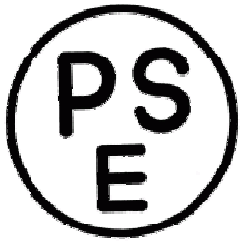

圖 4.7　公告之特定電氣用品標誌　　圖 4.8　公告之非特定電氣用品標誌

(2) 日本廢家電輸出之相關調查

而依據日本經濟產業省委託神鋼調查(限)公司，進行「中國廢棄物回收處理相關政策之實態調查(2004.03.31)」中，其中第二章提及日本 2003 年中古家電製品之輸出，針對中古電視機、電冰箱、洗衣機及冷氣機輸出情形進行調查研究，以下摘要之。

◆ 中古家電輸出量之推估方法：利用財務省貿易統計中每月實際輸出量與輸出金額求出平均輸出單價，再與從中古家電輸出業者調查之項目別之輸出單價進行比較，比較結果若其平均輸出單價低於中古家電輸出業者提供之金額者，就視爲該輸出家電製品爲中古品。

◆ 中古家電輸出業者提供之中古家電單價，冷氣機 10,000 日圓以下、電冰箱 5,000 日圓以下、洗衣機 5,000 日圓以下、映像管式電視機 5,000 日圓以下。

◆ 2003 年日本中古電視機、電冰箱、洗衣機及冷氣機輸出情形，如表 4.3。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm。該流程圖翻譯至「電氣用品安全法手續案內」，http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/index.htm。

表 4.3　2003 年日本中古四機輸出情形

	映像管式電視	電冰箱	洗衣機	冷氣機
總輸出量	224 萬台	7.5 萬台	11.1 萬台	41.5 萬台
中古品推估輸出量(%[9])	203 萬台 (90%)	4.7 萬台 (62%)	3.2 萬台 (29%)	23.3 萬台 (56%)
前三大主要輸出目的地 (台數，%[10])	香港 (128 萬台，63%)	阿拉伯聯合國 (1.3 萬台，28%)	阿拉伯聯合國 (1.3 萬台，41%)	香港 (16 萬台，69%)
	菲律賓 (41 萬台，20%)	多明尼加共和國 (1 萬台，21%)	柬埔寨 (0.5 萬台，17%)	柬埔寨 (1.6 萬台，7%)
	柬埔寨 (21 萬台，10%)	沙烏地阿拉伯 (0.6 萬台，12%)	越南 (0.5 萬台，16%)	黎巴嫩 (0.9 萬台，4%)

- 另外，該單位亦針對輸出至香港最大宗中古的電視機與冷氣機，與香港輸入之貿易統計資料進行交叉比對，發現以下情事：
  - 香港貿易統計資料顯示，2003 年自日本輸入之彩色電視機(含映像管式、液晶之新舊品)計 48 萬台，但日本財務省貿易統計之輸出至香港之台數達 137 萬台(其中約 128 萬台推測爲中古品)，可推知約有三分之二由日本輸出之電視機實際上並未進入香港。
  - 香港貿易統計中有一「再輸出」之資料，2003 年從香港再輸出的彩色電視機量達 596 萬台，其中平均輸出單價低於 5000 日圓以下的台數計 181 萬台。而以再輸出之目的地來看，以再輸出至歐洲地區約 108 萬台、中東及中亞地區約 67 萬台、中南美地區約 4 萬台、非洲地區約 2 萬台，由此可推測從日本輸出之中古品經由香港再輸出至前述其他國家之可能性非常高。
  - 香港貿易統計資料顯示，2003 年自日本輸入之冷氣機計 28 萬台，日本財務省貿易統計之輸出至香港之台數約 29.7 萬台，有相當之吻合。但以平均輸出單價 10,000 元以下的數量來看，香港統計約 19 萬台，日本統計爲 16 萬台，有些許差異。
  - 以香港之再輸出資料來看，2003 年冷氣機之再輸出量爲 65.5 萬台，而平均輸出單價 10,000 元以下的約 1.5 萬台，再輸出目的地國包括美國、菲律賓、墨西哥等。

[9] 此處之百分比係指該項總輸出量中，中古品之所占比例。
[10] 此處之百分比係指占中古品推估輸出量之百分比。

- 由此調查可推論，自日本輸出約 16 萬台之中古冷氣機，幾乎直接輸入至香港被使用。

2. 日本家電回收再利用法之對象物品之檢討

在日本家電回收再利用法的檢討會議中，亦有不少除現行的四項對象物品外，是否應考慮擴大項目的提議，而同樣的議題對我國來說也是值得探討的方向，因此本計畫團隊整理在日本檢討會中被提出的思考方向，以作爲我國參考。

(1) 需運送物品外之物品若納爲對象物品，或許可考慮押金制的方式

(2) 對象物品之擴大應可討論與國際動向之整合，如與歐盟 WEEE 指令之項目

(3) 微波爐、錄影機、電話、熱水瓶、電子鍋等應納爲對象物品

(4) 已有一半以上的家電量販店回收微波爐、吸塵器、錄影機等，所以應可將其納爲對象物品

(5) 由政府執行微波爐、乾衣機、暖爐、電動按摩椅等之回收處理有其困難，但含再生可能性之資源不都應該納爲對象物品嗎？

(6) 擴大對象物品的同時，亦應考慮並維持現行高效率的逆向回收方式

(7) 從經濟效益的觀點來看，對象物品擴大至小型產品須審慎以對

(8) 應在符合現行法的條件下來考慮對象物品的擴大

(9) 液晶電視、乾衣機、微波爐等大型較重的家電應納爲對象物品

(10) 應明確業務用產品

(11) 大型、較重、含有有害物質的廢家電不都應該納爲對象物品嗎？

(12) 有破損之廢製品的允收標準應明確化

(13) 不管廢家電是否有破損，不是都應該進行回收處理嗎？

4.2 資訊物品回收再利用制度

由於電腦產業之技術日益更新，產品更新的速度飛快，已經造成許多電腦製品在未達其壽命週期，就已遭廢棄之命運。根據日本資料顯示，於 1998 年之電腦廢棄總量爲 4.5 萬噸（其中事業用電腦爲 3.7 萬噸，家庭用電腦爲 0.8 萬噸），到了 2000 年之廢棄總量已激增至 10 萬噸左右。掩埋場不足加上爲促使資源的有效利用，因此依據資源回收再利用促進法推動廢資訊物品之資源回收。

(一) 概要

1. 對象項目：桌上型電腦、筆記型電腦、CRT 螢幕、液晶螢幕。
2. 實施階段：

   (1) 事業體產生之廢資訊物品：自 2001 年 4 月 1 日起開始實施

   (2) 家庭產生之廢資訊物品：自 2003 年 10 月 1 日起開始實施
3. 實施方法：

   製造業者（輸入業者）對自行製造（輸入）之電腦製品有將其回收、再資源化之責任。製造業者（輸入業者）須設置回收據點，可自行回收或委託物流業者進行回收工作；至於廢電腦製品之再資源化工作，製造業者（輸入業者）可與既存廢棄物處理業者合作。

   關於回收及再資源化費用由使用者負擔，該費用金額則由各製造業者(輸入業者)各自訂之，而繳費時期，事業用資訊物品於回收時徵收，至於家庭用資訊物品，若在此制度實施前購買者，於丟棄時付費；而制度實施後則於購買資訊物品時繳交。

4. 法定之再資源化目標，如表 4.4：

表 4.4　日本廢資訊物品再資源化目標

項目	桌上型電腦	筆記型電腦	CRT 螢幕	液晶螢幕
再資源化率[11]	50%	20%	55%	55%

[11] 再資源化率＝(當作零件進行再利用之重量+當作原材料進行再利用之重量)/處理之廢資訊物品重量，此處所指再資源化率不包含熱回收。

(二)廢資訊物品再資源化實績，如表 4.5 及表 4.6。

1. 事業用電腦

表 4.5　日本 2002 年度~2005 年度事業用電腦回收再利用實績

時間	2002 年度				2003 年度			
項目	桌上型電腦	筆記型電腦	CRT 螢幕	液晶螢幕	桌上型電腦	筆記型電腦	CRT 螢幕	液晶螢幕
自主回收重量(噸)	2,038	295	3,308	60	2,121	383	3,231	157
自主回收台數(台)	175,317	90,160	208,423	8,384	190,703	124,256	192,666	25,451
處理重量(噸)	1,748	223	2,888	43	1,970	259	2,747	108
處理台數(台)	150,872	66,095	184,194	5,664	163,764	83,778	164,899	18,660
再資源化量(噸)	1,313	98	1,926	27	1,387	126	1,948	69
再資源化率(%)	75.1	43.8	66.7	63.0	77.5	48.7	70.9	63.4
時間	2004 年度				2005 年度			
項目	桌上型電腦	筆記型電腦	CRT 螢幕	液晶螢幕	桌上型電腦	筆記型電腦	CRT 螢幕	液晶螢幕
自主回收重量(噸)	2,053	383	3,030	263	2,058	439	2,846	358
自主回收台數(台)	188,811	120,143	182,797	40,929	186,663	136,049	176,828	56,653
處理重量(噸)	1,621	256	2,514	183	1,672	329	2,502	239
處理台數(台)	152,721	78,042	159,232	31,955	152,810	99,111	153,733	44,368
再資源化量(噸)	1,259	142	1,793	117	1,327	181	1,922	162
再資源化率(%)	77.7	55.5	71.3	63.9	79.4	55.0	76.8	67.8

※資料來源：日本經濟產業省統計，本計畫團隊整理。

※日本年度期間爲每年 4 月 1 日~次年 3 月 31 日止。

2. 家庭用電腦

表 4.6　日本 2003 年度~2005 年度家庭用電腦回收再利用實績

時間	2003 年度(下半年度)				2004 年度			
項目	桌上型電腦	筆記型電腦	CRT 螢幕	液晶螢幕	桌上型電腦	筆記型電腦	CRT 螢幕	液晶螢幕
自主回收台數	計 78,068 台				計 219,999 台			
處理重量(噸)	270	18	550	11	898	56	1,839	49
處理台數(台)	22,343	5,022	31,151	1,718	80,064	18,894	106,494	8,233
再資源化量(噸)	209	9	390	7	679	29	1,424	32
再資源化率(%)	77.5	48.7	70.9	63.4	75.6	51.8	77.4	65.3

時間	2005 年度			
項目	桌上型電腦	筆記型電腦	CRT 螢幕	液晶螢幕
自主回收台數	計 321,251 台			
處理重量(噸)	1,194	93	2,137	101
處理台數(台)	105,950	30,923	127,735	17,643
再資源化量(噸)	827	43	1,645	64
再資源化率(%)	69.3	46.2	77.0	63.4

※資料來源：日本經濟產業省統計，本計畫團隊整理。
※日本年度期間爲每年 4 月 1 日~次年 3 月 31 日止。

4.3 我國廢電子電器物品資源回收制度與日本之比較

經過前兩節針對日本廢電子電器物品之資源回收制度之進行研究後，可發現目前對象項目大致相同、制度基本精神亦相同，而我國廢電子電器物品資源回收制度之實施時間較日本早，實際執行方式有所不同，以下提出兩國主要差異點加以說明，並從法規面、執行面、管理面及技術面等四個面向，以表列方式比較我國廢電子電器物品現行之資源回收制度與日本之差異，如表 4.6。

(一)法規面

1. 法體制不同

日本在資源回收相關法令上，針對特別物品之特殊性質分別訂定物品別之回收再利用法，如家電回收再利用法亦即如此；而我國各項應回收物品之回收再利用係以廢清法第十五條爲依據訂定各相關子法並依其公告執行之，此方式與日本廢資訊物品之資源回收制度較爲相似。

2. 法定責任主體之不同

在整個資源回收制度中，從政府、製造業者、零售業者乃至於使用者等每個環節皆有其應有之責任與義務，日本各物品之回收再利用法皆明確定義，在該法中各相關主體之責任義務，相較之下，而我國在使用者與地方政府之責任義務無明確說明。

(二)執行面

1. 製造業者責任不同

我國與日本在資源回收制度上皆秉持延伸製造者責任之精神，其回收處理責任皆爲製造業者所有，但實際執行方式上，我國之製造業者僅需負擔回收清除處理費，日本之製造業者則負有回收與處理之實質責任，亦即日本之製造業者須自行建立回收管道、回收據點及執行廢棄物品再商品化或再資源化。

2. 使用者責任不同

日本之資源回收制度中亦納入使用者付費之觀念，使用者需負擔該產

品之回收處理所需之相關費用，此外更於法令中明定使用者有將廢棄物品依循合法之回收管道，以利回收再利用之責任。反之，我國對於使用者責任則無明確規定。

(三)管理面

1. 流向管理

由於日本乃由使用者付費方式，因此從消費者到回收再利用處理廠的各階段以管理票(聯單)進行流向管理，而我國則無。

2. 確保對象物品妥善回收處理

由於我國採補貼制度，因此由環保署委託稽核認證團體確認各回收處理廠在處理對象物品之適當性；而日本則是規定製造業、輸入業者須紀錄廢家電再商品化之相關實績，主管機關可以要求製造業、輸入業者提供相關資料或進行現勘等。

(四)技術面

目前日本與我國處理廠在廢家電與廢資訊物品的處理技術上，並無太大差異，因此，在這部分乃比較兩國對於處理技術上的規定，經比較發現日本對於處理方式較爲簡單，針對廢家電之處理方式規定於「經環境大臣訂定特定家庭用機器一般廢棄物及特定家庭用機器事業廢棄物之再生或處分方式」，但針對資訊物品則無相關規定，僅說明其應依照再使用、再生利用及熱回收之處理原則；而我國對於廢家電之處理方式訂定於「廢電子電器物品回收貯存清除處理方法及設施標準」、廢資訊物品之處理方式訂定於「廢資訊物品回收貯存清除處理方法及設施標準」。

表 4.7　我國廢電子電器物品資源回收制度與日本之比較

項目		台灣		日本	
		廢家電	廢資訊物品	廢家電	廢資訊物品
法規面	法源依據	廢清法	廢清法	家電回收再利用法	資源回收再利用促進法
	實施日期	1998 年 3 月	1998 年 7 月	2001 年 4 月	1. 事業：2001 年 4 月 2. 家庭：2003 年 10 月
	對象物品	電視、冰箱、冷氣機、洗衣機[12]	筆記型電腦、印表機、機殼、主機板、螢幕、硬碟、電源供應器[13]	電視、冰箱、冷氣機、洗衣機	桌上型電腦、筆記型電腦、CRT 螢幕、液晶螢幕
	法定主體責任者	1. 中央主管機關 2. 製造及輸入業者 3. 販賣業者	1. 中央主管機關 2. 製造及輸入業者 3. 販賣業者	1. 國家 2. 製造及輸入業者 3. 販賣業者 4. 使用者 5. 地方政府	1. 國家 2. 製造及輸入業者 3. 使用者 4. 地方政府
	中央主管機關 / 國家法定責任	應回收項目、費率、相關管理辦法之公告	應回收項目、費率、相關管理辦法之公告	1. 進行對象物品回收處理之相關技術、費用等研究及其成果之提供 2. 透過教育、宣導活動讓國民瞭解促進該制度並促使其配合	相關科學技術之振興、資金之確保、綠色採購、取得國民之理解等
	製造、輸入業者法定責任	負責回收、清除、處理工作	負責回收、清除、處理工作	1. 耐久性及可修理性產品之製造 2. 廢家電之再商品化 3. 建立逆向回收管道	1. 耐久性及可修理性產品之製造 2. 廢資訊物品之再資源化 3. 建立逆向回收管道

[12] 自 96 年 7 月 1 日起新增電風扇爲廢電子電器類公告應回收項目。
[13] 自 96 年 7 月 1 日起新增鍵盤爲廢資訊物品類公告應回收項目。

項目		台灣		日本	
		廢家電	廢資訊物品	廢家電	廢資訊物品
	販賣業者法定責任	負責回收、清除工作	負責回收、清除工作	1. 產品正確使用之相關資訊提供 2. 接受消費者之廢家電，將其交給製造業者指定場所 3. 管理票(聯單之妥善保管)	無明定
	使用者法定責任	無明定	無明定	1. 長期間使用，以減少廢棄物產生 2. 將廢家電妥善交由販賣業者 3. 繳交回收清運費與再商品化費用 4. 管理票(聯單之妥善保管)	1. 長期間使用，並促進再生零件、再生資源之使用 2. 繳交再資源化費用 3. 向製造業者、輸入業者聯繫回收廢資訊物品
	地方政府法定責任	無明定	無明定	配合國家政策，採取促進本法順利執行之相關措施	配合該地方之經濟及社會條件，採取促進資源有效利用之措施
執行面	中央主管機關/國家實際執行工作	同法規面法定責任	同法規面法定責任	同法規面法定責任	同法規面法定責任
	製造、輸入業者實際執行工作	繳納回收處理費用，委託基管會代爲執行回收處理工作	繳納回收處理費用，委託基管會代爲執行回收處理工作	同法規面法定責任	同法規面法定責任
	販賣業者實際執行工作	回收、清除責任爲非強制性	回收、清除責任爲非強制性	同法規面法定責任	同法規面法定責任
	使用者主要責任	同法規面法定責任	同法規面法定責任	同法規面法定責任	同法規面法定責任

項目		台灣		日本	
		廢家電	廢資訊物品	廢家電	廢資訊物品
	地方政府實際執行工作	配合資源四合一制度，在清運家戶垃圾時順便執行資源回收之工作	配合資源四合一制度，在清運家戶垃圾時順便執行資源回收之工作	1. 少數地方政府進行廢家電之回收處理工作 2. 防止非法棄置相關措施 3. 宣導教育	1. 防止非法棄置之相關措施 2. 宣導教育
	廢棄物品回收方式	1. 交由清潔隊 2. 交由回收商 3. 交由販賣業者 4. 自行清運	1. 交由清潔隊 2. 交由回收商 3. 交由販賣業者 4. 自行清運	1. 交由家電販賣業者 2. 自行清運至指定場所	1. 事業：交由各製造業者指定之清運業者或自行清運至各製造業者指定資源化處理設施 2. 家庭：郵寄或自行清運至指定場所
	回收處理費負擔者	製造、輸入業者	製造、輸入業者	消費者	消費者
	回收處理費徵收時間點	每兩個月依據營業量、進口量繳納	每兩個月依據營業量、進口量繳納	廢棄時	1. 法實施前：廢棄時 2. 法實施後：產品購買時(事業用 2001.04 以後；家庭用 2003.10 以後)
管理面	回收處理費保管	環保署基管會	環保署基管會	財團法人家電製品協會家電回收處理券中心保管	製造業者各自保管
	對象物品之流向管理	無特定方式	無特定方式	1. 聯單方式 2. 環境省統計各地方非法棄置情形並公布	1. 聯單方式 2. 環境省統計各地方非法棄置情形並公布
	確保對象物品妥善回收處理之機制	環保署基管會委託稽核認證團體確認	環保署基管會委託稽核認證團體確認	製造、輸入業者須紀錄廢家電再商品化之相關實績	製造、輸入業者須紀錄廢資訊物品再資源化之相關實績
	實績管理	基管會定期公布稽核認證量	基管會定期公布稽核認證量	環境省公布全國之廢家電再商品化實績	經濟產業省公布全國之廢資訊物品再資源化實績

項目		台灣		日本	
		廢家電	廢資訊物品	廢家電	廢資訊物品
技術面	處理技術之相關規定	1. 廢家電之處理應先去除電線 2. 含汞零組件應以非破壞方式收集，汞蒸氣不得外洩大氣，並貯存密閉容器 3. 處理廢電視機時，陰極射線管應先除真空，分離錐管玻璃與面板玻璃，並收集螢光粉後貯存於密閉容器 4. 處理廢洗衣機，應先取下馬達 5. 處理廢電冰箱、廢冷暖氣機時，應先抽取冷媒及潤滑油 6. 處理廢冰箱箱體應於密閉負壓力設施中破碎；使用冷媒液化系統或吸附設備，回收隔熱材中之發泡劑；廢冰箱之處理設施應具備隔音設備、粉塵收集系統及採取必要之防爆措施 7. 稽核認證補貼之主軸元件包括電視之偏向軛、冰箱之壓縮機、洗衣機之馬達、冷氣機之壓縮機	1. 廢資訊物品之處理應先去除電線 2. 含汞零組件應以非破壞方式收集，汞蒸氣不得外洩大氣，並貯存密閉容器 3. 液晶顯示器以非破壞方式去除，其包覆之液晶不得洩漏，並貯存於具備防滲漏及溢出功能之容器 4. 處理廢監視器時，陰極射線管應先除真空，分離錐管與面板玻璃，並收集螢光粉後貯存於密閉容器 5. 廢資訊物品積體電路板(IC 板)之電容器，其直徑超過一公分或高度超過二公分(含體積相同)者，應以非破壞方式去除。經非破壞方式去除之廢 IC 板，應將粒徑粉碎至 0.五公分以下後進行金屬與非金屬分選作業。 6. 稽核認證補貼之主軸元件包括監視器之偏向軛、主機之電源器、主機板、硬碟、筆記型電腦之液晶顯示器、印表機之介面卡	1. 分離並回收廢家電中所含之鐵、鋁、銅 2. 電視機之映像管，應將面板玻璃與錐管玻璃分離，並將其切碎 3. 電視機之主機板，應將變壓器取下後，將其電路板融熔等方式回收金屬及其他零件 4. 電冰箱與冷暖氣機之冷媒、隔熱材中之發泡劑等應採用避免該物質發散之方式回收	未加以規定，僅說明對象物品之一部分或全部可再使用者進行再使用；無法再使用者應進行再生利用；而無法再使用及再生利用者，應進行熱回收

4.4 借鏡日本資源回收制度

從第 4.1、4.2 節對日本廢家電及廢資訊物品之資源回收制度有初步瞭解，接著於第 4.3 節針對我國與日本廢家電及廢資訊物品資源回收制度進行簡單比較，最後於本節將提出五點值得我國借鏡之處，以作爲參考。

(一)　特定物品有其個別法

綜觀日本特定物品之資源回收相關法律，皆於開頭便開宗明義地說明本法目的、相關名詞定義、基本方針以及各主體之責任義務，讓大家清楚地瞭解該法的目的及各自所扮演之角色及應負之責任。而我國公告應回收物品資源回收制度之法源依據爲廢清法第十五條，因此在相關目的、各主體責任義務等，無法像日本用一個法律詳盡說明之。

(二)　特定物品回收再利用相關法律之立法精神不僅止於「回收再利用」

從相關法律之各主體之責任義務來看，相關法律不僅僅針對資源之回收再利用，更提及製造業者等需致力於產品的耐用性及繕修制度之建立、販賣業者提供消費者可長期使用產品之相關資訊、消費者應長期使用產品等基本原則，雖上述原則屬宣示性質，但其背後的意義在於讓大家了解進入「回收再利用」階段之前，製造業者要生產可長期使用、易維修的產品，而消費者應使產品物盡其用，最後才是採取回收再利用方式，讓有用的資源循環再利用。

(三)　落實延伸生產者責任，促進綠色產品之設計

從第 4.3 節日本與我國法規面的比較中可以發現，在推動資源回收工作中，製造業者等的責任皆爲回收、清除、處理，但就實際執行層面來看，我國製造業者等僅繳納回收處理費，委託環保署基管會代爲執行相關工作，相較於此日本逆向回收管道的建立到對象物品的再商品化、再資源化皆由製造業者實際執行，真正落實了延伸生產者責任。

另一方面，也由於製造業者執行再商品化及再資源化工作，爲使後續資源回收工作更有效率，製造業者紛紛從設計端開始進行更易拆解、易回收等

產品設計，可說達到促進產品綠色設計之效益。

(四)　明確消費者於資源回收制度之定位，融入「最終使用者付費」之觀念

在日本的資源回收制度當中，使用者亦即消費者也是制度中重要的一環，其負有長期使用產品、負擔回收處理費用及將廢棄物品妥善交由回收管道之責任與義務。如此法律及制度之設計，清楚定位使用者在資源回收制度中所扮演的角色，更讓使用者瞭解在建構循環型社會過程中，本身所能做的事爲何。

日本家電回收再利用法可說是，第一個以外加費用方式，要求產品最終使用者負擔其回收處理費用的法律，法推動之初，預測該作法一定會產生爲逃避付費而導致非法棄置，就實際狀況來看，目前日本確實也爲防止廢家電非法棄置採取許多配套措施，該問題也還存在，但就後續日本推動的廢資訊物品、廢車之資源回收制度中，一樣採取最終使用者付費，只不過實施方式改爲購買時付費。日本透過制度之實施，將「善用資源」、「消費者對於廢棄產品之資源回收亦有一定程度的責任」等觀念潛移默化讓使用者知道、理解，進而逐漸接受。

(五)　公部門跨部會合作

在家電回收再利用法實施五年後，日本針對該制度進行大規模之檢討，而該檢討會議是由主管資源回收事務的環保機關與主管製造業者的經濟機關共同合作主導，在檢討過程的前半年更是召開六次會議、辦理兩次公開意見徵詢，廣納各方意見，歸納出十點重點方向，而後續將針對重點方向進行改善作法之討論。

第五章　案例研究

本計畫團隊藉由案例研究及實際參訪方式，選定 2005 日本國際博覽會之廢棄物對策及北九州 ECO TOWN 作爲案例研究對象，以深入瞭解日本在循環型社會及廢電子電器物品資源回收再利用之作法與推動現況。選擇 2005 日本國際博覽會作爲案例，主要是因爲該博覽會可說是落實循環型社會的實踐縮影，該博覽會自規劃階段便全面考量到如何不破壞原有生態並與其自然環境調和，以及博覽會結束後如何恢復原有面貌、將廢棄物產出降到最低。而北九州 ECO TOWN 是爲建構循環型社會中的一環，其中亦有設置廢電子電器物品回收處理廠，是瞭解日本廢電子電器物品資源回收再利用現況最佳之地。以下將分別於第 5.1 節~第 5.3 節分述參訪行程、2005 日本國際博覽會，以及北九州 ECO TOWN 參訪紀錄，附件三爲參訪摘要整理。

5.1 參訪行程

本計畫團隊實際赴日參訪，以瞭解日本循環型社會推動現況，行程如表 5.1。

(一)　參訪時間：2006 年 12 月 15 日(五)~2006 年 12 月 19 日(二)

(二)　參訪行程大綱：

表 5.1　赴日參訪行程

日期	時間	行程
12/15(五)	~11：35	台北出發－＞日本中部國際機場
	14：30~17：00	社團法人環境創造研究中心
12/16(六)	09：00~12：00	磁浮列車及愛地球博覽會紀念公園
	14：30~18：00	新幹線移動至北九州
12/17(日)	14：00~15：30	北九州市環境博物館
12/18(一)	09：00~17：00	日本北九州生態科技城(ECO TOWN)
12/19(二)	10：00~	日本福岡機場出發－＞台北

(三) 詳細行程

1. 參訪主題：2005 年日本國際博覽會

日期/時間	主題	地點
12 月 15 日(五) 14：30~17：00	介紹 2005 年日本國際博覽會 1. 簡介 2. 博覽會成果與檢討 3. 會址恢復原貌之努力	社團法人環境創造研究中心
12 月 16 日(六) 09：00～12：00	1. 體驗 LINIMO 磁浮列車 2. 國際博覽會原會場現況勘查	愛地球博覽會紀念公園

2. 參訪主題：北九州 ECO TOWN

日期：12 月 18 日(一)

時間	行程
09：00～09：40	日本北九州市政府拜會市長暨意見交流
10：10～11：00	日本北九州 ECO TOWN 事業概要說明
11：10～12：00	廢家電回收處理廠參訪
13：00～14：10	西日本廢車回收處理廠參訪
14：20～15：00	OA 機器回收處理廠參訪
15：10～15：50	廢日光燈回收處理廠參訪
16：00～17：00	融熔爐（處理 ASR）參訪

3. 其他：北九州市環境博物館

本計畫團隊於 12 月 17 日另安排一參訪地點－北九州市環境博物館，該博物館乃爲提供北九州市民環境教育之據點，更是各主體如企業、政府、NGO 團體與市民進行環境交流之處。該博物館分爲五個展示區：北九州市發展史區、解決公害歷程區、都市與環境問題區、環境技術與 ECO LIFE 區、北九州市願景區。

5.2 2005 年日本國際博覽會與參訪摘要

(一) 概要

2005 年日本國際博覽會（簡稱愛知萬博、愛地球博覽會）舉辦地點於日本愛知縣，舉辦期間自 2005 年 3 月 25 日至 2005 年 9 月 25 日，博覽會主題爲「自然的睿智(Nature's Wisdom)」，並配合全球未來趨勢設下三個副標題，分別爲迎接 21 世紀技術趨勢的「宇宙、生命與資訊」、因應高齡化社會的「人生智慧」、因應地球環境問題的「邁向循環型社會」。

參與 2005 年日本國際博覽會的單位包括 121 個國家、4 個國際單位以及 9 個民間單位，包括會場建設費、參加者展出費、營運費等博覽會總經費約 3,700 億日圓。依據主辦單位統計，爲期六個月的舉辦期間參觀人次高達 2,200 萬人，遠超過先前預期參觀目標人數的 1,500 萬人次。

(二) 沿革

自日本申請國際博覽會至博覽會結束之沿革，簡要說明如表 5.2：

表 5.2　2005 年日本國際博覽會大事紀

時間	事項
1988.10	日本中央政府與愛知縣政府取得共識共同爭取 2005 年國際博覽會之主辦權。
1990.02	愛知縣政府選定瀨戶市東南部作爲博覽會會場預定地。
1994.06	對外發表博覽會會場預定地－瀨戶市東南部，會場區域約 650 公頃。
1995.12	1. 因原預定會場區域將影響稀有生物之棲息地，變更會場區域範圍，縮小至 540 公頃。 2. 確立本博覽會實施環境影響評估。
1996.04	日本政府向 BIE 提出 2005 年國際博覽會主辦國之申請。
1997.06	BIE 決議 2005 年國際博覽會主辦國由日本取得。
1997.10	成立財團法人 2005 年日本國際博覽會協會。
1998	實施環境影響評估

時間	事項
1999.11	公布「2005 年日本國際博覽會環境影響評估報告」
2001.12	公布「2005 年日本國際博覽會基本計畫」
2002.06	公布「2005 年日本國際博覽會環境影響評估修正報告」
2002.10	動工儀式 土木工程：2002.10~2003.09 建設工程：2003.09~2005.03
2005.03	2005 年日本國際博覽會開幕
2005.09	閉幕後，會場拆解工程開始(約一年)。
2006.12	財團法人 2005 年日本國際博覽會協會解散。

(三) 2005 年日本國際博覽會基本計畫之環境方針

由於此次博覽會主題爲自然的睿智，環境保護問題自然成爲重要的議題之一，因此主辦單位制定環境方針，從會場建設、會場營運、後續的拆解工作等皆依據該方針爲執行準則。

1. 實施環境影響評估：整個博覽會之相關作爲將依據經濟產業省公布之要領進行環境影響評估，致力於減低環境負荷。
2. 原有自然地形及素材之利用：會場計畫及建設需以活用原有地形爲基本原則，採取對環境負荷最低之手法，多加利用原有之木、竹、土等素材。
3. 導入循環型技術之評估：以落實循環型社會爲目標之博覽會，將積極採用新能源、省能源、回收再利用之技術，如水利用方面，有效利用雨水，以減少用水量；廢棄物處理方面，除徹底執行垃圾分類外，積極導入廚餘處理技術，以解決會場內產生的廚餘垃圾。
4. 以 3R 爲目標之建設及營運：選擇建設材料時，以易再使用(Reuse)及再利用(Recycle)之材料爲原則，並以零廢棄爲目標之建設工程與營運。
5. 促進公共交通工具之利用：宣導來場參觀人員多利用大眾運輸工具，以減少二氧化碳之排放。
6. 提供從玩樂中學習之機會：透過各種展示或主題館，讓來場參觀人員從中學習關於地球環境之相關問題，並使其思考個人與環境之關係等。

(四) 參訪概要記錄

1. 參訪時間：12 月 15 日(五)，14：30~17：30

參訪地點：日本社團法人環境創造研究中心

- **日本社團法人環境創造研究中心理事長伊藤達雄致詞：**

(1) 2006 年 6 月來台參加研討會時曾獲陳水扁總統召見，對台灣印象深刻。

(2) 曾擔任會議召集人，探討愛知博覽會瀨戶原會場與原棲地大鷹如何共存，最後將愛知博覽會大部分展區由瀨戶會場移至長久手會場。

(3) 今年是環境創造研究中心設立 30 周年，希望今明兩天安排的參訪，能對台灣有所貢獻。

- **台灣環境保護署主任秘書董德波致詞：**

(1) 由於廢棄物處理使用焚化及掩埋都將遭受越來越嚴重的抗爭，垃圾減量與資源回收勢在必行，環保署亦不斷致力於此。

(2) 愛知博覽會可說是日本循環型社會最佳的寫照，因此，此次拜訪貴單位則是爲深入瞭解愛知博覽會廢棄物對策之作法。

(3) 日本循環型社會的實施經驗值得台灣借鏡，希望建立例行交流。

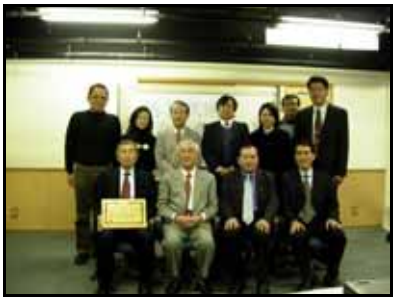

- **環境創造研究中心專務理事兒玉剛則簡報『愛知博覽會廢棄物處理』（由名古屋產業大學林敬三副教授全文翻譯）：**

(1) 愛知日文與愛地（球）同音，舉辦愛知博覽會的目的是希望藉由地球尺度規模的公民參與，形成人與自然關係之重大的意識轉捩點，並具備形成世界級產業技術中樞區域的契機。

(2) 主題：自然的睿智，希望藉由傳承與喊話，活用前人留下的智慧，建立循環型社會。

(3) 愛知博覽會持續 6 個月（185 日開館），花費 3,700 億日圓，共吸引 2,205 萬人參觀，國內旅客主要是來自愛知縣（44%），國外旅客（4.6%）中最多來自台灣，垃圾量亦隨遊客量增減變動。

(4) 愛知博覽會環境思慮的框架包含環境管理系統及環境保護計畫，歷經愛知縣及經產省兩級環評，經歷許多討論，如爲了原棲地大老鷹而轉移主要展場等議題，前後計花費 5 年才達成共識。

(5) 會場整修時即考慮 3R（Reduce、Reuse、Recycle），利用現有建築物（長久手會場原是公園，保留原設施），與地權者協調閉幕後也能保存該設施。爲重複使用展示館，從設計時便導入易拆解、易再利用之結構與建材，並採用模組（Module）結構興建。

(6) 活用自然地形及原有設施，將整地最小化，並透過環狀道路（中央 6 公尺放置木頭碎片與塑膠廢材合成的再生有機木材）及一周 2.6 公里空中走廊（再生鋼製鐵扇柱結構創造沒有高低差的無障礙通道）避免地形的變更，整地時遇到 2,000 根以上障礙木亦移植到會場內其他區域。

(7) 由於會場夏天酷熱，利用 200 種類 20 萬株植物，以長 150 公尺、高 12 公尺的綠化牆及噴灑水霧方式，建立生態肺（Bio-Lung）。其中長久手日本館以竹籠圍住，並採用具超親水性光學催化劑之鋼板屋頂，使用污水處理（中水）在屋頂上灑水，將有機化合物分解成 CO_2 及無害物質。

(8) 長久手日本館建築材料活用間伐材、竹子及以植物爲原料之生物可分解性塑膠。外部照明利用太陽能電池及 LED 燈以達節能，更利用館內冷排氣、階梯狀瀑布、屋頂灑水、局部空調與自然換氣削減熱負荷。每個展示館預定再利用之零件將貼上 RFID，並將其使用狀況及各種資訊對外公開，大會結束後架構『Reuse 日本館』之網頁，以供一般大眾公開競標。

(9) 名古屋市『大地之塔』外壁的水泥板混用名古屋下水道處理的污泥，如此活用廢棄、中古及環保材料的例子多達十多項。有關建設副產物循環再利用率，水泥塊達 98%，柏油達 96%，僅木材之循環再利用率爲 78%，未達目標值 95%。間伐材與再生木亦盡可能再使用，例如瀨戶愛知縣館臨時建築的外壁與地板木材提供給愛知縣下山村（現豐田市）新建之小學重複使用。

(10) 再生能源方面，除日本館及民間館等利用太陽能及風力發電外，長久手政府館更使用太陽能發電、廚餘沼氣發電及保特瓶高溫氣化生物瓦斯發電等三種燃料電池之組合，再加上硫化鈉（NaS）電池當作變動調整電源，以控制電力供需平衡。該系統發電量 2.2MW，提供日本館全部及 NEDO 館部分電力，由於建置經費高昂，大會結束後移至中部國際機場對面繼續使用。

(11) 大會期間垃圾徹底分成 9 類，設置 80 處以上垃圾收集站及牲畜飼養場，並由 2 萬個志工指導分類。由於入口處嚴格禁止攜帶保特瓶、玻璃瓶及鋁罐（食物及瓶裝飲水由區內統一販賣，原本禁止攜帶食物經抗議後解除）。遊客產生平均日垃圾量爲 0.234 公斤。廢棄物處理時將其分成 17 類，發現夏日飲料罐數量對垃圾組成比例有影響。

- **創建株式會社筒井信之社長簡報『名古屋構匠』：**

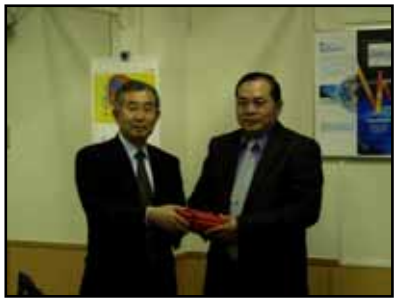

(1) 最近感想：京都議定書的議題對每個人都很重要，但美國總統布希卻漠視它，與美國前副總統高爾的電影『不敢面對的真相』形成對比，昨日再次翻閱美國前總統卡特諮詢委員會報告書『2000 年的地球』(1980 年出版)，發現當時預測之狀況，現在證實均已成真，見證歷史一路走來感觸良多。

(2) 地理資訊系統 GIS 是呈現環境問題的好工具，在愛知博覽會的規劃管理中充分發揮其功用。

(3) 名古屋自古出工匠，故以『名古屋構匠』自居，在此介紹愛知博覽會許多展示館組合架構強度夠又易拆解回收的建築法。

(4) 從大型展示館、入口門牌、演出空間、環境教室、休憩設施、木橋到屋頂的方丈庵（三公尺涼亭），均可藉由一種多接孔球狀接合零件及 2 種長軸零件反覆組合而成，此種組合建築可不斷回收利用，大量減少愛知博覽會結束拆除後的廢棄物。

2. 參訪時間：12 月 16 日(六)，09：00~11：30

參訪地點：愛地球博紀念公園

- **前往愛地球博紀念公園之大眾交通工具『LINIMO』：**

(1) 爲鼓勵愛知博覽會參觀者能多利用大眾交通工具，以減少 CO2 排放，因此於 2000 年開始磁浮列車 LINIMO 之建設。

(2) LINIMO 全長 8.9 公里，最高時速可達 100 公里，起站(藤之丘)到終站(八草)所需時間約 17 分鐘(自名古屋站到紀念公園約需 50 分鐘)。

(3) LINIMO 爲磁浮式移動，故行駛期間不會發出噪音及因摩擦鐵軌而產生的廢棄物，也因如此在 LINIMO 建設過程中並無居民之反對聲浪。

- **愛知縣建設部公園綠地課湯淺健司主查導覽『愛地球博紀念公園』：**

(1) 博覽會後，長久手會場恢復公園使用，目前仍有部分設施施工中，而博覽會中使用的電動車仍保留供巡邏用。

(2) 摩天輪依民意於大會後保留，由博覽會時負責之企業繼續維護。

(3) 保留部分環狀道路及展示館，園內湖泊水坑均維持原貌。

(4) 目前愛地球博紀念公園平日來園人數平均 2,000 多人，假日來園人數平均 6,000 多人。

5.3 北九州 ECO TOWN 與參訪摘要

(一) 背景

北九州自 1900 年代開始發展重工業，因累積許多優異的工業技術經驗，成爲日本四大工業區之一，但伴隨高度工業發展，卻也帶來嚴重的工業污染，1960 年代環保問題成爲當地最頭痛的問題，因此 1970 年代以來，由市民、企業、政府共同致力於環境公害問題的解決。後續配合日本中央政府建立循環型社會之政策，北九州市以過去工業發展及環境保護及復原的經驗，期許成爲一個聚集環境技術及人才的城市，亦即成爲一個動脈與靜脈產業融合的城市。因此，自 1997 年開始積極展開北九州 ECO TOWN 相關發展計畫。

(二) 北九州 ECO TOWN 事業概要

1997 年北九州 ECO TOWN 計畫通過日本經濟產業省與環境省核定，2002 年制定第二期計畫。爲推動該計畫，由產官學組成「北九州市環境產業推動會議」，訂定基本推動方針，結合環境與產業振興政策，以振興環境與回收再利用爲主軸，並以建構零廢棄之循環型社會爲目標，進行計畫之推動，北九州市振興環境產業之綜合策略說明如圖 5.1。

圖 5.1　北九州市振興環境產業之綜合策略

(三)資源回收再利用企業簡介

除學術與研究單位外，目前進駐北九州 ECO TOWN 的資源回收再利用產業如下：

1. 綜合環境研究區：寶特瓶、家電、OA 機器、日光燈、汽車、醫療用具、建築混合廢棄物等項目之回收再利用工廠。
2. 響回收再利用區：食用油、廢紙、有機溶劑、廢車、瓶罐等項目之回收再利用工廠。
3. 實證研究區：保麗龍回收再利用工廠、北九州市 ECO TOWN 中心、環境顧問公司。
4. 第二期計畫區：柏青哥機器、廢木材、廢塑膠、碳粉匣等回收再利用工廠。

(四)參訪概要記錄

1. 參訪時間：12 月 17 日(日)，14：00~16：00

參訪地點：日本北九州市環境博物館

- **日本北九州市環境博物館安枝裕司次長導覽：**

(1) 1960 年代，北九州市的重工業蓬勃發展改善了生活水準，但也產生公害問題。因爲居民有親人在企業工作，故未採取告訴行動，而是市民和企業合作，市民和企業間由政府提供客觀統計數據，並由學界研究公害的關連性，企業則依據客觀數據改善公害。

(2) 環境博物館由政府興建，企業經營，居民參與志工（主要是主婦、退休人員及學生）。工作人員穿著藍色制服，志工則穿著淺綠色制服，右圖向小學生進行 3R 教學的退休志工，便是當年污染嚴重時在企業工作的員工。

(3) 環境博物館本身採用多種綠建築手法，如球殼體建築下方儲存 60 噸雨水供廁所及澆灌使用，電力由附近的鋼鐵廠廢熱發電提供，並搭配太陽能及風力發電。屋頂牆壁綠化，廢玻璃鋪地磚，廢保特瓶加麻再生做壁紙，水泥表面做觸媒塗層（Coating）可吸收 NOx。

(4) 北九州政府主要施政之一就是培育環境人才，因爲環境無明顯實體，故應由接觸教育學習。環境博物館內劃設常態性提供遊客或居民二手衣交換地點，並由志工帶領參觀兒童進行廢物再利用勞作。

(5) 設計遊戲方式學習，如：以推動選項方式學習再生橡皮擦的原料是貝殼、用 CO_2 障礙物升起阻擋熱能射出的彈珠台學習溫室效應、以移動燈光及模版方式學習水循環及酸雨、用試握 3D 立體虛擬影像方式學習到美乃滋需要用水稀釋 18,000 倍才符合放流水標準。

(6) 展示區以小模型屋變化探照燈光及轉動平台的方式，介紹 1960 年代北九州重工業污染嚴重造成八幡市（目前與週遭幾個市合併納爲北九州市）城山小學關閉廢校的故事，並以 18,000 個保特瓶組成城山小學紀念展示間。一旁播放著八幡市婦女團體於 1962 年拍攝的紀錄片『我們需要藍天』，該記錄片對北九州市環境改善扮演扭轉趨勢的角色，過去居民以煙囪排煙造成天空有 7 種顏色爲繁榮象徵，但是媽媽們發現家人健康明顯變差，居家環境越來越難清潔，彩色紀錄片公布後引起學界投入研究，終於讓北九州市在 1972 年通過公害防治法。

2. 參訪時間：12 月 18 日(一)，09：00~09：40

參訪地點：北九州市政府

- **日本北九州市末吉興一市長（連任 20 年，將於 2007 年 3 月卸任退休）致詞：**

(1) 北九州市一直是致力於環境的城市，對全球化環境問題、資源回收及新能源均積極努力。

(2) 一切出發點以解決公害問題開始。生活及產業所有努力從 40 年前開始，已花費大量時間及金錢培育大量人才，累積很多經驗，如能提供台灣參考將感到榮幸。

- **台灣環境保護署董德波主任秘書致詞：**

(1) 北九州市的環保觀光值得學習。

(2) 如 1998 年基管會成立及 2004 年環保科學園區設置等，台灣正朝向環保先進國家前進，希望這方面能向日本學習。

- **台灣環境保護署董德波主任秘書提問：**

(1) 請教日本對民眾抗爭處理的經驗。

- **日本北九州市末吉興一市長回答：**

(1) 與其說抗爭問題，不如說北九州市公害問題非常嚴重，它是日本四大工業城市之一，原本煙囪是市民的驕傲而錄於市歌及校歌裡，所以初期並沒有抗爭問題。後來是由主婦們提出我們需要藍天的需求，因此 1970 年代開始，乃由市民、政府、企業及學界共同合作解決環境問題，日本其他地區有些公害訴訟事件，但是北九州市並無任何公害訴訟案件產生。

(2) 但是企業和政府與市民對環境的標準不同，意見之不同便產生爭執，因爲環保成爲企業成本，故建立最優先價值是最重要，1970 年代公害防治法便將環境保護列爲優先。

(3) 環保局垣迫裕俊局長從剛進市政府開始便接手環保業務，迄今已十年，目前環保已逐漸成爲全球化議題。我本人擔任市長多年，認爲透過國際會議討論不如直接執行，目前本人認爲最重要的問題是永續發展。6 年前陳水扁總統剛就任時便拜訪過台灣，發現與北九州市發展之初的情況很類似，而北九州市與高雄市亦有許多交流。

- **日本北九州市環保局垣迫裕俊局長提問：**

(1) 目前高雄環保科技園區情況如何？

- **台灣環境保護署董德波主任秘書回答：**

(1) 還不錯，有很多日本技術引入，其他地方還有 3 個環保科技園區，先做基礎建設，再減稅，希望能像日本一樣成功。

- **日本北九州市環保局環境經濟部環境國際協力室溝口浩室長：**

(1) 日本和台灣應建立經常性交流機制。

3. 參訪時間：12 月 18 日(一)，10：10~11：00

參訪地點：北九州市 ECO TOWN CENTER

- **日本北九州市環保局環境經濟部環境產業政策室吉川義彥室長介紹北九州 Eco-Town 計畫：**

(1) 北九州市人口 99 萬 7 千人，面積 485 平方公里。從 1901 年第一家國營八幡煉鐵廠開始，歷經 1940 年代化學工業興起及 1980 年代產業衰退後，開始朝環保轉型，1997 年於小倉洞海灣設立日本第一座生態工業園區（Eco-Town）。北九州 Eco-Town 基礎建設總共投入經費 500 億日圓，行政部門（含中央政府補助）出資只佔 32%，私人企業出資佔 68%，其中出資最大的企業是新日鐵。

(2) 北九州 Eco-Town 主要目標爲：技術、人才和 know-how，以資源回收爲中心發展成環保事業。目前全日本 Eco-Town 基礎建設總共投入經費 8043 億日圓，其中 68.6%由行政部門出資，31.4%由企業出資。至 2006 年 6 月，日本有 26 個 Eco-Town 經過經產省及環境省認證，其中基礎設施最高可領到 1/2 補助，目前補助期限即將到期，大部分可自行營運。

(3) 北九州 Eco-Town 設立後由 200 多個民間單位成立國際交流協會，目前有 18 個實證研究單位及 25 個操作機構，僱員 1,100 人，參觀人數 42 萬人。研究單位中包括教育部補助福岡大學實證研究室執行『垃圾掩埋場無害化』研究以及經濟部及環保部補助九州工業大學執行『廚餘舊米生質能及廢塑膠處理』研究，政府有補助大學於 Eco-Town 設立研究單位，但須審核各大學提出的計畫書，而且使用執行有期限。

(4) 對環保事業而言，最重要的是能收到多少廢棄物。在容器回收法中規定，責任業者（包含保特瓶生產、使用的飲料公司及販賣商店）需繳交回收處理費給法人，民眾須負責分類，政府則負責收集。家電回收法則規定民眾舊家電不要時，交給商店逆向回收需繳交回收處理費 2,700 日圓（舊冷氣機則爲 3,500 日圓），因爲在家電丟棄時付費的設計易造成非法棄置，目前正在檢討。廢車回收法則要求民眾買車時（包含一手車及二手車）須繳交 15,000 日圓左右的回收處理費。

(5) Eco-Town 集中各回收處理業有助於各廠的再交易，至於廢棄物跨區運送增加費用各企業會自行精算考量。北九州 Eco-Town 具有的特殊機構如複合中核設施（熱融熔爐）可處理 ASR，其每天處理容量爲 320 噸，發電容量 14MW，其中 3.3MW 自用，4.5MW 提供鄰近工廠，多餘電力可賣給北九州市。又如 PCB 處理廠，可處理回收事業無法自己處理的多氯聯苯，目前日本有 5 家國營 PCB 處理廠。

(6) 環保產品（Eco-products）均會在產品上標示環保標章（Eco-logo / Eco-mark），環保產品在動脈產業方面最重視環保設計、環保材料及環保生產過程，在靜脈產業方面則重視再使用（Reuse）及再生利用（Recycle），北九州有 64 個公司生產 81 種環保產品。

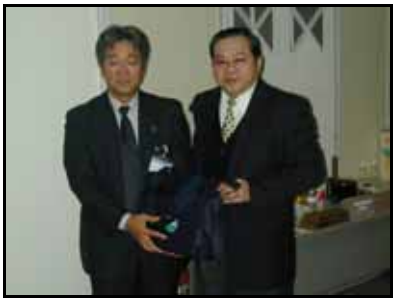

4. 參訪時間：12 月 18 日(一)，11：10~12：00

參訪地點：西日本家電再生使用株式會社（NKRC，Nishinihon Kaden Recycle Corporation）

- **吉良英司社長介紹 NKRC：**

(1) NKRC 設立於 1998 年 12 月，資本 4 億日圓，由東芝出資 30%、松下出資 20%，TERM、日立、SONY、三菱、夏普、三洋、富士通等公司出資其他部分。目前處理電視機、洗衣機、冷氣機及電冰箱等 4 項回收家電，處理能力每日 180 公噸（每年 100 萬台），實際每年處理 79 萬台，北九州市共五間家電回收廠，其他包括熊本一間大回收廠（每年 50 萬台）及三間小回收廠。

(2) 本廠可貯存 5 萬台家電，由於日本每年 8 月中發放年中獎金，是購買新家電回收舊家電的高峰期，故回收廠須具備 3 個月的貯存空間，這也是回收廠設在 Eco-town 的利基。

(3) 主要先以人工細拆解，電路板能先拆就拆，銅鋁等非鐵金屬以人工回收。接著以光檢測區分 PS 及 AS，將不同塑膠分類，發泡物氨基甲酸乙酯則作爲水泥廠燃料。CFC 冷媒加水以 1 萬度高頻電漿分解成鹽酸 HCl 和氫氟酸 HF，其中氫氟酸以中國進口之氫氧化鈣中和成氟化鈣。本廠以比重差水分選的方式從破碎渣中再回收非鐵金屬與塑膠，故獨立設置快速凝結沉澱污水處理設施將 SS 處理至 50ppm 以下，處理過的水回供廠內生產過程重複使用。

5. 時間：12 月 18 日(一)，12：30~13：00

- **熊本大學外川健一教授介紹日本廢車回收再利用法：**

(1) 廢車回收處理費爲外加非內含，其費率由企業決定，爲了不違背禁止獨占法（公平交易法），故不能統一費率。家電回收部分費率爲統一，因爲家電大廠松下（Panasonic）公司先制定其費率，其他企業隨後均跟進。廢車回收法訂定的目的是爲了減少 ASR，故塑膠含量少的車其費率較高。目前日本 ASR 佔 30%（逆推算估得），預計到 2010 年減少一半。

(2) 目前只有 2005 年之後上市的新車先繳交回收處理費，之前上市的車不論新車或二手車均於驗車時繳交回收處理費，因爲法律規定每輛車均需繳交一次回收處理費，故二手車買賣時通常會將前一手回收處理費轉嫁下個車主，預計 2007 年所有車均繳交回收處理費。

(3) 日本廢車回收再利用法僅訂定冷媒、安全氣囊、輪胎、電池、潤滑油等 5 項要拆解，含泡棉的車椅並沒有規定要拆，一般變成 ASR，其實有價的零件回收商自然會取下。日本沒有給車主廢車回收獎勵金。

(4) 日本目前沒有發放拆解證明書以解除車輛列管的制度，因爲交通部門與環保部門尚未達成共識，沒有列管聯單的車藉註銷連結。認證回收的廢車中含有不繳稅車，但不含失竊車。

(5) 日本沒有統計回收率（collection rate），資源化比例目標則依循歐盟 ELV 指令的 85%到 95%。日本還是有非法棄置廢車，但因爲管理責任在地方政府且難以計算，目前沒有正式統計數據。根據 2005 年環境省估算有 16 萬輛非法棄置廢車，而日本一年回收 266 萬輛廢車，中古車輸出 130 萬輛。

(6) 日本一般還是有粉碎廠，不是每個廢車回收廠都進行細拆解。台灣汽車工業雖然是 OEM，但不一定綠色設計就無法推動，因爲每間拆解場之拆解方式不同，故並非汽車製造業者之易拆解設計，對每間拆解場皆爲容易拆解之設計。

6. 參訪時間：12 月 18 日(一)，13：00~14：10

參訪地點：西日本廢車循環利用株式會社（WARC）

- **関和已社長介紹 WARC：**

(1) WARC 設立於 2000 年 2 月，資本 1 億日圓，由吉川、三井、新日鐵、日鐵運輸、九州金屬等公司出資。與吉川工業研發汽車吉川拆解法，特徵是無 ASR 產生，被廢車回收法認定爲全回收，處理能力每月 1,000 台。該公司之理念是環境、循環利用及與地區緊密配合。

(2) 本廠首先將有價零件先取出，接著將冷媒及廢油等液體回收，非金屬部份中輪胎作水泥廠燃料、電池作鉛製品、玻璃作玻璃纖維及道路鋪料，功能部分包括引擎細拆解後作爲鋁製品、懸吊系統作鐵製品、觸媒再利用，非鐵金屬部份從馬達電線中回收銅和鋁（這是最重要的步驟可減少冶鐵雜質，煉鋼廠及委託車商均會抽查檢驗鐵塊品質），最後將車殼含椅墊壓成 50 公分×60 公分×70 公分的鐵塊，包含零件再使用之資源化比例高達 99%。本廠產品宣言有二：(1)本廠處理一輛車能源消耗 5,500MJ，但可回收還原能量 13,000MJ、(2)本廠處理一輛車會排放 420 公斤 CO_2，但抑制 1,000 公斤 CO_2 排放。

(3) 目前所面臨的課題是中古零件之使用。2005 年廢車回收法實施後回收量反而減少，多流入二手車市場。由於廢車回收法要求責任業者不能壟斷市場，所以回收車分爲 TH（Toyota 及 Honda）系統及日產系統，本廠與兩大系統均有簽約，所有回收車均可處理。

(4) 椅墊泡棉及金屬表面塗裝可藉燃燒處理，煉鋼爐排氣可藉燃燒室等設施避免戴奧辛排出，但電線不可送去燃燒。因爲本廠是人工拆解，所以改裝車也是依照一樣程序，只是零件使用不同而已。雖然拆解大部分均靠人工，但配有機械手臂油壓剪、吊掛起重機、氣動螺絲起子等工具，所以效率很高，平均拆壓完一輛車只要 45 分鐘，加上生產線前後同時操作，每小時可處理完成 4 輛車，每天約處理完 40 至 50 輛車。最後步驟車殼壓縮很耗電，過去也曾因未除去氣瓶而發生過火災，故特別加強落實前拆解。

7. 參訪時間：12 月 18 日(一)，14：20~15：00

參訪地點：Recycle-Tech 株式會社

- **麻生和男社長介紹該 OA 機器回收廠：**

(1) Recycle-Tech 設立於 1998 年 12 月，資本 3,000 萬日圓，新菱及理光公司出資。從事 OA 機器回收，處理能力每月 7,000 台（350 公噸）。包含影印機及電腦螢幕 1,500 台、傳真機、電話機及印表機等。塑膠分類辨識使用光檢測區分 PC 和 ABS，其餘除了粉碎機外均爲手工處理。

(2) 廠房面積 3,700 平方公尺，主要用作儲存，15 個作業員均女性（較細心），之外聘僱 6 位男性搬運工及 20 位身心障礙者。爲避免污染，影印機碳粉匣需先取出，其他各式 OA 機器則按照步驟拆解。拆一台電腦要 7 至 10 分鐘，手提電腦要 15 分鐘，硬碟處理前先破壞資料讀取，以保障顧客隱私，此外亦處理 LCD 螢幕。

8. 參訪時間：12 月 18 日(一)，15：10~15：50

參訪地點：J-Re-Lights 株式會社（廢日光燈管回收廠）

- **櫻井文夫社長介紹 J-Re-Lights：**

(1) J-Re-Lights 設立於 2000 年 5 月，由九州電力 Capital-Kyuden 及西日本設備工業公司（建發電廠）出資。從事廢日光燈管回收，處理能力每年 4,500 公噸（實際處理每年 1,500 公噸共 840 萬支，九州有 3 成廢日光燈管在此處理），可處理直管日光燈與圓管日光燈。

(2) 由於資源短缺、掩埋場不足及日光燈管含汞等因素，日本設立了10 多家廢日光燈管回收廠。廢日光燈管成分為玻璃、金屬及螢光粉（含汞），兩端金屬連玻璃以火焰切割 5 公分，管中螢光粉在密閉空間（加氮氣）中一端吹一端吸出，汞可藉加熱取出，精煉成純度 99.999%提供 Toshiba 公司。本廠除了新型省能燈管（管徑較細）外，可達 30%再生，以作為原料使用為目的再製日光燈（lamp to lamp）是本廠的目標，但圓燈管處理後螢光粉和玻璃混合不適合回收再利用。

(3) 日光燈收集運送階段最重要，西日本有 20 個收集商合作收廢日光燈管。因為易碎故運費成本高，所以 J-Re-Lights 特別提供儲存用膠套容器給各地方收集燈管時使用，避免玻璃破碎，本廠 17 個員工主要工作是分類、將燈管放入機器及切開儲存用膠套，直管日光燈之處理使用瑞商 MRT 公司的機器設備，而圓管日光燈則是日本製設備。

(4) 由於地方政府同時回收廢日光燈管及廢乾電池，故本廠於 2006 年開始處理乾電池，乾電池破碎後利用機器將金屬與亞鉛分離後回收再利用。

9. 參訪時間：12 月 18 日(一)，16：00~17：00

參訪地點：北九州生態能源株式會社

- **窪田琢也社長介紹熱融熔爐：**

(1) 北九州生態能源株式會社於 2005 年 4 月開始營運，資本 12 億日圓，由新日鐵、三井及九州電力等公司出資。熱融熔爐從事廢棄物處理，以煤炭加熱到爐底溫度 1,800℃，處理能力每日 320 噸，ASR 佔 60%，其餘為 Eco-town 中廢家電隔熱材，廢棄物如含鋁將傷害爐體。

(2) 本廠只有 10 人負責管理，其餘工作外包日鐵環境委託執行以節省人事費。本廠發電容量 14MW，其中 3.3MW 供自廠使用，發電成本如以建廠成本計每度約 4 萬日圓，但還有資源產出物可販賣。一般融熔爐每日處理容量約 20 噸，而 50 萬人口之都市適用大型爐體。

(3) 戴奧辛的防治方法除了排氣前在通過燃燒室之外，還包括：維持定溫避免戴奧辛再合成、利用觸媒反應破壞戴奧辛等方法，爲了避免戴奧辛再合成則熱回收不能做滿。本廠處理 ASR 等棘手的廢棄物的代價是產生大量 CO_2，這是解決環保問題所面臨的優先次序選擇。

第六章　結論與建議

為了深入瞭解日本在循環型社會及廢電子電器物品資源回收再利用之作法與推動現況，本計畫團隊選定 2005 日本國際博覽會之廢棄物對策及北九州 ECO TOWN 作為案例研究對象，實際參訪研究，得出以下結論：

1. **明確之法律體系與目標**：制度的順利推行需要合適的法令規範，日本在上位的「環境基本法」及中位的「廢棄物處理法」和「資源有效利用促進法」之間訂定「循環型社會形成促進基本法」（2000 年 6 月公佈），清楚規定廢棄物處理之優先順序為減量>再使用>再生利用>熱回收>妥善處置，以指引循環型社會的理念及目標。

2. **因應物品特性制定適合之法令**：日本在中位的「廢棄物處理法」和「資源有效利用促進法」之下，依照個別產品特性分別訂定「容器包裝回收再利用法」（2000 年 4 月實施）、「家電回收再利用法」（2001 年 4 月實施）、「食品回收再利用法」（2001 年 5 月實施）、「建築資材回收再利用法」（2002 年 5 月實施）及「汽車回收再利用法」（2005 年 1 月實施），使各項產品回收再利用的執行有了更合適、更清楚的依據。

3. **從設計階段開始納入環保理念並廣納各界意見**：由愛知博覽會舉辦的經驗得知，在活動規劃之初即要考量活動結束後的廢棄物處理，故以善用原場地既有設施、設想保留設施未來用途、使用易拆解再利用的結構與建材、相關設施移至他處重組繼續使用、廣納民眾參與資材的再利用以及召集大量志工指導垃圾分類及宣導垃圾減量等措施，達到循環型社會的落實。

4. **官、產、學、民之攜手合作**：由北九州市市長過去 20 年施政的經驗得知，致力於環境城市可能是以解決公害開始，但後來應轉型注重全球化環境問題，以爭取成為世界環境首都為目標。市民、政府、企業及學界可結合在一起解決環境問題，而政府必須扮演仲裁角色，提供客觀統計數據供學界研究公害的關連性，要求企業依據客觀數據改善公害，並導引企業善盡社會責任參與環境保護活動。

5. **環境政策與產業振興之結合：**由北九州 Eco-town 的設置經驗得知，可結合環境政策與產業振興政策，配合產學合作培育人才，以資源回收為中心發展成環保事業。對環保事業而言最重要的是能收到多少廢棄物，但以 Eco-town 集中各回收處理業則有助於各廠的再交易，除了可藉專業分工的廢棄物處理保護環境（如 CFC 處理、PCB 處理及熱融熔爐處理 ASR），亦可促進再生市場的活絡。

針對研究結論，本計畫團隊提出以下建議：

1. **因應我國國情，學習日方長處：**台灣可參考日本相關法律體系，瞭解其立法意義並檢視我國現行制度，學習其中可取之處，配合我國國情，以作為修法之參考。

2. **官、產、學、民共識之凝聚：**藉由北九州市之拜訪，瞭解到在目標一致的情形下，環境保護與經濟發展可以雙贏，而其中政府扮演著重要的溝通協調、協助凝聚共識的角色。

3. **加強源頭管理與資訊公開**：循環型社會的運作特別重視從源頭管理以及資訊公開，台灣應加速推行零廢棄全資源化政策以及產品生態履歷（Eco-profile）制度，廣納民眾及企業參與。

4. **加強環保標章之推廣：**台灣應更加推廣環保標章產品，除了能宣傳重視環保設計、環保材料及環保生產的環保產品，更可促進環保產業（包含環保技術及環保觀光）的發展，可結合產品生態履歷共同推行。

5. **環境教育從吸引與感動人心做起：**日本環境博物館的展示設計，可以提供台灣各環保科技園區展示館借鏡，應該跟地方志工結合，介紹當地公害歷程及設立園區目的，展示能感動人心的內容，並以精心設計的遊戲方式傳播環保理念。

6. **培養環保尖兵，充分有效運用人力資源**：不管從日本國際博覽會或北九州市環境博物館皆廣泛藉由退休人士、主婦從事志工活動，不但有效運用人力資

源，此外，相較於專業人士，每位志工使用之方式，可能較易接受且易落實於日常生活。

7. **將危機當作契機**：曾經公害很嚴重的地方（如：高雄）其企業更有機會可以轉形成環保產業。日本北九州市也是在 1980 年代產業衰退時掌握轉型契機，台灣面臨高污染性產業出走時更應把握時機產業升級，其中環保產業是值得發展的方向。

第七章　參考文獻

1. 「日本資源循環手冊-法制度與 3R 動向」，2003 年，日本經濟產業省。
2. 「循環型社會形成推進基本法之概要」，2002 年，日本環境省，http://www.env.go.jp/recycle/circul/kihonho/gaiyo.html。
3. 「循環型社會形成推進基本計畫之概要」，2002 年，日本環境省 http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/gaiyo.pdf。
4. 「循環型社會基本計畫推動進度」，2006 年 2 月，日本中央環境審議會。
5. 「平成 18 年度版 循環型社會白書」，2006 年 8 月，日本環境省。
6. 「日本家電回收再利用法之概要」，1998 年，日本環境省，http://www.env.go.jp/recycle/kaden/gaiyo.html。
7. 「廢家電回收再利用法實施檢討小委員會會議資料」，2006 年，日本環境省。
8. 「廢家電非法棄置統計情形」，2006 年 11 月，日本環境省。
9. 「製品安全網頁之電氣用品安全法」，日本經濟產業省。
10. 日本經濟產業省「中國廢棄物回收處理相關政策之實態調查」，2004 年 3 月，神鋼調查(限)公司。
11. 「資源有效利用促進法之指定再資源化製品」，2001 年，日本經濟產業省，http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index.html。

第八章　期末審查意見與回覆

期末審查意見回覆	
審查意見	**回覆意見**
張添晉委員	
1. 本報告蒐集單一國家(日本)對電子電器物品資源回收政策與作為及落實循環型社會執行經驗交流，其制度、架構及內涵足供國內參考。	謝謝委員肯定。
2. 建議第四章再增列一節(4.4)，將日本典章制度、架構足以供雙方學習之處，就法規面、技術面、執行面及管理面加以比較分析，供參。	謝謝委員建議，第 4.3 節之比較已調整為從法規、技術、執行及管理等四個面向進行整理，如 p4-17~p4-22；另外亦新增第 4.4 節提出日本相關制度可供我國學習之處，如 p4-23~p4-24。
3. 有關日本循環型社會「物質流指標」之定義應臚列於報告內，如資源回收率、循環利用率及收集率等。	已增列於報告本文中，請參閱 p3-6。
4. 宜補充摘要與參考文獻。	遵照辦理，摘要已依環保署要求格式整理，參考文獻整理於第七章。
5. 表 4.1，缺漏表名。	已補充。
6. 日本循環型社會形成之必要性為發展該制度之重要源起，可加以說明。	謝謝委員提醒，本團隊已補充於報告本文中，請參閱 p3-1。
7. 請委辦單位印製 10 份「資源循環手冊-2003 年法制度與 3R 動向」予環保署參考。	謝謝委員提供資料，本團隊已翻印並送予環保署。
鄭顯榮委員	
1. 第 3 章有關循環型社會探討過於簡略應再補充，例如平成 18 年版之「循環型社會白書」內容豐富，極具價值，應擇重點譯出、補充。	謝謝委員建議，本團隊已補充於報告本文中，請參閱第 3.2 節。
2. 循環型社會基本計畫以圖 3.2 表示，似譯自日本網站版，應註明出處，另譯文與出處有若干出入，例如「課題」不像「課題」，請修正，藍圖部分亦有疏漏，循環利用率請增加定義說明。(P3-3)。	謝謝委員提醒，已補充出處及修正不適之處，如 p3-5~p3-6。
3. 相關法律最後一個應為「特定事業廢棄物移除特別法」，請修正。(P3-4)。	謝謝委員提醒，已修正，如 p3-7。
4. 圖 4-1 請說明譯文出處，圖中缺漏地方政府之角色，請補充，並書明指定法人服務對象。(P4-2)	謝謝委員提醒，已修正並予以補充，如 p4-2。

期末審查意見回覆	
審查意見	**回覆意見**
5. 再商品化處理台數單位有誤 ，應爲「千台」。(P4-3)	謝謝委員提醒，已修正，如 p4-3。
6. 十項廢家電回收再利用檢討方向其中說明 2「促進環境化設計」語義不明，請修正，另說明 5「對象物品」之考量有 4 大因素，請補充，並將附件 2 中「資料 2」第 4 頁全部摘出，供我國擴大列管篩選之參考(P4-6)。	謝謝委員提醒,「促進環境化設計」已修正爲「促進綠色設計」；另已補充說明 5「對象物品」之考量有 4 大因素，如 p4-8；附件 2 中「資料 2」第 4 頁亦全部摘出，如 p4-13。
7. 制度比較應注重日本立法精神，尤其是各主體責任。另表 4-6 缺漏日本業者重要責任，例如製造耐久性、易修理、少廢棄物、利於回收之產品，又如販賣業提供長期使用產品之正確資訊…等，請補充(P4-11)。	謝謝委員提醒，已補充於報告本文中，如 p4-19。
吳雅韻委員	
1. 請補充說明再商品化與再資源化之關係及其定義。	兩者僅使用名詞不同，其內容相同，該定義分別於 p4-1、p4-14 註解中說明。
2. 簡報第 22 頁中 2005 年之非法棄置似與報告中有出入，請再確認。	謝謝委員提醒，應以報告書 p4-6 之數據爲準。
3. 附件資料中包括中古家電輸出狀況，請於本文中加以說明，以利委託單位參考。並請協助確認中古家電是否有相關產品法令加以規範，若有，如何確認其使用及安全性 。	謝謝委員建議，已將中古家電輸出狀況於報告本文中說明，請參閱 p4-11~p4-13。
4. 請補充說明日本之處理廠(所參觀部分)與國內處理方式之差異，有無可借鏡之處。	此次參觀之廢家電處理廠之相關處理技術，與台灣並無太大差異，惟該廠在清洗破碎後之塑膠片的用水有進行重複再使用。
5. 簡報資料所補充部分，請整理加入報告中。	謝謝委員意見，已將簡報中補充之資料加入報告本文。
6. 請依本署期末報告格式，修正本報告，如補充摘要部分等。	遵照辦理，已補充。
7. 部分漏缺字或錯字之處，請再修正。	遵照辦理，已補充。

附件一
日本廢家電回收再利用相關實績(原文資料)

資料 3

家電リサイクル法の施行状況

平成１８年6月

1. 全国の指定引取場所における引取台数実績

(1) 全国の指定引取場所における引取台数（4品目合計）

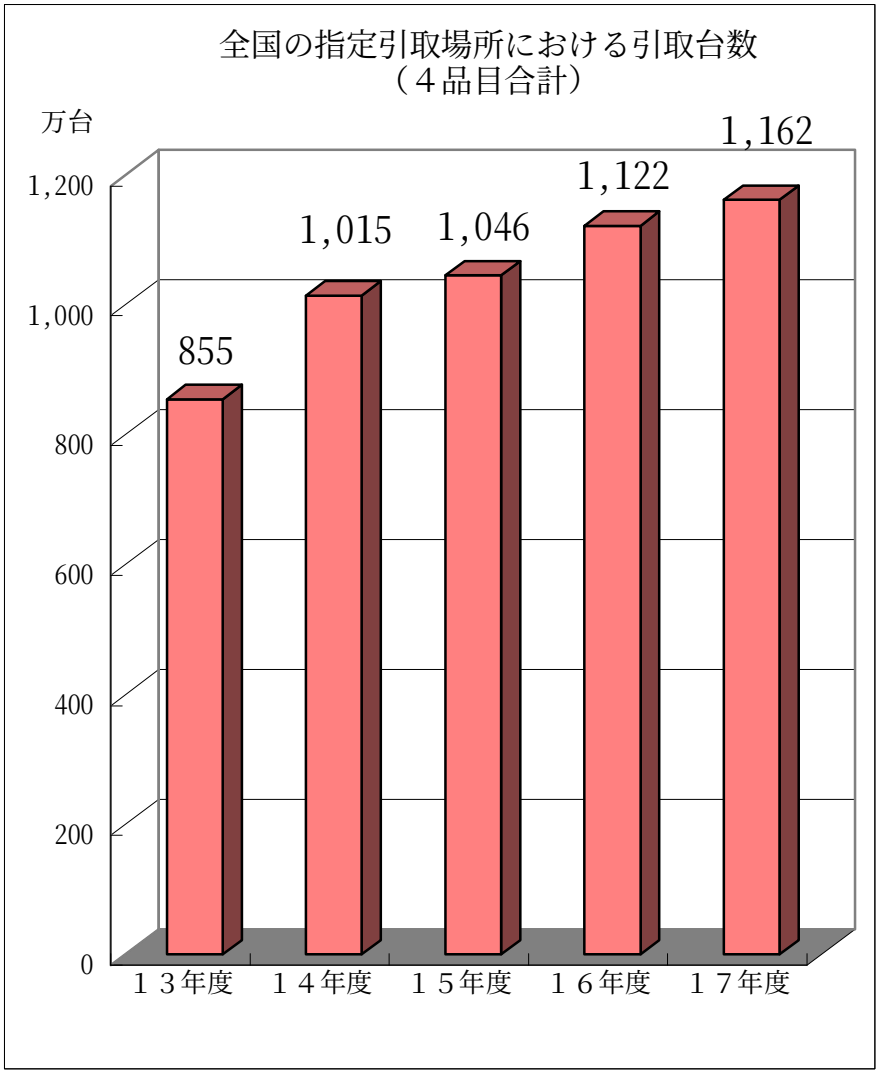

(2) 全国の指定引取場所における引取台数（品目別）

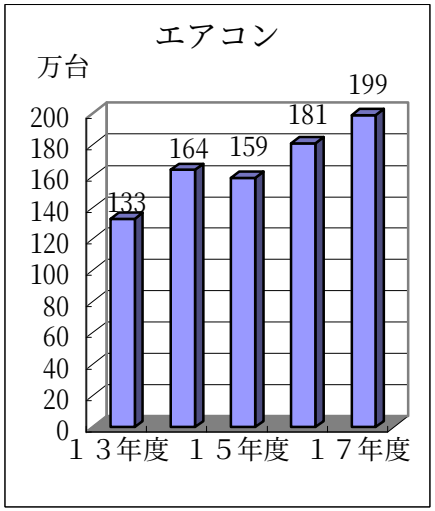

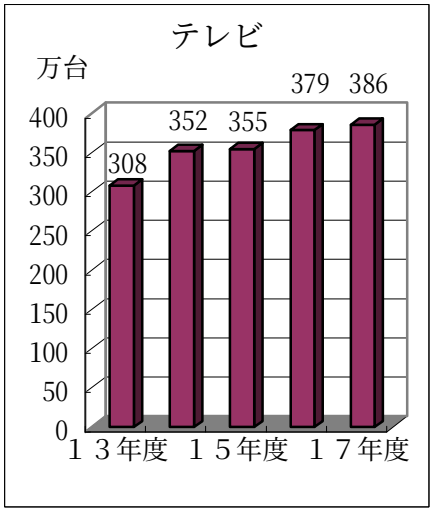

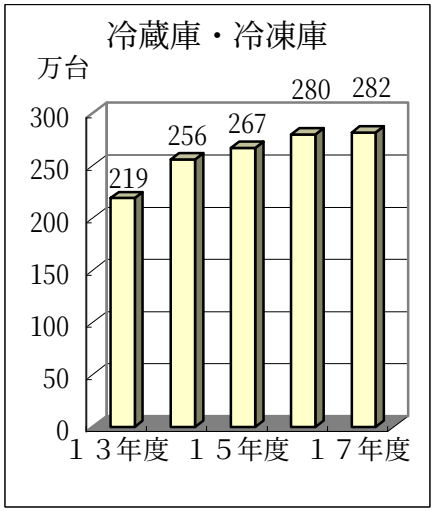

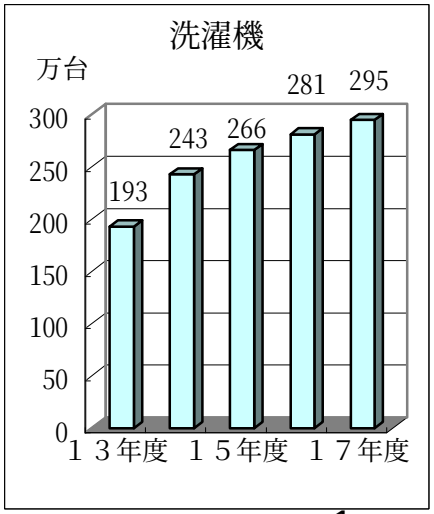

2. 再商品化率の推移

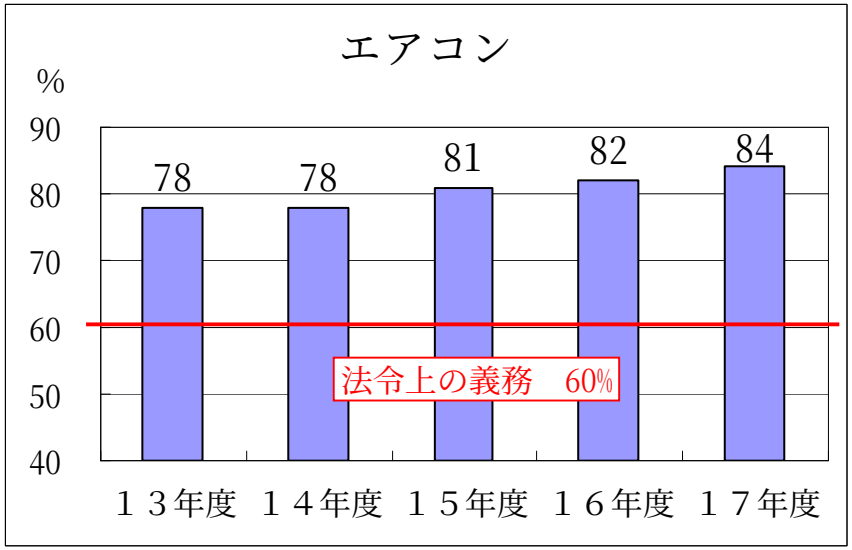

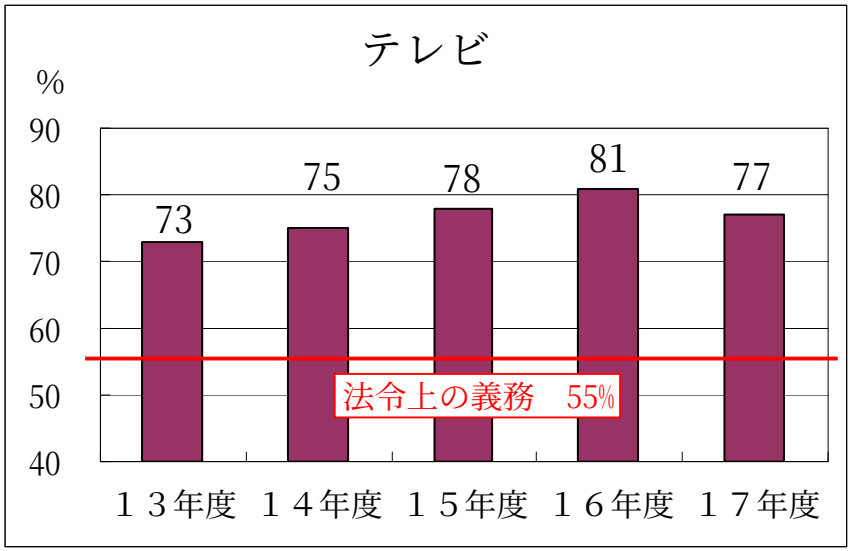

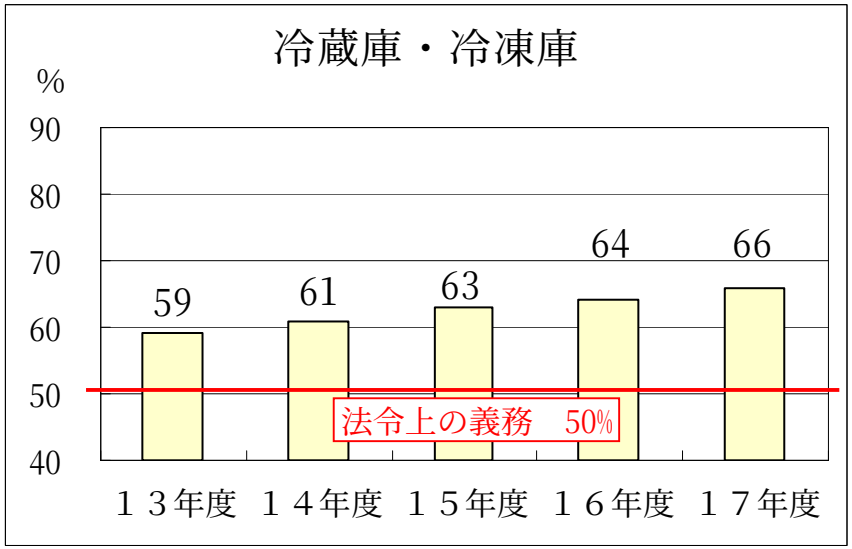

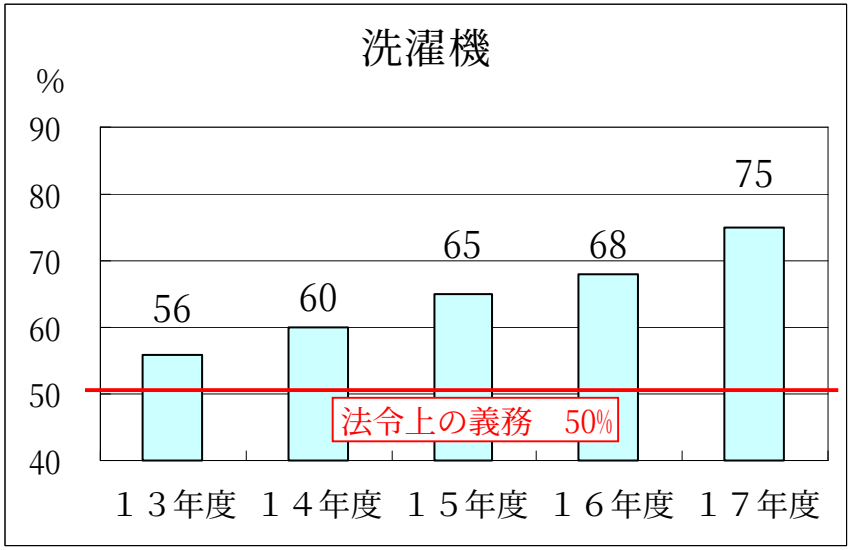

平成１７年度のテレビの再商品化率の低下は、ブラウン管ガラスメーカーが海外移転したことに伴い、一部が再商品化量としてカウントできなくなったことによる。

3．平成17年度における品目別、素材別の再商品化重量
（単位：トン）

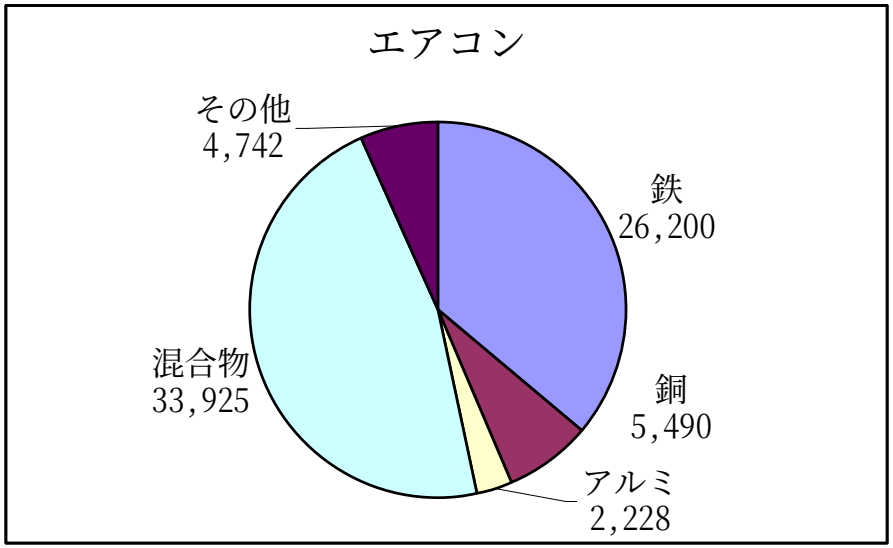

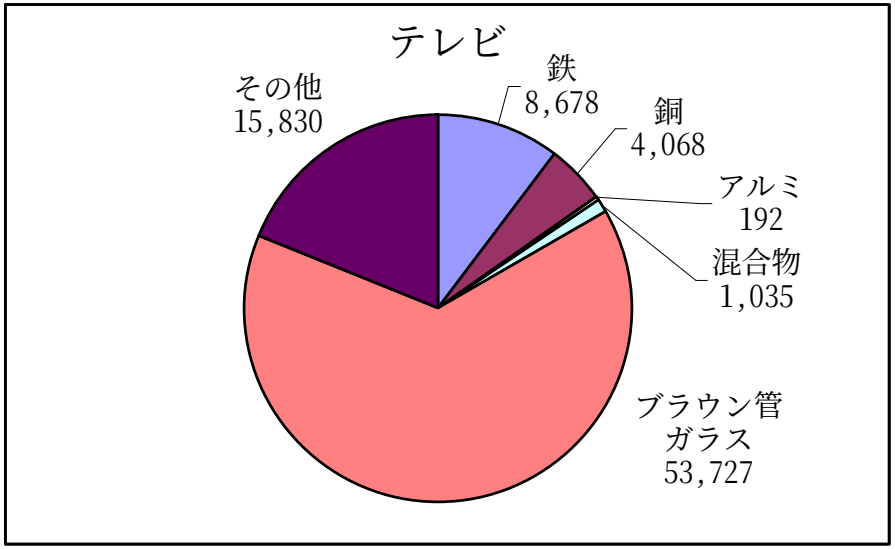

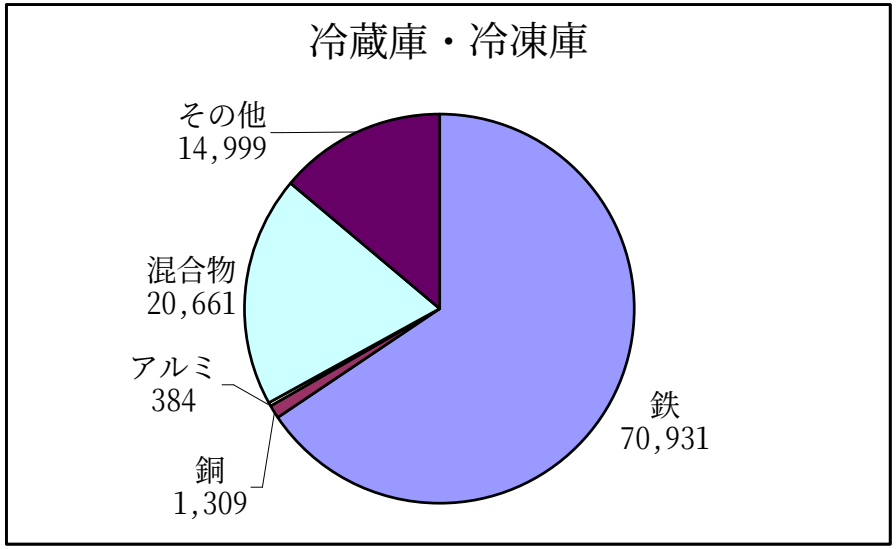

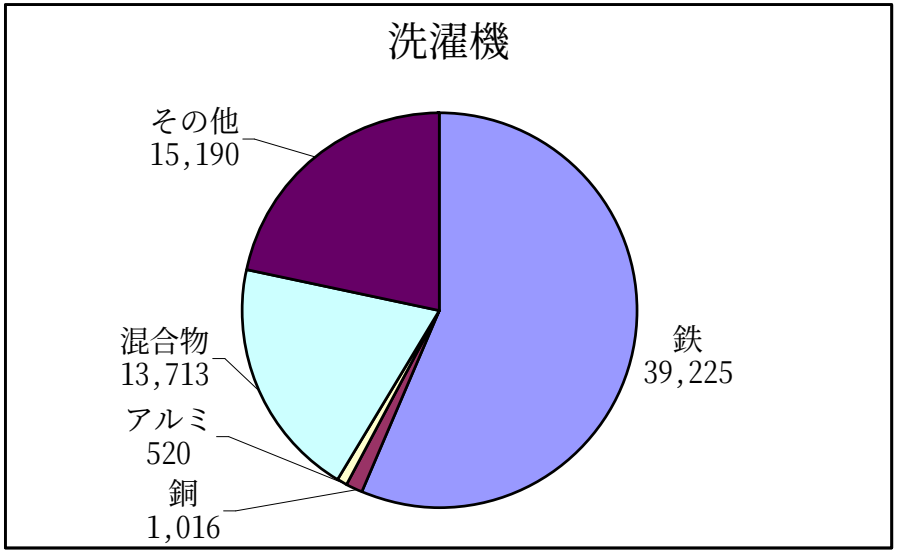

4．フロン類の回収実績の推移

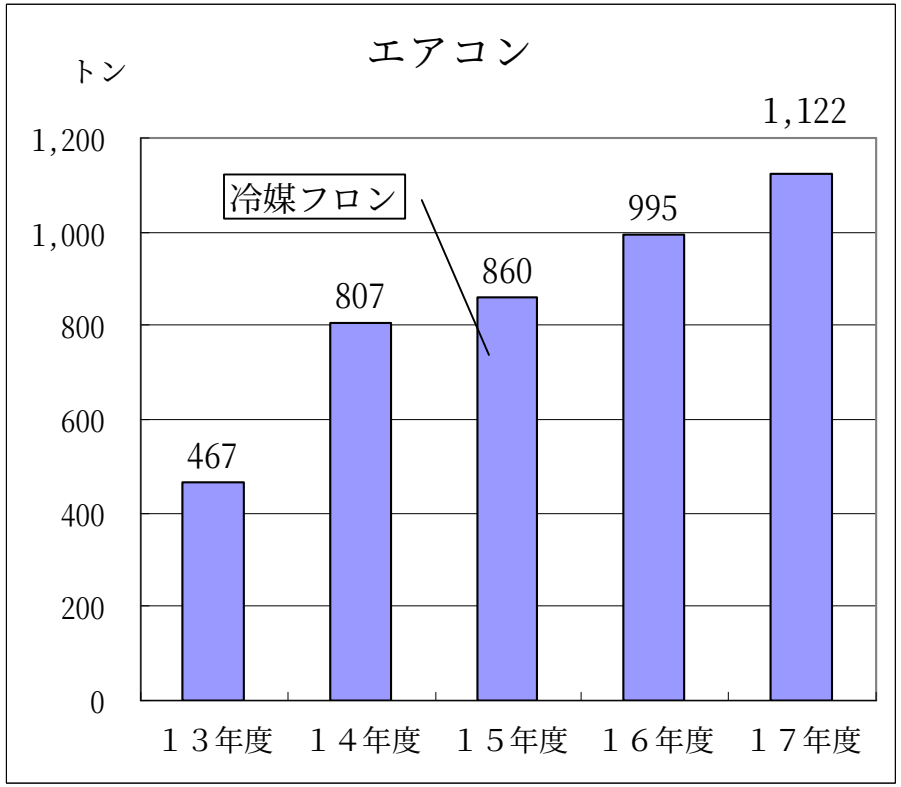

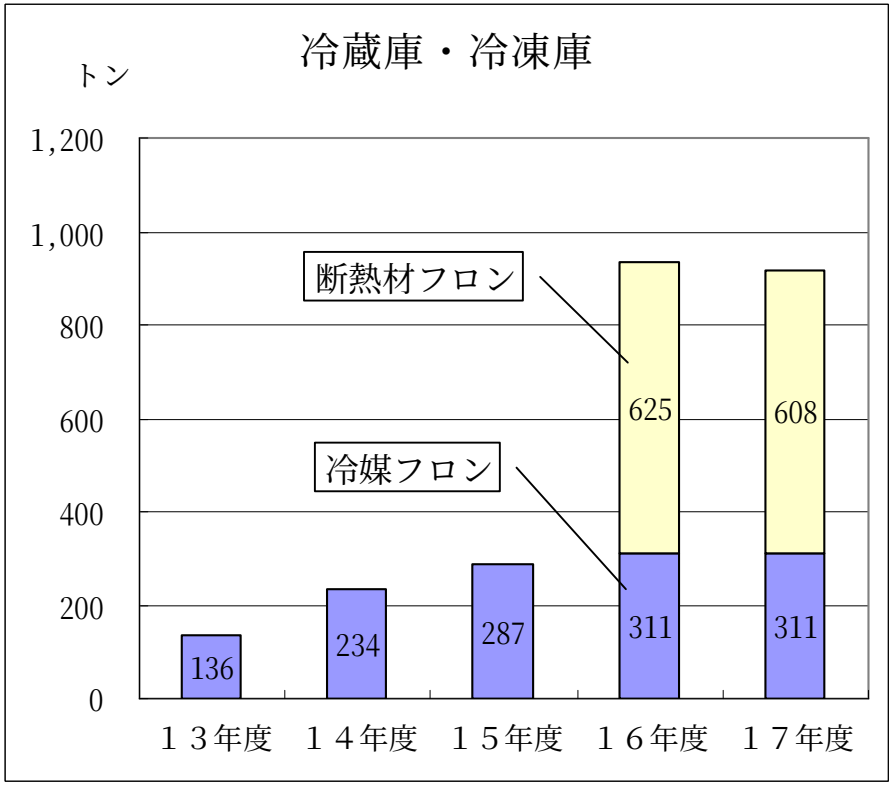

平成１６年４月より、家庭用冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収・破壊等が義務づけられた。

5．その他の業界の取組

□再商品化への取組例（廃家電→家電製品）

①エアコン

回収した銅、アルミを室内機・室外機の熱交換機に再利用。また、回収した鋳物鉄を室外機のコンプレッサーの鋳物部品に再利用。

②テレビ

ブラウン管ガラスを再びブラウン管ガラスに使用。

③冷蔵庫

再生したプラスチックを新しい冷蔵庫の底板に再利用したり、回収した鋳物鉄をコンプレッサーの鋳物部品に再利用する研究を進行中。

④洗濯機

回収された洗濯機の水槽を、新しく製造する水槽の原材料として再利用。再生したプラスチックを新しい洗濯機の台枠に再利用。

□３Ｒ、環境配慮設計への取組

・リサイクルしやすい製品作りのため、解体・分別業務の効率向上のための「材質マーク」や「リサイクルマーク」等を定めた「家電製品　製品アセスメントマニュアル」を作成。

・製品の設計段階で、生産・流通・使用・再商品化・処分のライフサイクルの各段階の安全や資源、環境への影響を調査して予測・改善を行い、製品のライフサイクル全般の環境負荷低減に努めている。

□特定の化学物質等への対応

①特定の化学物質（鉛、六価クロム、水銀、カドミウム等）の使用の制限

②ノンフロン冷蔵庫の販売

6．家電使用年数の長期化

近年の調査結果によると家電リサイクルプラントに搬入される廃家電の経過年数は長期化している傾向にあり、法施行後の家電製品使用年数は施行前と比べ、やや、長期化していると考えられる。

	平成９年時点での推定平均使用年数	平成15年度時点での平均使用年数	平均使用年数の増減
エアコン	15.6	13.9	△1.7
テレビ	11.8	12.5	＋0.7
冷蔵庫	12.1	14.5	＋2.4
洗濯機	10.9	11.2	＋0.3

＊平成9 年時点での推定平均使用年数は、約4,700 の（家庭又は事業所からの）回答から得られた対象機器の保有状況から残存率を推計し、これをワイブル分布関数の計算式に当てはめてみて、出荷された製品の半数が廃棄されるまでの年数を求めたもの

＊平成15 年度時点での平均使用年数は、家電リサイクル法施行後に指定引取場所に実際に取られた家電4 品目各約2,000 台（合計約8,000 台）について、出荷時点からの年数を調査した結果

家電リサイクル法施行後3年目の平成１５年度において、指定引取場所に引き取られた使用済み家電4品目の使用年数について委託調査した結果、エアコンは平均使用年数が低くなっているが、その他の3品目については平均使用年数が伸びており、特に冷蔵庫は2年強も伸びている。

	平成10～12年度平均使用年数	平成15年度平均使用年数	平均使用年数の増減
ルームエアコン	11.87	12.08	＋0.21
カラーテレビ	9.78	10.25	＋0.47
電気冷蔵庫	11.71	11.25	△0.46
電気洗濯機	9.15	9.35	＋0.20

＊全国約5,000 世帯を選定し、調査客体となった世帯が回答を記入。平均使用年数は、買い替え時における買い替え前に使用していたものの使用年数の平均

＊消費動向調査は、四半期ごとに実施、上記の数字は、四半期ごとの平均使用年数の調査結果を単純平均したもの

内閣府の消費動向調査による買い換え時の平均使用年数についてみてみると、電気冷蔵庫については、平均使用年数が短くなっているが、ルームエアコン、カラーテレビ、電気洗濯機については平均使用年数が伸びている。

7. 家電4品目の不法投棄台数の推移

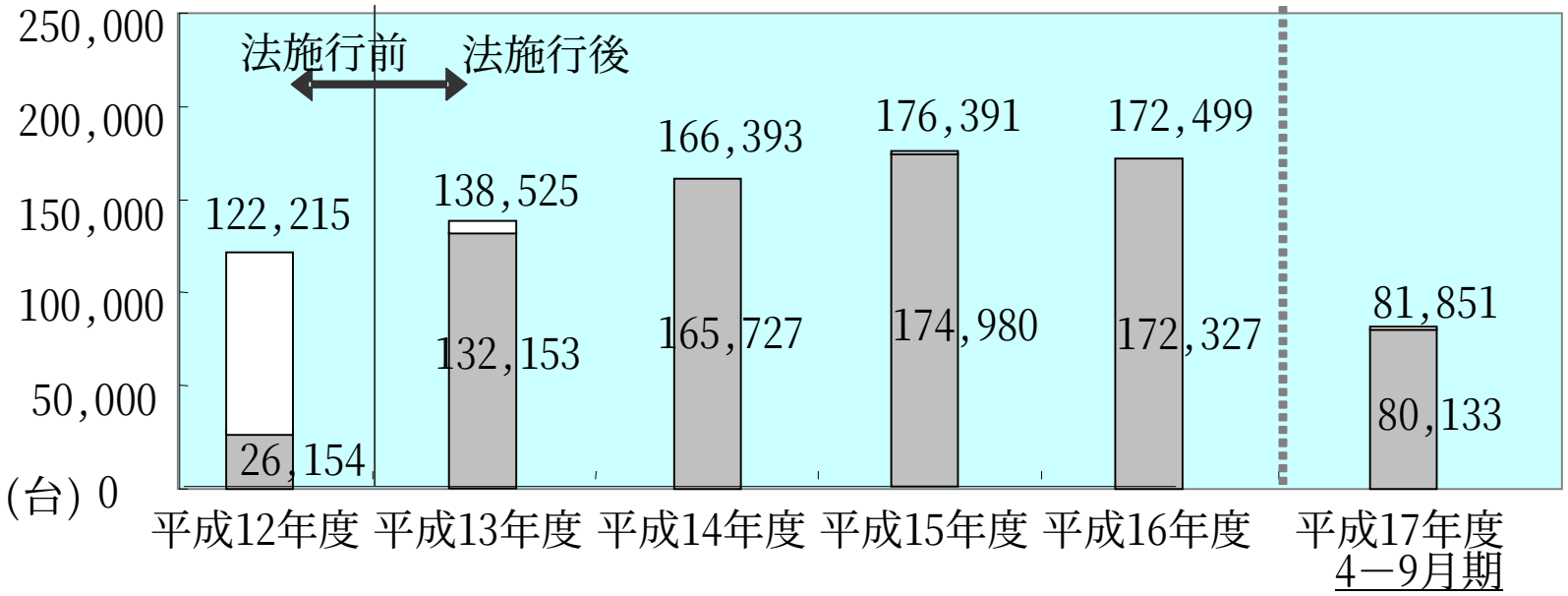

①▭ 環境省調査で把握された不法投棄台数（平成12年度分調査の人口カバー率は約21.4%、平成13年度分は約95.4%、平成14年度分は約99.6%、平成15年度分は約99.2%、平成16年度分は約99.9%、平成17年度4－9月期分は約97.9%）

※人口カバー率＝ 定期的に環境省が実施している廃家電4品目の不法投棄の状況把握調査において、不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合

②▭ ①を人口カバー率で割り戻した台数

8．一年間の不法投棄台数の推移

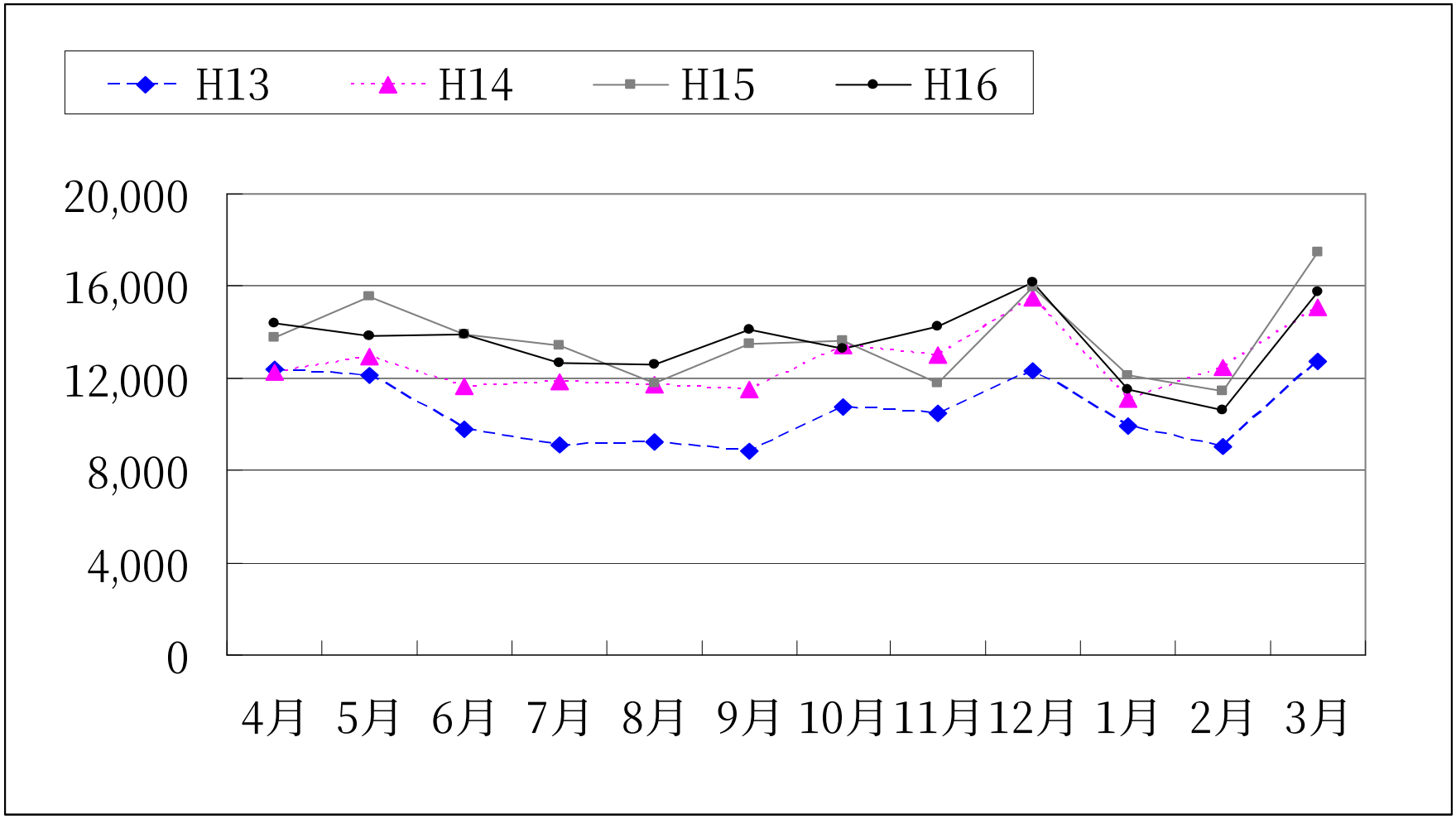

注）平成１３年度、１４年度、１５年度の３年間の不法投棄台数のデータを有している２，７２１の自治体における家電４品目合計の不法投棄台数

9. E-Waste

出典：中央環境審議会　廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ部会
国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会（第3回）資料を一部改編

近年、部品取りや金属回収を目的として、廃パソコンや廃冷蔵庫等のE-wasteの越境移動が行われている。

E-wasteには、鉛、カドミウム等の有害物質が含まれており、輸出先の途上国において、環境規制や適正処理施設が未整備なことから、特にアジア地域を中心に環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念されている。

日本からの中古家電等の輸出推計：
●コンピュータ：85万台（2001年度）(JEITA 2003年調査）
●テレビ：327万台、エアコン91万台、冷蔵庫36万台、
洗濯機：24万台（1999年）(経済産業省2002年調査)

○アジア主要国のほとんどが既にバーゼル条約を批准しているほか、中古家電等の輸入に際しては、国内産業保護の観点や環境問題を防止していく観点から、一定の制限を設けている場合がみられる。

国名	条約批准年	循環資源に関するその他の輸入規制
中国	1991	中古家電は原則輸入禁止
フィリピン	1993	中古家電は事前通知の対象
ベトナム	1995	廃棄物は、一部の再生資源を除き、輸出入を全面的に禁止
タイ	1997	中古家電は製造後3年以内、中古複写機は製造後5年以内なら輸入できる

附件二

日本廢家電回收再利用檢討之公開意見徵詢原文資料

資料２

これまでに提示された主な意見

１．現行制度の評価

○見えないフロー

（実態把握の必要性）

・制度見直しに当たっては、現状の問題点とその解決策の全体像を把握した上で新しいシステムに移行すべきではないか。

・法律を見直すのであれば、どうして「見えないフロー」に行っているのか、どうすれば「見えるところ」に出てくるのか、検討する必要があるのではないか。

・制度変更の効果を定量的・客観的に政策評価するためには、「見えないフロー」の実態把握が必要ではないか。

・「見えないフロー」の実態が完全には把握できていないとしても、制度改善をしていくべきではないか。

（見えないフローの評価等）

・回収率５０％程度という数字はかなり悪いのでないか。

・回収率も当初の３０％から高くなってきており、よくできた制度ではないか。

・無料回収や安い処理業者へ流れるのは当然であり、家電リサイクル制度のシステムに問題があるのではないか。

・５割は適正に費用を負担しているが、残りは無料回収に引き渡したり、安いところへ引き渡したりしており、不公平感があるのではないか。

・不法投棄も重大な問題であるが、より重要な問題は、全体の１～２％程度の不法投棄ではなく、見えないフローの問題ではないか。

・見えないフローの行方をきちんと見える形にしていくための制度改革を検討すべきではないか。

・制度見直しに当たっては、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回す努力が必要ではないか。

（無料回収）

・無料で回収された廃家電はどこでどう処理されているのか。

（中古品輸出）

・国外へ輸出される分が輸出先で環境汚染を起こしている可能性があるのではないか。

・偽装中古品として海外に輸出され、不適正に処理されている廃家電が存在するのではないか。

・「日本製」の表示がある廃家電が海外で不適正に処理されていること自体が問題ではないか。

（国内の既存業者による処理）
・廃棄物処理法に基づく処理は、現行法上許容されているが、かなりの量が処理基準を満たしていないのではないか、実態を確認すべきではないか。
・ブラウン管ガラス、プリント基板の処理、フロンや断熱材フロンの回収等について、産廃業者はどのように行っているのか。
・家電リサイクル法以外で処理されている家電４品目の処理実態について明らかにすべきではないか。
・不法投棄だけに着目するのは議論をゆがめることになり、見えないフローの中で不適正な処理が行われていることが現行制度の最大の課題ではないか。
・産廃処理業者の処理について、冷媒フロン回収装置やＰ／Ｆ分割装置の有無等を確認すべきではないか。
・見えないフローのうち、おそらく数百万台はきちんとした施設を持たないところで不適正に処理されているが、それを一件一件チェックすることは困難であり、システム改善の中で対応すべきではないか。
・リサイクル券を発行せずに、リサイクル料金をとって産廃処理業者に横流しする小売業者への対策が必要ではないか。

○メーカーの責務
・現行制度は、消費者、小売業者、製造業者等が家電リサイクル法上の責務を果たすことにより、平成１７年度は１，１６２万台を適切に処理しており、世界で最も成功しているリサイクル制度といえるのではないか。
・拡大生産者責任､環境配慮設計の実施の観点からいいシステムと評価するが、メーカーに物理的に戻ってくることがキーポイントであり、回収システムを確立することが必要ではないか。

○環境配慮設計の促進
・各メーカーの設計・製造担当者がリサイクルしやすい製品を設計するなど環境配慮設計の普及に大きな成果をあげているのではないか。
・家電リサイクル法のEPR上の特徴は、製造事業者が処理責任を果たしているという点であり、環境配慮設計促進に関し、容リ法や自動車リサイクル法と比べて明らかに優れており、効果が出ているのではないか。

○資源の有効利用
・再商品化されたものが、どこでどう利用されているのか不明確である。これを把握できないか。

○リサイクルに対する意識の向上・長期使用の促進等

・消費者のリサイクルに対する意識を向上させることができたのではないか。
・国民の間に製品を長く使うことの大切さ、リサイクルの重要性、世界的に日本の「もったいない」精神が浸透したのではないか。
・いらなくなったものをすぐ捨てずに知人に譲ったり、修理して使うことが促進されたのではないか。

○不法投棄

・法施行前後で不法投棄が４０％増えており、対策強化が必要ではないか。
・冷蔵庫などは谷底に不法投棄されると引き上げるのに何万円もかかることを認識すべきではないか。
・平成12年の環境省の不法投棄のデータは、特に不法投棄の多い地域のデータを基に推計していることや、法施行前の駆け込み廃棄の影響が見込まれること等から、過大な数値となっており、実際にはこの推計値以上に法施行前後で不法投棄が急激に増加しているのではないか。
・不法投棄には未発見・未回収の部分があり、実際の台数はこれ以上に多いのではないか。
・法制定時には地域によっては膨大な不法投棄の発生を懸念したが、びっくりするほど少なく、かなりうまく行っているのではないか。
・不法投棄は法施行前後で大幅な増加はなく、１％程度で推移しており、近年は減少の傾向もあり、現行の排出時負担方式が不法投棄を増加させているとは考えにくいのではないか。
・個人が行っている不法投棄の問題とビジネスとして行われる不法投棄は全く別の問題であり、量的にも後者が大きな問題ではないか。
・自治体は不法投棄防止の観点から、「義務外品」に対し十分な措置をとるべきではないか。
・無料回収を自治体が黙認していることが不法投棄等の原因となっているのではないか。
・不法投棄者に対する罰則規定の整備など厳しい対応をすべきではないか。
・不法投棄は違法行為であり、自治体の責務としてしっかり取り締まるべきではないか。
・ルール違反を見逃さないことが重要であり、監視体制の整備や不法投棄情報への懸賞金などを検討すべきではないか。
・消費者に対し法律の趣旨等を周知することが必要ではないか。
・不法投棄防止のためのやり方として料金の取り方だけでなくしっかりと議論すべきではないか。

・前払いにしたら不法投棄がなくなるかということは誰にもわからないのではないか。
・不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界等も一定の責任を課すべきではないか。

２．法律の目的
・家電リサイクル法の目的について、稀少金属の回収や有害物質削減の視点も取り入れるべきではないか。

３．３Ｒとの関係
・家電リサイクル制度により３Ｒはどのように進展したのか。
・国際的な３Ｒの推進の観点から中古品輸出をどう評価すべきか。
・リサイクルよりもリユースをもっと推進すべきではないか。
・買い換えるよりも安く修理できるような商品設計により、廃棄物の発生を抑制すべきではないか。
・故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制等家電製品の長期使用を進めるシステムを構築すべきではないか。
・再利用は望ましいが、安全問題について一定の基準、システムを確立すべきではないか。
・リユースがリサイクル料金徴収の回避のための営業戦略として活用されたりすること等が促進されないようなシステムを検討すべきではないか。

４．対象品目の在り方
・配送品以外も対象とし、デポジット制について検討してはどうか。
・品目拡大については、欧州のＷＥＥＥで対象となっている品目がどのように扱われているかなど、国際的な動向との整合性など、認識をそろえて議論すべきではないか。
・電子レンジ、ビデオデッキ、電話機、電気ポット、電気炊飯器なども対象とすべきではないか。
・家電量販店の半数以上は電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセについて既に回収を行っており、これら製品を対象に追加すべきではないか。
・電源や乾電池を使用する全ての家電製品を対象にすべきではないか。
・電子レンジ、乾燥機、オイルヒーター、電動マッサージチェアなど、行政によるリサイクルは困難だが、再生利用可能な資源を含む製品を対象とすべきではないか。
・対象品目は拡大すべきであるが、配送を伴うものについて効率的に回収するという枠組みは維持すべきではないか。

・小型製品まで対象を拡大することは、費用対効果の観点から慎重に検討すべきではないか。
・現行法の要件を満たす範囲内で拡大を検討すべきではないか。
・液晶テレビ、衣類乾燥機、電子レンジ等の大型・重量家電を追加すべきではないか。
・業務用の製品の扱いを明確化すべきではないか。
・大型で重量があり、有害物質を含む廃家電も対象とすべきではないか。
・破損している製品の引取基準を明確にすべきではないか。
・一部破損した廃家電について、破損状態にかかわらず円滑に引き取るべきではないか。

５．リサイクル料金の在り方

（料金水準・透明性）

・リサイクル料金が安くなっていないのではないか。
・リサイクル料金を大幅に見直すとともに、採算状況を公表すべきではないか。
・メーカー間でリサイクル料金がほぼ一律となっているのは問題ではないか。
・リサイクル料金について、資源の価格が高騰していることも含めて検討すべきではないか。
・指定引取場所以降に競争原理を働かせる方法を検討すべきではないか。
・適正なリサイクルには一定の費用が必要であり、リサイクル料金は安ければいいというものではないのではないか。

（料金の負担時期）

・必要でなくなったものにお金を払いたくないというのが人間の心情であり、システムそのものを見直すべきではないか。
・不法投棄防止対策として、引取り・リサイクルに係る費用を販売時に負担すべきではないか。
・消費者が払いやすいシステムにするという観点から前払いにすべきではないか。
・ネット販売が拡大すると現在の料金負担方法を見直すべきではないか。
・前払い制度にすることで消費者が製品使用後のコストを認識しないようになってしまうのではないか。
・消費者が有料で責任をもって処理する日本の文化を維持すべきではないか。
・日本国民の品格が下がっているという指摘もあり、必ずしも、日本の文化では、各主体が責任を持って対応するとは言えないのではないか。
・既販品への対応や製品の長期使用促進等現行制度を採用した理由との関係を整理すべきではないか。

・排出時負担方式は処理時点で必要な費用を回収でき、最もシンプルで公平な方式ではないか。

（収集運搬料金）
・収集運搬料金についても金額を統一して購入時に徴収すべきではないか。

（料金負担方式）
・半分程度しか法定リサイクルされず、相当数が不適正処理されている実態を改善するため、製品購入時消費者負担方式（当期充当方式）に変更すべきではないか。
・当期充当方式は、人口減少にともない製品の購入数も減少し、将来的には購入数＜廃棄数となり、国民年金のように不平等感が発生し、不払いや料金の高騰につながるのではないか。
・当期充当方式は、新技術により商品がなくなった場合の問題をどう考えるのか。
・エアコンなどは、冷夏か猛暑かで売れ行きが大きく異なることから、販売台数に安定性がなく、資金の過不足が生じる蓋然性が高いことをどのように考えるか。
・自動車リサイクル法のリサイクル料金の決定方式は、自動車のように所有者が特定されない家電では難しいのではないか。

（料金負担方式変更の目的・効果等）
・前払いに変更することで、不法投棄や中古品輸出がなぜ減少するのか。
・料金負担方式については、回収率を上げる観点から検討すべきではないか。
・パソコンのような制度にすると、リサイクルシールのない人が不法投棄するのではないか。

（料金の表示方法）
・消費者としての義務を果たせるようにするには料金を価格内部化すべきではないか。
・料金内部化はあらゆる問題を隠してしまうので極めて危険ではないか。
・リサイクル料金に関する消費者理解、適正な転嫁の観点から、料金は外部化すべきではないか。

（料金納付方式）
・仕入れ段階でメーカーが資金管理団体に料金を納入し、小売業者から料金相当分を回収する方式とすべきではないか。

（カテゴリー別料金）
・リサイクル料金は大きさによって３段階程度に区別すべきではないか。

（その他）
・リサイクル料金、収集運搬料金について地域間格差があまり出ないようにすべきではないか。
・料金負担方法については、負担された料金が安定的に管理・確保されるようなスキームを検討すべきではないか。

６．再商品化等の基準
・リサイクル率は目標値以上に高くなっており、もはや目標値ではなくなっているのではないか。
・市況により上下するため、将来のリスク要因も考慮すべきではないか。
・ブラウン管について、同じことをしていながら、海外に輸出すると逆有償になるという理由でリサイクル率が下がるというようなことがないようにすべきではないか。
・リサイクルの定義に品質基準を導入すべきではないか。
・再商品化率は基準を１０％以上上回っているが、ミックスプラスチックや非鉄系ミックスメタルが適切にリサイクルされないといった課題を解決すべきではないか。
・静脈産業の健全な育成の観点から、動脈産業に比べ、技術力アップのための税制などの支援策が不十分ではないか。

７．効率的・効果的な収集運搬システムの整備
（収集運搬料金）
・値引きの対象となってしまっている収集運搬料金が適切に回収できるような仕組みを検討すべきではないか。
・「リサイクル料金無料」といった小売業者の広告を法律で防止できないか。
・収集運搬料金が５００円のところもあれば、２千円、３千円のところもあり、消費者に不公平感があるのではないか。
・収集運搬料金の価格差は指定引取場所までの距離も影響しているのではないか。

（指定引取場所の共通化等）
・ＡグループとＢグループの指定引取場所を共通化､再配置すべきではないか。
・指定引取場所を大幅に増設すべきではないか。

・量販店の大型物流施設を指定引取場所として活用すべきではないか。

（効率的な回収システムの構築）
・自治体のクリーンセンターのヤードをサブヤードとして協力すべきではないか。
・メーカーの責任で小売業者の店頭から回収することや、販売会社の空き地をサブヤードとして活用することを検討すべきではないか。
・回収率を上げるため、メーカーと小売りが一緒に新たな回収スキームを検討すべきではないか。
・近くに電器店がない場合などパソコンリサイクルと同様の回収ルートにしてはどうか。

（ネット販売等への対応）
・ネット販売等の販売形態が出現しており、対策を検討すべきではないか。

（義務外品）
・引取義務外品についても、小売業の業界等で円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すべきではないか。

（製造業者への確実な引渡し）
・適正なリサイクルを確保するため、小売業者に対し、リサイクル券の回付状況の確認を義務づけてはどうか。
・消費者から小売業者に引き渡された廃家電が確実に製造業者へ引き渡されることを担保する制度を導入すべきではないか。

（指定引取場所のサービス改善）
・連休の圧縮と繁忙期休日の廃家電受入れ、受入時間の延長など家電流通の実態に即した指定引取場所のサービス向上を図るべきではないか。
・店頭から指定引取場所まで一定料金で公平に回収できる仕組みを検討すべきではないか。

（その他）
・マニフェストについて、電子化するなどＩＴを活用した合理的な仕組みにすべきではないか。
・中小の工事業者に対する自治体ごとの廃掃法上の収集運搬許可取得に係る負担軽減策を講じるべきではないか。
・小売店は引き取った対象機器を一時保管する場合には、その管理の徹底を図

るべきではないか。

８．離島対策

・家電リサイクル法第２９条の規定に基づき、離島にも指定引取場所を設置すべきではないか。
・自動車リサイクル法と同様の補助制度の創設など特別の措置を講じるべきではないか。

９．制度の普及啓発等

・誰に引き渡すかは排出する消費者にも責任があり、消費者の認知を高めるための方策が必要ではないか。
・自治体はもっと消費者啓発を行うべきではないか。
・事業者において、消費者に対する周知を行うべきではないか。
・リサイクルされた資源の活用先や、製品においてどのような環境配慮設計がなされているか等の情報提供をすすめるべきではないか。

１０．国際問題

・近隣諸国での家電の廃棄について、ＤｆＥなど日本のいい経験を発信していくことが重要ではないか。
・中国のＥ－Ｗａｓｔｅ問題は、中国の資源を吸い込む力が大きいことが原因であり、中国への廃家電輸出の流れは前払いになったからといって止まらないので、規制するしかないのではないか。
・有害廃棄物の無許可輸出はバーゼル法違反であり、必要な措置をとるべきではないか。
・国際的な物品コード（ＨＳコード）の細分化等、中古家電やリサイクル目的の循環資源の輸出入を把握する仕組みを構築すべきではないか。
・海外での回収・リサイクル体制を整備し、海外にある生産工場などで資源としてリサイクルすることも考えられるのではないか。
・再生資源の輸出には一定の品質基準義務づけや輸出数量、仕向地と相手先業者の報告の義務づけ等により、中古や再生資源と称した実質的なゴミ輸出を防止すべきではないか。
・海外に輸出された後のことも視野に入れて、制度の検討を行うべきではないか。

１１．既存業者の活用

（再生資源業者の活用）

・家電リサイクル法の枠組みの中に法施行前からリサイクルを行ってきた再生

資源業者を位置づけるべきではないか。
・前払い制度にした場合にも、適正にリサイクルを行った既存リサイクル業者に料金が渡るようなシステムとすべきではないか。
・他のリサイクル制度との比較検証等により、再生資源業者の活用策について検討すべきではないか。

（処理内容）
・大阪方式など、安い料金でリサイクルを行っている既存事業者はどういうリサイクルを行っているのか、実態を把握すべきではないか。例えば、フロン回収等を適正に行っているのか。

（コスト）
・大阪方式について、きちんと処理基準を守ってメーカーより安い料金でリサイクルできるのはなぜか。
・メーカーは、大阪方式と異なり、全国レベルで引取り・リサイクルの義務を果たすためのコストが必要であり、人口稠密地域で大阪方式を推進することはメーカー方式の高コストをもたらすことになるのではないか。
・メーカーとそれ以外の業者のリサイクルの内容とコストについて情報を公開し、検討できる状態にすべきではないか。
・「安ければいい」はリサイクルでは通用しないのではないか。

（環境配慮設計との関係等）
・環境配慮設計を促進する観点から、メーカー責任で処理することとなっている拡大生産者責任の考え方を踏まえて対応すべきではないか。
・大阪方式については、法制定時に整理された、メーカー責任で処理するという趣旨と矛盾しないように留意して検討すべきではないか。
・大阪方式について、環境配慮設計等に向けた取組との関係でどのように考えるべきか。
・自治体が大阪方式を推進するのであれば､市町村責任に戻すべきではないか。
・大阪方式については、もともと市町村にとって処理困難な廃家電をメーカーが適切に処理するという法律の趣旨を踏まえて検討すべきではないか。

１２．家電リサイクル券
・リサイクル券の記載事項の簡素化など運用上の見直しを行うべきではないか。
・家電リサイクル券システムが制度のインフラとして大変うまく機能していることにより、円滑に制度が施行されているのではないか。

・家電リサイクル券を郵便局だけでなく市役所や公民館、コンビニエンスストアなどでも扱うようにしてはどうか。
・全ての郵便局で家電リサイクル券を扱うようにすべきではないか。
・リサイクル券にハガキをつけるなど、リサイクルしたことを直接消費者に知らせるシステムを検討すべきではないか。

１３．その他
・静脈産業の健全な育成が大事であり､動脈とは分けて競争すべきではないか。
・景気の回復とともにこれまでにない規模の廃家電が生じる可能性があり、処理体制を万全にすべきではないか。
・資源価格が高騰しており、可能な限り有用資源を回収すべきではないか。
・消費者の立場では、安い方がよいことは事実だが、リサイクルの場合は、きちんと内容を説明し、料金設定の透明性を高めるべきではないか。
・家電リサイクル法制定により浮いた市町村の費用はどのように住民に還元されているのか。
・５年間で社会に定着した制度を変更するには明確な理由が必要ではないか。

資料３

家電リサイクル制度等の見直しに当たっての検討課題（案）

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）は、平成13年４月１日に本格施行されたが、同法では、「その施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされている（附則第３条）。

これを受け、中央環境審議会及び産業構造審議会では、家電リサイクル制度の全般的な見直しに向け、検討のための合同会議を開催し、これまで、委員間の意見交換のほか、小売業者、製造業者、地方公共団体、市民団体等の関係者からの意見聴取や消費者等からの幅広い意見募集の機会を設け、意見の整理を行ってきた。

本資料は、その際の各委員やヒアリングの際の意見陳述者等からの意見を踏まえ、今後の見直しの課題を整理したものである。

【「見えないフロー」の把握と総合的な対策の実施】

特定家庭用機器の総排出予測台数と比較すると、家電リサイクル法ルートに乗らず、現行の法制度等で十分に把握できていない特定家庭用機器の「見えないフロー」が相当割合に上るとの指摘がある。

その中には、不法投棄され、大きな社会経済上の問題となっているものを始め、近年の資源価格の高騰等を背景に、中古品輸出と偽装した実質的な廃棄物が不適正に輸出されたり、国内でフロン回収等を行わずに分解、破砕されるなど不適正に処理され、環境に悪影響を及ぼしているものがある可能性があるのではないか。このような「見えないフロー」の全体像を把握することは困難だが、その実態を可能な限り把握しつつ、課題を明らかにした上で、適正に特定家庭用機器のリサイクルが行われるような総合的な対策を講じることが必要ではないか。

①　不法投棄対策の強化

特定家庭用機器の不法投棄は、重大な違法行為であり、実際に大きな社会的コストを発生させているのではないか。近年の特定家庭用機器の不法投棄台数は、約17万台（平成16年度、特定家庭用機器廃棄物の総排出量の約１％）となっており、家電リサイクル法の施行前後で比較すると、環境省の推計によれば、約12万台（平成12年度）から40%以上増加している。

このような状況を踏まえ、家電リサイクル制度全般の見直しの中で、こうした不法投棄対策を強化するために、どのような方策を講じていくべきか。

② 環境配慮設計の促進

環境配慮設計の促進は、拡大生産者責任の考え方に基づき、現行制度下で製造業者等が物理的な処理責任を負うことの大きな理由となっていることから、これまでの製造業者等の取組状況を評価するとともに、今後、企業間の競争を通じて、環境配慮設計を一層促進する観点から、制度の在り方を検討すべきではないか。

③ ３Ｒの推進

現行制度を３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進の視点からどのような成果があったか評価し、今後、この取組を一層充実させていく方策を検討すべきではないか。

④ リサイクル料金の在り方

家電リサイクル法の施行以来、同一料金のまま変更されていない主要な製造業者のリサイクル料金について、実際にこれを負担している消費者理解促進の観点から、コスト状況を明らかにするなど、料金の決定根拠等の透明性を確保しつつ、市場原理の下で、料金が低減していくような制度を検討すべきではないか。

また、リサイクル料金の負担方式について、排出段階で負担を行う方式（廃棄時負担方式）と販売段階で負担を行う方式（販売時負担方式）について、考え得る様々な方式のメリット・デメリットを比較検討すべきではないか。

⑤ 対象品目の在り方

現行法制定当時にはあまり普及していなかった液晶テレビの今後の普及状況等を踏まえた対応など、個別品目について、対象品目として追加すべきかどうか検討すべきではないか。その際、現行の特定家庭用機器の４つの要件（市町村による処理困難性、資源の有効利用性、環境配慮設計促進の可能性、配送品該当性）についての考え方を整理すべきではないか。

⑥ 再商品化率の在り方

現行の再商品化率の算定の考え方について、量的のみならず質的な観点から見直すべき点があるか。テレビのガラスカレットの海外における需給状況やブラウン管テレビの生産状況等の影響を十分勘案した上で検討すべきではないか。また、同じ処理内容でも再商品化率に算入されなくなるケースについてどう考えるか。

⑦　効率的な収集運搬システムの整備

指定引取場所がＡ・Ｂ２グループに分かれている現在の引取体制、インターネット販売の増加等の販売形態の多様化の影響や義務外品への対応等について、関係者の役割、サービスの在り方等も含め、システムの効率化の観点から、検討することが必要ではないか。

⑧　離島における収集運搬に係る負担軽減

離島地域においては、合理的な運搬等により収集・運搬料金の軽減に努めているものの、海上輸送を伴うため、その分、収集運搬料金が本土と比べて高くなっており、その負担軽減のための措置が必要ではないか。

⑨　消費者等に対する普及啓発

消費者、小売業者、製造業者等の関係者に対し、家電リサイクル制度の趣旨、仕組み、成果や、消費者による適正な排出等の各主体の責務等について、効果的に普及啓発を行うにはどのような手法があるか。

⑩　既存業者の取扱い

既存業者の処理内容の透明性の確保や、環境配慮設計の促進という観点を踏まえながら、製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした仕組みの中で、既存業者の取扱いについて検討すべきではないか。

資料4

家電リサイクル法の見直しに関する意見募集結果について

○　意見募集期間　平成18年7月28日（金）～ 8月23日（水）

○　8月23日（水）までの応募総数　　158件

平成18年8月28日

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
1	実施状況に関する評価:リサイクル率が低く不法投棄が多く法が有効に機能していない	不法投棄を防止してリサイクル率を上げなければならない	買い替え時にリサイクル料金を徴収する制度がよくない	自動車の場合のように買い替え時だけではなく初期購入時にも販売店で確実にリサイクル料金を徴収するシステムにする	—
2	・消費者のリサイクルに対する意識を向上させることができたと思います。 ・廃棄時に費用を負担するということで、いらなくなったものをすぐに捨てずに 知人に譲ったり、修理して使うといったことが促進されたのではないかと思います。	しかし一方で、どうしても捨てるとなったときに不法投棄をすればお金を払わなくて済むという、正直者がバカを見るという思考を助長させたようにも思います。	原因は家電リサイクル法の内容自体にもあるのかもしれませんが、もっと単純に、消費者がごみの問題を真剣に捉えていないことにあるのではないかと思います。	・今の制度を続けるのであれば、ルール違反を見逃さないことが重要だと思います。そのための監視体制を整備しなければならないのではないでしょうか。トレーサビリティの導入である程度それができると思います。また不法投棄情報への懸賞金など。 ・法の見直しも必要だとは思いますが、消費者に対してどうしてこの法律が必要でどうしてこの法律をやぶると罰せられるのかを誰にでもわかる形で周知させることが必要だと思います。例えば、家電小売店でごみ問題の現状についてディスプレイをしてもらったり、消費者が目にするようなところで情報を流すべきだと思います。きれいな面だけではなく汚い面も消費者はもっと知るべきだと思います。 ・問題が改善されない場合、購入時にリサイクル費用を払うようにするしかないと思います。そのときは、リサイクル処理費用から回収費等まで含めるべきだと思います。	リサイクルよりもリユースをもっと推進していくべきだと思います。
3	30点	以前に比べ不法投棄が増えた	捨てることにお金を払うのがもったいない。物を買うことにお金が必要だということ意外に、物を捨てること・リサイクルすることにお金がかかるということを、国民に根付かす努力が必要。	当初から話題になっていましたが、購入時にリサイクル料金を支払うようにすべきです。人間いつかは死ぬのと同じで、物にも寿命があります。購入時にリサイクル料を徴収すべきです。そして、購入日時がわかるような証もつけ、それによってすでリサイクル料を支払ったか否かがわかるようにすればいいと思います。人間は後からお金を払うことを「取られた」と解釈します。そういった心理も考慮して、施策の改善をお願いいたします。	業界から反対などがたくさんあると思いますが、次の世代へよりよい環境を残す、地球環境を労る考え方を教育するためにも、がんばっていただきたいと思います。
4	—	制度運用後不法投棄が増加している	・)制度設計の不備等に起因するもの 一般の人が考えると、廃棄時に金を払うという制度自体が日本にはなじまないのではないか ・)事業者の活動等制度以外に起因するもの	購入時にリサイクル費用を払う方式に改めるべきである。 自動車リサイクル法、パソコン等はこの方式である。 廃棄まで数年～10年かかるのが難点だが、5年経って不法投棄が減少していない事を考えると、あと10年経っても現在の方式では不法投棄量が変わらないと思われる。	—
5	施行状況によれば平成13年から平成17年にかけてリサイクル台数、フロン類回収実績が順調に推移していることから取組の趣旨に添った成果がある。今後の継続が必要と思われる。	不要となった家電品の不法投棄が年を経る毎に増加していることから、不法投棄の原因を探り改善する必要がある。	収集、再商品化に等に関する費用が後払いであること。一旦ゴミとなったものに対する費用の負担は国民の理解が得にくく、里山里うみに家電品の不法投棄が目に見えて増えており、重金属の土壌地下水汚染が進んでいる状況が全国で見られる。また、指定品目以外の不法投棄を誘引する原因となっている。	処理費用の前払い制を採用することで費用負担に対する理解を得ること。また、製造業者等の倒産等に対処するためには、指定法人による基金制度の導入等により対処する方法がある。指定品目以外の品目追加によりリサイクル効果の引き上げが必要である。	法施行の前に諸外国の当該リサイクル関係制度の状況把握が行われ、特に韓国においては制度導入時から前払い制を採用していた。現在ではリサイクルに関する国民の意識が施行時より格段に浸透している状況であるので段階的な前払い制度の導入が可能であると思われる。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
6	家電リサイクル法の施行により、以前一般廃棄物処分場などで処分されていた家電が再商品化されることで、資源循環が図られ、さらに処分場の延命化が(多少なりとも)図れた。	・不法投棄の増加。 ・家電リサイクル法対象品目の増加。 ・近くに電器店が無い場合や買い替えでなく廃棄する場合の収集運搬。	¡)制度設計の不備等に起因するもの ・リサイクル料金が後払いになっている為。 ・現行の家電リサイクル法対象品目でも処理が難しいものも多い。 ・遠くの電気屋には頼みづらいし、ただ廃棄する場合にも依頼しづらい。	・パソコンリサイクルと同様に、料金を販売時に上乗せとする。 ・家電リサイクル法対象品目について見直しを図る。 ・パソコンリサイクルと同様の回収ルートにする。	・制度が生産者側の観点ではなく、資源循環の観点から適切に運用できるようにしてほしい。
7	家電リサイクル法を見直して、前払いにするとのこと。一見、ユーザーにとっては有利な気がしますが、よく考えると問題があると思います。たとえば、PCのようなリサイクルにしようと思うと、リサイクルシールのない人が不法投棄すると思います。また、PCで一部のメーカーがするように、"法人用(業務用)"として販売する様になるかもしれません。 自動車リサイクルのようにしようと思っても、自動車のように所有者が特定されない家電品は難しいと思います。 年金のように資金をためる方法は、国民年金のように破綻が予測されます。先日の発表のように日本人女性の出生率は1．25とのこと。日本の人口が減ると言うことは、製品の購入数も減ると言うこと。今は新製品購入数＝廃棄数だとしても、将来は購入数＜廃棄数　になることは必至だと思います。国民年金と同じように、不平等感が発生し、不払いや、料金の高騰に繋がるのではないでしょうか。 また、新技術が発見されて、商品が無くなってしまったらどうするのでしょうか。テレビはパソコンになると言われています。将来テレビがすべてPCになったら、テレビのリサイクル処理費はどうするのでしょうか。 エアコンなどは冷夏か猛暑かで売れ行きが異なります。台数に安定性がなければ、資金足らなかったり、余ったりするのではないですか。 現状のリサイクル方法は、日本人の特性に合致した良い方式だと思います。環境リサイクルのために、純粋にお金を払ってお願いするのです。環境意識の高揚にもなると思います。一部の不法投棄などをするふとどきものに厳罰を与えて行くことで、さらに環境に対する意識が高揚して行くのではないでしょうか。前払いにしてしまえば、環境は企業の責任であるという意識になるのはないかと危惧します。 また、家電リサイクルだけが特化して進化させて行くのは何か理由があるのでしょうか。実際の廃棄物における家電リサイクルの量はどれほどの割合なのでしょうか。家電リサイクルを進化させる前に、その他の産業のリサイクルを進めるべきだと思います。				
8	6月27日に開かれた中央環境審議会で家電リサイクル法の見直しについての検討会での論点について、環境新聞(7月5日)に以下の内容が紹介されている。 リサイクル料金の後払いで当初は不法投棄が懸念されていたがそれほど大きく目立ってはいない。一方で多くの廃家電が海外に流出しているようだ。 2005年度実績で、全国指定引取場所で引き取られた家電4品目の合計は約1,162万台で、年間に排出された台数は推定で2,000万台を超えており、回収率は50%程度で、残る50%は一部が国内でリユースされ、多くが海外に流出していると見られる。特に今年はPSEの問題もあり、海外流出が顕著だった。 27日の会合でも委員からこの点に対する指摘が多くあった。こうした海外流出を防止し、国内指定ルートでの適正処理が今後話合われることになりそうだ。しかし、一部の業者は「国際資源循環は時流に合っている。適正なルートを確立すれば問題無い」と国内処理と国際資源推進との兼ね合いをどうするかも大きな課題になりそうだ。 これ対する意見 1．最近まだ十分使える洗濯機を10年ほど使ったので買い換えた。リサイクル料金は支払ったが、輸出されていく可能性を考えると消費者として納得できない。寧ろ下取りして海外でリユースして欲しい。 2．品目にもよるが50%の回収率では消費者は何のための費用を支払っているのか納得できない。海外輸出のための支援費用を支払っていることにもなるので法の目的から外れ、支払いは拒否したい。 3．制度設計の基本になる数字を固めてから、制度を運用すべきで事前調査不十分。今回の見直しで検討すべき内容ではない。 4．これから国際的に3Rを積極的に推進していくことが必要ではないか。未だ使えるものを破砕するよるより、海外でリユースする方が国際資源循環から必要。この制度設計をどうしたらよいかを検討し、リサイクル料金支払いの対象外にすべき。				
9	ﾘｻｲｸﾙ料金があまりにも高すぎる。もっと工夫して安くすべき。A・Bに分けず近くに出せるようにすべき。	冷蔵庫、ﾃﾚﾋﾞ、洗濯機等大小一律はおかしい。小さな物は安くするべき。すべてリサイクルするのではなく、修理して使用できる物は有効に使用する方向のリサイクルを考えるべき。	収集運搬するのが便利なように日・祭日も開けてほしい。交代制でやればよい。	A・Bに分けず近くに処理場を設け少しでも収集運搬費が安くなるようにするべき。全て分解粉砕してリサイクルするのではなく、使用できる物は修理して使用する。諸外国で必要としているものは有効活用すべく輸出する。	商品にリサイクル料を組み込むのは反対します。
10	リサイクル料金が高い。我々はA・B2グループで処理が煩わしい。	デポジット制度にして不法投棄を減らすこと。	処理時にリサイクル料を払うため、お客様との問題が発生し不法投棄が増える。	自動車、パソコンのようにデポジット制度にすべき。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
11	・年間約10百万台もの数量がメーカーでリサイクルされている実績は、他のリサイクルの状況と比べて優秀といえる。 ・捨てるときに、捨てる人が負担するという明快で公平な負担。サービスはそれを享受するする人がそのサービス享受する際に支払うのが市場経済の一般的な原則。	・リサイクルの実績が、販売数量に比べると約50%であり、更に伸ばす必要がある。既存業者の処理を否定するものではないが、メーカーと同じリサイクル率等の義務とその管理徹底が必要。 ・処理業は、鉄くずやアルミくず等の価格上昇により、エアコンを中心にした再生資源回収が相当行われているとの話を聞くが、フロン回収やその処理が適正に行われているかは大いに疑問 ・引き取りは店任せで、自治体の住民からの引き取り姿勢が後ろ向き。4品目は全く自治体で引き取らずに住民に運ばせるところや、収集料金が他の粗大ゴミに比べ異常に高価なところがある。何故このような高い収集料金か、粗大ゴミの収集・処理と比較した原価開示が必要。 ※東京都23区では、衣類乾燥機は収集＋処理で800円だが、洗濯機は収集のみで2，500円。 ・自治体は家電リサイクルで収集と処理費用が減ったが、その減った費用を開示すべき。法施行前後の経理台帳を比べればわかるはず。また、国民が負担した限りは、国も負担に対する社会全体のその効果をできるだけ計量化して国民に示すべきではないか。 例)自治体の費用削減効果、最終処分量とその費用減、処理場の延命効果、資源の輸入量減等費用算出が複雑で難しいものは、量の変化や定性的効果でも良いのでは。	＜制度の不備＞ ・メーカーのリサイクルに回らない部分は、中古品又は再生資源として輸出されたか、産廃又は一廃処理業者での処理が大半ではないか。この点の管理と取り締まりが不十分。 ＜制度以外に起因＞ ・不法投棄で困っていると自治体が主張するが、粗大ゴミに比べ異常に高価な自治体の収集料金や引き取りの後ろ向き姿勢が原因となっている面も考慮すべき。収集の広報も不足。	・中古品や再生資源の輸出や処理業での処理を行う場合は、その管理を強化しつつ、数量把握を可能にすること。具体的には、中古品や再生資源の輸出には、一定の品質基準義務化や輸出数量と仕向地と相手先業者の報告を義務付け、中古や再生資源と称したごみ輸出を防止する。規制をすれば立ち入り検査も可能になる。 ・処理業者での処理の管理強化のために、小売業者義務外品は、一般廃棄物は市町村回収のみとし、市町村が自ら処理又は一廃処理業者に処理を委託した場合は、市町村がその処理を含めた管理責任を負い、市町村は、回収台数とメーカー引き渡し数、その他処理数、その他処理分のリサイクル率やフロン回収実績をまとめ、公表する。産業廃棄物で、その処理を処理業者に委託する場合は、産廃マニフェスト(家電4品目欄を追加)でマニフェスト管理を行い、産廃業者には都道府県等にその処理実績、リサイクル率、フロン回収・処理実績の報告を義務化。都道府県等は管理責任と実績公表。環境省にも処理業者への立入検査権限を与える。	・審議会議事要旨で、大手の小売店代表が、収集・運搬料金が市場競争により原価を大きく割り込んでいるため、前払化(＝値上げ)を求めた発言がある。法では、適正な原価を勘案して定める、とあるにも拘わらず、法を破っていることを自ら認めた発言と言える。この元凶は、これらの大手11社であり、自ら姿勢を正すのが本筋。会に出席の代表者が決断すれば即刻是正できるはず。また、これらの社は大きな利益を上げており、「おとり」価格で消費者を中小店から誘引していることを示唆した発言とも言える。公正な商行為を行っていると言えるか大いに疑問。 ・リサイクル料金と収集・運搬料金を前払化した場合、自動車のような個体管理は困難であるため、いわゆる年金方式が浮上すると思われる。この場合、「廃棄物」であるか否かの判断基準はどうなるのであろうか。上記のような量販店は、リサイクル料金と収集・運搬料金が前払いになった場合、不要になった家電品を無料で引き取りするであろう。無料引き取りは原則的に廃棄物でないため、引き取った不要な家電品は中古品輸出業者に自由に売却可能で、管理票の義務もなくなる。更に、収集・運搬の委託業者は廃棄物処理法の許可も不要(経費効率化で三重の利益)。今回議論の中心である「見えないフロー」が減るどころか助長する結果になることが懸念される。 ・収集・運搬料金を前払化した場合は、公平性の観点から、メーカーの指定引取場所に持ち込んだ者は、誰でもその料金を受領できることになろう。しかし、それが犯罪を招くことにならないか。例え数百円でも10台まとめれば数千円になり、小売店や自治体、メーカーの集積所等から盗難が増加することは必至と思われる。不法投棄の監視カメラだけでなく集積場所にまで監視カメラや警備員まで必要になったら、なんたる皮肉であろう。有価で売却できる部品を抜き取れば更に儲かる。最近の世相を考えると杞憂ではすまないと思われるが。
12	リサイクルが法なのかモラルなのか中途半端。	リサイクル4品目が産業廃棄物でも処理できる。産業廃棄物業者に4品目がいけないようにする。	行政の取り組みの甘さ。	産業廃棄物業者への立ち入り検査の強化。マニフェストを出していない家電店への立ち入り検査の強化。	―

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
13	・回収台数の伸び(2001年度855万台→2005年度1,162万台、1.35倍)及び不法投棄台数の推移(引取台数の約1.6%)から考えると、法は社会に定着しており良好な実施状況と言える。 ・製造業者が自ら再商品化を実施することにより、適正でレベルの高い再商品化や、材料の自己循環使用、DfEなど、予想以上の効果を上げている。	・排出された家電品の相当数(30%程度)が、家電リサイクルルート以外へ流れていると言われている。上記のように家電リサイクルルートに乗れば適切に再商品化されるが、逆にこれら家電リサイクルルート以外へ流れた物の処理が適正に行われているかどうかは怪しいところである。	・製造業者の責任範囲である指定引取場所に回収すれば、間違いなく再商品化されるので、それ以前の排出者、小売業者が他ルートに引き渡していることが考えられる。現状どのようになっているのか、原因を正確に突き止めることが先決である。	・本問題点は原因がはっきりとしないところがあるので、原因に適った解決策を講じることが必要である。原因もわからないうちから、後払いを止めて前払いにすべきというのは、かえって混乱を招くことも考えられる。	当初、日本人は廃棄物を排出する際に料金を払ったことがないので後払いでは不法投棄が増加すると言われた。ところが法が始まってみると、不法投棄は低レベルで推移し、引取台数はどんどん伸びている。昨今の新聞の記事等を見ると前払いに決定のような内容も見られるが、現行制度の長所や課題、課題の原因を十分に見極めたうえで、適切な見直しをお願いしたい。
14	家電4品目は法律施行以前は有用な資源が含まれているにもかかわらず、多くが再利用されることなく埋立処分されていた。家電リサイクル法がスタートすることにより、各品目の再資源化が進み、資源の有効活用を実施することが出来ている。 費用負担について変更の議論がされているが、以下理由により排出時に費用負担をする現行方式を維持すべきだと考える。 1. 現在市場にある全ての対象製品への適用が可能である。 2. 製品購入時点では廃棄時のリサイクル費用を予測することが困難である。 3. 製造業者が撤退した場合でも、その製造業者の製品の対応が可能である。 4. 排出時負担を打ち出すことにより、製品の長期使用を促しゴミ減量化につなげることが出来る。	家電品を引き取った小売店は、それぞれの(ABグループ毎)の指定引取場所へ廃家電品を運搬する必要があるが、メーカー毎に持ち込む所が違うのは立地によっては大きな負担となっている。	再商品化施設を設定する考え方の違いによりAグループ、Bグループの二つに分かれ、その結果指定引取場所もAグループ、Bグループの専用の場所が出来上がってしまった。	A、Bグループ各190箇所(合計380箇所)の指定引取場所をA、Bグループ共通とする。 ただし、指定引取場所ではA、Bグループの製品を確実に分けて保管することが絶対条件である。	廃家電として引き取られても、家電リサイクルのルートに乗らないものが数多くある。 どの様にすればそれらを家電リサイクルのルートに乗せられるかは提案できないが、トータルで見た時の再資源化率を向上させるために、何らかの対応を実施すべきであろう。
15	回収台数、再商品化率ともメーカーやリサイクラーの真摯な取組みで毎年順調に伸びてきており、日本の家電リサイクル法は世界に誇れる成功例だと思う。(現に、世界各国からの評価も高いと聞いている)	販売総台数と比較した時、回収台数はまだまだ低い数値であり、家電リサイクル法で処理されていない「不明な流れ」を明確にすべきである。かと言って、特に不法投棄が増加しているわけでもなく、無料で引取った業者がその後どう処理しているかを観察する必要があると考える。商品寿命を全うしたような商品がすべてリユースされているとは思えない。	無料で引取る業者がいるから、小売店もリサイクル料金について強く要求できないのではないかと考える。また、法施行後初めて対象商品を排出する際に、小売店側が正規のリサイクル料金を徴収しなければ、2回目以降も徴収できるはずがない。国立環境研のレポートにも、「リサイクル料金を支払ったのは52%」というデータがある。結局そのシワ寄せを食らっているのがメーカーであり、小売店によるメーカーいじめのような気もする。	前払いありきの議論しか聞こえてこないが、もっと現行法の抜け道を見直し、国民一人ひとりの環境に対する意識を高めることが先決であると考える。リサイクル料金の徴収方法については、現行どおりの後払い方式が公正であり、きちんと徴収していないことこそが問題である。	排出者からリサイクル料金を徴収しておきながら、対象商品を適正に処理せず、法律違反を承知の上で輸出するような一部の量販店の関係者が、審議会で堂々と意見を述べるのはいかがなものか？
16	現在、家電リサイクル法は社会システムとして機能し、着実に定着しておりその成果は循環型社会に大きく貢献しておる同時に排出時排出者負担という合理的な方式である。又、家電製品は購入から廃棄まで10～20年の長期間であり排出時排出者負担は処理発生に一番近いタイミングで費用徴収が可能。	排出者(消費者)から小売店に渡る段階で、不適正な引取が行われている実態があり、これを改善する必要がある。	流通の拡販のためのリサイクル費用サービスが不適正処理をもたらした、というのは大きな要因である。	耐用年数を超えてた価値を持たない中古家電を拡販目的のサービスとして無償引取りするのは、法律違反であり流通部門の正当な運営を指導する必要あり。又リユースするといって、無償引取りした場合、罰則の規定を設ける。	現状の家電リサイクル法は排出者(消費者)として社会環境責任を意識させる システムであり維持継続することにより住みよい社会から住みよい地球に広がっていくと判断する。
17	C(A～C中)	特定業者に限定せず条件がかなえば多くの企業に、又市町村でも取り扱えるようにし、廃却料金を安くしてもらいたい。	テレビ、冷蔵庫等で大小関係なく一律料金はおかしい。	廃却品の処理分別が適正にできれば何人でも認めるべきだ。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
18	悪法であり、中小家電店の負担が重くなり不法投棄を助長するものである。	ユーザーへ「リサイクル法」の説明、およびリサイクル商品運搬の手間。不法投棄。	リサイクル商品の使用期限が過ぎてからは支払いたくない、というユーザーの気持ち。	商品にリサイクル料を組み込んでほしい。	—
19	—	・不用家電を処分(リサイクル)するための手続きが煩雑過ぎる。 ・だから、簡単に不法投棄などをしてしまう? ・本市のような、独居老人が多い中で、現在の煩雑なリサイクルのしくみは、余程の環境に対する意識がないとその実行が難しい。	・リサイクルにかかる料金について「高い」と言う意識。・・・本市内には指定取引場所がなく、運搬料金が高くなる。(過疎地であるための不公平感) ・リサイクル券の購入、小売業者等への運搬手続き等「ややこしい」と言う意識。・・・小売業者に拒否されたら、また役所に連絡しなくてはならない等。	・リサイクル費用を製品価格の中に内部化していく検討はすでにされているようですが、それだけでは手続きが面倒と言う意識の者は、結局不法投棄のような簡単な行動に走ってしまうかもしれません。(小型なので捨てやすい?大きな自動車とは同様にいかないと思います。)ですからいっそ、廃家電を指定引取場所に持込すると換金してくれるしくみを作ればどうでしょう(いわゆるデポジット方式です)?もちろんその換金分は、排出者が製品購入時に先払いしたもの(リサイクル費用の内部化と一緒に)です。現在のしくみの中での指定引取場所が、家電引取と換金の双方を処理するしくみがより簡単だと思います。この時発生する事務費的なものは、小売業者、製造業者の負担で実施したらいいのではないでしょうか。運搬料金についても、同様なしくみがいいと思います。	これまでの検討状況について詳しく知りたくても、ネット上にある議事録(審議状況)はあまりにも簡単過ぎて、どのような意見が出され、論議されているのか全くわかりません。もっと、詳しい議事録の公開を求めます。
20	ゴミを軽減させたいと言う理念だけは評価できるが、それを達成するための目的や評価手法は大きく誤り、その結果施策による効果以上の負担を求める結果となった。 これによって一部の再生産業は恩恵を受ける形となったが、本来の目的である循環型社会への誘導は成功とは言えず、不法投棄の増大など影の部分が大きくなった。	再生用新素材の導入を要請するだけではなく、先端技術を導入する新製品の開発や生産に対し、既に市場に存在する物品の循環を義務付ける等の企業責任を曖昧にしたことが大きな問題である。	市場原理や大衆の行動を意識から大きく欠如させたこと。生産者側の権利を過剰に保護するものになっていること。	一度、法令を廃止し時間をかけてでも将来に利益となる法令を作り上げること。それまでの間は社会貢献型・反社会型の評価を的確に行いながら市場心理、大衆心理を制御しながら無法状態となることを抑制する。	官僚の成果、評価を目的とするような法令の乱発を控えていただきたい。
21	悪い。	リサイクル料金を商品に組み込んでほしい。	グループを分けている点。	A・Bを一本化してほしい。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
22	循環型社会形成への取り組みの具体的な取り組みとしての家電リサイクルシステムであり、これまでの5年間の成果は、毎年確実に上がっているものと思います。家電4品目の回収、リサイクル台数、再商品化処理重量も高いレベルをクリアしており、資源の有効利用も着実に増加しているものと考えます。何よりも、国民の間に製品を長く使う事の大切さ、リサイクルの重要性、そして、世界的に日本の「もったいない」精神が浸透した事、さらに、家電リサイクル法は世界的にも非常に優れたリサイクルシステムである事を強くアピール出来た事が大きな成果であったと考えます。現在のリサイクル料金の支払い方法である「後払い」方式も、消費者にリサイクルする事の大切さを強く印象付ける上で大きな効果を上げており、5年間で国民の間に定着しており、特に支払い方法を変更する必要もないと思います。もう暫く、現在の後払い方式を継続して、さらに、検証していく事が必要であると考えます。	平成17年度版「家電リサイクル　年次報告書」にもある通り、廃家電品の内、メーカーに戻って処理されたものが50%強であり、残りの50%が海外輸出や不法投棄、不適正処理されており、回収率の向上が頭打ちになっている事が最も大きな問題であると考えます。この問題は、メーカーや販売店には責任がないことであり、法律に絡む事が多く、国や地方自治体の行政として、抜本的に改善していくことが必要であると思います。	根本にあるのは、不法投棄や法律違反品の海外輸出等の不適正処理を行う、個人、業者のモラルハザードですが、道路交通法の大幅改正でみせた飲酒運転や駐車違反の激減のように、法律で厳罰に処すことが即効性のある解決策の1つかと思います。人間の心理として、罰則が甘いと、これくらいの違反では大丈夫という歯止めがきかなくなる恐れがあります。また、輸出統計システムの改善などを行い、「見えないフロー」をできるだけ「見えるフロー」に改善していくことも必要かと思います。これは、行政の仕事であり、家電だけでなく、自動車その他の不法投棄、禁止品の海外輸出などの不適正処理にも関連していく事項ですので、是非、真剣に取り組んでいただきたいと思います。	—	①大阪府方式は、大阪にしか通用しないリサイクルシステムであり、これが全国に広がっていくと、地域間格差を拡大する恐れがあり、離島問題等の解決のためにも絶対に認められない。再生資源業者の救済策の為に作り上げたシステムのような印象があり、このためだけであれば、法条第23条の認定対象者に追加した上、大阪府方式を廃止するべきであると考えます。 ②料金支払い方式で、前払い制の大合唱が起こっているが、不法投棄防止のためだけに、現行方式を前払い制に変更する論理は納得できません。前払い制に変更しても、不法投棄が減ることは保証できませんし、不法投棄の発生件数自体は1．5%前後であり、大騒ぎするほどの比率ではなく、むしろ、無料回収車や中国への不正輸出等のほうがはるかに大きな比率を占めているものと思います。また、一般消費者も前払い制の内容を本当に理解しているか疑問があり、もっと普及啓発活動を促進する方が先決だと思います。
23	第1回目の審議会で、現行のシステムが評価されていることがわかります。 小売業者等は現在の排出時費用負担から製品購入時費用負担への変更を求めておられるようですが、現行のシステムが評価されているのに家電リサイクル法が始まって5年しか経っていない段階でシステムを大きく変更する必要があるのか疑問です。	不法投棄問題や横流し問題	不法投棄問題があるので製品購入時費用負担への変更を要求する意見があるようですが、不法投棄問題は制度設計以外に起因するものだと思います。 横流し問題は小売事業者等の遵法意識問題と思います。	不法投棄問題も横流し問題も、制度の管理者がしっかりと制度の遵法状況を見守っていただき、必要な処分等をしていただくことが必要ではないでしょうか。	—
24	まあまあ。	冷蔵庫など大きさによって料金に差をつける。A.Bグループ別を同じにしてほしい。	—	—	無料で廃棄家電品を集めている業者の取り締まり。
25	非常にうまくリサイクルは実施されている。冷蔵庫とエアコンを廃棄したが、不便感じなかった。排出する時にその人が費用負担する仕組みがもっとも受益者負担の考え方で、公平な仕組みであろう。 　これだけ多くの家電品が、きっちりリサイクルされているのは世界でも日本だけと聞く。ぜひこの制度は続けていってほしい。 　現在のように家電リサイクル券で対応する仕組みが良い。	特になし。	—	現行の仕組みの精度向上をしてもらえればよい。	・実際にごみを出すときに、出す物に応じて、出す人が費用負担する考え方が良い。受益者負担が最も理にかなっている。これが実際にごみを出す人と費用負担する人が別となると、「年金」のように、破綻することもあるのではないか。 ・また、物を大切に長く使わなくなる。
26	よく出来ていると思います	不法投棄をなくす	リサイクルしなければならない意義が一般の人に知られていない。 金を取られるだけみたいな意識がある。	テレビでリサイクルされている状況をコマーシャルする。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
27	多くの方々に認知されてき、循環型社会形成に向け、大きな役割を果たしていると思います。	指定引取場所へ持ち込む場合にA・Bグループに分かれている点。	個人・運搬業者にかかわらず効率的な運搬ができない。	指定引取場所をA・Bグループに分けずに両グループを持ち込みできるようにすべきだと思います。	—
28	・メーカーはプラスチックのマテリアルリサイクルやDFEを推進し、環境負荷への低減効果などで成果を上げている。 ・現行の「排出時排出者負担」は「ごみの有料化」という社会の大きな流れに沿ったものであり、最も合理的で公平な方式である。 ・家電リサイクル法は関係者の役割分担が明確であり、社会システムとして定着し、大きな成果を上げている。 ・消費者に長期使用(Reduce)を意識させる効果があった。	・ブラウン管テレビから薄型テレビへの需要の高まりの中で、対象製品に加えるべき。 ・ブラウン管テレビの再商品化率は硝子が大きなウエートを占めているが、タイ・マレイシアへ輸出再利用されている。このように国際的に資源が移動し、確実に再資源化されている場合は有償・逆有償にかかわらず再資源化率にカウントできるようにすべき。 ・2011年に「アナログ放送の終了」が計画されているが、買替需要の増加と伴に、デジタル放送を受信できないテレビが約1,000～2,000万台程度残存すると見込んでいる。これらによる排出の急増が起こった場合は一時的な特例措置が必要である。 ・「大阪府方式」はメーカー責任で「回収・再資源化」とは逆行し、消費者に混乱を与える要因になっている。	・有償・逆有償による再商品化率のカウント方法は消費者の理解が得にくい。(埋立量と焼却量がどれだけ回避されたかの指標にすべき) 「大阪府方式」等、家電リサイクル法以外の回収システムが存在する事が家電リサイクルを更に定着させる上で、障害となっている。	・ブラウン管テレビにかかわらず、有償・逆有償に関係なく、再商品化率は実際に再資源化された実績をカウント方式に改定する、(消費者の理解が得やすいカウント方法に改定) ・「家電リサイクル法」更に定着させ円滑に推進させるための法整備が必要。自治体独自の回収、再資源化は一切認めない。(廃棄物処理法での運用:大阪府方式)	—
29	・自治体で埋め立て処理されていたものがリサイクルされ、資源として有効利用されるようになってきたことは高く評価できます。 ・資源の無い日本にとって、使用済みの製品から材料資源を取り出し再利用することは、非常に重要です。メーカにおいては、リサイクル率の向上に向け、分解性の向上やリサイクルし易い材料に変えるなど設計面での改良も図られているようなので、さらに発展させて頂きたい。	・家電リサイクル法が非常に有効に機能しており、家電リサイクル法施行後に著しく不法投棄が増えたわけでもなく、また不法投棄と廃棄時支払いとの因果関係が明確でない中で、購入時徴収に変更したいとの意見がありますが、その意義が良くわかりません。 ・買い換えるなら、購入時徴収でも廃棄時徴収でも同じタイミングで費用が発生します。また、新規購入なら、廃棄をしないのに費用が発生しますし、家電製品の廃棄だけが発生することはまずありません。この事からも、現行の廃棄時徴収の方が理にかなっています。 ・また、自動車のように明確な管理ができない中で購入時徴収をすれば、十数年後の費用を管理する方法を検討したり、当期充当方式のように製品の普及サイクル上矛盾点のある方法を検討したりするより、費用が発生する時に徴収する現行の廃棄時徴収の方が理にかなっています。	—	—	海外流出の問題 ・海外において中古品としてリユースされているなら良いのですが、有価物だけを取り、不正処理、不法投棄が行われ、e－waste問題を発生させている可能性があります。 ・どういうルートでどんなものが海外に流れるのか把握することが必要であり、アジア資源循環を将来築きあげていく上でも、国として、中古品の輸出について把握し統計化する仕組みの構築が必要と考えます。 ・ 中古製品として利用されるには、機能動作、安全確認がされているものが輸出さるべきではないでしょうか。このため中古品の輸出品に対しても、国としての何らかのルール化が必要と考えます。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
30	1．年々引取り台数も増加し、プラスチックの回収を進めることでリサイクル率も向上しており、循環型社会への貢献は大きく、法の整備と関係者の努力が順調に推移しておりよくやっていると思います。 2．リサイクル料金も排出時に支払う現行制度はこれからリサイクルされるという排出者の意識付けのためにも良いと思う。定着もしており変えるべきでない。もし先に払う方式に変えるとリサイクルが10年以上先の話になってしまい、使途の適正さの問題が排出側にもリサイクル側にもでてきそうである。	1．特に現行の制度で問題はないが、あえて改善すべきところは5年経過し引取り台数は上がってきているが、まだ回収が不透明なところがあり更に適正な回収の取り組みを推進してしていく点です。	1．排出した数字が不透明であるのとまだ消費者の一部しかKR券の発行が必要であるとの認識が浸透しきれていない(家電リサイクル法があり、リサイクル料金と運送料金が必要であるの理解している人は多いが具体的な内容を知らない(KR券の発行等)人が多い)面がある。 2．下取りという名の下で適正に再利用されているかどうかの数字もつかみにくい。	1．排出者への徹底した啓蒙運動と新しいしくみ(例えば引取り者は排出者に渡したKR券、リユース証明の控えを例えば家製協に提出することを義務つける等で排出量を適正に把握できるようにする)が必要だと思います。	1．今後品目の拡大検討をしている思うが薄型TV、乾燥機はそれぞれTV，洗濯機の品目のなかに入れたら今の仕組みの中で回るためよいと思うが、それ以外今の流通に乗りにくい商品は新しい仕組みをつくらないと集荷が難しい等の問題を生じるため慎重に論議して欲しい。
31	先日、駅前の大型販売店で洗濯機を買い換え、リサイクル料金・運搬費用を支払い、リサイクル券を受け取りました。後日、家電製品協会のホームページから状況を確認し、3日後にはリサイクルプラントに引き取られたことが確認できました。 家電リサイクル法ができる以前では、廃棄する家電製品は埋め立てられていたことを考えますと、75%の再商品化率(メーカーのホームページ)によって地球環境保護に貢献することができたといえます。 この様に廃棄する人、販売する人、リサイクルする人それぞれが役割と責任を果たす小さな実績の積み重ねによって、地球環境が守られていくものと思います。	7/28の朝日新聞では、リサイクル料金の徴収方法について、「前払いか後払いか」の議論が行われていると報道されていますが、現在の「排出時支払い」方式とすべきと考えます。 新聞によれば、販売店は「消費者に負担感がある」との主張ですが、家電製品を埋め立てるのではなく、高い率でリサイクルするのですから費用がかかるのは仕方ありません。 廃棄物(ごみ)の排出を抑制し、埋め立てを減らし資源を守るためには「排出時支払い」が効果的であり合理的だと考えます。国(環境省)も自治体も「ごみの有料化」を進めていますが、考え方は同じだと思います。 めざすべき目標に向かって、消費者・販売店・メーカー・自治体などが、それぞれの役割と責任を果たすことが重要だと考えます。	—	—	—
32	—	リサイクル料金の徴収方法	廃棄する場合に料金を負担するので、納入をためらった不法投棄や、業者による不法投棄が絶えない。	リサイクル料金の前納制(デポジット制)を導入。	自動車リサイクル法(デポジット制)施行後、放置自動車が減った。
33	—	不法投棄が多い。	—	販売時、内リサイクル料にして下さい。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
34	先月、テレビをリサイクルしました。廃棄、埋立から資源有効利用等循環型社会への転換は大変よい。今のままの制度で上手く行っている様なので大幅に変更する必要は無い。料金支払いは廃棄する時に支払う方がハッキリする。	・リサイクルされる割合が低い…海外への持ち出しが多いのでは？ ・大型家電製品の追加…資源回収 ・無償引取業者…私たちは資源有効利用のためリサイクル料金を支払っている。無償でどんな商品でも引き取ってくれる業者が家の近くにやってきます。そちらへ渡すと料金が要らないとの事。役に立たない商品はどうなっているのだろうか？おかしいし不公平だ、全部リサイクルに回すべきだ。 ・電器店だけでなく自治体での引取もすべき。 ・不法投棄	・電器店だけでなく自治体での引き取り。電気製品を買った時はその電器店に引き取ってもらえるが、不要になった商品(リサイクル対象)のみをリサイクルする時が困る。その時は自治体で引き取ってほしい。若しくは自分で持っていくのでその場所を作ってほしい。 ・無償引き取り業者の資格認定制度と商品の追跡確認。	不法投棄は家電製品以外でもあちこちで見受けられます。取り締まり強化、罰則の強化を要望。	先月、テレビをある量販店にリサイクルを依頼した時、リサイクル料金の領収書はくれたがリサイクル券をくれなかった。2週間ほどして店へ電話をすると改めてリサイクル券のコピーを送ってきた。
35	結論→十分に評価できると考える。理由は次の通り。 ①対象4家電全て、引取り台数・再商品化重量・再商品化率の05年の01年対比実績が増加している点 ②法定リサイクル(再商品化)率をクリアしている点 この状況(①②)は、家電リサイクル法によるリサイクルの仕組みが、日本の国情及び国民性に適合している為、実現できていると思われる。	但し、過去5年間、料金の改定が実施されなかった事は問題点と思う。	企業努力は行なった上で料金を据え置かざるを得なかったかもしれないが、国民には見えない部分。何故料金改定が行われなかったかを国民へ提示するべきと思う。。 日本におけるデフレ経済状況下にあったこの5年間を考がえると、説明が必要であろう。	家電メーカーも家電リサイクル法対象のリサイクル収支を公表してはどうか？ 自動車メーカーは、リサイクル収支(費用)を公表していたと記憶している。(新聞記事でみたことがある)	リサイクル料金徴収方法に関して、現在定着している「現行の日本独自仕組み (後払い方式)」の継続が良い。 理由) ①日本の国情や国民性の考慮 EUの家電リサイクル(WEEE)では先払い方式と報道されているが、日本における現在定着している方式の変更はどうかと思う。日本は特殊な市場を認識するべき。欧米での勝ち組が日本では成功していない。スーパー業界(小売業)をみると、日本の特殊性が理解できると思う。 ex)・米国ウォルマート主導で再建を進めている西友が06年2月期赤字(ダイエーでも黒字)であること。 ・フランスのカルフールが日本から撤退するという報道。 ②対象家電の使用期間が長期間で、製品購入時点では廃棄時点でのリサイクル費用の予測が困難 ・家電の買換えサイクルは10年以上(読売新聞では冷蔵庫買換サイクル11.25年)。 参考→先払いのパソコンは、3～5年(私の経験より)で買換え。 国情や国民性をも考え、十分検討議論され、家電リサイクル法を改正されたい。よろしくお願い致します。
36	・日本の産業の屋台骨である電気・電子産業で最も効率的・安価に且つ生活者の利便性・豊かさの向上に寄与した家電品に対し資源有効活用の視点からリサイクルを行なうことは極めて重要な事です。 ・その仕組みとして家電リサイクル法が施行され家電4品目が消費者の資源を再生するとの意識の元に料金を後払いで納めシステムとして大変上手く機能したのは周知の事実です。 ・後払いの問題点と指摘されております、不法投棄や海外への横流しなどについてはその防止策として、例えばリサイクル法では高額で且つ配達を前提とした商品が対象となっておりますので商品個別に電子タグを付けメーカー出荷時から販売、更には廃棄時に至るまできちっとした管理を行なう仕組みを構築する事により今より厳格な管理下に置く事が出来ます。 ・又先払いに対する問題点としては、消費者が物を大事に使用する意識の高揚が得てして失われる事や、商品の寿命時に本来支払うべき費用を何故今購入時点で払わなければならないのかと言った事が危惧されます。 ・今国を治める方々が最も大事にすべき事は消費者の視点に立ち、資源を有効に活用する事の大事さを植え付け、今の豊かさを保ちつつどれだけ最低限必要なコストで厳格な管理を行いつつシステムが機能する方策を考える事です。 ・その為には嫌でも消費者に向って真に信頼される方策を我慢強く訴え続ける事が重要です。話は別ですが温暖化の問題は正に民生である消費者に如何にその大事さを訴えて協力を取り付けるかが勝負です。 ・この家電リサイクルは消費者の資源再生への意識の高揚とその対価として費用を排出する時点で支払い、生産者や販売者が果たす役割は長持ちする信頼できる商品を企画開発し、生産から販売、廃棄に至るまで管理を厳格に行い一品たりとも管理不可の製品は無し(リサイクル法対象商品)との考えの下に新たな見直しが進められる事を期待します。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
37	・たくさんの市民に浸透してきた。 ・リサイクルにはコストがかかることが理解できた。 ・5年が過ぎ、一般市民の持ち込みが多くなった。	・一般市民A，Bグループの分類が分からない。 ・どこでリサイクル料金を払うのか分からない。 ・A，Bグループ以外のメーカーがあり、当方も分からない時があるので返答しにくい。 ・この先どのようにリサイクルされるのかの質問がない。 ・改善すべき点としてもう少しわかりやすい説明書を作って欲しい。	・A，Bグループを一緒に扱えるようにして欲しい。 ・諸物価の値上がりに伴い、指定場所の扱い手数料を値上げして欲しい。 ・指定場所控えがない時、非常に困る。持ち込んだ時に指定場所の券がない。風に吹かれてない時。雨に濡れた時。券が無く品物を預かったが何日経っても届かない時。 ・なぜA，Bグループが分かれているのか質問されることが多い。 ・A，Bグループが分かれているので間違って持ってきた人に説明し、Bグループへ持っていってもらわなければならない。	・リサイクル代金の支払いを郵便局以外にもできるようにして欲しい。 ・郵便局の説明のしかたが悪いので、こちらの方まで怒られる。又、役所の説明もわかりやすく教えて欲しい。 ・一般の持ち込みする人に対して、わかりやすい説明書を作って欲しい。 ・国の法律であることをもっと宣伝して欲しい。 ・なぜA，Bグループと別れているのか説明できるようにして欲しい。	—
38	「家電リサイクル券」の存在を知らない消費者が多すぎる。リサイクル費用を支払うことを知っている人は多いが、意外と「家電リサイクル券」を知らない人が多く存在する。違法の処理業者が「安くしておきますよ」の一言で、消費者はリサイクルされるものと信じ、廃家電品を引き渡している。以前、福岡や名古屋で流通業者による不祥事件が起きたが、リサイクル券の存在を知っていれば未然に防げたと思う。国、自治体、家電業界はもっと「家電リサイクル券」の存在をPRすべきである。				
39	循環型社会を形成している流れの中で、住民のリサイクルに対する意識も向上してきているので、概ね住民の理解は得られていると考えている。制度自体は理解できるがその内容や運用について改善の余地があるのではないかと思う。	・リサイクル料金の金額 ・リサイクル料金の支払い方法 ・リサイクル券を間違って購入した際の手続き	ⅰ)制度設計の不備等に起因するもの ・リサイクル料金の金額 　自動車やパソコンなどのリサイクル料金に比べて高いのではないかと思う。 ・リサイクル料金の支払い方法 ・リサイクル券を間違って購入した際の手続き ⅱ)事業者の活動等制度以外に起因するもの なし	・リサイクル料金の金額 ・リサイクル料金の支払い方法 　支払い方法についても自動車やパソコンなどのように前払い方式にした法がよいと思う ・リサイクル券を間違って購入した際の手続き 　郵便局でリサイクル券のメーカーなどを間違って購入した場合、後で間違いに気付いても郵便局での修正や交換ができず、手続きが煩雑である。家電リサイクルセンターとのやりとりなどで時間もかかるため、その場合、郵便局でメーカーの修正やリサイクル券の交換をできるようにして欲しい。	不法投棄廃棄物が増加する中、不法投棄廃棄物の撤去費用がかさんできている。限られた予算の中で処理をしなければならず、不法投棄された特定家庭用機器をすべて行政で撤去することは不可能である。そのため町の環境や美化を損なっている。前払い方法によるリサイクル料金の徴収ができれば、行政が撤去をしたとしてもコストはかからずに撤去することができる。
40	家電ﾘｻｲｸﾙも5年ほど経過し、消費者への認識も深まってきているようです。	ﾘｻｲｸﾙの大切さがまだ実感されていない人でも多数いる様です。	環境に対するアピールが国の方針としてもっと強くする必要があります。	リサイクル活動によって資源が有効に活用されていることを広くアピールする必要があります。	現行のシステムを更に定着していく必要があります。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
41	五年前にしっかり検討いただいただけあり、回収量やリサイクル率も当初の予想を上回る速度で成果を挙げていると思います。特に、日本人の勤勉な国民性を考慮した排出時排出者負担の考え方は年々着実に定着しつつあります。リサイクル費用は国民自らが負担する義務がある(環境維持にはお金がかかる)というこの思想を、国民に対する環境教育をするよい機会でもあり、今後も継続して推進していただきたいと切にお願い申し上げます。リサイクル料金の購入時支払いという意見もあるが、10年～20年後の排出時まで資金を管理する機構やそれに伴うシステム構築に莫大な費用がかかり(資金管理法人の設立など、その費用はおそらく国民の税金から支出されるだろう)、システム自体もかなり複雑になるはず。現行のシンプルで合理的な仕組みの継続のほうが、はるかにメリットが多いはずです。	不法投棄やメーカーへの引渡し違反や不法な業者への横流れ、輸出が依然としてなくならない現状に対しては課題が残っています。	国民や流通に対する啓蒙がまだまだ必要と思います。 特に、自治体によって推進に温度差があり、すべての自治体で法律推進への協力がなされているとは感じません。	国民や流通に対し、今まで以上の啓蒙活動を国や自治体、メーカーが役割分担して実施すべきと考えます。 自治体の法推進協力に関し、特別法という立場から、自治体への国の関与強化は出来ないものでしょうか。 また、違反者に対する罰則の強化、違反未遂の取締りと罰則の適用なども必要と感じます。	郵便局でのリサイクル券に対する知識が少ない。 通常業務外に該当しているようで、取り扱い義務化出来ないものでしょう。
42	指定引取場所の共有化に関する“問題点” 指定引取場所に対する要望事項として、共有化がクローズアップされています。然し、指定引取場所への要望事項を述べる前に、再商品化工場の実態を再認識する必要が有ります。 ①メーカ直結の再商品化工場はプライドが高く、指定引取場所(メーカ委託業者)に対して”雲助”的な認識を持っています。(見下げている) ②繁忙期は再商品化工場でスペースの問題(処理能力に絡み)もあり、再商品化工場は指定引取場所に対して、持込み量を具体的に指示し、コントロールしているのが実態で有ります。 ③私は指定引取場所の共有化を実践するには、先ずは”横持ち”から始まると考えます。横持ちに伴う経費の発生は何処の負担⇒ メーカ (安易に経費負担増を受け入れるか？ 不明)②に記載しました如く、再商品化工場の指示実態を鑑みますに、私は本要望事項は直ぐには機能しないと思慮します。 ④古い話として、指定引取場所に於いては10坪問題がありました。現状の20坪～30坪の申請では実態として機能しません。 先ず、指定引取場所に対して共有化の要望が出る事は理解できます。然し、本内容は再商品化工場との連携した調整が不可欠です。安易に指定引取場所を共有化するのは混乱を招く可能性があります。要望事項の整理の一端として、私は再商品化工場の課題も連携して議論する必要性を感じ、ご提案いたします。				
43	・自治体で埋め立てゴミになっていたものが、リサイクルされて資源として有効利用されるようになってきたことは高く評価できる。資源循環は大きな進歩	・リサイクル費用支払いが購入時支払いか廃棄時かの問題 購入時支払いの問題点 ・リサイクル費用がアップする可能性あり ・プールする費用に課税される可能性大 ・10年後の費用計算の根拠不明確	・購入時支払いは自動車リサイクル法では回収費用を管理する資金管理法人設立されている。同じようにするなら、今よりさらに管理費が嵩みリサイクル費用がアップする可能性はないのか。 ・また、黒字になると税金が課せられると聞く。リサイクルのために徴収したお金に課税されるなら、国民にとって税金2重取りと同じ感覚となる。あってはならいことである。 ・また、購入後10年以上使用後に廃棄されることを考えると、 貨幣価値の変動の程度は予測できないし、リサイクル技術が向上やリサイクル材の価値が上がれば国民負担は大幅に安くできる可能性もある。10年後のリサイクル費用算出の根拠は不透明である。	・リサイクル費用を消費税に加えて、循環社会構築目的税にするなら、すべての国民が平等に支払うし、10年後を考えてなくて年度ごとに決算できる。 ・目的税にできないなら、購入時支払いでは資金法人が必要となるのではないか。回収費用は非課税とする条件が必要。擬似2重税となり、国民負担が増大する。 ・非課税も難しいなら、現状の廃棄時支払いのままとする。物々交換の経済的合理性がある。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
44	・使用済みの製品から材料を資源として再利用することは資源の無い日本にとって極めて重要。家電リサイクルでこれが実施されているので評価できる。 　また、メーカが分解性向上、リサイクルし易い材料に変更するなど設計向上も図られているようなので、是非、発展させて欲しい。	①海外流出と不適正処理 中古品の流出が多いとの報告「があった。海外で中古として役にたっているなら良いかもしれないが、現状は分からない。有価物だけ取り、不適正処理、不法投棄が行われている可能性がある。 ②不法投棄	①どういうルートでどんなものが海外に流れるのか把握することが必要。把握し、統計化する仕組みを国は考えるべきである。アジア資源循環を将来築きあげていく上でも必要と考える。廃棄物扱いしないで無料、有価で引き取り輸出に回している販売店や回収業者が無料または格安で家電製品を回収し輸出に回しているのではないだろうか。 ②ルールを守らない道徳心の無い人が増えている。犯罪の増加は社会的傾向となっている。このような人は社会ルールを無視して、家具、家電、自転車なんでも不法投棄する。	①中古製品として利用されるには、機能動作、安全確認がされているものが輸出さるべきではないか。PSE(電気用品安全規定)を輸出品にも適用することで大きな改善が図られるのではないか。国は是非このルール化を進めて欲しい。そうすれば、怪しげな輸出は無くなり、日本の適正な対応が評価されることにもなる。 ②法を守る道徳心の教育・啓発、さらに罰則規定の強化が必要。自動車の運転違反も年々罰則が強化されている。同様に罰則強化するのが良い。特に山林や川に不法投棄する悪質な場合、何十倍もの罰則金を求める等。	—
45	世界で初めて4家電の製品リサイクルを実施し、5千万台以上の資源循環を果たしたことは世界に誇れる素晴らしい実績と思います。特に、料金後払いに対応するシステムを構築し、ステークホルダーの役割を明確に定め、その役割をそれぞれが果たしてきたことが成果に結びついたものと考えます。 欧州のリサイクル法であるWEEEが法施行1年を経過しながらほとんど機能していない状況と比較すれば仕組みの優劣は明らかであると思います。 流通の横流し問題が発覚するなど一部関係者のモラールの低さが露呈しました。一部流通関係者は法を遵守するという基本的な義務意識が欠落しており、猛省が必要と思います。	・私の町内のゴミ集積場にTVや冷蔵庫が廃棄され、それらが収集されず長期に放置されている状況を見かける事があります。自治体の住民への家電品収集への啓蒙と監視がまったく不十分であると感じます。 ・リサイクル処理が企業責任となって自治体の費用は大きく削減されているはずですが、この削減された費用がどのような使われ方をするようになったのか全く見えません。住民としては大いに不満を感じます。 ・無料あるいは低料金で家電品等を収集する業者が放置されています。企業が定める料金と販売店から言われた輸送費を支払ってリサイクルを依頼しましたが割り切れない気持ちが残りました。こうした業者に聞くと、修理して海外への輸出に回ると言っていましたが、修理できなかったものはどう処理されているのか不明です。ゴミ問題を海外に輸出している可能性や不法投棄の可能性もあると感じました。 ・また、家電リサイクル法非対象のパソコンについては処理料金をすでに購入時に支払っている形になっていますが、自宅近くを回るこうした業者に引き取って貰えば引取依頼の手続きや荷造りの必要もなく極めて簡単となります。確実にリサイクル処理されているのか疑問に感じても楽な方向に流れるのが人情であり、法遵守の観点でこうした業者の存在も認めるのはおかしいと思います。 ・大阪府の推奨する大阪方式なるものがありますが、これも回収業者含めて本当に正しい処理がなされているのか極めて不安に感じます。 ・販売促進のために、リサイクル料金や収集運搬料金を安くするなどしている販売業者がいます。消費者としては安ければ良いと思うのが普通です。しかしこうした行為を認めることは法の精神をないがしろにし、消費者の意識を惑わし仕組みそのものを破壊することに繋がると思います。	・住民に最も身近な自治体の家電リサイクル法における役割、義務が不明確です。 ・低料金で家電リサイクル法対象機器を回収する業者の存在を認めるなど、法律で定めたルールで引き渡しをしなければならないことの環境作りが中途半端なままになっていると感じます。 ・ リサイクルが確実に実施されているのか国として関連業者の実態チェックがなされていないと感じます。また、家電のリサイクル処理の実態、処理の質と費用の関係が不明確なままになっていると思います。 ・ ゴミ輸出にもなりかねない中古品の輸出実態が把握されていないし、コントロールもされていないと感じます。	・無料、あるいは不当に安価で対象機器を回収する行為を禁止する。 ・大阪方式も法の精神から禁止する。 ・販売店と並行して、自治体にも住民からの回収と企業の回収拠点に運送する義務を担って頂く。勿論有料でも構わないし住民が持ち込み可能な回収拠点を開設しても良いと思います。 ・適正な処理には適正な料金が必要であることを調査により明確にし、処理の透明性を高める。メーカーだけではなく処理業者全体の調査を実施する。 ・その上で機器本体の価格とは別にリサイクルに関する適正費用は別立てで消費者が負担しなければならないことを今一度明確にし、モノを大切にしなければならないとの意識を共通に持つようにする。その意味では現行の後払い方式で良いと思う	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
46	廃棄時のリサイクル費用徴収のためにメーカによる購買意欲扇動にもかかわらず、過剰な購買にを抑制できており、長期使用への誘導に貢献できていると考える。	新規購入台数からすれば、家電リサイクル法のスキームによる回収量は十分存在するとは思えず、海外でのE-waste問題の誘起につながる不適切な処理の介在が疑われる。また、排出者の費用負担を伴う廃製品排出責務を法で規定しているにもかかわらず、特定4製品を含む家電製品など(石油やガス使用製品、あるいはマットレスなどの適正処理困難物も含む)を道端や空き地などに投棄する不法投棄が私の身の回りでも定常的に発生している。	古物商資格を有しない有価買取業者や廃棄物処理業資格を有しない安価な引取業者の介在が疑われる。 たとえば添付の写真のように特定4製品を含む大量の廃家電を集め、出荷している業者が存在している。 また、(財)家電製品協会認定の家電リサイクル券取扱優良店に引取依頼しても当該販売店から委託を受けた工事業者が管理票の排出者控を確実に排出者に渡していないなど、十分家電リサイクル法の規定通りの運用ができておらず、アウトサイダ介入の余地を残している。 一般消費者による不法投棄への取り締まり体制が全く執られておらず、遵法精神が欠如した者の不法行為への抑止力になっていないことが原因と考える。(このような精神構造の者にとっては、多分、タバコや空き缶、PETボトルのポイ捨てなどと大差がないのではないか)	・無資格者による不法取扱の取り締まりの実施 ・家電リサイクル券取扱いが十分満足にできていない実態を表したような「家電リサイクル券取扱優良店」認定制度を廃止させる ・家電リサイクル券取扱を適正にできていない業者や不法投棄を行う消費者を(告発懸賞金をかけて)告発する制度を導入し、当面のモラルハザード対策とする ・義務教育課程において、昔の道徳教育が備えていたような遵法精神や公正に関する教育を強化する	・リサイクル費用の先取りを求める声もあるようだが、現状のように回収率が十分でない状況では先取りされた費用の使途は不明確になるだけである。 ・管理コストの増大は懸念材料ではあるが、回収率の増大のためには、デポジット制度のように、モノと費用との直接的結合が必須ではないだろうか。デポジット制度での運用に組織的メリットを享受できない製造事業者や販売事業者はリース事業への転換を図るであろうから循環型社会への誘導方法としてはより有効であると考える。 容器包装リサイクル法では容器包装の製造者、使用者が負担する仕組みにして価格内部化がされていることになっているが、さほど発生抑制への効果がなかったことは明らかであるが、価格内部化の効果検証に対してより長時間を要する耐久性消費財である家電製品の場合にはメーカや販売者の過当競争を加速するだけで製品設計などへのさらなる改善効果は期待できないと予想する。
47	昨年冷蔵庫の買い換えのときに初めて家電リサイクル法のしくみを知った。特に冷蔵庫はフロンの回収等も行うとか。電気店の説明や対応が丁寧で、料金も納得した。自分で運べば収集運搬費は必要ないことも分かった。	自分が使用した製品はリサイクルまで責任を持つべきであって、その費用を負担することはやむを得ない。料金は買った時に支払うべきだという意見があるが、それではリサイクルされたかどうか自分で見届けができないことになるので、今のまま変更する必要はないと思う。	家電リサイクル法を経験したことがない人も多いのではないか。無料巡回回収車に出したら、古い型式だからという理由で料金を取られたと知人から聞いた。メーカーのリサイクル料金は一律でどこでも同じであり、このことからも消費者は家電リサイクル法に従って出す方が安心できる。一度経験をすれば理解者も増えていくと思う。法律を変更するより今の仕組みをもっと市民に定着させる方が先だと思う。	自治体は、家電だけでなく多くのリサイクル制度についてもっと広報等で詳しく紹介するなど、社会的なしくみとしてより積極的にPRすべきである。	特になし。
48	5年間に約5，000万台の廃家電を回収し、フロンを初めとする有害物質を安全・安心に処理をするとともに、非常に効率の高い再資源化を実現することで資源の有効利用を成し遂げたことは、日本の国民として世界に誇れる成果だと考えます。	・しかしながら、回収率は推定でいまだに50%以下とのこと。メーカーで正しく処理をされている以外の廃家電は、どこでどのような処理をされているのでしょうか？確証はありませんが、中国では廃家電品を含む廃棄物リサイクルが粗雑に行われていることにより深刻な健康問題や環境破壊を引き起こしているとのこと。本当に関連はないのでしょうか？私の家の周囲でも「無料回収」の業者の方がよく軽トラックに乗って巡回されておられます。どこへ持っていくのでしょうか？以前に比べても頻度が高くなったように感じます。 ・現在の最大の課題は、この回収率を限りなく100%に近づけて「正しく」「安心で」「近隣諸国にも迷惑をかけない」日本のメーカー処理を徹底的に推し進めることではないでしょうか？ ・加え申しあげれば、私ども国民はあまりに家電リサイクルの中身の理解ができておりません。「廃家電品はどこの出すべきか」「なぜそれが必要なのか」「料金は何に使われるのか」「どのように再利用されるのか」など等、本当に基本的なことがよくわかっていないように思います。 ・お恥ずかしい話、捨てるときには費用がかかることは知りながらも、少しでも安くまた無料で済ましたいと考えるのが人情でございます。そのときに上記のような基本的な事柄の理解があれば「無料」「安い」等の情報に惑わされることなく正しい処理費用を支払っての対応も可能となると考えます。		以上の問題点の改善には、なによりもまず私ども国民に対する啓発活動の徹底を推し進めていただくようお願いいたします。併せて、メーカー処理以外のルートは正しいのかそうでないのかを明確にするとともに、正しくないのであれば厳罰を持って望む厳しい対応をお願いいたします。(現状では良い事なのか悪いことなのかが判りません) 尚、料金の徴収時期は私個人としては現在のままでよいと考えます。購入時の支払いは、なんだか値上げのように感じますし、廃家電を同時に出さない場合は他人様の廃家電の処理費用に使われるように感じてしまい不公平感を感じます。自分のことは自分で始末をつけるという現行方式がよいと考えます。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
49	たくさん集まっているそうで、うまくいっていると思います。	今のままで問題はないと思います。	—	—	—
50	①法対象商品の引き取り台数が着実に増加していること。 ②再商品化率も各品目とも着実に増加していること。 ③リサイクル料金後払い方式が採用されていること。(現在の方式が、シンプルかつ確実で公正なものと考える。) ④リサイクル券によるメーカ業界の管理システムがうまく機能していること。	①A、Bグループのメーカ、及び指定法人のルート(リサイクル券システムのルート)以外へ流れる商品の実態を把握すべきこと。(引取台数は推定廃棄台数の約50%と聞いているが、これ以外のものがどういうルートでどのくらい流れているのか解明したうえで回収率を上げる方策を講ずるべきと考える。) ②再商品化率の定義の変更(確実にマテリアルリサイクルされたものはリサイクルプラントから逆有償で出荷した場合も再商品化量に含める。)	①(2)①の原因はルート別の流れが明確でないので不明。 ②(2)②については ・原材料価格の変動に伴い逆有償になる場合。 ・製造業の海外移転に伴いリサイクル材の国内消費が減少、又は消滅した場合は輸出せざるを得ないが、輸出費用、現地価格の低下、為替レート変動等により逆有償になる場合等が想定される。	(4)解決策・改善策のアイデア ②再商品化率の定義の変更(確実にマテリアルリサイクルされたものはリサイクルプラントから逆有償で出荷した場合も再商品化量に含める。)	・「リサイクル料金の排出時支払い方式」の堅持 リサイクル料金の先払い方式の採用が検討されていると聞くが、これには反対である。理由は、家電製品協会や電機工業会等メーカ団体の資料にある通りである。さらに、①料金を商品価格と別枠で払うか/商品価格に含めるのか、②支払われた料金をその商品が廃棄された時のリサイクルに使うのか/今廃棄される商品のリサイクルに使うのか、③料金をどう設定するのか(ある商品に対し定額か定率か、メーカが独自に決めるのか)、④例えばA社の商品購入時にリサイクル料金を支払い、同時にB社の商品を廃棄する場合の取り扱いは？ ⑤その他挙げれば問題点はつきない。 商品の来歴と所有者が明確な自動車の場合と異なり、家電品の場合　上記の問題点を解決するにはおそらく複雑な仕組みが必要となり、結果として料金システムの透明性、公正・公平性を確保するのが極めて困難であると推測する。 従って、尚一層透明性の確保について改善を要するもののシンプルで料金の回収が確実で、透明性の改善も期待できる現在の「リサイクル料金の排出時支払い方式」を堅持すべきと考える。
51	・家電リサイクル法施行以来4品目の処理台数が5000万台を超えている状況から大変評価できる。 ・海外の各国からも廃棄時費用自己負担がうまく行っている例として賞賛され紹介されている。 ・粗大ごみの処理費用を廃棄時に負担する方法が家電リサイクル法にも定着したものと考えられる。 ・日本国民の正直性、真面目性が遺憾なく発揮されている。	・小売業の4品目の引取は、一廃の廃掃法の許可なく運送可能であるが電気工事、運送業者等は許可を持っていないと運ぶことができない。 ・製造業者に再商品化の義務を負わせながら、自治体、産業廃棄物処理業者等の別ルートでの処理を可能にしている。(地域限定のリサイクルを可能にしてしまうと台数の多い都市圏ばかりで地方のリサイクルシステムが疎かになり、コスト的にも成り立たない。) ・処理台数と同じくらいの台数が何処に行ったか分らない現状、内容を掌握し、改善措置を実施すべきと考える。(中古品の輸出台数等の把握は、国として取り組むべき。) ・対象品目と対象外品目の明確化。例　冷温庫、液晶TV、GHP、小型洗濯機、他の業務用機器等	・廃棄物処理法の特例措置の拡大をする、エアコン等の工事業者、配達業者等まで許可不要とする。 ・製造業者に再商品化の義務、DfE、EPRの観点から別ルートでの処理は許可すべきでない。 ・不明な台数の解明をする。、自治体ルート、産業廃棄物として処理されているものと思われる、国が言うほど輸出には廻っているとは思われない。 ・対象品目が不明確なものがある。	・家電リサイクル法の対象品目の引取について、廃棄物処理法の特例措置の拡大をする、小売店と契約締結状況の工事業者、配達業者等まで許可不要とする。(小売店等の契約書締結を下に) ・製造業者に再商品化の義務、DfE、EPRの観点から別ルートでの処理は許可すべきでない。 ・不明な台数は、自治体ルート、産業廃棄物として処理されているものと思われる、国が言うほど輸出には廻っているとは思われない。この内容を解明しない限り、家電リサイクル法はザル法になる。 ・対象品目は、明らかにグレーゾーンがあり分りにくい、省令等で明確にすべき。	・リサイクル料金の前払いと後払いいついて、前払いにすれば全て解決するかの様な発言が流通、自治体から発言されている、そもそも廃棄するものが自分のもので長年使用したものだから費用を払う、何時捨てるか分らないものにリサイクル料金を払うと思うか、現状より問題が大きくなること必然である。パソコンは、前払いにしたが不法投棄は増えている。自動車は、車検制度があり、一品一葉管理がうまく行く、しかし問題はあると聞いている。(国内で処理されないで輸出された車の費用が莫大に残ってしまう等。) ・不法投棄の低減は、罰則の強化、費用負担(自治体が負担を原則に)を明確にすることにより取り締まり、監視等を自治体が強化し、効果が現れる。(自治体は費用負担低減のために真剣に取り組むことが考えられる。) ・対象商品の拡大については、2条4項四の配達商品に限定してやるべきと思う。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
52	平成17年度、家電4品目で約1150万台を引取、リサイクルを行なった。日本の国情、製品の実情にあった制度を構築、運用してきたことによるものいではないか。 特に、排出時に排出者がリサイクル費用を負担するという単純で公平な仕組みが受け入れられたからではないでしょうか。	1150万台の引取りがあったといっても廃棄量は2000万台近いとも言われ、約50%ほどが「見えない部分」となっている。これをいかに減少させ、適正なリサイクルを行い、かつ見えるようにするかが課題と考える。	「見えない部分」は廃棄物処理業者の処理、国外への輸出等といわれている。 「見えない部分」への管理の徹底、監督権限の強化、不法行為者の取り締まり強化等をおこない、廃棄物処理業者がリサイクルした場合にも、品目毎に管理を行い、引取台数、リサイクル率、フロンの処理等を公表させるべきではないか。 自治体は、家電リサイクル法の施行により、大型家電のごみの減少により、自治体の経費(家電に対しての)は減少したはずだが、他のごみが増えたので家電の不法投棄に掛ける経費がない、もしくは負担が重いという。 まず、その家電リサイクル法による減少効果を明確にすべきではないか。そのうえで他のごみが増えたので家電に掛ける経費がないと説明すべきであろう。		今回の審議会では多くの方から廃棄時での費用負担が見えない部分を作っているという推測を前提に前払いが良いとの意見が出されているが、その原因検証はできていない。廃棄時に経済的負担をゼロにすれば改善されるとの想定であれば、ゼロ円で引き渡されたものは、ごみではなく有価物であり、どの段階で廃棄物となるのか、明確化が必要となる。現仕組みにおいて、無償で回収されたものを見えない部分に含まれるとするなら、前払い制でも存在することとなり、どう見えるようにするかの審議が必要ではないか。 また、小売業者に無償譲渡された家電品(有価物)には、小売業者の引渡し義務はかからないか。
53	家電リサイクル料金の前払いが検討されているようですが、私は今のままの排出時の支払いがよいと思います。 排出時に支払えば、「今、どんな所まで進んだかな？」とリサイクルの経過を検索してみたり、興味ももてます。自分の持っている電化製品についての支払いの方が自然な感じです。				
54	うまくいっていると思います。一方で、消費者に対してさらに普及啓発をして、認知度を上げ、世間一般に、まじめにリサイクル取り組むものが、納得できるようにしたい。	最近　洗濯機、冷蔵庫を家電リサイクル法に基づき販売店に渡したが、リサイクル料金と運送費で5-7千円を支払いました、料金を安くする努力をして欲しい。現在の制度のように排出するときに支払いすることで問題はない。	1)制度設計の不備等に起因するもの リサイクル料金を徴収する側に、料金を安くする方向へのインセンティブが働いていないのではないか。 2)事業者の活動等制度以外に起因するもの 事業者のそれぞれの取り組みのなかで、努力し、実施されるべきである。	料金を安くする方向へのインセンティブが働くような制度を採用すべきだ。例えば、社会的に高い評価を受け、料金を安くすると税金等で優遇されるとか。	制度はうまくいっていると思うが、所得が低く、このリサイクル料金の支払いに困る人を対象に救済策を設け、制度の円滑な運用を促進する。
55	料金の徴収方法は、現行の「排出時排出者負担」方式を継続すべし。 今回の家電リサイクル法見直しの最大の論点として、料金の徴収方法の問題がある。当該徴収方法に関しては、法律制定時にも大論争になったことではあるが、現行の「排出時負担」の方式についての最大の懸念要因として「不法投棄の増大」があがっている。 今回の見直し時点でも、この「不法投棄の増大」を最大の理由として、制定時にも議論された「購入時負担」への変更を主張している人々がいる。 私は、以下のような理由で今後とも現行の「排出時負担」方式の継続を支持します。 1.「排出時負担」方式の長所は十分にその機能を発揮している。 ① 排出者の「排出抑制」機能(大事に長く使用する)が十分な効果を挙げている。 ② 製造者の「環境適合設計」への取り組みが大いに促進されている。 ③ リサイクル(再商品化)技術が日進月歩してきている現実を踏まえれば、処理費用が時価で決まる「排出時負担」方式の透明性が益々増大している。 2. 一方、短所といわれ懸念要因となった「不法投棄の増大」については、以下の理由で家電リサイクル対象製品しか見ていない人々の主張であると考える。 ① 法対象品の不法投棄台数は、ここ数年、年間17万台程度を推移している。 ② 法対象品の推定廃棄台数(2003年度)は年間約1,700万台、このもののその後の去就は図のように推定されている。この結果を踏まえれば、不法投棄品 17.5万台に対し、その18倍の行方不明品がある。「購入時」に処理費用を徴収した場合は、17.5万台についての処理費用は確保できるが、その18倍の費用の処理が宙に浮くことになる。 ③ 法対象品という視点で見ると17.5万台の不法投棄品があるが、私が「不法投棄監視パトロール隊員」として、地域の不法投棄品全体の中での家電リサイクル法対象品という視点で見れば、それほど多いものではない。これは、この程度の不法投棄は、「排出時負担」という法システムの問題というより、「排出者のモラル」によるところが大きい事を物語っていると考える。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
56	環境問題、とりわけ廃棄物に関する一般消費者の意識を高めた事、そしてその為に必要な受益者負担を幅広く理解せしめた事に関して、その成果は充分に評価できると思う。	・情報開示 ①再商品化された資源がどのように再利用されているかが不明確。再商品化料金がどう使われているか？再資源化されたものがどう使われているのか？これを国民全体に知らしめることが環境問題全般に対する解決の足がかりとなるのではないでしょうか ②システム全体の損益構造が不明確。再商品化率が法令上の50%～60%をクリアし、ゴミが資源となったのであれば、リサイクる費用の引下げ等に反映されるべきではないのか？そういった議論に通じるような情報開示が不足している。 ・制度と法律 ①管轄官庁を一本化出来ないか？(経産省又は環境省のどちらかに)窓口がはっきりせず、法律の解釈も微妙に違っている。廃棄物処理法とははっきり切り離し、経産省とすべきである。 ②リサイクル法と廃棄物処理法の分離(リサイクル品を廃棄物として捉える事による弊害を取り除く)が必要。廃棄物とするがゆえに諸々の問題が発生していると言えなくも無い。小売店から言わて頂くならば、リサイクル品は「預かり品」、リサイクル料金は「預かり金」である、どちらも一時保管しているに過ぎない訳である、しかもゴミ(廃棄物)といった認識は持っていない。ぜひ廃棄物という法律的なくくりの中から、リサイクル対象品目は外すべきである。※今回の意見書における最大のポイント！ ③家電品に限らず、買換え時の旧品引取りは長年の商習慣である。商習慣を法律(廃棄物処理法等)にて縛りつけることは、結局消費者に対し、迷惑と負担とかける事になりかねないと思う。 〈一例〉植木屋さんに庭木の手入れを依頼しましたが、刈り取った枝葉は「これは一般廃棄物です、私は収集運搬許可を持たないのでお客様で処分して下さい」と言われたので野焼きしました。・・・というような事になります。 ④元請け、下請け、孫請けといったシステムは全ての業界に渡っており、それを廃棄物に関して再委託、再々委託といった見方をされた場合、業界として成り立たない事となる。特に家電業界の場合、構成比70%を占めるいわゆる家電量販店では、配達・設置(及び旧品の回収)業務のほとんどを外部に委託しているのが実情である。 〈一例〉台風で瓦が割れ落ちたので、建築した住宅メーカーに修理を依頼しました。住宅メーカー ⇒ 地域工務店 ⇒ 大工と業務が委託されました。住宅メーカーは割れた瓦を持ち帰ることをお客様に約束できなくなるのでしょうか？、又それを引取った大工さんはどういう処理をしたら法律の規制にかからないのでしょうか？ そういった疑問に対し、リサイクル立入検査時に担当検査官に質問しても答えが返ったきたことがありません。 ⑤排出者⇒小売店の運搬業務委託に対し産廃収集運搬許可の必要性有りとの法解釈が(ある事件をきっかけに)出ております。元々、本法律スタート時点でお客様宅からリサイクル品を回収するのは小売店自身であるという前提(回収業務を委託するという発想がなかったし、当然リサイクル券にその委託先控えが無い)であった。(家電需要の70%以上を占める量販店の実状を何ら考慮されていないままスタートしたと言える)ところが、ある時期その事実(配達・設置業務の委託)が明らかになった際、「配達・設置の委託業者＝産廃収集運搬業者であるべきとの法解釈」がなさたが、従来商習慣として行ってきた業務が廃棄物処理法、ましてや家電リサイクル法に抵触するという判断は納得出来ない。さらに、産廃収集運搬許可を取得する為にかかる費用(講習会受講料 30,450円(2日間)、都道府県(及び政令市)への許可申請 費用 各80,000円 5年毎更新)負担は、零細な末端業者にとっては大きすぎるし、仮にその許可を保有したとしても、許可取得に見合う収入増は業界の商習慣上期待できないことである。 ⑥法律の解釈と自治体の対応に隔たりがある。上記産廃収集運搬許可の申請に対し、申請先である行政側の対応がまちまちである。はっきり「この業務に許可は必要ありません」と断言するところもあれば、「取っておくに越したことはない」という消極的な回答の所、中には「産廃は不要であるが、一般廃棄物の収集運搬許可が必要であり、契約は排出者と個々に結ばなければならない」というところまでさまざまである。統一性がない・・・というより無理な解釈のせいで混乱が生じているとしか言いようが無い。この際、はっきりと「不要」である旨条文に明記願いたい。 ・運用システム ①リサイクル券における排出者⇒小売店の運搬業務受託者欄がないので追加が必要である。 ②リサイクル券の綴りに中に収集運搬業者(小売店⇒指定引取場所)の控えが存在しない事が管理精度を下げる原因となっているので現在の5枚綴りを6枚とし、収集運搬業者控えを追加すべきである ・立入検査(経産省) ①小売店立会検査時の実績把握の為(調査問診票記入)の小売店側作業負担を減らす為、調査資料は事前にRKCよりデータ入手して把握しておくべきである。 ②検査官毎の知識差、質問に対する回答内容がまちまちであったり、微妙なニュアンスの違いがあったりする。又、判断を仰ぎたい質問に対し答えが返ってこない事(それは、県・市により違うので直接問い合わせして下さい・・・等)がある。 ③環境省の分野に関しての知識が無い。例えば、産廃の収集運搬許可を取得するのに、講習会費用や行政への申請費用(と手間)がどれだけかかるかも知らない等、「縦割り行政」の弊害を感じる			①リサイクルシステムに関するもの ・再商品化料金の前納制度を全品目へ拡大 ・指定引取場所(A・B)グループの一本化と、引取場所数の増加 ・グループ一本化により券への記入間違いを不問とし、書直し不要 ・品目別再商品化料金の均一化(メーカー毎金額格差の是正) ・品目へ、フロンガス使用の家電品(除湿機、冷水機、製氷機等)を追加し、小売店の回収業務軽減を図ると同時に確実なフロン回収破壊システムを実現する事が望ましい ②リサイクル券に関するもの ・リサイクル券自体の無料化(再商品化料金の中に含む) ・5番券裏面は、メーカーコード＋料金表の一覧として欲しい(特に規定外のメーカー料金を明確化が望まれる) ・現行のカーボン仕様では、汚れ易く事務処理に支障があるので改善して頂きたい

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
57	消費者、小売店、メーカー、行政等が一致協力して、新たなリサイクルのしくみを創出し、然るべき一定の成果をあげたものと理解しているが、全国民への浸透はこれからと感じる。	①審議会でも指摘されているように、見えないフローを見える化すべき。 ②前払いへの変更は慎重に検討すべき	①A)指定引き取り場所に入るまでのフローが規制されていない、また統計上の把握がなされていないことが問題 B)見えないフローには、行政としても触れたくないタブーがあり、課題から逃避している部分もあるのではと拝察する ②A)不法投棄と後払いの間に直接的な因果関係はなく、逆に前払いに変更したとしても、不法投棄が減少するとの確証がないため B)前払いは、いつでも消費者が排出が無償で可能となるため、安易な排出が懸念され、5年間の後払い制度によって築かれた長期使用の概念が薄れる可能性が高い C)前払い制度が、PSE制度で苦しんだ中古販売事業者を再度苦しめる可能性もあながち否定はできない	①A)制度上の規制を設けるべき。また、国内流通、海外との輸出入についても統計データの整備を行うべき B)是々非々での判断、審議会での公正公平な見解と取りまとめを求める ②後払いの本質的な課題をあげてほしい。現在の審議状況では、不法投棄など、的外れな課題指摘ばかりで、これは大きな問題と思うような課題は審議会でもあげられていないと感じる。(そうであれば、現行制度のままでよいということになる)	審議会メンバーに、法施行以来法令違反を犯した会社役員メンバーが任命されていることは誠に遺憾と思う。このような会社が意見を述べる権利があるのか甚だ疑問に思うし、よくも辞退せずに出席して発言していると感じる。
58	5年間の実施状況から判断すると、ほぼ順調に定着していると考えられ、一定の評価はできる。この実績を踏まえ。現制度を活かし、さらに進化発展させることが重要である。料金徴収方式(前払い方式)の変更が全ての解決策のように言われているが、料金徴収方法が問題なのではなく、家電リサイクル法に従い処理されていない部分と不法投棄、料金体系と低料金化が検討すべき問題である。制度の大幅な改正よりも現行方式の問題点を確実に潰す事の方が、経済的であり効果が期待でき、やってみなければ期待通り効果がでるかどうか分からない制度への改正は絶対避けるべきである。	(1)「家電リサイクル法に従い処理されていない部分」を限りなく少なくする必要あり。 (2)上記にも関連するが、リユース目的の家電品輸出のあり方について議論する必要あり。海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係し、日本としても国際的にも対応する必要がある。 (3)「不法投棄」を無くす方策を考える。 (4)「リサイクル料金」を見直す。(料金体系のあり方、低料金化) (5)循環系社会構築促進の面からも、品目の拡大は進めるべきと考える。 (6)離島からの廃家電運搬費が高い。	i)制度設計の不備に起因するもの (1)「家電リサイクル法に従い処理されていない部分」にどう対応するかが課題。制度に欠落有り。 (2)リユース目的で買い取り、輸出される家電の扱いをどうするかを議論するべきである。これが、不法投棄やE-Waste問題等の一要因になっているのではないか。 (3)不法投棄の削減には「家電リサイクル法に従い処理されていない部分」と「義務外品」の処理をどうするかが課題。料金徴収方法とは切り離して考えるべき問題である。 ii)事業者の活動等制度意外に起因するもの (1)「リサイクル料金」は5年間料金が一定である。消費者の立場からみると消費者の立場からみると料金体系、金額体系金額の両面から見直す必要がある。	(1)「家電リサイクル法に従い処理されていない部分」のルートの解明とその対応策の制度化、法規制。 (2)大変難しい問題だが、リユースを目的とした家電の買い取り、輸出の法制度化または法の強化により対応する。一例としてリユース不可能と考えられる家電の買い取り、輸出は禁止すべきと考える。これにより不法投棄の削減や電気電子機器ごみの海外流出を減らす事が出来、国際的にも貢献可能となる。 (3)不法投棄削減のため「義務外品」の取扱に対する自治体協力の徹底と不法投棄者への罰則強化。 (4)「リサイクル料金」のカテゴリー別料金の設定と低料金化の実現。 (5)離島への廃家電運搬費の補填を「家電リサイクル券センター」で実施可能に税法も含め制度改正する。	—
59	組合員店においては、適正な処理が行われている。 消費者からはリサイクル料金が高すぎるのではという意見が多い。 量販店、廃品回収業者のリサイクル法に対する考え方の違いがあるようです。	リサイクル料金の見直しと細分化。 指定取引場所のA・B共有化。 収集運搬費の適正な設定、無料回収に対する考え方。	家電品リサイクル法の悪用、量販店の料金設定が販促策に使われている。 無料回収業者に対する国の考え方の明記がない。	違反者に対する罰則強化。(正直者が馬鹿を見るのはどうかと思う。) リサイクル券と同じく古物にもサイクル券の発行を義務付ける。 マスメディアによる消費者の意識向上をはかる。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
60	・家電リサイクル法施行依頼5年間で5200万台もの廃家電が回収され、重量で約7割が再商品化された実績は素晴らしい成果であり、世界に誇れる法律である。 ・これは当該法律に消費者・製造者・小売業者の役割が明確に規定をされ、各々が「家電製品に含まれる資源の有効利用」により循環型社会構築に貢献するという法の精神を理解し真摯に運用してきた結果である。 ・家電リサイクルに拘わる関係者は出来るだけ多くの資源を社会に戻していく為の技術開発に日夜取り組むとともに、廃棄物や有価物委託先の管理、リサイクルに携わる労働者が誇りをもって働ける作業環境整備、一般市民の見学受け入れ、循環型社会の必要性への啓発等にも力を注いできた。 ・また、メーカーは家電リサイクル法施行以来、廃家電からの再生資源を自社製品に戻す「自己循環型マテリアルリサイクル」を推進するとともに、リサイクル現場からの情報をDfEに反映し環境配慮型製品開発に積極的に取り組んできた。 ・これらの取り組みの結果、家電リサイクル業は従来のゴミ処理業ではなく、「循環産業」として認知されてきた。また、リサイクルプラント一般見学者はこれらを理解し、リサイクル料金は決して高くないという評価を戴いている。	・家電リサイクル法の趣旨は廃棄される家電品を適切に処理し、資源を有効に活用することにある。しかしながら実際に使用済みとなった家電のかなりの部分が「隠れたフロー」に流れていると思われる。これらの殆どは解体部品を含めてリユース品として海外に輸出されていると思われるが、このことには下記の問題がある。 ① 資源小国の日本にとって、これら廃家電に含まれる資源は貴重な財産であるはず。折角確保した資源をまた国外に流出させていることになる。 ② 海外での商品寿命延命による国内廃棄物のリデュースということになるが、日本と同様のリサイクル法が整備されていない国・地域では長い目で見れば海外への廃棄物輸出、環境汚染拡大と同等である。 ・「隠れたフロー」にどこからどれだけ流れ、どこに行っているのか等の実態を正確に把握せずに制度改正の議論をしても真の改正にはならない。	・隠れたフロー」への流出の一因は一部小売店がリサイクル料金を徴収せず、これらのルートに引き渡しているということにある。 ・これは小売店は廃家電をメーカーに引き渡し、資源として再生させなければならないという家電リサイクル法に定めら得れた義務に反する行為である。料金排出時負担が原因というものではなく、行政による適切な監査・指導・監督が必須である。	・リユースするとして無償引き取りをした家電品を家電リサイクル券なしで引き取れるシステムを見直し、輸出や産廃処理まで含め何らかの把握ができるシステムとする。 ・家電リサイクル法を含め、資源有効利用法の精神、目的等を国民に再度周知させる。 ・廃電気電子機器リサイクル法が整備されていない国への使用済み家電輸出を制限する。	1)「再商品化率」の考え方について ・現法では再商品化率には有償または無償で引き渡された物だけがカウントされることとなっている。しかしながら、同様の再資源化が行われていても、経済情勢によっては突然逆有償となることもあり、非常に不合理である。有償、逆有償に拘わらず再資源化されているものであれば「再商品化率」にカウントできるようにすべきである。 2) リサイクル料金及び前払いについて ・廃棄物は排出時排出者負担が原則であり、一般家庭ゴミも一定の料金を課すことにより減量化できていることは周知の通りである。家電品についても使用期間が延びており排出時負担によりリデュースに貢献できている。前払いになればこの効果が期待できない。 ・排出時負担は排出時点のリサイクルや収集運搬に係るコストが適切に反映するため極めて公平且つ合理的である。前払いの場合は排出時点(10 ― 15 年先) でのそれらのコスト想定が難しく、不公平な仕組みとなる。 ・不法投棄を防止するために前払いをすべきとの議論があるが、不法投棄は犯罪であり、これは行政が指導監督し、法律で取り締まるべきものであり、上記のような利点・効果を無視して変更すべきものではない。 ・また、リサイクルには相応の費用が係ることは当然のことであり、品質良く高いレベルの“資源循環” を行おうとすればそれ相応のコストが必要である。リサイクルプラントを見学された方は徹底した手分解と高品質の分別回収、フロンの回収管理等の現場を見て、異口同音に「現行リサイクル料金は決して高くは無い」との感想を述べられている。リサイクル料金の高低は法施行以前に自治体が行っていた際の(消費者の税金から支払われていた)コストと比較して議論されるべきで、感覚で議論されるべきではない。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
61	回収処理台数・再商品化率・フロン回収量など環境負荷化学物質の適正処理量、いずれも順調に伸びてきており、日本の家電リサイクル法は世界に誇れる成功例と思われる。一人当たりの回収重量は3.4～3.5kg/人/年であるが、産業廃棄物処理施設での推定回収量を加えると5.1kg/人/年となり、家電四品目だけでもWEEE 指令の回収目標値を超えている計算、と環境研のレポートにも述べられており、既にWEEEの目標値をクリアしている。	家電リサイクル法の系外で処理されているいわゆる「見えないフロー」がある。 これが相当数となっており、最終的にどのような処理がなされているか不明である。中国をはじめとする他国に輸出され、最終的にはE-wasteの不適正な処理による深刻な環境汚染を引き起こしている恐れが高い。 指定引取り場所以降は、非常に真面目に取り組まれており、成果も上がっているが、排出者(消費者)から小売店に渡る段階で、不適正な引取が行われている実態があり、これを改善する必要がある。	第2回の審議会で、流通側からは「すべての小売業者も聖人君主ではなく、やはりリサイクル料金が高いですから、これただで持っていってあげますよ、その分値引きしますという誘惑もあって、小売から流れているものがあることは、数字上リサイクル券を管理していれば判っていると思います」という発言もあった。 また、国立環境研のレポートでも「リサイクル料金を支払ったのは52%」というデータもあり、流通の拡販のためのリサイクル費用サービスが不適正処理をもたらした、というのは大きな要因である。	本当にリユースを目的で使える中古家電を有償もしくは無償で小売店が引取るのは合法であるが、明らかに耐用年数を超えており中古品としても価値を持たない品物を拡販目的のサービスとして無償引取りするのは、法律違反である。 ・リユースすると云って、無償引取りした廃家電は産廃処理ではなく必ず家電リサイクル券をつけて、家電リサイクルの系内で処理することを義務付ける。 ・安易な無償引取りに対する罰則を強化する。 ・リユース目的の有償もしくは無償引取ができるのは、古物商の免許を持っているものだけに限定する。 ・リユースであれば家電リサイクル券無しで引取れ、長期間野積み保管されていても、法的な罰則を受けない。というのを法律の抜け道として悪用されている。抜け道を塞ぐ対策が必要。	家電リサイクル法は排出者(消費者)・小売店(流通)・製造業者・国・自治体の役割が明確に規定された素晴らしい法律である。 「排出者は何も考えなくてもよい、リサイクルに必要な費用も含め負担感がないのがよい」といった方向の法改正は、高まってきた国民の環境破壊に対する責任があるという意識を後退させる恐れがある。
62	家電リサイクル法の本来の下記のふたつの目的 ①家電製品に含まれる再生資源の有効利用を図ること。 ②市町村等において処理が困難となっているという実態に鑑み、生活環境に支障のない適正な処理を確保すること。 に対して、実施状況は 1)引取り台数は毎年確実に増加し、H17年度は1,000万台以上となり、5年間合計では約5,000万台がリサイクルされている。また、再商品化率は法規制の50～60%に対して大幅にクリヤして、着実に増加している。 2)冷媒フロンおよび断熱材フロンの適正処理も着実に実施されている。 3)製品設計エンジニヤのリサイクルプラントにおける解体実習の結果が製品設計にフィードバックされている。(DfEへの取り組み) 以上により、十分な成果が出ていると判断されます。	1)対象品目の拡大検討 現行法はエアコン、テレビ(ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目であるが、商品の変遷を考慮した液晶テレビやプラズマテレビの追加や再生資源のさらなる有効利用を狙った電子レンジなどの追加品目があってもいいと思います。 2)廃家電4品目の流れを明確にする(見えない廃家電ルート) 廃家電の約半数が家電リサイクル法に基づきリサイクルされているが、適正に処理されない部分のもののルートや数量が不明確であり、そのために、その対策を講ずることが出来ていないようです。 3)前払い方式に変更すべきとのという意見があるが、その意見は「現行の後払い方式(排出時負担)が不法投棄の増加要因である」との根拠で提案されているようですが、根拠がありません。	1)時の流れによって、テレビ用のディスプレイ素子が変遷しております。また、電子レンジのように5年前はそうでもなかったものが昨今では、家庭必需品になっています。 2)合法的に有効活用(リサイクル)される部分については問題はないが、そうでないものについては対策が必要であります。 どのようなルートでどのように処理されているかが不明であるので、対策の講じようがありません。 3)排出時負担は家電以外でも発生しており、家電の不法投棄は家電リサイクル法の施行前後で大幅な増加はないと言えます。(引き取り台数ベースで1～2%程度)つまり、「排出時負担という料金の徴収方法が不法投棄を誘発している」との判断はあやまりであると思います。不法投棄は犯罪であり、これに対する自治体の活動(不法投棄に係る監視及び連絡体制)いかんによって発生比率が異なるものと思います。	1)ディスプレイ素子がCRTから液晶、プラズマへとの変化がドラスティックに起こっているので、そろそろ液晶テレビやプラズマテレビも対象品目に入れてもいいと思います。また、電子レンジなども対象品目に追加しても現行4品目と同様な効果が出るものと思います。 2)市中で不用家電を集める業者の実態調査(どんな資格を有してどこへ回しているのか？)や廃家電の東南アジア、中国への輸出品に対する輸出管理強化(電気品の品目、数量、新品・中古の識別、輸出者名・輸入者名などが把握できるような)が出来ないでしょうか？ 3)犯罪行為である「不法投棄」に関する対策は自治体の役割が大であるといえます。不法投棄の発生率については自治体間でも差異があると思われるので(発生率の大小)、自治体ごとの差の原因を解析することによって、対策効果を明確にすべきと思います。 自治体自身も困っていること故、不法投棄に関する自治体間交流会などの開催が望まれます。(自治体によっては独特な対策を講じていることが判明するかも？)	十二分に熟慮してスタートした現行法は日本の実情に合致した適性なスキームであったことが、(1)の成果につながったものと思われます。(2)で記載の「見えない廃家電」および「不法投棄」が現行法の不備が一因であるとの短絡的な結論にならぬようにしてほしい。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
63	リサイクル制度のスタート時が855万台、昨年度が1162万台と5年間で136%の伸張は評価できる。	しかしながら、リサイクルに廻されない【見えない部分】の1000万台前後の台数を、いかにリサルイクル化させるかが、今後の課題である。	料金徴収方式について、前払い方式の提案があったが、これには解決策としては疑問である。その理由は①4品目の平均使用年数が10年超であり、基金管理団体を作ったとしても余計な手間とコストが掛かる。②(2)の問題点・改善すべき点で記載した【見えない部分】の実態が不明なままでは、前払い方式に変更しても、1000万台が減少するとは保証できない。③3Rの原点として、廃棄物(ごみ)の処分は有料であるとの意識が大切であり、現行の後払い方式の方が消費者意識が高まり、より長期使用に繋がると考える。自治体も家電4品目以外の廃棄物も有料引取りを実施しており、この方式はこの先も変わらないと考える。④前払い方式に変えると、メーカーの出荷価格に上乗せするようであるが、現状の大型量販店とメーカ販社の力関係では、リサイクル料金が価格交渉のなかで、うやむやにされ、せっかく根付いた現状のリサイクルシステム(消費者、流通、メーカが応分の負担)が崩壊する恐れがある。⑤前払い方式となった場合、その商品が海外へ輸出されたときには、消費者が負担したリサイクル料金はどうするのか。本来であれば、国内でリサイクルされていないのであるから、負担した消費者へ返金すべきであるが、いつ、誰が、どの様にして返金するのか。	【見えない部分】の内容を早期把握し、その実態が判明してから、対処策を議論すべきである。現状の方式でも136%伸張しており評価できる。無理な対策を講じると、せっかく作り上げた今のシステムさえも壊れる可能性あり。不法投棄の防止や物流システムの合理化のためには、ストックヤードがA、Bの方式で交流がないのは問題である。AもBも持ち込み可能にし、更にもっと窓口を拡大すべきである。また、土、日曜も持ち込み可能にして、一般ユーザー自らの配送も受入すべき。その様にすれば、不法投棄も減少すると考えます。	
64	回収台数・再商品化率・フロンなど環境負荷化学物質の適正処理量、いずれも順調に伸びてきており、日本の家電リサイクル法は世界に誇れる成功例と思われる。	家電リサイクル法の系外で処理されているいわゆる「見えないフロー」がある。これが相当数となっており、最終的にどのような処理がなされているか不明である。中国・北朝鮮をはじめとする他国に輸出され、不適正な処理による深刻な環境汚染を引き起こしている恐れが高い。指定引取り場所以降は、非常に真面目に取り組まれており、リサイクル率も上がっているが、排出者(消費者)から小売店に渡る段階で、不適正な引取りが行われている実態があり、これを改善する必要がある。	国立環境研のレポートでも「リサイクル料金を支払ったのは52%」というデータもあり、流通の拡販のためのリサイクル費用サービスが不適正処理をもたらした、というのは大きな要因である。	本当にリユースを目的で使える中古家電を有償もしくは無償で小売店が引取るのは合法であるが、明らかに耐用年数を超えており中古品としても価値を持たない品物を拡販目的のサービスとして無償引取りするのは、法律違反である。 ・リユースすると云って、無償引取りした廃家電は産廃処理ではなく必ず家電リサイクル券をつけて、家電リサイクルの系内で処理することを義務付ける。 ・安易な無償引取りに対する罰則を強化する。 ・リユース目的の有償もしくは無償引取りができるのは、古物商の免許を持っているものだけに限定する。 ・いずれにしても、リユースであれば家電リサイクル券無しで引取れるというのを法律の抜け道として悪用されている。抜け道を塞ぐ対策が必要。	家電リサイクル法は排出者(消費者)・小売店(流通)・製造業者・国・自治体の役割が明確に規定された素晴らしい法律である。 「排出者は何も考えなくてもよい、リサイクルに必要な費用も含め負担感がないのがよい」といった方向の法改正は、高まってきた国民の「環境に対しては一人一人が責任を負う」という意識を後退させる恐れがある。 リサイクル料金の後払い方式は消費者が納得の行く支払い方法であると思う。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
65	目標とされているリサイクル率が、品目別において達成されている。 また年々伸びている状況から、現状のシステムはうまくいっていると評価できると思います。	・実際に自分でリサイクルする場合の手続きがわかりにくい。 買い替えのときは、新品搬入時に引き取ってもらえるので(そういう店を選ぶが)手軽にできる。しかし、廃棄だけの場合、居住区役所のホームページを見ても「詳しくはお問い合わせください」などと書いてあるものが多く、昼間(フルタイムで働いているので)に役所に電話で問い合わせて手配するのが面倒である。場合によっては、窓口をたらいまわしされるので気持ちよくできない。料金の問題とは、別である。 ・リサイクル券を間違えた場合の取り扱いについて。 郵便局でリサイクル券を購入する場合、メーカーコードなどを間違えて支払った場合の返金が面倒である。たとえば、私はHITACHIとロゴのある製品で、日立アプライアンスと日立情映テックの区別はつかないので間違えても不思議ではないと思うが、訂正ができず料金を支払うのだとすると間違えないように、わかりやすくしてほしい。 ・冷蔵庫など大きさの違う物が、同じリサイクル料金なのはおかしい。 細分化してわかりにくくなるのでは意味がないが、容量によって2種類位に料金をわけてもいいのではないか。例として、大型冷蔵庫(ファミリー用)は、現行の4600円(税抜き)。それ以外(シングルで使う大きさ)は、2500円(税抜き)など。マルチエアコンも同じ考え方になると思うが、同一料金なのは不公平感がありよくないと思う。特に、小さい冷蔵庫の場合は割高感と持ち運びやすさから、不法投棄の対象になりやすいのではないだろうか。 (容量の小さい冷蔵庫が不法投棄される割合を調べたわけではないので、わかりません。思い違いかもしれませんが、料金は変えてほしい。) ・リサイクル対象品目を増やしてほしい	・消費者の自覚・責任感の不足 使用者である消費者が、資源の有効利用、ごみ処理場不足問題、有害物の処理などについての意識が低いため。区・行政・国がやってくれると思っているからではないか。 ・担当窓口の教育不足・知識を含む情報不足 わからない消費者(排出者)の立場にたってサービスしていない。 ・メーカーの努力不足 リサイクル時は、取扱説明書などが手元にないことが多く、メーカーの名称も購入時と代わることも考えられる。ロゴについても別の会社が同じロゴ(関連会社なのだろうか)を使っていることもある。	・家電製品のわかりやすい箇所に、リサイクル時に必要な情報を明記してほしい。(冷蔵庫には、容量などの情報がありました)例)メーカー名,品目,家庭用,リサイクル対象品,リサイクルについての問い合わせ番号 ・リサイクル方法についての問い合わせ専用電話・FAX・メール窓口を用意する。平日の昼間だけでなく、夜・休日などにも対応できる窓口を用意する。FAX、メールはリアルタイムでなくていいので、受付順に対応する。2～3日で、なんらかの対応がほしい。問い合わせ内容は、メーカー名・料金・居住区の引き取り場所・引き取り業者の一覧(個別に紹介するのが問題であれば、登録された業者の一覧を渡すなどのサービス)を案内する。また、クレームの受付を行う。 ・資源の有効活用・有害物質の問題・ごみの量(販売数量)などから、他の家電製品もリサイクルの対象に加えてほしい。詳しくはわかりませんが、以下の品目はどうでしょうか？電子レンジ、ビデオデッキ(DVDなどを含む)、液晶TV、衣類乾燥機 ・消費者の自覚・責任感を持つために使用者が責任を持つためには、リサイクルするときに料金を払う方法(後払い)がいいと思います。リサイクルが必要な時に、料金を払うことが使用者の自覚を促し、責任を取ることになるからです。 最初は、購入時にリサイクル料金を払うのは消費者にとって便利だと思いました。が、例えば10年先のリサイクル料金を今払うのはおかしいと思います。購入時に決めた金額は、10年先の金額と同じなのか。運送料はどうするのか？集金されたお金は、リサイクルするまでの10年間、誰が管理するのか。そのために管理料がかかることになるのだとしたら、余計な費用がかかることになります。また現在後払い方式をとっているのに、ここで先払い方式を行うと混乱が起こります。場合によっては、リサイクル率の低下を招いたり、不法投棄が増えることも考えられます。当初、後払い方式を採用した理由からも、法施行5年しかたたない後払い方式を変更するのは、リサイクル法自体をゆがめる間違ったことだと思います。	・無料で引き取りに来る業者の取り扱いについて 休日に軽トラックなどで「不要になった家電製品・バイク・～無料で引き取ります。お気軽にお声をおかけください」などとアナウンスしているが、これはどうなんでしょうか？リサイクルをしようと思っていても、「無料」でしかも「すぐ、引き取ってくれる」のであれば、お願いしたくなる人は多いと思う。これらの業者は、違法なのか合法なのか。 合法だとしたらリサイクル法との関係はどうなるのかわかりません。関連事項:「大阪府のリサイクル方式が安くていい」と宣伝している人がいるが、これは合法なのでしょうか？ 法律で決めたリサイクル法を、大都市である大阪府が別の方式をとって行っている。そして大阪府の独自な方法は、料金が安くなるといっているが、それは人口密集地などの特殊な事情があるからで、全国では通用しない方式だと思われる。そんな勝手なことをしていいのでしょうか？ 消費者として、不満が残ります。
66	家電リサイクル法施行前は、例えばテレビの排出は年に数回の指定日に自治体に有料で回収してもらった記憶があるが、家電リサイクル法施行後はリサイクル料金が安くなり、かつ製品のリサイクルが進み、良いシステムと思う。家電製品は使用期間が長く、10年単位の排出頻度なので、排出時にリサイクル料金を支払う現行方式がシンプルで良い。	海外流出と汚染の問題。	使用可能な製品や内部部品、材料が有価で売れるので、市場原理で流れてしまう。	①ゴミ同然の物の輸出に対する実態把握と規制の強化。 ②日本の家電リサイクル技術の海外協力の推進。	①有価で引取る買い子がいる限り、買い子に引き渡す排出者がいて、国外流出につながる。 ②家電リサイクルに関係する全ての機関、人(排出者、小売業者、製造業者、国・自治体等)が責任分担するようにして欲しい。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
67	「家電リサイクル法」は施行5年を経過したが、一層の実効性の向上に目指すべく見直しが不可欠。	①リサイクル料金の前払い制の導入→環境問題(不法投棄)の解消 ②指定引き取り場所の共有化→消費者が負担する収集運搬費用の軽減、地域に適した複数の集積場所を設置が合理的 ③リサイクル料金の適正化と採算性の状況について公表→実態を公表し、消費者に理解を得ることが重要	①消費者の負担感が大きい。法の主旨を円滑に促進する上で障害になっている問題とし、街頭を街宣する業者の横行(リサイクル法の形骸化) ②地域店の店頭から指定取引場所が遠隔地(距離、300km)にあたるため過剰な労務負担 ③消費者から、製品の大小に関係なく同一代金に対する疑問、5年間経過後の料金実態が現状に適しているのか疑問	①排出時はあ排出者負担から製品価格に組み入れた前払い方式に変更 ②リサイクル料金の内容の開示(消費者に高すぎるというイメージを与えている) ③リサイクル料金の目直し ④現在のA、B毎の引き取り場所の共有化と適正配置、小売店店頭での引き渡しの改善 ⑤自治体等が実施している家電品リサイクル施設の活用	—
68	当初心配された不法投棄問題もなく年間に、1000万台を超える家電品がリサイクルされていることは評価出来る。 リサイクル社会のモデルシステムとしてほかに先行して実施され、しかも、着実に実績ができており、世界にアピール出来る。	①現在の4品目以外の製品へ拡大してほしい。特に今後増加する液晶テレビ等の大型家電、音響機器、掃除機等、普及率の高いものに対して追加してほしい。 ②前払いにした方がよいという意見があるが前払いは現状に比べて、公平・公正とは思えません。 受益者負担として、消費者がリサイクル料金を支払うのどちらでも同じである。 前払いだと、リサイクルを考える機会がなく、循環型社会の普及が弱くなる。 ③廃棄物召集業者が住宅地を巡回して家電を無料で引き取ることが行われている。これでは、お金を払う一般の人から見ると社会として不合理であり、適切な法的指導をしてほしい。子供に対して、社会の合理性を説明できない。 ④空き地等に不法投棄された家電が何年も放置されている。地域環境については自治体でしっかり回収処理する責任も強化してほしい。	①品目の拡大についてはリサイクルのインフラが整備されてきており拡大は可能と考える。 ②前払いという意見 前払いに大きく替える理由として根拠を具体的な数字で示すべき。 前払いにするとなにが良くなるのかわからない。 新しい仕組みにかえると管理費用がかかり、リサイクル料金があがるのでは。 ③不良な収集業者の実態を把握し、適切な取り締まりを強化すべき。 ④不法投棄の議論 不法投棄全般のデータが解らないが家電は販売量が多いだけに目につくが、家電リサイクル法が実施されてからは大幅に減った。 一方、車の不法投棄も目立たなくなっている。 量的には海外流出のほうが多いと聞くが？ 不法投棄の処理料金は地域景観維持のため自治体で負担する方がよい。	①前払いであろうが、後払いであろうが、リサイクル料金は消費者が負担するので、現行の方がわかりやすい。 ただし、大小、新旧に関わらず一律料金については改善が必要。 ②不法投棄について 不法投棄は犯罪であり、取り締まりを強化される事が必要。	—
69	総じて言えば、以下の通り。 小売業者:相当程度、法の目的に貢献。一部の小売業者が廃家電を既存業者に流す等を行っており、この部分は問題。収集運搬料金の著しい不均衡は説明不可能。 メーカー:全体的には良好。コスト等の情報開示を促進すべき。 廃棄物処理業者:法律の規制を満足させない処理が横行。これが、家電リサイクル法の施行に重大な悪影響を与えている。 国、自治体:上記の廃棄物処理業者の法違反を5年にわたって放置した責任は重い。到底法治国家と言えない状況。 以上を要約すれば、家電リサイクル法部分は80点、廃棄物処理法部分は0点。	廃棄物処理法に基づく権限を有する環境省、自治体は違法処理の根絶を目指すべき。	自治体の怠慢と断ぜざるを得ない。	自治体は違法処理を行っている廃棄物処理業者を摘発し、全国で数カ所廃棄物処理法の許可の取消を行うべき。環境省は、違法行為摘発継続の意思を表明すべき。寸日を経ずして違法処理の大幅な縮小を見ることは確実である。	日本が法治国家といえるためには、法の厳正な運用が極めて重要。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
70	5年間で大きな成果をあげることができたのは、法による関係者の明確な役割分担と、各関係者がそれぞれの役割を果たしてきた結果である。見直しにあたっては「関係者の役割」を評価・発展させてくべきである。特にリサイクル費用を負担する一般の消費者の評価・意見を聞くべきと考える。	現行の家電リサイクル法で、一般消費者にとって本当に困っていることは何かが明確になっていない。一般消費者の家電リサイクルに関する実態や意識のトレンドが不明。 また料金徴収方式で、一般消費者が本当に前払い方式を望んでいるのか疑問。 正しく理解していない消費者が多いと考えられる。特に新規購入や買い増しで排出しない場合、他人の処理費を払うことを許容できるか？(年金方式)等。	定期的な定量調査を行っていないため。	「家電リサイクルに関する消費者調査(Webアンケート調査)」を行い、何をどう見直すべきか、最適案や検討課題は何かを明らかにする。特に料金徴収方式については、前払い(当期充当、自動車、PC)と現行後払いについて、メリットデメリットを説明し、よく理解してもらってから評価(選択)していただく。(Q&A形式)	2011年アナログ放送終了問題も一般消費者にその対応(購入・排出予定)のアンケート調査を行うことで、ある程度排出予測が可能になると考えています。 いつ頃、何を(TVorチューナーorDVDレコーダー)購入し、アナログTVはどうするのか。
71	①関係者の努力により、5年間で5,200万台の再商品化が出来たことを大いに評価する。 ②社会的に定着しつつある段階であり、今後更に実効が上がる期待が出来る。 ③但し、予想排出量と引取り実績のギャップが大きく、その差の解明が不十分。	①引き取りデータ以外のデータが不十分である。不法投棄、中古品輸出、既存業者での処理等のデータがないままでの論議は憶測論議で、科学性に乏しく、夫々の業界利益だけの発言に終始している。 ②不法投棄の処理？台数の精度向上を図るべきである。自治体の調査なのだから、不法投棄現場状況調査も公表するべき。4品目だけの単独投棄か、他の家電はどうか、その他の粗大ゴミ等の有無等→処理料金無料のゴミは不法投棄が発生していないのか？後払いだから不法投棄が増加したの論拠につながるものはなにか。 ③既存業者での処分台数を報告徴収させる。産廃処理業者、一廃処理業者は自治体の許認可業者であるので、4品目の処理台数の報告を義務付け、市町村実施分を含め、データ化し、公表するべきである。 ④中古家電の海外流出をどのように判断するのか？前面禁止するのか、輸入禁止国への輸出禁止なのか？現在のように、経済合理性に任せるのか？方向を示すべき。併せて、中古家電4品目の輸出統計をとるべき。 ⑤無料回収業者の実態調査をするべき。民間の調査機関等を活用し、その実態を積極的に、解明するべきである。 ⑥4品目の収集運搬業者(エアコン工事業者)の廃掃法許可条件を緩和するべき。現在の小売業の零細下請け業者の経営実態では対応不可能。→広域対応も含む。(自治体の地域と経済実態が異なる為、業者所在地での認可でOKするべき) ⑦指定引取場所の過疎地対策。過疎地の指定引取場所が少ない、指定引取場所自体も収集量が少ない為経済的に成り立たないという問題解決のために、自治体のクリーンセンター等の活用をし、収集距離の短縮や、集積量を確保後の指定引取場所への持込等の官民一体での取組みを行うべき。	①上記(2)①～⑤の数字を調査、掌握、公表するべき。 ・数字を掌握できる仕組みが無い。(5年間、引取・不法投棄？以外のデータをとらなかったことが不思議？意図的にとらなかったのか？) ②製造業者等の義務責任以外の要素を義務者に押し付けるのはいかがなものか？義務外品の流れが不透明のままでは議論が進まない。	①上記(2)の数字掌握の仕組みを創設。 ②義務外品の自治体の関与を強化するべき。 自治体のHPでは、(1)問合せは指定引取場所へ、(2)収集運搬方法の紹介が少ない。(3)あった場合でも、収集運搬料金が高い。等で一般排出者に対して、不親切なHPが多い。TEL問合せに対し関係部署のたらい回しも多く、発足当時の担当官が異動し、家リ法を理解、円滑運用できていないと懸念する。 ③産廃処理業者等の既存処理業者への立入検査。環境省地方事務所の任務に処理業者立入検査職務を加え実施するべき。(地方自治体はしがらみが多く、実効に欠ける。また小売業者から、経産省・環境省の合同立入検査への疑問も聞く。)	① 負担金は集まるがモノは集まらない仕組み？ 1)管理票記入までは中古家電扱いと解釈すると、「中古家電品輸出価格」、「有価物価格」と「収集運搬料金」との比較の全て経済効率優先になり、経済的合理性が無いと判断されたものだけが最終的に廃棄物となり？製造業者への引取りに回ることになる。 2)排出者宅の引取時点での管理票記入をしないと廃掃法の認可も不要となる。更には、小売業者は現在のリサイクル料金も絡まないため、排出者からの引き取り以降の管理が甘くなる可能性がある。 ②収集運搬交付金の疑問 収集運搬料金は収集環境により、現在0円から数千円まで相当差があるが、交付金の実額決定の方法はどのようにするのか？決定金額と実額の差は現場で回収すればいいとの論議だが、弱小店は困難。また、一般の持込者に対する交付金の支払い方法も問題が残る。反面、交付金を得るために様々な邪悪な手段を助長する恐れもありはなはだ疑問。 ③排出者の3R対する意識が消滅する パソコンの排出者は3R意識はまったく無い。それが正しいのか、家電も同じ道を歩まそうとしているのか？ ④前払い方式を採用しても、不法投棄が削減されない場合の責任の所在はどこにあるのか？ ＊抜本変革が必要か否かは、上記(2)のデータ掌握の仕組みを構築し、3～5年間の数字をベースにした議論を行うべきである。 ＊その間は現行法での運営改善の為の論議を行うべき。(指定引取場所、料金問題等)
72	—	不法投棄が増えている。	リサイクル料＋運搬賃が高い。	売価にリサイクル料を含めたらどうでしょうか。廃品はメーカーが引き取る。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
73	廃棄するときではなく、新規購入時にリサイクル料金を上のせするのが当然である。 私の街では、不用になった冷蔵庫などが河に捨てられていることが多く困っている。				
74	【1】家電リサイクル法の問題点 問題点1．不法投棄が増加していること。 当会の調査結果から、家電リサイクル法施行後、不法投棄が増加しており、その処理に自治体が苦慮していることが分かります。家電リサイクル法は拡大生産者責任が「適正処理」の部分だけに適用され、「使用済み製品の回収」「リサイクル料金の後払い」などにおいて拡大生産者責任が貫かれていないことが問題です。 (1)不法投棄は増加しています。その処理にかかる大阪府内自治体の負担は3,800万円にもなります。(表1省略) (2)不法投棄の予防策など、大阪府内自治体には金銭に現れない負担があります。(表2省略) 問題点2．リサイクル料金が一律で高いこと、リサイクル料金の算出根拠が示されていないこと。 リサイクル料金は全メーカー同一料金となっており、競争原理が働いていません。当会が家電メーカーに対しておこなったアンケートの結果では、リサイクル料金の算出根拠の問いに対し、「適正な原価を上回らない」「消費者の排出を妨げることのないように」の2点を回答として上げています。家電リサイクル法の条文そのままであり、具体的な算出根拠を示していません。リサイクル料金については、大阪府が推奨する家電リサイクル大阪方式では表6に示すようにメーカー一律料金より安くなっています。 (1)消費者の64%が「リサイクル料金が高い」と考えています。(表3省略) (2)自治体の62%、小売店の66%が「値下げすべき」と回答しています。(表4省略) (3)家電小売店の75%が「リサイクル料金の算定根拠を公表すべき」と回答しています。(表5省略) (4)家電リサイクル大阪方式は国の現行制度に比べ60%～70%のリサイクル料金です。(表6省略) 問題点3．小売店の負担が増していること。運搬料金が小売店、自治体によって異なること。 (1)小売店は、消費者から製品価格の値引きを言われた場合、47%の小売店が「運搬料金の値下げ」で対応しています。小売店の負担が増しています。(表7省略) (2)大阪府内自治体により収集運搬費は異なります。(表8省略) 【2】改善すべき点 基本的認識――――「拡大生産者責任を貫くこと」 拡大生産者責任は、OECDによって提案された政策概念です。OECDは拡大生産者責任を、製品に対する製造業者の物理的および財政的責任が、製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策アプローチと定義しています。第1に、これまで、生産者の責任は生産過程または消費過程までであり、生産物が使用済みになった段階まで生産者が責任を問われることはありませんでした。拡大生産者責任とは、生産者の責任が、生産物の使用後の段階にまで拡大され、生産者は使用済み生産物の回収・処理・リサイクルなどに関して物理的、財政的責任を果たさなければならないというものです。第2に、拡大生産者責任とは家庭系の廃棄物、地方自治体の責任で処理してきた廃棄物を主たる目標として設定された概念です。地方自治体の処理費用は税金によってまかなわれています。この場合、排出者に費用の負担感はなく、生産者が廃棄物になりやすい生産物を生産しても、それを回避する動機付けにはなりません。第3に、拡大生産者責任は設計段階において生産物の生涯にわたる環境負荷を小さくするような動機付けが生産者に生じます。拡大生産者責任を徹底することにより、リサイクルのコストが生産者にまで伝わり、生産者に廃棄物になりにくいような設計・工夫をすることが動機付けられます。第4に、拡大生産者責任の徹底は社会的費用をより小さくすることにつながります。 改善点1．不法投棄問題―――「リサイクル料金を前払いに改めること」 (1)問題点の原因とその原因について 「後払い方式」は拡大生産者責任の「生産者の財政的責任」を免除したものであり、「拡大生産者責任」を曖昧にしている最大の原因になっています。排出者にとって何の価値も生まない排出時に、リサイクル料金(それもかなり高額)を負担することは、誰もがおこなえるリサイクルシステムとは言えません。後払い方式は不法投棄の原因となっています。その不法投棄された物の処理は自治体が税金で負担しています。生産者は、その生産したものが使用、廃棄された後も、その製品の適正なリサイクルや処分について責任を負う「拡大生産者責任」を全うすべきです。(表9省略) (2)解決策 当会アンケートでも消費者、自治体、小売店とも、リサイクル料金を前払いに改めることを主張しています。 (表10省略) 「前払い」は製造者が製品を出荷する段階で、製造者が支払うものとします。すなわち、商品価格に上乗せすることになり、製品価格の概念は「従来の製品原価や人件費に適正なリサイクル原価をプラスしたもの」となります。小売店の価格表示は、消費者やリサイクル事業者が分かるように「本体価格〇〇円＋リサイクル料金△△円」と表示。リサイクル費用が製品の価格に上乗せされる形になり、リサイクルコストが料金として正しく反映する限り、生産者の技術革新や消費者の商品選択に影響を与えます。リサイクル料金は「資金管理法人」をつくり積み立てます。そして、リサイクル過程における運搬事業者やリサイクル事業者が、それぞれに資金管理法人に費用請求する仕組みを作ります。生産者の撤退や倒産による費用回収の問題が回避できます。既存の家電品は、出回っている量からすべてを生産者負担とすることには無理があります。この場合、消費者は指定家電の買い替え時に従来のリサイクル料金と、新製品のリサイクル料金の両方を支払うことになります。しかし、後述する「リサイクル料金の設定根拠を公表すること」「リサイクル料金を下げること」「A・Bルートの見直し」などにより、消費者の負担が過大とならないよう、政策的なとりくみが必要です。 改善点2．リサイクル料金が高いこと―――「料金の設定根拠を公表すること」 (1)問題点の原因とその原因について 前項の「問題点2．リサイクル料金が一律で高いこと、リサイクル料金の算出根拠が示されていないこと」で述べていますが、リサイクル料金の設定根拠が示されず、全メーカー一律となっていることです。家電リサイクル大阪方式では現行制度のリサイクル料金の60%～70%で処理されています。また、家電品の大きさに関係なく、リサイクル料金が同額なのは矛盾しています。家電リサイクル法に謳われている「適正な原価を上回らない」「消費者の排出を妨げる (2)解決策 ・消費者が納得するよう、リサイクル料金の設定根拠を公開すること。 ・適正なリサイクル料金とすること ・メーカー一律料金を排除すること				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
	改善点3. 運搬料金―――「拡大生産者責任を貫き、運搬料金は生産者負担とすること」 (1)問題点の原因とその原因について 運搬料金は、小売店では値引き対象となっていること、大きさに関係なく同一料金となっているところが多いことなど、問題点が多くあります。原因は財政面での拡大生産者責任を免除したために現れた問題です。 (2)解決策 拡大生産者責任は、生産者に使用済み製品の回収も求めています。したがって、リサイクル料金とは別に運搬料金を設定する必要はありません。運搬費用を廃止し、リサイクル料金の一部と考えるべきです。また、今後、指定品目の拡大をはかる場合に、自治体の回収ルートが有望になります。「問題点1. 不法投棄問題ーリサイクル料金の前払い」でも述べたように、当然、資金管理法人に対して自治体からも運搬・収集料金の請求ができるものとします。 改善点4. 家電リサイクル法「リサイクル率」―――「実績に即し、リサイクル率を上げること」 (1)問題点の原因とその原因について メーカーのリサイクル率実績は、法基準より10%以上上回っています。リサイクル率を引き上げることは十分に可能です。リサイクル率基準を引き上げは、技術革新を促すことにもつながります。 (表11省略) (2)解決策 ・実績を基本とし法で定めるリサイクル率を大幅に引き上げること ・また、新製品に対する再生資源の含有基準を検討すること。再生資源含有基準を設定することにより、生産者に再資源化が容易な原材料を使用する動機が生じます。また、再生資源を取り入れやすい生産工程をつくることも期待できます。 改善点5. A・Bルートの見直し――「A・Bルートの一本化、地域の技術力のある事業者にも開放すること」 (1)問題点の原因とその原因について 小売店アンケートから「AとBとに分かれているが、同一価格であれば近くの収集場所に搬入できるようにすべきだ、時間のロスが大きい」「A・B指定場所を一本化すべき」等の意見が寄せられています。小売店はグループ別に保管・運搬が必要であり、さらに指定引取場所では製造メーカーの確認などの作業も発生しています。大阪府内にはAグループ6カ所、Bグループ7カ所の引取場所しかなく、A・Bで分けることは合理的ではありません。拡大生産者責任は、リサイクル・処分の全てを生産者自らが行うことを要求しているのではありません。あくまでも生産者の責任で、より社会的負担の少ないリサイクルを行うことを求めています。A・Bルートに分けることや、A・Bで独占することは社会的負担の軽減につながるとは思えません。家電リサイクル法の施行によって、それまで家電リサイクルを行っていた地域の事業者が、その仕組みから除外されてしまいました。リサイクルを地域の技術力のある事業者にも開放 (2)解決策 ・A・Bルートの一本化 ・地域の技術力のある事業者にもリサイクルに参加できる仕組みを作る 改善点6. 指定家電の拡大――「全ての家電を対象とすることを前提に、可能なところから指定を増やすこと」 (1)問題点の原因とその原因について 4品目は「小売店が配達・設置し、排出物を引き取る」ことを前提にしています。しかし、資源の有効活用を考えると指定品目を拡大することが必要です。現在の家電リサイクル法を前提としても、消費者の35%、自治体の51%、小売店の49%が指定品目を拡大すべきと回答しています。 (表12省略) (2)解決策 基本的には、「リサイクル料金の前払い」によって、すべての家電品を対象とすべきです。当会のアンケート調査で、消費者の意見として「指定家電とすべきもの」に次のような製品が上げられています。 (表13省略) また、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議「家電リサイクル法の改正等に向けた検討結果報告書」では、リサイクル率について以下のような報告がなされています。 ・電子レンジ リサイクル率80%以上は可能 ・衣類乾燥機 70% ・石油ファンヒーター 95% ・ビデオデッキ 70% ・食器乾燥機 30%(プラスチックを含めると70%以上は可能。) 【3】その他 2011年の地上波デジタル放送本格開始により、既存のアナログテレビが「ただの箱」になります。これは政策的に誘導されたものであり、またメーカーは買い替え需要で大きな利益が期待されます。一方で消費者は否応なく買い替えやチューナーの設置を迫られます。これは不合理なことです。 デジタル放送が受信できるテレビの買い替え時には、既存製品のリサイクル料金はメーカー負担とするなどの政策的な配慮を求めます。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
75	法施行前は大部分が埋め立てられていたことを考えると、世界に先駆けて仕組みを作り、年間1千万台以上の実績をあげている家電リサイクルは、大変うまくいっていると思う。	排出予想台数の半分位が「見えないフロー」に流れてしまい、数量の把握や処理の状況等が把握できていないこと。	・中古品として販売又は輸出されるものについては、数量把握の仕組みがないこと ・処理業者の処理については、自治体の取り締まり不足 ・排出するときに「見えないフロー」に流してしまう人がいること	・中古品として販売又は輸出されるものについては、数量把握ができる仕組みを作る。古物商に特定家庭用機器(中古品)の入荷・販売申告義務を課せば数量の把握が可能だと思う。また、ゴミを輸出させないために、中古品の輸出には一定の基準を設けることが必要だと思う。 ・処理業者の処理については、自治体が取り締まりを強化する。また、特定家庭用機器を処理した処理業者には、製造業者等と同じように、リサイクルの状況について公表するよう努めさせることが必要だと思う。 ・小売業者に引取義務のないものを自治体が積極的に回収すれば、「見えないフロー」に流す排出者は減少すると思う。また、小売業者への立入検査の強化も必要だと思う。	審議会で料金の支払い方法について、前払いという意見があった。排出する時に排出する人が排出する時点のリサイクル料金を支払うという、分かりやすく公平な仕組みは、家電リサイクル法がうまくいっている大きな要因だと思う。従って、料金の支払い方法は後払いの方が良いと思う。前払いの場合、排出する時にリサイクル料金がかからないことからリサイクルに対する意識が希薄になり、ゴミ集積場への不法投棄等の不法行為が増加する懸念がある。
76	「循環型社会の構築」を目指す「家電リサイクル法」については、法施行5年目を向かえ広く国民に「家電リサイクル法対象商品」の廃棄時には「リサイクル料金＋収集運搬料金」が必要との周知が行き渡っていると判断できる。	①石川県の場合地形が縦長の為、Aの引取場所までの商品搬入に掛かる往復時間が最長で3時間40分、Bの引取場所までの商品搬入に掛かる往復時間が最長で2時間40分かかっており、販売店に与える時間ロスが多大である。 ②対象商品の不法投棄が地域販売店の店舗(兼住居)敷地内で発生しだした。 ③大型電器量販店との価格競争激化にともない、お客様からリサイクル料金すら値引き対象となり、経営を圧迫している。 ④街頭を街宣する対象商品の無料(一部では買い上げ)回収車の出現により、そちらを利用するお客様が増加し、販売店がリサイクル料金をお客様に請求しても回収車の事を例に出され、すなおにリサイクル料金支払いに応じてくれないお客様が見られるようになってきた。リサイクル法徹底の危機感を抱く。 ⑤リサイクル料金について、特に、冷蔵庫の容積の大小に関わらず料金が同一なことに関するお客様の抗議(不満の声)が増えてきた。	①・(2)-①について、県内に、A、B引取場所が各2箇所しかない為。 ②・(2)-②について、リサイクル料金の未払い。特に転勤シーズン、大学生の卒業時に多く発生。 ③・(2)-③について、一部大型電器量販店店頭表示価格で、リサイクル料金込み価格が表示され、リサイクル料金が販売価格の中に埋没してしまい、お客様のリサイクル料金は別途との認識が希薄になってきた。 ④・(2)-④について、現状は、リサイクル法対象の商品も、リサイクルを目的として回収するこれらの業者を取締る法律が無いことが原因。 ⑤・(2)-⑤について、50ﾘｯﾄﾙ程度の冷蔵庫も、450ﾘｯﾄﾙ以上の冷蔵庫も、同一料金である事に対するお客様の理解と納得を頂くのは大変難しい。なを、今後は、テレビに於いてもインチ数の大小による同一料金疑問の声が、地上デジタル放送対応テレビへの買い替えが進む事により、現在よりもっと多くなると予想される。	①・(2)-①について、 1、A・B指定引取場所の共有を行えば、石川県では、往復40分～80分の時間短縮が図れる。 2、指定引取場所の増設。 3、メーカーの責任としてコールセンターを設置するなどして小売事業者の店頭で引渡しを可能にする。 4、自治体のヤードを中継地点としの活用や、メーカーの販売会社の空き地を活用する。 ②・(2)-②、③、④について、リサイクル料金の前払い制を導入する。 現在、家庭系PCや自動車のフロン回収では、前払い制が導入され運用されているのに、なぜ家電品リサイクルに導入されないのか。 ③・(2)-⑤について、 1、製品の大小に関係なく同一料金での現状を継続するのであれば、各社のリサイクル料金の実態を公表してお客様の理解が得られるようにすべき。 2、料金が各社同一であり、5年間一度も改正されていないのは、各社現状料金で充分な利益を上げているのではないか？等の疑問に対処する為にも、各社のリサイクル料金の実態を公表してお客様の理解が得られるようにすべき。 3、透明性のある料金体系にする事により、リサイクル料金支払いへのお客様の理解が得られる「家電リサイクル法」定着が重要である。	―

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
77	家電リサイクル対象商品の引き取り台数は年々増加している。 回収された対象商品のリサイクルにより、最終処分量の削減に貢献している。 家電リサイクル法が周知されてきていると思う。	回収率が50%といわれているが、それ以外はどこに流れているか明確にすべき。 どんな理由でどこに流れているか判明すれば原因もわかり、どのように改善すべきが、具体的にみえてくると思う。 このまま制度変更しても、同様な事が起こり問題解決にはならないと思う。	—	—	—
78	—	①グループがメーカーによって分かれており管理及び持ち込みに手間取る ②グループによりリサイクルセンターの場所が違う点 ③規制が非常に厳しい(伝票記入の仕方、持込方法、など)	①グループ分けによって、一旦倉庫に保管したり、リサイクルセンターに持ち込む場合に場所が違う為手間取る ②グループにより違った場所に持ち込む為の保管量のアンバランス ③リサイクルセンターが1箇所しかない為、厳しくしても従わざるを得ない	①グループを統一し物量を集中させないようエリア制にするなどしてセンターの拠点を増やす ②重複するが、どちらのグループも持ち込めるようグループ分けをしない ③持ち込み拠点を複数にすることにより持込する側がセンターを選択出来るようにする	いずれにしてもグループ分けが非常にアンバランスでありBグループに偏りすぎているので分けても意味がない
79	・家電リサイクル法により消費者に不要になった家電製品の処分は無償では無いという意識を持たせ、消費者の立場からリサイクル、資源の有効活用、省エネ、不法投棄への監視などを真剣に考える基点となった。 ・消費者、小売業、家電メーカー、行政の役割分担が明確でそれぞれの立場に環境問題を意識付けた。	・これからは消費者にも環境に優しいマインド、省資源・リサイクル、廃棄物への自己責任をもつ気持ちが大切で、この流れに沿った物流、ビジネス、資金の流れを単純で分かり易いしくみが必要です。 ・不法投棄があるから前払い徴収するという考え方は少し姑息な考え方さと思います。前払いにすると消費者にも家電の廃棄は有料であるという意識を無くさせ量販店、小売業にも廃棄運送料も粗利益の中で埋没してしまい環境意識がなくなる。(消費者があまり意識しない所で不明確な形式で廃棄費用が処理される方法はよくない。)	・静脈物流のビジネスモデルが未整備 ・ルール違反業者の排除	・課題事項を複雑にせず、しかもプレーヤが全て環境問題を真正面から捉える事が重要だと考えます。 ・メーカーは環境技術、環境配慮型商品の開発そしてリサイクル技術の向上行政と小売業とメーカーはリサイクルビジネス(静脈物流)を真剣に考える消費者は環境問題について自分の問題として考える。 以上、今起こっている問題にだけこだわらず、環境問題をキチンと見据えた視点が大切です。	現行「家電リサイクル法」の理念を大切に消費者を混乱させない方法が良い。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
80	問題点はあると思うが、年々実績を積み上げており(処理台数、フロン回収等)、順調に実施されているものと評価する。	①対象機種の拡大(液晶テレビ、プラズマテレビ) ②消費者への告知不足 ③不法投棄問題	①対象機種の拡大(制度設計の不備等に起因するもの) 液晶テレビ、プラズマテレビは、家電リサイクル法スタート時点ではほとんど売られていなかったと記憶している。現在、ブラウン管テレビを上回る売り上げがあるということなので、改めて対象を見直す必要がある。 ②消費者への告知不足(制度設計の不備等に起因するもの) 周りにいる人に聞いてみると、家電リサイクル法を知らなかったり、知っていても名前だけで内容をあまり理解していない人がたくさんいる。対象機種は、いずれも10年に一度ぐらいしか買い替えをしないので、その時になるまで、興味がなかったり知ろうとしないのは当然である。 ③不法投棄問題(事業者の活動等制度以外に起因するもの) 家電リサイクル法がスタートしてから、不法投棄が増えたというが、本当なのか。環境省の発表したデータでは、微減もしくは横這いといった所ではないのか。そもそも不法投棄というのは、個人のモラルの問題である。現在あちこちで不法投棄が見られるが、これは家電品に限ったものではない。個人のモラルを高めなければ、この国はだめになってしまう。	①対象機種の拡大(液晶テレビ、プラズマテレビ)について リサイクル料金、再商品化率等について検討する必要はあるが、同じテレビであり、対象機種として拡大すればいいのではないか。 ②消費者への告知不足について 家電リサイクル法がスタートした前後にも、政府や自治体、メーカーや小売業者など関係者総出で、家電リサイクル法についてPRしたと思う。処理台数が毎年増加するなど成果を上げているのだから、消費者に対するPR活動を継続的に実施すれは、処理台数の増加も見込めると思う。新製品を買う時にリサイクルする割合が多いと思うので、カタログに家電リサイクルについてのPRを掲載すれば、それほど費用を掛けずに、効果的な告知が出来るのではないか。また、自治体が定期的に発行している刊行物は、消費者に見られる頻度が高いと思う。自治体の役割として、消費者への告知強化をお願いしたらどうか。 ③不法投棄問題について 不法投棄の問題は、自治体が取り組むべき責務である。不法投棄が増えていると嘆くばかりではなく、まして処理費用が足りないなどと馬鹿なことを言わず、不法投棄をどうしたら減らせるか、消費者のモラルアップを図る等の活動を推進すべきである。不法投棄は、単に家電品のみの問題ではない。そこのところを良く見極めて、自らの役目として取り組むべきである。 ＊この夏、公共施設のプールでの排水溝のフタ問題で子供の死亡事故が発生し、社会問題として大きく取り上げられた。この一件だけを見ても、自治体のいい加減さを見る思いがして憤りさえ感じる。自治体は、自分たちが社会の公器として何をするべきか、何を求められているかを真摯に考え、責務を果たすべきである。	今回の合同審議会の運営には、作為的なものを感じる。 ・議事録を見ると、自治体を代表する委員が、家電リサイクル法がスタートしてから不法投棄が増えたと何回も主張しているが、環境省の資料によると、不法投棄が増えた自治体よりも横這いもしくは減った自治体が多いという。そうであるならば、不法投棄が減った自治体にも委員として参加してもらい、どのようにして減ったかの事例紹介等公平な発言をしてもらわないと、片手落ちの審議会になるのではないか。きちんとした取組みを実施して不法投棄を減少させている自治体がいるにもかかわらず、処理費用が足りないと嘆き、前払いにすればすべては解決すると発言する自治体を委員とする今回の審議会は、まさに作為的なものと言わざるを得ない。 ・ 自治体からの発言のみならず、前払いの意見が多い。但し、前払いにするとどう問題が解決するのか明確な裏付けは述べられていない。議事録を見ると、第一回目の合同委員会の席上、座長から、新聞報道では前払いへの見直しが決まったかの論調であるが、決めるのはこの合同審議会の審議を踏まえてからである、というコメントがあった。しかしながら、これまでの議事録を見る限り、合同審議会は、前払いへ向けたセレモニーの感が否めない。不法投棄の件以上に、作為的であると感じる。
81	①排出時費用負担方式は、廃棄するにも費用が必要ということを認識するのに役に立っている。自動車リサイクルのような先払い方式では、廃棄とリサイクル費用のが結びつかないのではないだろうか。(リサイクルを行うためには費用が必要である)	①リサイクルの実績が一般に浸透していない。	①どのようにリサイクルされるのかが十分にアピールされていない。	①排出時リサイクル料金を支払うとき、家電リサイクル券の本人控えと一緒に『どのように処理され、どんな材料に、どれだけの量が』リサイクルされるかを簡単に説明したパンフを小売店などで渡すことを行い、いま排出者自身が支払ったお金の意味・用途を認識できるようにする。 ②牛乳パックのリサイクルでは『牛乳パック1トンで森林の木が20本に相当する(だったかな)』のような具体的なリサイクル実績を、消費者に対しもっとアピールすべきである。	なし

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
82	・1年間に1000万台以上の家電がリサイクルされるのは、海外に類を見ないすごいことだと思います。 ・家電メーカーも積極的に3Rを推進しており、リサイクルの重要性がよくわかります。 ・家電を捨てる時にお金が必要ですが、みんなにリサイクルの重要性を理解してもらい、できるだけ大切に使ってもらう為に必要なことであると思います。	①ブラウン管テレビだけでなく液晶テレビも対象にするべきではないでしょうか。 ②前払いという意見があるが、その必要性があるのかわかりません。	—	①テレビというジャンルで考えると、液晶が入らないのは不自然ではないでしょうか。 ②リサイクルについて、排出する時にお金を払うことが自然ではないでしょうか。購入する時に払うのであれば、中古品で業者が買取る場合にはお金を返してもらえるのでしょうか？排出家電の半数は海外へ行っていると聞きます。リサイクルのお金を払い込んであるこのような物は、購入した人にお金が必ず返るのですか？「不法投棄が増えるから前払いに」という意見があるようですが、不法投棄の数と海外へ行っている数はどちらが多いのですか？中古業者が購入する・海外へ行っている数を明確にしてもらいたいと思います。後払いは、券を貼ったりするのがめんどくさいからいやだとしか思えません。自分の排出した家電がきちんとリサイクルされていることがわかれば消費者は、排出するときに文句は言わないと思います。	①液晶、プラズマは品目に入れることを考えたらいかがでしょうか。 ②今のままの後払いがいいと思います。
83	① 現在の家電リサイクル法は、一般消費者へ定着化しつつある。 ② リサイクル施設へ回収後の再商品化率も評価される実績になっている。 ③ リサイクル施設を見学したが、リサイクル料についても、妥当性のある料金と思われる。逆に手間から考えると少々安いようにも思われる。 ④ 今回様々な視点から見直しをされているが、現在のシステムを基本として検討するべき。	① まだまだリサイクル施設への回収が進んでいない。 ② 想定される廃棄量や不法投棄量から考えると、不用品回収等で一般家庭から排出され、その後どのように処理されているかよく分からないルートのものが相当ある。 ③ 家電量販店では、収集運搬料金が他店との競争原理の中で値引きにすり替わり、徴収が出来ていない。	① 家電リサイクル法のPRがまだまだ不足。 ② 家電品は、車のように販売時から所有者の特定が出来ない性質のもの。 ③ 不用品回収等、一般家庭から廃棄されるルートが、多岐におよび見えない。 ④ 収集運搬料金の徴収が流通任せになっており明確化されていない。	① 家電リサイクル法のより一層のPR。 ② 廃棄ルートの実態把握調査。 ③ 法の趣旨から外れるようなルートの取り締まり強化。	① 家電リサイクル法の料金徴収制度を変更しても不法投棄の減少は見込めない。不法投棄については、家電リサイクル法以外での法規制が必要。 ② 廃棄ルートの実態把握をよく調査した上で、検討するべき。 ③ 流通の商売(値引き)と家電リサイクル法に係る料金の切り分けが必要。前払い制度は大変危険。消費税の内税化や収集運搬料金のように流通の競争の中でうやむやにされる可能性がある。 ④ 現在の家電リサイクル法は徐々に定着化しており、尚一層のPRが必要。現在評価される制度を根本的に変更するような改定は望ましくない。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
84	①見直しの必要は感じない。5年間順調に推移してきている仕組みだが、全国民に浸透しているとは思われない。一層普及啓発をし、今の　日本人に欠けている社会的規範の遵守を啓発すべきである。 ②循環型社会を作ることと、不法投棄という犯罪行為を抑止することとは次元が異なる。不法投棄は「モラル」の問題であり、教育・啓発に一層自治体は取締り強化などの努力すべきである。	①境港市港等より北朝鮮の貨物船が甲板に山ほどの冷蔵庫、自転車を積んでいるのをテレビでよく見る。あれはなぜ可能なのか？消費者が正しく出したものがあのように輸出されているのか？また市内を軽トラで、無料で引き取るとの回収車がまわって来る。良識のある市民は方を理解し義務をはたしているのに、このようなものがあると「法を守らなくても良い」との意識が伝染する。行政は自ら作った仕組みを維持しようとする努力に欠けているのではないのか。 ②転勤してきた場所に買った店がない。単に捨てる時、販売店には言い辛い。市町村に云っても愛想が悪い。結局自ら運ぶか、無料回収車に渡すかしかない。　買い替えをしない時の回収が市民の苦痛にならないようにすべき。 ③薄型テレビが対象外だそうだが、同じテレビではないのか。これから薄型が主流になるので対象にすべき。 ④品目拡大は基本的に賛成であるが、リサイクルするために返って多くのエネルギーを使うのが良いとは思われない。地球に優しいリサイクルとは何かを真剣に考えていただきたい	)制度設計の不備に起因するもの ①輸出が野放しになっているのは、貿易管理関連法規との連携がないためでないのか。廃棄物を国外に持ち出さない為の関連法規の強化をすべき。 ②市内に無料回収車が回っているのは、法が曖昧なのではないか。販売店が責任をもって引き取ないこと、買い替えしない場合の排出が不便であることにある。 ③液晶やプラズマテレビが主流となっているのに対象外としたのは行政の先見性の無さ)制度以外に起因するもの 　拡大生産者責任を錦の御旗にして、なんでもかんでの製造者の責任で家庭用品の使用済み品を生産者に処理を負わせようとするのは、消費者に金銭的、労力的負担を増やすことになり兼ねない。行政が安易にこのような方向に傾くのは避けるべきと思う。有益な素材が取れる製品とそうでない製品とに分類し、エネルギーを使ってリサイクルしても良いものとそうでないものを明確にし、生産者が処理すべきか、自治体が処理すべきかを国が正しく理解し、法制化すべきである。EUのまねをするのではなく、日本が環境問題に国際的指導的立場であるべき。	①「ゴミは(国外に)持ち出さず、(国内に)持込まず」の視点より、貿易関連法規で規制する ②市内の無料回収車は取締るべき。これら廃品回収業者には市町村に許可を与え、消費者に免許の提示を義務付ける ③薄型テレビは対象にする ④販売店の不正横流し・投棄を防止する為、台帳管理を義務付けし、行政は台帳提出と定期立入を励行する ⑤適正処理設備のない解体業者などが勝手に回収し、不適正処理をするのを防止する為、マル適制度を導入する ⑥近隣に販売店がない場合や単なる廃棄の為に、市町村は「粗大ゴミ」として受け入れる補完サービスを制度的に設ける	①不法投棄は家電4品目だけでなく家具、バイクなどあらゆるものがあります。不法投棄はリサイクルと全く違った観点で処置すべきです。即ち、不法投棄は犯罪であり、国民にキチント啓発すべきことです。自治体はあらゆる不法投棄・放置に対し厳しく取り締まるべきです。棄て得は許してはモラルハザードです。料金を販売時に徴収すれば、不法投棄はなくなるとの話しがあるそうですが、消費者に手間がかかるのなら、安易な無料回収車等に渡すことは明白です。料金前払い＝不法投棄減少論は非論理的ではないでしょうか ②家電リサイクル法は施行する前は市町村が処理してくれていました。(税金で処理)法施行後は消費者が直接負担となり税金は還元されておりません。聞くとこによれば、数百億円の財源が浮いたそうです。何に使ったのか情報を公開すべきではないでしょうか。ほっかむりは日本人の悪い癖です。 ③ごみステーションに資源ごみを置くと夜陰にまぎれ何者かが勝手に持ち去れます。彼等は無価値のものは後で何処かに棄てるか、近隣の迷惑を顧みず自分の土地などに放置しております。景観的にも衛生的にも問題があります。これらの者を放置することは社会的モラルの問題であり、取締りを強化すべきと思います。日本のごみステーションは路上に放置され誰が見ても醜く不衛生である。この点では後進国といっても過言ではないでしょう。
85	概ね順調に施行されていると思われるが、後を絶たない不法投棄の問題など解決すべき課題がある。	・　再商品化料金の支払い方法の検討 ・　対象機器の拡大の検討 ・事業者の引取りの円滑化(指定引取場所の拡充等) ・不法投棄の増加に伴う市町村の費用負担等	消費者が廃棄する時に再資源化料金を支払う方式であることなど	購入時に再商品化料金を支払う方式に改めるとともに、対象機器の拡大を検討すること。また、業界に対して、指定引取場所の拡充等、事業者の引取りが円滑に行われるよう指導するとともに、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすること。	―

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
86	・リサイクル料金の徴収方法や廃家電の指定引取場所への輸送費用の負担など制度上の問題点がある。	・廃家電の不法投棄 ・上記不法投棄に対する監視、回収、リサイクル費用支払い等の市町村の大きな負担となっている。 ・離島地域においては指定引取場所が無いことから、沖縄本島の指定引取場所への廃家電輸送費用が大きな負担となっている。	)制度設計の不備等に起因するもの 〔廃家電の不法投棄及びその対策への市町村の負担〕 現行法上では、家電所有者が廃棄時にリサイクル料金を負担しなければならず、それが不法投棄の誘発につながっている側面がある。また、不法投棄された廃家電の回収及びリサイクル費用の支払いは市町村が行っており、市町村にとっては財政上の負担になっている。 〔離島地域における指定引取場所への廃家電輸送費用の負担〕 　離島地域では指定引取場所がないため、海上輸送により沖縄本島にある指定引取場所へ輸送しなければならず、沖縄本島地域と比較して海上輸送費の負担が大きい。	〔廃家電の不法投棄及びその対策への市町村の負担〕 商品購入時に購入者がリサイクル費用を支払う制度とするのが適当である。 〔離島地域における指定引取場所への廃家電輸送費用の負担〕 　離島地域の経済的負担を軽減するため、離島地域への指定引取場所の設置、または海上輸送費への助成などを行い、収集運搬費用の地域間格差を無くす措置を講ずるべきである。	—
87	概ね順調だと思います。従って、法律改正の必要はないと思います。	家電リサイクル法が施行されているにも関わらず、不法投棄が絶えない。不法投棄を防止させるような対策が必要と思います。	)制度設計の不備に起因するもの 消費者の個別管理が出来ていないため、不法投棄の追跡調査が出来ないことが不法投棄を誘発している。 追跡調査を出来るような仕組みを考えるべき。)制度以外に起因するもの ①モラルを向上させるための啓発・教育が不十分。 ②地域社会における監視体制が不十分。 ③不法投棄に対しての刑罰を厳しく課すべきである。	①家電製品に生産→販売→消費→廃棄を追跡調査できる仕組みを導入すべき。 ②不法投棄を罰する法律を的確にするべき。特に廃棄物の収集運搬処理業者への免許許可の交付を厳正にすべき。例えば、違反者に対しての免許の再交付をさせない。また、無料回収業者の取締りをすべき。 ③地域社会での環境問題の普及啓発を自治体が徹底して行うこと。学校教育において、環境教育を一層推進させること。 ④廃家電を国外への持ち出さないように関係法規を強化すべき。	

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
88	(1)現行制度実施状況評価 リサイクルプラントに集まったものに対するリサイクルは順調に進んでいると高く評価できる。その一方で、その他ルートの不透明性を懸念せざるを得ず、加えて液晶・プラズマテレビなどの新製品、小型電気・電子製品の普及が進んでいるという動脈側の状況に対して後追いになっている感は否めない。社会状況の変化にあった見直しは欠かせない。 (2)問題点・改善すべき点 ・テレビの不法投棄が1.6倍に増加している点。 ・小売業者による拡販のための過当競争がある点。 ・家電リサイクル法ルート以外の処理ルートがブラックボックス化している点。 ・現在の家電四品目の最終処分量が分からない点。 ・後払い方式がリユースを阻害している点。 ・リデュースは全く進んでいない点。 ・リサイクル料金等が低額化、差別化されていない点。 ・リサイクル品の市場変動、需要変化と連動してリサイクル料金が定まっていない点。 ・プラスチックのリサイクルを想定せずに再商品化等率の目標設定がされている点。 ・プリント基板の有効なリサイクル技術が見いだされていない点。 ・環境配慮設計(DfE)のうち、リサイクル実務上、有効なDfEがあったかは定かでない点。 ・対象四品目以外には、身の回りには多くの電気・電子製品が存在しているがこれらのリサイクルが進んでいない点。 ・新たな製品への対応が遅い点。 (3)問題点の原因、意見 ・テレビの不法投棄が1.6倍に増加している点。 (i):リサイクル料金を後払い方式にしていることが問題。ただし、法施行直前からの増加が四品目のうちの最大がテレビの1.6倍にとどまっているというのは法制度が上手く運用された結果といえ、日本でなければもっと増加していたと思われる。また、全国平均で1.6倍であり、一部の自治体にはそれ以上のしわ寄せがきていることは想像に難くない。なお、エアコンについては0.7倍と減少しているので、短絡的に、後払い方式→不法投棄が増加したとはいえないものの、総体的にみれば、マイナスの影響の方が大きい。 ・小売業者による拡販のための過当競争がある点。 (i):リサイクル料金を後払い方式にしていることが問題。後払い方式が拡販のための過当競争に結びつくという点は、法制定時に深く考慮されておらず(現在、小売業者が前払い制を主張するようになったことからも理解できる)、リサイクル費用徴収方式を再考する必要がある。 ・家電リサイクル法ルート以外の処理ルートがブラックボックス化している点。 (i):リサイクル料金を後払い方式にしていることと、家電リサイクル法と廃棄物処理法の接合が不適当であることが問題。後払い方式でなければ、家電リサイクル法ルートに流れるものが増加するはずである。なお、家電リサイクル法ルート以外(その他ルート)の処理が即、不適切といえるわけではないが、現状ではその他ルートの処理状況が報告されないことが問題である。その他ルートでの処理台数、リサイクル量等を報告させるべき。同じモノを処理しているのに、ルートが異なるだけで報告の有無に差が生じていることに合理性は認められない。 ・現在の家電四品目の最終処分量が分からない点。 (i):家電リサイクル法と廃棄物処理法の接合が不適当であることが問題。家電リサイクル法の目的の一つには最終処分量の削減があるはずだが、法施行により家電四品目の最終処分量がどれだけ減少したかが把握されていない。法施行の説明責任を全うしていないだけでなく、重要な法の目的を軽視している状態であるとさえいえる。 ・後払い方式がリユースを阻害している点。 (i):リサイクル料金を後払い方式にしていることが問題。リサイクルショップにとって、仕入れた中古品が売却できない場合にはリサイクル料金をリサイクルショップが支払わなければならず、中古市場への中古品の供給量は減ったと考えられる。消費者にとっても、場合によっては中古品の購入価格よりも高いリサイクル料金を支払わなければならず、必要以上の負担感を感じさせてしまっている。現在の家電リサイクル法は、リユースよりもリサイクルを優先させてしまっているといっても過言ではない。家電リサイクル法は、後に制定された循環基本法の精神にそって、家電3R法への転換を目指すべき。 ・リデュースは全く進んでいない点。 (ii):修理をする位であれば買い換えた方がよいという状況になってしまっている。修理をするインセンティブに欠けている状況が問題。 ・リサイクル料金等が低額化、差別化されていない点。 (ii):現在の法制度の枠組みでも、低額化・差別化は可能であるが、実態はそうならなかった。メーカーに努力してもらいたいところだが、それ以上に、メーカーが低額化・差別化をすすめるインセンティブに欠けていることが問題。 ・リサイクル品の市場変動、需要変化と連動してリサイクル料金が定まっていない点。 (i):市場変動等に伴う赤字分は製造業者等が負担することでもよいかもしれないが、黒字になることは、リサイクル料金≧リサイクル費用であり、法律に抵触しうる。法律上、市場変動に対してどのような運用をするかが明示されていないことが問題。 ・プラスチックのリサイクルを想定せずに再商品化等率の目標設定がされている点。 (ii):当時の制度設計に問題があったわけではないが、現在ではプラスチックのリサイクルもそれなりに進められている。目標数値を適当な数値まで引き上げる時期にきている。なお、家電四品目のプラスチックにおいては、良質なマ ・プリント基板の有効なリサイクル技術が見いだされていない点。 (ii):電気・電子製品に特徴的な製品部位はプリント基板であるにもかかわらず、これに対する有効なリサイクル技術が見いだされていない。主となる原因は不明。 ・環境配慮設計(DfE)のうち、リサイクル実務上、有効なDfEがあったかは定かでない点。 (ii):メーカーはDfEに対して十分な努力してきたものの、真に有効なDfEにつなげるにはまだ時間がかかりそうである。時間の問題か。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
	・対象四品目以外には、身の回りには多くの電気・電子製品が存在しているがこれらのリサイクルが進んでいない点。 (ii):家電リサイクル法は、一部の電気・電子製品を対象とした法律である。対象外の製品をどのような枠組みでリサイクルするかのビジョン・仕組みがないことが問題。 ・新たな製品への対応が遅い点。 (ii):液晶・プラズマテレビについていえば、もっと早く省令を変更して、家電リサイクル法の対象に加えることもできた。法の運用に問題がある、ないしは法の運用の考え方が洗練されていないと考えられる。再商品化等率の設定が難しくても、時限的に対象に加えることはできるはずである。ある程度の明確な見通しがなければ、製造業者等も新たな投資に積極的にはならない(なれない)ので、行政は明確な旗を振る必要がある。 (4)問題点に対する解決策・改善策 ・リサイクル料金等の後払い制から前払い制(当期充当ー一部製造業者負担方式)へ 再商品化等料金ならびに収集運搬料金の両方を前払い制とする(現状の無料引取を行っている状況に対しては、再商品化等料金の前払いのみでは不十分なため)。料金の負担者は、これまでどおり消費者であるとともに、料金は総費用を上回らないこととする。そのため、厳密には消費者と製造業者等が費用負担を分担することとなる(この点は現行法と同一)。料金は、共に製造業者等が設定する(収集運搬料金も製造業者等が設定する点が現行法と異なっている)。使用済み家電四品目を家電リサイクルプラントもしくは製造業者等が提示するリサイクル・処理水準を満たす廃棄物処理業者へと引渡した場合には、製造業者等から運搬業者に収集運搬の実費用を引き渡すものとする(実費といっても地域・地区ごとに上限値を定めるものとし、意図的に遠方の業者に引き渡した場合の余分な支払いはしなくてよいものとする。なおこの時点で資金管理法人が資金管理することとはしない。なぜなら、料金が費用を上回らない状況で、料金徴収が不足した場合に不足分を製造業者等に支払わせることとすれば、製造業者等の持ち出し費用を少なくしようと収集運搬費用を下げるインセンティブを製造業者等に与えることができるため)。リサイクル・処理水準を満たす廃棄物処理業者へと引渡した場合には、処理完了報告が製造業者等に行われた場合に、再商品化等費用が製造業者等から支払われる。製造業者等が処理した場合は、当該年に徴収したリサイクル料金でその費用をまかなう。製造業者等は、自ら処理した分と廃棄物処理業者から受けた処理完了報告分を併せて、国へ報告する。製造業者等が提示するリサイクル・処理水準を満たす廃棄物処理業者の参入を認めることで、独禁法の問題を回避しつつ市場の競争性を確保することができ、例えば、疎両グループの指定引取場所を共有することも促されると考えられる。 余剰金については、不法投棄対策、離島対策、再商品化等技術開発、DfE対策、E-waste対策、海外での廃棄物処理インフラ整備、などに利用するものとする(海外でのインフラ整備に用いるため、中古品の輸出分は還付されない) 本方式は、当期充当方式の一種であるが、製造業者の一部負担を前提とする点、収集運搬料金も前払い方式とする点、料金設定を廃棄台数から割り戻すわけではない点、余剰金の還付はない点、廃棄物処理業者の参入を認め ・情報収集体制の強化 家電リサイクル法ルート以外でリサイクルされた場合であっても、リサイクル法ルートと同一水準の報告義務を課す。また、ルートにかかわらず、家電四品目の最終処分量を報告させる。それから、リサイクル料金の設定が適当かを ・新製品への対応の迅速化 追加の対象品目の決定は、その再商品化等率の目標値を定めるよりも3～5年程度前に決定する。この先行期間中に技術開発が促されることを期待できる。			
89	平成13年4月の法施行以来、制度の定着とともに目的とする廃棄物の減量化及び再生資源の有効利用に一定の成果があったものと評価	①次を背景に不法投棄が後を絶たないこと。 ・排出時に高額な負担が必要 ・引取事業所が偏在しており、排出が不便等 ②不法投棄された廃家電の処理は市町村が中心に行っており、この処理に要する経費を市町村が負担している状況にあること	制度上、家電廃棄時に排出者に高額のリサイクル費用負担を求めていること。(後払いであること。)	○リサイクル料金の前払い制度の導入 ○メーカー、小売店等による不法投棄廃家電対策費の指定法人への拠出及び指定法人から不法投棄廃家電を行った自治体への経費の一部助成	―
90	順調に行っていると思います	大きな問題点は無いと思います	―	―	やっと制度が定着してきたので、このままでもう少し続けるべき。 料金前払いの意見があるようですが、製品購入時に10年以上先に必要なリサイクル料金を払うのは納得できない。 不法投棄防止というようだが、近隣の河川を見る限り、家電品だけでなく、家具、タイヤ等々さまざまな物が捨てられている、不法投棄防止は総合的に対応して欲しい。
91	5年間順調に稼動していると感じるが、まだ一般には浸透しているとは思われない。	・近くに指定引取場所が無い地区で、買い替えをしないで廃却する家電品(特に大型:冷蔵庫や洗濯機)の引き取り先が無い。 ・リサイクル品目の拡大は賛成であるが、リサイクルに焼却・埋め立て以上のエネルギーを使用するの問題である。	)制度設計の不備に起因するもの ・販売店が責任を持って廃家電の引取らないこと。 ・無料回収車が市内を廻っているが、法が曖昧ではないか。)制度以外に起因するもの ・個人のごみに対するモラルが低い。 ・ごみをださない、制度・仕組みの確立がなされていない。	・無料回収車は取り締まり、自治体、もしくは許可を与えた廃品回収業者による、廃家電品の引き取り制度の確立。 ・販売店の横流し・投棄防止のための、台帳管理義務と行政の監視・監督の体制確立。	・日本は資源の少ない国であるため、ごみを作らない製品・流通の体制確立が必要である。 以前は、空き缶、ペットボトルや、レジ袋、また食品等に見られるプラスチックによる梱包がなく、ごみの殆どが、リサイクルや土に返るものであると記憶しております。 もう一度、過去によいところは取り得れて、住民に対して、循環型社会の教育を徹底して、循環型社会のシステムを再構築する必要があると思います。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
92	国民全員が使用の終わった家電品をキチンとリサイクルする、という意識が高まり、大変に良い。	リサイクルのお金を払わずに、廃棄する人がいる、とのことだが、法律なので、この廃棄をキッチリと取り締まって欲しい。 私は今夏、冷蔵庫を買い換えたが、リサイクル料金を5千円払った。新品配送時に旧型を引き取って貰ったが、100kg近い冷蔵庫なので配送の方二人でやっとこ運び出せた。廃棄すると言うが、一般の人にはとても重くて捨てようにも持ち運び出せない。私達は処理の料金を払っているが、どこかで誰かが廃棄しているとすると折角国民に定着したリサイクル意識を低下させかねない。当局の厳格な取り締まりを期待する。	)制度の不備 法で規定していながら、リサイクル出来ないのは当局の怠慢。)制度以外 もっと自治体がリサイクルの指針・考え方をPRすべき。	今の法律を厳格に適用すべき。 日本は資源が無いのだから、国民全員がこの資源を大切にする意識を持続・発展させることが最も重要。	—
93	「廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化等を図り、循環型経済社会を実現していくため、家電製品等の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを構築すること」に対して、資源の有効利用が進み、メーカも作り方を変えるようになっており、十分な効果を上げている。	① 「生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与」という目的に対して十分な効果を上げているのか不明である。 ② 「不法投棄」の継続が続けば、市町村での不満が増大する可能性がある。	① 制度以外の原因と考える: 生活環境の保全と国民経済の健全な発展の寄与について測定不十分 ② 制度の不備と考える: 排出者の役割である「適正な引渡し」を確認する手段が無い	① 本法による最終処分場などの環境影響の改善効果や経済の健全な発展という点でリサイクル市場の発展を測定し、公開する。 ②-1 適正な引渡しで無いこと(不法廃棄、不法な海外移動など)が判明した場合では、排出者への罰則も造る。例えば排出者の公開もできるようにする。 ②-2 買替え時に引き渡さない場合に対しては、排出者に報告を義務化させる。(小売業者に義務と同時に、確認できる権利を提供する)	—
94	・年1千万台強のリサイクルは、充分評価に値するものだと思う。 ・廃棄するには費用がかかることは認知されてきていると思う	1.街中を巡回している無料回収の行き先・実態がよく分からない。 2.リサイクル料金の前払いの話がでているが本当に前払いのほうがいいのか。 3.買替以外で廃棄したい時郵便局の支払や引取依頼が面倒。	1.リサイクルしたもの以外(廃棄・輸出等)は把握されていない。 2.PCの様に購入したものに対するリサイクル費用であれば納得して支払うが家電品の様に10年以上使用するもので管理ができるのか。又、価格転嫁されて購入したものではなく今後廃棄するものに充当するというのはあいまいではっきりしない。価格転嫁されて総額いくらというよりは、商品いくら・リサイクル料金いくらとされたほうが納得できる。従来より高くなるので逆に値引きの対象になりそう。 3.郵便局支払しかない。引取依頼先が分からない。	1.無料回収業者の登録・免許制で行き先の報告義務をとり実態把握できる様にする。廃棄物処理業者にも処理台数などの報告させる。 2.現行方式で問題ないと思う。 3.郵便局以外でもコンビニなどで支払や引取依頼受付までしてくれれば簡単に廃棄が出来るのでないか。	

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
95	・家電リサイクル法が施行されて、4品目の引取り処理台数は確実に増加しています。 　特に、再商品化率は世界に例を見ない、産廃法に該当しない有償で資源として売却できた実績を再資源化率として法で定義しています。これを我国で実践して来た事は優れた日本のリサイクルシステムの一つと評価できるのではないでしょうか。 　欧州で開始されたWEEE指令でも、指令が発効して既に一年が経ちますが、日本の家電リサイクル法の実績には、至ってません。短期間でこれだけの実績を生み出したのは、法の実施を監視する経済産業省、リサイクル実務を推進する家電リサイクル券センター、再商品化施設、指定引取り場所、関係する機関の方々の努力があって、個々まで来たと理解しています。 　今まで、自治体が処理していた4品目を、排出者、小売業者、製造・輸入業者がそれぞれ責任を持って、処理費用を出し、再商品化する各々の役割がはっきりとしたシステムと評価されます。	・日本の家電リサイクル法の中に、二つの方式がある事が、法の中の公平性に疑問を投げかけている事です。 　第3回中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の説明項目の中で、自治体の方から大阪方式においてテレビのガラスを再商品化出来ないとの説明がありました。しかも、家電リサイクル法を補完するものであるとの考え方を述べておられました。 　家電リサイクル法では、引取りされたテレビのブラウン管のガラスを再商品化しなけ れば、特管物として適性処理する必要があります。特管物として適正処理する為には、処理コストが掛かります。又、テレビの再商品化率の55%前後を占めるブラウン管のガラスの再商品化が年初より停止しているとの説明がありました。家電リサイクル法で規定された再商品化率の55%を達成する事が出来ないにも関わらずです。説明されたのは家電リサイクル法を遵守せずとも、補完しているからと認識されているからでしょうか。 　一方で、遵法の姿勢で取組んでこられた、ブラウン管ガラスの洗浄メーカーさんの中には、再商品化施設から回収されたブラウン管を海外まで運搬しなければならなくなり、処理運搬コスト増に伴って有料で引取る事ができなくなった。その為に、家電リサイクル法の遵法に協力できなくなり、事業を撤退せざるを得なくなったメーカーさんも出ているのが現実です。このような厳しい経済環境の中で、家電リサイクル法を遵法しているメーカもあれば、公の場で適正処理を停止していると説明される自治体もあり、二つの制度がある事は、奇妙に映ります。 　AとBグループは何故ブラウン管のガラスの再商品化が出来て、自治体の方が説明される方式では出来なくても許されるのでしょうか。大阪府が認めている方式は、明らかに大阪府の運用認識が国と異なっているのではないでしょうか。 ・家電リサイクル法の運用で、一方は遵法を果たしつつ処理コストを吸収しており、一方は家電リサイクル法の要求項目を達成していないにもかかわらず、二つの矛盾する制度が放置された状態は、大きな問題ではないでしょうか。	・家電リサイクル法の遵守に対する姿勢の違いが根本にあると考えられます。自治体から認知され自治体の解釈に従っているから家電リサイクル法を遵守している事になるとの認識が自治体にあるのではないでしょうか。 ・二つの制度を放置して来た事が既成事実になりつつあるのではないでしょうか。	・小委員会での説明をもとに、大阪方式を家電リサイクル法に則り適切に運用されているのかを調査確認し、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会での審議を得て、二つの制度認めるのか是正するのかを問う事が必要ではないでしょうか。 前述の小委員会の審議を得なくても見直しができるのではないでしょうか。この事を怠ると、小委員会にて大阪方式は家電リサイクル法を補完するものと認知されたとなりかねません。 ・排出者は、排出時に支払った料金に基づいて法に則り再商品化される事を理解して家電リサイクル法を遵守して廃棄する四品目をリサイクルに出してきました。私も在住する地域でリサイクル料金を払ってリサイクルを依頼してきました。我が国に、このような二制度があり、自治体も国もそのままにしている事を知ったことは、家電リサイクル法そのものに対する不信感を抱き兼ねません。	

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
96	(1)リサイクル料金を先払いにする意見があるようですが反対します。先払いにすると ①(廃棄時に)リサイクルのために費用が必要という意識が薄れる ②機器を長く使おうとする気持ちが薄れる ③撤退した製造者の機器のリサイクル料金が支払われなくなる ④価格競争によって購入時の費用の中のリサイクル料金が軽視される。 (2)品目だけでリサイクル料金が決まるのは不合理。 ①小さな冷蔵庫を廃棄する際にも同じ金額では不公平感が大きい。不法投棄を助長する。 ②フロンを使った洗濯機が出ているが、リサイクル料金が同じなのは不合理。				
97	1. 従来から販売店に引き取って貰っていたが、最終的にどのように廃棄されていたが関心がなかった。近年不法投棄が話題となっており、私の近辺での自転車、バイクの放置が目に付く、又河川、野山には、多くのゴミが捨てられており残念に思う。市民のモラルの低下は社会問題であり、大人のこのような環境に対する低意識、無責任な態度は、子供の教育に影響し、禍根を残す。このような観点から、市民が自分の使用した物を、捨てるとき、捨て方、その行き先、その処理と資源化を誰がどのように分担し、処理されているかを排出時お金を負担することで関心を持つ。必要とするお金を負担するのは、市民の責務である。このような観点より、現行制度をより定着させるべきと思う。	1. 転勤してきた場所に買った店がない。単に捨てる時、販売店には言い辛い。市町村に云っても愛想が悪い。結局自ら運ぶか、無料回収車に渡すかしかない。 買い替えをしない時の回収が市民の苦痛にならないようにすべき。 2. 14型テレビも34型テレビもリサイクル料金が同じとは納得できない。その他の製品も同じ 3. 薄型テレビが対象外だそうだが、同じテレビではないのか。これから薄型が主流になるので対象にすべき。	ｉ)制度設計の不備に起因するもの ① 市内に無料回収車が回っているのは、法が曖昧なのではないか。販売店が責任をもって引き取ないこと、買い替えしない場合の排出が不便であることにある。 ② 液晶やプラズマテレビが主流となっているのに対象外としたのは行政の先見性の無さではないか	1.「ゴミは(国外に)持ち出さず、(国内に)持込まず」の視点より、外為法、貿易関連法規で規制すべき 2.「リユース」の名目で市内の無料回収車は取締るべき。本来の「リユース」目的とした業者には市町村に業の申請許可を与え、消費者に免許の提示を義務付けるべき 3. 薄型テレビは対象にすべき	1. 不法投棄は家電4品目だけでなく家具、バイクなどあらゆるものがあります。不法投棄はリサイクルと全く違った観点で処置すべきです。即ち、不法投棄は犯罪であり、国民にキチント啓蒙すべきことです。自治体はあらゆる不法投棄・放置に対し厳しく取り締まるべきです。棄て得は許してはモラルハザードです。料金を販売時に徴収すれば、不法投棄はなくなるとの話しがあるそうですが、消費者に手間がかかるのなら、安易な無料回収車等に渡すことは明白です。料金前払い＝不法投棄減少論は非論理的ではないでしょうか 2. 家電リサイクル法は施行する前は市町村が処理してくれていました。(税金で処理)法施行後は消費者が直接負担となり税金は還元されておりません。聞くとこによれば、数百億円の財源が浮いたそうです。何に使ったのか情報を公開すべきではないでしょうか。
98	「家電リサイクル法」は施行5年経過し、量販店の無料引き取りや高価下取り、または廃品業者による無料引き取り、で消費者からなぜ有料か疑問点がでているのと、リサイクル料金が高いため農道等に不法投棄が多発している。	リサイクル商品の集荷場所が島根県は場所により半日費やす組合員もおり集荷場所のA. Bの統合、と大阪方式と、メーカーのリサイクル料金の価格差が大きい。家電メーカーのリサイクル工場経営内容の公開が必要だ。	(1)、(2)で述べたようにマイクを使い廃品業者の無料引き取り、高いメーカーのリサイクル料金(AとBとの価格が同じはおかしい)	メーカーもリサイクルしやすい商品開発をしている点から商品にリサイクル費用を入れた前払い方式と商品を買わないで廃棄する場合もメーカーが回収する。 過去に利益をだしてここまで成長したツケは負担すべきである。	零細企業に負担を押し付ける大企業のエゴであり製造責任は取るべきである。
99	—	—	不法投棄対策の面から自治体はリサイクル料金徴収方法を、現行の後払いから、前払いへの移行を主張しているとのことであるが、不法投棄対策として、家電リサイクル法施行前と施行後でどれだけ自治体負担が増加したかを、具体的金額で示すべきである。データに基づかない感覚の議論になっており、そのような主張に対してこれまで、うまく動いてきた仕組みを変更する理由にはならない。 家電リサイクル法施行によって、費用が行政負担から消費者負担に変わっても行政が減税したとかサービスを拡充しているというような事実を聞いたことがない。むしろ一部の町村では、ごみの収集が有料化されている例さえある。	—	一部の感情的な議論に流されること無く、事実とデータに基づいた正しい議論に基づいて、家電リサイクル法の見直しを進めてもらいたい。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
100	大きなトラブルなく立ち上がり、今日に至るまで極めて順調な運営がなされたシステムと認識している。 法の完成度が高かったと思慮する。	“ゼロ円以上の価値があれば再商品化”という定義は、再商品化の質に対する追及がなされていないと感じる。すなわち、有価物の中に意図的にゴミを混ぜても、トータルで有価と評価されれば再商品化と見なされる。逆の見方をすると、再商品化処理施設において手間をかけて選別を細分化すればするほど、または選別技術が進歩すればするほど、結果的に“再商品化処理施設から排出される不純物が増える”ことになってしまう。このような状況では、メーカや再商品化施設が自発的に再商品化の質を追求するとは思えない。再商品化物(有価物)の品位や処理方法の質(エネルギ回収率／素材回収率)について踏み込んだ評価制度が必要と考える。		単に有価物の重量比率だけでなく、処理方法に応じた係数を定めて再商品化率を算定してはどうか。例えば、環境負荷の見地から再商品化施設から出荷した後の処理方法に応じた係数(プラスチックであればクローズドマテリアルリサイクル＞オープンマテリアルリサイクル＞サーマルリサイクル＞単純焼却または埋立)を定め、有価物の重量比率にこれらの係数を乗ずる。これにより、メーカや再商品化施設に再商品化の質を意識させることができる。	法施行以降、再商品化料金の徴収そのものが消費者にとって“悪(単なる負担増)”であるかのように捉えられている傾向がある。法施行前は自治体が行政サービスの一環として(もちろん税金投入して)廃家電製品の処理を行っていたのであるから、法施行によって自治体の負担は確実に減っているはずである。再商品化料金の負担義務を課せられた消費者にとって、自治体から減税措置(家リ法該当分のみ)またはこれに代わる何らかの行政サービスを受けなければ、増税を課せられたに等しい。国及び自治体は、このような再商品化料金と自治体負担の関係についてこれまで前向きに言及してこなかったわけだが、この関係をクリアにしてはじめて再商品化料金の議論ができるのではないか。残念ながら現状では額(高い／安い)や徴収方法(前払い／後払い)といった短絡的な議論だけがクローズアップされている。
101	・家電のリサイクルは大変うまくいっている。 ・エアコンで、町の業者によりリサイクル品を販売しているが、安全・省エネの観点からはたして野放しでいいのか。(エレベータ事故のSECエレベータのように、技術力がないのに安さで勝負。これで安全か) ・鳥取県内の港から、中古家電が輸出されているが、本当にこれでよいのか。輸出するのであれば、メンテナンス技術もあわせて輸出するようにすべきである。	・持ち込み先が、A,Bの二つに分かれていて消費者は混乱をする。A,Bは業者側の都合であるので、消費者からはどこにでももちこめるようにすべきである。 ・再商品化率の内訳をきいてみると、実態は胸をはれる状況ではないようである。とにかくうってしまえばいい、燃料化もかまわないでは、なんのための再商品化なのか。(鳥取県には、擬木メーカーがあります。燃料化もしています)家電にどれくらいもどせるのか、これで再商品化率は定義すべきである。 ・ リユースへの取り組みが明確になっていない。	・A,B二つ:これは、メーカーのエゴ。消費者には関係がない。しっかりと業界の指導を官庁はすべきである。 ・再商品化率:再定義ができていない。資源の有効利用は地球レベルのもんだいである。これに対応できないメーカーは排除すべきである。政府主導で再定義をすべき。いわば、官庁の怠慢である。 ・リユース:これも政府主導で、家電もリース化していく(ものを売るのではなく、機能をうるに)検討がおくれているため。下手な改造をすれば、へたな修理をすれば、重大事故誘発の可能性がある。	・ 家電リサイクル研究所を国と業界で設立。ここで、リサイクルのためのロジスティック体制の研究、再商品化率向上のための研究開発、再商品化を前提とした家電の設計・製造技術の研究開発、リユースおよび長寿命化のための研究開発とそれを基にした、新しい家電のビジネスモデルの構築をすすめるべきではないでしょうか。	・ リサイクル費用の前払い化 これはするべきでない。パソコンは、リースや中古品マーケットが確率しています。自動車もおなじです。家電は、そうではなく、長期にわたり、大切につかうものです。排出時支払いが理にかなっています。払うほうも納得できます。
102	従来から販売店に引き取って貰っているが、最終的にどのように廃棄されていたが関心がなかった。以前はリサイクル法により不法投棄が増えるのでは？との懸念があったようだが、それは全く別の話で本制度とは関係ないのではないだろうか。ただし、まだまだ本制度の認知度が予想以上に低いので制度周知とその目的を広く知らしめる必要があるのではないか。	薄型テレビが対象外という話をお店で聞いたことがある。同じテレビなのに何故なのか？	)制度設計の不備に起因するもの 液晶やプラズマテレビが主流となっているのに対象外としたのは、市場の将来性を見誤ったのではないか)制度以外に起因するもの 有益な素材が取れる製品とそうでない製品とに分類できているのか？エネルギーを使ってリサイクルしても良いものとそうでないものを明確にしているのか？甚だ疑問である。	薄型も対象にする。	不法投棄は家電4品目だけでなく家具、バイクなどあらゆるものがある。#テレビを見ているとよくわかる。不法投棄はリサイクルと全く違った観点だと思う。不法投棄は犯罪であり、国民に対し啓蒙すべきこと。自治体はあらゆる不法投棄・放置に対し厳しく取り締まるべきである。一時期パソコンと同じように料金を販売時に徴収すれば、不法投棄はなくなるとの話しがあるそうだが、消費者に手間がかかるだけで不法投棄削減には結びつかないと考える。とにかく、もっともっと国民に制度の理解をしてもらうよう国は努力すべきではないだろうか？

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
103	(1)実施状況に対する評価 ○下記の4点において、現行法制度は、着実に成果を上げてきている。 ①再資源化量の拡大と埋め立て量の削減 ②製品環境配慮設計の促進 ③社会コストミニマム ④危惧された量以下の不法投棄台数 ○下記の2点は、改善を要する課題である。 ⑤家電量販店において、家電リサイクル費用が販促の手段になっている。 ⑥家電リサイクル費用が、硬直的であると言われている。 ≪理由≫ ①家電4品目の引き取り及び再商品化台数は、年々着実に増加し、かつ、いずれの品目とも再商品化率は法定値を大きく上回り、順調な成果を上げてきている。 再商品化重量においては、法施行前には、多くが埋め立て廃棄されていたものが、法施行後、着実に実績を伸ばし、05年度実績は、処理重量45万ﾄﾝに対し、33万ﾄﾝを再商品化するに至っている。再資源化重量は、更にこれを超えるため、埋め立て量削減にも大きく貢献している。この成果は、現法制度における関係者の役割分担が明確で、それぞれが、その役割を果たした結果といえる。また、リサイクル工場における分別技術やプラスチックのマテリアルリサイクルを後押しする技術改善のための設備投資、及び関係素材産業の支援によるところも大きい。 ②家電リサイクル制度は、単なる廃棄物対策ではなく、持続的な循環型社会作りにどう結び付けていくかを課題としスタートしたものであるが、使用済み家電品が製造業者のリサイクル工場に還流する仕組みとなっているため、製造業者がリサイクルし易い設計や素材の採用に努め、世界最先端とも言える環境配慮設計が進展していることも大いに評価できる。 ③現行の廃棄時費用徴収方式は、モノとカネの交換が同時に行われるジャストインタイムのシステムであり、経済原則から見て社会コストミニマムである。制度全体の社会的費用は、関係者間で負担することになるが、最終的には消費者の負担に戻る。そのためには、費用管理や情報管理のための管理コストは最小化されることが肝要で、課税問題も無い現制度はこれを実現している。また、現費用徴収方式は、技術革新の激しい家電分野における製品の方式変更や形態変化の目を摘む制度でないことも評価すべきである。 ④当初危惧された“不法投棄”は約1．5%レベルと、横ばいで推移しており、英国DTI(貿易産業省)ほか各国からも驚きの目を持って高く評価されている。これは、期待以上の成果と見ていいのではないか。よって、不法投棄対策費用が、社会的に大きな損失になっているとは言い難い。 ⑤流通には、現制度は収集運搬の負担が予想以上に大きく、流通の犠牲の上に成り立っているとの声がある。一部量販店では、収集運搬という責任に見合うコスト回収を為し得ないような料金設定が見られ、また量販店による使用済み製品の安易な買取りが見られるというのも事実である。 ⑥法施行以降、5年余り経過し、関係者の努力の結果、現制度は定着の方向にある。この間、リサイクル技術も進歩し、現時点では資材高騰のプラス要因もある。片や、製造事業者は、まだ多額の設備投資の償却を抱え、費用低額化に踏み切れないのも事実である。しかしながら、排出時費用徴収とした理由の一つ「商品販売時に約10年以上先に必要となるリサイクル料金を予測し、前もって費用徴収するのは無理がある。(リサイクル技術は年々進歩し合理化は可能)」の長所を、ある程度、消費者に示す時期にも来ているのではなかろうか。費用は、低額化することも高額化することもあるといった視点も示す必要がある。 (2)問題点・改善すべき点 1)法制度の評価の観点から ①見えないフローを、国は、推算であっても、可能な限り審議会委員に提示すべきである。(これが、今回の審議会の審議の原点である。) ②法制度を政策評価する評価軸を、国として持つべきである。 ③前記前提の上で、見えないフローの系外処理を最小化する改善策を検討すべきである。 2)運用面から ①不適正処理に繋がる恐れのある小売業者の拡販のためのリサイクル費用サービスを抑止すること。 ②指定引取り場所のA/B相互乗り入れを、可能な部分から検討すべし。 3)審議会の進め方に関し ①審議会の進め方としては、感覚的議論でなく、できる限り客観的・定量的データに基づいた議論をすべきである。費用徴収方式を論議する場合には、まず夫々の長短を整理すべし。 ②(独)国立環境研究所の報告書を、今後の審議会においては引用し、議論を客観的に進めることを提案する。 ≪理由と提案≫ 1)法制度の評価の観点から 「家電4品目の推定廃棄台数(約1,900～2,400万台)に対し、引き取り台数が約半分程度に留まっている。」との批判があり、審議会の中では、これを『見えないフロー』と称している。 国は、『見えないフロー』を推算であっても、提示すべきである。政策効果を検証する定量的な評価軸を持たないままに審議会を進めることは許されず、ましてや仮に費用徴収方式を変更した場合には、どのように政策効果を検証するのであろうか。(独)国立環境研究所の報告書では、一部これらの問題にも触れている。改善課題は、系外不適正処理の低減であって、使用済み製品の海外流出の抑止が、これに関係するため、海外流出台数の推算は、まず第一に必要である。 2)運用面から ①小売業者が、家電リサイクル費用を販促の手段に使っていることは、前記の(独)国立環境研究所の報告書でも客観的評価が為されている。再使用に耐えない使用済み製品を、リユース目的と称して引き取っているのは、リサイクルショップより量販店が多いとの調査データも出ている。使用年数がある年数以上経過したものを、小売業者が買い取る商慣習は、その後の再使用に耐えないものが、不適正処理される可能性に繋がるので、抑止する制度を検討すべきである。また、小売業者は、一次物流費用が販促手段にならざるを得ずという前に、この費用を、消費者の法的責任において支払って頂くことの説明責任を自ら果たすことが重要である。 ②指定引取り場所の配置数やそこに至る距離については、消費者が負担する費用のミニマム化を前提に、全国にA/Bグループ190箇所ずつ設置されたものであるが、A/Bグループの製品区分の負荷を小売業者に掛けている点 3)審議会の進め方に関し ・審議会における「不法投棄に対する議論」や、「小売業者の収集運搬費用が販促手段にならざるを得ず、よって、収集運搬費用も含めた販売時費用徴収方式にすべし」との議論には違和感がある。審議会委員は、それぞれのステ ・自治体は、不法投棄の後始末を嫌い、その費用捻出のために前払いを主張している。少なくとも不法投棄撲滅が、前払い方式への移行の根拠にはならない。これは、物事の一面しか見ていない主張であり、どの方式を採用しても ・費用徴収方式を審議する場合には、それぞれの徴収方式を客観的・定量的に再評価した資料を準備し、委員はその内容をよく勉強し、制度全体に責任を負うというスタンスで審議に臨むべきであるし、座長・事務局とも、この方向 国内での不法投棄台数は、発見された限りにおいては、前記の見えないフローにおける海外流出問題に比べれば、台数的には小さく、増えてはいない。不法投棄対策には、消費者啓発や消費者モラルの向上策を再検討するととも				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
	(3)問題点の原因 1)制度設計の不備に起因するもの ・制度設計を評価する統計制度や政策評価のツールが不備である ①政策評価のツールとしての、静脈側の統計制度や申告義務制度に不備がある。 ②5年間の政策評価をするに、2001年に、環境省が発表した「法施行前後での費用・便益の分析」を、再度実施すべきである。 ・国境を越えたEPR(拡大生産国責任)という観点で、リサイクル施設を持たない国への中古品輸出を抑止する策を講ずるべきである。 (4)解決策・改善策のアイディア ①中古家電の貿易量を管理する上で、国際規格HSコードを、中古家電にも設けるべきである。 ②小売業者に対しては、現法第10条に関する省令第3条の強化、つまり「リサイクル料金を受け取らずに回収した廃家電品のフローについて申告義務を課す」を追加すべきである。併せて、ある年数以上使用された製品を、リサイクル費用サービスのために買い取る商慣習を防止するため、安易な買取りが出来ない制度を設けるべきである。 (5)その他 1)家電リサイクル法制定に至る歴史を勉強すべきである。 ・審議会委員には、平成3年10月の廃掃法改正や平成6年3月の厚生省告示から平成7年3月の改正廃掃法に至る適正処理困難物指定の歴史も認識できる参考資料を事務局が提供すべきである。平成7年3月から、家電リサイクル法施行前の平成13年3月までの家電リサイクル法のスキームに繋がる全国廃家電品適正処理協力協議会による自治体協力の歴史も重要である。 ・家電リサイクル法制定時の基本的精神は、自治体による税金を原資とした公益事業から、経済合理性を生かした民間による営利事業へと転換することにより、いわゆる静脈産業の発展を加速させ地球環境保全を推進しようとしたものである。消費者である国民からの視点で見れば、税負担として間接的に支払っていた費用が排出時直接コスト負担という変化が発生し、捨てることによる環境破壊意識昂揚が期待されるものである。自治体行政の視点から見れば、処理費用支出減となり、環境保全推進に向け税の更なる有効活用が可能になることである。製造者の視点は、リサイクルコストの低減、そしてリサイクル性の向上を果たさねば社会に認められなくなるということである。全ての関係者が、こぞって新しい社会システムを構築するためのスタート点にあるという認識のもとに現法は施行されたのである。 2)廃棄物収集処理やリサイクルに関しての原点に立ち帰って思索することが必要である。 ①廃棄物処理やリサイクルの目的は、我々が後世に残す負の遺産を極小にすることにある。これは国家50年100年の社会システムを構築することである。 ②廃棄物処理あるいはリサイクル事業が、経済原理に基づいて事業として成立し、しかもコストミニマムが実現できる社会システムとする必要がある。 ③消費者(使用者)一人一人が、環境保全に対する関心と責任感を自覚出来る社会的風土を醸成し、確立できる社会システムとすることが重要である。 ・使用済み家電という商品を適正に処理する為のルールを守り、その為に適切なコストを消費者から、確実に頂戴するという意識改革も、この5年で進展してきたはずである。今後も、民間と自治体が共同して循環型経済社会システムを構築してゆくべきである。 時空を越えて、普遍性、蓋然性のある原理原則を求めるべきである。			

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
104	・家電リサイクル対象品の引取台数は年々増加しており、メーカー、小売業者、消費者の役割分担を前提とする社会システムとして定着してきたと評価します。	①現在はいわゆるAグループとBグループに分かれたシステムとなっているため、廃家電の発生地(消費者の使用地)から最も近いリサイクル施設で処理されていないケースも相当量に上ると考えられ、輸送のコストやエネルギー消費の点で問題と考えます。 ②自動車リサイクルでは、ASR、エアバッグ類、フロン類について、メーカーのホームページで収支が公表されていますが、家電では現在のところ非公表のため、消費者からみて透明性、納得性に欠け、改善すべきと考えます。 ③現在、家電リサイクルのシステムでリサイクルされない廃家電も相当量に上るようで、また、市中においても中古家電の引き取り回収業者の巡回が多々見られますが、日本の国内にそれなりの中古家電の市場規模があるとは思えず、マスコミ報道等によれば、諸外国に輸出されているものが多いと推察されます。これらの輸出品については全部が中古家電として使用されているとは思えず、一部の部品や素材を回収して残りは結局廃棄物になっている可能性もあると考えられます。 ④再商品化率、再商品化等率については、現在は有価または無償で譲渡し得るものを集計することになっており、リサイクルされる資源であっても逆有償では集計に含めることができないのは問題であり、改善すべきと考えます。	(2)①については、AグループとBグループの2システムとなっている点に起因していると考えます。(独占禁止法を前提とした制度設計の不備等に起因) (2)②については、リサイクル料金が公表料金として固定されているにもかかわらず、収支の開示ルールが存在していないことに起因していると考えます。(制度設計の不備等に起因) (2)③については、行政としての輸出管理体制が、輸出物資の軍事転用の視点しかなく、資源管理の視点が欠けていることに起因していると考えます。(制度以外に起因) (2)④については、家電リサイクルの制度が廃棄物行政の延長での視点でのみ構築され、国家の資源戦略の視点が欠けていることに起因していると考えます。(制度設計の不備等に起因)	(2)①については、AグループとBグループの相互乗り入れにより解決可能と考えます。 (2)②については、自動車リサイクルのシステムにならい、収支の開示ルールの制定により解決可能と考えます。 (2)③については、行政としての定量的な実態把握が先決であり、それに基づいて、輸出先各国との連携も含めて適正な輸出管理の方法(取り締まりも含む)を見直す必要があると考えます。 (2)④については、何らかの適正な資源価値評価基準を制定し、逆有償であっても、希少金属を含む素材類や化石資源由来の素材類などは一定の資源価値条件のもとに再資源化率として集計するような制度にすべきと考えます。	・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG合同会合の審議状況によれば、不法投棄の防止のためにはリサイクル料金前払いが有効との論調が強いようですが、「リサイクル料金を前払いにすれば不法投棄が防止可能」との論理は必ずしも正しくはないと考えます。現在、ほとんどの一般廃棄物については自治体の回収システムにより無償または廉価で回収されるシステムとなっているにもかかわらず、歩行喫煙者の吸殻や煙草の包装の投げ捨て、自動車からの一般廃棄物の投棄など、不心得者が絶えることはありません。リサイクル料金を前払いにしたところで、不心得者は「すでに料金は払った」との意識で所構わず投棄するだけとなり、自治体の不法投棄への対応は現在にも増して大変になるという、新たな問題を惹起すると推察します。根本的には取り締まり権限を有する行政を中心とする摘発体制の強化と、そのコストを回収できるような科料を含む厳罰主義で臨むほかはないと考えます。
105	良く定着していると思います。昨年、家電リサイクルの工場を見学させて頂きましたが、あれだけ手間をかけてリサイクルしているとは思いませんでした。リサイクル料金もあの作業を考えると納得いく金額だと思います。もっとたくさんの人にあのリサイクル工場を見てもらいたいと思います。	オーブンレンジとかクリーナーとかの他の家電製品も対象にして、ゴミの削減をして頂きたい。今は自治体が引き取っていますが、どの様に処分しているかわからないから。	—	やりかたは現在のままでいいと思いますが、対象品目を広げて、現在　配達した時に古い製品を持っていってくれてますが、引き取りだけでも簡単にできる制度を作って欲しい。	—
106	回収が着実に行われており、再資源化率も良好である。世界に先駆けたリサイクル制度として確実に成果を上げていると考えられる。	ごくまれに、大型ゴミ(燃えないゴミ)の日に集積所に出されるケースが見られる。	家電リサイクルの制度(というよりゴミの出し方そのもの)についてまだ良く知らない方、認識の低い方がおられる。	廃棄物の処理の仕方全般について、行政等による情宣、啓発を再度強化することが望ましい。	現在の料金方式は、 ①費用の処理がシンプルで公平。 ②モノを大切に長く使う意識が働く。 ③自治体のゴミ処理有料化と同じく、「廃棄物を処理するのにもコストがかかる」という環境問題への意識啓発の効果がある。 等の点で良いしくみであると考える。 「後払いであるから不法投棄が増える」というのはデータ的に根拠が乏しく短絡的である。 「前払い式」は上記のメリットが失われる上、料金の処理が複雑になり社会的コストが増大するので反対である。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
107	法施行から本日までの間、私自身テレビの買い替えで一度、本制度を利用しただけですが、リサイクル制度そのものの実施については、なかば強制的に支払いを強要される仕組みであるにも関わらず、大きな問題もなく、世間一般に浸透しているものと認識しており、制度そのものについては評価に値すると思います。	この件について意見を申すには、わたしたち消費者に伝えられる情報が不足していると思います。例えば、本制度の実施により不法投棄の量は以前より増えたのか減ったのか、増えたのであれば前払い制等の検討も必要でしょう。 家電リサイクルに限らないのですが、リサイクルの結果報告について、まだまだ世間一般に広く周知されているように思えません。単に何%リサイクルしたという報告ではなく、リサイクルによってどれくらいの資源節約になったのかを、わかりやすく伝えることが必要と思います。そもそも、何を目的で始めたことなのか、単に世の流れがそうだから？としか認知されないとすれば、せっかくの試みも意味が半減してしまうのではないでしょうか。	ⅱ)事業者の活動等制度以外に起因するもの 広報活動はされているのでしょうが、十分と思えません。チラシ等を大量に刷って、誰の目にもつかぬところに山積みしても、税金の無駄遣いです。	1. 活動成果の報告を、わかりやすく広く一般に告知する仕組みを検討すべき 2. リサイクル率の高い製品・高いメーカー品には、マーク等を付与し、消費者にリサイクルへの注意を喚起するのは如何でしょうか	—
108	PCBやフロンなど管理されずに処分されていたことを考えると、この仕組みは評価できる。特に断熱材フロンは、他ではあまり回収されていないが家電リサイクル法では義務化以前に取り組まれていた。 従来の処分からすれば、埋立地の延命に貢献していると思う。	A:ユーザーからの排出後に不明瞭なルートを残しているため、そこは問題点と思われる。 B:関連して、エアコンはパソコンの本体とモニターのように、別々の管理票になっていないので、トレーサビリティが弱い点は改善すべき。 C:自治体の役割が不明確。	A:メーカー義務は上手くいっているので、それまでの部分の監視や調査が弱いため。 B:エアコン内機に子券を貼ることになっているが、RKCの排出者確認でトレースできるのは、あくまで親券の番号であるから、仮に内機が横流しされても数量把握さえ困難。内機と外機が常にセットで排出されると考えたのが間違い。 C:大阪方式などを許してしまうような自治体の役割の表示方法。	A:見直しにより改定ありきな議論があるようだが、不明ルートの解明やそれをフォローする法改正が先決と思う。それなくして前払いとか後払いの論議は早すぎる。 B:現在の料金を按分して、内機と外機それぞれに費用設定し、管理票もそれぞれでユニークな番号にすべき。 C:大阪方式などの解釈を許さないよう、自治体の役割を明言する。	年金方式で前払いにすると、本家年金と同じく破綻の危険性がある。 現在は法の基準を超えてリサイクル率が達成されているのは、メーカーの性分によるところが大きいが、リサイクル費用削減すると、コスト競争になり法基準値近くに下がってくると思われる。これは持続可能な循環型社会形成に反する。
109	・再商品化率が非常に高く、メーカーによる設計段階での分解性向上、リサイクルし易い材料への転換などの努力が図られるようになったことは高く評価できる。 ・リサイクル工場見学やHP等での情報公開なども進み、消費者が家電製品のリサイクルの状況について容易に知ることができる。 ・消費者が家電を捨てる際にリサイクル料金を支払うことで「リサイクル」を意識するようになった。	・日本の中古の家電製品が、海外へ輸出され途上国や発展途上国において再利用、また価値のある資源の部分だけが抜き取られ、不要な部分は廃棄物として不法投棄されているというニュースをしばしば見かける。近所では頻繁に家電製品を買い取るという名目の回収のトラックが出回っており、製品が適正に再利用又は処理されているのか気がかりだ。	)制度設計の不備等に起因するもの ・海外では中古市場が新品市場同様大きな割合を占め中古品の需要が存在すること、家電製品には価値のある資源が多く使用されており、資源としても需要が存在することから中古品輸出が著しく増加しているが、家電製品の中古品に関する規制や輸出のルール化がなされていないのではないか。	・海外へ輸出される家電製品のルートの把握、統計化が必要。 ・中古製品として輸出される製品についての安全性、機能性の確認をして輸出されるべきではないか。 ・中古品の使用後、適正な処理が実施されるよう途上国におけるリサイクルに関する社会インフラの整備が求められる。	特になし
110	ﾘｻｲｸﾙ法という名と実際に費用を負担することで無駄にモノを増やさない処理のことを考える習慣が身に付いた。	不法投棄が目立つのはリサイクル費が惜しいから。ただつくったメーカーが責任を持ってその費用を負担するのは違うと思う。	お金を出したくないという根本的なこと。そのリサイクルすることの意義について賛同を得られていない。	環境教育を粘り強く続け(続けられる支援も必要。いつまでも手弁当は継続しない。)リサイクルが楽しい物になる工夫。	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
111	家電リサイクルは、引取台数や処理台数は増えており大いに評価できる。リサイクルが定着してきた証しである。また、関係者の責務が明確であるため、関係者はそれぞれの責任を果たす努力している。 ただし、運搬料金が非常に高く、リサイクル料金が安くならないのは、少々不満である。運搬料金が安くなるように小売業者の努力を期待する。現在、環境にやさしい新製品が市場に出て来ているため、それらが廃棄される数年後にはリサイクル料金も安くなると思う。	①買換え以外の廃棄ルート:消費者から指定引取場所までを改善・強化する必要がある。高齢者世帯にとって、大型家電製品の廃棄は大変困った。電気製品を購入した電気店は廃業し、別の電気店に引き取りをお願いしたところ対応して貰えず。大型販売店は高額な運搬料金が設定されていたので、市役所へ引き取りを相談したところ、市役所の説明は「メーカに相談を」でした。適正な運搬料金で対応して頂ける販売店がなく、市町村等の協力もなかった。 ②国と市町村は連携して、不法投棄防止の啓発やパトロールなどの改善・強化が必要ある。また、不法投棄にたいする罰則の強化も必要。	ⅰ:制度設計の不備等 ・地方公共団体の責務に対する罰則が無いため、市町村は責任を免れている。他人任せにならない様に、市町村の責務を強化する制度が必要。 ・市町村と小売業者が連携して、家電製品を引き取れる制度が必要である。 ⅱ:事業者の活動制度以外に起因 ・小売業者に対する責務(廃棄物の適正な排出確保に努める)が適正に運用されていない。 ・国や市町村による市民に対する普及啓発が浸透していないため、買取り回収屋(無料で持って行く)に家電製品を排出している人を多く見かける。	①地方公共団体の責務(引取運搬の義務)を強化 ・市民から家電製品の引取りを求められた時、適切に運搬する小売業者を紹介しなければならない。または、適切な運搬料金で自ら収集運搬しなければならない。 ・地方公共団体の義務違反にたいする罰則を設定する。 ・国と地方公共団体はNPO等を活用し、不法投棄パトロールネットワークを全国に展開する。 ②小売業者の責務強化 ・買換え以外の廃棄を求められた時、適切に運搬する業者等を紹介しなければならない。または、適切な運搬料金で自ら収集運搬しなければならない。	不法投棄対策のために、リサイクル料金の支払い方が議論されているようであるが、支払い方の改善より、まずはじめに家電製品を効率的に収集運搬する仕組みを修正・強化する必要がある。 収集運搬とは、消費者からメーカが指定する引取場所まで。効率的で安価な収集運搬の仕組みを構築することにより、家電製品は不法投棄や買取回収屋に流れていかない。 リサイクル料金を先に支払っても、効率的な収集運搬の仕組みがなければ、市町村のごみ集積所や山などへの不法投棄、海外への流出は減らない。
112	○リユース事業者の家電リサイクル法への対応の現状 町の「リサイクル・ショップ」の約50%は、中古家電の買取および販売を行っています(「PSE問題を考える会」調べ)。 概ね適正に流通するものの、一部の悪質な業者が違法行為を行っている可能性は否定できません。 ○リユース業界からの意見および問題提起 (1)リユース業界が協力できる制度づくりを リユース業界は、家電リサイクル法の趣旨を理解し全面的に協力していきたいと考えます。この機会に是非、中古品販売業者に対しても説明義務等を課していただき、リサイクルの一環として役割を担いたいと考えます。 (2)周知の徹底を 中古家電の販売をめぐるPSEの問題では、周知不足等から大変な混乱が起きました。今般の家電リサイクル法の見直しにおかれましては、制度の周知を徹底していただきたいと考えます。 (3)取締りの強化を いわゆる「見えない」流通には、残念ながらリユース関連の事業者も関わっていると見受けられます。適正に対応している市民や事業者が「泣き」を見ないよう、取り締まりや罰則の強化が必要だと考えます。 (4)回収の仕組みの強化を 「中古品」を隠れ蓑にした「ごみ」の輸出など、道義的に許せるものではありません。中古家電の需要が海外で高まっているからこそ、廃棄物の不正輸出が決して行えない制度が必要だと考えます。これまでの製造業者、小売業者等の努力を補完すべく、中古品販売業者にも「家電マニフェスト制度」を導入する等の義務を課し、制度の抜け道をなくし、リユース業界が協力できる仕組みの構築が求められると考えます。 (ご参考) リユース業者から挙げられた主な意見 ・現状の家電リサイクル法は、行政から国民に対する一方通行の法律に見える。一般の方から、どのように処理をして良いかわかりにくく、また世の中に解かるような仕組みにはなっていない。 ・日常的に耳にするところに情報がなければ、あいまいな知識しか残らない。だから軽トラックで無料回収する業者に、それが適切な処理なのか不適切な処理なのかわからずに、出してしまう人がいる。 ・家電リサイクル法を子供でも知っているように世の中に知らせる仕組みを作る必要がある。コンビニにポスターを貼ったり、キャンペーンをする必要があるだろう。 ・家電の販売時に、リサイクルに関する表示を統一するよう義務づけた方がわかりやすいのではないか。 ・回収された家電がどのようになるのかも知らせた方が良い。 ・回収家電のうち中古品として使用できるものは、PSE法をクリアした上で全世界に循環させる仕組みを取り入れたらどうか。 ・今あるリサイクルの仕組みを、国が本当の意味でまとめて利益を出す仕組みにしなければいけないのではないか。 ・適正に回収して、適正に全世界に循環させる仕組みを作ることが必要だ。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
113	現在の実施状況は消費者に物を廃棄するにはお金が掛かると言うことを植え付けた事は評価できる。又、我が市では当初心配したほどの量の不法投棄は無く推移している。しかしリサイクルに廻していると言う感覚は薄いのでは、一考を要する問題だ。	現システムには大きな欠陥がある。例えば家電リサイクル法が施行されて何年間も我が市周辺では受け入れ側のサービスの改善が何ら無く、人口10万弱の市から20キロも離れた集積場まで峠を越えて運ばなくてはならないのが現状だ。	現家電リサイクル法ではリサイクル主体を家電製品協会と地方自治体のみとしているが、法施行以前から最新工場を建設して待っていた企業が家電製品協会のリサイクル料金より安く処理でき、地方自治体の丸受けをしてもまだ余力が有りながら法の規制で家電店から受け入れられない現実がある。現リサイクル法自体が問題の原因だ。	現家電リサイクル法では、「民で出来ることは民で」と言う現政権の目標である市場原理が働く構造になっていない、リサイクル料金の前・後払いなどを議論する以前に此を改善しなければ家電リサイクルの向上は望めない。	家電リサイクル法施行前に処理業者と懇談した時、業者は自治体の処理を丸受けするがリサイクル料金より安く請けるが採算がとれると言っていた。事実現在も安く請け負い処理している。そして私たちのリサイクル品も処理したいと言っていたものが法違反になると自治体の指導が入って実現しなかった。この業者に引き渡し可能なら我が市から数キロの運搬で済み、燃料の節減・CO2の排出削減そしてリサイクル料金の値下げができ、それによる効果でリサイクル率のアップにつながったものを、現制度が大きくブレーキとなった。家電リサイクル法を変更するなら抜本的な変更を望む。
114	法施行5年で引取台数1．4倍と増加しているのは、一応評価して良い。しかしながら、市民の環境マインドも向上している中で、満足すべきか否かを考える必要がある。	①引取台数の増加割合の向上 ②不法投棄割合の減少	①料金の後払い方式と回収システムが課題 ②不法投棄についても同上の原因	料金は前払い方式に変更すべき。後払いは市民として抵抗感が残る。前払いで不具合発生時には、見直しをすれば良い。引取システムは自治体を含めて回収システム・サービスの強化が必要。	・対象品目の拡大 4品目では少ない。継続的な循環社会を構築するためには、計画的な品目追加施策が必要。
115	—	①保管場所が無い。回収したテレビを外に置いていたら何度も盗難にあった。かこいを作ったが壊された。最近はエアコンをくれと言ってくる者がいる。リサイクル制度のことを話すと「お金を払うから～」「盗まれたと言えばいい～」などと言ってしつこい。常に狙われている気がして気味が悪い。恐い。置き場所を作るお金など無いです。 ②料金は購入時に払ってもらうべきです。	リサイクル制度に販売店を組み入れているから。	—	—
116	今、大事なことは、「『環境保全』に対して、私たち1人1人が、お金を支出しなければならない」という消費者の意識形成だと思います。現在の、「排出時排出者負担」という制度は、このことに合致していると思います。 安易な制度の見直し（製造事業者が出荷時にコスト支払い＝商品価格に包含）が、論じられているようですが、それだと、消費者に取組やコスト構造が見えなくなるとともに、自分が支払ったという意識を持つこともできません。その結果、環境保全活動への参画意識が消費者1人1人に浸透せず、将来に大きな禍根を残すことと思います。ごく一部の、不心得者の不法投棄に目を奪われ、当初の崇高な思想を壊してはならないと思います。 現行制度は、単なるリサイクルを超越し、将来の市民レベルでの環境保全意識形成までが視野に入った、世界に誇れる仕組みです。お金の徴収方法だけに目を奪われた、安易な制度に改悪してはならないと思います。 不法投棄は不法行為であり、リサイクル推進と一緒にしてはいけません。悪いことを企む人は、どんどんと法の抜け穴を探し出して、悪事を働きます。前払い方式の方が、かえって、大きな落とし穴がありそうです。現状でも、既存の産廃業者の詳細内容はわからないのです。悪徳業者の巧妙な罠が出現するかもしれません。不法投棄に対しては、家電リサイクル法で、無理やり対応するのではなく、別途、他の法令に基づく厳罰を持って対処すべきことだと思います。				
117	・家電リサイクル法の在り方として、地球環境を守るためにモノを大切にし、限られた資源を有効に使用する循環型社会への転換を図り、持続可能な社会システムを築くという考えはとてもよいことだと思われます。しかし、今現在、不法投棄の増加原因の一理由だと考えることも出来ます。	・家電リサイクル法適用後、市で回収した家電4品目の不法投棄に関しては市独自のヤードがないため、役所駐車場に一時保管後、家電リサイクル業者に処理を依頼している状況です。かなりの財源負担と不法投棄の増加が問題点です。又、2011年に関しては地上波デジタル開始のため、テレビ買い換えの不法投棄が増加する恐れがあります。	・いまだにリサイクル料金（処理費）を支払う義務を認識していない。 ・リサイクル料金の支払い方法（郵便局経由）の困難さ。 ・リサイクル料金の高額（改正は困難だと思われますが、一理由と考える。）	・自動車リサイクル法のように、購入前にリサイクル料金を支払う方法。又、郵便局にてリサイクル料金を支払った後、直接、郵便局が運搬費を頂き、運搬を行うシステムが良いと思われる。	—
118	世界的にみても、もっともうまくいっているリサイクル法と考える。現在の仕組みを維持していくべきだ。	中古品の輸出や、家電リサイクル法から逸脱したルートが自治体によって黙認されているなど、資源循環型社会構築を阻害している事項がある。	リサイクル義務者であるメーカーに100%もどらないため。	逸脱したルートの解明を行い、100%メーカーにもどるような運用をしてほしい。	品目拡大については、優先順位をつけて、効果がでやすいものから進めるべきだ。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
119	(1)小売事業者の負担が多いが、軽減してもらいたい。消費者へのリサイクル有料の説明・説得から料金回収、管理伝票発行及び保管管理、収集運搬、引取品の保管管理、指定引取場所への運搬などあまりにも負担が多い。 (2)リサイクル料金が高いが、同じ品目でも大きさや重量により料金設定すべき。 (3)指定引取場所が少ないが、A・Bを一本化すべき。	(1)行方不明の原因把握と対策 当社で試算した不明台数の推定は下記の通りである。 ①国内出荷と買い替え台数 (図表省略) ②回収と未回収状況 平成16年度 1) H16年度全国指定引取場所回収台数 11,216千台(回収率63.4%=11,216÷17,693×100) 内訳 イ)正規持込 ロ)自治体持込(不法投棄分) 2)未回収台数(c-11,216千台) 6,477千台(未回収率36.6%) 行方不明をなくす為に何をすべきかを十分に審議してもらいたい。支払時期など法の改正。中古業者、輸出業者、街中での無料引取業者などへの規制、罰則の強化。小売事業者店頭からの盗難に対する警察の迅速な対応。不法投棄防止の為の国民モラルの向上及び不法投棄者への罰則強化。	—	—	—
120	家電リサイクル法に定められた役割分担を明確にする事により、国民のリサイクルに対する意識が大変高まった。	・リサイクル券センターに加盟してなく、単発的に家電リサイクル法対象商品を販売したときのリサイクル券の購入方法が郵便局のみでは無く、コンビニエンスストアー等でも購入出来る方法への改善。 ・郵便局で指定法人のリサイクル料金が間違って、A・Bグループ対象商品の料金で支払ってしまい、再度郵便局券を購入して、返金処理を余儀なくされる事が発生する不便がある。 ・不法投棄撲滅への対応	・販売した人は責任を持って、古い商品はリサイクルのルートへ載せる事のさらなる啓蒙活動が必要。 ・リサイクル料金はシンプルで、誰でも間違わない料金設定が必要である。 ・廃掃法の理解が末端の小売業者まで不足している。	・販売した人は、家電リサイクル法対象品目以外でも、古い商品は廃掃法の許可無くして運べる特例措置を検討して欲しい。	・リサイクルショップすべてへの立入調査をして、廃棄物の適正処理の指導が必要。 ・エアコン取り付け業者へ、廃棄物を運べる許可を与えて欲しい。
121	① 施行5年を経過し概ね評価できる ② しかし末端では問題点も多くある	① 指定引取場所のA・Bグループ別は、小売店にとって非常にランニングコストの店で負担が大きい。一本化するべき。	① 小売店の地域格差がある。指定引取場所まで数十キロも搬入しなければならない。	① 小売店の店頭引渡 ② A・Bの統一こそすべき	① リサイクル料金は前払制度が望ましい ② 商組以外の販売店(量販店、工事店、ホームセンター等)に対する指導、取締りの強化もしてもらいたい

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
122	・リサイクル券の扱いが不明瞭 量販店、小売店の買い換えの場合においてリサイクル券が介在しないことがあり、サービスなど曖昧な名目で販売店が負担することが多く、実際に買い換えや廃棄の時にリサイクル券を見たことのない消費者が多い。 ・不法投棄の問題 不法投棄は一部の者の法を犯す行為であるが、一向に無くならない。このことは環境の悪化を招くとともに、その処理は当該市町村が税金を使って行っており、その金額は多大なものである。善良な市民はリサイクル料金の二重払いと受け取っており、通常のリサイクル料金の支払いとともに負担感が大きくなっている。	・リサイクル料金の前払い 店頭販売の際に販売価格表示の中に本体価格の他にリサイクル料金の表示もして、この商品が廃棄される場合にどのくらい環境への負荷があることを知らせることが必要だ。 ・手続きの簡素化(リサイクル券制度の利用の明確化、簡素化) (1)のように家電リサイクル法が施行され、5年を経てなお消費者に十分に理解されていない。もっとわかりやすく参加しやすいものにしてほしい。 ・リサイクル料金及び収集運搬料金の公表 料金設定の根拠がよく分からないことが問題だ。それぞれの立場での責任を明確にし、どこがどのように負担するのかがなければならない。現法は消費者に負担感が強く、生産者の責任が伝わってこない。このことの議論をもっとするべきだ。 ・選択肢の広がり なぜ、リサイクルに限って限られた方法しかないのかが疑問である。リサイクルという目的を考えれば広い範囲での方法があっても良いのではないか。また、地域、地方のやり方があると思う。現在、大阪では大阪方式が並行して利用されているが、大阪方式も府民にとって一つの選択肢であると考える。	—	・現在、ゴミの分別、ペットボトル、トレイなどの持ち込みは完全とはいわないまでも普通に行われつつありリサイクルへの意識の高まりはあると思っています。勿論、物の違いはあるので一概には言えないけれど誰にもその流れが分かるシステムであるべきです。	・平成13年の家電リサイクル法の施行から団体として生産者、流通、市町村行政、消費者の動向をアンケート調査などで見てきましたが、余り理解が行き届いてない実感があります。 ・消費者は家電品に限らず、購入した物はできるだけ永く利用したいと考えています。永く利用できる工業会全体のシステム、自分が必要で無くなったときのリユースの流れがスムーズに行けば結果的にリサイクルが進んだということではないでしょうか。
123	●法律全体としては、他の法律と比べてうまく行っていると思う。 理由＝①関係者の役割分担が明確であること。 ②各関係者が自らの責任にまじめに取り組んでいること。	◎最も大きな問題点は、料金を払って排出している消費者とそうでない消費者がおり不公平になっていること。 ●これは法律の精神に反することであり、この原因となっている事項を取り締まることが改善点となると思う。 改善点①小売業者の無料引取に制限を加える＝例えば再利用を確認するエビデンスのないものは違法という指導。 ②不法投棄の更なる取り締まりと罰則の強化 ③海外輸出をしている業者及び買い取り業者の登録と引き渡し先のトレイサビリティーの確保とエビデンスの提出要請。 ◎料金の徴収方法について ①排出者が料金を支払うことが、基本 ②自分が排出した「もの」を、自分が責任を持つのが基本。 ③支払いの時点は費用の発生時が最も説明がつく。 ④先に払う方法はなぜ先に払うかの説明に納得できるか疑問	—	—	—

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
124	・TVリサイクルはガラスの解体の扱いが巧く、ガラスメーカーとの協業もあり、概ね順調に推移した。リサイクル率も大幅に上昇した(Aグループ:78%)。一方、CRTテレビ商品の国内利益は当社も含め、ほとんどなく(赤字レベル)だが最近はワイドCRTTVのリサイクル数が増し、リサイクル自社負担コストも毎年増加傾向。	・回収率が5割程度。バーゼル法があるにも係らず、中国で日本製廃棄品の部品取りが行われている。(8/3産業構造審議会でプレゼンあり) ・「見えないフロー」の実態把握が必要、前払い方式(制度改訂)しても回収率改善と中古品輸出の削減効果があるのか怪しい、中古輸出の把握が出来る仕組み構築が先にすべき。 ・市中徘徊中古業者殿の実態(どこにモノを持っていくのか)が不明。 ・拠点の不足:一般小売店からSYまでの配送費がかかる。 ・役割分担の明確化:中古品の輸出、不法投棄はメーカーでは力及ばず、国、自治体による調査と取り締まりを大いに期待。	・拠点の不足:一般小売店からの配送地域をカバーする為、A、Bメーカー指定380ヶ所のSYより比較的近い自治体の廃棄処理スペースあれば、新拠点として指定取引場所を作ってほしい。一般のお客様も利用しやすい。	・前払い方式ならば:環境に対する意識強化を図る為、商品と区別し商品価格に含めず外税方式が望ましい。製品価格に組み入れた場合は、リサイクル費用が埋め込まれ値引き対象となり、利益無きモノづくりとなるメーカーは存亡の危機を迎える。	・外税方式の前払い方式になった場合、新たなシステムを構築が必要となり、費用と工数及び信頼性検証が新たに発生する為、後払い方式との比較を行い、しっかりとした審議が必要。
125	本施策の実施により、膨大な量の資源が廃棄物としての埋立を免れ、再び有用な資源として活用されるとともに、新規雇用の創出等による経済的な効果なども含め、概ね当初の目的を果たしていると評価できる。	当該法の本格施行からすでに5年以上が経過しているにもかかわらず、特定家庭用機器の廃棄に関する問い合わせのうち、特に買い替えを伴わない場合に関する照会が後を断たない状況にある。当市では、適正処理困難物として収集を行わないこととしており、小売店等や廃棄物収集運搬許可業者への委託、もしくは可能であるならば指定引取場所への自己搬入を指導しているが、前者については、個人経営の小規模小売店も含めた中で、引き受けの可否の確認や料金比較などをする必要もあり、排出者側からすれば非常に煩雑な状況にあり、ややもすれば不法投棄を誘引することにもなりかねない。	先の例の場合、小売店等の介在がない場合に、制度としての浸透が図られていないなかで、さらに、どこに頼んでよいのかわからない、収集運搬料金が画一的でないといった排出者側からは非常にわかりにくい選択肢のなかでの対応を強いられることに要因があると思われる。市としては、複数の事業者のうちの特定の小売店等や廃棄物収集運搬許可業者を紹介・斡旋することもできず、また、逐一、各事業者ごとに大きさや重さなどに応じての料金等の把握も不可能であることから、最終的には排出者が自らそういった収集運搬を担う事業者を捜すことになる。	①今後販売分に対する収集運搬料金も含めた前払い方式を採用する。 新品販売時にメーカーが収集運搬料金及びリサイクル料金を総体的に料金に転嫁することにより、従量や形状などに応じた細かい料金の設定がしやすく、また先に収集運搬料金を収納していることで、画一的な収集運搬体制構築も容易になる。 ②コールセンター方式の採用 全国一律のコールセンターでの受付→当該地域の担当業者への回収指示　といった一元的な回収指示系統を構築する。排出者が収集運搬を請け負う業者を捜すのではなく、予め地域別請負事業者登録制度などを構築しておき管理センターからの指示で収集運搬に向かうようなシステムを構築し、排出者の業者選びの手間を軽減する。 ③宅配運送業者等に当該廃棄物の収集運搬に係る広域指定を与える。 個別への宅配を得意分野とする当該事業者の方が特に地方に多い個人経営の小規模小売店等や廃棄物収集運搬許可業者よりもフレキシブルな対応が可能であり消費者にとっても知名度があり依頼しやすい。また既販分については、同時に収集運搬料金の透明性を向上させ、全国統一料金の設定に努めるなど排出者が安心して処理の依頼をできる制度設計を図るべきである。	―
126	不法投棄問題解決のために今回仕組みを変えようとしているようだが、循環型社会を作ることと、不法投棄を抑止することは別の対応が必要であるように思う。不法投棄は「モラル」の問題であり、自治体はモラル教育に一層力を注ぐべきである。	薄型テレビが対象外であること。	)制度設計の不備に起因するもの これから液晶やプラズマが主流となりつつあるのに対象外とした行政の矛盾した先見性のない考え。)制度以外に起因するもの 実際リサイクルする価値(意味)があるものとそうでないものをしっかり検証したうえで法の下効率的に行われるべきである。	薄型テレビも対象にすべし。	家電リサイクル法が施行される前は市町村が税金を使って処理していました。法施行後は消費者が直接負担しているため、税金は使われていないはずです。そこで浮いた数百億ともいわれるお金がいったい何に使われているかを公開すべきです。意味のわかる、筋の通った税金にしてもらいたいです。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
127	1、ヤードについて 電気店の軒先をA，B共用のヤードと見なし収集して戴きたい。 2、サイクル料金の前払い制の導入について 前払いの方法については(1)商品価格に織り込む物品税方式と(2)商品本体とリサイクル価格を切り離す消費税方式が考えられるが物品税方式を基本にして戴きたい。				
128	概ね評価できると思います。	問題点: ・一般正しい処理の方法がわかりにくいこと(自治体 or 販売店？) ・河川敷等でもまだまだ不法投棄が見られること(一般家電というよりは産業用家電が目に付きますが) 改善すべき点: ・対象品目が限られていること	・特に大型の家電製品は手軽に処理ができないため、買い替え前提で販売店(物流業者)の手を借りないといけない点が、制度の意義や仕掛けをわかりにくくしている観はあります。(処分することの責任、即ち「購入者責任」が自覚できない、ということも含む。) ・用済みになった際に、何らかの費用負担を伴うことにまだまだ抵抗がある。 ・修理する方が購入するよりも高くなる、というコスト構造も一因だと思います。(省エネ型、環境配慮型への買い替えの方がトータルコストでは安くなる、というのも悩ましいですね。)	・業者が引き取る際、顧客に対して、家電リサイクルの仕組みや意義などをその場で伝える工夫があるといいかも知れません。 ・購入時にリサイクル費用を上乗せしつつ、処分時にはその先払いした分から(年数やリサイクル可能度に応じて)一定額が戻ってくる、という仕掛けがあると、費用負担への合意を得やすく、大事に使おうとするインセンティブになり、安易に処分することを防ぐことにもつながる、と思います。 ・あとは修理(メンテ)することで環境配慮型になる、といったアップグレード型家電が普及するといいのですが。 ・対象品目については、すでに議論を尽くされていると思いますが、家事でよく使われる電化製品(かつ女性の手では処分しにくいもの)は対象に加えた方がいい、という声を多く聞きました。産業用も加えるのであれば、グリーン購入法での対象品目と一致させれば運用しやすくなるのでは、と思います。	—
129	1．家電リサイクル法というものを最近知りました。地球環境のため任意でリサイクルを行っていると思っていましたが家電品に関して法律を作っているとは知りませんでした。 2．今使っている家電品を捨てるときに初めて耳にするもので、廃棄するのに費用が掛かるとは誰も思っていないでしょう。PR不足と思います。 3．買うときに支払うものと、捨てるときに支払うものの見分け方、費用、手続きなどもっとCMなどで説明してほしい 4．回収された家電品はきちんとリサイクルされているのでしょうか、どこかの誰かが横流しして設けているとか不法廃棄されているとかは無いでしょうか。その辺が心配です。	1．とにかくよくわからない。専門的に活動されている人はわかるんだろうが一般消費者には流れや実績などがまったく見えない 2．全ての家電品が対象でないのが疑問	)制度設計の不備に起因するもの ①各自治体毎に廃棄物の回収方法が違っているのではないか。そのためリサイクル対象のものでもどこかの業者が回収して海外へ持っていっているのではないか。 ②不法投棄に関しての取締りが甘いため費用を受け取り野ざらしになっていることもあるのではないでしょうか。不法投棄の罰則がわかりませんが．．．。)制度以外に起因するもの 1．メーカーから買わない場合(ネットオークションや安売り店など)ではどうなっているのかな 2．先に支払った場合は何を捨てるまで置いておくのかな	1．CMをもっと流す 2．家電品に番号を振ってしっかり管理する 3．都道府県、自治体、町内会などより小さい単位で廃棄物の回収に当たる	とにかくなじみの無い法律なだけに、その場に及ばないと実感できません。4品目だけにこだわらず、リサイクル可能なものは全て対象とすべき。また、リサイクルをする業者に対して補助金を出すなどすることで数が増えコストも下がると消費者の負担も下がると思う。とにかく消費者は必要の無い(商品にかかわらないお金)は払いたくないのは当然、消費税しかり商品価格に組み込まれていれば気にならないかな。それで合計金額が高くなるなら企業もコストダウンに努めるだろうし。もちろんリサイクル関係者もお役所仕事ではなく、民間業者と同様にコストダウンに励んでください。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
130	・リサイクル料金はA、Bグループ同額であり、法施行後も低減化が図られていない。 ・法制定時の附帯決議である既存業者の活用が図られていない。 ・小売業者は、消費者からの料金の徴収や指定引取場所への運搬などの役割を担い、大きな負担を強いられている。 ・一定、落ち着きをみせているものの、依然、不法投棄がなされており、自治体はその対応に苦慮している。	・メーカーに匹敵するリサイクル技術を有し、安価な料金でリサイクルに取り組んできた再生資源業者の活用が図られていない。 ・小売業者は、消費者から引き取った廃家電品をA、Bグループごとに保管し、それぞれの指定引取場所に運搬しなければならない。 ・不法投棄の処理費用を、自治体が負担している。	・メーカーからの委託(メーカーの傘下に入ること)がなければ、いかなる事業者もリサイクルシステムに参画できない仕組みとなっており、競争の原理が働いていない。 ・メーカーの立場から指定引取場所が設置、運営されており、消費者や小売業者にとって利用しやすいものとなっていない。	・家電リサイクル法の枠組みの中に再生資源業者を位置づけることにより、競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図る。 ・小売店の負担軽減策の一つとして、指定引取場所の共有化を図る。 ・不法投棄された廃家電品のリサイクル料金をメーカーの負担とする。	主な要望は、以下のとおりである。 ①競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図るため、再生資源業者等がリサイクルに参画できる仕組みの創設とこの仕組みを前提としたリサイクル料金の前払い制を要望する。 ②家電リサイクルの円滑な実施のためには、収集運搬の担い手の拡大が必要不可欠であり、収集運搬業に係る手続きの緩和にかかる制度改正を要望する。 ③不法投棄物のリサイクル料金を拡大生産者責任の観点から家電メーカー負担とするなど、不法投棄物に対する処理方策の確立を要望する。 ④資源の有効利用の観点から、リサイクル対象品目の拡大を図るとともに、拡大にあたっては小売業者の負担軽減策の検討を要望する。 最後に、家電リサイクル法の枠組みの中に再生資源業者を位置づけることにより、競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図ることが最重要課題であると考えており、料金徴収制度が前払いになるか否かにかかわらず、この課題の改善を特に要望する。
131	現場での体験や住民の声をまとめてみました。 (1)正直者は馬鹿を見る、とんでもないザル法である。 (2)不法投棄に拍車をかけている。リサイクル料金が高すぎる。せめてゴミ袋代くらいに下げられないか。 (3)大正～昭和の初め頃のお金や物のない時代に生まれた人は、なかなか物を捨てられない。本当に不用になった物しか捨てないが、「捨てる」という行為に対して、お金を払うということはもったいなくて考えられない。 (4)購入時にリサイクル料金を含むか、自治体の負担とするか。住民負担は限りなく無料に近づけてほしい。 (5)自治体のクリーンセンターに持ち込んだ人の9割以上が、料金を聞いて(高いのに驚いて)持ち帰ります。これは当自治体だけではないと思います。(3)にも上げていますが、もったいないという言葉が本当に生きるような法律の見直しを是非お願いします。				
132	家電リサイクル法が施行され、既に5年経過していますが、リサイクル券購入～廃家電回収～解体・分別～リサイクルの仕組みはほぼ確立されていると考えます。また、一般ゴミも分別廃棄のしくみが定着し、我々一般市民も環境への配慮が一段と高まっています。	許可を持たない業者？が安い料金または無料で廃家電の(トラックで町中を廻り)引取をおこなっている。不法投棄、海外への不法輸出へ繋がるため、行政の取り締まりの強化が必要である。	―	リサイクル料金は製品購入時(前払い)に変更することに賛成である。但し、引取回収のしくみの充実(例:自治体でも対応)は必要である。	家電には平面テレビ、DVD、乾燥機、電子レンジ等、他製品もある。現在4品目のみであり、一部拡大計画があるが、更なる拡大を図り、環境配慮を進める必要がある。
133	当県の家電4品目の不法投棄状況をみると、減少の傾向にあり一定の効果は見られるものの、市町村の意見は今後は変わらないもしくは増加するとの意見が多くあり、リサイクル法の見直しの必要性があると考えます。	・リサイクル料金負担を嫌う消費者等の不法投棄 ・リサイクル料金の見直し ・市町村等が回収した不法投棄物のリサイクル料金の負担減	・リサイクル料金の金額 ・市町村等の財政難 ・家電回収時のリサイクル料金支払い	・リサイクル料金の前払い制度の導入 ・特定家庭用機器廃棄物の引き取り義務違反などに対する罰則強化 ・市町村等が回収した不法投棄物について、無償若しくは通常のリサイクル料金よりも低価格で製造業者等が引き取ること。	―

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
134	平成17年度の実績では、廃家電4品目の引取台数は対前年比約3.6%増加した。家電4品目の国内出荷台数が対前年比約1%増加という背景から考えると、家電リサイクル制度が消費者の理解と協力を得られ制度が定着してきたと考えられる。本制度の問題点として良く議論されるリサイクル料金の後払い制度については、従来一般廃棄物の処理が自治体の責務として、消費者が廃棄時に費用が発生することの実感を抱いてこなかったことから考えると、廃棄物処理、リサイクルには費用がかかることを認識させ、廃棄物の発生抑制(リデュース)を含めた国民の意識改革に大きな効果を与えたものと考える。先払い方式では、多くの家電量販店がリサイクル費用の軽減を販促材としている現状から考えると、消費者が実感することが難しく、購入した製品を長く使用しようという意識が薄くなる。ただし、故障時には修理をして製品を長く使用するためのインフラをメーカーに求めたい。	制度施行以降変わらない不法投棄の存在	処理単価も一因	現在進められている廃家電から家電製品への再商品化の取組や、3R・環境配慮設計への取組を促進、特に廃家電から家電製品への部品のリユースを促進することにより、処理コスト及び製品生産コストの低減を図り、処理単価の低減を実現できると考えられる。そのためには、家電リサイクル制度あるいは関連法の中で、家電メーカーに廃家電から家電製品への再商品化率の数値目標を設定すべき。	現行の廃棄物としての家電品のリサイクル推進だけではなく、発生抑制(リデュース)への移行を促すためにも、現在の家電リサイクル法にある長持ちをする製品の開発だけでなく、製品の故障時の修理をする体制(インフラ)整備も家電リサイクル法、或いは関連法の中でメーカーに義務付けるようにするべき。
135	1、環境・リサイクル政策は企業の産業力強化及び国際競争力強化 を基本として議論されべきと思います。 法施行後5年が経過し、循環型社会形成の構築に向け家電メーカ の果たした役割は大いに評価して良いのではないか。モノづくり(動脈産業)は130年以上の歴史があるものの、静脈産業 の構築は初めての経験であったはず。この5年間で家電メーカはリサイクルという事業を経験することにより、 従来のモノづくりから大きく質的変換をした。使用済み家電製品が廃棄物処理業者でなく家電メーカ(設計者)に 大量に里帰りしたからに他ならない。その結果として、「水平型素材自己循環システムの誕生」、「DfEの質的革新」等のイノベイションをもたらした。家電各社は社会的責任を果たしつつあると言えるのではないか。 この実績は、世界的にみてもマレなケースであり、産業力及び国際競争力の強化に繋がったのでないかと思います。 2、「前払い・後払い」議論について 第3回目までの合同会議の審議の中で、流通・自治体よりリサイクル料金を「前払い」にすべきと言う陳述があり、今後の審議の中でも最大の課題であると思います。 約2,000万台前後の廃家電品が廃棄されている現状のなかで、見えているのは指定引取場所に引き取られた約1,200万台と不法投棄約17万台のみであり、約800万台もの廃家電の中古輸出・廃棄・処理実態等が不明確である。再生資源材を国内循環させるのか、海外を含め検討を加えるのかを議論し、それぞれの場合において「前払い・後払い」の影響を検証して制度設計すべきではないでしょうか。 定説的でなく見えなフローを推測し、定量的判断ができるレベルで客観的判断をし審議しないと、何をもって政策評価するのか疑問である。加えて、リサイクル料金が確実にメーカに届くシステムを構築しない限り、日本経済を牽引したきた家電産業の体質を弱めることに繋がると危惧します。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
136	買い換えならば、電気店で簡単な手続きで引き取ってくれるが、ただ排出だけしたい時の手続きが分かりづらいと思います。自治体はに問合せをすると、全く理解してない方がいたりするので困ります。それ以外は、現状の家電リサイクルの流れについては特に不満はありません。	リサイクル料金の前払いをすべきとの意見が多いようですがその中でも不法投棄の恐れがあるとの意見が多いように思われます。しかし、不法投棄は家電リサイクル法が発足してから大幅に増えている傾向はないので、現行の後払いのままで良いと思います。後払いにしていたのを前払いにする事により今まで使用していたものを全てを新しく変える事になるかと思いますがそれに伴うお金は税金を使用するのでしょうか。だとしたら、無駄な税金を使用するより、現状のシステムを使っていてくれた方が良いかと思います。さらに、前払いする事によって、排出者がリサイクルをしている意識が薄れる可能性もあるし、リサイクル料金を前払いしたとしても不法投棄が減るとは限らない。現行が何故後払いになったのかと言うのをもっとアピールすべきかと思います。	排出者が、不法投棄が増えていると感じているのは、新聞等の記事や、自分なら、そんな面倒な手続きをするなら捨ててしまうかも知れないという意識からだと思われます。財団法人　家電製品協会のホームページに掲載されている不法投棄に関する調査報告を読ませていただきましたが、このような記事をもっと多くの人に知ってもらうべきだと考えます。	インターネットは、簡単に詳しい事が調べられますが、まだまだ多くの人には浸透していませんし。家電リサイクルを身近に感じる時は、自身が4品目を排出する時かと思います。そこで、まず調べるのが自治体・電気店・メーカーかと思います。先日、省エネチラシが効果大との記事が毎日新聞で発表されていました。冊子やチラシを作成し、自治体・電気店等に配布し、もっと家電リサイクルがどういうものかを知って貰うべきだと思います。 　また、排出者自身、高いお金を払ってリサイクルをするのですから、そのお金がどのように使われているか、また、どんなふうにリサイクル処理がされているのかを知る術が必要かと思います。自身が支払ったお金がリサイクルに役立っているという意識を持たせる事が大切だと思います。 　最近は余り見かけませんが、自動車リサイクルはテレビCMを何度か見ています。家電リサイクルに関してのテレビCMもあって良いのではないかと思います。	―
137	2001年の家電リサイクル法には、次の「4つの精神」ことがあると理解しています。 ① 環境汚染物質の拡散の最小化　② 資源の回収の最大化　③ リサイクルし易い製品へ転換と上述した回収での情報を設計へ反映　④ これらを通して透明性の高い運営 この実現のためのメーカ主体のリサイクルであったと理解してきました。 そのなかで、思い至ったことは、次のようなことです。 ① 必要悪としてのリサイクル　＊ 国民の方々には、このような考え方を持つ人もいる。 ② リサイクル料金の安い業者へ発注したがる　＊ リサイクルの場合には、発注者に対して、我々リサイクル業者は決定的に弱者である。＊ リサイクル品質は、発注者の料金によって決まる。 ③ 安いお金で、遵法でないとしても、うまく適当に処理をすることを望む　＊ 発注者のなかには、こういう考え方をする人もいる。 このようなことの改善には、国民の皆様の意識改革が必要であると考えます。日本の国民は正直で善意の人が多いということも理解すべきです。決して一部の心ない人を対象として全体を考えるべきではないと思います。例えば、包丁・ナイフで人を殺傷する危険を恐れて、刃物全てを規制対象とすべきでないことと同じです。 料金の支払いについても、実際に廃棄するときに廃棄するものにお金を払うことは一番自然なことであり、これだからこそ使えるものを少しでも長く使おうとする廃棄抑制意識も働くことになります。リサイクルよりも、廃棄抑制にこそ、環境に優しい方法であることは議論の余地がないと思います。このためにも、現状の料金支払い方式が望ましいと言えるのではないでしょうか。 また、我々リサイクル会社の思いとしては、「家電リサイクル法の4つの精神」を如何に完璧に実現するかに日々思いを巡らし、将来の更なる高品質のリサイクル実現のために、人・物・金の資源投入を図ってきています。3年先、5年先を見越した長期戦略のもと、継続した開発・改善を行うには、これらの人・物・金の資源投入を継続的に行えるだけの安定的収入の確保が必須です。 これは現状の料金方式で、処理委託料金としてプラントに入ってくる現状の料金方式が極めて大きく寄与しています。入荷台数の予測により、入ってくる処理委託料金が計画できることの長所には計り知れないものがあります。 今後、更に継続的にコンプライアンスの高い高品質のリサイクルを行うためには次のことが必要と考えています ① 良い人材の確保　② 高度な分別技術　③ 自工場での素材化率の高いリサイクル　④ 管理された工場運営　⑤ リサイクル品の高度な用途開発　⑥ 高度なゼロエミッションの実現 これらの実現には安定的に生活できるだけの給与を払っていくことが必要と考えています。そうでなければ、優秀な人材を多く雇用できなくなります。今は、親会社から多くの出向者を得て人材の確保は何とかできていますが、何時までもこのような状態を続ける事はできないと考えています。出向者の給与の多くを親会社に依存している状況は不健全であると考えています。親会社と同等の給与を払うことは難しいとは思いますが、人並みの生活ができる給与は支払わなければいけないと考えています。長期的に安定的な収入が見込めることが、長期的な人材採用・育成の目処もたつと考えています。それだからこそ、長期的に安定的な収入を確保していくことが課題になっています。そのためにも一定の処理委託料金が得られる仕組みをとって頂けることが必要になります。この意味でも、現状の料金システムが良いと考えています。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
138	「家電リサイクル法」は施行5年を経過したが、諸問題が多く見直しがぜひとも必要である。	1. リサイクル料金の前払い制の導入　→消費者負担の軽減、不法投棄の回避 2. 指定引取り場所の共有化　→　消費者が負担する収集運搬費用の軽減、地域に適した複数の集積場所を設置が合理的である。 3. リサイクル料金の適正化と採算性の状況についての公表　→　実態を公表し、消費者に理解を得ることが重要	1. 消費者の負担感が大きい。法の主旨を円滑に推進する上で障害になっている問題として、各地で無料回収する産廃業者の横行(リサイクル法の形骸化) 2. 地域店の店頭から指定引取場所が遠隔地(距離　300km)にあるため過剰な労務負担 3. 消費者から、製品の大小に関係なく同一料金に対する疑問、5年間経過後の料金実態が現状に適しているのか疑問	1. 排出時は排出者負担から製品価格に組み入れた前払い方式に変更 2. リサイクル料金の内容の開示(消費者に高すぎるというイメージを与えている) 3. リサイクル料金の見直し 4. 現在のA・B毎の引取り場所の共有化と適正配置、小売店店頭での引渡しの改善 5. 自治体等が実施している家電品リサイクル施設の活用	—
139	①EPRからメーカーの処理責任を基本に、関係者の役割分担と責務を法で明確にした画期的な法律である。結果として年々の回収台数は伸びている。 ②消費者にリサイクル料金を排出時負担は、日本人の考えにあっており、排出抑制になり、「もったいない」精神につながっているのではないか。 ③リサイクル料金も品目別に全国同一料金であり、地方に配慮したものになっている。 ④対象品目も、法施行前の処理困難物としたことが、また、グループを2つに分かれており、それぞれ適正処理と再商品化率で切磋して取り組んだことが評価できる。 ⑤地球温暖化の原因となるフロン回収の回収量は大きく伸びている。他業界にも義務化すべき良い事例と考える。	①5年経過したとはいえ、まだ家電リサイクルの仕組みを知らない消費者もいるのでもっと啓蒙活動すべき、これにより個人の不法投棄抑制につながる。 ②家電リサイクル法とは、別の大阪方式が存在している。また、地域によっては既存業者が4品目の処理をやっているときく、業者の情報公開をすべきではないか。 ③最近、家電品・パソコン・二輪車など無料回収業者は軽トラックで回収しているが中古品として再利用であれば良いが、部品取りや不良品などは適正処理されているか甚だ疑問。業者の不法投棄になっていないか調査すべきではないか。	①家電リサイクル導入によって、成果を公表すべき。もっと消費者への啓蒙活動とリサイクルへの協力活動を国・自治体でやるべき。 ②大阪方式などを認めてしまえば、大量に集まる地域と集まらない地域の料金格差になるのではないか。	①見直しは、現行法を基本にグレードアップすべきと考える。なぜならば現行法は、概ね定着したと考えられる。 ②再商品化率を、再資源化率に変更して、適正処理徹底と埋め立て処理の削減に取り組むべき。 ③無料引き取り業者の軽トラックは何の表示もなく、許可証の表示もない。不用品を安心して、渡せるように会社・住所・代表者などをトラックに表示するようなこと が必要と思う。	—
140	家電リサイクル法に基づく制度は着実に定着しており、現在の制度の国会区については高く評価されるものと考えます。これらの仕組みに基づき引取台数、再商品化実績の向上を図るべきで、制度の根幹部分の見直しで様々なﾘｽｸを取るべき状況にはないと考えます。	想定されている廃棄台数に対して、生産者のリサイクル施設に戻る廃棄台数の量が少ないと思います。	生産者の元へ戻る本来のルート以外の存在が想定されます。	実態調査などを実施して実態を把握した上での対策が肝要と思います。推定や憶測での判断は避けるべきで、法律の趣旨から外れるようなルートが判明すれば適切な規制をかけ見直しを図るべきと考えます。	家電製品に限らず不法投棄は犯罪であり、本質的には取締の観点から論ずるべき問題と認識します。これを家電リサイクル法の料金徴収方法に関連づけること自体本筋ではないと思います。粗大ゴミでもそうであるように「廃棄時には費用がかかる」のは当然といった「国民の環境モラル」に根ざした現行の家電リサイクル法の制度は道徳上の観点からも健全であり、この枠組みを維持・継続することを要望し、あるべき将来の日本の姿に期待をいたしたいと思います。
141	①法施行後5年を経過し、本法律はｼｽﾃﾑとしてしっかり機能し、着実に定着している。 ②メーカーの引取台数も年々増加しており、量的成果も上がっており、大きな成果である。 ③排出時負担方式についても、料金の徴収方法が順調に定着している。	①廃品業者が無料で引き取っていくが、どのような活用・処理しているのか不透明である。不法投棄される可能性があるのではないか。 ②リユースとして中国等への輸出はしているが、中国の廃棄物増加の原因になっていないのか。 ③品目により家庭用と業務用の見極めが分かりにくいものがある。(特にエアコン)	①家電リサイクル法で廃品回収に対する規制がない。 ②品目により家庭用と業務用の明確な見極め方のPR不足	①廃品回収方法及び輸出に対して最終処理先の確認等の規制を織り込んではどうか。	①現在排出時負担と購買時負担方式の議論が行われているようであるが、購買時負担の場合、製造業者等が倒産、撤退した場合、その製造業者の製品リサイクル費用の手当をどうするのか課題である。さらに、不法投棄が本当に絶るのか疑問である。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
142	施行後、5年で年間排出(回収)1100万台以上という規模になり社会的にも深く浸透しており強制法として世界的にみても大きな成果があった。排出時リサイクル料金支払は分かり易い。長く、家電製品を使うという動機付けにもなっている。マンションの廃棄物置き場からほとんどなくなった。	対象商品の拡大　大型TVなど街の回収業者の法的問題の解決(部品だけとって、あとで捨てる？)。パソコンの3R法との関係整理、消費者への分かり易さ。リサイクル率のアップも重要だが、トータルでの環境負荷とのバランスを考えるべき、また選別や解体などコストとの見極めも必要。前払いも検討されているが、施行段階で排出時負担で進めて、大きな問題も無く、ダブルスタンダードは混乱を招くおそれがある。また、上記のように今後、リサイクルコストの低下を消費者が享受できなくなる。また、商品価格に組み込まれた場合、購入時の値段が上がるためデジタル家電など需要が冷え込むおそれがある。リサイクル料金の低減を目指す。平均　2000円程度が妥当では。	—	この制度をさらに深化させ、世界に確たるスキームとするためにこの制度にとりくむ、関係者(メーカー、リサイクル会社など)の表彰や免税措置などインセンティブを考えたらどうか。	—
143	家電リサイクル法実施以前には粗大ごみとして自治体に多大な負担をかけていた家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)を製造メーカー責任で適正処理を義務づけた画期的な法律と評価します。	リサイクル率(再商品化率)の定義に問題あり。有価物として売却されたもののみを再商品化率の分子としていますが、有価か逆有償かで判断するのではなく、実態として再利用されたものをリサイクル率とするべきと考えます。現状の再商品化率定義では、マテリアルリサイクルを再優先していますが、熱回収も再商品化率の分子として認めるべきです。素材として、もともとマテリアルリサイクルに適しないプラスチック等をマテリアルリサイクルすることは、場合によっては、再生に要する投入エネルギーが再生商品の価値を上回ることが多々ありますので、熱回収が適切なリサイクル手段と考えられる場合があります。また、熱回収を認めることにより、消費者より徴収される再商品化費用の低減につながる可能性があります。 テレビのブラウン管を構成するガラス(パネルガラス、ファンネルガラス等)に関しても、日本国内の管球製造メーカーが海外移転しているため、輸送費用を含めて有償か逆有償で判断すると再商品化率に含められなくなる可能性があります。元のブラウン管に戻るならば、再商品化率に含めるべきと考えます。	原因:制度設計の不備等に起因するものと思われます	再商品化定義の見直しが必要と思われます。	なお、各種リサイクル法において、(容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法、建設リサイクル法、他)リサイクルの定義が統一されていないことは、合理的でないと思われますので、各種リサイクル法において統一的な定義がなされることを希望します。 また、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の優先順位に基づき、各種リサイクル法において、政策的な配慮がなされることを希望します。(すなわち、愛着をもって長く使えるものを作ることが、各種メーカーに求められていることではないでしょうか？)

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
144	再商品化処理重量が74%に達し、また、冷媒及び断熱材フロンも回収される等、資源循環型社会形成促進の効果が出ており、実施状況については評価している。ただし、幾つかの問題点があるので、改善する必要がある。	1. 経済産業省が推定した廃棄台数約1,900～2,400万台の内、指定引取場所では1,162万台しか引き取られておらず、その差の約740～1,240万台がどこに流れているのか、『見えないフロー』がある。「何が起きているかわからないまま、想定で対処してはいけない。」は、品質改善の大原則であり、社会品質の向上を目指す法制度設計においても同様である。『見えないフロー』の実態把握が無いままに制度変更しても、その効果が定量的・客観的に政策評価できず、制度改定による改悪の恐れも有り得る。資源循環型社会の形成を促進するためには実態を的確に把握することが必須である。 2. (独)国立環境研究所の報告書では、「消費者のリサイクル料金等の支払い状況について、44%が無料だった。」というデータがある。料金徴収の自由度が大きく、家電リサイクル法の系外へ漏れていく懸念がある。まず、このような状況を改善する必要がある。 3. 家電リサイクル法対象品目で買替えを伴わずに廃棄するだけの場合、家電リサイクル法では、当該品を販売した小売業者しか引取り義務がないため、排出先に困る廃家電が現実に存在し、不法投棄の原因となりかねない。	ｉ) 制度設計の不備に起因するもの 統計制度並びに報告徴収制度など何れも制度設計の不備に起因するものと考える。	1. 資源循環型社会を形成するには、静脈側の実態を的確に把握する諸制度が必要である。例えば、国際的な物品コード(HSコード)の細分化等、中古家電やリサイクル目的の循環資源の輸出入が把握できる仕組みを構築すべきと考える。 2. 排出時に家電リサイクル法の系内に投入されるような対策を講じるべきである。例えば、リサイクル料金を受け取らずに回収した廃家電品のフローについて、国が報告徴収を行う制度等を構築すべきと考える。 3. 義務外品の引取り方法を規定すれば不法投棄の削減に資すると考える。	1. 料金徴収方式について 前払いになれば良いとの意見が多いが、本制度スタート当初に以下のような理由から現行方式となっており、それは、現在も変わらないと考える。① 約3億台とも言われる既販製品への適用ができる。② 製品購入時に廃棄時のリサイクル費用を予測することは困難である。③ 倒産、撤退した製造業者等のリサイクル費用の手当てができる。④ 排出時にコストを意識できる方が、製品の長期使用、ごみ減量化に資する。よって、料金徴収方式を変更することには慎重に対応するべきである。 2. リサイクル料金の授受について (独)国立環境研究所の報告書では、「10年以上使用品の無料引取り割合について、リサイクル店が1～4%であるのに対し、量販店は23～40%だった。」というデータがある。また、チラシ等で、「使用済み家電品を無償で引き取ります。」というものも散見される。小売業者は、リユース目的の場合は、製造業者等への引渡し義務はないが、中古品としても価値を持たないようなものを拡販目的のサービスとして無償引取りするのは、問題があるのではないか。また、販売の価格競争の中にリサイクル料金等が埋没してしまわないような対策が必要であると考える。
145	1.リサイクル料金について メーカー設定となっていますが、医療保険点数設定と同じく、国で基準設定をされたらと思います。先取り、年金制度等々の料金徴収に関しての意見がありますが、今の廃出時に徴収する方が、消費者のリサイクルへの参画意識を高める効果、長く使用しようとするリデュース効果があると思われます。不当投棄が増加した、すると言われますが、家電リサイクル法は現在機能しており、極端に増えたこれから増えるとは思われません。 リサイクルプラントを見学される方の案内をさせて頂いていますが、今まで多くの消費者のみなさんのご意見として、見学するまではリサイクル料金は高いと思っていたが、リサイクルの大変さ、循環型社会への為のシステムとして見ても妥当な料金であるとの声が多く、仕方ない、安いかもしれないとの意見もあります。国からの補助が出ているのですかと、聞かれる方もおられます。 2.リサイクルのアピールをもっと積極的にやって頂きたい リサイクルのシステム、現場のアピールを、もっと国もして頂きたいと思います。リサイクルの実際の現場を見られた方は、3Rの大切さ、「もったいない」と言う事をよく実感出来ると言われます。特に、小学校・中学校の生徒に工場見学をしてもらいたい。 3.現在の対象品目より追加品目について 現在の対象品目は、交換引き取りのもの(重量物である)で、比較的スムーズに物流的にも処理されています。追加品目についても、交換引き取りのものであった方がよい。軽量の小物が対象品目になれば、不法投棄が多くなる懸念がありますし、物流の面でも難しくリサイクルで得られる資源も1品から多くは得られません(メーカー別に多種となり手間が多くなるとコスト的にも高くなる)。多種品目となるとリサイクル料金の設定も難しくなります。量り売りと同じく、一括重量引取り的な考えもありますが、料金設定がなお難しくなりそうです。 日本の家電リサイクル法については、評価が高いと感じています。外国の見学者の意見として、特に消費者がリサイクル料金を支払い廃出することに感心されます(発展途上国の方が多い)今の評価の高い家電リサイクル法を発展させるためにも、よりよい見直しをお願いいたします。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
146	・回収台数が1000万台を越え、また毎年回収台数が年々増加している。 ・また、廃棄時に費用を負担する後払い方式での料金支払も5年が経過する中で、消費者にもかなり定着してきているし、そのため商品の長期使用にも効果が出ていると思われる。 ・英国DTI調査団からも、日本の家電リサイクル制度は非常に高い評価を得ている。	・しかし、4商品合計での年間販売台数が、約2400万台あり、その中で買い替え需要が約2000万台と推定されるのに対して、1000万台強の回収ということは、数百万台が、別のグレーなルートに流れていることになる。 ・今回の法改正で、最も考慮すべき本質的な問題は、この法の趣旨から外れた不明なルートに対してどのような手を打つかだと考える。 ・最近、住宅地では毎週末に家電の無料引取りの車が回っている。また、新製品購入の場合には量販店が無料で引き取るなどのチラシも入ってくる。 ・このようにして、引き取られた家電品はどうなっているのか。確かに一部は中古品として再び使用されていると思うが、かなりの部分が結局廃棄されたり、海外に輸出されたり、あるいは、不法投棄にも繋がっているのではないか。 ・海外特に中国などに輸出されている家電品も、中古品として利用されている場合もあるだろうが、結局はスクラップとして、資源回収されているケースも非常に多いと思われる。	・リサイクルをする前に、リユースすることは、非常に重要ではあるが、その名のもとに、法の網をくぐるような活動が頻発していることが原因ではないか。 ・現状では、有価あるいは無償での引取りは、違法ではなく、また法人からの排出は産廃扱いとなり、これも違法ではない。 ・このようなルートに規制がかからないと問題は解決しないのではないかと考える。	・現行法での4品目は、特定家庭用機器ではあるが、法人で使用される場合でも、法人から排出される場合でも、リサイクルすべき家電品であることには変わりがない。 ・そこで、今回の法改正で最も考慮すべきは、次のようなことではないかと考える。 ①リサイクルの義務範囲を直接家庭から排出されるものだけでなく、法人から排出されるものもすべて義務化することとしてはどうか。 ②また、海外への輸出の実態を把握することが前提であるが、日本の有用資源の確保戦略という観点からも、輸出に対して一定の規制をかけることが必要。	出来るだけ、現行法の良い所は残しながら進化させることが必要。そのためには、論点整理においても、課題の羅列ではなく、本質的かつ重要な順に課題を整理して優先順位の高い重要課題から解決すべく議論して欲しい。
147	不法投棄が話題となっている中、家電だけはちゃんとリサイクルされていると思う。先日プラズマテレビを購入した際にブラウン管テレビを引き取ってもらって助かりました。町を見渡せば自転車、バイクや多くのゴミが捨てられており社会問題と感じる。廃棄に必要とするお金を負担するのは、環境問題からしかたないことであり現行制度をより定着させるべきです。法改正をする前に全国民にまずは浸透させる必要があると思う。	無料で引き取るとの回収車がまわって来るがあれは法的には義務をはたしているのか疑問です。先日29型テレビを引き取ってもらいましたが、リサイクル料金が同じなのはなぜですか。また、プラズマテレビを買いましたが対象外とききましたが対象にすべきと思います。	)制度設計の不備に起因するもの 無料回収車が回っているのは、いいのですか？有料回収業者もいましたが、法で定めているとおり処理されているのでしょうか。今回買換えのため、販売店が引き取ってくれましたが、買い替えしない場合の排出は自治体に粗大ごみとして処理するため不便です。液晶やプラズマテレビが対象外。)制度以外に起因するもの 消費者に金銭的、労力的負担を増やし、行政が安易に傾くのはいかがなものか。リサイクルしても良いものとそうでないものを明確にすべき。生産者と自治体どちらが処理すべきかを国が正しく法制化すべきです。日本は環境問題に真剣に取組むべきと考える。	海外への中古品の輸出は規制すべき。無料回収車は取締るべき。自治体の申請許可を必要とするルールづくるべき。薄型テレビは対象にすべき。不正投棄を防止する為、台帳管理の義務付けと、台帳提出と定期立入をすべき。適正処理設備のない解体業者などが勝手に回収しないよう免許制度にすべき。自治体は「粗大ゴミ」として受け入れる制度的に設けるべき。	自治体はあらゆる不法投棄・放置に対し厳しく取り締まるべき。料金を販売時に徴収すれば、不法投棄はなくなるとは思えないです。料金前払い＝不法投棄減少論は非論理的ではないでしょうか法施行後は消費者が税金を強いられるのはごめんです。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
148	世界的にもうまく運用できている制度である。	再商品化率を基準にしている点。再商品化率は単に有価性のみを判断しているのみで、その内容を問うてない点は制度的に問題である。端的に考慮すると、有価性の高いものと一緒に廃棄物を合わせて、あるいは、抱き合わせで出すと有価になってしまう点はおかしい。 また、有価であってもマテリアルリサイクルの質、サーマル(ケミカル)リサイクルの質に対する評価がないのも残念なところである。	有価であるかどうかのみで判断する点。	再商品化率ではなく資源化率で評価すべきであり、さらにその内容で重み付けをすべきである。	・不法投棄が増えたという否定的な意見もあるが、制度開始以前の統計がどの程度信頼できるデータかは計り知れないが、個人のモラルの問題に尽きると思われ、制度のミスではなく、個人のレベルアップを図るべきである。市町村の粗大ゴミに出せば税金が使用され、また、その処理は家電リサイクル工場の処理と比較すると低位の処理に過ぎず、長期的な視野に立てば、家電リサイクル料金を支払い、適切な処理をすることが有利であることを個人が理解するべきである。 ・前払い制にすべきとの意見があるが反対である。前払いでプールする形式であれば、悪評高き国民年金制度の二の舞になることを危惧する。また、前払い制度では実際に廃棄された時点で必要な処理料金とならず、処理技術が進んで処理料金が低くなった場合でおいても、さらに新たに有害な物質が判明して処理料金が高くなる技術の適用が必要になった場合の両方の可能性を鑑みると、現在の廃棄時に処理料金を支払う形が良い。
149	◎実施状況に対する評価と検討内容について 買換え購入時など廃棄時に販売店などでリサイクル料金等を支払う、所謂、現行の排出時支払方式は非常に合理的な方法だと考えます。 排出時支払方式だと不法投棄等の要因になるとの意見(真偽は不確かだと思いますが)で製品購入時にリサイクル料金を徴収するパソコンリサイクルのような方式も検討されている様ですが、この検討は非常に不安にさせられると同時に下記などの懸念を感じさせられます。 【購入時リサイクル料金徴収方式における廃棄時の収集運搬料金の扱い】 リサイクル料金だけを製品購入時に徴収しても、収集運搬料金を排出時に支払のうのであれば、この方式のそもそもの目的(排出時の料金負担による不法投棄などの不適正処理の防止)が叶いません。 また、製品購入時に将来の収集運搬料金を徴収するのには無理があると考えます。例えば、製品購入時に販売店に収集運搬料金を支払っても、使用年数である10年超の間に引っ越した場合などの対応はどうなるのでしょうか？ また、購入した販売店が倒産した場合はどうなるのでしょうか？10年後の収集運搬料金を提示できるのでしょうか？(将来のガソリン代は？) 現在は、買換えによる設置時に古い製品を引取る効率的な方法での収集運搬料金が提示されていますが、今度は、今、販売した製品を将来、引取る時の料金で、しかも、その時には、また新しい製品を購入してもらい設置時に引取るのか、単に引取りだけにわざわざ行かなければならないのか、しかも引取りの場所も全く不明な状態での料金設定になります。(パソコンの様に箱詰めはできません) また、量販店からは収集運搬料金も製品購入時に徴収し、資金管理団体で管理する案が出されていますが、恐らく、収集運搬料金の設定を棚上げした案か、全ての廃家電をわざわざ引き取りに行くことを想定した非効率で高い収集運搬料金の負担と、さらに収集運搬料金の管理費と言う新たなコストを消費者に求める案でメリットは感じられません。 この様な懸念がある中で、なぜ、現行の排出時徴収方式はダメで、購入時徴収(前払い)だと良いのかがいまひとつ理解できません。 消費者がこの様な状態で購入時徴収(前払い)される料金を納得できるとは到底思えませんので、現行の排出時支払方式を維持し、更なる制度の理解と定着の為の検討を実施するべきと考えます。				
150	家電リサイクル法の究極の目的は、地球環境保全であって、リサイクル費用の効率的な徴収ではありません。今は、非効率であっても、排出時排出者負担という現行制度は、シンプルで公正公平な制度です。環境保全活動という、新しい取り組みを定着させるには、原則論を地道に継続することが大事であり、目先にとらわれ、制度をコロコロ変えるのは、得策ではありません。百年、ニ百年を見据えた議論をお願いいたします。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
151	○現在の状況は、下記状況から好ましいものではない。 ・処理費用の負担が、最終使用者の善意によっており、不法投棄等の不適正な処理が発生する元凶となっている。 ・1万円のテレビを購入し、廃棄するときに3千円からの負担をするとは思えない。(思う方が異常) ・処理対象機器が限られており、増やす必要がある。(ただし購入時負担の場合にかぎる。)	○不法投棄の撲滅 ○購入時に処理費用を負担するようにすべき。 ○負担した費用が適切に処理され、処分が適切に行われたことが末端消費者が追跡できるように(トレーサビリティの確保)	○現在の法は、性善説によっている。性悪説によるべき。 ○人間には物欲があり、購入時には利便を教授するために相応の負担(購入費等)を当然とするが、利便を教授できなくなったもの(廃棄処理)に物欲は機能しない。 ○新しい機器への対応を考えていない(液晶テレビなど)	○処理費は、購入時に負担するものとする。(自動車の例) ○トレーサービリティ確保のためICチップの導入。消費者には検索コードの付与(製品と消費者お互いにチップ与える。または消費者には家電リサイクル記録カードを渡しいつでも追跡できるように) ○既存製品の廃棄に際しても上記のICチップを利用	○不法投棄に対しては、政府及びメーカーが協力して徹底的に取り締まること。(不法投棄をされた方が困る事態は避けなければならない) ○PCリサイクルが非常にわかりづらい。自作パソコンなどは最悪。たとえばPCと処理費を郵便局に持っていけば一度で処理がすむような方法としてほしい。
152	家電リサイクル法の施行で、関係者相互の協力により、それまで廃棄物とされていた廃家電が、資源として有効に活用されはじめたことは評価できる。しかしながら、施行5年で、改善すべき点や問題点も浮き彫りとなってきていると感じる。	国内での不法投棄や海外で引き起こすE-waste問題の存在。そして、まだ資源として使える廃家電が依然として廃棄物とされており、貴重な資源を浪費していること。	消費者側には、廃棄時の高額なリサイクルコストの支払いと、メーカーに戻すという積極的なインセンティブの欠如が考えられる。また、メーカー側には、リサイクルコスト自体を低減させるインセンティブの欠如もあげられる。さらに、対象品目数が家電4品目と限定されている点。	電源や乾電池を使用するすべての家電製品を対象にし、リサイクルコストと収集運搬費用を価格に内部化する。そして、廃家電がメーカーに確実に戻るようにするためにデポジット制度を導入する。また、海外での日本で販売された廃家電の回収・リサイクル体制を整備するための支援も行う。	パソコンリサイクルのような煩雑な手続きを必要としない、シンプルでわかりやすい制度への改正を望みます。
153	法が施行される前より販売店に引き取って貰っていた。リサイクル料金を取られるようになり、最終的にどのように処理されていたかの関心が出た。しかし、北朝鮮の貨物船が甲板に沢山のテレビ・冷蔵庫などを積んでいるのをテレビでよく見るが、なぜ可能なのか？我々が出したものが、あのように誰が輸出しているのか？家電リサイクル法は規制できないのか？	小型のTV(15インチ以下)と大型のTVの料金が同じなのがわからない。輸送の手間、処理する手間も同じなのか。これから購入するとなると液晶TVだが、同じ料金？	)制度設計の不備に起因するもの 液晶やプラズマテレビが主流となるのを行政の先見性の無さから考慮が足らない。)制度以外に起因するもの 消費者に金銭的、労力的負担を増やし、行政が安易な方向に傾くのは怠慢。	単なる廃棄の為なら、市町村は「粗大ゴミ」として受け入れる制度的に設ける。再利用(輸出も含む)とリサイクルを明確にすべき。	—
154	・もし料金が前払いになったとして、消費税があがったらどこが負担するのか、 ・無料で家電を引き取る業者が、増えていったら、消費者はそちらに出すことはないのだろうか。やはり家電リサイクルを扱ってる以上家電リサイクル法で規制する部分を作ってほしい。				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
155	○指定4品目に関してある程度リサイクルが促進されたことは評価できる。 ○象品目、回収・支払い方法等について、以下に挙げるような問題点があり、抜本的に改正する必要がある。	1)対象品目が家電製品のごく一部に限られている。現在の対象はテレビ(ブラウン管型)、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの4品目だが、これ以外の多くの家電が廃棄される際に環境問題を引き起こしている。 2)不法投棄等、国内の資源循環の仕組みに乗っていない廃家電が増加している。 3)日本から廃家電が輸出され、海外で環境問題を引き起こすおそれが生じている。 4)長持ち、修理、再使用の観点が抜け落ちている。	)制度設計の不備等に起因するもの ○法2条4項の定める「特定家庭用機器」の定義が厳格過ぎる。すなわち、同項1号から4号の全てに該当する場合のみにしか、政令での指定対象機器となりえず、結果的に、トラックによる配送が必要な大型家電のみに対象が限定されている。 ○収集運搬・リサイクル費用の支払い方法が、消費者が家電を廃棄する際の後払いとなっており、この排出時の金銭的負担が、消費者が適正に排出をすることへの妨げとなっている。 ○買い替えでなく、単純に廃棄する家電については、小売業者に引き取り義務がなく、市町村もその収集に積極的ではないため、適正処理が促されていない。 ○耐久性の向上と修理の実施について、製造事業者等の責務となっているのみで、法の目的や基本方針としては定められていない。)制度以外に起因するもの ○途上国(特に中国)において素材需要が非常に高まっている。	○法2条4項の「特定家庭用機器」の定義を緩和する。具体的には、同項4号から「配達による」円滑な収集の要件を削除する、もしくは、同項4号を満たさなくても、政令で指定できるものとする。その上で、店頭回収しやすい家電についても「特定家庭用機器」として指定する。 ○収集運搬・リサイクル費用の支払い方法を、製品価格への内部化方式に見直す。そうすることにより、企業がリサイクルしやすい製品設計をした場合に、直接製品の価格にその成果を反映でき、より環境負荷の低い製品設計が促される。 ○買い替えでなく、単純に廃棄される家電については、小売業者が積極的に店頭回収することに努めるとともに、市町村も補助的に収集義務を負うことを明確化する。 ○中古品の輸出と偽ったスクラップの輸出がなされていないか、水際対策の強化をする。 ○中古品として輸出され、海外で使用された家電が、現地でも最終的に適正処理がなされるように、リサイクルのための技術供与を行う。 ○法の目的及び基本方針に、3Rの順位に従い、リサイクルだけでなく、より壊れにくく修理もしやすい製品作りを行い、進んで再使用することを盛り込む。 ○町の小規模小売業者を活用するなどして、身近に修理サービスを受けられる環境を整備し、消費者が製品を長期使用することを促す。	○パソコンについては、資源有効利用促進法の下でリサイクルが行われることとなっているが、実際には家電4品目と比べ、回収・リサイクルが促進されたとは言い難い。パソコン機器の資源価値、販売方法、消費者意識を勘案すると、パソコンのリサイクルも(4)に挙げたような改善を行った家電リサイクル法の仕組みの下に統合し、本法の通称も「電気電子機器リサイクル法」と改めるべき。
156	料金の徴収方法は大変日本の商習慣に合致したユニークなモノであると思う。排出時排出者負担は処理発生に一番近いタイミングで必要な費用を徴収でき、一番シンプルで社会コストもミニマム名方式と思う。 消費者、小売業者、メーカー、行政がそれぞれに応分の責務を負い、バランスの取れた社会システムとして高く評価できる。	法施行以前よりも不法投棄は減ったと思うが、それでも不法投棄があとをたたないのは、料金徴収方法とは全く無関係である。むしろこの問題は国民を啓蒙する国の努力が足りないのであり、国民に周知徹底させる必要がある。富士山麓の家電不法投棄が理由で富士山の世界遺産登録ができないとは何とも情けない国、国民ではないか。	i) 産業廃棄物対策で千葉県が産廃Gメン制度を取り入れ、大きな成果を上げたという事例もある。なぜ、家電リサイクルでは国は重い腰を上げようとしないのか？ ii) 東南アジアなどへの中古品輸出は経済原則で需要と供給に基づき行われるものであるので私としては、それをとらまえて違法行為とは言うべきではない。これは形を変えたリユースであり、否定されるべきものでもない。ただ、一部には違法行為もあるように聞いてはいる。それを法の仕組みの中で厳しく摘発して厳罰に処するとうことが欠落しているのではないか。	消費者はリサイクル費用を負担し、メーカーは一生懸命、適正な処理に取り組んでいることは高く評価できる。流通業者がもっと順法精神ののっとった真摯な取組に邁進できるような支援策を国が講じるべき。流通業者が取組を強化すればするほど彼らの評価とモチベーションが高まるような支援策が必要であると思う。制度・仕組みの中に彼らをきちんと組み込んでしまわないといけないと考える。その意味では、現行法はまだ不十分と言うことになると思います。	
157	全体的に見ると、リサイクル制度の認知度が低い。	・一般消費者の家電リサイクル制度の認知度が低い。 ・リサイクル品の中に、ゴミの不法投棄が多い	・Aグループ、Bグループが一般消費者にはわかりにくい。 ・不法投棄に対して、小売業者、大手家電店の責任がない。	・広告、CM等で周知する ・不法投棄に対して設ければと思う。	・Aグループ、Bグループの指定メーカーを再度見直していただきたい。Bグループの引取数が多いと思う。

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
158	1. 実施状況に対する評価 ・現在の家電リサイクル法は、平成13年4月に本格施行され、平成18年3月で5年を経過いたしました。 ・関係者(消費者、小売業者、地方自治体、国等)の協力のもと連携を取りながら概ね初期の目標は達成されつつあり、制度自体は広く国民に定着したと思われます。 ・5年間における家電4品目の回収 ・リサイクル台数は約5,200万台、再商品化等処理重量は約200万トンに達し、法定の再商品化基準を遙かに超える高いレベルでクリアしています。 ・又、資源の有効利用も着実に増加し、更なる再商品化率の向上に向けたマテリアルリサイクルの推進、フロン類の回収、破壊等も地球環境問題への対応をはじめ、リサイクルシステムの効率的且つ円滑な運用を目指した努力も継続して行われています。 ・課題もありますが、「世界で最も成功しているリサイクル制度」であると考えます。又国内の他の個別法(パソコン、自動車等)の中でも、関係先から高い評価をいただいていると思います。 ・因って、今回の法見直しでの基本的な考え方は、「良い面はさらに伸ばし、悪い面のみ修正していく」と考えるべきと思います。 2. 問題点・改善すべき点 ●問題があると考える点 ①地方公共団体の責務(法律第8条):普及啓発活動不足 ・対象4品目の一般家庭及び事業主から排出される頻度は10～15年に1回、4倍(4品目)しても3～4年に1回となると総じて、排出者の認識は非常に希薄である。 ・第8条では、都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、対象4品目の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するための措置を講じなければならないことを規定しています。 ・「国の施策に準じる」とは、都道府県及び市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえ、普及啓発活動を始め、国が講ずる措置に見合った措置を講ずることとうたっています。 ・しかしながら、現状は排出者への周知徹底不足、広報不足、等により、本来自治体の責務を、収集運搬については、小売業者へ押しつけ(義務外品)、不法投棄分(義務外品)も収集放棄の自治体が少なくない。 ・市町村の72%が行政回収を原則として行っていない。(平成17年10月:環境省調査) ・又、財政逼迫を理由により安いリサイクル料金の業者へ横流しし、且つ、本来メーカー処理すべきものまでローコスト処理業者で処理委託している。 ・法律の本来の趣旨・目的を忘れ、自分都合のいいとこ取りの解釈をしている。メーカーよりローコストで適正処理できるのであれば、全国全て自治体で処理をしていただきたい。 ②メーカー以外での処理ルートの存在 ・家電リサイクル法の趣旨は、従来の廃棄物処理を一歩も二歩も進めて、環境負荷物質等、家電品の材質、組成及び構造、設計を最もよく熟知しているメーカーに責任を持たせて再商品化することを義務付けたと思います。また、高度な再商品化、環境負荷物質の適正処理を目指すことで法律が制定されたと思います。 ・今後、更に循環型商品の高度化のために開発から、DfE、回収素材の再利用等、メーカー自ら高循環型の商品作りに邁進している。 ・しかし、現状他の処理ルート(産廃処理＆一廃処理)が存在することは、法の上でダブルスタンダードを認めている。処理ルートの選択肢があれば、消費者心理と経済原則から必ず安い料金へ流れる。 ・法施行前、厚生省からは廃棄物処理法の改正政令にて法に定める方法により行うこととなっている。 ・しかし、現状は都道府県＆市町村での適正処理の報告徴収は、実施されているとは思えない。 ・冷媒フロンの回収・破壊、断熱フロンの適正処理、TVブラウン管ガラスカレットの適正処理＆有価物販売 ③リサイクル料金の徴収方法(前払い？後払い？) ・基本的な考え方は、「良い面はさらに伸ばし、悪い面のみ修正していく」と考えるならば、現行の料金徴収方法(後払い:排出者排出時負担)に対して、過去5年間において特段の不備、トラブルもなく、リサイクル券システムにおい ・うまく機能しているものまで破壊し、新たな方法を導入することは、かえって関係者(排出者、小売業者、自治体等)に混乱を招くと推察いたします。 ・よって、現行制度を更に改善し、継続すべきと考える。 ④リサイクル料金及び料金制度 ・5年間経過したことで、大手メーカーの一律料金は、諸般の事情(スクラップの単価のアップ、埋立処理費用等)を鑑み見直すべきと思います。 ・また、業界の透明性、公正性から4品目毎の概略コスト構成(SY、物流、RP、システム等)を開示すべきと思います。 ⑤不法投棄廃棄物(4品目)の業界(メーカー)処理負担 ・不法投棄は違法行為であり、犯罪である。不法投棄をした個人＆事業者が悪いのであってメーカーに処理負担をさせること自体、本末転倒の話であり言語道断。 ・不法投棄は、自治体で取り締まる権限があり、法を円滑に推進するために、自治体は必要な措置を講ずるべきである。 ・例えば、地元警察、郵便局、タクシー、物流業者等と連携をして地区のパトロール強化で成果を出している自治体もありそのような自治体では必ずしも不法投棄は増加していない。 ・リサイクル料金が、後払いだから不法投棄が増えて、前払いになったら無くなると主張する自治体の考えは根拠が無く、不法投棄をした人が悪いのであって、制度のすり替えでしかない。 ⑥対象品目の拡大 ・基本的には、家電リサイクル法第2条第4項第4号に則るべきと考えます。 ・商品の変化等により対象品目の見直しは必要と考えます。 ・粗大ゴミの処理費軽減、財政逼迫及びEPR等の理由で法律の定義を考えず、メーカーの再商品化品目を闇雲に拡大させ、持ち帰り品まで対象にしようとしていることは言語道断。 ⑦中古品(リユース)の扱い定義 ・実態は「目に見えないフロー」つまり、家電リサイクル制度によらないフローがかなり大きい。 ・国内で中古品(リユース)名目で、東南アジア、アフリカ、 ⑧ A, Bグループの指定引取場所体制 ・指定引取場所は全国で、現在A, B合計380ヶ所ある。ただし、グループメーカー毎に分かれているため、持込者は選別の手間がかかる。 ・持込者(排出者、小売業者、収集運搬業者等)に利便性を考え、又社会インフラと考えるなら、A, Bにて全メーカーの持込を可能とすることが望ましい。(SY共通化)				

No	意見内容				
	(1)現行制度実施状況評価	(2)問題点・改善すべき点	(3)問題点の原因、意見	(4)問題点に対する解決策・改善策	(5)その他
	●改善すべきと考える点 ①リサイクル料金の透明化 ・一般国民に対し、リサイクル料金の内訳(構成)と使われ方は周知、PRすべき。 ・品目別に、構成内容(SY、物流、RP、システム費用等)を明らかにし、リサイクル料金の透明性を上げる。 ②リサイクル料金の見直し ・5年間経過した結果、スクラップ買い入れ単価アップ、埋立処理費用の高騰、断熱フロン処理費の追加等、収支を明らかにし、料金見直しをすべき。 ③メーカー以外の処理ルートをなくす ・ダブルスタンダードは認めない。 ・DFE、EPRを考慮すると再商品化はメーカーオンリーとする。 ・既存業者処理でメーカーと同等の適正処理は困難。 ・地方公共団体(都道府県＆市町村)で報告徴収は困難。 ④不法投棄撲滅の徹底 ・不法投棄は犯罪である。 ・自治体での更なる取り締まり強化を望む。(冷:地域の警察、郵便局、タクシー等連携巡回監視) ⑤罰則の強化 ・第9，10，13条・・・50万円以上→200万円以上 ・第43条・・・勧告→50万円以上 ⑥立入検査(地方経済局＆環境事務所)体制の強化＆職員のレベルアップと専門化 ・現行の地方経済局、環境事務所の職員体制では、RP・SY・小売業者に対し検査職員が極めて不足している。 ・また、1，2年でローテーションされるため、知識等の習熟時には異動となり本来の職員の力が発揮されていない。専門化検査職員として最低3年実施。 ⑦対象品目の拡大 ・法律第2条第4項第4号に則るべきと考えます。 ⑧指定引取場所の共通化 ・持込者(排出者、小売業者、収集運搬業者等)の利便性を考慮、又社会インフラと考えA，Bにて全メーカーの持込を可能とすることが望ましい。(SY共通化) 3．問題点の原因 ①地方公共団体の責務(法律第8条):普及啓発活動不足 ・多くの市町村は、廃家電の引取は全て販売店の義務と思い込み、引取義務外品の引取義務をも果たしていない場合が見受けられる。 ・消費者、小売業者及び市町村に法の趣旨及び廃家電の引取の責任が充分理解されていないし、普及啓発活動不足と言わざるを得ない。 ・積極的に廃家電を引き取らない、市町村や小売業者によって消費者が混乱し戸惑っている。そこへ持ってきて、各家庭にリユース名目やリサイクルと称して無料若しくは低価格で引取りに回れば、経済原則からして間違いなくそのルートに流れる。 ・この部分が、俗に言う『目に見えないフロー』として、家電リサイクルルートを外れた廃家電は、実態把握できない闇の世界へ流れ、不法投棄に繋がる恐れが多分にある。 ②不適正処理業者(一廃、産廃業者)の横行 ・メーカー以外での処理ルートの存在。 ・ダブルスタンダードを認めるべきでない。 ・廃棄物処理法の改正政令にて法に定める方法が確保できない。 ・自治体の法律に対する理解不足＆知識不足(市町村は適正処理基準を理解していない) 4．解決策・改善策のアイデア ①法律で定めたルールの周知徹底 ・家電リサイクル法に関係する、関係者(消費者、小売業者、市町村等)が、法律の趣旨をよく理解し、それぞれの役割を果たすように、再度、関係者に理解と協力を求めていくことが重要である。 ②地域に沿った円滑な回収システムの提案 ・排出者(個人消費者＆事業主)に分かりやすい引渡しルートを示す事と収集運搬料金の負担軽減を図り、排出者(消費者)の理解と小売業者及び市町村の協力を得ることが重要である。 ・地域の実情にあった、小売業者と市町村が協力して廃家電を引き取りできる体制を構築すべき。(事例:兵庫方式) ③メーカー以外の処理ルートを無くす ・ダブルスタンダードは認めない。 ④罰則の強化 ・現行は軽すぎる。				

家電リサイクル法の見直しに関する意見募集（第2回）結果について

○ 意見募集期間　平成18年8月29日（火）～9月15日（金）
○ 9月15日（金）までの応募総数　113件

	意見内容
1. 現行制度の評価	○法の目的が現行法では充分達成されていない。達成される仕組みに改定すべきである。 理由1　国内家電メーカー出荷台数に対するリサイクル実施台数（率）がエアコン、テレビに於いては非常に少ない。 理由2　リサイクル料金排出時消費者負担であるがゆえに。 ①不当投棄の増加 ②廃品回収業者の無料回収 ③リユースとの名の元に中古品輸出が増加している。 理由1で冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機のリサイクル率が高いのは上記の行為が少ない為と思われる。
	指定引取場所Aグループとして廃家電を受け取っている者の立場からの意見です。 以前から、この情報はありましたが、最近特に「いらなくなった廃家電を無料で引取ります」とスピーカーで放送しながら廻っている車があるが、いつ、こちらの方に廻ってきますか？と個人から電話による問合わせが多くなっています。 個人の持込み者からの意見で多く聞かれる事は ◎ こんなに面倒で、高くつくらいなら、山に捨てたほうがいい。 ◎ このリサイクル料はお宅の儲けか、儲かっていいね。 ◎ タダで引取ってくれる業者がいるようだが、正直者がバカを見る法律だね。 ◎ ○○○○電器はタダで引取ってくれる。 ◎ 何故、そちらから取りに来てくれないのか。 町の電気屋さんから聞かれる声は ◎ 引取った廃家電を外に置いておくと、朝になって見ると、冷蔵庫以外の状態の良さそうな物が無くなっている。特に、エアコンは良くても悪くても無くなる事が多い。こっちは外に置いておく方が助かる。 ◎ 最近、エアコンの持込量が減っているだろう。エアコン中心に1，500円位で買い取っていく業者が電器屋を廻っているから、結構、多くの電器屋が出しているよ。 （この情報を持ってきた電器屋さんは「後が面倒な事になると怖いから、私は出さないけどね」と言っていた） 等々です。これらの意見を総合しますと、リサイクル料金に不満がある、一方では有償、又は無償で廃家電を引取っていく業者がいるのにわざわざリサイクル料を支払い、持ち込まなければならないか、という片手落ち、ともとれる側面に対する意見だと思います。又、家電リサイクル法が施行されて5年が経過しましたが、まだまだ一般の方々に周知徹底されていないのが現実で、何故？何故？という疑問がぬぐいきれないようです。テレビ等のメディアを通して、分かりやすく、国民に知らせる事が必要だと考えます。 個人の方から「正直者がバカを見る」、という意見が出るような法律であってはならないと思います。「家電リサイクル法に添った処理方法」以外に、この方法は良いが、この方法ではダメ。という「別の方法」があるべきではないのです。テレビ1個を処分する方にこの方法を選ばせるべきではなく、家電4品目については法に添った処分をする、と明確化するよう、部品だけの利益を得る業者、貿易に出し利益を得る業者に対する何らかの規制策を打ち出す事を希望いたします。
	【小売店は第10条（引渡義務違反）を犯しているのではないか】 小売店による引取りが、約1653万台と推計され、その内製造業者に引渡されたのが1162万台となっている。 明らかに、今議論の的となっている「見えないフロー」の半分近くの原因となっており、この部分を正す必要がある。 対策案としては、中古品として販売できたもの以外は全て小売店自身が排出者となって家電リサイクルのルートで処理することをより徹底することが重要と考える。違反に対しての罰則を強化せざるを得ないと考える。
	・家電リサイクル法ルートに乗らず、現行の法制度等で十分に把握できていない特定家庭用機器の「見えないフロー」の全体像を把握し、課題を明らかにした上で、適正に特定家庭用機器のリサイクルが行われるような総合的な対策を講じることが必要との意見については、賛成。また、家電リサイクル大阪方式のように、家電リサイクル法ルートに乗らずとも、適正に特定家庭用機器のリサイクルが行われている「見えるフロー」が一方で存在していることを踏まえ、より積極的にその活用（再生資源業者の活用）が図られるよう、家電リサイクル法の枠組みを見直すことが必要と考える。 ・不法投棄対策の強化については、投棄者の特定など、「見えないルート」の把握とその解明に努める中で、より効果的な方策の検討がなされるべきと考える。

意見内容
リサイクル料金の負担時期について。現行の排出時徴収に賛成します。これまでの様に現行システム継続の場合はユーザーの排出･廃棄する意志によりお店～リサイクル券が貼られて、リサイクルプラントに直ぐに運ばれるがリサイクル料金が前払い方式の場合、例えばA商品を購入時に新品を使用後にリサイクルするのかリュースされるのか難しい判断が必要となり、ユーザーはリサイクル料金を購入時に支払いをするがユーザーが使用後、このままではどこかでどなたが”モノはとりあえず不要に（仕分けし、価値が無くなる）まで（リュース？）ルート”等に乗せて”集める”のではと推測します。つまり、前払い方式は搬送費を除き廃棄時のリサイクルコストが掛けずに、リサイクルプラントへ処理依頼が可能になる為、この”集める”業者は、このA商品の廃棄時の処理コストリスクは大幅に削減出来、”価値ある廃棄品”として、法律枠外で回収する（集める）システムに乗り、新商売として増加し「見えないフロー」の渦に取り込まれる可能性が予想されます。さらに「見えないフロー」の拡大が予想され、現行の家電リサイクルシステムが崩壊しない様現行の排出時徴収に賛成します。
現在、回収率５０％の法定リサイクルされている廃家電に消費者はリサイクル料金を支払っている。 販売時負担になると、法定リサイクルされていない５０％に対してもリサイクル料金と称する費用を負担することになる可能性がある。行き先のわからないものに費用を払うことはできない。見えないフローを完全に見えるフローにしていただきたい。
最近、休日には必ず“無料回収車”が回ってくる。「“無料”と言いながら、実際には何らかの理由をつけて有料で引き取っている。」とも聞く。このようにして引き取られた廃棄品がどのように処理されているのか、行政官庁の権限と責任できちっと調査すべきである。また、不法行為は法律の改正を含めて厳しく取り締まっていく必要がある。 廃棄された量の約半数しかメーカーの引き取り場所に返っていない実態は放置できない問題である。
･「見えないフロー＝不法投棄＝排出時負担が原因」は単純化された図式だと思う。個人排出者が自ら不法投棄を行うことは、不法投棄のためにどのように行動するか（山間部や田園地帯の人目につかない場所までわざわざ運んで行く）を考えれば、難しいのでは？少なくとも、２人のうちの１人までもが不法投棄をしようと考えるだろうか？購入時負担に変わったとしても、正規のルート以外のフローを目的（不法投棄含む）とした回収業者が淘汰されるとは思えない。 ･制度がスタートして５年というのは、まだ日が浅い。まだ家電リサイクルに排出した経験のない人も多いと思われ、手続きが十分に理解されていないのではないか？都市部を中心に巡回している業者は、「痒い所に手が届く」対応をしている。メーカーとしての啓発努力が足りない。取扱説明書に手続きを説明するパンフレットを添付すべきである。（現状では取説の末尾に簡単に書かれているだけ）理解が進めば、適正なルートでのリサイクルが進むと思う。
･「中古品輸出」について（何故か資料３の10項目の課題に無い。） 中古品輸出の可否判断がない。見えない部分の半数強を占める。対応を明確にするべき。 仮に不可とした場合、不法投棄の課題と同様、厳しい罰則規定を設けないと、経済原則が優先し、地下経済を助長する可能性がある。また既存輸出業者の死活問題をクリアできるか。料金回収「販売時負担方式」で輸出が止まると考えているなら、根拠を明確にするべき。 仮に可とした場合、料金回収「販売時負担方式」下では、小売業者が買替えを伴う販売時リユースと廃家電再商品化との区分が不明確のため、輸出価格の範囲内の下取り価格での販促対応が容易となり、大幅に輸出が増加し、再商品化にまわるものが減少する可能性が高い。（現状は、廃家電品を輸出ルートにリユース品として乗せることを躊躇している小売業者が多数ある。） 廃家電家の正規ルートでの輸出については輸出データを登録し管理する必要がある。 更に負担金納入者の心理として、負担金は国内での再商品化のための負担金であるという考え方や、輸出業者も国内で明らかに再商品化していないので、負担金を返金するべきという主張が出た場合その対応ができるか。その場合、返金を輸出業者の利益にするのは理に反すると思われる。本来、負担金額を設定するときに、輸出数量を差し引いて計算するべきであるが･････。算定が困難と思われる。 産廃処理台数は許可自治体が全数掌握するべきである。また、不適正輸出の温床となっていないかのチェックも含め自治体の責任を果たすべき。 ･料金回収「販売時負担方式」での最大の問題。 中古品と廃家電の区別が困難⇒廃掃法の規制逃れの危険性。 小売業者は排出時に先ずはリユース（中古品輸出）を選択し、当該ルートに乗らないものだけを、廃家電として製造業者に引き渡す。現在は排出時に料金回収の関係から比較的着実に家電リサイクル券管理を行っているが、本方式は排出時に「金」が無関係になり、一連の管理が甘くなる可能性がある。（排出者にリサイクル券が渡らない＝リユース扱い） 中古品輸出不可のモノが産廃処理され、その残渣が海外流出される危険性が大、最後に産廃処理不可のもの（処理コストと収集運搬交付金との比較、又は業者が近所に無い）だけがリサイクル券の発行がなされ、製造業者処理に回り、収集運搬料金の交付を受けることになる。したがって、中古品の輸出と、不適正処理残渣の海外流出を助長する結果になる危険性があり、見えないフローが更に増加すると言わざるをえない。

意見内容	
1. 現行制度の評価	不法投棄の議論は、「木を見て森を見ず」の典型的な例である。第3回審議会で、神戸大学の石川雅紀委員が発言されたように、家電リサイクル法はそもそも何故新しいシステムを作ってまで変えたのかというと、資源の有効活用と共に、廃棄物処理に関る汚染の問題を防ぐことにあり、1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローの数百万台に及ぶ不明の廃家電品をどう解明するのかにあると思う。自治体が主張している不法投棄は主に個人の不法投棄であり、むしろ、ビジネスとして営利で行っている不法投棄の方が量的にもはるかに多く、これを解明することが優先されるべきであると思う。そういう意味で、見えないフローの解明を優先することは正しいアプローチ方法だと考える。尚、不法投棄は違法行為であり、これを取り締まるの権限は自治体にあり、民間にはない。自治体が本腰を入れて取り組むべきであり、これをリサイクル料金徴収方法の変更に使う手法は本末転倒である。
	実態が継続的、客観的に把握できるような制度構築が必要（特に廃棄物に関して）と考えます。 （理由） ・第4回の資料によれば排出総数を2287万台と推計し、諸データを用いて差額を推計、その他の処理として約331万台～832万台と推計している。本推計は差額で推計したものであり、廃棄物処理の数量は実態数字を把握できるようにすべきである。 ・製造業者等は家電リサイクル法により再商品化等をおこなった特定家庭用機器廃棄物の総重量等の帳簿記載義務、保存義務があり、基準値の達成状況については公表を求められている。また管理票保存の義務があり、管理票には排出者名の記載が義務付けられている。 ・家電リサイクル法と同様なレベルの義務を廃棄物処理業者に課すことにより、「見えないフロー」のうちの処理業者により処理された特定家庭用機器の量、及び引取った量、再商品化等の実施により回収された資源の量を、見えるように検討すべきである。 ・中古品輸出についても特定家庭用機器毎に数量把握ができるようにし、実態確認ができる仕組みを構築すべきではないか。 ・廃棄物処理業者が扱った特定家庭用機器については、家電リサイクル法と同じレベルの管理票記載・保存、リサイクル義務、帳簿記載等の義務を課し、行わなければと違法とすれば、適正な処理が促進されると思われる。 ・今後、現行法の見直し（資料2にある料金負担方式）を進める場合にも、「見えないフロー」の継続的、客観的な把握ができる体制の構築が、見直しの効果を判断する際には必要となる。これがない場合は今回と同じように、どこに問題点があるかを判断するために調査が必要となり、時系列的な政策評価が困難となるのではないか。
	現時点で見える部分と見えない部分が有ると思いますが整理し、見えないフローを明確にして欲しいと思います。フローの不適切な部分を把握することが先決と思われます。
	・無料回収や安い処理業者へ流れるのは当然であり、家電リサイクル制度のシステムに問題があるのではないか。 ・制度見直しに当たっては、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回す努力が必要ではないか。 という意見があるが、その見えないフローへの課題意識には同調するが、課題があるのは市民の遵法意識の欠如であり、リサイクルや適正処理にはお金がかかるという現実の共有がまだまだ不十分である結果と理解すべきだと思う。 ・家電量販店の半数以上は電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセについて既に回収を行っており、これら製品を対象に追加すべきではないか。という意見もあるが、このようにリサイクル法もなく、自らがリサイクルする能力を有しない販売店が実施するような回収が最も見えないフローの起源として怪しいのではないか。
	見えないフローの全体像を明確にし、国内中古市場といわれるものの実態を解明・分析し、課題を明らかにするとともに、いかに家電リサイクル法ルートに乗せてそのルートでの回収量を増やすかについて、しっかりと議論・審議をして頂きたいと思います。
	・不用家電の回収・処分で高額な料金を請求するゴミ回収・処分業者に対する対策の充実を。 不用家電の回収・処分に関して不当に高額な料金を徴収する事業者に関する相談が、消費生活センターに多く寄せられています。東京都内では「不用な家電製品等を無料又は格安で回収」などというチラシを配布したり、車で放送しながら回っている事業者が多く見受けられます。しかし、実際に消費者が回収・処分を依頼すると、思いがけない高額な料金請求をされる場合があります。驚いて断ると、「いまさら帰れない」などと居座り、怖くなった消費者は断りきれずにやむなく支払ってしまいます。「リサイクルショップ等で販売する」等と称することで、家電リサイクル法による本来のルートを外れた処理を許されているものと思われますが、消費者被害を防止するため、こうした事業者に対する何らかの対策がとられることを要望します。 ・消費者向け広報の充実を。 「不用な家電はどのように処分したらよいのか」「不用品無料回収といって軽トラックが町内を回っているが、そうした業者に渡しても良いのか」などの相談が消費生活センターには寄せられています。家電リサイクル法施行後、既に5年が経過していますが、未だに家電リサイクル法対象の四製品の処分方法について知識を持たない消費者が多く存在しています。不用品回収・処分業者による高額請求という被害を防止するためにも、消費者に向けた更なる広報活動の充実が必要と考えます。なお、チラシ等で知った不用品回収・処分業者に引き渡すことは、適正な家電リサイクルが実施されず、不法投棄につながるおそれがありますが、その認識も消費者に不足しているようです。リサイクル券をきちんと交付する義務が事業者にあることについても、消費者の理解は不足しています。以上2点について、意見・要望を申し上げます。

意見内容	
1. 現行制度の評価	排出者が義務外品の引き取り者（場所）が分からず不法投棄になっている場合があると考えられる。義務外品について、自治体での引き取りの義務化（現行では引き取らない自治体が70%、引き取っても収集運搬料金が約2,200円前後と高い）、または、販売店での引き取りを義務化を実施するべき。これにより、個人の不法投棄は大幅に削減可能と考える。買い子により集められた廃家電から必要部品等を回収し、残りを不法投棄する場合が考えられる。中古品輸出を含むリユースのあり方について議論し法制強化すべきである。家電リサイクル法とは別の問題であるが、海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係するため、日本として国際的にも対応する必要がある。
	「見えないフロー、料金前払い」に関する意見 大変残念なことですが、廃棄物の世界には、長年の社会の歪が集約された「裏の世界」が存在しています。それは単純に「リサイクル法施行前からの再生業者」のことを指しているわけではありません。そこには様々な業者や人々が存在します。公式公開の委員会の場面で、このことについて発言できる人はいないでしょう。しかし、このことは、事実として認識しておかなければなりません。「見えないフロー」の実態を明確にすることは、必要かつ大事なことですが、それをベースに、性急に回収率１００%を目指したシステムを作ってしまうと、大変困難な事態が起こる可能性があります。急に高い回収率を追求するということは、「裏の世界」を否定することに繋がり、社会の歪が一気に表面化し、リサイクルとは全く別の巨大な問題が浮上してしまいます。 現行制度の「5年間で回収率50%」の実績は、上出来だと評価すべきです。順調に稼働し始めている、現行制度を地道に継続し、回収率を少しずつ向上させていく取組みこそが、現実的です。「裏の世界」を是正していく取組みは必要ですが、それは年数をかけて、一歩一歩取り組んでいくべきであって、5年程度で急速に成果を求めることは不可能であると思いますし、制度を変更してまでの性急な取組みは、予想もしない別の社会問題に発展する恐れが大きいと思われます。また料金払いが「前払い」になった場合、個々の小規模な「裏の世界」の様々な業者が処理費用の支払いを求めて、資金管理団体やメーカーに、日々接触にやってくることが考えられます。それを、否定することは不可能です。また、一件一件の真偽を確認することは、大変困難であるとともに、面談対応すること自体が、極めて厄介であります。その対応、手続き、処理に対して、膨大なコスト・手間・労力が必要になってくることが予想されます。「前払い」を主張する方は、こういった問題まで考慮してくれているのでしょうか。そこまで考えての発言なのでしょうか。そこのところは、無関係だと逃げるのであれば、「前払い」は無責任極まる発言となります。現行制度は、着実に稼働しているのです。性急な成果を求めての制度見直しの結果、大きな混乱を招くよりも、時間はかかっても、現行制度を着実にステップアップさせていくほうが、結局は早く大きな成果に結びつくものと考えます。
	見えないフローとしてフロン回収等を行わずに分解、破砕されるなど不適正に処理されている点について 温室効果ガスの排出権取引を利用して、政府がフロンの適正処理による改善効果を排出権取引で利益に変えてプールし、それを適正処理業者に処理実績に基づいて処理費見合いのお金を支払う仕組みを作れば、適正処理業者は有価でフロンを引き取ることができるようになり、フロン回収率はあがると思います。また、処理実績の信頼性の担保として、電子マニフェストのような仕組みを設ければいいと思います。
	リサイクル料金を排出時徴収から販売時徴収に変えることは、「見えないフロー」を増やしてしまうので、反対である。これまでは、リサイクル券が張られていれば、小売店から基本的に、指定取引場所に運ばれていた。もし、販売時徴収にすれば、どれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのかは小売店の判断に任される。これにより、小売店では、見かけ上中古家電として大半の使用済み家電を、リユースの名目で「見えないフロー」の輸出ブローカーに流すことが以前より簡単にできることとなる。 有価物の入手を狙う輸出ブローカーに流れる使用済み家電品は増加し、不適正処理の温床となり、Eウエイスト問題を大きくさせてしまうと考えられる。一方、リサイクル料金が販売時徴収になれば、上記の「見えないフロー」の強大化により、メーカへの回収率は低くなっていくものと予想される。企業のイメージアップとはいえ、せっかくここまで、家電リサイクルに真剣に取り組みリサイクル技術を向上してきたメーカへの回収率の低下を防ぐために、リサイクル料金の排出時徴収を継続することを要望します。 メーカへの回収率をUPする方法 現在のメーカへの回収率を高めるもっとも良い方法として、「見えないフロー」への立ち入り・実態調査を強化し、違法者を徹底的に検挙していき、「見えないフロー」の撲滅を図る努力を政府主体で実施して頂くことを要望します。環境を汚して、儲ける企業・人に厳しい対応を。
	見えないフローの不適正な部分を是非クリアーにしてほしい。それに特化した対応であれば　システムを大幅に変えなくて良いはずではないか？不適正な事をする人の取り締まりをまずすべきそれをせずして逆に助長するようなー正直者が馬鹿をみるようなーシステムに変えるなどは理解しがたい。

意見内容	
1. 現行制度の評価	リサイクル料金について、「前払い」「後払い」の論議があります。 今まで後払い方式で行われて来たのですから、今後も同じ方式「後払い」を継続していくべきです。 途中でシステムを変更したのでは混乱を招く上に、今まで築いてきたシステムを変更すると言う事は、新システム構築に再度コストがかかり、その分の余計な経費が必要になります。ですから現行のシステムを継続していくべきです。 また「廃棄時廃棄者負担」という事で、廃棄をする時に料金を支払うということは、国民の環境への意識を高める為にも最適の方法だと思います。前払いでは環境に対する意識が養成できません。 また、住宅地を無料回収車が巡回し、家電商品のみならず粗大ゴミまで回収しています。 この回収された商品は、何処へ行くのでしょうか？多くの商品が中古品として国外に輸出されていると聞きました。このまま放置をしていても良いのでしょうか？そうは思いません。 中古品の輸出についても何らかの規制・法的措置が必要です。 定められたルート以外で、商品を廃棄をするということは法律違反です。国民として法律を守る義務がありますので、キチンと定められた方法で処分をしなければなりません。 家電リサイクル法が何故必要なのかと言う事を、国民が理解をしなければなりません。ですから、以前は行政が行っていた処理を今はメーカーが行っているのです。その分の経費を、消費者に対するリサイクルを含めた環境教育の普及啓発に傾注し、地球温暖化 防止の為に積極的に推進をして頂きたいと考えます。今後とも、行政・企業・消費者とそれぞれの立場で協力していかなければならない問題と思います。
	料金徴収方法を前払いへ変更しようとする動きがあるが、現状の排出時支払いが適切であると考える。 現在排出される家電4品目に対して、5割は見えないフローへ回っていると言われている。現行の後払い方式のために排出者がリサイクル料金の支払いを嫌がり、見えないフローへ回している。だから前払い方式にすればこの問題は解決するとの意見がある。 しかし、実際は前払い方式はむしろ見えないフローを増やすことが懸念される。リサイクル券が本体に貼られていれば、それは指定引取り場所へ運ぶしかないが、前払いとなればどれがリユース行きでどれがリサイクル行きなのかは分からず、輸出業者の判断次第でどうにでもなってしまう。結果、前払いへの変更は見えないフローはますます増やしてしまう可能性がある。 また、小売業者から見えないフローへ流すことは法律違反であることを認識させることが必要だと思う。小売業者は引き取った家電品についてはリユースにまわすか、指定引き取り場所へまわすしかないことになっている。小売業者が上記のルート以外に回すことは法律違反であることを示すことは大事だと思う。
	リサイクル料金の負担方式について販売段階で負担を行う方式（販売時負担方式）にしたほうがいいとの意見がありますが商品価格に合算されると 1.消費者のリサイクルの意識がうすれる。 正規に廃棄する場合でも、運搬料金が必要な為面倒くささもあり不法投棄が無くなるとは おもえない。 不法投棄は犯罪行政で厳しく取り締まる必要がある。 2.販売側は、販売価格が高くなりリサイクル料金の加算が出来なくなるのではないか。結局は仕入れを下げる為メーカーに負担させようとするのか。 3.収集したリサイクル料金を10年以上にわたって管理できるのか。見えないフローといわれるものとの関連はどうなるのか 色々な問題があり5年間やってきた排出段階で負担を行う方式（廃棄時負担方式）は変えないほうがいい。
	現状の定着した家電リサイクル法の仕組みを変えることより海外への不正輸出・不適正処理の実態を調査し対策する方が重要と思う。最近も、冷蔵庫・エアコンなどの「無料回収車」が回ってきているが、壊れていても引き取っている。適正にフロンを回収しているのか？冷蔵庫の断熱フロンは回収しているのか？地球環境のことが心配。不法投棄の率を議論する以前に見えないフローを調査して欲しい。まじめに、リサイクル券を貼ってお金を払っているのが「ばか」みたいにならないようにして欲しい。
	見えないフローの不適切な部分を是非クリアにして欲しい。それに特化した対応であればシステムを大幅に替えなくても良いはず。どのような見直しをするにしてもそれを実施する事によるメリットとデメリットを具体的に数字で示すべき。見直しに要する費用と改善される金額換算を提示すべき。
	一部が私たちリユース業界に流れている可能性もあり、リユース業界を挙げて実態解明に協力したい。 また、大部分の無料回収者は、元ちり紙交換業者で、紙や鉄より割が良いので家電に鞍替えした古物商免許を持たない者と見られ、ほとんどが不正輸出されているのではないか。私たちリユース業界には、中古品を適正に輸出している業者も多く、廃棄時の処分方法の指導を行うなど、輸出先の環境に十分配慮している。海外では日本の中古家電の需要も多く、適正な輸出を認め、不適正な輸出を許さない体制整備が必要ではないか。「見えないフロー」の議論に中古品が含まれているが、私たちリユース業界の立場からは、「見えない」のではなく、制度が「見ていない」だけではないかと考えられる。中古品市場が現存する以上、見ていただかないとＰＳＥ問題の二の舞になるのではないか。私たちリユース業界も、見ていただけるように協力して参りたい。

	意見内容
1. 現行制度の評価	見えないフローが半分以上存在することは問題であると思う。そもそも半分以上の例外を認める法律など、あってはならないはずである。法のもとで不公平感などあってはならないと思う。すぐに実態を解明するべきである。実態を解明することが困難であるかもしれないが、実態の解明なしに、この家電リサイクル法見直しの議論は前に進めるべきではない。急いで結論を出す必要性は全くない。この法律は関係ステークホルダーそれぞれが痛みを伴うことによって成り立っているはずだが、そうでないことが白日のもとに晒された以上、そこを避けて通ってはならない。法の主旨は大変すばらしいものであるので、今回の議論において是非とも、社会システムとしての家電リサイクルをローコストで運営出来るよう、関係ステークホルダーの議論を深め、全関係者の一致点を見いだして欲しい。この5年間の運営システムを見ると、消費者は当然負担すべきリサイクル料金及び収集運搬料金からのがれようと知恵を働かせているようですし、小売業者は物理的な手間がかかる引取り・引渡しにおいて手を抜こうとしてきたきらいがあるのではないかと。メーカーのみが、愚直に処理施設への投資と環境配慮設計の促進を行ってきた訳だが、肝心のモノが半分しか集まらなかったので社会システムになっていないのも同然である。そうなってしまったのは、偏に、経済産業省や環境省をはじめとする行政の怠慢に他ならない。消費者への啓蒙、小売業者へのより厳しい罰則規定の適用または社会への公表による制裁をもっと徹底していかないとこのシステムはザル同然と揶揄されても仕方がない。 リサイクル料金が高い安いの議論も出ているが、それは現状の回収実績での料金が高い安いの議論であって、見えないフローをシステムに取り込むことが可能かどうかの議論をすべきである。まずもって、ローコストの社会システムをどうしたら構築出来るかの制度設計の議論に基づいてリサイクル料金が算出されるべきである。その際、一部の審議委員の中で前払いが後払いよりも良いとおしゃっる方がいるようですが、後払いであれば、実際、本当に排出する時にかかる費用は払わなければならないということの納得性は消費者には100%理解出来るが、前払いになった時、家電リサイクル法の本来の主旨の一つである製品の長期使用ということにそぐわないのではないだろうか。また、前払いになったとして、それが中古品として輸出される時にリサイクル料金は本来、リファンドされなければおかしいですよね。そのようなことが出来るとは思えないし、そうでなければ不公平感の一因になるでしょうし、そのような煩雑な手間ひまをかけることが国家統一システムの中で本質的に重要なことでしょうか。要約すると、見えないフローの実体解明がまずもって重要である。次に、系外への流出が問題であるのは自明の理であるからして、それをなくす制度設計をすべきである。その中で安上がりな社会システムのための料金のあり方、及び徴収方法を検討するべきである。そこから見えてくるのは、安上がりなシステムの中で、現行の後払いを継続する、但し、その安上がりなシステムにおける全体コストに基づいて料金が決められるべきではないかということである。そこまでの議論を行わずして料金の高い安いを論ずるべきではない。
	無料引き取りが横行して、一部の古物商の置き場に指定4品目が山の様に積んであるが、それがどうなっているのかとても心配である。正しく処理されるように再点検をする必要があります。
	料金前払い制度が一番の効果。今、家電業界のメーカー出荷に対する販売割合は量販70%地域店30%とも言われている。量販店にリサイクル法の完全遵守と指導強化したら「見えないフロー」対策の大きな前進になると思う。不法投棄対策の強化、「見えないフロー」対策の為にも引き取り場所、A，Bの統一こそ急務。
	中古製品として利用されるには、機能動作、安全確認がされているものが輸出さるべきです。PSEを輸出品にも適用するなど中古品輸出のルール化を進めるべきだと考えます。検討項目の中に「中古品の位置づけ」を制度上に位置づけるよう課題に盛り込むべきです。
	・現システムは、国民に受け入れられ、家電リサイクルの制度は定着してきた。消費者のリサイクル意識もさらに高まっている。現行法は、一部廃棄家電の運搬（流れ）ルートが不明確であるため製造業者にものが帰ってこない。買換え以外の運搬ルートは、確立されていないため見えないフロー（無料回収、中古輸出、不法投棄など）に物が流れている。ここが現行法の改善点である。自治体の役割に引取引渡し義務を付加し、買換え以外の廃棄ルート：消費者→自治体→製造業者を確立することが必要である 。 ・購入時、料金を支払うことで不法投棄が減るとは思えない。料金の支払い方を検討する前に、不法投棄や海外輸出など見えな いフローの流れを解明し、現問題を改善することが必要である。前払い制にする事は、消費者のリサイクル・環境に対する意識を下げることになる。消費者は商品を廃棄する時、10年以上前に支払ったリサイクル料金など意識はない。商品を廃棄する時リサイクル料金を支払うことは、3Rや循環型社会、リサイクルを再認識することになる。廃棄時にの支払いは、処理に必要な費用を支払うことになり、最も公平な方法である。
	家電リサイクル法独自の処理基準、認可制度の創設 現在、特定廃家電の収集運搬、リサイクルに当たっては、廃棄物処理法の処理基準が適用され、リサイクルの円滑な運用を図るために、特例措置を講じて対応している。しかし、現実には家電リサイクル法のルートに乗らず、現行の法制度等で十分に把握できていない特定廃家電の「見えないフロー」が相当割合に上っている状況である。また、地元自治体においても、廃棄物という位置づけのために、収集運搬において行政と民間の役割の混同等が見られ、管理・監督をしにくい状況である。今後、拡大する方向にある家電リサイクルを安定的に進めるためには、特定廃家電の位置づけを「廃棄物」から「リサイクル品」に変更し、家電リサイクル法独自の処理基準、認可制度を創設し、対応することが必要である。

意見内容	
1. 現行制度の評価	無料回収を規制すれば減少すると思う
	･家電リサイクル法の見直しの前提として、見えないフローの全体像を可能な限り把握し、リユース市場（国内中古市場、及び海外中古輸出市場）を解明し、課題を明らかにすると共に、出来る限り家電リサイクル法ルートに乗せる方策に関し、慎重な議論･審議をお願いしたい。 ･法施行後5年が経過し、年々着実に回収台数が伸びてきており、排出時排出者負担方式が定着化している。また、排出時排出者負担は処理発生に一番近いタイミングで必要な費用を徴収でき、最もシンプルで公平な方式と考える。徴収方式に関する議論をする前提として、見えないフローの全体像の解明とその対策が先決であると考える。
	家電品の不法投棄が法施行前後で不法投棄が４０％増えているとのことですが、これは無料回収業者が不要な家電品を捨てているからではないですか？リサイクル料金前払いになったら、無料回収業者が不要な家電品を無料でリサイクル出来るようになるのですか？でもそれだとその製品を買った消費者がリサイクル料金を払うのは、中古品を集めて、それを売る商売をしている人のためみたいになりませんか？私は、中古業者の為にリサイクル料金を払いたくはありません。もし、前払いを払って、中古業者に持っていって貰ったものは、前払いの払い戻しはあるのでしょうか？もし払い戻しがないなら、不公平と思います。
	系外流出問題をもっと真剣に、正面から考えるべき。家電メーカーが１１００万台回収処理したのには驚いているが、それと同数のわからない処理があるとは。中には、正しいルートに流れているものもあろうが、多くは不適正な処理と思う。全国各地で、フロン回収もせず処理されている冷蔵庫やエアコンがあるとも聞く。今回のこの時期はいい機会なので、しっかりと調査すべき。是非本気で実態把握をした上で、あるべき家電リサイクル法にすべきと思う。
	見えないフローの実態を調査し、必要があれば、無料廃品回収等に排出しないよう世間にアピールする必要がある。通常家庭からの排出は販売店の引き取りが大半をしめると考えられる。従って、販売店からのフローが適正であるか監査する制度が必要ではないか。
	家電リサイクルが順調に推移しているとは言え以前と不法投棄や海外ルートが耐えない。それからすると前払い式にしても、前述のルートの解明がなされないと、前払いの意味がないのではないでしょうか。それに順調に推移しているとするならば、今更前払いにする必要性が見えない。100％適切にリサイクルできる保証があればもっともな話であるが･･･
	不法投棄は、その行為者が誰であるのかを区分し議論する必要がある。 自治体の委員より「谷底に冷蔵庫が捨てられる」という話を繰り返しされているが、一般の消費者によって重い冷蔵庫を谷底に捨てるような事例が数多いとは思えない。業者が介在している件数の方が圧倒的に多いであろう。一般の消費者(使用者)が不法投棄の大多数を占めているのであれば、「後払い制度であるがために費用支出を忌避して不法投棄が発生する」ので、リサイクル料金や運搬料金を前払いにすれば不法投棄が減少するとの理屈が合うかもしれない。しかし、業者による不法投棄が多い場合に、前払いにすることによって本当に不法投棄は減るであろうか。中国を筆頭に海外での資源需要は旺盛である。中古品の輸出に何も規制がかけられないとすれば、日本で廃家電品を集めようとする業者は減らないだろう。リサイクル料金･運搬料金とも前払いであって消費者(使用者)の排出時の負担がない場合、市中回収業者は堂々と不要な家電品を集めて廻れる。消費者(使用者)は、自分の家庭から不要な製品が無くなれば良いので、無料で引取ってくれる市中回収業者が廻ってくれば、躊躇なく引渡すことができる。この市中回収業者自らか、または、これを市中回収業者から引取った業者は、ただで譲り受けた廃家電品から、有価で取り出せる部分だけを抜き出し、不要な部分は家電メーカースキームに引渡しても良いし、どこにでも投棄が行える。投棄されたものは、前払いでリサイクル料金を徴収しているので、自治体はメーカーに引渡す際にリサイクル費用を払う必要は無い。家電メーカーのリサイクル施設には、有価にならない部分だけが集められる（← これは「特定家庭用機器」か？）。小売店に廃家電品が引渡された場合も同様のことが起こる。小売店にはリサイクル料金の負担もなく運搬料金も後から手元に戻ってくるので費用負担はないはずであるが、家電メーカースキームに引渡すことによって受け取れる運搬料金と、家電メーカースキームに引渡す際の実際の負担額や負担感を比較することによって、その引渡し先が変わる。例えば、仮に家電メーカーに引き渡すと受け取れる運搬料金を1台当たり８００円と設定したとする。 大手量販では委託する運搬業者に８００円以内であれば持ち出しがなくなり利益になる。小規模な小売店であれば、自ら運搬した場合に８００円相当で見合うと判断すれば家電メーカーに引き渡す。しかし、８００円では割りに合わないと感じれば、無料で引き取りに廻ってくる市中業者に引渡した方が経済的に有利であると判断し、家電メーカーには引渡さず市中回収業者に引渡すであろう。小売店にとって有利な条件を設定（＝前払いにより受け取れる運搬料金を高く）すれば、小売店は家電メーカースキームへ引き渡すし、そうでなければ他へ流すことになることは審議会において流通側の委員が認めている。 ここで注意しなければならないのは、小売店の受け取る運搬料金を高く設定するということは、消費者が余分な費用を販売時に徴収されていることでもある。前払いという言葉の響きは良いが、見直しのどさくさに紛れて税金同様有無を言わさず取られてしまうということである。不法投棄や見えないフローの発生は、上述のように料金徴収の後･先では抑えられない。 前払いにすれば、逆に、市中回収業者は一般廃棄物と判断されてもおかしくないものを扱うのではなく、無償で引渡せるものを扱うようになり、大手を振って営業できる。チラシに「家電4品目無償で引き取ります」と大きく表示しても、行政は取り締まれなくなる。 不法投棄や見えないフローの発生を抑えるには、後払いのまま、市中回収業者の自治体による管理や、自治体による産廃業者への立ち入り検査、小売店への監視強化等が必要なのであって、料金徴収タイミングを変えることで今以上に良くなるなんてことはありえない。前払いにしたがために、逆に歪んだスキームになることが容易に想像されるのではないか。

意見内容	
1. 現行制度の評価	自治体の消費者への対応が「見えないフロー」をつくりだす要因になっている。引越しにあたり、自治体Aの担当部門に連絡をとると次のような回答でした。「洗濯機、冷蔵庫は自治体では引き取れません。大手量販のXに連絡をとって引き取ってもらってください」とご親切に具体的な量販店の名前まで教えてくれました。参考までに引越し先の自治体Bにも聞くと「洗濯機、冷蔵庫は引き取れません」との回答でした。次に量販Xに連絡を取ると、引き取りはするがいやいややりますという感じの返事で、非常に気分を害した次第です。過去の経験からは、買い替えの時であれば、スムーズに廃棄製品の引き取りの話は進みますが、廃棄のみの場合、量販店は前向きではありません。続いて、引越し業者M、Nに対して見積もり時に引取りを依頼したところ、冷蔵庫で７９８０円との回答でした。「ちゃんとリサイクルしてくれるのですか？」と聞いたところ「法律で決まっているのでちゃんとします」とのことでしたが、「リサイクル伝票は出してくれるのですか」とさらに質問したところ「それは何ですか？」と言われ、話を打ち切りました。続いて、不用品なら何でも引き取りますという回収業者のチラシを見て、その回収業者にも現物をみてもらい、見積もりをもらいましたが、非常に高い料金を言われたことに加え、具体的な処理については明確な説明がなく、非常にグレーであると感じました。このような過程を経て、最終的には、使えるものをリサイクルするのはもったいないと思い、冷蔵庫と洗濯機については知人を通じて外国人労働者の方に無償でお譲りすることにし、知人に引き取ってもらいました。この経験から感じたことは、消費者の立場からすれば、 ①引越し時はいろいろな種類の廃棄品が同時にでる。その廃棄品は自治体で一括して回収してほしい。 ②ただ、回収してくれるだけでなく、回収されたものは、家電4製品の場合は、メーカーに引き渡してもらい、環境によい、適正な、見える処理ルートに乗せてほしい。 ③現在は、自治体が引き取ってくれないがために、消費者は引越し業者や回収業者に依頼することになる。そのことが、確実に「見えないフロー」に繋がっており、最悪の場合は、不法投棄につながっているのではないか。 ④審議会のみなさんには、自治体の家電4製品の引取りの現在の実態、消費者に近い上記業者の回収処理の実態などをよく調べた上で、正しい方向に是正してほしいと思います。 ⑤また、今回の審議会の資料などを通じて、大阪の独自方式があることを知りました。このことにまず、驚きましたが、家電リサイクル法が国の法律であり、基本的には、同じ品質のサービスを同じコストで消費者に提供することが大事ではないかと思います。そうしないと、消費者の間で不公平感が生まれます。さらに、大阪方式の場合は、メーカーと違って、いつ処理をされたかトレーサビリティがないのではないかと思います。また、国民に2つの選択肢があることは、詳細をよく知らない消費者を惑わすだけではないでしょうか。しくみはできるだけ、わかりやすくシンプルにしてほしいと思います。
	「見えないフローだから見えない」では済まされない。見えないフローは総排出の約5割に達すると考えられ、見えないフローが不適正な処理や結果としてゴミ輸出となっていたら大問題。見えないフローの数量は見えなくとも、そのフローの大多数が中古品輸出か既存処理業者による処理（又は再生資源として輸出）であることは明らかと思われる。中古品輸出に中には、所謂「二個一、三個一」といわれる限りなく廃棄物に近いものも含まれていると思われる。無料回収車の回収後の行き先は不正ルートや闇ルートではないかと疑われる。既存業者処理の方法は環境大臣告示で定められているが、自治体の立入検査が行われた話は聞いたことが無く、摘発事例も無い。「摘発がないことは適法処理」との論理は国民の理解を得られるはずがない。 ⇒中古品輸出と再生資源輸出には、品質基準を定める等、規制と管理を明確に打ち出すことが必要。相手国と連携した不正ルートの取締りを実施すべき。既存業者処理は、産廃処理を禁止して排出する事業者にメーカーへの引渡し義務を課す。 また、一廃処理を行うならば、粗大ゴミと同様に自治体の責任下とし、その処理責任とメーカーと同様の実績公表を自治体に義務付けする。メーカーが行うリサイクルに回る数量を可能な限り多くすることが、今回の見直しの基本。そのポイントは、中古品輸出の規制、管理強化と産廃・一廃処理を廃止（行うとしても自治体の直接管理下において透明性を確保）する。。
	1. 見えないフローの大半は廃棄物処理法違反につながっている。 2. 5年余、上記の法律違反を無為にして放置した環境省および自治体の責任は重い。 3. このルートで活動する処理業者が請求している金額は安い。この金額で環境省が定めた基準を守って処理を行うことは経済学的に成立するはずがない。 4. 少なからぬ自治体は、回収した不法投棄家電をその実状にかかわりなく（経費額を節約するためだろうが）「リサイクルできないほど壊れている」と見なすことにして上記3の処理に委ねている。こういった自治体に限って義務外品の回収にも非常に冷淡である。この行動は彼らの普段の説明とは矛盾しているといわざるを得ない。 5. 廃棄物処理法の基準を定めるだけでは、上記の現状に照らして意味をなしていない。環境省および自治体は同法の厳正な運用を行い、違反者に対しては厳罰をもって対処し、もってかかる違法行為を激減させるべき。 6. 仮に、上記5が実行できない自治体があるのであれば、当該自治体において家電リサイクル法の適用を停止する等の法改正（実務的には、両主務大臣が指定すればよいのではないか。）を今回実施すべき。それが公表されれば、当該自治体はどのような行動を取るかは自明ではないか。
	処理ルートについて 製造業者に再商品化の義務を付加するのであれば、DfE、EPRの観点からも、別ルートでの処理は許可すべきでない。不明な台数の解明をすること、自治体ルート、産業廃棄物として処理されているものと思われる、国は目を瞑っているとしか思えない。国が言うほど輸出には廻っているとは思われないが、輸出の台数、ルートの把握をしないと、また、問題が起こる。

意見内容	
1．現行制度の評価	不法投棄よりも見えないフローが問題であり、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回わす努力が必要である。 廃棄物処理法に基づく処理が、基準を満たしていない業者もあると思われるので、実態を確認してほしい。
	無料回収を規制することが先決。廃品回収車を市町村が取締るべき中古販売する資格のない者は回収出来ないようにすべき。廃棄物処理業者による不法投棄や国外の不正輸出を規制すべき。
	リサイクルの推進と、違法行為の撲滅が同じ土俵で論議されていることに疑問を感じます。本来の家電リサイクル法の制定趣旨は、”家電製品のリサイクルの推進”であったと思います。一般ユーザーがリサイクルに参画し、意識を持って協力する体制は、現行の方式によって築かれたものと思います。不法投棄する一部の違法行為者を削減するために、本来の”趣旨”を弱めてしまって良いものでしょうか。事前に費用を負担すると言うことは、税金を払うことに似ていると思います。つまり、リサイクルに直接支払うという意識は生まれがたいと思います。そういう意味では、従来、自治体が税金で処理することと何ら代わりがないと感じます。前払い＝不法投棄がゼロになるという理論も理解できません。富士市では自転車を金属類を無償で資源ゴミとして回収していますが、いたるところに不法投棄されている自転車を見ます。前払いにしても、運送を含めて手間が発生する以上、不法投棄は無くならないと思います。また、詳細の意見の中に、谷底に落ちた冷蔵庫を何万円も支払って処理する費用を自治体が払うことはおかしいという意見がありましたが、前払いになったとして、なおかつ谷底にある冷蔵庫を処理するのは誰になるのでしょうか。製造者が谷底から引き上げるのですか？そうではないと思います。あくまで、違法行為と、リサイクル法は別であるとして考えるべきと思います。 見えないフローが多いとの意見があるようですが、見えないものすべてが違法行為ではないと思います。リサイクル料金があるから、リユースに回っているのであれば、本来の目的通り、リサイクルが推進されているのだと思います。問題は、見えないフローの中に、どれだけの違法フローが存在しているのかだと思います。近所にも、”家電品を引き取ります”といったトラックが回っています。そのような回収ルートの先を調査し、違法行為がないのかを把握すべきと思います。もしも、違法行為が横行しているので有れば、取り締まりを強化すべきです。そのことが、リサイクルの向上を促進することだと思います。使用者が責任を持って処理すると言うことが大前提になる以上、現行の方式にて何の問題があるのか私には分かりません。もし、前払いにするので有れば、従来のように、自治体が税金で実施すべきと考えます。ユーザーのリサイクルへの意識も大きく変わらず、より透明で簡潔な処理システムになると思います。
	現状の家電リサイクル法は社会システムとして機能し、着実に定着しており循環型社会に大きく貢献している。この排出時排出者負担をやめ、リサイクル料金前払い方式を実施すればどれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのか中古家電輸出業者等の介入で見えないフローの部分がさらに増加傾向となる恐れがある、又リサイクルによる循環型社会も崩壊する危機を含んでいる。 排出時排出者負担は消費者に社会環境責任を意識させるシステムであり維持、継続する必要がある。又、製品寿命が１０年～１２年ありその間に物価等の上昇が発生した場合リサイクル料金前払い方式では収支トラブルになり市場を混乱さす事を懸念する。
	現行制度の維持と精度アップがベスト。リサイクル料金徴収方法についてのみ検討されている様に見える見直し論議。しかし現状を見れば本来回収されて再資源化されるべき商品が、消えてなくなる「見えないフロー」の存在、中古品名目での海外への大量流出、闇の産廃ルートの存在をゆるしているのが実態ではないか。商品としての寿命を終え、中古品としての機能を有しないものまで海外へ輸出し、一部の部品取りをしただけで、他国で放置されても誰も責任を負わない。フロンの適性処理をした保障がない闇の産廃ルートの存在をゆるす。そんな制度で良いわけがないし、料金徴収方法を変えてもこれらの問題は解決ができない。家電リサイクル法の不備を見直すのが本論であり、法の裏、抜け道を塞ぎ罰則も強化し、世界に誇れる家電リサイクル法にするのが見直しの論点であるべきです。せっかく定着してきた「排出時・排出者負担」の原則と、メーカーが築きあげてきたリサイクルのシステムをくずさず対象品の全量回収、メーカー責任での再資源化を実施し、商品から商品へ資源を循環させるより良い制度の構築これがリサイクル法見直しの本筋と考えます。
	現在の料金は、市場原理を利用しつつ、国が監視するという相反する仕組みで設定されている。料金の透明性を問題視する意見があったが、この仕組みの中では総体的な額をこそ国が監視しなければ競争原理は働かないことになり、本来の目的を失う。一方で、処理過程で発生する環境リスクを回避するためにも一定の費用が発生するのは当然であり、各メーカーが設定する費用に大きな違いが無いのも、それぞれがキッチリ処理している証拠であると同時に、市場原理が働いた結果ともいえる。むしろ極端に安い料金で運営できていると主張する少数事例の方が、十分なリスク管理を実施できているのか疑問である。また負担方式（いつ支払うか）に対する論議では、不法投棄のみがとりあげられ、販売段階での支払いを主張する向きがあるが、その関連は不明確である。販売段階で料金を支払うとしても、運搬費用や関連する手間は発生するわけであり、不法投棄抑制効果は疑問である。むしろ現段階で負担方式を変更することは、既販製品の取り扱いや実費用との整合性、ため込みなどによる処理対象台数の大幅な変動など、方式変更に伴う問題の方が大きい。まずは見えないフローを把握できる仕組みや、悪者をキッチリ罰することを優先させるべきである。

意見内容	
1．現行制度の評価	･メーカーがリサイクルしているものはすべて1台単位で把握が出来ている。それに対してあまりにもいい加減に他の流れを放置してきた行政の責任は大きいと思う。これらが国内での不適正処理の実態を不明確にし、海外での不法投棄の原因を輸出する事に繋がっている可能性があると思われる。実態を明確にして今後の施策に反映すべきである。そのとき不適正処理が社会コストミニマムとなる形で是正される事が肝要と思う。 ･メーカー処理料金の固定化が言われているが、メーカー料金、大阪方式料金、無料回収業者など消費者を混乱させている実態が問題ではないか。これらの周囲条件を整理した上でないと本質をはずした議論になると思う。運搬費も一部流通業者が動脈商売の値引き材料に使っている事が料金全体に不透明感を与えている。静脈の費用は適正処理を維持するためにも透明に表に出し、商品価格とは別立てにすべきと思う。前払いになれば中古品等の不適正輸出がなくなるのか疑問である。消費者がどのルートに排出しようが排出時無料となり、従来の無料引取業者への排出も結局増加し、見えないフローや不適正処理を助長することになるのではないか。また、料金が前払いになって本当に不法投棄が減るのかも疑問である。不法投棄する人間にとっては処理のための手続きすら面倒であろうし、不法投棄は家電リサイクル法施行前から存在していたのだから大きな変化はないのではないか。より大きな海外での不法投棄も含めればむしろ増加する危険性が高いと思われる。従って、現在世界に誇れるシステムとして順調に機能している、本当に不要になった時に費用を負担して処理を依頼する現行の方式が最も自然ではないか。その上で見直すべき事を整理すべきと思う。
	中古品の流出が多いとの報告があった。海外で中古として役にたっているなら良いかもしれないが、現状は分からない。有価物だけ取り、不適正処理、不法投棄が行われている可能性がある。中古製品として利用されるには、機能動作、安全確認がされているものが輸出さるべきではないか。ＰＳＥ（電気用品安全規定）を輸出品にも適用することで大きな改善が図られるのではないか。国は是非このルール化を進めて欲しい。そうすれば、怪しげな輸出は無くなり、日本の適正な対応が評価されることにもなる。
	無料回収や買取りのどこが問題なのか理解できないし、全ての使用済み家電製品を全て家リ法ルートに乗せる必要性を感じない。一度、家リ法ルートに乗せてしまうとまだ使える家電製品であっても確実に素材または部品単位まで分解されてしまうのであるから、全ての使用済み家電を家リ法ルートに乗せるのは環境負荷軽減への貢献度（リユース＞リサイクル）から考えてナンセンスである。法的見地から考えても、排出者が“ゴミ”と捉えているものであっても、日本国内に有価で引き取る業者（リサイクルショップや輸出業者など）がいる以上は廃掃法の適用外となり、何の拘束力も受けないはずである。仮に、強制的に家リ法のルートに乗せるよう制度化しようとしても、上記理由から環境省･消費者･環境専門家（学者など）に猛反対されるだろう。喜ぶのは、メーカーからの受託量が倍増する再商品化処理施設とその関連企業だけである。また、“安い処理業者に流れる”とのコメントがあったが、これは明らかな家リ法違反。そのような事実が確認された時点で現行法において処罰対象となるはずであり、法の欠陥とは思えない。 この種の問題であれば、運用の中で軌道修正できる内容と考える。具体的には、排出者と小売店に対する罰則を強化した上で、メーカー提示の再商品化料金未満で使用済み家電製品を引き渡す／引き取ることが不法行為に当たることを周知徹底する（プレス発表やTVCFなど）ことから始められてはどうか。
	メーカーへの引渡違反や不法業者の横行、違法輸出などの徹底した取り締まりが必要です。立入検査の強化、罰則の強化も検討下さい。なぜ家電リサイクル法で処理する以外のルートに流れているのか、真剣に原因究明していただきたい。国民や流通に対する、徹底した啓蒙活動を国や自治体、メーカーが役割分担して実施すべき。
	家電リサイクルは3Rが基本と聞いています、新聞の報道などで、前払いが決まったようになっていますが、私たちが5年前に説明を受けたときは、長く使うと負担が少なくなるとの事でした、本来の趣旨を棚に上げて議論は困ります、排出のときにきちんと支払っていく仕組みで良いと思います、今までは、埋め立ての処分場が少なくなる為に私達は協力してきました、今後も継続していただき、不法投棄の取締りが本来の市町村の仕事ではありませんか、約１１００万台も協力してきました、見えない部分を追求して、りユースなのか（輸出含み）検証してください。
	全体の1～2％程度の不法投棄よりも、見えないフローのほうが絶対台数は数百万台であり、これを見える形へするための制度改革の方が重要です。内の既存業者による処理は、最終的にはおそらく産廃場に廃棄処理されていると考えます。リサイクル法の目的の一部には、産廃場の狭小に対応する対策も含まれていた筈です。従って、これらの見えないフロー対策（既存業者に適切な指導を行う）にて資源のリサイクル化と共に産廃場対策にも有効と考える。
	検討課題の「3Rの推進」で、成果の評価は重要で、家電製品の3Rの特殊性やあるべき形を整理し、製品安全や、家電ゴミの海外流出に対して、リデュース、リユースとリサイクルの関係がどうあるべきかの整理が必要ではないでしょうか。「不要になった家電品を無料で引き取ります」とリユースの回収車が市中を巡廻していて、資料6の「特定家庭用機器の排出･引取り･処理の係るフローについて」でこのような回収業者が約215万台引き取っていると推定しています。回収した特定家庭用機器が、本当にリユースされているのでしょうか。最終的に廃棄する際に、家電リサイクル法に定められた製造業者等に引き渡さずに、産廃業者に引き渡したり、家電ゴミが海外流出したり、有価部品を採取し、残りは不法投棄されているのではないでしょうか。実態調査が必要と思います。

意見内容	
1. 現行制度の評価	見えないフローが数百万台もあることは、廃棄物の適正処理の観点から大きな問題である。その実態（ルート、品目、台数など）をこの際明確にするとともに、それらが最終処分される際の処理実態をきちんと把握する必要がある。その後で、家電リサイクル法を見直すことによってそれらが改善できるかどうかを議論すれば良い。前払いか後払いかの議論も同様である。
	回収率は、買ったお客様が替わりに廃棄される場合を考慮すべきであり、市場に投入された台数を分母にすべきではないと考えます。買い換え、新規、買い増しのお客様があるとすれば、買い換えのお客様を分母とすべきではないでしょうか。この場合には、回収率は、６０％以上と推定されます。６０％以上の回収率は、決して低くないのではないでしょうか。 無料回収は、前払いならなくなるというのは、誰が保証することなのでしょうか。例え、前払いにしても、「有価で引き取ります」と、言う業者がなくなるとは思えないません。現在、このような業者に出しているゾーンの人達は、前払いであっても、些少でもお金がもらえるとなれば、同じようにこのような業者に出すのではないでしょうか。これは、このような業者を取り締まるべきであり、善意の人達まで、巻き込むべきではないと考えます。仮定の話なら、現状を変える意味合いがないのではないでしょうか。現在、無料回収と称して、まわっている業者が買い取るのは、例えば２５インチ以下の新しいテレビや、パソコンであり、ラジカセのような小型音響機器などが主体であり、何れも、海外で売れそうな物ばかりです。（ミシンなどもありますが）古い冷蔵庫、洗濯機などを無料で持って行く例を知りません。よほど新しくて、壊れていない製品で、中古として国内等で売却可能なものではないでしょうか。 古い冷蔵庫、洗濯機などを低価格であるがお金をもらってでも引き取るというのは、法律違反であり、取り締まるべきではないでしょうか。前払い制で、解決できる問題ではないと考えますが。輸出する業者を取り締まるべきであり、その労力を惜しむべきではないと考えます。過去に大量に流した流通業者がありましたが、お金をもらった上での事であり、このような事例からは、例え、前払制にしたところで、僅かのお金ではあるが、売却益がある限り、このルートへ渡す人は消えないと思います。このルートがなくなるとは到底考えられません。これらは、法律違反事例として、取り締まるべきではないでしょうか。 中国への不法輸出。家電4品目を不法に輸出することは、ビジネスとして無料･有価で回収している業者、その他、不法にこれらの輸出業者に流れた製品が存在することにあります。これらの業者への製品の流れは、前払い･後払いに関わらず発生すると考えられます。これらは、不法であり、法として取り締まるべきであろうと考えます。 海外での処理 現在の日本のリサイクル処理のインフラは世界にない高度なレベルであると考えます。銅の精錬工場のように、日本の長い歴史のなかで優れた公害対策で環境配慮型の極めて高質なリサイクル工場が存在しています。このインフラは、中国･東南アジアには存在していません。従って、中古家電を、そのまま東南アジアで処理することは、彼の国で環境汚染を起こす元凶とも成り、賛成しかねます。少なくとも、彼の国で処理できる物に限る事が必要であり、それでさえ、日本のリサイクル処理技術･処理システムを持ち込まなければ、安全とはいえません。日本の鉱山会社等の処理設備を彼の国で構築するのはコスト的に高くなりすぎます（日本の設備は半ば以上償却がすんでいる）
	「見えないフロー」のうち、国内での不適正処理は、不法投棄同様、重大な違法行為である。この違法行為に対し、環境省や自治体が今までどのような取り組みをし、成果を挙げてきたのか不明であるが、今よりもさらに取り締まりを強化すれば「見えないフロー」へ行くものが減少することは確かである。これは家電リサイクル法を改正しなくてもできることである。環境省と自治体は、このような違法行為の取り締まりを、早急に強化して欲しい。
	1000万台が行方不明で、1100万台が家電メーカー回収処理。1000万台はどこに行ったんですか？ここをきっちり潰すことが、一層世界に誇れる日本の家電リサイクル法になる源泉だと思います。ここをすり抜けず、しっかり調査して、国民に示して下さい。
	家電リサイクル法の徹底により、一般ユーザーにおいては、排出者責任は99%浸透しており、前払いにしたから大幅に不法投棄が減るとは考えられません。問題は業者が回収したのをどうするのかを検討するのが課題だと思います。対策案としては、回収業者を登録制にして立ち入り検査を定期的に行い指導する事が先決かと思います。

意見内容	
1. 現行制度の評価	法制定時に想定した廃家電発生量と再商品化量には大きな差がある。再商品化に回ってこない廃家電は、海外あるいは国内でリユースされている物もあるが、それ以外に、消費者の手元に不要品として保管されている物や法で定められていた以外の方法で処理されている物が相当数に上る。販売店に、消費者から引取義務品の引き渡しの申し出が無ければ廃家電が引き渡しされなくても、積極的に排出者（消費者）の引き渡し義務や販売店の引取義務を説明して再商品化を推進しようとする姿勢は見受けられない。また多くの市町村は、廃家電の引取は全て販売店の義務と思い込み、引取義務外品の引取義務をも果たしていない場合が見受けられる。販売店や市町村が、積極的に廃家電を引き取らないことによって消費者が戸惑っているいるところへ、引取義務者（販売店または市町村）以外の者が、各家庭の玄関先に、リユースやリサイクルと称して無料あるいは低価格で引取に回れば、消費者の手元に眠っている廃家電の大部分は間違いなくそちらへ流れる。法で予定しているルートを外れた廃家電は、その流れを把握する術が無くなり、不法投棄に繋がる恐れがある。この原因は、消費者のリサイクル料金への抵抗感も少しはあるが、消費者、販売店及び市町村に法の趣旨及び廃家電の引渡や引取に対するそれぞれの責任が十分理解されていないことが最大の原因である。法では、メーカー、販売者、消費者及び市町の役割分担が明確に示されており、仕組み自体に大きな問題はないが、メーカーが、法律制定時に大いに関わったのに比べると販売店、消費者及び市町村の関わりが小さく、メーカーを除く各者の役割が十分に果たされていないことが、廃家電の流れを阻害している大きな要因である。現状を改善するためには、消費者に分かり易い回収システムを築いて、関係者が、法の趣旨を理解し、それぞれの役割を果たすよう、再度、消費者、販売店及び市町村に理解を求めていく必要がある。 ①基本的な考え方 法に定められた家電リサイクルの円滑に進めていくためには、消費者に分かり易い引き渡しルートを示すこと及び収集運搬経費の負担軽減を図り、消費者の理解と協力を得ることが重要である。 ②分かり易い引き渡しルート 法の対象となる廃家電には、販売店の引取義務品と行政（市町村）に引取義務のあるいわゆる引取義務外品があり、販売店と行政による2つの回収ルートがあるが、法施行前から今日まで廃家電の引取実態では、主たる引取先は販売店となっている。72%の市町村では行政回収が原則として行われず（平成17年10月の環境省の調査結果）、事実上、行政は引取義務外品の引取義務を十分に果たしていないと推察される。廃家電の受入に消極的な販売店と行政との間で、消費者は、廃家電の引き渡し先を見失っているのが現状である。消費者の手元に廃家電が発生し、引き渡しできる販売店が分からないなどの理由で、消費者から行政に引取の依頼または相談があった場合、行政と販売者が協力して廃家電が引取を出来る体制を整えておけば、消費者は、法に定められた引き渡し義務を戸惑うことなく果たせることになる。行政が、廃家電の主たる引取先である販売店と、双方の役割分担を踏まえて良好な関係を築き、販売店にとって、消費者は、必要経費を負担し、しかも新しい顧客となる可能性を持っているなど、義務外品の引取が一方的な負担ではない面などの理解の下に、販売店を義務外品の回収協力体制に組み込むことができれば、消費者と販売店の垣根が取り払われることとなり、廃家電は、消費者から販売店を経由してメーカー（指定引取場所）に至る再商品化ルートで的確に回収することができる。 法で、廃家電のリサイクルを制度化した主旨は、従来の廃棄物処理を一歩進めて、環境負荷物質など家電製品の組成及び構造を最も熟知しているメーカーに、責任を持って再商品化することを義務付け、より高度な再商品化と環境負荷物質の適正処理を目指すことであり、従来の主として破砕して有価物を取り出す方法では限界のある多くの課題を解決するために制定された。更に今日では、高循環型商品つくりのために商品開発からDFEや回収した素材の再利用促進等、メーカーが自ら循環性の高い商品つくりに積極的になるなどの成果が見られる。しかしながら、メーカーが、法の趣旨に添って再商品化義務を果たしている一方で、回収・リサイクルに関する排出者負担軽減などを理由として、今なお、法で定められたルートとは別の従来どおりの廃棄物としての処理や、再使用を看板とする家電回収ルートが存在している。このことは、メーカーに製造者責任を逃れる口実を与えることとなり、消費者の利益には繋がらないばかりか、循環型社会構築の流れにも逆らうことになる。循環型社会形成のために、家電品の生産及び流通等の事業者、使用者、廃棄物処理行政を担当する市町村の果たすべき責任が、社会的に十分理解・徹底されていないことが、法で定めたルート以外の処理ルート並存の原因があると考えられる。今後、より高度の再商品化や再利用の促進と環境負荷物質の適正処理を求めていくためには、メーカーの製造者責任を再確認して再商品化事業のレベルアップを求めるとともに、排出者（消費者）・販売店・流通業者・行政等、幅広い関係者が、お互いに情報交流しながらその協調体制を築き、社会システムとしての定着を目指すべきである。
	全体の1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローが問題であることに賛成である。ちゃんと見える形にすることはもちろんだが、リサイクル義務者であるメーカーや、自治体などで正規の家電リサイクル法のルートに大部分のものが回るような制度を見直すことが必要だと考える。
	家電リサイクルの現状 ・廃棄される家電製品の約50%程度が、メーカのリサイクルプラントで処理されている。残る50%は処理されていない。 日本の家電リサイクルのあるべき姿 ・廃棄される家電製品100%を国内メーカのリサイクルプラントで処理することが望ましい姿と考えられる。 あるべき姿に対する問題点 廃棄される家電製品100%がメーカのリサイクルプラントに行くような仕組みになっていない。具体的には以下の2つの問題があると思われる。 1）廃棄物処理業者に流れることを規制していない。 2）中古家電製品が海外に流れるの阻止する仕組みになっていない。 あるべき姿を実現するための施策の取り組み 1）あるべき姿に対する考えが審議会、経済産業省、環境省、等から提示されていない。 2）上記あるべき姿を実現するための課題、取り組みの議論を行い、今回の見直しの内容にすべきと思います。

意見内容	
1．現行制度の評価	【家電メーカ自身が再商品化実施義務者であるということが重要】 廃棄物の減量･再生資源の十分な利用を通じて循環型経済社会を形成する、という目的に対して、家電リサイクル法の過去5年間の実績は、処理台数の順調な増加･再商品化率の着実な向上･フロンなどの環境負荷化学物質の適正処理などによって、確実な成果を挙げてきたものと考える。また、当初は金属資源の回収が主であったが、樹脂材料の再商品化が拡大している。樹脂材料の再商品化は、どの品目のどの部品の樹脂であるかという出所･履歴が判っているものを回収し、成形材料として使いこなすということがメーカの目の届く中で行われているということの効果が大きいと考えられる。樹脂材料の場合は、着色や物性の劣化を元に戻すことが困難であり、再生材料の由来が不明なものは、家電製品の部品用の材料としては信頼性･耐久性･物性の面から使うことができない。そういう意味で、樹脂材料の水平リサイクルが進んだということは、家電メーカ自身が再商品化実施義務者であるという現在のスキームが有効に働いているという典型例である。資源をできるだけ有用な形で回収し使いこなす技術開発や、資源回収をやり易くするためのリサイクル性配慮設計（DfE）を進める動機付けが家電メーカに働き、資源をクローズループで循環させる「循環型経済社会」形成に向けて一歩前進できた。従って、家電メーカ自身が再商品化実施義務者であるという現在のスキームは維持すべきと考える。
	リサイクル料金を生産者負担とすることが環境配慮設計を促進します。家電リサイクル制度に拡大生産者責任を貫き、生産者に物理的に面だけでなく、「リサイクル料金は生産者が製品を出荷する時に生産者が負担する」という財政的な責任も負うこととします。このことにより、生産者は製品設計段階において製品の環境負荷を小さくするような動議付けがうまれます。現在の後払い方式や、消費者が購入する時の「後払い」方式では、競争原理が生まれません。つまり、リサイクルコストが生産者まで伝わることが重要なのです。家電リサイクル法「リサイクル率」――「実績に即し、リサイクル率を上げること」私たちが家電メーカー１１社に行った調査では、実際のリサイクル率は法基準より10%以上上回っています。リサイクル率を引き上げることは十分に可能です。リサイクル率基準を引き上げは、技術革新を促すことにもつながります。
	家電リサイクル法において、その条文に「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を 上回るものであってはならない」（第２０条 2項）としている点は、見直す必要があるのではないか。そもそも民間企業は利潤を上げることが存在意義の一つである。利潤を上げない事業を行うことは本来の姿ではない。官ほどではないであろうが、メーカーは利益を上げる必要がない部分では競争原理が働きにくい状況にあることを、まず認識すべきだ。内閣府を中心に国はＰＦＩ事業を推進している。ＰＦＩでは「公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり、、、、」、「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである」とされているが、これを担う企業が利潤を上げてはならないとはなってはいない。請け負った企業は利潤を出しながらも、従前に行政が実施していたよりも低廉な費用で、質の高い業務を行うのである。第２０条 2項の「適正な原価を上回るものであってはならない」という部分は、「適正な原価に加え最低限認められるべき利潤を加えたものを上回るものであってはならない」とすべきで、それにより社会全体のコストが下がるようになれば良いのである。リサイクル料金が高いと言われているが、比較すべきは5年前まで自治体が行っていた処理料金との比較である。行政が処理していたレベル(埋めるだけ)に投入されていた税の総額と、家電メーカーの処理レベル(再商品化率７０%以上)に対して消費者が負担した費用の総額を比較し、どちらが高いのか検証すべきである。法施行後、冷蔵庫の断熱材フロンの回収義務が増え、プラントは一斉に投資をしたが、消費者の負担額は変わっていない。 処理レベルが上がり、負担費用がそのままであるということは、実質上は値下げがあったとも言えるのでないか。家電リサイクルプラントを見学すれば容易に気がつくことであるが、手分解に携わる人員が多く、製造時のような自動化とはなっていない。当然、1台当りの処理費用に占める人手の割合は高い。安く抑えようとすれば、人手を減らし、破砕機にかける方式を選ぶことになる。処理コストを抑えるために、法定の再商品化目標値ぎりぎり満たせば良いとの考え方に立って、手分解に要する人手を減らすことをこの見直しは求めているのかもしれない。家電リサイクル法の料金に競争力が働きにくい一因として、自社製品のみのリサイクルが義務付けられ、他社製品を引取れない点にある。A／Bグループに分かれているが、どこのメーカーの製品を処理しても良いということになれば、競争は進むであろう。規模の拡大によってリサイクルプラントの効率性が上がり、リサイクル費用は下がる可能性が高い。また、指定引取場所での引取り時のサービスも今以上に上がることは間違いない。ただし、自社のスキームに戻らない製品に拡大生産者責任（ＥＰＲ）の考えや環境配慮設計（Ｄ|Ｅ）は働きにくくなるし、また、シェアの低いメーカーはリサイクルに積極的には参加しなくなるであろう。今回の見直しの第一の目標をリサイクル費用を下げることに置くのであれば、メーカーにリサイクルを義務付けるより、ＰＦＩの公募事業として、あらゆる業種に事業門戸を開いて参入させれば良い。半分しか集まらなくても１０００万台の物量がある。大阪府の既存業者ではないが、手を挙げる事業者は多いであろう。海外企業も含めて公募したなら、おそらく中国企業が、バーゼル条約も加味した上で中国政府の後押しを受けて、日本からすべて廃家電品を集めて処理することであろう。間違いなく、リサイクル料金は下げられる。

意見内容	
1. 現行制度の評価	4品目は、自治体では適正処理が困難な「適困物」であり、従来は一部の鉄等の回収がされるだけで殆どが埋め立て処分されていたため、有用な資源回収もされず、処分場が逼迫。製品をもっともよく知っているメーカーにリサイクルさせることで、適正処理と再生資源回収を進展させて最終処分量を減少。また、処理しやすく環境負荷の低い製品造りに生かす。4品目は買替えが多数で配達・据付商品であるので、小売業者が商品配送時に帰り便で回収することが商慣習で行われており、これを踏襲することが効率的でかつ総合的な環境負荷も低い。全てを小売業者回収にすることはできないため、小売業者義務外品は従来通り自治体責任。 ⇒大阪府方式等の既存業者処理は、上記の基本思想を忘れ去り、地元利権のみを主張する身勝手な論理。自治体は、小売業者義務外品について住民にとって便利で効率的な回収スキームを構築して全て製造業者等に引き渡すことが基本原則。引き取らない、市町村の施設への持込を住民に強要する、不当に高い収集料金のような姿勢を至急正すべき。
	メーカーは、指定されたリサイクル量をこなしており、またリサイクルしやすい製品を設計するなどの努力を業界として進めており評価できる。また、リサイクル施設でのリサイクル方法も当初より改善されていると聞くのでリサイクル料金自体は、高いとは思わない。
	産業廃棄物である廃家電品のリサイクルについては、拡大生産者責任の観点からは家電メーカに引き渡すことが求められるが、 産業廃棄物の業等の許可を有する既存の再生資源業者が廃棄物法の処理基準を尊守すれば、事業所から排出される廃家電品を扱うことは現状でも可能であり、国の見解にもその旨明記されています。此れではリサイクルについて、メーカ責任を規定している家電リサイクル法の趣旨と異なる。リサイクル率向上の為の情報がメーカにフィードバックされない為にリサイクルし易い製品作りに活かされないのでは?と考えます。
	家電リサイクル法の良いところは、再商品化実施者をメーカーにしている点である。費用だけを負担する他のリサイクル法と違い、全国的に名の通った家電メーカーが直接再商品化を実施することで、安全、安心、順法、高リサイクル率のリサイクルが実現できた。メーカーは十分に責務を果たしていると言える。
	メーカーにリサイクル義務を負わしている最大の理由は、環境配慮設計を促進することにあり、その点で現行制度は大きな成果を上げていると評価したい。安易に価格が安いからといって、既存業者による処理を肯定するのは、この考えに反するので如何なものか。
	静脈物流は商品開発・設計段階から考慮されるべき時代であり、基本原則はリサイクル関係費用込みでの販売価格構成として法制化し、使用済み廃棄時は、少なくとも全国の各地公体の支所・出張所や24時間対応の窓口レベルの場所のみに於いてでも、回収箱：ステーションを設置し、誰でも何時でも何処でも搬入できるようにすべきであり、家電販売店や家電量販店等での扱いについては、別途検討すべきであると考える。
	生産段階で、メーカーの責任でリサイクルしやすい製品を開発生産すること。多少高価になっても耐久性のある製品を開発し、修理システムを充実させること。
	・企業間の競争を通じて、環境配慮設計を一層促進する観点から、制度の在り方を検討すべきとの意見については、賛成。しかしながら、環境配慮設計の促進のために、製造業者等が物理的な処理責任を負うという考えが、再生資源業者の活用を阻むことにつながるのであれば、その考えには、反対。製造業者等が、すべての特定家庭用機器のリサイクルについて物理的な処理責任を負わなければ、環境配慮設計の促進が図られないということではなく、環境配慮設計の促進と再生資源業者の活用は排除しあう関係ではないと考える。法施行後5ヶ年間で、各メーカーにおいて具体的にどのような環境配慮設計が行われ、その結果、当該製品のリサイクル料金が、どの程度低減されることになるのかを明らかにすべきである。また、製品を購入する際に、その製品がどの程度環境に配慮した設計になっているのかを消費者が判断できるような仕組みについても、検討すべきではないか。 ・既存業者の処理内容の透明性を確保した上で、既存業者の取扱いについて検討すべきという意見については、賛成。製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした仕組みの中で、既存業者の取扱いについて検討すべきとの意見については、反対ではないが、既存のリサイクル法、たとえば、容器包装リサイクルにおける市町村独自のリサイクルや自動車リサイクルにおける解体業者の役割など、必ずしも製造業者等が再商品化義務を負っていないスキームも存在していることも考慮すべきと考える。しかしながら、製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした場合は、たとえば、独自ルートと指定法人ルートが併記されている容器包装リサイクル法のシステムをモデルとし、現行法令に規定する「製造業者等が自ら（委託を含む）リサイクルする仕組み」に、新たに「製造業者等が指定法人（再生資源業者は指定法人に登録）に委託してリサイクルする仕組み」を追加するなど、法の枠組みの中で再生資源業者の活用が図られることが重要と考える。環境配慮設計につながる拡大生産者責任の仕組みを前提としながらも、製造業者以外の再生資源業者を活用し、競争性を持たせることにより、消費者にとって、より負担の軽減が図られるような合理的な仕組みを構築すべきである。なお、環境配慮設計の促進の観点から、再生資源業者がリサイクルの過程で得た情報を、製造業者等にフィードバックする仕組みを検討する必要があると考える。

意見内容	
1. 現行制度の評価	製造業者における環境配慮設計はかなり進んでいる思われる。その効果がリサイクル面で出るのは10年後ゆえ、もう5年ほど様子をみるべきだと思う。
	メーカーにリサイクルを義務付ける意義は、メーカーによる環境配慮製品の普及に向けた取組みを強く促すことにあると考えます。 この部分が更に強化されることにつながるような見直しとなるように、よく審議していただきたいと思います。
	現在は、家電メーカーが頑張っていろいろな取組みを行っていると思う。これも後払いという日本独自の方式からではないか。海外では、メーカーの環境配慮設計はあまり働いていないと聞く。現在のシステムを変えて、この環境に対するいい流れを変えてもいいのか。将来をしっかり検討して欲しい。
	現在、メーカーは再商品化率の基準を上回っているが、その後の利用は不明瞭であり、また、環境配慮設計を促進する上でも、メーカーに再生素材使用率の数値目標を設定すべきである。廃家電品から家電製品の原料となる再生素材を抽出し、再びその素材を再生素材として家電製品に使用する。メーカーにはその再生素材使用率の数値目標を義務づける。そうすることで、メーカーはパフォーマンスではなく、本当の意味でのリサイクルや環境配慮設計に力を入れて取組むことになり、製品の生産から廃棄までが省資源・低コストで実現可能となり、循環型システムが出来上がる。また、この仕組みが処理単価の低減につながり、不法投棄対策の一助にもなる。
	現在使用する素材の量や種類の削減、無鉛ハンダの採用、使用時の省エネ性の工場等、環境配慮設計を取り入れた製品がすでに市場に出ている。またリサイクルを容易にするため、製造業者が自らの製品を再商品化することに利点を生かし、再商品化施設からの情報のフィードバックを受け、解体容易性やプラスチックの種類やグレードの絞込み、クローズドリサイクルに積極的に取組んでいる。消費者に分かりやすい環境配慮設計製品のPRを、より一層進めて頂きたい。国・自治体には、環境配慮設計製品の税法上の特典をご検討頂きたい。
	現行の法制度下で、メーカーの環境配慮設計は順調に進展していると理解。家電製品の寿命は長いから、環境配慮設計された製品が戻って効果がでるにはまだまだ時間がかかる。
	家電リサイクル法の制度では、使用済みの特定家庭用機器は製造事業者等が処理をすることになっているため、リサイクルしやすい製品を必然的に設計するようになるので、環境配慮設計の方向に進むことが見込まれる。
	メーカーにリサイクル義務を負わしている最大の理由は、環境配慮設計を促進することにあり、その点で現行制度は大きな成果を上げていると評価したい。安易に価格が安いからといって、既存業者による処理を肯定するのは、この考えに反するので如何なものか。（再掲）
	リサイクルの過程や処分先の説明責任を果たすこと。
	不法投棄されている物が、家電品のみでないので、家電リサイクル法で見直すより、不法投棄に対しての、罰則規定を強化するほうがいいと思います。たとえば、車の駐車禁止のように、簡単に見つけて、簡単に罰金を徴収できるようにそして、“ごねればごねるほど”罰金が増えるように。
	消費者が絶対に不法投棄しない仕組みこれが重要。
	「リサイクル料金の排出時負担が不法投棄につながっているので販売時徴収が良い」との声があるが、不法投棄の要因をもっと調査・分析する必要がある。「廃棄するものにお金を払いたくない」と言う単純な動機から不法投棄するケースもあるが、市町村が回収すべき「義務外品」に対する不熱心な態度がこのような不法投棄を助長していると思う。買い替え以外で販売店に依頼すると収集運搬料金は格段に高い料金（近くの量販店では買い替えの場合105円、買い替えなしの場合は4,200円の表示）を取られる。 そこで、行政サービスを使おうと思っても、市のホームページは家電4品目の廃棄は「扱わない」「電気店に依頼せよ」「市町村によっては行政窓口の電話番号の記載をしていない」と不親切である。「義務外品」について、市町村の責務としてしっかりした行政サービスを行なうべきである。また、審議会の議論で「不法投棄の処理費用がかかるので前払い」との主張があるが、家電リサイクル法施行によって、市町村全体の処理費用は年間約355億円削減し、メーカーは約232億円の増加（産構審廃棄物・リサイクル小委員会第2回企画WG資来 A2001.9.10）になっている。この市町村で削減できた費用が社会に還元されないまま、さらに不法投棄処理費用をリサイクル料金から負担することになれば、社会的コストは増加する一方である。「市町村の社会的役割」を考えるべきである。

意見内容	
1. 現行制度の評価	・不法投棄対策として廃棄時負担方式から販売時負担方式に変更するとの意見があるが、不法投棄の主因が義務外品に対する自治体の不適切対応であることから、この変更は無効であろう。 不法投棄対策の強化 ・犯罪行為である「不法投棄」に関する対策責任は自治体にある。 ・不法投棄の発生率については自治体間にばらつきがあるはず。 ・自治体で差異の原因を解析することによって対策効果を明確にすべきである。（どんな対策がより効果的であるか） ・自治体自体が困っているのであるから、不法投棄に関する自治体間交流会などの開催が望まれる。 ・不法投棄の主因は義務外品に対する自治体の対応のまずさと思う。（前記提案の交流会で明らかになると思う）
	不法投棄＝料金回収「販売時負担方式」に議論が集中しているが、料金回収「販売時負担方式」にすれば、家電リサイクルの課題がすべて解決するのか。現行法スタート時に不法投棄に対する課題取組みは無かったのか？不法投棄の問題で、制度全体のあり方を議論するとするならば、不法投棄の詳細を明らかにし（不法投棄は4品目だけが発生しているのか）議論するべきである。 料金回収を「販売時負担方式」にすると不法投棄は何故削減されるのかの根拠が不明である。収集運搬料金の販売時負担や義務外品の自治体対応不足問題、罰則規定等総合的な対策が必要である。
	・世界でも類の無い優れた仕組みで、成果を挙げて、国民にも浸透してきたこの法律をなぜ根本から変更する前払いに変える必要があるのか。 ①不法投棄の原因と主張している者がいるが、なぜ前払いになったら本当に不法投棄は減ると断言できるのか・・・根拠を明確に説明されたい。不法投棄は犯罪であり法で厳しく罰することで取り締まるべき。 ②自治体、販売店は自分たちの役割を判って前払いを主張しているのか ・自治体は不法投棄の処理費用の負担が大きいと言うが、法施行前は膨大な費用で大型ゴミととして処分していたのではないか。義務外品の処理は自治体の役割であり、それをしっかりと果たしていないから、消費者が処分に困り不法投棄してしまうのではないのか。 ・販売店も料金の授受、券の発行、消費者への説明が大変と言うが、法施行前の審議会で消費者、販売店、メーカー、（自治体）の役割については、合意したのではないのか。消費者は料金を負担し、メーカーは処理施設やスキームつくりに膨大な費用を出資している。自分たちだけが被害者のような虫のいい事を言うのはあきれ返る。
	勉強不足かも知れませんが不法投棄の何パーセントが家電に値するのですか？少ないから良いとは言えませんが家電以上に環境汚染激化製品があると思われます。例えば良く目にします自動車、タイヤ、土壌の山積みetc。不法投棄を行政としてもっと厳しく取り締まって欲しい。
	・不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界等も一定の責任を課すべきではないか。といった意見があるが、一部の遵法精神が欠如した犯罪者の犯罪をツケを税金を消費する自治体やさらなる製品価格への転嫁が予測される業界へ回そうという安易な発想には反対である。まず、一般廃棄物、産業廃棄物の処理に関する規制責務を持つ自治体が白昼堂々と家電機器類を回収巡回する者を取り締まるなど、なすべき義務を果たした後の議論とすべき。 ・不法投棄防止対策として、引取り・リサイクルに係る費用を販売時に負担すべきではないか。という意見がもっともらしく語られているが、犯罪者の発生を見込み、これを社会全体で広くカバーして見えなくする方向である。つまり犯罪者が犯罪者として摘発されるリスクが減少し、ますます適切に排出する責務を果たさないという犯罪をしやすくなる方向の改悪であり反対である。
	廃家電品に限らず、不法投棄は違法投棄です。各自治体は不法投棄の未然防止に向けて、「巡回監視やパトロール」「ポスター、チラシ、看板等による普及啓発」等の活動に取組むことが求められていると思います。いずれにしても、違法行為に対しては、厳重な罰則を持ってのぞむことが極めて大切ですし、その行為者を突き止める方策が重要だと思います。
	家電品の不法投棄を減少防止するには、啓発活動強化（一般消費者に対して実施することは、監視の目を養うという観点からも重要になる）と処罰権限を持った警察などによる監視体制強化の両輪が不可欠。家電リサイクルの4品目については、その大きさ、重さから考えて、一般の消費者が捨てるには困難な対象物であると思われる。　不要となった重量物を運ぶ能力を有する人でないとそう簡単には捨てられないため、一般人が捨てるケースは少ないと考える。従って、行政においては、「どこを攻めれば良くなるのか」不法投棄の実態を継続的によく調査し、データとして分析できるようにしておく必要がある。不法投棄に関しては「捨てる人は捨てる」と見られ、料金徴収方式における「前払い」「後払い」には特に関係がないと思う。罰則強化や監視活動、防止キャンペーンなど世の中に対し、もっと不法投棄防止の露出度を高めるべきであろう。

意見内容	
1. 現行制度の評価	特定家庭用機器の不法投棄は、平成１２年度約１２万台から平成１６年度約１７万台と４０％以上増加しているということであるが、調査方法が違うのであるから、単純比較をして不法投棄は増加している、と断言するのは間違いである。平成１５年度から１６年度にかけて、不法投棄台数は若干ではあるが減少している事実に注目すべきである。更に平成１７年度上期も減少傾向が続いており、不法投棄が増えているという誤った見方は改めるべきである。（本来なら、平成１７年度下期（年間合計）の実績がまとまっているはずであるのだから、環境省は早く結果を公表すべきである。）不法投棄は犯罪である。不法投棄の問題は、自治体が取り組むべき責務である。不法投棄が増えていると嘆くばかりではなく、まして処理費用が足りないなどと言わず、不法投棄をどうしたら減らせるか、消費者のモラルアップを図る等の活動を推進すべきである。不法投棄は、単に家電品のみの問題ではない。そこのところを良く見極めて、自治体が自らの責務として取り組むべきである。料金徴収方式を前払いにすれば、不法投棄は減るという意見があるが、なぜそうなるのか理解できない。どうして減るのか論理的な説明をぜひ聞きたい。不法投棄防止のためには、自治体が「義務外品」に対し十分な措置を講ずるべきである。自治体が自ら乗り出せば、自ずと解決する。収集運搬料金を民間より高く、ひどいところではリサイクル料金より高く設定しているところもあると聞く。それが不法投棄を惹起しているのだということを認識すべきである。今回の見直しは、不法投棄撲滅が目的なのか。不法投棄は家電品のみの問題ではないのだから、家電リサイクル法の見直しとは切り離して、総合的な不法投棄防止策の検討の場を作るべきではないか。環境省はもっとしっかりして欲しい。
	リサイクル法対象4品目の回収・処理については5年前までは自治体が実施していた。リサイクル法施行以降は、それが当該事業者に移り、その分、自治体のコストが減ったハズだ。そのコストダウン分を明確にし、余剰となった金は何に使ったかを詳らかにする必要がある。そもそも家庭からのごみ処理は行政の仕事である。リサイクル法について国民を啓発するとともに、不法投棄を取締るのは行政の責務。現行制度を違法行為の要因とするのは責任逃避だ。当面はコストダウン分を不法投棄撲滅に投下すべきだ。
	・料金負担方式 （1）不法投棄を削減するには、料金負担方式を前払いにすることで解決できる問題ではないと考える。前払い方式により不法投棄が減るという根拠を明確にする必要がある。 （2）各料金負担方式（前払い方式、現行の後払い方式）メリット、デメリットを明らかにすること。 （3）前払い方式を仮に採用した時、家電リサイクル法に則り正常に排出処理される予測台数および不法投棄の削減効果をシミュレーションし、その効果を議論すべきである。未確定のまま負担方式を変えることは、社会的にも混乱や経済的な負担が発生するため避けなければならない。
	不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界も一定の責任を課すべきではないか。現在、不法投棄された製品は収集・保管・処分とすべて自治体が受け持っているが、リサイクル料金は業界が持つこととし、自治体は免除されたい。また、現行法規では不要となった時点で費用負担が発生するシステムのため、不法投棄を誘発していると考えられるため、購入時点に費用負担することとされたい。
	不法投棄は犯罪なので　まずきちっと取締りをおこなってほしい。 業者が集めにくるがあの人たちが捨ててはいないか取り締まってほしい。家電よりは　自動車、タイヤなどを先に処分してほしい。自治体もきちっと回収処理して次の不法投棄を助長するような場をつくらないようにしてほしい。
	リサイクル料金を「生産者が製品を出荷する時に生産者が負担方式」に改める。不法投棄は、家電の排出時に高額のリサイクル料金を支払わなければならないことに原因があります。監視やパトロール強化、消費者に法律の趣旨を徹底する等も必要でしょうが、第一にすべきことは、その原因となっている「リサイクル料金の後払い」を改め、「前払い」とすることです。排出者にとって何の価値も生まない排出時に、リサイクル料金（それもかなり高額）を負担することは、誰もがおこなえるリサイクルシステムとは言えません。リサイクル料金の「前払い」は、消費者が家電品を購入時する時に払うのではなく、生産者が製品を出荷する時に生産者が負担（商品価格に含む）する方式にすべきです。家電リサイクル法は拡大生産者責任の考え方のもと、生産者にリサイクル等適正な処理を義務付けていますが、これに加え、財政面でも生産者が責任を負うべきです。これにより、販売価格が上昇し、消費者が不利益を被る可能性は少ないと考えます。リサイクル料金が製品価格に上乗せされたとしても、現状の低価格化競争、販売時の値引きなどにより、リサイクル料金が販売価格にそのまま跳ね返る可能性は極めて少ないと考えられます。定価があってなきがごとくの販売競争が行われています。パソコンリサイクル法導入時には、販売価格に影響を与えませんでした。
	・不法投棄については、家電リサイクル法と切り離して考えるべきである。家電リサイクル法内で検討する項目ではない。不法投棄については、別法律で規制・罰則強化できるはずである。 ・現行制度を継続すべきである。販売段階の負担方式に変更しても、不法投棄は無くならない。家電の廃棄時の公平性を守るためには、排出時時の負担方式である。 ・国や自治体による不法投棄の実態と問題点の情報発信
	不法投棄は、犯罪であり自治体が中心として取り締まるべき。自治体が、「費用がかかるからやりたくない。」と考えてるとしか思えない。家電リサイクル法の見直しと直接の関係は無いのではないか。 海外での不法投棄実態を調査し比較して欲しい。

意見内容	
1. 現行制度の評価	不法投棄が増えているとか、見えないものがもっとあるとか、委員それぞれの感覚で議論がなされている。環境省や自治体の委員は、データを積極的に示すべきでありこれに基づいた議論を期待する。不法投棄は存在すること自体許容できないがごとき評価があるが、法で定められたといって違法行為が絶無になることなどあり得ない。法律で重罪が課せられるものであっても、これを破るものは常に存在する。不法投棄は犯罪であり、守らない者は指弾されるべきものである。不法投棄が摘発される事案を見ても市民個人ではほとんどなく、不届きな業者が大量に且つ何度も犯罪を繰り返しているものが多い。これこそが問題であり、なぜもっと取り締まらないのか、罰則を強化しないのか疑問に思う。一方で犯罪を見逃しておいて、その後始末を善良な第3者に求めるようなことは絶対にしてはならないことである。上記が不徹底のまま、支払い方法等の見直しをしても不法投棄の現象には何の効果もないことは自明である。
	･家電品に限らず、不法投棄は違法行為です。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄絶滅を達成されることを期待しております。自治体では、不法投棄の未然防止に向けて、「巡回監視やパトロール」「ポスターやチラシ看板等による普及啓発」等に取組まれ、それぞれの地域特性に合った取組みが行われており、創意工夫と熱意ある活動が不法投棄を減少させる効果が出ていると考えています。しかしながら、いまだに不法投棄が大きく減少しないのは、住民があえて捨てにいっているのは少量であり、大半は業者が捨てていると考えるのが、自然であります。そこで、業者を自治体や環境省が、監査等できる方式を構築していただきたい。 ･料金徴収方式について、前払いになれば良いとの意見が多いが、前払いになれば資金管理法人が必要となり、その経費が必要となるため、ひいてはリサイクル料金に付加せざるを得なくなることが懸念されます。また、前払いの方式によっても抱える課題が異なるが、年金制度のように、将来のリサイクル料金が高額になる危険性も孕んでおり、後生に課題を残す制度になる懸念があります。そこで、前払いになれば、不法投棄が減少するメカニズムを、わかりやすく説明していただきたい。
	廃家電品に限らず、不法投棄は違法行為です。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄絶滅を達成されることに努力して欲しい。自治体では、不法投棄の未然防止に向けて、「巡回監視やパトロール」「ポスターやチラシ、看板等による普及啓発」等に取組まれ、それぞれの地域特性に合った取組みが行われており、創意工夫と熱意ある活動が不法投棄を減少させる成果が出ている。 ･自治体が取組むべき責務である。更なる啓発活動の取組み。 ･罰則の強化 ･前払いにしたら不法投棄がなくなるとの意見があるが、費用の負担先が変わるだけで、不法投棄撲滅への解とはならないし、むしろ不法放置の発生増が懸念される。
	これは家電の問題と言うより社会全体の問題であり個別的に対応をすると言うのではもっと全体の枠組みで議論してはどうか。
	そもそも消費者が負担することが誤っている。消費者の負担が増えるのであれば、不法投棄はなくならない。リサイクルしやすい商品を販売し、リサイクル時は、無料とするか、消費者に返金するくらいの体制を築くべき。消費者は、商品を買うときに消費税をとられ、回収時にさらに金をとるということは間違っている。
	負担方式の変更をしても現状の不法投棄対策の問題解決にはならないと思う。市場原理の下で料金が低額していく制度を作れば多少の違いはでると思う。リサイクル料金については無料にするべき。消費者として料金はない方がたすかる。
	不法投棄は違法行為である。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄撲滅を達成されることを大いに期待している。個人が行っている不法投棄と、ビジネスとして行われている不法投棄は全く別の問題であり、その実態把握と対策を、自治体は明らかにしていただきたい。自治体が中心となり、住民へのモラルアップを図る啓発活動の更なる取組みを望んでいる。
	･無料回収業者の取り締まりを徹底すべきではないか。不法投棄の罰則を強化すべきではないか。 ･リサイクル料金がどのように使用されているのか消費者に認識させるべきではないか。大きさ･形が違う同じ商品のリサイクル料金が同じというのは納得できない。リサイクル料金を別々に考えてみてはどうか。前払制にしても、無料回収業者に回収、不法投棄されては制度の意味がないのではないか。
	法違反の行為に自治体や警察は断固対処すべき。取締り強化、罰則の強化を図るべきだ。その姿勢を国民に見せず、家電リサイクル法の料金を前払いにすれば不法投棄対策になると思わない。廃棄時での料金徴収タイミングが、不法投棄を増やしているという確たる検証もない。まず、やるべきことをやってほしい。

意見内容	
1. 現行制度の評価	不法投棄を削減するためにはリサイクル料金の負担方式として販売時課金方式を検討すべきではないかと考える。
	リサイクルは、皆に役割分担があり、皆にそれぞれ負担があるものである。そう言う観点で、リサイクル料金徴収方法についての意見を見てみると、地方自治体の「前払い」意見には、ある程度の納得性がある。メーカーの「後払い」支持意見にも、それなりの納得性がある。しかし、流通の「前払い」主張は、自己の負担減という自分勝手な意見としか聞こえず、納得性が全くない。特に、商品の販売価格に包含せよとの意見は、説明責任という、自分の役割を放棄した、敵前逃亡である。さて、問題は、地方自治体の言う、「前払いにすると不法投棄が無くなる」という理屈が、本当なのか？という疑問である。個人が、山林に大型で重量のある冷蔵庫やテレビを捨てに行くだろうか？マイカーにそんな物は積み込めない。個人の不法投棄は、ゼロではないだろうが、微々たるものだろう。そうすると、不法投棄の大部分は、一部の産廃業者による組織的な違法な行為であろう。そう言った行為は、「後払い」も「前払い」も関係ないだろう。
	・指定引取場所のA・B共有化を進めることも必要であろうが、小売店の義務外にある排出品を集めやすくする仕組みも整備すべきである。多くの自治体が義務外品の収集に手を打てておらず、消費者はどこに排出して良いのかわからない実態が存在する。 市民サービスを進める必要がある自治体が、なぜ、これを逆行するような動きをとるのか理解に苦しむが、自治体の一部には対象4品目が自治体に持ち込まれないように、収集運搬費用を高めに設定している。大手量販店が消費者から得ている運搬料金は現状100円から500円であるのに対し、収集運搬費用だけで3000円以上取っている自治体もある。審議会の中で説明があった大阪府で、大阪府方式を進めている自治体の義務外品の収集状況をホームページで見ると、自治体が収集する費用として、八尾市が一律2500円、松原市が2700円、島本町では大型冷蔵庫5000円、その他は3500円などとなっている。その他の大阪府方式の加盟自治体（大阪市、高槻市、茨木市、守口市、堺市、大東市、東大阪市、高石市、泉大津市、和泉市、泉佐野市）は義務外品を収集しない。これは大阪に限ったことではないであろうが、自治体は義務外品に手を打たないか、自治体に持ち込まれないように市民を誘導し、ある意味、不法投棄を助長している部分もある。住民のためにきちんと義務外品に取組んでいる自治体も多いが、今一歩踏み込んで、義務外品を集める仕組みがあっても良いのではないか。義務外品に対して自治体がサブヤード等を設置し、メーカーが定期回収するような仕組みを構築できないであろうか。
	・自治体の「後払い」と『不法投棄』に関する基本スタンスがわからない。一回目の審議会の新聞報道を読みますと、自治体代表の方が、『不必要なものにはお金を払いたくないのが人情』と発言されたようですが、最近は、粗大ゴミを定日・有料で自治体が引き取るしくみが定着、拡大しつつあります。引越しの例では、私の場合、ベッドやふとんを自治体に引き取ってもらったのですが、まさにこのしくみは「後払い」です。このような「後払い」を推進している自治体が、「後払い」だと「不法投棄」につながるというのは、絶対におかしいと思います。
	・自治体の意見を見ると、不法投棄対応には金が掛かるのでメーカーに資金負担を求め、中にはメーカーが現場から回収することを求める意見すらある。不法投棄の責任は捨てた当事者にあり、メーカーが不法投棄に何ら責任がないことは明らか。この意見は、善意の第三者に責任を押し付けるもので、行政を司る者として不適格と言わざるを得ない。地域住民の敷地に不法投棄されたものは土地の管理者責任と言って取り合わず、しかも自らの管理下のものは他に責任を押し付ける態度は無責任。岐阜県等の大量不法投棄事件は、自治体の後ろ向き姿勢（見て見ぬふり）がその被害の拡大を助長した。不法投棄に無頓着な自治体が得をし、努力している自治体が報われないような仕組みは悪法以外の何ものでもない。⇒不法投棄の内、家電4品目はその一部分を占めるに過ぎない。不法投棄問題を議論する場合は、その全体を議論すべきで、まずは、主犯者が個人なのかビジネスなのか、どのようなものが多数を占めるのか、その元凶は何かを明確にして、最も効率的で効果のある対策を考えるべき。 ・前払い派が多数であるが、その論拠が不明確。不法投棄の増加もその原因の分析がないままに前払化主張はいかにも素人的な議論。例えば、自治体の対応不備もその大きな原因と思われる。しかも不法投棄は、問題となる、メーカー回収に回らない量に占める割合は極僅か。
	前払いで先に消費者からお金を集めておけば、廃棄回収されない商品分の余った費用を不法投棄された商品の処理費用に充当できるという意見もあるようだが、善良な市民をバカにした考え方としかいえない。我々は、永年愛用してきた商品を再生処理してもらうためにリサイクル費用を払うのであって、不法投棄をする犯罪者を助けるような考え方には絶対に反対である。現行の後払いこそ公平・公正な制度であると認識している。
	不法投棄の現場を回ってみた。不法投棄の現場では、家電4品目もそれ以外のものも多数捨てられている。それ以外のものの中には廃棄に際し料金を取られるものも無料で回収されるものも含まれていた。つまり、後払いだから不法投棄が起き、前払いなら不法投棄が起きないというのは現実とは異なる説明であり、誤った仮説と言うほかない。我々がイベントを行う際にゴミを持ち帰らせる試みを行って成果を挙げている。これを成功させるポイントは1つ。最初のゴミ捨てをさせないことである。一旦、一袋のゴミが捨てられるのを看過すると、後は無限にゴミが捨てられる。繰り返すが、最初の一つを阻止することが大切なのである。「壊れた窓ガラス」理論は不法投棄についても適用可能なものであると考える。最初の不法投棄を阻止するために、自治体も住民も事業者も協力することが必要である。自治体が、この努力を放棄して、第三者に費用負担を求めることは問題の根源的な治療を放棄するばかりか、さらなる不法投棄を奨励するに等しい。これは自己矛盾と言うほかないと考える。以上から帰結することは、不法投棄の後処理は自治体の責任とするしかないということである。

意見内容	
1. 現行制度の評価	･不法投棄の低減は、罰則の強化、費用負担(自治体が負担を原則に)を明確にすることにより取り締まり、監視等を自治体が強化し、効果が現れる。(自治体は費用負担低減のために真剣に取り組むことが考えられる。)支払い方法の違いによる不法投棄の差異はない、モラルの問題で日本人はそんなに悪くない。 ･リサイクル料金の前払いと後払いについて、前払いにすれば全て解決するかの様な発言が流通、自治体から発言されている、そもそも廃棄するものが自分のもので長年使用したものだから費用を払う、何時捨てるか分らないものにリサイクル料金を払うと思うか、現状より問題が大きくなることが必然である。パソコンは、前払いにしたが不法投棄は増えている。
	･対象品目を拡大するとなると、家電4品目に限定した場合には可能な現行の方式は不法投棄される廃電機･電子機器の種類と量を増加させることになるのは必定である。EU方式のように、消費者はストックヤードまで廃電機･電子機器を持って行けば無償で引き取ってもらえるシステムとし、回収･リサイクルに要する費用は、メーカーの負担とするように制度設計をすべきである。
	法を守らない人を取り締まるのは、行政の重要な責務である。にもかかわらず、不法投棄が放置されている現状は、行政の怠慢そのものと思います。違反者を十分取り締まらずに、法を改正しても、取り締まりが不十分なままであれば、法を守らない人は引き続き法を守らず、正直に法を遵守する人が不自由になるだけで、まさに「正直者が馬鹿をみる」結果となります。不法投棄は必ず取り締まる。→行政の取締まりをコストをかけずに強化するためには、どうすればよいかという観点から、見直しをご検討下さい。例えば、駐車違反は取締り方法の変更により違反者が劇的に減少したという良い例もあります。よろしくお願いします。
	最新の不法投棄データで議論すべき。不法投棄については最新で平成17年度上期のデータが環境省から公表されているが、審議会では取り上げられず、平成16年度までのデータで議論されている。国の政策を審議するにはタイムリーでなく、事実を無視して不法投棄が増えていると嘯いているのではないか。因みに、当該データをみると、明らかに不法投棄が減少し始めた。下期も減少していると推測されるが、平成18年度に入ってからはどうなのか。最新のデータを示して議論すべきである。不法投棄の定義が曖昧。ゴミステーションへの排出は除外すべき。環境省の平成17年上期不法投棄データに、不法投棄された場所が公表されている。その信憑性を云々する積りはないが、自治体のゴミステーションに排出されたもの（全体の20%）を不法投棄にカウントしている。家電リサイクル法が施行されてから、これもカウントされることになったが、果してこれも不法投棄なのか。少なくとも法施行以前はゴミステーションへの排出は不法投棄にカウントされていない筈で、施行後との単純比較は全く意味が無い。不法投棄の犯人は、業者か、それとも個々の消費者か。審議会の委員は谷底に捨てられた不法投棄に高額の処理費用が掛かると主張されたが、上記データの区分では、その量は定かでない。しかし、果して消費者個人がどうやって谷底に不法投棄するのであろうか。豊島や青森･岩手県境の不法投棄と同様、谷底に捨てた犯人は（残念ながら、不法投棄犯を捕らえて聞いたわけではないが）、業者ではないのか。個々の消費者の行為はそれ程悪質な不法投棄をすることはなく、近くのゴミステーションや道路が多い。少なくとも、不法投棄をするのは業者でなく、料金支払を拒否する消費者であるという思い込みが強すぎる。不法投棄の本当の要因は、リサイクル料金ではなく、義務外品における販売店や自治体の高額な収集運搬料金にあるのではないか。リサイクル料金が高く、後払いであるから不法投棄が多い、よって前払いにすべきと主張する委員は、不法投棄の実態を見誤っている。 買替の消費者はキチンと販売店に引渡している。販売店に引取ってもらえない排出のみの消費者が困っていて、不法投棄の真の要因は、義務外品の収集運搬について自治体が適切な対応をしないことにある。義務外品についても一切収集運搬をしないと宣言している自治体、或いは義務外品の収集運搬料金を3000～5000円と通常の粗大ゴミ料金よりはるかに高く設定して持ち込ませないようにしている自治体が、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品については自ら適正な料金で収集運搬を行い、或いはそれを代行する販売店を決めて予め住民に周知している自治体の不法投棄は改善されている。不法投棄対策に求められるのは、義務外品に対する自治体の住民サービスでないか。買替で購入する消費者（家電リサイクル対象品目の普及率からみて大半の消費者が買替。）にとっては、後払いでも先払いでもリサイクル料金の負担時点は購入時点＝排出時点で、全く同じことである。従って、不法投棄を減らす政策として主張されるリサイクル料金の前払い方式は決して有効な策ではない。最も低コストで効果的な対策は、不法投棄の真の要因である「義務外品」について自治体が適切な料金で収集運搬することであり、それを住民に周知することに尽きる。（なお、適切な料金は是非大手流通の収集運搬料金を参考に願いたい。限りなく無料に近いのが実態と推定される。）家電リサイクル法施行により、自治体は本来のサービス業務を販売店とメーカーに任せすぎであり、その結果、義務外品に無策というポテンヒットを生み、不法投棄の事後処理に高額な税金を使っているのではないか。自治体が本来の住民サービスに努めるなら、法制度の改正など全く必要がない。
	･不法投棄の実態によって、対策が異なると思われる。人の不法投棄は、リサイクル方法の周知･教育（道徳）･リサイクル方法のし易さを改善すればある程度は減ると思われる。教育は、国の仕事である。不法投棄の見回りも必要だが、悪いことだと教えたり、国民の義務を教える必要がある。業者（小売業を含む）による不法投棄は、悪意によるものであり、量も多いと思われる。これは断固として厳しく処分する必要がある。見て見ぬ振りをする自治体･国とも責任がある。 ･義務外品の回収が、煩雑で個人の不法投棄の対象となりやすいと思われる。義務外品でも回収することで一定のメリット（キックバック）があるようにして、小売店等が積極的に回収できるシステムはできないだろうか。A･Bと指定引き取り場所が分かれているが、メーカーごとに場所が変わるのは排出者にとっては面倒である。小田急電車からメトロに乗ろうと電車賃の配分を気にすることなく支払えるパスネットのようなシステムはできないのだろうか。排出者は最寄の引き取り場所に持って行き、引き取り場所内でメーカーごとにまとめ伝票上で料金をA･B間でやり取りするというようなものを想像しているが（難しいでしょうか？）
	･前払方式にしても不法投棄はなくならないと思う。

意見内容	
1．現行制度の評価	不法投棄は重大な違法行為で、取締権限をもつ自治体が取り締るべきもの。排出量の僅か1％にも満たない不法投棄でもって法改正すべきという意見は、本末転倒。大半の消費者は購入と同時に排出するから、前払いも後払いも全く同じ時点での負担である。従って、料金負担方式を変更しても何ら解決しない。不法投棄の要因は自治体が義務外品に十分対応していないことにある。義務外品は、リサイクル料金　の他に高額な収集運搬料金を取られるので、消費者は困っている。販売店も自治体も腰が引けて消費者を助けないから、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品について、自治体が適切な収集運搬料金で自ら引取るか、或いは収集運搬を代行する適切な販売店を予め住民に周知しておく等、適切な対応策を打出すことが肝要である。そもそも自治体は、法施行後、家電リサイクルについて販売店・メーカーに任せすぎ。不法投棄の回収に無駄な税金を使うよりも、エアポケットが発生しないよう積極的にゴミステーションによる回収等、本来の住民サービスを果たすべき。
	不法投棄をなくすために、前払いにすると言う意見は納得できない。不法投棄は犯罪であり、取り締まる適切な方法を検討すべきと思う。法で縛って犯罪が無くなるのなら、世の中の全ての犯罪が無くなることになる。国民一人一人に目的を更に啓蒙し、モラルの向上に勤めるべき。お金を払う正直者がバカを見るような、社会風潮にしてはいけない。不法投棄は店で引き取って貰えない品物ではないのか。どうして廃棄していいのか判らず放棄するのが原因ではないのか。勿論確信的な業者の行為は論外で、犯罪として厳しく取り締まるべき。自治体の考え方がおかしい。不法投棄を後払いが原因と声高に主張しているが、自分たちの役割が判っているのでしょうか。廃棄の処理に困り当該役所に問い合わせても、担当部門が適切な対応が出来ず「メーカーに頼め」などと呆れるような回答をされる。ましてやHPや「県のたより」や「市のたより」などで広報を徹底している自治体が幾つあるのでしょうか・・・本当に疑問です。法律の施行以前は全て大型ごみで莫大な費用を費やしていた事を、すっかり忘れ法律の施行により消費者の負担になったら、自分たちは被害者のような態度で、不法投棄の処理費用が大きな負担になっているとの言い草は笑止千万です。まず役割をまっとうして下さい。費用が減った分の還元を公表して欲しい位です。販売店の主張もおかしい。現状では手間が掛かる、消費者に説明するの大変と言うが、法律の施行前の検討で十分審議され、役割を明確化したのではないのですか。消費者には費用負担、メーカーには設備と仕組みの投資と負担させておいて、自分達だけが負担を強いられているとの言い分は、上記自治体の姿勢と同じ‥
	(1) 不法投棄分析 ・平成18年4月18日環境省報道発表資料「廃家電製品等の不法投棄の状況について」によれば不法投棄のうち「ステーション等のごみ収集場所」に廃棄された割合は20．1%。 ・平成17年10月27日　環境省報道発表資料「市区町村における家電リサイクル法への取組み状況について」によれば、72%の市区町村が義務外品の行政回収を行っていない。 ・ゴミステーションへの不適正排出を不法投棄とカウントしている自治体とカウントしていない自治体がある。 ・各自治体のホームページを見ても義務外品の対応について書いていないHPが多く、排出のみする人が自治体のHPを見ても義務外品の処理のしかたが判らない。 以上より「ステーション等のごみ収集場所」に廃棄された4品目はそのほとんどが個人の義務外品（不適正排出品）と推定される。（17．5万台の内3．5万台） (2) 不法投棄防止対策案 ★義務外品の地域小売店と許可業者を中心とした回収システムの構築 ★不法投棄物の定義の明確化 ・ゴミステーションに出されたものは対象外とする。 ★自治体ホームページ・パンフレットの充実、啓発活動 ・4品目の処理方法を買換えの有無別にチャートで説明 ・義務外品の処理方法掲載（連絡先、引取場所、処理料金等） ・不法投棄防止の啓発情報、発見時の連絡先、不法投棄情報等の掲載（公表） ・外国語対応のホームページやパンフレット ★自治体間で不法投棄への取組みの参考事例を共有できる仕組み作り (3) 不法投棄台数データの統計分析の提案 不法投棄の増加・減少については各自治体の不法投棄台数データ（5年間）の統計分析（対応のある母平均の差の検定）を行うべき。そうすれば「統計的に99%の確率で増加しているといえる」又は「増加しているとは判断できない」などの結果が得られる。
	・前回のパブコメでは、不法投棄に関わる費用を関係業界がいくばくか負担すべきとの意見もあったが、まじめに料金を支払った人の費用で、悪者の尻拭いをしようとするものであり、とんでもない仕組みと言わざるを得ない。まじめにやった人が損をする仕組みは世の中に受け入れられない。不法投棄により発生する費用は、より公共性の高い原資でまかなわれるべきだが、税金の投入を極力抑えるためにも、取締りや罰則をより強化する必要がある。

意見内容	
1. 現行制度の評価	･国内に比べより大きな量となるであろう海外不法投棄に繋がる中古品等の流れの実態を明確にするべきである。これを海外不法投棄対策に繋げねばならない。国内の不法投棄が家電ﾘｻｲｸﾙ法施行後本当に増加しているのかは、法律施行前後において同じ基準で調査が実施されてきたのかが不明確であり疑問である。しかし、この不法投棄は法違反の行為であり、行政として取り締まりを強化する事が先決である。費用がかかるからと言って放置することは自らの責任を放棄することであり、こうした法違反を助長することに繋がる。自治体が不法投棄の処理に真面目な消費者が支払った費用を充てることは、法違反者の捨て得を認めることになり、到底許されるものではない。自治体は甘えているのではないか。住民の身近な存在である自治体は回収ヤードの提供などもっと住民サービスと不法投棄防止に工夫の余地があるように思われる家電以外の不法投棄についても明確にすべきである。こうしたデータをベースにどの対策が急がれるのかを議論する必要がある。 ･A、Bに分かれてしまったのは独禁法上2グループに競争させざるを得なかったからではないのか。収集運搬に於いてA、Bの境をなくすとすれば、メーカーが構築してきたシステム全体の見直しが必要となり、大きな費用がメーカーに発生する。国の説明責任が求められる。住民にとっては普段のゴミを収集している自治体の仕組みで回収頂くことが最も便利であるし、不法投棄改善にも役立つ。是非自治体のこの面での役割を見直すべきと思う。
	･法を守る道徳心の教育･啓発、さらに罰則規定の強化が必要。廃棄物処理法では罰則金をかなり高くした。同様に罰則強化するのが良い。特に山林や川に不法投棄する悪質な場合、相当高い罰則金を求める等。自治体が引き上げる負担もカバーできる。
	一般消費者よりも悪質産廃業者による不法投棄の方が圧倒的多数である現実を鑑みると、不法投棄問題は家リ法というよりも廃掃法の問題ではないか。
	日本人の勤勉な国民性を考慮した排出時排出者負担の考え方は年々着実に定着しつつあります。排出時にリサイクル費用を支払うことは環境維持にはお金がかかるということを自覚させ、国民に対する環境教育をするよい機会でもあり、今後も継続すべきだと考えます。リサイクル料金の購入時支払いという意見もあるが、15年後の排出時商品は大きく変わりリサイクルする費用は予測できない。前払い料金を管理する機構やそれに伴うシステム構築に莫大な費用がかかり資金管理法人の設立など、費用はおそらく国民の税金から支出される。システムづくりも一からの投資になりまた無駄な費用が発生する。不法投棄も大半が不良業者によるもので、前払いにしても減少しない。現行の仕組みの継続のほうが、はるかにﾒﾘｯﾄが多い。多少の不具合の改善はしても、基本的なスキームは間違っていないので、国としてやっと軌道に乗りかけた施策はもっと粘り強く徹底すべきです。
	消費者への啓発も必要だが、自治体･郵便局への啓発も必要ではないか。確かに、自治体･郵便局は家電リサイクルの運営をしている側ではないが、自治体や郵便局が消費者の窓口になる可能性は十分ある。その窓口に当たる側が法やしくみを理解していなければ、不法投棄に繋がるのではないか。
	法の施行から5年が経過した。廃家電4品目の引取り台数が増えているので、消費者及び関係者の理解と協力に支えられ、法の主旨が定着していると判断する。しかし、不法投棄の台数も増えている。それは、不法投棄に対する取締りや罰則が甘く軽いことである。取締りを強化し罰則（多大な罰金や禁固刑の適用）を重くする、と同時に正直な消費者にはインセンティブ制度を実施する。 例：不要時に取扱い店に持ち込むと環境保護協力金を渡す。 国民のマナー向上は、掛け声だけでは浸透しない。環境を守る重要性は学校教育で取り入れられているが、「不法投棄は厳禁」であることを幼少時より教え育む必要がある。環境保護は、長い年月をかけて取り組む国家事業である。
	家電4品目以外でも、不法投棄は発生している。従って、料金の前払い方式に変更しても不法投棄が減少するとは考えられない。ビジネスとして、不法投棄を行っている業者を規制する制度改革が必要と考える。
	家電リサイクルで料金後払いであるから不法投棄が増えるというが、他の品目はこの5年間で増えていないのか。不法投棄は犯罪であるから、もっと根本のところで取り締まることが必要である。
	法律施行前の、厳密な意味での不法投棄のデータが存在するのでしょうか。法律施行後のデータでは、1．6％前後で、大きな増減がありません。法律施行前の、不確かな不法投棄数量を前提とした増加論は、間違っているのではないでしょうか。例え、推測の範囲での施行前不法投棄数量に対して40％増加していたとしても、1％のレベルでのことであり、10％あったものが40％増えたということと全く別次元のことではないでしょうか。マスコミの中でこのような表現をとりたがるとしたら、針小棒大の表現といえないでしょうか。むしろ、「意見」にもあったように、個人の不法投棄ではなく、ビジネスとして行われる不法投棄が、問題であり、このような業者を取り締まることこそ必要なのではないでしょうか。これは、明らかに、ビジネスとして回収したが、中古としては売れない製品の処置に困ってやったことであると考えられます。違法な海外輸出と同じく、前払いなら、不法投棄がなくなるというのは誰が保証するのでしょうか。

意見内容	
1. 現行制度の評価	「リサイクルは、国民がそのあり方を考えるべきである。」と考えています。安易なリサイクルで良ければ、即ち、埋立・焼却を増やしても良いならリサイクル料金は安くできます。しかしながら、そのために、素材回収率が少なくなり（法律は守るが）、埋立、単純焼却が増えることになったとしたら、国家百年の計からは到底、妥当であるとは考えられません。埋立、単純焼却を最小にして素材回収率を最大にする事こそ、これから、日本としてやるべき事ではないのでしょうか。そのためには、それなりのコストがかかることを国民として理解し承知すべきではないでしょうか。費用を税金で払おうが、メーカが負担しようが、結果、消費者である国民が払うことになるはずです。例えば、従来、自治体の税金で処理していたときがそうであったように。これを理解して頂きたい。なぜ、税金で処理をするならいくらかかっても良く、家電リサイクル法で支払う時になったら、払いたくないと言うのはどのような考え方なのでしょうか。理解できません。不法投棄は、前払いだから減少するというのは、考えにくい。「意見」にもあったように、個人の不法投棄ではなく、ビジネスとして行われる不法投棄が問題であり、このような事例では、明らかに、ビジネスとして回収したが中古としても売れない製品の処置に困ってやったことであると考えられます。これでは、料金の支払制度ではなく、不法中古ビジネスを取り締まるべきであると考えます。「意見」にもあったように、廃棄物処理は、日本では、廃棄時に費用の支払いが発生するということが行われてきました。この習慣が根付いているはずであり、現在の後払いでも一定の良い評価を得ているのはこのためであると考えます。
	・不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界等にも一定の責任を課すべきではないかとの意見があった。不法投棄は、投棄をした者の違法行為であり、これを取り締まるのは自治体である。従って、自治体の責任において処理すべきであり、全く責任のない関係業界に費用を課すのはおかしい。自治体が自らの費用で処理するからこそ、不法投棄取り締まりのインセンティブになると思う。 ・環境省が公開した平成17年度4-9月の不法投棄の状況調査を見ると、「ステーション等のごみ収集場所への不法投棄」が全体の20%もあった。これは普及啓発不足によるものが多分にあるのではないかと思う。ごみの廃棄方法を自治体がもっと啓発することにより、このような不法投棄は減少すると思う。
	家電リサイクル法が施行されて、5年が経過したようですが、私も当時は、家電品を引取って貰うのに何故、お金を支払なければならないのかと憤慨した一人でしたが、昨年の暮れに冷蔵庫を買い換えた際には、古い冷蔵庫をリサイクル料を払って電気店に引取って貰いました。また、今年の5月には自動車の車検が来ましたので、何の抵抗もなく、これもリサイクル料を支払って車検を受けました。今では、使い終わった廃品を法に従ってリサイクル料を支払うのは排出者の義務として、当然と思う様になりました。これは、家電リサイクル法が始まったことにより、私を始め環境問題について国民全体が理解されて来たのではないでしょうか。 また、リサイクル料金の支払方法についても、自治体や流通は前払い方式が良いと言っていますが、前払い方式は反対です。理由は①家電製品は一度買ったら10年、15年は大事に使用します。10年、15年後にリサイクル処理されるものを今、何故払わなければならないのでしょうか。10年、15年先のリサイクル料金が安くなるのか、高くなるのか不確定のものを先に払うことなど出来ません。処分する時に費用を支払うのが当然だと思います。②前払い方式にすると、排出者からリサイクル料金を預かる管理会社（自動車リサイクルと同じ様な）を設立しなければならないと思いますが、10年、15年後に発生する処理費の金を管理するための会社設立は無駄な経費（人件費、建物、管理費等々）だと思います。③自治体等は後払い方式だから不法投棄が多くなると言っていますが、前払い方式なら不法投棄がなくなるとは思えません。不法投棄は一部の悪徳産廃業者がやっていることであり、行政自治体は不法投棄に対しての監視の強化と罰則を厳しくすることが肝要だと思います。 自治体は不法投棄を処理するのにお金が掛かり過ぎると言っていますが、家電リサイクル施行前までは自治体が大型廃家電の処理をしていたはずです。その時の方が処理するお金が今より多く掛かっていたと思います。自治体が廃家電品4品の処理をしなくても良くなったのは、家電リサクル法のお陰だと思います。
	不法投棄をした業者、個人への罰則強化は必須。大きな問題は、何でもかんでも販売店任せにしていること。自治体は引取拒否、アドバイスすらしてくれない自治体が多いと聞きます。また、回収してもらえるとしても、バカ高い費用を取られる。法律で、販売店の引取義務のないものは、自治体が引き取るように改正すべきだと思います。
	特定家庭用機器の不法投棄は違法行為であることをメディアを通して強く認識させる必要がある。不法投棄に対する取り締まりを厳しくし、罰則規定等で厳しい対応をとる。
2. 法律の目的	法のシステムを抜本的に見直し、拡大生産者責任にもとずくフレームに改めるべきである。EU（欧州連合）においては、WEEE（ウィー）（Waste electrical andelectronic equipment）（廃電気・電子機器）指令（2002／96／EC）とRoHS（ローズ）（Restriction of the use of cert ain hazardous substances in electrica l and electronic equipment）（電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令（2002／95／EC）が出され、廃電気・電子機器の有害物規制がすすんでいる。我が国の家電リサイクル法は、有害物質規制の観点が弱く、EUの規制から大きく遅れをとっている。EUに輸出する日本の製品も規制を受けるため、我が国の大手家電メーカーは、RoHS指令の規制をクリアするべく自主的取り組みを終えているが、EUと同種の規制をかけることで、環境配慮の製品作りに拍車がかかるように、家電リサイクル法の規制をEU並みに強化すべきである。

意見内容	
2. 法律の目的	リサイクルの推進と、違法行為の撲滅が同じ土俵で論議されていることに疑問を感じます。本来の家電リサイクル法の制定趣旨は、”家電製品のリサイクルの推進”であったと思います。一般ユーザーがリサイクルに参画し、意識を持って協力する体制は、現行の方式によって築かれたものと思います。不法投棄する一部の違法行為者を削減するために、本来の”趣旨”を弱めてしまって良いものでしょうか。事前に費用を負担すると言うことは、税金を払うことに似ていると思います。つまり、リサイクルに直接支払うという意識は生まれがたいと思います。そういう意味では、従来、自治体が税金で処理することと何ら代わりがないと感じます。前払い＝不法投棄がゼロになるという理論も理解できません。富士市では自転車を金属類を無償で資源ゴミとして回収していますが、いたるところに不法投棄されている自転車を見ます。前払いにしても、運送を含めて手間が発生する以上、不法投棄は無くならないと思います。また、詳細の意見の中に、谷底に落ちた冷蔵庫を何万円も支払って処理する費用を自治体が払うことはおかしいという意見がありましたが、前払いになったとして、なおかつ谷底にある冷蔵庫を処理するのは誰になるのでしょうか。製造者が谷底から引き上げるのですか？そうではないと思います。あくまで、違法行為と、リサイクル法は別であるとして考えるべきと思います。 見えないフローが多いとの意見があるようですが、見えないものすべてが違法行為ではないと思います。リサイクル料金があるから、リユースに回っているのであれば、本来の目的通り、リサイクルが推進されているのだと思います。問題は、見えないフローの中に、どれだけの違法フローが存在しているのかだと思います。近所にも、”家電品を引き取ります”といったトラックが回っています。そのような回収ルートの先を調査し、違法行為がないのかを把握すべきと思います。もしも、違法行為が横行しているので有れば、取り締まりを強化すべきです。そのことが、リサイクルの向上を促進することだと思います。使用者が責任を持って処理すると言うことが大前提になる以上、現行の方式にて何の問題があるのか私には分かりません。もし、前払いにするので有れば、従来のように、自治体が税金で実施すべきと考えます。ユーザーのリサイクルへの意識も大きく変わらず、より透明で簡潔な処理システムになると思います。（再掲）
	法で、廃家電のリサイクルを制度化した主旨は、従来の廃棄物処理を一歩進めて、環境負荷物質など家電製品の組成及び構造を最も熟知しているメーカーに、責任を持って再商品化することを義務付け、より高度な再商品化と環境負荷物質の適正処理を目指すことであり、従来の主として破砕して有価物を取り出す方法では限界のある多くの課題を解決するために制定された。更に今日では、高循環型商品つくりのために商品開発からDFEや回収した素材の再利用促進等、メーカーが自ら循環性の高い商品つくりに積極的になるなどの成果が見られる。しかしながら、メーカーが、法の趣旨に添って再商品化義務を果たしている一方で、回収・リサイクルに関する排出者負担軽減などを理由として、今なお、法で定められたルートとは別の従来どおりの廃棄物としての処理や、再使用を看板とする家電回収ルートが存在している。このことは、メーカーに製造者責任を逃れる口実を与えることとなり、消費者の利益には繋がらないばかりか、循環型社会構築の流れにも逆らうことになる。循環型社会形成のために、家電品の生産及び流通等の事業者、使用者、廃棄物処理行政を担当する市町村の果たすべき責任が、社会的に十分理解・徹底されていないことが、法で定めたルート以外の処理ルート並存の原因があると考えられる。今後、より高度の再商品化や再利用の促進と環境負荷物質の適正処理を求めていくためには、メーカーの製造者責任を再確認して再商品化事業のレベルアップを求めるとともに、排出者（消費者）・販売店・流通業者・行政等、幅広い関係者が、お互いに情報交流しながらその協調体制を築き、社会システムとしての定着を目指すべきである。（再掲）
3. 3Rとの関係	現行制度を3Rの推進の視点から評価し、この取り組みを充実させていく方策を検討すべきとの意見については、賛成。
	本来はなるべく長く使える機器を作るのが先決だ。3Rの理念から言えばリデュース・リユース・リサイクルであることに変わりない。長く使える基本設計（高くてもいい）、壊れたら治せるサービス体制（こちらは安価に）を望む。
	当初は「廃家電＝廃棄物」の意識が残っていたが、「廃家電＝リサイクルすべきもの」との排出者側の3Rに対する意識が浸透してきた。家電リサイクル工場側も、回収できるものは可能な限り回収するという意識により、これが再商品化率のアップにつながっている。「3Rの推進」の観点からは、現行制度は総合的には成功している。 家電リサイクルにより回収された素材のうち、特に非鉄金属系スクラップは、中国の旺盛な需要に取り込まれて高値で売却されている。特に、国内では解体処理にコストを要するコンプレッサーなどが人件費の安い海外に輸出されている事例が多い。 もともと家電リサイクル法の制定された経緯が、埋立廃棄物の減量に重点が置かれたものであり、国内の資源確保の観点が抜けているためと認識している。 家電リサイクル法はメーカーが主体となって取り組んでいるため、リサイクル工場で回収されたものの出先については、廃棄物処理法による規制を除けば、制約すべきものではないのかもしれない。しかし、上記のように非鉄金属系スクラップなどは、国内の資源確保の考え方を取り込むことも必要ではないか。結果として、中国等の海外への資源の安定供給の効果が出ている状況よりも、「国内で資源を回す」という一歩進んだ3Rのスキームを確立させたいと願っている。
	リデュースやリユースは、リサイクルとは相反する側面があるので、今回の審議会ではリサイクルに特化すべきである。
	3Rとリサイクルの関係方針の整理。特に中古品輸出関係を明確にする必要がある。（国内循環システムなのか地球規模で判断するのか曖昧）

意見内容	
3．3Rとの関係	「リサイクル」は家電リサイクル法で明確化され、責任の主体がはっきりしていますが、「リデュース」「リユース」については、「リサイクル」に比べて責任･役割分担が不明確で、しかもそれぞれについて明確なルールと罰則を決めることにより、総合的に3Rが推進するように検討すべきではないでしょうか。
	･現行の3Rについて将来これをいっそう充実させてゆくのは是非やって戴きたい。我々日本人は、大量消費、使い捨ての思想に染まっており、資源の有効利用や地球温暖化防止といった大きなテーマは別にしても、「物を大切に使う」思想は最も基本にすべきものである。 ･現在の家電リサイクルにおける「排出時排出者負担の考え方」は3Rの思想に基づいて「物を永く大切に使わせる」という観点から決められたと聞いている。現在この考え方を変更しようという動きがあるように報道されているが、馬鹿げた考えはやめて、「物を大切に使う」世の中にするように、せっかく良い法律があるのであるから、これの精度を高めるように進めるべきである。リサイクルコストについては、安い方が越したことはないが、問題はその質であろう。安くしようと思えば、「手を抜けば、或いは、品質を落とせば」いくらでもその方法はあるはず。10年に1回位の費用負担であるから、我々消費者としては本当に地球環境に良いことをしてくれているのなら、今ぐらいの負担は許容範囲と思われる。
	排出者が義務外品の引き取り者（場所）が分からず不法投棄になっている場合があると考えられる。義務外品について、自治体での引き取りの義務化（現行では引き取らない自治体が70%、引き取っても収集運搬料金が約2,200円前後と高い）、または、販売店での引き取りを義務化を実施するべき。これにより、個人の不法投棄は大幅に削減可能と考える。買い子により集められた廃家電から必要部品等を回収し、残りを不法投棄する場合が考えられる。中古品輸出を含むリユースのあり方について議論し法制強化すべきである。家電リサイクル法とは別の問題であるが、海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係するため、日本として国際的にも対応する必要がある。（再掲）
	･国際的な3R推進の観点から、中古品輸出は禁じるべきではないが、輸出先での安全性や環境面への配慮を義務化するような規制は必要ではないか。私たちリユース業界も法整備を待ち望んでいる。 ･現行の家電リサイクル制度は、リユース後の家電をリサイクルにつなげる点が十分に補完されておらず、3Rの観点から見て不備がある。リユース業界等をどのような形で制度に取り込むか、検討が必要ではないか。
	リデュース→各製造業者共、包装材料は発泡スチロールではなく、圧縮段ボールにして欲しい。
	廃家電品のリサイクルから発生抑制（リデュース）への移行を促すべきである。そのためには、現行法の長持ちする製品開発だ けでなく、製品の故障時の修理を行う体制整備を家電リサイクル法、あるいは関連法の中でメーカーに義務付けるべきである。 製品の長期使用の意識を促すためには、リサイクル料金は後払い制がよい。
	購入時、料金を支払うことで不法投棄が減るとは思えない。料金の支払い方を検討する前に、不法投棄や海外輸出など見えないフローの流れを解明し、現問題を改善することが必要である。前払い制にする事は、消費者のリサイクル･環境に対する意識を下げることになる。消費者は商品を廃棄する時、10年以上前に支払ったリサイクル料金など意識はない。商品を廃棄する時リサイクル料金を支払うことは、3Rや循環型社会、リサイクルを再認識することになる。廃棄時の支払いは、処理に必要な費用を支払うことになり、最も公平な方法である。（再掲）
	3Rが社会に明確に意識されるよう、工夫すべき。消費者が3Rに対して関心を持てば不法廃棄対策も減少すると思う。
	「リサイクル」は家電リサイクル法で明確化されているが、「リデュース」や「リユース」についても、総合的な視点で検討をお願いしたい。
	リデュースもリユースも適当な指標やデータがない。法で規定するRは、リサイクルのみで十分である。

意見内容	
3．3Rとの関係	家電リサイクルは3Rが基本と聞いています、新聞の報道などで、前払いが決まったようになっていますが、私たちが5年前に説明を受けたときは、長く使うと負担が少なくなるとの事でした、本来の趣旨を棚に上げて議論は困ります、排出のときにきちんと支払っていく仕組みで良いと思います、今までは、埋め立ての処分場が少なくなる為に私達は協力してきました、今後も継続していただき、不法投棄を取締りが本来の市町村の仕事ではありませんか、約1100万台も協力してきました、見えない部分を追求して、リユースなのか（輸出含み）検証してください。（再掲）
	消費者が有料にて、廃棄物処理料金を負担する考えがこれからも大事と思う。従って現行の排出時負担のほうが、3R等に結びつくと考えます。
	検討課題の「3Rの推進」で、成果の評価は重要で、家電製品の3Rの特殊性やあるべき形を整理し、製品安全や、家電ゴミの海外流出に対して、リデュース、リユースとリサイクルの関係がどうあるべきかの整理が必要ではないでしょうか。「不要になった家電品を無料で引き取ります」とリユースの回収車が市中を巡廻していて、資料6の「特定家庭用機器の排出・引取り・処理の係るフローについて」でこのような回収業者が約215万台引き取っていると推定しています。回収した特定家庭用機器が、本当にリユースされているのでしょうか。最終的に廃棄する際に、家電リサイクル法に定められた製造業者等に引き渡さずに、産廃業者に引き渡したり、家電ゴミが海外流出したり、有価部品を採取し、残りは不法投棄されているのではないでしょうか。実態調査が必要と思います。（再掲）
4．対象品目の在り方	【現状の役割分担の維持を図ること】 排出者は小売店の引渡義務、小売店は製造業者への引渡義務、製造業者は再商品化義務という現在のスキームの中で、考えるべき。従って、対象品目は拡大するとしても小売店が配達し回収する製品に止めるべきだと考える。対象を持ち帰り商品にまで拡大すると、排出者からの回収の仕方を大きく変える必要がある。また現在のような一品一葉のマニュフェスト管理は、リサイクルに必要な費用に対して管理費用ばかりかかることになり、無駄つまり社会コストの増大につながる。 4品目対象の家電リサイクルと、自治体での処理、パソコンのリサイクル、事業者から排出される事務用機器の産業廃棄物処理というように、それぞれの商品の特性にあったリサイクルスキームを使い分ける今の日本のやり方は、理にかなっている。
	液晶テレビなどの個別の品目について、対象品目として追加すべきかどうか検討すべきとの意見、及び、その際、現行の特定家庭用機器の4つの要件についての考え方を整理すべきとの意見については、賛成。あわせて、追加対象品目の収集運搬ルートが小売業者・市町村・回収業者等と多岐に亘っていると考えられるので、当該ルートの把握を十分行い、効率的なルートの確立に努めるべきである。なお、その場合、対象品目の追加に伴い予想される小売業者などの収集運搬にかかる負担増について、軽減方策の検討が必要と考える。
	回収対象品を増やし全ての家電品が対象となることを望む。廃棄物は資源である。これが原則。
	環境変化（表示素子CRT→LCD、Plasma）に対応して追加検討すべきである。現行法の要件を適用すればよい。
	家電量販店の半数以上は電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセについて既に回収を行っており、これら製品を対象に追加すべきではないか。という意見もあるが、このようにリサイクル法もなく、自らがリサイクルする能力を有しない販売店が実施するような回収が最も見えないフローの起源として怪しいのではないか。（再掲）
	循環型社会を進める上では、配達品に限定して対象品目の拡大を検討するべきである。液晶テレビ、プラズマテレビは、現行の主流商品であるため対象品目に含めるべきである。しかし、小物商品まで対象を拡大するのは現行のスキームでは難しい。自治体も絡んでの回収方法が必要となってくる。
	全ての家電を対象とすることを前提に、可能なところから指定を増やすこと。現行の特定家庭用機器の4つの条件は、廃止すべきです。条件を付ける必要はありません。拡大生産者責任を貫き、基本的には、「リサイクル料金を製品価格に含む」ことによって、すべての家電品を対象とすべきです。当会の消費者へのアンケート調査結果では、電子レンジ、ビデオ・DVDデッキ、掃除機などが上位にきています。アンケート調査結果では、電子レンジ、ビデオ・DVDデッキ、掃除機などが上位にきています。
	リサイクルするために消費するエネルギーの側面から検討する必要がある。リサイクルするために、大量のエネルギーを消費したのでは、リサイクルの意味がない。

意見内容	
4. 対象品目の在り方	配送品以外を対象とする場合、私たちリユース業界が回収に協力できるのではないか。全面的に協力したい。
	衣類乾燥機、大型電子レンジも加えて欲しい。
	市場は絶えず変化しているので、対象品目の検討は定期的に必要と思う。対象品目の変化に伴って、市町村の処理能力を検討することも必要と思う。
	現行法の品目は、自治体が処理不可能なもので、店が配達する大型家電であることが理由で指定された。今後も品目は、配送品を対象とした大型家電とすべきである。安易に小型の家電を含めるべきではない。小型から大型の家電を対象とした場合、回収やリサイクル処理（部品や素材の回収など）が非効率的になる。
	現在リサイクルの対象となっている商品を明確にし、本当にリサイクルとして正しいものか検討すべき。それに踏まえて今後、普及した商品も検討する 。
	対象品目は、「家電リサイクル法の第二条第四項」の4つの要件（市町村による処理困難性、資源の有効利用性、環境配慮設計促進の可能性、配達品該当性）を前提に検討するべきである。
	リサイクル対象品目は、家電製品の変遷に柔軟に対応する必要がある。液晶TV等を早急にリサイクル対象に加える必要がある。
	当面は、2条4項四の配達商品に限定してやるべき、WEEEを参考に徐々に増やしていけばよいと思う、そうでないと買い控えが起こり、日本全体景気が低迷期にまた入る。

意見内容	
4．対象品目の在り方	・我が国の家電リサイクル法は、最終処分場の容量逼迫を背景に大型家電4品目のリサイクルからスタートしたものであるため、そのほかの電機・電子機器が対象にされていない。大型家電4品目以外の電機・電子機器が破砕処理や埋立処理される過程でおきる有害物質に起因する健康破壊等を予防するためには、対象品目をすべての一般家庭や事業者において使用された廃電機・電子機器に拡大すべきである。 対象品目の列挙については、WEEE指令が適用される電機・電子機器の一覧が参考になると考える。 (1)大型家庭用電気製品:冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・エアコン等 (2)小型家庭用電気製品:電気掃除機・アイロン・ヘアドライヤ等 (3)IT及び遠隔通信機器:メインフレーム・ミニコンピュータ・パソコン等 (4)民生用機器:ラジオ・テレビ・ビデオ・オーディオ機器・楽器等 (5)照明装置(家庭用電球及び照明機器は検討中):蛍光灯・放電管・高圧ナトリウムランプ等 (6)電動工具(据付型大型産業用工具を除く):ドリル・旋盤・フライス盤・研磨盤・芝刈機等 (7)玩具:電車・カーレーシングセット・ゲーム機等 (8)医療用機器(移植用医療機器製品及び病原菌に感染した製品を除く。リサイクル率の目標はない):放射線療法機器・心電図測定器・人口呼吸器等 (9)監視及び制御機器:はかり・工場設置の監視測定機器等 (10)自動販売機:ホットドリンク販売機・瓶缶用自動販売機器等 ・対象品目を拡大するとなると、家電4品目に限定した場合には可能な現行の方式は不法投棄される廃電機・電子機器の種類と量を増加させることになるのは必定である。EU方式のように、消費者はストックヤードまで廃電機・電子機器を持って行けば無償で引き取ってもらえるシステムとし、回収・リサイクルに要する費用は、メーカーの負担とするように制度設計をすべきである。(再掲)
	対象品目を再検討し、品目を増やしてほしい。ごみの処分場の関係と、資源の有効な利用の両面から。推薦品目　液晶・DVDテレビ、ビデオデッキ、電子レンジ、衣類乾燥機 理由　衣類乾燥機は、今後普及台数が増え、容量も大きく、鉄などの資源が多い液晶・DVDテレビは、ディスプレイに変わって普及し、数量・容量とも多いのでビデオデッキ・電子レンジの普及率は高く、そのままの処理では危険な気がするので
	なんでもリサイクルできるかどうかは難しいと思う。効率を考えた対象品目を選定すべき
	法第2条第4項に該当するかどうかで判断することが基本。しかし、他の条項でメーカー別品目別の把握や管理を規定しており、そうすることに意味があるのは大型製品に限られる。小型の低価格品は、本システムには乗らない。液晶テレビとプラズマテレビの追加が適当である。
	テレビ付きパソコンを検討する。テレビ付きパソコンとパソコン能力のあるテレビで区別しにくくなっている。
	対象品目の追加にあたって、E－WASTEのNPOからは電源・電池を含む製品すべてとする意見や委員の一部からは希少金属回収の必要性の観点から携帯電話などの例が挙げられた。しかし、今回は、「特定家庭用機器」のリサイクル法の見直しを進めるものであり、すべての電子・電気機器まで拡げれば、逆にうまく行かない部分が多くなるであろう。回収スキームが一番の課題であるが、製品が多くなればリサイクルの義務者(メーカー)が急増し、フリーライダーのような存在が多くなるであろうし、また、業務用・家庭用の区別もつかなくなるような弊害も出てくる。さらに、現在、評価されている家電メーカーの再商品化処理手法(事前にきめ細かく手分解してから破砕)では対応できず、すべて破砕機に投げ込んだだけのような仕組みとなってしまうことも懸念される。対象品目に合わせたリサイクルの方法があり、これに対応できるよう、製品の特性を捉えながら、別のスキームで検討すべきものと考える。

意見内容	
4. 対象品目の在り方	対象商品の対象か非象外が曖昧。品目拡大の前に、4品目での対象になる製品を明確にして欲しい。現在、メーカーが業務用として販売しているものが対象外となっているが、対象外なら業務用として販売するメーカーが増えるのではないか。小型冷蔵庫、バケツ型洗濯機等の対象の有無をきちんと決めて欲しい。
	対象商品拡大ですが、これについては賛成です。我が家でも、そろそろ地デジ付きの大型プラズマテレビの購入を検討中ですが、いずれは大型プラズマや液晶テレビ時代がきます。プラズマや液晶テレビ、衣料乾燥機は品目に付加えて欲しいと思います。電子レンジやクリーナーは今まで通り、不燃物か粗大ゴミ扱いでよろしいかと思います。やっと、国民に理解されて定着して来た、世界に誇れる今の「家電リサイクル法」を品目の拡大以外のところを替える必要はないと思います。ただ混乱が起きるだけです。私と同じ意見の方は、沢山いるのではないかと思います。
	3Rを推進するためにも、普及状況に応じた特定家庭用機器の対象品目としての要件を検討し、対象品目として追加するなど対応していくべきである。
	もっともっと多くの品目を対象にする方が良いと思います。
5. リサイクル料金の在り方	静脈物流は商品開発・設計段階から考慮されるべき時代であり、基本原則はリサイクル関係費用込みでの販売価格構成として法制化し、使用済み廃棄時は、少なくとも全国の各地公体の支所・出張所や24時間対応の窓口レベルの場所のみに於いてでも、回収箱：ステーションを設置し、誰でも何時でも何処でも搬入できるようにすべきであり、家電販売店や家電量販店等での扱いについては、別途検討すべきであると考える。（再掲）
	処理単価が高すぎる。自動車リサイクル法に、重量比で反映すれば廃自動車の処理費用は、軽自動車の新車価格並になるのでは？処理費用は、各年毎に、指標を持って、見直すべきと思われる。
	リサイクル料金の細分化(テレビ・冷蔵庫）。テレビ・冷蔵庫は、大小同額では、消費者に不信感を与える。リサイクル料金の前払い制の導入。
	購入時にリサイクル料金を付加し、その使途内容の説明を周知すること。
	現在の廃棄時負担方式で、据え置くべきと考えます。現状で問題ないものを変更して、混乱を起こす必要はないと思います。 （目に見えない余計な費用もかかると思います）家電品は１０年程度使うものであり、購入時に支払った額と実際のリサイクル費用にずれが発生します。足りなくなったら？あまったら？と不安になります。
	・現行法では法を遵守する流通業者に経営上、消費者より不信感を持たれる事になる。上記のことから解決する又は法の目的を達成される観点からリサイクル料金、収集運搬料金をメーカー出荷価格に上乗せをする前払方式に改定されるべきである。拡大生産者責任を明確にする必要もある。 資金管理団体は現在の家電リサイクルセンターで充分行われると考える。 理由　現在も全国数万店から料金回収が行われているノウハウがある。 リサイクル料の明確化、公表をすべきである。指定法人のリサイクル処理料金、再資源化料金が公表されていない為、法第二十条2項4項が遵守されているかが極めて不透明であり、リサイクル料金が適正であるか不明である。 ・現行法施行時の附帯決議、既存の処理業者活用を行うべきである。現行では各メーカーリサイクル料金がほぼ同一料金であり、競争原理が行われていない感がある。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	【料金徴収方式は現行の排出時排出者負担とするべき】 家電リサイクル法の見直し論議の中で、料金徴収方式について、前払い方式を求める声が多く出ている。前払い方式を採用している自動車リサイクル法のような費用預託方式は、家電の場合は商品と費用の紐付けが困難、また、消費者（排出者）にとっては、購入した商品のリサイクル費用と買換えに伴って排出する廃家電のリサイクル費用の両方を払う期間が１０年近くあるという、受忍しがたい状況が発生する、という理由で採用は困難。また、パソコンリサイクルのような価格内部化は、法施行後に実際にリサイクル費用分の値上げを実施したメーカが存在しなかったことからもわかるように、メーカの利益を圧縮することにしかならない。 ⇒家電リサイクル費用は、社会コストとして必要なものであり、消滅するようなものであってはならない。 現状の後払いのリサイクル費用は、商品価格と切り離されており、社会コストして消滅する性格がない。また、前払い方式で徴収したリサイクル費用を、自社が過去に販売し当年度に排出される廃家電の処理費用に充てるという方式では、新規参入メーカはヒストリカルな商品のリサイクル費用の負担がないため有利となり、逆に撤退したメーカのヒストリカルな廃家電の処理費用はその原資が確保できないということになる。 ⇒現行の後払い方式では、メーカ毎にリサイクル費用の設定が可能だが、前払い当期充当方式では、業界共同方式を取らざるを得ない。 つまり、欧州のＷＥＥＥのように当年度の販売重量シェア相当分の引取り回収・リサイクル処理義務が課される方式（この場合、リサイクル処理する廃家電のメーカは問わないことになる）か、資金管理法人を設立して全メーカ統一の前払いリサイクル費用を集め、処理実績に応じて再商品化義務を果たしたメーカに費用を支払う方式となる。 家電の量販店では、リユースと称して廃家電の安易な無償引取が行われている実態がある。販売店の言い分としては、後払い方式だからお客様からリサイクル費用を徴収しにくく、実際にはリユースできない廃家電も無償引取りし、リサイクル費用を販売店が負担せざるを得ないということになる。 実際にはリユースできない無償回収した廃家電の処理は、家電リサイクル券を貼ってすべて処理されておらず、法人から排出される産業廃棄物として処理されている例もあると思われる。 ⇒これらが、問題にされている系外流出の一部となっているなら、「リユース目的で無償若しくは有償引取りした廃家電が、実際にはリユースできなかった場合は、家電リサイクル法に則って処理すること」を法律に追記すべきである。 ⇒販売店が主張するように、「前払い方式ならお客様からリサイクル費用を徴収しやすく回収台数も大幅に増える。」「見えないフローに流れる台数も減る。」というのが事実であれば ⇒これまでのシステムを覆し、家電リサイクル法施行前後の混乱をまた繰り返さなければならないような「料金徴収方式を変える」ということの前に上述の系外流出を防止する施策 ⇒要は違法ではないが系外に流れる数量が多いのが問題であるなら、問題と思われるルートを違法とする法改正を先ず行うべきである。 ●リサイクル費用が社会コストとして消滅しない仕組みであること。 ●メーカが過去に自社が販売した廃家電の再商品化実施義務者であるという、今のスキームは、循環型経済社会形成に向けて効果を発揮している。このスキームは維持するべき。 ●前払い方式にすれば、リサイクル費用の徴収がしやすくなるというのが事実であれば、前払い方式の採用もありうる。 ●前払い方式の場合、業界共同方式を取らざるを得ない。 ●今のスキームを維持するなら、販売時に徴収したリサイクル費用を集め、リサイクル処理実績に応じて支払いを行う機能をもつ資金管理法人を設立せざるを得ない。 ●その場合、リサイクル費用は購入時に支払う「目的税」の性格となる。 ●問題は、従来は民間で行っていたリサイクル費用の管理のために、特殊法人を新たに設立することが、本来は不要な社会コストを生むことである。 ●また、販売時徴収・当期充当方式をとる場合、リサイクル費用がショートする事態が最悪である。従って、徴収するリサイクル費用は余裕を見て単価設定されることになると想像でき、これが資金管理法人内に余剰金を生むことになる。 ●業界共同方式では業界統一のリサイクル単価を決める必要があるが、決める方法が問題。 ●安ければよいということになるのではないか。フロンガスの回収や水銀使用部品の適正処理など、環境負荷物質の拡散防止のためにコスト度外視で行っている処理も手を抜いた方がよいということになりかねない。 ●家電メーカ以外の系外の処理業者が、値段だけで家電リサイクルに参画したいと云ってきたら、現在のスキームを維持できるのか。 ●日本の製造業が国際的により競争力を高められるように導く家電リサイクル法であって欲しい。 ●DfE・高循環型商品・水平リサイクル、資源に恵まれない日本がこれからも競争力を維持するために資源循環型経済社会の形成は不可欠である。現在、施行されている家電リサイクル法は家電メーカにその方向へ向かわせる動機付けの役割を果たしている。それをスポイルするような改定は避けるべきである。
	料金の決定根拠等の透明性を確保しつつ、市場原理の下で、料金が低減していくような制度を検討すべきとの意見については、賛成。そのためには、リサイクルの実施をメーカーに限定することなく、再生資源業者の活用など、リサイクルを適正に実施する能力を有する者であれば、誰でもリサイクルに参画できる仕組みを構築することにより、初めて市場原理が機能するものと考える。また、負担方式について、考え得る様々な方式のメリット・デメリットを比較検討すべきとの意見については、賛成。しかしながら、廃棄時、もしくは販売時のいずれの負担方式の場合であっても、市場原理が働くように、再生資源業者がリサイクルに参画できる仕組みの構築が前提とならなければならないと考える。

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	料金の負担時期について。現状の排出時費用負担に賛成です。私が住んでいる日野市では、もう5年以上前からゴミが有料化されています。 有料化される前は、多摩地区ではワースト1のゴミの量でした。これはひとえにダストボックスという便利なゴミ箱があり、市民のごみ減量に対する意識が低かったからです。有料化になってからは、ゴミ袋そのものに費用がかかることになり、ゴミの量が劇的に減少し、その代わりリサイクル量が飛躍的に増えました。このような経験から消費者のリサイクル意識を高めるためには排出時に費用負担することが、もっとも効果的な方法であると確信しています。 購入時にリサイクル料を負担する方法は、消費者のリサイクル意識を希薄にしてしまうことに疑いありません。現に前払い方式を行っている自動車やパソコンが、リサイクルされていることを意識している人は、かなり少ないのではないでしょうか。
	リサイクル料は先払い式が当然である。プラスデポジット料金もいいだろう。商品の価格の中に含むのではなく、はっきりと、価格＋リサイクル料金＋デポジット料金明快にすべきである。
	リサイクル料金の負担時期について。現行の排出時徴収に賛成します。これまでの様に現行システム継続の場合はユーザーの排出･廃棄する意志によりお店～リサイクル券が貼られて、リサイクルプラントに直ぐに運ばれるがリサイクル料金が前払い方式の場合、例えばA商品を購入時に新品を使用後にリサイクルするのかリュースされるのか難しい判断が必要となり、ユーザーはリサイクル料金を購入時に支払いをするがユーザーが使用後、このままではどこかでどなたが”モノはとりあえず不要に（仕分けし、価値が無くなる）まで（リュース？）ルート”等に乗せて”集める”のではと推測します。つまり、前払い方式は搬送費を除き廃棄時のリサイクルコストが掛けずに、リサイクルプラントへ処理依頼が可能になる為、この”集める”業者は、このA商品の廃棄時の処理コストリスクは大幅に削減出来、”価値ある廃棄品”として、法律枠外で回収する（集める）システムに乗り、新商売として増加し「見えないフロー」の渦に取り込まれる可能性が予想されます。さらに「見えないフロー」の拡大が予想され、現行の家電リサイクルシステムが崩壊しない様現行の排出時徴収に賛成します。（再掲）
	･現在、回収率５０％の法定リサイクルされている廃家電に消費者はリサイクル料金を支払っている。 販売時負担になると、法定リサイクルされていない５０％に対してもリサイクル料金と称する費用を負担することになる可能性がある。行き先のわからないものに費用を払うことはできない。見えないフローを完全に見えるフローにしていただきたい。（再掲） ･現在の廃棄時負担方式リサイクル料金は販売時負担方式になるとどのようになるのか。現在の料金は実際にリサイクルに必要な費用から算出されているため、販売時負担方式になっても同じ料金になるのか？あるいは法定リサイクルが半分しかされていないから料金は半額になるのか？同じ料金なら、自分が支払ったリサイクル費用が実際にリサイクルに使われない可能性があるので、消費者は支払いたくないにちがいない。半額になるなら、それは見えないフローを前提にすることだから、法律としておかしい。どちらにしても、販売時負担方式は無理があるのではないか。
	･「リサイクル料金の排出時負担が不法投棄につながっているので販売時徴収が良い」との声があるが、不法投棄の要因をもっと調査･分析する必要がある。「廃棄するものにお金を払いたくない」と言う単純な動機から不法投棄するケースもあるが、市町村が回収すべき「義務外品」に対する不熟心な態度がこのような不法投棄を助長していると思う。買い替え以外で販売店に依頼すると収集運搬料金は格段に高い料金（近くの量販店では買い替えの場合105円、買い替えなしの場合は4,200円の表示）を取られる。 そこで、行政サービスを使おうと思っても、市のホームページは家電4品目の廃棄は「扱わない」「電気店に依頼せよ」「市町村に　よっては行政窓口の電話番号の記載をしていない」と不親切である。「義務外品」について、市町村の責務としてしっかりした行政サービスを行なうべきである。また、審議会の議論で「不法投棄の処理費用がかかるので前払い」との主張があるが、家電リサイクル法施行によって、市町村全体の処理費用は年間約355億円削減し、メーカーは約232億円の増加（産構審廃棄物･リサイクル小委員会第2回企画WG資来 A2001.9.10）になっている。この市町村で削減できた費用が社会に還元されないまま、さらに不法投棄処理費用をリサイクル料金から負担することになれば、社会的コストは増加する一方である。「市町村の社会的役割」を考えるべきである。（再掲） ･リサイクル料金の負担方式について、販売時負担方式が議論されているが、廃棄時負担方式が最もシンプルで合理的でかつ公平である。5年間の実績から見ても変更する必要はない。販売時負担方式ではそれぞれの方式において、「販売時に10数年先に廃棄されるリサイクル費用を設定し、その間資金を管理する（自動車方式など）」「費用負担者と受益者が異なる（年金方式など）」などの問題が解決できない。
	･「見えないフロー＝不法投棄＝排出時負担が原因」は単純化された図式だと思う。個人排出者が自ら不法投棄を行うことは、不法投棄のためにどのように行動するか（山間部や田園地帯の人目につかない場所までわざわざ運んで行く）を考えれば、難しいのでは？少なくとも、２人のうちの１人までもが不法投棄をしようと考えるだろうか？購入時負担に変わったとしても、正規のルート以外のフローを目的（不法投棄含む）とした回収業者が淘汰されるとは思えない。（再掲） ･高い再商品化率が達成されるためには、人手による高度な選別が欠かせないことから、コストが妥当であることを条件に、この程度の金額を負担することには問題ないと思う。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	・製造業者には適正な料金に値下げを要求したい。 ・現実性のあるやり方としてはは「定期的な見直し」制度の導入である。 ・負担方式については、現行法制定時に十分な比較検討がされた結果、廃棄時負担方式の採用となったはず。 ・不法投棄対策として廃棄時負担方式から販売時負担方式に変更するとの意見があるが、不法投棄の主因が義務外品に対する自治体の不適切対応であることから、この変更は無効でであろう。（再掲）
	・料金回収を「販売時負担方式」にし、産廃処理不可の規制をした場合、大阪方式の事例のように既存業者保護政策が生じることになるのではないか。（負担金を既存業者に交付しない前提） ・料金回収「販売時負担方式」での最大の問題。 中古品と廃家電の区別が困難⇒廃掃法の規制逃れの危険性。 小売業者は排出時に先ずはリユース（中古品輸出）を選択し、当該ルートに乗らないものだけを、廃家電として製造業者に引き渡す。現在は排出時に料金回収の関係から比較的着実に家電リサイクル券管理を行っているが、本方式は排出時に「金」が無関係になり、一連の管理が甘くなる可能性がある。（排出者にリサイクル券が渡らない＝リユース扱い） 中古品輸出不可のモノが産廃処理され、その残渣が海外流出される危険性が大、最後に産廃処理不可のもの（処理コストと収集運搬交付金との比較、又は業者が近所に無い）だけがリサイクル券の発行がなされ、製造業者処理に回り、収集運搬料金の交付を受けることになる。したがって、中古品の輸出と、不適正処理残渣の海外流出を助長する結果になる危険性があり、見えないフローが更に増加すると言わざるをえない。（再掲） ・料金廃棄時負担方式下での見直し点整理、実施。（料金、指定引取場所、不法投棄問題等） 以上、現在の判断データなしの、料金回収「販売時負担方式」ありきの議論は不毛に終わると思う。 ・不法投棄＝料金回収「販売時負担方式」に議論が集中しているが、料金回収「販売時負担方式」にすれば、家電リサイクルの課題がすべて解決するのか。現行法スタート時に不法投棄に対する課題取組みは無かったのか？不法投棄の問題で、制度全体のあり方を議論するとするならば、不法投棄の詳細を明らかにし（不法投棄は4品目だけが発生しているのか）議論するべきである。 料金回収を「販売時負担方式」にすると不法投棄は何故削減されるのかの根拠が不明である。収集運搬料金の販売時負担や義務外品の自治体対応不足問題、罰則規定等総合的な対策が必要である。（再掲） ・「中古品輸出」について（何故か資料3の10項目の課題に無い。） 中古品輸出の可否判断がない。見えない部分の半数強を占める。対応を明確にするべき。 仮に不可とした場合、不法投棄の課題と同様、厳しい罰則規定を設けないと、経済原則が優先し、地下経済を助長する可能性がある。また既存輸出業者の死活問題をクリアできるか。料金回収「販売時負担方式」で輸出が止まると考えているなら、根拠を明確にするべき。 仮に可とした場合、料金回収「販売時負担方式」下では、小売業者が買替えを伴う販売時リユースと廃家電再商品化との区分が不明確のため、輸出価格の範囲内の下取り価格で廃家電家の正規ルートでの輸出については輸出データを登録し管理する必要がある。 更に負担金納入者の心理として、負担金は国内での再商品化のための負担金であるという考え方や、輸出業者も国内で明らかに再商品化していないので、負担金を返金するべき産廃処理台数は許可自治体が全数掌握するべきである。また、不適正輸出の温床となっていないかのチェックも含め自治体の責任を果たすべき。（再掲）
	・不法投棄の議論は、「木を見て森を見ず」の典型的な例である。第3回審議会で、神戸大学の石川雅紀委員が発言されたように、家電リサイクル法はそもそも何故新しいシステムを作ってまで変えたのかというと、資源の有効活用と共に、廃棄物処理に関る汚染の問題を防ぐことにあり、1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローの数百万台に及ぶ不明の廃家電品をどう解明するのかにあると思う。自治体が主張している不法投棄は主に個人の不法投棄であり、むしろ、ビジネスとして営利で行っている不法投棄の方が量的にもはるかに多く、これを解明することが優先されるべきであると思う。そういう意味で、見えないフローの解明を優先することは正しいアプローチ方法だと考える。尚、不法投棄は違法行為であり、これを取り締まるの権限は自治体にあり、民間にはない。自治体が本腰を入れて取り組むべきであり、これをリサイクル料金徴収方法の変更に使う手法は本末転倒である。 ・リサイクル料金の購入時徴収（前払い）を主張する委員は、前払いのイメージを明確に描いていないのではないか。是非、具体的コンセプトを示して頂きたい。各自治体において、ゴミの有料化が進み、粗大ゴミの例のように廃棄する際に料金を支払うことは、市民の間で、いまや常識化している。家電が現行方式を掲示区することには全く違和感はないのではないか。購入時徴収方式の場合、料金を支払う人と排出する人が一致しないこと、排出しない人は料金を支払うだけ、排出する人の費用は誰が負担するのかということにコンセンサスが得られるか疑問である。以上から判断して、5年間の素晴らしい実績を踏まえ、家電リサイクル法は世界に誇れるリサイクル法であり、今後も継続して維持していくべきであり、根幹を変える必要性は全くない。（再掲）

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	・今後、現行法の見直し（資料2にある料金負担方式）を進める場合にも、「見えないフロー」の継続的、客観的な把握ができる体制の構築が、見直しの効果を判断する際には必要となる。これがない場合は今回と同じように、どこに問題点があるかを判断するために調査が必要となり、時系列的な政策評価が困難となるのではないか。
	世界でも類の無い優れた仕組みで、成果を挙げて、国民にも浸透してきたこの法律をなぜ根本から変更する前払いに変える必要があるのか。 ①不法投棄の原因と主張している者がいるが、なぜ前払いになったら本当に不法投棄は減ると断言できるのか・・・根拠を明確に説明されたい。不法投棄は犯罪であり法で厳しく罰することで取り締まるべき。 ②自治体、販売店は自分たちの役割を判って前払いを主張しているのか ・自治体は不法投棄の処理費用の負担が大きいと言うが、法施行前は膨大な費用で大型ゴミととして処分していたのではないか。義務外品の処理は自治体の役割であり、それをしっかりと果たしていないから、消費者が処分に困り不法投棄してしまうのではないのか。 ・販売店も料金の授受、券の発行、消費者への説明が大変と言うが、法施行前の審議会で消費者、販売店、メーカー、（自治体）の役割については、合意したのではないのか。消費者は料金を負担し、メーカーは処理施設やスキームつくりに膨大な費用を出資している。自分たちだけが被害者のような虫のいい事を言うのはあきれ返る。（再掲）
	前払い制度には、問題が残ります。今の貨幣価値で10年以上後の処理費を払うということに成りますから、その時には、10年前の金額では処理不可能等の時間ずれによる問題が残ります。その差額は、誰が支払うのか等の明確化が必要です。現在の制度では、その様なことは避けられていると判断しています。
	・必要でなくなったものにお金を払いたくないというのが人間の心情であり、システムそのものを見直すべきではないか。 ・不法投棄防止対策として、引取り・リサイクルに係る費用を販売時に負担すべきではないか。という意見がもっともらしく語られているが、犯罪者の発生を見込み、これを社会全体で広くカバーして見えなくする方向である。つまり犯罪者が犯罪者として摘発されるリスクが減少し、ますます適切に排出する責務を果たさないという犯罪をしやすくなる方向の改悪であり反対である。（再掲） ・リサイクル料金、収集運搬料金について地域間格差があまり出ないようにすべきではないか。との意見があるが、輸送費用は輸送距離などに関連して必ず変化するものであり、これを均一化することは経済原則にそぐわない。万一このように居住地の便・不便を解消する能力を、リサイクルを行うメーカに望むのであれば、本来自治体が住民に対して実施すべき住民サービスの責務の転嫁であるから、自治体が輸送費用を補填すべきである。
	・現在の家電リサイクルにおける「排出時排出者負担の考え方」は3Rの思想に基づいて「物を永く大切に使わせる」という観点から決められたと聞いている。現在この考え方を変更しようという動きがあるように報道されているが、馬鹿げた考えはやめて、「物を大切に使う」世の中にするように、せっかく良い法律があるのであるから、これの精度を高めるように進めるべきである。リサイクルコストについては、安い方が越したことはないが、問題はその質であろう。安くしようと思えば、「手を抜けば、或いは、品質を落とせば」いくらでもその方法はあるはず。10年に1回位の費用負担であるから、我々消費者としては本当に地球環境に良いことをしてくれているのなら、今ぐらいの負担は許容範囲と思われる。（再掲） ・家電品の不法投棄を減少防止するには、啓発活動強化（一般消費者に対して実施することは、監視の目を養うという観点からも重要になる）と処罰権限を持った警察などによる監視体制強化の両輪が不可欠。家電リサイクルの4品目については、その大きさ、重さから考えて、一般の消費者が捨てるには困難な対象物であると思われる。 不要となった重量物を運ぶ能力を有する人でないとそう簡単には捨てられないため、一般人が捨てるケースは少ないと考える。従って、行政においては、「どこを攻めれば良くなるのか」不法投棄の実態を継続的によく調査し、データとして分析できるようにしておく必要がある。不法投棄に関しては「捨てる人は捨てる」と見られ、料金徴収方式における「前払い」「後払い」には特に関係がないと思う。罰則強化や監視活動、防止キャンペーンなど世の中に対し、もっと不法投棄防止の露出度を高めるべきであろう。（再掲）

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	･料金徴収方式を前払いに変更すべきと主張する意見が多いが、どういう前払い方式なのか、前払いにすると何が良くなるのかはっきりしていない。現行の排出時料金徴収方式ときちんとした比較をして、判断していく必要があるのではないか。（前払い、前払いというだけで、一向に中身が見えてこない。事務局は、きちんと比較が出来る資料を準備すべきである。） ･特定家庭用機器の不法投棄は、平成１２年度約１２万台から平成１６年度約１７万台と４０％以上増加しているということであるが、調査方法が違うのであるから、単純比較をして不法投棄は増加している、と断言するのは間違いである。平成１５年度から１６年度にかけて、不法投棄台数は若干ではあるが減少している事実に注目すべきである。更に平成１７年度上期も減少傾向が続いており、不法投棄が増えているという誤った見方は改めるべきである。（本来なら、平成１７年度下期（年間合計）の実績がまとまっているはずであるのだから、環境省は早く結果を公表すべきである。）不法投棄は犯罪である。不法投棄の問題は、自治体が取り組むべき責務である。不法投棄が増えていると嘆くばかりではなく、まして処理費用が足りないなどと言わず、不法投棄をどうしたら減らせるか、消費者のモラルアップを図る等の活動を推進すべきである。不法投棄は、単に家電品のみの問題ではない。そこのところを良く見極めて、自治体が自らの責務として取り組むべきである。料金徴収方式を前払いにすれば、不法投棄は減るという意見があるが、なぜそうなるのか理解できない。どうして減るのか論理的な説明をぜひ聞きたい。不法投棄防止のためには、自治体が「義務外品」に対し十分な措置を講ずるべきである。自治体が自ら乗り出せば、自ずと解決する。収集運搬料金を民間より高く、ひどいところではリサイクル料金より高く設定しているところもあると聞く。それが不法投棄を惹起しているのだということを認識すべきである。今回の見直しは、不法投棄撲滅が目的なのか。不法投棄は家電品のみの問題ではないのだから、家電リサイクル法の見直しとは切り離して、総合的な不法投棄防止策の検討の場を作るべきではないか。環境省はもっとしっかりして欲しい。（再掲）
	（前払い方式への変更に関して） 前払いによって不法投棄を減らそうと言うのは、あまりに安直な考えと思います。下記理由により、前払い方式には大反対です。 1）前払い方式は、結局リサイクル料金が購入時の値引き交渉の対象となり、販売店はその分をメーカに負担させようとするでしょう。リサイクル料金は消費者ではなく、メーカが持つことになります。当然、消費者のリサイクルに関する意識も薄くなります。 2）後払い方式では捨てるのに料金がかかるので、修理等によってもっと長く使おうということになるのではないでしょうか。ただでさえ家電製品は安くなりすぎて、ちょっと壊れても直すより新しいのを買ってしまう、物を大切に使う風潮が薄れてきている気がします。
	現在、我々ユーザも、リサイクル処理費用の一部を負担していることは承知しています。この処理費用を前払いにするか、後払いにするかの議論がされていると理解しています。現在の仕組みとしては、後払いであると理解します。どちらが良いのか意見は交々であると思いますが、一消費者としては、後払いのほうがすっきりすると感じています。理由としては、例えば、私が購入したテレビを数年後に近所の人に無料で譲ったときを考えると、よくよく考えると無料で譲渡したのではなく、リサイクル料金も付けて譲渡したことになります。近所の人から金を貰うのも云い難いし、後払いのほうが、真の排出者に負担してもらう、つまり、後払いのほうが明快であると思います。また、前払いにした場合、誰が管理するのか明確ではありません。不透明な第3セクターをこの行革を進めなくてはならないなか、新たに作るというのでしょうか？以上のような観点から、現状どおり、後払いに賛成します。
	料金負担方式 （1）不法投棄を削減するには、料金負担方式を前払いにすることで解決できる問題ではないと考える。前払い方式により不法投棄が減るという根拠を明確にする必要がある。 （2）各料金負担方式（前払い方式、現行の後払い方式）メリット、デメリットを明らかにすること。 （3）前払い方式を仮に採用した時、家電リサイクル法に則り正常に排出処理される予測台数および不法投棄の削減効果をシミュレーションし、その効果を議論すべきである。未確定のまま負担方式を変えることは、社会的にも混乱や経済的な負担が発生するため避けなければならない。 リサイクル料金のあり方 排出者の理解が得られるよう、大きさや容量等の基準によりカテゴリー別の料金を設定するべきである。（再掲）
	不法投棄された製品の回収･リサイクル費用について、関係業界も一定の責任を課すべきではないか。現在、不法投棄された製品は収集･保管･処分とすべて自治体が受け持っているが、リサイクル料金は業界が持つこととし、自治体は免除されたい。また、現行法規では不要となった時点で費用負担が発生するシステムのため、不法投棄を誘発していると考えられるため、購入時点に費用負担することとされたい。

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	「見えないフロー、料金前払い」に関する意見 大変残念なことですが、廃棄物の世界には、長年の社会の歪が集約された「裏の世界」が存在しています。それは単純に「リサイクル法施行前からの再生業者」のことを指しているわけではありません。そこには様々な業者や人々が存在します。公式公開の委員会の場面で、このことについて発言できる人はいないでしょう。しかし、このことは、事実として認識しておかなければなりません。「見えないフロー」の実態を明確にすることは、必要かつ大事なことですが、それをベースに、性急に回収率100%を目指したシステムを作ってしまうと、大変困難な事態が起こる可能性があります。反兵急に高い回収率を追求するということは、「裏の世界」を否定することに繋がり、社会の歪が一気に表面化し、リサイクルとは全く別の巨大な問題が浮上してしまいます。 現行制度の「5年間で回収率50%」の実績は、上出来だと評価すべきです。順調に稼働し始めている、現行制度を地道に継続し、回収率を少しずつ向上させていく取組みこそが、現実的です。「裏の世界」を是正していく取組みは必要ですが、それは年数をかけて、一歩一歩取り組んでいくべきであって、5年程度で急速に成果を求めることは不可能であると思いますし、制度を変更してまでの性急な取組みは、予想もしない別の社会問題に発展する恐れが大きいと思われます。また料金払いが「前払い」になった場合、個々の小規模な「裏の世界」の様々な業者が処理費用の支払いを求めて、資金管理団体やメーカーに、日々接触にやってくることが考えられます。それを、否定することは不可能です。また、一件一件の真偽を確認することは、大変困難であるとともに、面談対応すること自体が、極めて厄介であります。その対応、手続き、処理に対して、膨大なコスト・手間・労力が必要になってくることが予想されます。「前払い」を主張する方は、こういった問題まで考慮してくれているのでしょうか。そこまで考えての発言なのでしょうか。そこのところは、無関係だと逃げるのであれば、「前払い」は無責任極まる発言となります。現行制度は、着実に稼働しているのです。性急な成果を求めての制度見直しの結果、大きな混乱を招くよりも、時間はかかっても、現行制度を着実にステップアップさせていくほうが、結局は早く大きな成果に結びつくものと考えます。（再掲）
	リサイクル料金を排出時徴収から販売時徴収に変えることは、「見えないフロー」を増やしてしまうので、反対である。 これまでは、リサイクル券が張られていれば、小売店から基本的に、指定取引場所に運ばれていた。 もし、販売時徴収にすれば、どれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのかは小売店の判断に任される。 これにより、小売店では、見かけ上中古家電として大半の使用済み家電を、リユースの名目で「見えないフロー」の輸出ブローカーに流すことが以前より簡単にできることとなる。 有価物の入手を狙う輸出ブローカーに流れる使用済み家電品は増加し、不適正処理の温床となり、Eウエイスト問題を大きくさせてしまうと考えられる。 一方、リサイクル料金が販売時徴収になれば、上記の「見えないフロー」の強大化により、メーカへの回収率は低くなっていくものと予想される。企業のイメージアップとはいえ、せっかくここまで、家電リサイクルに真剣に取り組みリサイクル技術を向上してきたメーカへの回収率の低下を防ぐために、リサイクル料金の排出時徴収を継続することを要望します。 メーカへの回収率をUPする方法 現在のメーカへの回収率を高めるもっとも良い方法として、「見えないフロー」への立ち入り・実態調査を強化し、違法者を徹底的に検挙していき、「見えないフロー」の撲滅を図る努力を政府主体で実施して頂くことを要望します。 環境を汚して、儲ける企業・人に厳しい対応を。（再掲）
	リサイクル料金は安ければ良いというのではなく質が重要。質が高ければそれを材料としていろいろな製品に使える訳でとりわけ資源の少ないわが国においては質を重視すべきだと思います。前払いは現状にくらべて公平公正だとは思いません。現状すでにうまく機能しているシステムがあるのだから、それを変えるのなら審議会はきちっとデーターをもとに説明責任と結果に対する責任があります。これがないと納得できません。前払いになった途端に捨てる人のみが無料で引き取ってもらえるのは納得ゆきません。前払いになると取りすぎが発生して余分に払うことになり払う人と捨てる人は一致しません。いまのように捨てる人がきちっと支払いきちっと処理されるほうが単純明快で良いし公平だと思います。
	リサイクル料金先払いの場合、買った商品をリサイクルするとき（10年後）ちゃんとリサイクルしてくれるのか不安だ。リサイクルするときに料金を払いたい。電話が携帯電話になったように、たとえばテレビが大型テレビでなく、ゴーグルのような個人用のビューアーになった場合、そのとき廃棄される大型テレビのリサイクル料金はどうなるのか不安だ。人口が減少していった場合、料金前払いだと、今の年金と同じように料金が破綻してしまわないか、不安だ。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	･全ての家電を対象とすることを前提に、可能なところから指定を増やすこと。現行の特定家庭用機器の４つの条件は、廃止すべきです。条件を付ける必要はありません。拡大生産者責任を貫き、基本的には、「リサイクル料金を製品価格に含む」ことによって、すべての家電品を対象とすべきです。当会の消費者へのアンケート調査結果では、電子レンジ、ビデオ･DVDデッキ、掃除機などが上位にきています。アンケート調査結果では、電子レンジ、ビデオ･DVDデッキ、掃除機などが上位にきています。(再掲) ･リサイクル料金の在り方 リサイクル料金は「生産者が製品を出荷する時に生産者が負担する方式」とすべきです 「前払い」は、販売時負担方式ではなく、生産者が製品を出荷する段階で、生産者が支払うものとします。商品価格に上乗せすることになり、製品価格の概念は「従来の製品原価や人件費に適正なリサイクル原価をプラスしたもの」となります。拡大生産者責任の考え方から、この方式が市場原理の下で、リサイクル料金の低減を促し、さらに環境配慮設計を強く動機付けます。小売店の価格表示は、消費者やリサイクル事業者が分かるように「本体価格○○円＋リサイクル料金△△円」と表示します。リサイクル費用が製品の価格に上乗せされる形になり、リサイクルコストが料金として正しく反映する限り、生産者の技術革新や消費者の商品選択に影響を与えます。リサイクル料金は「資金管理法人」をつくり積み立てます。そして、リサイクル過程における運搬事業者やリサイクル事業者が、それぞれに資金管理法人に費用請求する仕組みを作ります。生産者の撤退や倒産による費用回収の問題が回避できます。既存の家電品は、出回っている量からすべてを生産者負担とすることには無理があります。この場合、消費者は指定家電の買い替え時に従来のリサイクル料金と、新製品のリサイクル料金の両方を支払うことになります。しかし、「リサイクル料金の設定根拠の公表」「リサイクル料金を下げること」「A･Bルートの見直し」などにより、消費者の負担が過大とならないよう、政策的なとりくみが必要です。リサイクルコストの公表と引き下げ当会が家電メーカーに対しておこなったアンケートの結果では、リサイクル料金の算出根拠の問いに対し、「適正な原価を上回らない」「消費者の排出を妨げることのないように」の２点を回答として上げています。家電リサイクル法の条文そのままであり、具体的な算出根拠を示していません。 リサイクル料金については、大阪府が推奨する家電リサイクル大阪方式では表に示すようにメーカー一律料金の６０%～７０%です。また、家電品の大きさに関係なく、リサイクル料金が同額なのも矛盾しています。今後の指定家電の拡大においても、リサイクル料金の多様性は避けられません。 ･収集運搬費はリサイクル料金の一部と考え、リサイクル料金に含みます。生産者の責任は生産過程または消費過程から、生産物が使用済みになった段階まで生産者が責任を持つ家電リサイクル法の趣旨から、離島など地理的条件を理由に、収集運搬費に差をつける必要はありません。収集運搬費はリサイクル料金の一部と考え、リサイクル料金に含むべきです。すなわち、 「生産者が製品を出荷する時に生産者がリサイクル料金を負担する前払い制度」に改め、全国一律のリサイクル料金（収集運搬費を含む）とすべきです。収集運搬費は、離島に限らず「小売店では値引き対象となっていること」、「大きさに関係なく同一料金となっているところが多いこと」など、問題点が多くあります。 ･リサイクル料金を「生産者が製品を出荷する時に生産者が負担方式」に改める。不法投棄は、家電の排出時に高額のリサイクル料金を支払わなければならないことに原因があります。監視やパトロール強化、消費者に法律の趣旨を徹底する等も必要でしょうが、第一にすべきことは、その原因となっている「リサイクル料金の後払い」を改め、「前払い」とすることです。排出者にとって何の価値も生まない排出時に、リサイクル料金（それもかなり高額）を負担することは、誰もがおこなえるリサイクルシステムとは言えません。リサイクル料金の「前払い」は、消費者が家電品を購入時する時に払うのではなく、生産者が製品を出荷する時に生産者が負担〈商品価格に含む〉する方式にすべきです。 家電リサイクル法は拡大生産者責任の考え方のもと、生産者にリサイクル等適正な処理を義務付けていますが、これに加え、財政面でも生産者が責任を負うべきです。これにより、販売価格が上昇し、消費者が不利益を被る可能性は少ないと考えます。リサイクル料金が製品価格に上乗せされたとしても、現状の低価格化競争、販売時の値引きなどにより、リサイクル料金が販売価格にそのまま跳ね返る可能性は極めて少ないと考えられます。定価があってなきがごとくの販売競争が行われています。パソコンリサイクル法導入時には、販売価格に影響を与えませんでした。(再掲) ･リサイクル料金を生産者負担とすることが環境配慮設計を促進します。家電リサイクル制度に拡大生産者責任を貫き、生産者に物理的に面だけでなく、「リサイクル料金は生産者が製品を出荷する時に生産者が負担する」という財政的な責任も負うこととします。このことにより、生産者は製品設計段階において製品の環境負荷を小さくするような動議付けがうまれます。現在の後払い方式や、消費者が購入する時の「後払い」方式では、競争原理が生まれません。つまり、リサイクルコストが生産者まで伝わることが重要なのです。家電リサイクル法「リサイクル率」――「実績に即し、リサイクル率を上げること」私たちが家電メーカー１１社に行った調査では、実際のリサイクル率は法基準より10%以上上回っています。リサイクル率を引き上げることは十分に可能です。リサイクル率基準を引き上げは、技術革新を促すことにもつながります。(再掲)

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	リサイクル料金について、「前払い」「後払い」の論議があります。 今まで後払い方式で行われて来たのですから、今後も同じ方式「後払い」を継続していくべきです。 途中でシステムを変更したのでは混乱を招く上に、今まで築いてきたシステムを変更すると言う事は、新システム構築に再度コストがかかり、その分の余計な経費が必要になります。ですから現行のシステムを継続していくべきです。 また「廃棄時廃棄者負担」という事で、廃棄をする時に料金を支払うということは、国民の環境への意識を高める為にも最適の方法だと思います。前払いでは環境に対する意識が養成できません。 また、住宅地を無料回収車が巡回し、家電商品のみならず粗大ゴミまで回収しています。 この回収された商品は、何処へ行くのでしょうか？多くの商品が中古品として国外に輸出されていると聞きました。このまま放置をしていても良いのでしょうか？そうは思いません。中古品の輸出についても何らかの規制･法的措置が必要です。 定められたルート以外で、商品を廃棄をするということは法律違反です。国民として法律を守る義務がありますので、キチンと定められた方法で処分をしなければなりません。 家電リサイクル法が何故必要なのかと言う事を、国民が理解をしなければなりません。ですから、以前は行政が行っていた処理を今はメーカーが行っているのです。その分の経費を、消費者に対するリサイクルを含めた環境教育の普及啓発に傾注し、地球温暖化 防止の為に積極的に推進をして頂きたいと考えます。今後とも、行政･企業･消費者とそれぞれの立場で協力していかなければならない問題と思います。（再掲）
	料金徴収方法を前払いへ変更しようとする動きがあるが、現状の排出時支払いが適切であると考える。 現在排出される家電4品目に対して、5割は見えないフローへ回っていると言われている。現行の後払い方式のために排出者がリサイクル料金の支払いを嫌がり、見えないフローへ回している。だから前払い方式にすればこの問題は解決するとの意見がある。 しかし、実際は前払い方式はむしろ見えないフローを増やすことが懸念される。リサイクル券が本体に貼られていれば、それは指定引取り場所へ運ぶしかないが、前払いとなればどれがリユース行きでどれがリサイクル行きなのかは分からず、輸出業者の判断次第でどうにでもなってしまう。結果、前払いへの変更は見えないフローはますます増やしてしまう可能性がある。 また、小売業者から見えないフローへ流すことは法律違反であることを認識させることが必要だと思う。小売業者は引き取った家電品についてはリユースにまわすか、指定引き取り場所へまわすしかないことになっている。小売業者が上記のルート以外に回すことは法律違反であることを示すことは大事だと思う。（再掲）
	色々な意見があることがよくわかりましたが、わたくし個人は今後、自宅の家電製品が使えなくなった時には、リサイクル料金をお支払いして排出するものと思っています。なぜなら、リサイクルとは、即ち地球環境を守っていくこととは、まさにこれから、すべての人が「手間」と「少しのお金」を出し合っていくことだと思うからです。 購入時負担は、不公平（真面目に料金を払って排出する者と、不法投棄などルール違反する者）の是正に繋がるでしょうが、無感覚的かつ自動的な痛み分け（よく分からないうちにリサイクル活動をしていた）というのは、本来あるべき姿から、かけ離れていくのではないかと思います。せっかく定着している、世界にも例を見ないこの「家電リサイクル法」を、もっと高いステージで極めていくことはできないのでしょうか。 製品を排出する時、ユーザーがリサイクル料金を支払う時、『自分はこれでまたひとつ、地球環境を守っていく取り組みをした』と実感することも大事だと思います。そうでなければ、日常のゴミの分別も進まないでしょうし、 レジ袋削減も期待できないでしょう。ひとりひとりが、より環境保全を『意識する』ためのシステム（排出時負担）があっても良いのではないでしょうか。 そのためにも、現在の家電リサイクル法をもっともっと国民にPRしてもらいたいと思います。立場の違う、消費者と小売業者とメーカーが、分担して大きな事を成し遂げようとすることの素晴らしさを、地球規模で説いて欲しいものです。そしてこの3者が責任を持って各自の役割を果たしていくことが、環境保全に直結する活動だということを、広く知らしめて欲しいです。
	現行制度を継続すべきである。販売段階の負担方式に変更しても、不法投棄は無くならない。家電の廃棄時の公平性を守るためには、排出時時の負担方式である。（再掲）
	リサイクル料金の負担方式について販売段階で負担を行う方式（販売時負担方式）にしたほうがいいとの意見がありますが商品価格に合算されると 1.消費者のリサイクルの意識がうすれる。 正規に廃棄する場合でも、運搬料金が必要な為面倒くささもあり不法投棄が無くなるとは おもえない。 不法投棄は犯罪行政で厳しく取り締まる必要がある。 2.販売側は、販売価格が高くなりリサイクル料金の加算が出来なくなるのではないか。結局は仕入れを下げる為メーカーに負担させようとするのか。 3.収集したリサイクル料金を10年以上にわたって管理できるのか。見えないフローといわれるものとの関連はどうなるのか 色々な問題があり5年間やってきた排出段階で負担を行う方式（廃棄時負担方式）は変えないほうがいい。（再掲）

	意見内容
5. リサイクル料金の在り方	･自分が捨てる時にお金を払うのが当然だと思う。買った時にリサイクル料金が入っているのは、誰のために払うのか不明確なので納得できない。前払いに変えたら何が良くなるのか？国民の環境意識が低くなるのでは？排出時支払の方が環境意識が高まるのでは？中古で引き取ってもらった場合、再度使われますよね。その場合は、リサイクル料金を返してもらえるのか？車の様に登録制度にしてもらわないと買った時にリサイクル料金を払う意味がない。 ･現在は、家電メーカーが頑張っていろいろな取組みを行っていると思う。これも後払いという日本独自の方式からではないか。海外では、メーカーの環境配慮設計はあまり働いていないと聞く。現在のシステムを変えて、この環境に対するいい流れを変えてもいいのか。将来をしっかり検討して欲しい。（再掲）
	料金徴収方式について、前払いになれば良いとの意見が多いが、前払いになれば資金管理法人が必要となり、その経費が必要となるため、ひいてはリサイクル料金に付加せざるを得なくなることが懸念されます。また、前払いの方式によっても抱える課題が異なるが、年金制度のように、将来のリサイクル料金が高額になる危険性も孕んでおり、後生に課題を残す制度になる懸念があります。そこで、前払いになれば、不法投棄が減少するメカニズムを、わかりやすく説明していただきたい。（再掲）
	廃家電品に限らず、不法投棄は違法行為です。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄絶滅を達成されることに努力して欲しい。自治体では、不法投棄の未然防止に向けて、「巡回監視やパトロール」「ポスターやチラシ、看板等による普及啓発」等に取組まれ、それぞれの地域特性に合った取組みが行われており、創意工夫と熱意ある活動が不法投棄を減少させる成果が出ている。 ･自治体が取組むべき責務である。更なる啓発活動の取組み。 ･罰則の強化 ･前払いにしたら不法投棄がなくなるとの意見があるが、費用の負担先が変わるだけで、不法投棄撲滅への解とはならないし、むしろ不法放置の発生増が懸念される。（再掲）
	前払いになった途端に、捨てるのみの人は無料で引き取ってもらえる事は不公平である。（すでに洗濯機をリサイクル料金を払って処理した。）
	料金の負担時期の変化に伴う消費者の対応については、一般の消費者にアンケート調査を実施すれば、不適正な処理が増えるのか減るのか推測できるのではないか。
	見えないフローが半分以上存在することは問題であると思う。そもそも半分以上の例外を認める法律など、あってはならないはずである。法のもとで不公平感などあってはならないと思う。すぐに実態を解明するべきである。実態を解明することが困難であるかもしれないが、実態の解明なしに、この家電リサイクル法見直しの議論は前に進めるべきではない。急いで結論を出す必要性は全くない。この法律は関係ステークホルダーそれぞれが痛みを伴うことによって成り立っているはずだが、そうでないことが白日のもとに晒された以上、そこを避けて通ってはならない。法の主旨は大変すばらしいものであるので、今回の議論において是非とも、社会システムとしての家電リサイクルをローコストで運営出来るよう、関係ステークホルダーの議論を深め、全関係者の一致点を見いだして欲しい。この5年間の運営システムを見ると、消費者は当然負担すべきリサイクル料金及び収集運搬料金からのがれようと知恵を働かせているようですし、小売業者は物理的な手間がかかる引取り･引渡しにおいて手を抜こうとしてきたきらいがあるのではないかと。メーカーのみが、愚直に処理施設への投資と環境配慮設計の促進を行ってきた訳だが、肝心のモノが半分しか集まらなかったので社会システムになっていないのも同然である。そうなってしまったのは、偏に、経済産業省や環境省をはじめとする行政の怠慢に他ならない。消費者への啓蒙、小売業者へのより厳しい罰則規定の適用または社会への公表による制裁をもっと徹底していかないとこのシステムはザル同然と揶揄されても仕方がない。リサイクル料金が高い安いの議論も出ているが、それは現状の回収実績での料金が高い安いの議論であって、見えないフローをシステムに取り込むことが可能かどうかの議論をすべきである。まずもって、ローコストの社会システムをどうしたら構築出来るかの制度設計の議論に基づいてリサイクル料金が算出されるべきである。 その際、一部の審議委員の中で前払いが後払いよりも良いとおしゃっる方がいるようですが、後払いであれば、実際、本当に排出する時にかかる費用は払わなければならないということの納得性は消費者には１００％理解出来るが、前払いになった時、家電リサイクル法の本来の主旨の一つである製品の長期使用ということにそぐわないのではないだろうか。また、前払いになったとして、それが中古品として輸出される時にリサイクル料金は本来、リファンドされなければおかしいですよね。そのようなことが出来るとは思えないし、そうでなければ不公平感の一因になるでしょうし、そのような煩雑な手間ひまをかけることが国家統一システムの中で本質的に重要なことでしょうか。要約すると、見えないフローの実体解明がまずもって重要である。次に、系外への流出が問題であるのは自明の理であるからして、それをなくす制度設計をすべきである。その中で安上がりな社会システムのための料金のあり方、及び徴収方法を検討するべきである。そこから見えてくるのは、安上がりなシステムの中で、現行の後払いを継続する、但し、その安上がりなシステムにおける全体コストに基づいて料金が決められるべきではないかということである。そこまでの議論を行わずして料金の高い安いを論ずるべきではない。（再掲）
	前払い方式に変更する場合に配慮すべき事項 消費者の負担感の強い現行制度より、前払制にすべきとの意見がありますが、その際に、次の点について検討をお願いします。前払料金の中へ収集運搬料金を含めて預かっていただきたい。そして、その財源を公的機関が保管していて下さって、家電品が実際に処分されることになった時に、運搬収集した人へ料金が支払われるような仕組みをしっかり作っておいていただきたいと。と願いします。
	･料金前払い制度が一番の効果。今、家電業界のメーカー出荷に対する販売割合は量販70%地域店30%とも言われている。量販店にリサイクル法の完全遵守と指導強化したら「見えないフロー」対策の大きな前進になると思う。不法投棄対策の強化、「見えないフロー」対策の為にも引き取り場所、A，Bの統一こそ急務。（再掲） ･コスト状況を明らかに透明にして、実態を排出者に理解していただくことが望ましい。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	適正なリサイクルにはある程度のコストが必要なことを理解し、国民もそれを受け入れることが必要だと思う。価格内部化されるとリサイクルしているという認識が薄くなっていくと思います。リサイクル料金がメーカー毎に異なり競争原理が働くようになれば価格競争から本来の質の高いリサイクルが保たれず制度が形骸化する恐れがあるのではないでしょうか。適正なリサイクルを維持するためにも、料金としても一定の金額を予め決めておくべきではないかと考えます。リサイクル料金の設定にはデータに基づく十分な検証が必要。購入後10年以上後に廃棄されることを考えると、10年後のリサイクル費用算出の根拠産出が非常に難しいと考えます。予測できない貨幣価値の変動やリサイクル技術の向上が考えられ、それらのリサイクル費用への影響は未知数です。前払い制度にする場合の大きなリスクとして考えるべきだと思います。
	廃家電品のリサイクルから発生抑制（リデュース）への移行を促すべきである。そのためには、現行法の長持ちする製品開発だけでなく、製品の故障時の修理を行う体制整備を家電リサイクル法、あるいは関連法の中でメーカーに義務付けるべきである。 製品の長期使用の意識を促すためには、リサイクル料金は後払い制がよい。（再掲）
	そもそも消費者が負担することが誤っている。消費者の負担が増えるのであれば、不法投棄はなくならない。 リサイクルしやすい商品を販売し、リサイクル時は、無料とするか、消費者に返金するくらいの体制を築くべき。消費者は、商品を買うときに消費税をとられ、回収時にさらに金をとるということは間違っている。（再掲）
	購入時、料金を支払うことで不法投棄が減るとは思えない。料金の支払い方を検討する前に、不法投棄や海外輸出など見えないフローの流れを解明し、現問題を改善することが必要である。前払い制にする事は、消費者のリサイクル・環境に対する意識を下げることになる。消費者は商品を廃棄する時、10年以上前に支払ったリサイクル料金など意識はない。商品を廃棄する時リサイクル料金を支払うことは、3Rや循環型社会、リサイクルを再認識することになる。廃棄時にの支払いは、処理に必要な費用を支払うことになり、最も公平な方法である。（再掲）
	販売時負担方式は、消費者が納得しやすく、かつリサイクル料金を確実に徴収する方式であり、かつ、廃棄時の不法投棄や無料回収などのリサイクルルートから逸脱する行為を防止する効果を持つ。社会全体の経済的視点に立てば、リサイクル料金の徴収不足や不法投棄による税負担の増加をもたらす廃棄時負担方式と比べ、販売時負担方式のほうが効率的である。よって、販売時負担方式への変更を強く求めたい。
	負担方式の変更をしても現状の不法投棄対策の問題解決にはならないと思う。市場原理の下で料金が低額していく制度を作れば多少の違いはでると思う。リサイクル料金については無料にするべき。消費者として料金はない方が助かる。（再掲）
	法施行後5年が経過し、年々着実に回収台数が伸びてきており、排出時排出者負担方式が定着化している。また、排出時排出者負担は処理発生一番近いタイミングで必要な費用を徴収でき、最もシンプルで公平な方式と考える。徴収方式に関する議論をする前提として、見えないフローの全体像の解明とその対策が先決であると考える。（再掲）
	リサイクル料金がどのように使用されているのか消費者に認識させるべきではないか。大きさ・形が違う同じ商品のリサイクル料金が同じというのは納得できない。リサイクル料金を別々に考えてみてはどうか。前払制にしても、無料回収業者に回収、不法投棄されては制度の意味がないのではないか。（再掲）
	家電品の不法投棄が法施行前後で不法投棄が４０％増えているとのことですが、これは無料回収業者が不要な家電品を捨てているからではないですか？リサイクル料金前払いになったら、無料回収業者が不要な家電品を無料でリサイクル出来るようになるのですか？でもそれだとその製品を買った消費者がリサイクル料金を払うのは、中古品を集めて、それを売る商売をしている人のためみたいになりませんか？私は、中古業者の為にリサイクル料金を払いたくはありません。もし、前払いを払って、中古業者に持っていって貰ったものは、前払いの払い戻しはあるのでしょうか？もし払い戻しがないなら、不公平と思います。（再掲）

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	･不法投棄は、その行為者が誰であるのかを区分し議論する必要がある。 自治体の委員より「谷底に冷蔵庫が捨てられる」という話を繰り返しされているが、一般の消費者によって重い冷蔵庫を谷底に捨てるような事例が数多いとは思えない。業者が介在している件数の方が圧倒的に多いであろう。 一般の消費者(使用者)が不法投棄の大多数を占めているのであれば、「後払い制度であるがために費用支出を忌避して不法投棄が発生する」ので、リサイクル料金や運搬料金を前払いにすれば不法投棄が減少するとの理屈が合うかもしれない。しかし、業者による不法投棄が多い場合に、前払いにすることによって本当に不法投棄は減るであろうか。 中国を筆頭に海外での資源需要は旺盛である。中古品の輸出に何も規制がかけられないとすれば、日本で廃家電品を集めようとする業者は減らないだろう。 リサイクル料金･運搬料金とも前払いであって消費者(使用者)の排出時の負担がない場合、市中回収業者は堂々と不要な家電品を集めて廻れる。消費者(使用者)は、自分の家庭から不要な製品が無くなれば良いので、無料で引取ってくれる市中回収業者が廻ってくれば、躊躇なく引渡すことができる。 この市中回収業者自らか、または、これを市中回収業者から引取った業者は、ただで譲り受けた廃家電品から、有価で取り出せる部分だけを抜き出し、不要な部分は家電メーカースキームに引渡しても良いし、どこにでも投棄が行える。投棄されたものは、前払いでリサイクル料金を徴収しているので、自治体はメーカーに引渡す際にリサイクル費用を払う必要は無い。家電メーカーのリサイクル施設には、有価にならない部分だけが集められる（← これは「特定家庭用機器」か？）。 小売店に廃家電品が引渡された場合も同様のことが起こる。小売店にはリサイクル料金の負担もなく運搬料金も後から手元に戻ってくるので費用負担はないはずであるが、家電メーカースキームに引渡すことによって受け取れる運搬料金と、家電メーカースキームに引渡す際の実際の負担額や負担感を比較することによって、その引渡し先が変わる。例えば、仮に家電メーカーに引き渡すと受け取れる運搬料金を1台当たり800円と設定したとする。大手量販では委託する運搬業者に800円以内であれば持ち出しがなくなり利益になる。小規模な小売店であれば、自ら運搬した場合に800円相当で見合うと判断すれば家電メーカーに引き渡す。しかし、800円では割りに合わないと感じれば、無料で引き取りに廻ってくる市中業者に引渡した方が経済的に有利であると判断し、家電メーカーには引渡さず市中回収業者に引渡すであろう。 ここで注意しなければならないのは、小売店の受け取る運搬料金を高く設定するということは、消費者が余分な費用を販売時に徴収されていることでもある。前払いという言葉の響きは良いが、見直しのどさくさに紛れて税金同様有無を言わさず取られてしまうということである。 不法投棄や見えないフローの発生は、上述のように料金徴収の後･先では抑えられない。 前払いにすれば、逆に、市中回収業者は一般廃棄物と判断されてもおかしくないものを扱うのではなく、無償で引渡せるものを扱うようになり、大手を振って営業できる。チラシに「家電4品目無償で引き取ります」と大きく表示しても、行政は取り締まれなくなる。 不法投棄や見えないフローの発生を抑えるには、後払いのまま、市中回収業者の自治体による管理や、自治体による産廃業者への立ち入り検査、小売店への監視強化等が必要なのであって、料金徴収タイミングを変えることで今以上に良くなるなんてことはありえない。前払いにしたがために、逆に歪んだスキームになることが容易に想像されるのではないか。(再掲) ･家電リサイクル法において、その条文に「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない」(第20条 2項)としている点は、見直す必要があるのではないか。そもそも民間企業は利潤を上げることが存在意義の一つである。利潤を上げない事業を行うことは本来の姿ではない。官ほどではないであろうが、メーカーは利益を上げる必要がない部分では競争原理が働きにくい状況にあることを、まず認識すべきだ。内閣府を中心に国はPFI事業を推進している。PFIでは「公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり、、、、」、「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである」とされているが、これを担う企業が利潤を上げてはならないとはなってはいない。請け負った企業は利潤を出しながらも、従前に行政が実施していたよりも低廉な費用で、質の高い業務を行うのである。第20条 2項の「適正な原価を上回るものであってはならない」という部分は、「適正な原価に加え最低限認められるべき利潤を加えたものを上回るものであってはならない」とすべきで、それにより社会全体のコストが下がるようになれば良いのである。リサイクル料金が高いと言われているが、比較すべきは5年前まで自治体が行っていた処理料金との比較である。 行政が処理していたレベル(埋めるだけ)に投入されていた税の総額と、家電メーカーの処理レベル(再商品化率70%以上)に対して消費者が負担した費用の総額を比較し、どちらが高いのか検証すべきである。小売店にとって有利な条件を設定（＝前払いにより受け取れる運搬料金を高く）すれば、小売店は家電メーカースキームへ引き渡すし、そうでなければ他へ流すことになることは審議会において流通側の委員が認めている。法施行後、冷蔵庫の断熱材フロンの回収義務が増え、プラントは一斉に投資をしたが、消費者の負担額は変わっていない。処理レベルが上がり、負担費用がそのままであるということは、実質上は値下げがあったとも言えるのでないか。家電リサイクルプラントを見学すれば容易に気がつくことであるが、手分解に携わる人員が多く、製造時のような自動化とはなっていない。当然、1台当りの処理費用に占める人手の割合は高い。安く抑えようとすれば、人手を減らし、破砕機にかける方式を選ぶことになる。処理コストを抑えるために、法定の再商品化目標値ぎりぎり満たせば良いとの考え方に立って、手分解に要する人手を減らすことをこの見直しは求めているのかもしれない。家電リサイクル法の料金に競争力が働きにくい一因として、自社製品のみのリサイクルが義務付けられ、他社製品を引取れない点にある。A／Bグループに分かれているが、どこのメーカーの製品を処理しても良いということになれば、競争は進むであろう。規模の拡大によってリサイクルプラントの効率性が上がり、リサイクル費用は下がる可能性が高い。また、指定引取場所での引取り時のサービスも今以上に上がることは間違いない。ただし、自社のスキームに戻らない製品に拡大生産者責任(EPR)の考えや環境配慮設計(DfE)は働きにくくなるし、また、シェアの低いメーカーはリサイクルに積極的には参加しなくなるであろう。今回の見直しの第一の目標をリサイクル費用を下げることに置くのであれば、メーカーにリサイクルを義務付けるより、PFIの公募事業として、あらゆる業種に事業門戸を開いて参入させれば良い。半分しか集まらなくても1000万台の物量がある。大阪府の既存業者ではないが、手を挙げる事業者は多いであろう。海外企業も含めて公募したなら、おそらく中国企業が、バーゼル条約も加味した上で中国政府の後押しを受けて、日本からすべて廃家電品を集めて処理することであろう。間違いなく、リサイクル料金は下げられる。(再掲)

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	･法違反の行為に自治体や警察は断固対処すべき。取締り強化、罰則の強化を図るべきだる。その姿勢を国民に見せず、家電リサイクル法の料金を前払いにすれば不法投棄対策になると思わない。廃棄時での料金徴収タイミングが、不法投棄を増やしているという確たる検証もない。まず、やるべきことをやってほしい。（再掲） ･法施行5年。日本の家電リサイクル法は世界の注目を集めている。1100万台を超える回収処理に世界は驚いている。その現行の方式に課題があれば、その部分を検討し是正すれば済むはず。料金徴収タイミングの問題ではない。
	不法投棄を削減するためにはリサイクル料金の負担方式として販売時課金方式を検討すべきではないかと考える。（再掲）
	家電リサイクルが順調に推移しているとは言え依然と不法投棄や海外ルートが絶えない。それからすると前払い式にしても、前述のルートの解明がなされないと、前払いの意味がないのではないでしょうか。それに順調に推移しているとするならば、今更前払いにする必要性が見えない。100%適切にリサイクルできる保証があればもっともな話であるが･･･（再掲）
	リサイクルは、皆に役割分担があり、皆にそれぞれ負担があるものである。そう言う観点で、リサイクル料金徴収方法についての意見を見てみると、地方自治体の「前払い」意見には、ある程度の納得性がある。メーカーの「後払い」支持意見にも、それなりの納得性がある。しかし、流通の「前払い」主張は、自己の負担減という自分勝手な意見としか聞こえず、納得性が全くない。特に、商品の販売価格に包含せよとの意見は、説明責任という、自分の役割を放棄した、敵前逃亡である。さて、問題は、地方自治体の言う、「前払いにすると不法投棄が無くなる」という理屈が、本当なのか？という疑問である。個人が、山林に大型で重量のある冷蔵庫やテレビを捨てに行くだろうか？マイカーにそんな物は積み込めない。個人の不法投棄は、ゼロではないだろうが、微々たるものだろう。そうすると、不法投棄の大部分は、一部の産廃業者による組織的な違法な行為であろう。そう言った行為は、「後払い」も「前払い」も関係ないだろう。（再掲）
	･自治体の「後払い」と『不法投棄』に関する基本スタンスがわからない一回目の審議会の新聞報道を読みますと、自治体代表の方が、『不必要なものにはお金を払いたくないのが人情』と発言されたようですが、最近は、粗大ゴミを定日･有料で自治体が引き取るしくみが定着、拡大しつつあります。引越しの例では、私の場合、ベッドやふとんを自治体に引き取ってもらったのですが、まさにこのしくみは「後払い」です。このような「後払い」を推進している自治体が、「後払い」だと「不法投棄」につながるというのは、絶対におかしいと思います。（再掲） ･審議会では前払いの方がよいとの意見が多く見られますが、本当にそうでしょうか。みなさんのおっしゃる前払いが具体的にどのようなものか、よくわかりませんが、少なくとも、前払いになったその日から廃棄する時に、お金を払わなくてもよいとなれば、現在後払いで払っている消費者が何か損をするような錯覚に陥るのではないかと思います。また、10年以上も使い続ける耐久消費財である家電製品のリサイクル費用を購入時点で支払い、その料金が、誰が廃棄したかもわからない廃棄品の処理費用に充てられるというのであれば、自分の使ってきたものの処理費用を自分で支払うといった現在の後払い制度で消費者が果たしているわかりやすい社会的責務が見えなくなるのではないでしょうか。こういった後払いの法律は世界中を探しても日本だけにしかないと聞いたことがありますが、日本の高いレベルの国民性に基づいた新しいユニークな制度、文化として、世界に胸をはってよいのではないかと思います。ちなみに数年前のことになりますが、ベルギーで電気製品リサイクルの法律ができた時、テレビ報道での一般市民へのインタビューで、市民の方は「リサイクルはみんなの問題、その費用を払うのは市民として当然のことと思うし、喜んで払う」と答えていました。日本人もベルギーの人たちに負けないように、環境やリサイクルの取り組みに国民一人ひとりが積極的に参加すべきと思います。少なくとも『不必要なものにはお金を払いたくない』などと言っては、世界中から笑いものにされると感じると共にそのような意見をあるべき方向に導くことが行政の重要な役割かと思います。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	・一般的に、リサイクル率を向上させるとそのための費用が増加し、ある閾値を超えると急激に上昇すると思われるが、審議会では、「料金を安くしろ」しかも「リサイクルは限りなく進めろ」といった無責任な発言が目に余る。全体最適をどこで求めるか真摯な議論が必要。 ・「再商品化」は有価での売却が前提であり、現在は、銅の価格高騰や鉄やアルミ等も中国市場の再生資源購買パワー、原油高等により比較的高価で売却可能であるが、将来は不透明。 ⇒長期的視点に立脚した安定したリサイクル運用を図るためには、逆有償でもカウントできる「再資源化」を検討すべきではないか。また、その利用先も教条的な「家電から家電へ」のスタンスから、安心して国内で販売できる利用先の育成と支援（優良な引取業者の案内等）を具体的に国の施策として進めるべき。 ・前払い派が多数であるが、その論拠が不明確。不法投棄の増加もその原因の分析がないままに前払化主張はいかにも素人的な議論。例えば、自治体の対応不備もその大きな原因と思われる。しかも不法投棄は、問題となる、メーカー回収に回らない量に占める割合は極僅か。（再掲） ・前払いは支払時の負担感が少ないとの意見があるが、年金方式の場合、新規や買増等の排出を伴わない場合でもリサイクル料金を徴収することになる。 ⇒前払いの場合、排出を伴わない商品購入時に、消費者が黙って支払うのかは疑問。現状の排出時でも「値切られる」のに排出のない商品購入で「値切られない」理由が理解できない。是非、消費者代表と流通代表にお聞きしたい。商品代金に紛れ込ませればという「ごまかし」論理では、いかにも消費者を馬鹿にした手法と言われても仕方がない。 ・収集・運搬料金は、小売業者の商圏等により個々の店毎に原価が大きく異なると思われ、適正な価格設定が困難と思われる。低すぎれば大半の小売店が追加料金を徴収せざるを得ず、何のための前払いかわからなくなり、高すぎれば利益を生む小売店が出て消費者に説明できない。 ・リサイクル料金と収集・運搬料金を前払化した場合、使用済み家電品は殆どの場合無料回収となると思われるが、無料引取りは引取り時点では中古品扱いとなり、廃棄物ではない。 ・流通の主張の通り徴収はメーカー出荷であっても、収集・運搬料金の支払いは、小売店と小売店以外の全ての直接持込者になるため、管理コストが膨大で非効率な仕組みになることが懸念。 ⇒無料回収になると廃棄物でなくなり、引渡し義務が発生せず、管理票の発行も不要。中古品として自由に売買可能となり、かえって見えないフローが拡大して逆効果が懸念される。また、管理コストが低く効率的なシステムに逆行。（再掲） ・料金負担方式は、前払いと後払いの利害得失を冷静に議論して公平・公正で効率的な方式を選択すべき。少なくとも「取りやすいから」「負担感が低い」の議論は審議会に値しない。 ・リサイクル料金の額とリサイクル率の値をどのレベルとするかの基本スタンスを明確にすべき。金は掛かっても限りなく再商品化の価値を高めて率を求めるのか、最終処分量の減少だけに絞りできるだけ低価格を目標とするのか、それにより今後の方向性が大きく異なるはず。
	前払いで先に消費者からお金を集めておけば、廃棄回収されない商品分の余った費用を不法投棄された商品の処理費用に充当できるという意見もあるようだが、善良な市民をバカにした考え方としかいえない。我々は、永年愛用してきた商品を再生処理してもらうためにリサイクル費用を払うのであって、不法投棄をする犯罪者を助けるような考え方には絶対に反対である。現行の後払いこそ公平・公正な制度であると認識している。（再掲）
	不法投棄の現場を回ってみた。不法投棄の現場では、家電4品目もそれ以外のものも多数捨てられている。それ以外のものの中には廃棄に際し料金を取られるものも無料で回収されるものも含まれていた。つまり、後払いだから不法投棄が起き、前払いなら不法投棄が起きないというのは現実とは異なる説明であり、誤った仮説と言うほかない。我々がイベントを行う際にゴミを持ち帰らせる試みを行って成果を挙げている。これを成功させるポイントは1つ。最初のゴミ捨てをさせないことである。一旦、一袋のゴミが捨てられるのを看過すると、後は無限にゴミが捨てられる。繰り返すが、最初の一つを阻止することが大切なのである。「壊れた窓ガラス」理論は不法投棄についても適用可能なものであると考える。最初の不法投棄を阻止するために、自治体も住民も事業者も協力することが必要である。自治体が、この努力を放棄して、第三者に費用負担を求めることは問題の根源的な治療を放棄するばかりか、さらなる不法投棄を奨励するに等しい。これは自己矛盾と言うほかないと考える。以上から帰結することは、不法投棄の後処理は自治体の責任とするしかないということである。（再掲）
	多くの委員は費用徴収方式として「前取り」を主張しておられるが、その具体的な方法が全く明らかにされていない。デポジットといっておられる委員もあるが、全体的には自動車リサイクルと同様のことを考えておられるのではと推察。当期充当と言っておられる委員もおられるが、何を言っておられるのか不明。自動車リサイクルは登録制度、車検制度があるから成立しているもの。家電では自動車における上記のような制度は存在しない。仮に類似のものを用意するとすれば、膨大な費用がかかることは必至。加えて、どのテレビにどの金が預託されているか一つ一つ管理する必要があるが、このようなことを実施できる見通しもない。過去販売したものについても費用を徴収する方法がなく（自動車は最初の3年間の車検の際に過去販売したものの預託を実施してしまう。この期間に百万台オーダーの見えない流れが生じていると報道されている。）、数十年間、過去販売分についての排出時負担と新規販売分の預託を行わなければならない。つまり、二重払いが相当期間継続することになる。このようなことを消費者が受け入れるとは到底思えない。具体構想を提示しないで「前取り」というだけでは実行可能なのかどうか、メリット・デメリットは何か、一向に明らかにならない。前取りを主張する委員はどのような前取りを提案するのか、その利害得失は何かを提示して議論すべきであり、今の審議会の進め方は理解できない。細田先生の適切な舵取りを期待する。

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	・不法投棄の低減は、罰則の強化、費用負担(自治体が負担を原則に)を明確にすることにより取り締まり、監視等を自治体が強化し、効果が現れる。(自治体は費用負担低減のために真剣に取り組むことが考えられる。)支払い方法の違いによる不法投棄の差異はない、モラルの問題で日本人はそんなに悪くない。(再掲) ・リサイクル料金の前払いと後払いいついて、前払いにすれば全て解決するかの様な発言が流通、自治体から発言されている、そもそも廃棄するものが自分のもので長年使用したものだから費用を払う、何時捨てるか分らないものにリサイクル料金を払うと思うか、現状より問題が大きくなること必然である。パソコンは、前払いにしたが不法投棄は増えている。(再掲) ・粗大ごみの処理費用を廃棄時に負担する方法が家電リサイクル法にも定着したものと考えられる。 ・5年かけてやっと築き上げたインフラを壊すべきでなく,現行の排出時に排出者が料金支払いの方式を改良すべき。
	対象品目を拡大するとなると、家電4品目に限定した場合には可能な現行の方式は不法投棄される廃電機・電子機器の種類と量を増加させることになるのは必定である。EU方式のように、消費者はストックヤードまで廃電機・電子機器を持って行けば無償で引き取ってもらえるシステムとし、回収・リサイクルに要する費用は、メーカーの負担とするように制度設計をすべきである。(再掲)
	最新の不法投棄データで議論すべき。不法投棄については最新で平成17年度上期のデータが環境省から公表されているが、審議会では取り上げられず、平成16年度までのデータで議論されている。国の政策を審議するにはタイムリーでなく、事実を無視して不法投棄が増えていると嘯いているのではないか。因みに、当該データをみると、明らかに不法投棄が減少し始めた。下期も減少していると推測されるが、平成18年度に入ってからはどうなのか。最新のデータを示して議論すべきである。不法投棄の定義が曖昧。ゴミステーションへの排出は除外すべき。環境省の平成17年上期不法投棄データに、不法投棄された場所が公表されている。その信憑性を云々する積りはないが、自治体のゴミステーションに排出されたもの(全体の20%)を不法投棄にカウントしている。家電リサイクル法が施行されてから、これもカウントされることになったが、果してこれも不法投棄なのか。少なくとも法施行以前はゴミステーションへの排出は不法投棄にカウントされていない筈で、施行後との単純比較は全く意味が無い。不法投棄の犯人は、業者か、それとも個々の消費者か。審議会の委員は谷底に捨てられた不法投棄に高額の処理費用が掛かると主張されたが、上記データの区分では、その量は定かでない。しかし、果して消費者個人がどうやって谷底に不法投棄するのであろうか。豊島や青森・岩手県境の不法投棄と同様、谷底に捨てた犯人は(残念ながら、不法投棄犯を捕らえて聞いたわけではないが)、業者ではないのか。個々の消費者の行為はそれ程悪質な不法投棄をすることはなく、近くのゴミステーションや道路が多い。少なくとも、不法投棄をするのは業者でなく、料金支払を拒否する消費者であるという思い込みが強すぎる。不法投棄の本当の要因は、リサイクル料金ではなく、義務外品における販売店や自治体の高額な収集運搬料金にあるのではないか。リサイクル料金が高く、後払いであるから不法投棄が多い、よって前払いにすべきと主張する委員は、不法投棄の実態を見誤っている。買替の消費者はキチンと販売店に引渡している。販売店に引取ってもらえない排出のみの消費者が困っていて、不法投棄の真の要因は、義務外品の収集運搬について自治体が適切な対応をしないことにある。 義務外品についても一切収集運搬をしないと宣言している自治体、或いは義務外品の収集運搬料金を3000～5000円と通常の粗大ゴミ料金よりはるかに高く設定して持ち込ませないようにしている自治体が、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品については自ら適正な料金で収集運搬を行い、或いはそれを代行する販売店を決めて予め住民に周知している自治体の不法投棄は改善されている。不法投棄対策に求められるのは、義務外品に対する自治体の住民サービスでないか。買替で購入する消費者(家電リサイクル対象品目の普及率からみて大半の消費者が買替。)にとっては、後払いでも先払いでもリサイクル料金の負担時点は購入時点＝排出時点で、全く同じことである。従って、不法投棄を減らす政策として主張されるリサイクル料金の前払い方式は決して有効な策ではない。最も低コストで効果的な対策は、不法投棄の真の要因である「義務外品」について自治体が適切な料金で収集運搬することであり、それを住民に周知することに尽きる。(なお、適切な料金は是非大手流通の収集運搬料金を参考に願いたい。限りなく無料に近いのが実態と推定される。)家電リサイクル法施行により、自治体は本来のサービス業務を販売店とメーカーに任せすぎであり、その結果、義務外品に無策というポテンヒットを生み、不法投棄の事後処理に高額な税金を使っているのではないか。自治体が本来の住民サービスに努めるなら、法制度の改正など全く必要がない。(再掲)
	リサイクル料金の採算状況を公表してほしい。年度ごとに、リサイクル料金の内訳(人件費・設備投資など)がわかれば、安いのか高いのかはっきりわかり排出者も納得がいくはずである。前払いにすることで、消費者が廃棄する場合の費用についての意識がなくなるのでは意味がない。逆に、不法投棄や正しくリサイクルしない場合にかかる費用(自治体などが回収に要する費用など)を明記したり、環境が汚染されどんなことになるのかをしめしてくれるほうが、排出者の意欲を高められると思う。リサイクル料金の支払い時期だけが、問題ではないのでうやむやにしないでほしい。すでに、排出時に負担する制度があるので、5年しかたたない現在変更するのは、混乱をまねくだけで、賢明な方法とは思えない。よって、排出時排出者支払い方式がいい。リサイクル料金の負担方式のメリット・デメリットを比較検討すべきとの意見があるが、パソコンリサイクル、自動車リサイクルあるいは、家電リサイクル法を作った時の比較表を参考にすればすでにあるので、再度検討する必要も特に感じられない。時間稼ぎのように思える。
	現在検討されている前払い方式の採用で、家電メーカールート以外に廃家電が流れないことになるのならば前払い方式には賛同できます。
	・前払方式にしても不法投棄はなくならないと思う。(再掲) ・リサイクル料金を細分化することはこまる。薄型テレビなど環境にやさしいテレビや家電は、自動車と同じく税法上の優遇を受けれるようにすべき。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	・「見えないフロー＝不法投棄＝排出時負担が原因」は単純化された図式だと思う。個人排出者が自ら不法投棄を行うことは、不法投棄のためにどのように行動するか（山間部や田園地帯の人目につかない場所までわざわざ運んで行く）を考えれば、難しいのでは？少なくとも、２人のうちの１人までもが不法投棄をしようと考えるだろうか？購入時負担に変わったとしても、正規のルート以外のフローを目的（不法投棄含む）とした回収業者が淘汰されるとは思えない。（再掲） ・高い再商品化率が達成されるためには、人手による高度な選別が欠かせないことから、コストが妥当であることを条件に、この程度の金額を負担することには問題ないと思う。
	リサイクルの推進と、違法行為の撲滅が同じ土俵で論議されていることに疑問を感じます。本来の家電リサイクル法の制定趣旨は、”家電製品のリサイクルの推進”であったと思います。一般ユーザーがリサイクルに参画し、意識を持って協力する体制は、現行の方式によって築かれたものと思います。不法投棄する一部の違法行為者を削減するために、本来の”趣旨”を弱めてしまって良いものでしょうか。事前に費用を負担すると言うことは、税金を払うことに似ていると思います。つまり、リサイクルに直接支払うという意識は生まれがたいと思います。そういう意味では、従来、自治体が税金で処理することと何ら代わりがないと感じます。前払い＝不法投棄がゼロになるという理論も理解できません。富士市では自転車を金属類を無償で資源ゴミとして回収していますが、いたるところに不法投棄されている自転車を見ます。前払いにしても、運送を含めて手間が発生する以上、不法投棄は無くならないと思います。また、詳細の意見の中に、谷底に落ちた冷蔵庫を何万円も支払って処理する費用を自治体が払うことはおかしいという意見がありましたが、前払いになったとして、なおかつ谷底にある冷蔵庫を処理するのは誰になるのでしょうか。製造者が谷底から引き上げるのですか？そうではないと思います。あくまで、違法行為と、リサイクル法は別であるとして考えるべきと思います。 見えないフローが多いとの意見があるようですが、見えないものすべてが違法行為ではないと思います。リサイクル料金があるから、リユースに回っているのであれば、本来の目的通り、リサイクルが推進されているのだと思います。問題は、見えないフローの中に、どれだけの違法フローが存在しているのかだと思います。近所にも、”家電品を引き取ります”といったトラックが回っています。そのような回収ルートの先を調査し、違法行為がないのかを把握すべきと思います。もしも、違法行為が横行しているので有れば、取り締まりを強化すべきです。そのことが、リサイクルの向上を促進することだと思います。使用者が責任を持って処理すると言うことが大前提になる以上、現行の方式にて何の問題があるのか私には分かりません。もし、前払いにするので有れば、従来のように、自治体が税金で実施すべきと考えます。ユーザーのリサイクルへの意識も大きく変わらず、より透明で簡潔な処理システムになると思います。（再掲）
	・現在のリサイクル料金は、小型タイプには割高感がある。メーカーには一刻も早く適切な料金に値下げを要請する。現行方式は、メーカーが決断すれば最も早く料金の値下げを実行できる方式であり、その意味で現行の負担方式を変えてはならない。しかし、毎年毎年リサイクル料金が変動しても困る。５年サイクル程度で、定的に料金の見直しをすることが望ましい。 ・不法投棄は重大な違法行為で、取締権限をもつ自治体が取り締るべきもの。排出量の僅か１％にも満たない不法投棄でもって法改正すべきという意見は、本末転倒。大半の消費者は購入と同時に排出するから、前払いも後払いも全く同じ時点での負担である。従って、料金負担方式を変更しても何ら解決しない。不法投棄の要因は自治体が義務外品に十分対応していないことにある。義務外品は、リサイクル料金の他に高額な収集運搬料金を取られるので、消費者は困っている。販売店も自治体も腰が引けて消費者を助けないから、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品について、自治体が適切な収集運搬料金で自ら引取るか、或いは収集運搬を代行する適切な販売店を予め住民に周知しておく等、適切な対応策を打出すことが肝要である。そもそも自治体は、法施行後、家電リサイクルについて販売店・メーカーに任せすぎ。不法投棄の回収に無駄な税金を使うよりも、エアポケットが発生しないよう積極的にゴミステーションによる回収等、本来の住民サービスを果たすべき。（再掲） ・指定引取場所を増やしてもリサイクル料金が上がるなら本末転倒。今迄も消費者は2つの料金を負担してきた。ＡＢを統合した場合、収集運搬料金がいくらに下がるか、販売店とメーカーはそこを具体的に議論すべき。
	・不法投棄をなくすために、前払いにすると言う意見は納得できない。不法投棄は犯罪であり、取り締まる適切な方法を検討すべきと思う。法で縛って犯罪が無くなるのなら、世の中の全ての犯罪が無くなることになる。国民一人一人に目的を更に啓蒙し、モラルの向上に勤めるべき。お金を払う正直者がバカを見るような、社会風潮にしてはいけない。不法投棄は店で引き取って貰えない品物ではないのか。どうして廃棄していいのか判らず放棄するのが原因ではないのか。勿論確信的な業者の行為は論外で、犯罪として厳しく取り締まるべき。自治体の考え方がおかしい。不法投棄を後払いが原因と声高に主張しているが、自分たちの役割が判っているのでしょうか。廃棄の処理に困り当該役所に問い合わせても、担当部門が適切な対応が出来ず「メーカーに頼め」などと呆れるような回答をされる。ましてやＨＰや「県のたより」や「市のたより」などで広報を徹底している自治体が幾つあるのでしょうか・・・本当に疑問です。法律の施行以前は全て大型ごみで莫大な費用を費やしていた事を、すっかり忘れ法律の施行により消費者の負担になったら、自分たちは被害者のような態度で、不法投棄の処理費用が大きな負担になっているとの言い草は笑止千万です。まず役割をまっとうして下さい。費用が減った分の還元を公表して欲しい位です。販売店の主張もおかしい。現状では手間が掛かる、消費者に説明するの大変と言うが、法律の施行前の検討で十分審議され、役割を明確化したのではないのですか。消費者には費用負担、メーカーには設備と仕組みの投資と負担させておいて、自分達だけが負担を強いられているとの言い分は、上記自治体の姿勢と同じ・・（再掲） ・仕組みを変えれば膨大な費用が掛かるだろうが、その費用をどう考えているのですか。メーカーに負担させればリサイクル料金に反映されるだろうし、それが消費者の負担増になる。これを誰が責任を持って消費者に説明してくれるのですか。消費者をバカにしないで下さい。
	現状の家電リサイクル法は社会システムとして機能し、着実に定着しており循環型社会に大きく貢献している。この排出時排出者負担をやめ、リサイクル料金前払い方式を実施すればどれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのか中古家電輸出業者等の介入で見えないフローの部分がさらに増加傾向となる恐れがある、又リサイクルによる循環型社会も崩壊する危機を含んでいる。 排出時排出者負担は消費者に社会環境責任を意識させるシステムであり維持、継続する必要がある。又、製品寿命が１０年～１２年ありその間に物価等の上昇が発生した場合リサイクル料金前払い方式では収支トラブルになり市場を混乱さす事を懸念する。（再掲）

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	現行制度の維持と精度アップがベスト。リサイクル料金徴収方法についてのみ検討されている様に見える見直し論議。しかし現状を見れば本来回収されて再資源化されるべき商品が、消えてなくなる「見えないフロー」の存在、中古品名目での海外への大量流出、闇の産廃ルートの存在をゆるしているのが実態ではないか。商品としての寿命を終え、中古品としての機能を有しないものまで海外へ輸出し、一部の部品取りをしただけで、他国で放置されても誰も責任を負わない。フロンの適性処理をした保障がない闇の産廃ルートの存在をゆるす。そんな制度で良いわけがないし、料金徴収方法を変えてもこれらの問題は解決ができない。家電リサイクル法の不備を見直すのが本論であり、法の裏、抜け道を塞ぎ罰則も強化し、世界に誇れる家電リサイクル法にするのが見直しの論点であるべきです。せっかく定着してきた「排出時・排出者負担」の原則と、メーカーが築きあげてきたリサイクルのシステムをくずさず対象品の全量回収、メーカー責任での再資源化を実施し、商品から商品へ資源を循環させるより良い制度の構築これがリサイクル法見直しの本筋と考えます。（再掲）
	・現在の料金は、市場原理を利用しつつ、国が監視するという相反する仕組みで設定されている。料金の透明性を問題視する意見があったが、この仕組みの中では総体的な額をこそ国が監視しなければ競争原理は働かないことになり、本来の目的を失う。一方で、処理過程で発生する環境リスクを回避するためにも一定の費用が発生するのは当然であり、各メーカーが設定する費用に大きな違いが無いのも、それぞれがキッチリ処理している証拠であると同時に、市場原理が働いた結果ともいえる。むしろ極端に安い料金で運営できていると主張する少数事例の方が、十分なリスク管理を実施できているのか疑問である。また負担方式（いつ支払うか）に対する論議では、不法投棄のみがとりあげられ、販売段階での支払いを主張する向きがあるが、その関連は不明確である。販売段階で料金を支払うとしても、運搬費用や関連する手間は発生するわけであり、不法投棄抑制効果は疑問である。むしろ現段階で負担方式を変更することは、既販製品の取り扱いや実費用との整合性、ため込みなどによる処理対象台数の大幅な変動など、方式変更に伴う問題の方が大きい。まずは見えないフローを把握できる仕組みや、悪者をキッチリ罰することを優先させるべきである。（再掲） ・家電リサイクルに限らず、他の廃棄物についても、処理には費用が発生することや、多くの廃棄物処理には税金が投入されていることなどを周知させ、一般消費者の意識改革を行うことが国家100年の計に通じるものである。このためにもリサイクル費用のビジブル化は必須条件と言える。
	メーカー処理料金の固定化が言われているが、メーカー料金、大阪方式料金、無料回収業者など消費者を混乱させている実態が問題ではないか。これらの周囲条件を整理した上でないと本質をはずした議論になると思う。運搬費も一部流通業者が動脈商売の値引き材料に使っている事が料金全体に不透明感を与えている。静脈の費用は適正処理を維持するためにも透明に表に出し、商品価格とは別立てにすべきと思う。前払いになれば中古品等の不適正輸出がなくなるのか疑問である。消費者がどのルートに排出しようが排出時無料となり、従来の無料引取業者への排出も結局増加し、見えないフローや不適正処理を助長することになるのではないか。また、料金が前払いになって本当に不法投棄が減るのかも疑問である。不法投棄する人間にとっては処理のための手続きすら面倒であろうし、不法投棄は家電リサイクル法施行前から存在していたのだから大きな変化はないのではないか。より大きな海外での不法投棄も含めればむしろ増加する危険性が高いと思われる。従って、現在世界に誇れるシステムとして順調に機能している、本当に不要になった時に費用を負担して処理を依頼する現行の方式が最も自然ではないか。その上で見直すべき事を整理すべきと思う。（再掲）
	消費者の排出時負担は世界に例がなく、日本ならではのルールである。欧州WEEEで排出時負担にするなら、不法投棄は7％は超えるのではないかといわれるぐらいで日本のレベルの高さを示している。欧州と同じようにするなら、日本のレベルの高さを自ら捨てることになり、残念である。不法投棄の不満と費用は①で記載したように対策するのが良い。 購入時支払いの問題点 ・リサイクル費用をプールする法人を運用する余分な費用がかかる。アップする可能性あり。 ・プールする費用が黒字なら課税される可能性大。税金2重払いのような構図になる。 ・廃棄時10年後の費用計算の根拠不明確。 インフレ、デフレに大きく振れた際に不足、取り過ぎなど社会システムとして好ましくない。
	資料2は、責任の押付け合いの意見が目立つ。違法行為の取締は行政の責務。それが出来ないからと制度を変えるのは悪人に負けたことになる。小売店の役割は費用徴収。その際、説明責任があるのは当然。販売価格包含などは誤魔化しだ。そして消費者は金を払うのが義務。捨てるものに金を払いたくないという意見を擁護するなどは言語道断。メーカーも収支については赤字であっても報告するのが当然。各々に役割分担があり、各々に負担のある現行制度は極めて公平。自分の負担軽減だけを主張する意見は、読んでいて怒りを覚える。
	日本人の勤勉な国民性を考慮した排出時排出者負担の考え方は年々着実に定着しつつあります。排出時にリサイクル費用を支払うことは環境維持にはお金がかかるということを自覚させ、国民に対する環境教育をするよい機会でもあり、今後も継続すべきだと考えます。リサイクル料金の購入時支払いという意見もあるが、15年後の排出時商品は大きく変わりリサイクルする費用は予測できない。前払い料金を管理する機構やそれに伴うシステム構築に莫大な費用がかかり資金管理法人の設立など、費用はおそらく国民の税金から支出される。システムづくりも一からの投資になりまた無駄な費用が発生する。不法投棄も大半が不良業者によるもので、前払いにしても減少しない。現行の仕組みの継続のほうが、はるかにメリットが多い。多少の不具合の改善はしても、基本的なスキームは間違っていないので、国としてやっと軌道に乗りかけ施策はもっと粘り強く徹底すべきです。（再掲）

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	家電リサイクルは3Rが基本と聞いています、新聞の報道などで、前払いが決まったようになっていますが、私たちが5年前に説明を受けたときは、長く使うと負担が少なくなるとの事でした、本来の趣旨を棚に上げて議論は困ります、排出のときにきちんと支払っていく仕組みで良いと思います、今までは、埋め立ての処分場が少なくなる為に私達は協力してきました、今後も継続していただき、不法投棄を取締りが本来の市町村の仕事ではありませんか、約1100万台も協力してきました、見えない部分を追求して、リユースなのか（輸出含み）検証してください。（再掲）
	・家電4品目いがいでも、不法投棄は発生している。従って、料金の前払い方式に変更しても不法投棄が減少するとは考えられない。ビジネスとして、不法投棄を行っている業者を規制する制度改革が必要と考える。（再掲） ・消費者が有料にて、廃棄物処理料金を負担する考えがこれからも大事と思う。従って現行の排出時負担のほうが、3R等に結びつくと考えます。（再掲）
	・家電リサイクルで料金後払いであるから不法投棄が増えるというが、他の品目はこの5年間で増えていないのか。不法投棄は犯罪であるから、もっと根本のところで取り締まることが必要である。（再掲） ・見えないフローが数百万台もあることは、廃棄物の適正処理の観点から大きな問題である。その実態（ルート、品目、台数など）をこの際明確にするとともに、それらが最終処分される際の処理実態をきちんと把握する必要がある。その後で、家電リサイクル法を見直すことによってそれらが改善できるかどうかを議論すれば良い。前払いか後払いかの議論も同様である。（再掲）
	回収率は、買ったお客様が替わりに廃棄される場合を考慮すべきであり、市場に投入された台数を分母にすべきではないと考えます。買い換え、新規、買い増しのお客様があるとすれば、買い換えのお客様を分母とすべきではないでしょうか。この場合には、回収率は、60%以上と推定されます。60%以上の回収率は、決して低くないのではないでしょうか。無料回収は、前払いならなくなるというのは、誰が保証することなのでしょうか。例え、前払いにしても、「有価で引き取ります」と、言う業者がなくなるとは思えないません。現在、このような業者に出しているゾーンの人達は、前払いであっても、些少でもお金がもらえるとなれば、同じようにこのような業者に出すのではないでしょうか。これは、このような業者を取り締まるべきであり、善意の人達まで、巻き込むべきではないと考えます。仮定の話なら、現状を変える意味合いがないのではないでしょうか。現在、無料回収と称して、まわっている業者が買い取るのは、例えば25インチ以下の新しいテレビや、パソコンであり、ラジカセのような小型音響機器などが主体であり、何れも、海外で売れそうな物ばかりです。（ミシンなどもありますが）古い冷蔵庫、洗濯機などを無料で持って行く例を知りません。よほど新しくて、壊れていない製品で、中古として国内等で売却可能なものではないでしょうか。古い冷蔵庫、洗濯機などを低価格であるがお金をもらってでも引き取るというのは、法律違反であり、取り締まるべきではないでしょうか。前払い制で、解決できる問題ではないと考えますが。輸出する業者を取り締まるべきであり、その労力を惜しむべきではないと考えます。過去に大量に流した流通業者がありましたが、お金をもらった上での事であり、このような事例からは、例え、前払制にしたところで、僅かのお金ではあるが、売却益がある限り、このルートへ渡す人は消えないと思います。このルートがなくなるとは到底考えられません。これらは、法律違反事例として、取り締まるべきではないでしょうか。 中国への不法輸出。家電4品目を不法に輸出することは、ビジネスとして無料・有価で回収している業者、その他、不法にこれらの輸出業者に流れた製品が存在することにあります。これらの業者への製品の流れは、前払い・後払いに関わらず発生すると考えられます。これらは、不法であり、法として取り締まるべきであろうと考えます。 海外での処理 現在の日本のリサイクル処理のインフラは世界にない高度なレベルであると考えます。銅の精錬工場のように、日本の長い歴史のなかで優れた公害対策で環境配慮型の極めて高質なリサイクル工場が存在しています。このインフラは、中国・東南アジアには存在していません。従って、中古家電を、そのまま東南アジアで処理することは、彼の国で環境汚染を起こす元凶とも成り、賛成しかねます。少なくとも、彼の国で処理できる物に限る事が必要であり、それでさえ、日本のリサイクル処理技術・処理システムを持ち込まなければ、安全とはいえません。日本の鉱山会社等の処理設備を彼の国で構築するのはコスト的に高くなりすぎます（日本の設備は半ば以上償却がすんでいる）
	「リサイクルは、国民がそのあり方を考えるべきである。」と考えています。安易なリサイクルで良ければ、即ち、埋立・焼却を増やしても良いならリサイクル料金は安くできます。しかしながら、そのために、素材回収率が少なくなり（法律は守るが）、埋立、単純焼却が増えることになったとしたら、国家百年の計からは到底、妥当であるとは考えられません。埋立、単純焼却を最小にして素材回収率を最大にする事こそ、これから、日本としてやるべき事ではないのでしょうか。そのためには、それなりのコストがかかることを国民として理解し承知すべきではないでしょうか。費用を税金で払おうが、メーカが負担しようが、結果、消費者である国民が払うことになるはずです。例えば、従来、自治体の税金で処理していたときがそうであったように。これを理解して頂きたい。なぜ、税金で処理をするならいくらかかっても良く、家電リサイクル法で支払う時になったら、払いたくないと言うのはどのような考え方なのでしょうか。理解できません。不法投棄は、前払いだから減少するというのは、考えにくい。「意見」にもあったように、個人の不法投棄ではなく、ビジネスとして行われる不法投棄が問題であり、このような事例では、明らかに、ビジネスとして回収したが中古としても売れない製品の処置に困ってやったことであると考えられます。これでは、料金の支払制度ではなく、不法中古ビジネスを取り締まるべきであると考えます。「意見」にもあったように、廃棄物処理は、日本では、廃棄時に費用の支払いが発生するということが行われてきました。この習慣が根付いているはずであり、現在の後払いでも一定の良い評価を得ているのはこのためであると考えます。 （再掲）

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	料金の価格内在化 何れ、消費者に負担がいくだけであり、現状と何ら変わらない。であるとすれば、どういう目的で内部化を行うのかがわからない。
	販売時負担方式は、「デポジット」や「当期充当方式」等の言葉だけが先行し、具体的な方式が全く判らない。これで見えないフローに行く量が減少すると言われても信用できない。具体的な方式が提示されないうちは実現可能かどうかも判らず、全く議論に値しないと思う。販売時負担方式を提案している委員は、より具体的な提案をして欲しい。
	家電リサイクル法が施行されて、5年が経過したようですが、私も当時は、家電品を引取って貰うのに何故、お金を支払なければならないのかと憤慨した一人でしたが、昨年の暮れに冷蔵庫を買い換えた際には、古い冷蔵庫をリサイクル料を払って電気店に引取って貰いました。また、今年の5月には自動車の車検が来ましたので、何の抵抗もなく、これもリサイクル料を支払って車検を受けました。今では、使い終わった廃品を法に従ってリサイクル料を支払うのは排出者の義務として、当然と思う様になりました。これは、家電リサイクル法が始まったことにより、私を始め環境問題について国民全体が理解されて来たのではないでしょうか。 また、リサイクル料金の支払方法についても、自治体や流通は前払い方式が良いと言っていますが、前払い方式は反対です。理由は①家電製品は一度買ったら10年、15年は大事に使用します。10年、15年後にリサイクル処理されるものを今、何故払わなければならないのでしょうか。10年、15年先のリサイクル料金が安くなるのか、高くなるのか不確定のものを先に払うことなど出来ません。処分する時に費用を支払うのが当然だと思います。②前払い方式にすると、排出者からリサイクル料金を預かる管理会社（自動車リサイクルと同じ様な）を設立しなければならないと思いますが、10年、15年後に発生する処理費の金を管理するための会社設立は無駄な経費（人件費、建物、管理費等々）だと思います。③自治体等は後払い方式だから不法投棄が多くなると言っていますが、前払い方式なら不法投棄がなくなるとは思えません。不法投棄は一部の悪徳産廃業者がやっていることであり、行政自治体は不法投棄に対しての監視の強化と罰則を厳しくすることが肝要だと思います。 自治体は不法投棄を処理するのにお金が掛かり過ぎると言っていますが、家電リサイクル施行前までは自治体が大型廃家電の処理をしていたはずです。その時の方が処理するお金が今より多く掛かっていたと思います。自治体が廃家電品4品の処理をしなくても良くなったのは、家電リサクル法のお陰だと思います。（再掲）
	メーカーの再商品化費用についてもいろいろな意見があるが、メーカーが認定している再商品化事業所においても、再商品化の内容や環境負荷物質（例えば冷蔵庫の断熱材フロン等）の回収や処理の工程に大きな差がある。各事業所が再商品化に当たって行う環境配慮措置を一律に評価することは出来ないが、より高度な再商品化と環境負荷の低減を目指して取組ことに異論は無いはずであり、再商品化、特に環境配慮措置のレベルの検証と合わせて費用の多寡を議論し、その結果認められた額を再商品化費用とするべきである。
	・私はリサイクル工場を見学しました。皆な細かく資源回収をしていました。ここ工場まで持ってきて、そしてしっかりとリサイクルをしている姿に感動しました。あの現実に接し料金が高いなどと全く思わなかった。 ・販売時負担が考えられていますが私は反対です。自分の支払った費用が自分のものの処理に使われるのであれば納得いきますが、誰かに使われると思うと、いやな気分になります。捨てるときに支払うほうが、販売時支払いに比べて公平、公正だとは心から思えない。
	消費者が商品を購入する際にはデポジット方式をとる。 前払い・後払いにしろリサイクル料金などを内部化した「製品価格」での販売等については、メーカーの価格競争力低下、また消費者にとっても、リサイクル料金の負担については、リサイクルに対する動機付がしがたい面もあることから、デポジット制を考慮する。デポジット制については、実施例は少ないとされるが、 ①価格に転嫁されないという利点。 ②デポジットについては一軒一軒は小口であるが預かり金的性格をもち、それを集めれば対象が耐久消費財であり、ある程度使用期間も長く、使用終了の時期も予想がつくことから、その預かり金を運用し、その運用益を消費者に還元する。 *銀行の預金に対する利息のようなもの。 *また中古品需要に対して、どのようなデポジット料金を設定するかは、考慮が必要。 ③消費者にとっては、製品購入に際しては、デポジット（預かり金）はいずれ還元されるにしても、デポジット（預かり金）＋品代の出資となりますが、今後は社会人口構成の高齢化から貯蓄を取り崩す割合が高くなり、貯蓄率の低下が考えられることから、このような形での日本の貯蓄率の向上は社会的コンセンサスは得られるものと考えています。 *株価低迷により運用益が出ない、または逆ざやの時の措置は別途考える必要がある。 ④廃品の回収については、宅配便・郵便窓口のようなきめ細やかな体制を敷く。 以上①～④において、新興国との価格競争、新規の機種を次々と開発していかなければならないメーカーの負担、途上国の旺盛な中古品需要、絶えない不法投棄に対する対策に役立つのではないかと思います。

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	今の方式でたくさん集まっていて、他のどの国のしくみよりもうまくいっているようですので、今の負担方式がどうして決まったかをもう一度、よく理解してほしいと思います。
	･収集運搬料金のミニマム金額を設定し、仲介した業者に特典を与える事も検討していただくようお願い申し上げます。 ･家電リサイクル法の徹底により、一般ユーザーにおいては、排出者責任は99%浸透しており、前払いにしたから大幅に不法投棄が減るとは考えられません。問題は業者が回収したのをどうするのかを検討するのが課題だと思います。対策案としては、回収業者を登録制にして立ち入り検査を定期的に行い指導する事が先決かと思います。(再掲)
	前払いにすることで、安易に家電製品の廃棄を助長することはないか検証してほしい。
	現行の問題点と前払い制への変更の論拠が不明確と思われます。 現行での問題点は以下の点が指摘されています。 1) 不法投棄は後払い制になっているため、リサイクル料金を支払いたくない人が不法投棄をする。 2) 廃棄する段階ではリサイクル費用を支払いたくない。前払いのほうが払い易い。 3) 中古品回収業者が無償で廃棄家電製品を引き取ってくれる。販売店がお客様にリサイクル料金や収集運搬費を請求しにくい。 上記問題点の対策として前払い制へ変更すべきとの意見が出ています。現行制度の問題点を列挙すること、その原因がどこにあるのか、その対策案はどんな案があるか対策案の比較検討、実施する上の問題点、総合的にどの案を選択するか、その選択の理由はなにか、ホワイトボード、説明資料、等に整理して審議委員の方が良く分かるようにして論議をすべきと思います。更に、後払い制を選択した理由とその後の状況の変化も検討項目にして徴収時期の変更を判断すべきと思います。結論を出すにあたり、国民の方が納得のいく形での議論と整理、そして説明が必要と思います。
	料金徴収方式は、下記の理由により現状維持がベストである。 前払い方式のデメリット 1. 購入時にリサイクル料金を支払っているにもかかわらず廃棄後、必ずリサイクルされるとは限らず、中古品として輸出されてしまう等の可能性もある。 2. リサイクルのために費用を負担しているという消費者の意識がなくなる。 3. 現状方式では、リサイクル券が貼られていれば、家電リサイクルのルートに乗せなければいけなかったが（HPで排出者が処理状況を確認できた）、前払い方式になると、小売店が回収したあとの行方はまったく見えなくなってしまう。 4. 小売店がメーカーに返却するか、中古品として販売するか自由に判断できるため、現在の様な資源高騰時には、中古品と称して販売したものが結局有用な材料だけ回収して、残りは不適性な処理がされてしまう恐れがある。 ⇒家電リサイクルルートでの処理台数が減るのではないか。 現在、回収率は総排出台数の5割しかないとはいえ、1000万台以上の廃家電がリサイクルされており、少なくともこの改正によって、回収台数が少なくなってしまったなんてことのないように充分議論していただいて確実にこの法律が良い方向へ進んでいくようお願いします。
6. 再商品化等の基準	現行の再商品化率の算定の考え方について、テレビのガラスカレットの海外における需給状況やブラウン管テレビの生産状況等の影響を十分勘案した上で検討すべきとの意見については、賛成。また、同じ処理内容でも再商品化率に算入されなくなるケースについては、原則、有償としながらも、逆有償になるケースの事情を勘案し、特例措置を導入することも検討すべきである。
	現行の再商品化率からは、極端ではあるが、リサイクラーが入手した廃家電をまったく処理せずに中古業者に売ると、再商品化率100%、リサイクルコスト0円となる。このようなおかしなことがおこらないことを考えるべきである。

意見内容	
6．再商品化等の基準	・「再商品化＝有価売却」の観点から、各リサイクルプラントは企業努力により再商品化率を上げるためのスキーム作りを行ってきていると見ている。このことが功を奏して、再商品化率が徐々に上がってきた。 テレビのブラウン管については、生産が海外にシフトしたことに伴う逆有償化の課題が出た。各リサイクルプラントはカレット精製を自前化して有価売却を行う方策に走ったが、これが既存のカレット業者を存亡の危機に追いやっている。有償であれ、逆有償であれ、「再資源化」の観点からは同様であることを評価する仕組みが必要である。プラスチックは一時、中国が輸入を禁止していたが、国内では有価で回らないような質の悪いミックスプラスチックが有価取引により中国へ輸出されている例も見られる。プラスチック系のサーマルリサイクルについては、有価処理のみが「熱回収率」として計上される現在の仕組みも問題である。以上のように、再商品化率の実態を十分に把握した制度改革が必要な時期に来ている。 「再商品化率」の考えを改め、「再資源化率」とする。逆有償であってもサーマルリサイクルは「熱回収」として評価すべきである。 ・高い再商品化率が達成されるためには、人手による高度な選別が欠かせないことから、コストが妥当であることを条件に、この程度の金額を負担することには問題ないと思う。（再掲）
	再商品化率の在り方 現行で十分である。まだ、流動的故、Watch要である。
	適正処理を目指すリサイクルを推進しながら、新たな製品に対して「有害物質」の廃止や削減を実施しているので、資源が循環しがたくなるのは自明。有価であれば、有価になった部分全体の重量を実際の回収処理の実態にかかわらず「リサイクル」とみなす再商品化率は、リサイクルの経済性追求と方向を同一にするためにリサイクルを行う主体にとっては適合しやすい指標であっただろう。国内資源循環政策による資源確保を国策として目指すべきであると考えるがその場合には再資源化率として定義を改めて運用すべきである。但し、資源循環を重視するために、リサイクルコストは上昇する可能性があり、従来よりもより強力に国民に周知徹底する必要があるだろう。
	再商品化率は有償で売れるもののみがカウントできると聞いている。素材価格は当然市況に左右されるため、同じ処理をして同じ素材を回収していても昨日は有価で売れたが、今日は売れない（逆有価）という場合も想定される。従って安定的かつ確実に資源素材として再利用されているものについては、カウントできるような手段をとるべきである。ボーダーラインにある素材のリサイクル技術開発促進の観点からもその方が開発に熱が入るはず。
	薄型テレビの再商品化率は30～50%程度と言われている。今後、他の対象商品においても技術革新により素材構成等が大幅に変化することは十分考えられる。メーカーも再商品化率を上げる方策を進めるであろうが、逆有償による不算入の問題等、別の観点からも再商品化率の考え方について議論すべきと考える。
	リサイクル料金を生産者負担とすることが環境配慮設計を促進します。家電リサイクル制度に拡大生産者責任を貫き、生産者に物理的に面だけでなく、「リサイクル料金は生産者が製品を出荷する時に生産者が負担する」という財政的な責任も負うこととします。このことにより、生産者は製品設計段階において製品の環境負荷を小さくするような動議付けがうまれます。現在の後払い方式や、消費者が購入する時の「後払い」方式では、競争原理が生まれません。つまり、リサイクルコストが生産者まで伝わることが重要なのです。家電リサイクル法「リサイクル率」―――「実績に即し、リサイクル率を上げること」私たちが家電メーカー11社に行った調査では、実際のリサイクル率は法基準より10%以上上回っています。リサイクル率を引き上げることは十分に可能です。リサイクル率基準を引き上げは、技術革新を促すことにもつながります。（再掲）
	現在、メーカーは再商品化率の基準を上回っているが、その後の利用は不明瞭であり、また、環境配慮設計を促進する上でも、メーカーに再生素材使用率の数値目標を設定すべきである。廃家電品から家電製品の原料となる再生素材を抽出し、再びその素材を再生素材として家電製品に使用する。メーカーにはその再生素材使用率の数値目標を義務づける。そうすることで、メーカーはパフォーマンスではなく、本当の意味でのリサイクルや環境配慮設計に力を入れて取組むことになり、製品の生産から廃棄までが省資源・低コストで実現可能となり、循環型システムが出来上がる。また、この仕組みが処理単価の低減につながり、不法投棄対策の一助にもなる。（再掲）
	再商品化される金属、ガラス、プラスチック等の各種素材の引取金額は需給バランスにより大きく変動している。再生資源は高値で取引される場合には再商品化率の向上に大きく寄与するが、取引価格が低迷した場合（逆有償）には、再資源化率を下げる可能性がある。

意見内容	
6．再商品化等の基準	家電リサイクル法において、その条文に「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない」（第20条 2項）としている点は、見直す必要があるのではないか。そもそも民間企業は利潤を上げることが存在意義の一つである。利潤を上げない事業を行うことは本来の姿ではない。官ほどではないであろうが、メーカーは利益を上げる必要がない部分では競争原理が働きにくい状況にあることを、まず認識すべきだ。内閣府を中心に国はPFI事業を推進している。PFIでは「公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり、、、、」、「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである」とされているが、これを担う企業が利潤を上げてはならないとはなってはいない。請け負った企業は利潤を出しながらも、従前に行政が実施していたよりも低廉な費用で、質の高い業務を行うのである。第20条 2項の「適正な原価を上回るものであってはならない」という部分は、「適正な原価に加え最低限認められるべき利潤を加えたものを上回るものであってはならない」とすべきで、それにより社会全体のコストが下がるようになれば良いのである。リサイクル料金が高いと言われているが、比較すべきは5年前まで自治体が行っていた処理料金との比較である。行政が処理していたレベル(埋めるだけ)に投入されていた税の総額と、家電メーカーの処理レベル(再商品化率70%以上)に対して消費者が負担した費用の総額を比較し、どちらが高いのか検証すべきである。法施行後、冷蔵庫の断熱材フロンの回収義務が増え、プラントは一斉に投資をしたが、消費者の負担額は変わっていない。処理レベルが上がり、負担費用がそのままであるということは、実質上は値下げがあったとも言えるのでないか。家電リサイクルプラントを見学すれば容易に気がつくことであるが、手分解に携わる人員が多く、製造時のような自動化とはなっていない。当然、1台当りの処理費用に占める人手の割合は高い。安く抑えようとすれば、人手を減らし、破砕機にかける方式を選ぶことになる。
	処理コストを抑えるために、法定の再商品化目標値ぎりぎり満たせば良いとの考え方に立って、手分解に要する人手を減らすことをこの見直しは求めているのかもしれない。家電リサイクル法の料金に競争力が働きにくい一因として、自社製品のみのリサイクルが義務付けられ、他社製品を引取れない点にある。A／Bグループに分かれているが、どこのメーカーの製品を処理しても良いということになれば、競争は進むであろう。規模の拡大によってリサイクルプラントの効率性が上がり、リサイクル費用は下がる可能性が高い。また、指定引取場所での引取り時のサービスも今以上に上がることは間違いない。ただし、自社のスキームに戻らない製品に拡大生産者責任（EPR）の考えや環境配慮設計（DfE）は働きにくくなるし、また、シェアの低いメーカーはリサイクルに積極的には参加しなくなるであろう。今回の見直しの第一の目標をリサイクル費用を下げることに置くのであれば、メーカーにリサイクルを義務付けるより、PFIの公募事業として、あらゆる業種に事業門戸を開いて参入させれば良い。半分しか集まらなくても1000万台の物量がある。大阪府の既存業者ではないが、手を挙げる事業者は多いであろう。海外企業も含めて公募したなら、おそらく中国企業が、バーゼル条約も加味した上で中国政府の後押しを受けて、日本からすべて廃家電品を集めて処理することであろう。間違いなく、リサイクル料金は下げられる。（再掲）
	・一般的に、リサイクル率を向上させるとそのための費用が増加し、ある閾値を超えると急激に上昇すると思われるが、審議会では、「料金を安くしろ」しかも「リサイクルは限りなく進めろ」といった無責任な発言が目に余る。全体最適をどこで求めるか真摯な議論が必要。（再掲） ・現在では、4品目共に殆どが海外生産となっており、企業内のマテリアルリサイクルが困難となってきているのではないか。国際循環を進めるとしても、現地での原材料と再生資源の市場価格に左右されることから、安定的な運用は困難と思われる。 ・「再商品化」は有価での売却が前提であり、現在は、銅の価格高騰や鉄やアルミ等も中国市場の再生資源購買パワー、原油高等により比較的高価で売却可能であるが、将来は不透明。 ⇒長期的視点に立脚した安定したリサイクル運用を図るためには、逆有償でもカウントできる「再資源化」を検討すべきではないか。また、その利用先も教条的な「家電から家電へ」のスタンスから、安心して国内で販売できる利用先の育成と支援（優良な引取業者の案内等）を具体的に国の施策として進めるべき。（再掲） ・「再商品化」は有価での売却が前提であり、現在は、銅の価格高騰や鉄やアルミ等も中国市場の再生資源購買パワー、原油高等により比較的高価で売却可能であるが、将来は不透明。 ⇒長期的視点に立脚した安定したリサイクル運用を図るためには、逆有償でもカウントできる「再資源化」を検討すべきではないか。また、その利用先も教条的な「家電から家電へ」のスタンスから、安心して国内で販売できる利用先の育成と支援（優良な引取業者の案内等）を具体的に国の施策として進めるべき。（再掲） ・リサイクル料金の額とリサイクル率の値をどのレベルとするかの基本スタンスを明確にすべき。金は掛かっても限りなく再商品化の価値を高めて率を求めるのか、最終処分量の減少だけに絞りできるだけ低価格を目標とするのか、それにより今後の方向性が大きく異なるはず。（再掲）
	指定引き取り場所ごと、あるいはメーカーごとに回収率を比べ、良い回収率に基準を決めてはどうだろうか。
	再商品化率の向上について、メーカーの努力並びに成果が顕著であり、現状で十分。
	対象品目の追加にあたって、E－WASTEのNPOからは電源・電池を含む製品すべてとする意見や委員の一部からは希少金属回収の必要性の観点から携帯電話などの例が挙げられた。しかし、今回は、「特定家庭用機器」のリサイクル法の見直しを進めるものであり、すべての電子・電気機器まで拡げれば、逆にうまく行かない部分が多くなるであろう。回収スキームが一番の課題であるが、製品が多くなればリサイクルの義務者(メーカー)が急増し、フリーライダーのような存在が多くなるであろうし、また、業務用・家庭用の区別もつかなくなるような弊害も出てくる。さらに、現在、評価されている家電メーカーの再商品化処理手法（事前にきめ細かく手分解してから破砕）では対応できず、すべて破砕機に投げ込んだだけのような仕組みとなってしまうことも懸念される。対象品目に合わせたリサイクルの方法があり、これに対応できるよう、製品の特性を捉えながら、別のスキームで検討すべきものと考える。（再掲）

意見内容	
6．再商品化等の基準	素材市況により、多少の変動は発生する。この要因を考慮した目標値にすべきである。例えば、素材化率（最終処分までの）のような、直接的事項で目標値を設定してはどうでしょうか。勿論この場合には、有価・逆有価を問わず、素材化できている量をカウントすることになります。
	再商品化義務者（メーカー）側で再商品化を進めている廃家電は、当初想定された発生量の半数程度に止まっており、現時点での課題を克服して、より高度な再商品化及び環境負荷物質の回収と適正処理を進めていく必要がある。
7．効率的・効果的な 収集運搬システムの整備	静脈物流は商品開発・設計段階から考慮されるべき時代であり、基本原則はリサイクル関係費用込みでの販売価格構成として法制化し、使用済み廃棄時は、少なくとも全国の各地公体の支所・出張所や24時間対応の窓口レベルの場所のみに於いてでも、回収箱：ステーションを設置し、誰でも何時でも何処でも搬入できるようにすべきであり、家電販売店や家電量販店等での扱いについては、別途検討すべきであると考える。（再掲）
	排出者の利便性、処理コストの低減化のために、集荷基地、処分業者の拡大を図るように要望します。地方においては、高齢化が進み、買い替えではない単純老朽化による発生も増加しています。最近は、大型家電店の進出により、以前のような家電店との付き合いも疎遠になっているために、廃棄物の処理になると困惑する個人高齢家庭からの処理要望が増加し始めています。地元に、適正に出来る業者を家電店も、排出者も望んでいます。又、廃家電の指定業者までの移動費は、コスト・アップの一因でもないかと推測します。自動車リサイクル法との比較になりますが、自動車リサイクル法では「適用条件を満たした業者」は全て厳正なる審査の元、「解体業者」に参加できます。折角の、個別リサイクル法なのに、”排他的な”方向に向かっていると思います。全国的な規模で行われるリサイクルが、”先行者への努力の過大評価”で終わっては、不平等だと思います。
	指定引取場所の統一化。指定引取場所A・B別々だと、配送負担が大きい。量販店・テレビショッピング購入者への問題。他業種の回収(違反)の罰則強化
	指定引取場所についてはA、Bグループと区別せず、どのメーカーの物でも引取りをすべきである。又市町村の廃棄物処理場をヤードにすべきである。廃掃法では一般廃棄物（家庭から出る廃棄物）は本来行政が処理すべきものであるが、処理困難性、資源の有効利用性、環境配慮等から現行法が制定されたものだが、市町村行政も応分の協力が必要である。
	・液晶テレビなどの個別の品目について、対象品目として追加すべきかどうか検討すべきとの意見及び、その際、現行の特定家庭用機器の4つの要件についての考え方を整理すべきとの意見については、賛成。あわせて、追加対象品目の収集運搬ルートが小売業者・市町村・回収業者等と多岐に亘っていると考えられるので、当該ルートの把握を十分行い、効率的なルートの確立に努めるべきである。なお、その場合、対象品目の追加に伴い予想される小売業者などの収集運搬にかかる負担増について、軽減方策の検討が必要と考える。（再掲） ・効率的な収集運搬システムの整備 指定引取場所での引取体制、販売形態の多様化の影響や義務外品への対応等について、関係者の役割、サービスの在り方等も含め、収集運搬システムの効率化の観点から検討することが必要との意見については、賛成。特に、指定引取場所については、A、Bグループで共同利用する必要があると考える。また、リサイクルの円滑な実施のためには、収集運搬の担い手の拡大が必要であり、収集運搬業に係る手続きが緩和されるよう制度改正が図られることが必要と考える。
	A・Bグループに分かれていることが非効率的であるとの意見もあるが、それぞれのグループの考え方の中で、効率的な収集運搬と再商品化処理の体制が組まれており、問題は小さいと評価している。確かに排出者や販売店から見ればA・Bグループに分かれていることが理解しづらい面があると思う。では、A・Bグループが一本化された場合の影響を考えてみる。そもそもA・Bグループに分かれているのは、考え方の近いメーカー同士が家電リサイクル法の運用を共通化できる利点があるからであり、A・B間で相互に影響しあうことによる改善効果が期待されるからではないか。仮にグループが一本化された場合には、運用面での意思統一が捗らずに効率化できないばかりでなく、メーカーの力が強くなりすぎる弊害も出てくると思う。では、家電リサイクルプラントはA・Bに分けたままで、指定引取場所を共通化する場合には、何が起こるか？これは排出者・販売店側から見れば「効率化」となるが、指定引取場所の立場からすれば保管スペースの増設など二重の管理となることから、逆に「非効率化」となる。特に、量販店は廃家電の横流し事件に象徴されるように、家電リサイクル制度に比較的消極的な印象がある。A・Bを統合することはメーカー側にシステム再構築を強いるものであり、せっかく管理水準が上がってきた現状を根底から覆すリスクを伴うものである。リサイクルプラントがA・Bに分かれている状況においては、排出元に近いところでA・Bを分ける方が全体としてみれば効率的である。ただし、排出者・販売店側の主張も当然のことであるため、モデルケースとしてA・B共通の指定引取場所を幾つか設けて効果を検証することは有意義であると考える。以上より、拙速なA・Bの一本化（指定引取場所だけの一本化も含め）は避け、次回の改正時に必要であれば再度検討すべきものと考える。
	既に出来上がった指定引き取り場所のA・B２グループ制の変更は大きな混乱が伴うので、そのままでよいが、インターネット販売の増加等の販売形態の多様化の影響や義務外品への対応等については再検討すべき項目と思う。

意見内容	
7．効率的･効果的な 収集運搬システムの整備	･リサイクル料金、収集運搬料金について地域間格差があまり出ないようにすべきではないか。との意見があるが、輸送費用は輸送距離などに関連して必ず変化するものであり、これを均一化することは経済原則にそぐわない。万一このように居住地の便･不便を解消する能力を、リサイクルを行うメーカに望むのであれば、本来自治体が住民に対して実施すべき住民サービスの責務の転嫁であるから、自治体が輸送費用を補填すべきである。（再掲）
	収集運搬は本来市町村の役割です。それを大形家電で我々には手に負えないから、販売店に押し付けたに過ぎないのです。この点からは販売店は行政の犠牲者と言えるでしょう。販売店が引き取ってくれないものを、市民が彼方此方聞き、郵便局に行き、遠くまで持っていく。これが当然と思っているお役人の心が理解できません。市町村は引取りすべきと思います。
	指定引取場所がA とBの2つのグループに分かれていると書いてあるが、我々消費者からは何の不便もない。運送を行う小売業者は持ち込み先が2つあるということで多少不便はあるのかもしれないが、ゴミの分別回収と同じで、上流で出来るだけ分けて集めるのが社会全体から見るとメリットあると思われる。 インターネットや通信販売、義務外品については、運送業者等が手軽に指定引取場所に運搬できるように許認可面での緩和を図るなど可能性を検討しても良いのではないか（現行、小売業者が委託する場合には業許可保有が条件となっている）。 エアコン取り付け業者が廃棄エアコンを回収するケースが多いと思われるが、効率的回収ということからすれば、これも、業許可で縛ることを緩める等の検討対象であろう。
	排出者が義務外品の引き取り者（場所）が分からず不法投棄になっている場合があると考えられる。義務外品について、自治体での引き取りの義務化（現行では引き取らない自治体が70%、引き取っても収集運搬料金が約2,200円前後と高い）、または、販売店での引き取りを義務化を実施するべき。これにより、個人の不法投棄は大幅に削減可能と考える。買い子により集められた廃家電から必要部品等を回収し、残りを不法投棄する場合が考えられる。中古品輸出を含むリユースのあり方について議論し法制強化すべきである。家電リサイクル法とは別の問題であるが、海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係するため、日本として国際的にも対応する必要がある。（再掲）
	一部破損した廃家電について、破損状態にかかわらず円滑に引き取るべきではないか。 現状、破損した製品は対象外となっているため、当市の市民の一部には、解体裁断して一般のごみとして排出する状況が見受けられるため、破損した製品についても引取りをお願いするとともに、解体や破損を禁じることを条文に明記されたい。
	A･Bルートを一本化すること。私たちが行った小売店アンケートから「AとBとに分かれているが、同一価格であれば近くの収集場所に搬入できるようにすべきだ、時間のロスが大きい」「A･B指定場所を一本化すべき」等の意見が多く寄せられました。小売店はグループ別に保管･運搬が必要であり、さらに指定引取場所では生産者の確認などの作業も発生しています。大阪府内にはAグループ6カ所、Bグループ7カ所の引取場所しかなく、A･Bで分けることは合理的ではありません。
	個人としては、廃棄は家電リサイクル対象品のみではなく、他のごみもある。廃棄するごみをトータルとしての収集運搬業務を自治体が検討すべき項目である。
	A、Bの指定引取場所の共通化がでておりますが、共通化に伴う新たな費用発生が考えられ、これがリサイクル料金に上乗せされるのが心配です。共通化になった時に競争原理は働くのでしょうか。引取義務外品の円滑引取り、遠隔地では自治体のクリーンセンターをサブヤードに提供する等、自治体の補完的役割を果たすべきだと思います。慎重に議論･審議をしていただきたい。
	（効率的な回収システムの構築） 新品の配送時以外の回収について、リサイクル･ショップの店頭で一時的に引き取る仕組みを作ればどうか。この仕組みなら、買い取ってもらえる可能性もあることから一般の人が不要家電を持ち込むのに抵抗が少なく、個人による不法投棄や無料回収業者への引渡しが減るのではないか。これについて私たちリユース業界は全面的に協力したい。
	指定引取所のA･Bの区別を無くして、現在の設置場所のすべてが、全メーカーのものを引き取る様強力な行政指導をお願いします。
	料金前払い制度が一番の効果。今、家電業界のメーカー出荷に対する販売割合は量販70%地域店30%とも言われている。量販店にリサイクル法の完全遵守と指導強化したら「見えないフロー」対策の大きな前進になると思う。不法投棄対策の強化、「見えないフロー」対策の為にも引き取り場所、A，Bの統一こそ急務。（再掲）

意見内容	
7. 効率的･効果的な 収集運搬システムの整備	指定引取場所への所在地自治体による検査･監督権限の強化について 指定引取場所については、現在のところ、地元自治体の廃棄物処理に関する検査･監督権限が及ばず、地元自治体が廃掃法に基づき収集運搬について検査･監督を強化しても、廃棄物の持ち込み先である指定引取場所の運営等については情報が入らない状況である。住民の利便性を高め、より一層のリサイクルを進めるためには、指定引取場所の増設の必要性は認めるが、今後、市街地における指定引取場所の増加と持ち込み量の増大に伴う周辺環境への影響が懸念されるところである。指定引取場所の運営について、地元自治体が正確な情報を把握し、周辺住民とのトラブルを防止し、家電リサイクル法による適正で効率的な運用を図るためには、地元自治体による検査･監督権限を強化する必要がある。
	引取義務外品の円滑引取り、遠隔地などでは自治体のクリーンセンターをサブヤードとして提供する等、自治体の補完的役割を大いに期待したい。
	･家電リサイクル法において、その条文に「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない」(第20条 2項)としている点は、見直す必要があるのではないか。そもそも民間企業は利潤を上げることが存在意義の一つである。利潤を上げない事業を行うことは本来の姿ではない。官ほどではないであろうが、メーカーは利益を上げる必要がない部分では競争原理が働きにくい状況にあることを、まず認識すべきだ。内閣府を中心に国はPFI事業を推進している。PFIでは「公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり、、、、」、「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである」とされているが、これを担う企業が利潤を上げてはならないとはなってはいない。請け負った企業は利潤を出しながらも、従前に行政が実施していたよりも低廉な費用で、質の高い業務を行うのである。第20条 2項の「適正な原価を上回るものであってはならない」という部分は、「適正な原価に加え最低限認められるべき利潤を加えたものを上回るものであってはならない」とすべきで、それにより社会全体のコストが下がるようになれば良いのである。リサイクル料金が高いと言われているが、比較すべきは5年前まで自治体が行っていた処理料金との比較である。行政が処理していたレベル(埋めるだけ)に投入されていた税の総額と、家電メーカーの処理レベル(再商品化率70%以上)に対して消費者が負担した費用の総額を比較し、どちらが高いのか検証すべきである。法施行後、冷蔵庫の断熱材フロンの回収義務が増え、プラントは一斉に投資をしたが、消費者の負担額は変わっていない。処理レベルが上がり、負担費用がそのままであるということは、実質上は値下げがあったとも言えるのでないか。家電リサイクルプラントを見学すれば容易に気がつくことであるが、手分解に携わる人員が多く、製造時のような自動化とはなっていない。当然、1台当りの処理費用に占める人手の割合は高い。安く抑えようとすれば、人手を減らし、破砕機にかける方式を選ぶことになる。(再掲) 処理コストを抑えるために、法定の再商品化目標値ぎりぎり満たせば良いとの考え方に立って、手分解に要する人手を減らすことをこの見直しは求めているのかもしれない。家電リサイクル法の料金に競争力が働きにくい一因として、自社製品のみのリサイクルが義務付けられ、他社製品を引取れない点にある。A／Bグループに分かれているが、どこのメーカまた、指定引取場所での引取り時のサービスも今以上に上がることは間違いない。ただし、自社のスキームに戻らない製品に拡大生産者責任(EPR)の考えや環境配慮設計(DfE)は働きにくくなるし、また、シェアの低いメーカーはリサイクルに積極的には参加しなくなるであろう。今回の見直しの第一の目標をリサイクル費用を下げることに置くのであれば、メーカーにリサイクルを義務付けるより、PFIの公募事業として、あらゆる業種に事業門戸を開いて参入させれば良い。半分しか集まらなくても1000万台の物量がある。大阪府の既存業者ではないが、手を挙げる事業者は多いであろう。海外企業も含めて公募したなら、おそらく中国企業が、バーゼル条約も加味した上で中国政府の後押しを受けて、日本からすべて廃家電品を集めて処理することであろう。間違いなく、リサイクル料金は下げられる。(再掲) ･指定引取場所のA･B共有化を進めることも必要であろうが、小売店の義務外にある排出品を集めやすくする仕組みも整備すべきである。多くの自治体が義務外品の収集に手を打てておらず、消費者はどこに排出して良いのかわからない実態が存在する。 市民サービスを進める必要がある自治体が、なぜ、これを逆行するような動きをとるのか理解に苦しむが、自治体の一部には対象4品目が自治体に持ち込まれないように、収集運搬費用を高めに設定している。大手量販店が消費者から得ている運搬料金は現状100円から500円であるのに対し、収集運搬費用だけで3000円以上取っている自治体もある。審議会の中で説明があった大阪府で、大阪府方式を進めている自治体の義務外品の収集状況をホームページで見ると、自治体が収集する費用として、八尾市が一律2500円、松原市が2700円、島本町では大型冷蔵庫5000円、その他は3500円などとなっている。その他の大阪府方式の加盟自治体(大阪市、高槻市、茨木市、守口市、堺市、大東市、東大阪市、高石市、泉大津市、和泉市、泉佐野市)は義務外資を収集しない。これは大阪に限ったことではないであろうが、自治体は義務外品に手を打たないか、自治体に持ち込まれないように市民を誘導し、ある意味、不法投棄を助長して部分もある。住民のためにきちんと義務外品に取組んでいる自治体も多いが、今一歩踏み込んで、義務外品を集める仕組みがあっても良いのではないか。義務外品に対して自治体がサブヤード等を設置し、メーカーが定期回収するような仕組みを構築できないであろうか。(再掲)

意見内容	
7．効率的･効果的な 収集運搬システムの整備	自治体の消費者への対応が「見えないフロー」をつくりだす要因になっている。引越しにあたり、自治体Aの担当部門に連絡をとると次のような回答でした。「洗濯機、冷蔵庫は自治体では引き取れません。大手量販のXに連絡をとって引き取ってもらってください」とご親切に具体的な量販店の名前まで教えてくれました。参考までに引越し先の自治体Bにも聞くと「洗濯機、冷蔵庫は引き取れません」との回答でした。次に量販Xに連絡を取ると、引き取りはするがいやいややりますという感じの返事で、非常に気分を害した次第です。過去の経験からは、買い替えの時であれば、スムーズに廃棄製品の引き取りの話は進みますが、廃棄のみの場合、量販店は前向きではありません。続いて、引越し業者M、Nに対して見積もり時に引取りを依頼したところ、冷蔵庫で７９８０円との回答でした。「ちゃんとリサイクルしてくれるのですか？」と聞いたところ「法律で決まっているのでちゃんとします」とのことでしたが、「リサイクル伝票は出してくれるのですか」とさらに質問したところ「それは何ですか？」と言われ、話を打ち切りました。続いて、不用品なら何でも引き取りますという回収業者のチラシを見て、その回収業者にも現物をみてもらい、見積もりをもらいましたが、非常に高い料金を言われたことに加え、具体的な処理については明確な説明がなく、非常にグレーであると感じました。このような過程を経て、最終的には、使えるものをリサイクルするのはもったいないと思い、冷蔵庫と洗濯機については知人を通じて外国人労働者の方に無償でお譲りすることにし、知人に引き取ってもらいました。この経験から感じたことは、消費者の立場からすれば、 ①引越し時はいろいろな種類の廃棄品が同時にでる。その廃棄品は自治体で一括して回収してほしい。 ②ただ、回収してくれるだけでなく、回収されたものは、家電４製品の場合は、メーカーに引き渡してもらい、環境によい、適正な、見える処理ルートに乗せてほしい。 ③現在は、自治体が引き取ってくれないがために、消費者は引越し業者や回収業者に依頼することになる。そのことが、確実に「見えないフロー」に繋がっており、最悪の場合は、不法投棄につながっているのではないか。 ④審議会のみなさんには、自治体の家電４製品の引取りの現在の実態、消費者に近い上記業者の回収処理の実態などをよく調べた上で、正しい方向に是正してほしいと思います。 ⑤また、今回の審議会の資料などを通じて、大阪の独自方式があることを知りました。このことにまず、驚きましたが、家電リサイクル法が国の法律であり、基本的には、同じ品質のサービスを同じコストで消費者に提供することが大事ではないかと思います。そうしないと、消費者の間で不公平感が生まれます。さらに、大阪方式の場合は、メーカーと違って、いつ処理をされたかトレーサビリティがないのではないかと思います。また、国民に２つの選択肢があることは、詳細をよく知らない消費者を惑わすだけではないでしょうか。しくみはできるだけ、わかりやすくシンプルにしてほしいと思います。（再掲）
	義務外品の回収が、煩雑で個人の不法投棄の対象となりやすいと思われる。義務外品でも回収することで一定のメリット（キックバック）があるようにして、小売店等が積極的に回収できるシステムはできないだろうか。A･Bと指定引き取り場所が分かれているが、メーカーごとに場所が変わるのは排出者にとっては面倒である。小田急電車からメトロに乗ろうと電車賃の配分を気にすることなく支払えるパスネットのようなシステムはできないのだろうか。排出者は最寄の引き取り場所に持って行き、引き取り場所内でメーカーごとにまとめ伝票上で料金をA･B間でやり取りするというようなものを想像しているが（難しいでしょうか？）（再掲）
	ＡＢ引取所が分かれているのは不便です。小さな町の電気屋には、廃家電を置いておくスペースの問題もありますし、軽トラ等に積み、ＡＢの引き取り場所を巡るだけで、半日や渋滞や地域によっては１日がかりになるのではないでしょうか。エアコン等、電気屋にとって一番忙しい時期に、そのような時間と手間と費用がかかりますので、ましてや、毎日、廃家電引き取りますと、回っている人たちがいますと、正規のルートでリサイクルされていない現状を生んでいるのだと思います。私自身、当組合を通じて、このことを改善できないか日本通運など運送会社が引き取りをしているわけですが、メーカーや販社からの商品の流通そして処分に至るまでの流通を、運送会社と提携してなんとかできないものかと思案はするものの、現実的には、各メーカーとの交渉と家電リサイクル法に準じていないリサイクル方法を小規模な組合の力ではどうすることもできず、思い描いているだけに終わっています。よろしくお願いいたします。
	指定引取場所までの収集運搬や、家電リサイクル券の、取扱業務の負担が大きい。優良店制度に於いても自社の名前が公表されるのを拒否する小売店がある。小売店は、収集運搬料金について、効率的な運搬が可能な量販店との激しい競争がある。 量販店はお抱えの収集運搬業者に、カメラ店ルートで採用されている厳しい料金体制を強いている様である。（量販ルートからカメラ屋ルート採用の収集運搬料金体系への変遷） 此れでは小売店は太刀打ちできない。買い替えではなく、単純に破棄する家電については、小売業者に引取義務がなく、市町村もその収集に積極ではないために、適正処理が促されていない。買い替えでなく、単純に破棄する家電についても、小売業者が積極的に店頭回収することに努めるとともに、市町村も補助的に収集義務を負うことを明確にしてはどうでしょうか?
	指定引取場所を増やしてもリサイクル料金が上がるなら本末転倒。今迄も消費者は２つの料金を負担してきた。ＡＢを統合した場合、収集運搬料金がいくらに下がるか、販売店とメーカーはそこを具体的に議論すべき。（再掲）

意見内容	
7. 効率的･効果的な 収集運搬システムの整備	A、Bに分かれてしまったのは独禁法上2グループに競争させざるを得なかったからではないのか。収集運搬に於いてA、Bの境をなくすとすれば、メーカーが構築してきたシステム全体の見直しが必要となり、大きな費用がメーカーに発生する。国の説明責任が求められる。住民にとっては普段のゴミを収集している自治体の仕組みで回収頂くことが最も便利であるし、不法投棄改善にも役立つ。是非自治体のこの面での役割を見直すべきと思う。(再掲)
	メーカの責務が存在することは間違いないが、流通の責務は存在しないのでしょうか。今、等しく、循環型社会を構築する、との思いである限り、流通にも、適正に、回収品を処理ルートへのせるという責務が存在するのではないでしょうか。流通とメーカは責務の面に置いては一体であると考えます。
	収集運搬費用について、指定引取場所は、都道府県内に、A･Bグループそれぞれ数箇所に限られており、事実上全ての販売店や市町村、ましてや消費者が直接廃家電を持ち込める体制ではない。指定引取場所に近い販売店や市町村と遠い地域との間に生じる輸送経費の差が、そのまま収集運搬料金の差に繋がり、これらのうちの遠い地域で計上される経費が噂として流れ、収集運搬費用を含めた廃家電の引き渡しは高くつくものということになっている。引取義務者である販売店や市町村と再商品化義務者であるメーカーなどの関係者が協力して、引き取った廃家電を販売店や市町村から指定引取場所に持ち込む収集運搬業者を位置づけするなど引取義務者と指定引取場所を繋ぐ工夫をし、実質的な費用負担に地域差のない回収体制を整備することによって、費用、特に収集運搬費用の負担感及び不公平感が払拭でき、消費者の理解が得られる。これらについては、地域販売店なの小規模な事業者は、一定規模の回収や保管ルートを独自に整備することは困難であり、メーカーや行政(市町村)が関わって整備をする必要がある。
	･海上輸送を伴うなど、離島地域等の収集運搬料金については、国の制度を徹底させる為にも国の過疎地を抱える県への補助負担制度等、負担経験が考えられても良いのではないだろうか。 ･指定引取場所がA,Bのグループに分かれていることについては、2つに分かれていることくらいは効率化に特に問題は無い。休日の受付、受入時間の延長など持込みやすくすることが回収率向上につながると思われる。 ･休日の受付、受入時間の延長など持込みやすくすることが回収率向上につながると思われる。
	市町村が責任を持って回収する事をルール化して欲しい。
8. 離島対策	離島における収集運搬に係る負担軽減。システム全体ではなくて、地域ごとに解決すべきMatterであると思う。
	離島問題:大都会の費用より高いから問題だと言う理屈は理屈に合いません。更に廃棄物は家電だけではないのです。従い、離島生活者の安心･安全な生活の為には、個別のリサイクル法で云々すべきではないと思います。
	離島における収集運搬料金に係わる負担軽減。離島では全ての物資に対して運送経費が高くつくので、ものの値段は高くなって当然ではある。然しながら国が中心となって負担軽減に向けて検討するのは、良いことであると考える。
	収集運搬費はリサイクル料金の一部と考え、リサイクル料金に含みます。生産者の責任は生産過程または消費過程から、生産物が使用済みになった段階まで生産者が責任を持つ家電リサイクル法の趣旨から、離島など地理的条件を理由に、収集運搬費に差をつける必要はありません。収集運搬費はリサイクル料金の一部と考え、リサイクル料金に含むべきです。すなわち、「生産者が製品を出荷する時に生産者がリサイクル料金を負担する前払い制度」に改め、全国一律のリサイクル料金(収集運搬費を含む)とすべきです。収集運搬費は、離島に限らず「小売店では値引き対象となっていること」、「大きさに関係なく同一料金となっているところが多いこと」など、問題点が多くあります。(再掲)
	離島における生活コストは当然差がある。但し、廃棄物は家電品のみならず、他の物のあるため、総合対策として支援すべきである。
	海上運賃の軽減に努めてもらっているが、離島の経済性を考慮し、海上運賃をカットできないでしょうか。

意見内容	
8. 離島対策	離島などの場合に援助を行うことは、公平性を保つ上では必要だと思う。
	運搬料金などの負担がかかるのであれば、個々の品リサイクル法ではなく総合対策で支援するべき。
	費用負担の考え方からすると、全国一律の運搬料は、不公平である。近ければ安く、遠ければ高くなるのは当然である。が、ベルマークのような援助はできないものだろうか？たとえば、目標値を超えてリサイクルが行われた場合、超えた部分の一部に当たる金額を離島用の収集運搬費の補助として積み立て、一定の条件を満たした離島の運搬費用の一部に充当するなど。
	離島のような特例については、当該関係者が個別に協議して解決していくべき事項であり、本審議会で議論すべきテーマではない。
	海上輸送を伴うなど、離島地域等の収集運搬料金については、国の制度を徹底させる為にも国の過疎地を抱える県への補助負担制度等、負担経験が考えられても良いのではないだろうか。（再掲）
	全国均一料金を基本として、トータルとしての採算制を検討していただくようお願いいたします。
9. 制度の普及啓発等	家電4品目のリサイクル回収は、一般消費者に浸透している。一方他業種による無料回収が横行しているため、法律を守ることは、料金負担が多いと考える消費者が多数いる。行政主導によるリサイクル意識の向上
	現行法では消費者に法を遵守する者としない者とがあり不公平感がある。
	指定引取場所Aグループとして廃家電を受け取っている者の立場からの意見です。 以前から、この情報はありましたが、最近特に「いらなくなった廃家電を無料で引取ります」とスピーカーで放送しながら廻っている車があるが、いつ、こちらの方に廻ってきますか？と個人から電話による問合わせが多くなっています。 個人の持込み者からの意見で多く聞かれる事は ◎ こんなに面倒で、高くつくくらいなら、山に捨てたほうがいい。 ◎ このリサイクル料はお宅の儲けか、儲かっていいね。 ◎ タダで引取ってくれる業者がいるようだが、正直者がバカを見る法律だね。 ◎ ○○○○電器はタダで引取ってくれる。 ◎ 何故、そちらから取りに来てくれないのか。 町の電気屋さんから聞かれる声は ◎ 引取った廃家電を外に置いておくと、朝になって見ると、冷蔵庫以外の状態の良さそうな物が無くなっている。特に、エアコンは良くても悪くても無くなる事が多い。こっちは外に置いておく方が助かる。 ◎ 最近、エアコンの持込量が減っているだろう。エアコン中心に1，500円位で買い取っていく業者が電器屋を廻っているから、結構、多くの電器屋が出しているよ。 （この情報を持ってきた電器屋さんは「後が面倒な事になると怖いから、私は出さないけどね」と言っていた） 等々です。これらの意見を総合しますと、リサイクル料金に不満がある、一方では有償、又は無償で廃家電を引取っていく業者がいるのにわざわざリサイクル料を支払い、持ち込まなければならないか、という片手落ち、ともとれる側面に対する意見だと思います。又、家電リサイクル法が施行されて5年が経過しましたが、まだまだ一般の方々に周知徹底されていないのが現実で、何故？何故？という疑問がぬぐいきれないようです。テレビ等のメディアを通して、分かりやすく、国民に知らせる事が必要だと考えます。 個人の方から「正直者がバカを見る」、という意見が出るような法律であってはならないと思います。「家電リサイクル法に添った処理方」意外に、この方法は良いが、この方法ではダメ。という「別の方法」があるべきではないのです。テレビ1個を処分する方にこの方法を選ばせるべきではなく、家電4品目については法に添った処分をする、と明確化するよう、部品だけの利益を得る業者、貿易に出し利益を得る業者に対する何らかの規制策を打ち出す事を希望いたします。（再掲）
	家電リサイクル制度の普及啓発を図るには、排出時の消費者に対する啓発を充実させることが最も効果的と考える。とりわけ、家電リサイクル法の根幹である管理票制度についての普及啓発を充実すべきであり、特に、排出の際には消費者自らが家電リサイクル券への記入を行い、排出者控（消費者控）券を受け取るよう啓発すべきである。

意見内容	
9. 制度の普及啓発等	制度がスタートして5年というのは、まだ日が浅い。まだ家電リサイクルに排出した経験のない人も多いと思われ、手続きが十分に理解されていないのではないか？都市部を中心に巡回している業者は、「痒い所に手が届く」対応をしている。メーカーとしての啓発努力が足りない。取扱説明書に手続きを説明するパンフレットを添付すべきである。（現状では取説の末尾に簡単に書かれているだけ）理解が進めば、適正なルートでのリサイクルが進むと思う。（再掲）
	多くの自治体では「ごみや廃家電の出し方」をＨＰで説明しているが、自治体によってはすばらしい内容のものがある反面、ＨＰでの説明のない自治体もある。 ＨＰの有効活用が好ましい。また、電話による消費者からの問い合わせに対して不適切・不親切な対応をする自治体があるようだ。
	・制度見直しに当たっては、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回す努力が必要ではないか。 という意見があるが、その見えないフローへの課題意識には同調するが、課題があるのは市民の遵法意識の欠如であり、リサイクルや適正処理にはお金がかかるという現実の共有がまだまだ不十分である結果と理解すべきだと思う。（再掲）
	「不用な家電はどのように処分したらよいのか」「不用品無料回収といって軽トラックが町内を回っているが、そうした業者に渡しても良いのか」などの相談が消費生活センターには寄せられています。家電リサイクル法施行後、既に5年が経過していますが、未だに家電リサイクル法対象の四製品の処分方法について知識を持たない消費者が多く存在しています。不用品回収・処分業者による高額請求という被害を防止するためにも、消費者に向けた更なる広報活動の充実が必要と考えます。なお、チラシ等で知った不用品回収・処分業者に引き渡すことは、適正な家電リサイクルが実施されず、不法投棄につながるおそれがありますが、その認識も消費者に不足しているようです。リサイクル券をきちんと交付する義務が事業者にある ことについても、消費者の理解は不足しています。以上2点について、意見・要望を申し上げます。（再掲）
	家電品の不法投棄を減少防止するには、啓発活動強化（一般消費者に対して実施することは、監視の目を養うという観点からも重要になる）と処罰権限を持った警察などによる監視体制強化の両輪が不可欠。家電リサイクルの4品目については、その大きさ、重さから考えて、一般の消費者が捨てるには困難な対象物であると思われる。 不要となった重量物を運ぶ能力を有する人でないとそう簡単には捨てられないため、一般人が捨てるケースは少ないと考える。従って、行政においては、「どこを攻めれば良くなるのか」不法投棄の実態を継続的によく調査し、データとして分析できるようにしておく必要がある。不法投棄に関しては「捨てる人は捨てる」と見られ、料金徴収方式における「前払い」「後払い」には特に関係がないと思う。罰則強化や監視活動、防止キャンペーンなど世の中に対し、もっと不法投棄防止の露出度を高めるべきであろう。（再掲）
	消費者は、家電リサイクル法という法律があることは知っていても、どのように処理するかは知らず、排出時にメーカー、小売店や自治体に確認する場合が多いと思われる。メーカー（問合わせ対応、カタログ等）、小売店（店頭表示等）、自治体（広報誌、ホームページ等）での協力による地道で適切な指導活動によるしかないと思う。
	誰もが行える制度に改めることを前提に、環境教育の一環として行うが必要。環境教育はますます重要になっています。しかし、消費者に対して、家電リサイクルだけを取り出して効果的普及啓発を行うことには困難があります。今回の見直しで、誰もが行える家電リサイクル法に改め、循環型社会を作る環境教育の一環として行うべきです。
	リサイクル料金について、「前払い」「後払い」の論議があります。 今まで後払い方式で行われて来たのですから、今後も同じ方式「後払い」を継続していくべきです。 途中でシステムを変更したのでは混乱を招く上に、今まで築いてきたシステムを変更すると言う事は、新システム構築に再度コストがかかり、その分の余計な経費が必要になります。ですから現行のシステムを継続していくべきです。 また「廃棄時廃棄者負担」という事で、廃棄をする時に料金を支払うということは、国民の環境への意識を高める為にも最適の方法だと思います。前払いでは環境に対する意識が養成できません。 また、住宅地を無料回収車が巡回し、家電商品のみならず粗大ゴミまで回収しています。 この回収された商品は、何処へ行くのでしょうか？多くの商品が中古品として国外に輸出されていると聞きました。このまま放置をしていても良いのでしょうか？そうは思いません。 中古品の輸出についても何らかの規制・法的措置が必要です。 定められたルート以外で、商品を廃棄をするということは法律違反です。国民として法律を守る義務がありますので、キチンと定められた方法で処分をしなければなりません。 家電リサイクル法が何故必要なのかと言う事を、国民が理解をしなければなりません。ですから、以前は行政が行っていた処理を今はメーカーが行っているのです。その分の経費を、消費者に対するリサイクルを含めた環境教育の普及啓発に傾注し、地球温暖化 防止の為に積極的に推進をして頂きたいと考えます。今後とも、行政・企業・消費者とそれぞれの立場で協力していかなければならない問題と思います。（再掲）

	意見内容
9．制度の普及啓発等	色々な意見があることがよくわかりましたが、わたくし個人は今後、自宅の家電製品が使えなくなった時には、リサイクル料金をお支払いして排出するものと思っています。なぜなら、リサイクルとは、即ち地球環境を守っていくこととは、まさにこれから、すべての人が「手間」と「少しのお金」を出し合っていくことだと思うからです。 購入時負担は、不公平（真面目に料金を払って排出する者と、不法投棄などルール違反する者）の是正に繋がるでしょうが、無感覚的かつ自動的な痛み分け（よく分からないうちにリサイクル活動をしていた）というのは、本来あるべき姿から、かけ離れていくのではないかと思います。せっかく定着している、世界にも例を見ないこの「家電リサイクル法」を、もっと高いステージで極めていくことはできないのでしょうか。 製品を排出する時、ユーザーがリサイクル料金を支払う時、『自分はこれでまたひとつ、地球環境を守っていく取り組みをした』と実感することも大事だと思います。そうでなければ、日常のゴミの分別も進まないでしょうし、 レジ袋削減も期待できないでしょう。ひとりひとりが、より環境保全を『意識する』ためのシステム（排出時負担）があっても良いのではないでしょうか。 そのためにも、現在の家電リサイクル法をもっともっと国民にPRしてもらいたいと思います。立場の違う、消費者と小売業者とメーカーが、分担して大きな事を成し遂げようとすることの素晴らしさを、地球規模で説いて欲しいものです。そしてこの3者が責任を持って各自の役割を果たしていくことが、環境保全に直結する活動だということを、広く知らしめて欲しいです。（再掲）
	普及啓発は国及び自治体の責務と理解しております。自治体が中心となり、より一層の家電リサイクルの啓発活動やPRなどについて積極的に推進して頂く。具体的には、家電リサイクル単独の保存版パンフレット・チラシ。ホームページへのアクセスし易く、分かりやすい内容の掲載。ケーブルテレビ、FMなど地元密着の媒体利用が考えられます。消費者からの問い合わせについて、窓口担当者の適切な対応をお願いしたい。
	・ＰＳＥ法のような周知不足による混乱を、私たちリユース業界は2度と起こさないようにしたいと考えている。今後の制度の見直しに当たっては、一般および関連業界に漏れなく周知が行えるよう、周知の方法についても、具体的に検討すべきではないか。 ・ＰＳＥ法のような周知不足による混乱を2度と起こさないよう、一般および関連業界への十分な周知徹底が求められる。従来の官公庁、テレビ、新聞、店頭、電車内等における広報に加え、携帯電話から参加できる景品付きのアンケートを兼ねたキャンペーン等、時代に合った周知を定期的に行うべきではないか。
	消費者にもっと明確にすべき。リサイクル法が出来た目的など。
	・不法投棄は違法行為である。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄撲滅を達成されることを大いに期待している。個人が行っている不法投棄と、ビジネスとして行われている不法投棄は全く別の問題であり、その実態把握と対策を、自治体は明らかにしていただきたい。自治体が中心となり、住民へのモラルアップを図る啓発活動の更なる取組みを望んでいる。（再掲） ・普及啓発は国及び自治体の責務であり、自治体が中心になり、より一層の家電リサイクルの啓発活動やPRなどの積極的に推進をお願いしたい。
	テレビ・CMなどのメディア、チラシなどの配布物、地域（町内会など）で家電リサイクルについて普及啓発が出来れば、消費者等へ広まりやすくなるのではないでしょうか。
	見えないフローの実態を調査し、必要があれば、無料廃品回収等に排出しないよう世間にアピールする必要がある。通常家庭からの排出は販売店の引き取りが大半をしめると考えられる。従って、販売店からのフローが適正であるか監査する制度が必要ではないか。（再掲）
	・不法投棄の実態によって、対策が異なると思われる。人の不法投棄は、リサイクル方法の周知・教育（道徳）・リサイクル方法のし易さを改善すればある程度は減ると思われる。教育は、国の仕事である。不法投棄の見回りも必要だが、悪いことだと教えたり、国民の義務を教える必要がある。業者（小売業を含む）による不法投棄は、悪意によるものであり、量も多いと思われる。これは断固として厳しく処分する必要がある。見て見ぬ振りをする自治体・国とも責任がある。（再掲）
	消費者等に対する啓蒙活動 不十分であったとおもう。この間の投下費用と実施した内容を明らかにすべき。その効果をどのように認識しているのか。更なる努力をするべき。

意見内容	
9. 制度の普及啓発等	･自治体は、制度の概要を啓発するだけでは不十分。義務外品のようなエアポケットがないよう、また単身者や老人世帯等の便宜を考えて積極的な住民サービスを広報すべき。不法行為を防止するモニター機能を果たすのは、家電リサイクル券のみ。メーカーは、カタログ等身近な印刷物をもっと活用して家電リサイクル券の受領をPRすべき。 ･不法投棄は重大な違法行為で、取締権限をもつ自治体が取り締るべきもの。排出量の僅か1%にも満たない不法投棄でもって法改正すべきという意見は、本末転倒。大半の消費者は購入と同時に排出するから、前払いも後払いも全く同じ時点での負担である。従って、料金負担方式を変更しても何ら解決しない。不法投棄の要因は自治体が義務外品に十分対応していないことにある。義務外品は、リサイクル料金の他に高額な収集運搬料金を取られるので、消費者は困っている。販売店も自治体も腰が引けて消費者を助けないから、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品について、自治体が適切な収集運搬料金で自ら引取るか、或いは収集運搬を代行する適切な販売店を予め住民に周知しておく等、適切な対応策を打出すことが肝要である。そもそも自治体は、法施行後、家電リサイクルについて販売店･メーカーに任せすぎ。不法投棄の回収に無駄な税金を使うよりも、エアポケットが発生しないよう積極的にゴミステーションによる回収等、本来の住民サービスを果たすべき。（再掲）
	･不法投棄をなくすために、前払いにすると言う意見は納得できない。不法投棄は犯罪であり、取り締まる適切な方法を検討すべきと思う。法で縛って犯罪が無くなるのなら、世の中の全ての犯罪が無くなることになる。国民一人一人に目的を更に啓蒙し、モラルの向上に勤めるべき。お金を払う正直者がバカを見るような、社会風潮にしてはいけない。不法投棄は店で引き取って貰えない品物ではないのか。どうして廃棄していいのか判らず放棄するのが原因ではないのか。勿論確信的な業者の行為は論外で、犯罪として厳しく取り締まるべき。自治体の考え方がおかしい。不法投棄を後払いが原因と声高に主張しているが、自分たちの役割が判っているのでしょうか。廃棄の処理に困り当該役所に問い合わせても、担当部門が適切な対応が出来ず「メーカーに頼め」などと呆れるような回答をされる。ましてやHPや「県のたより」や「市のたより」などで広報を徹底している自治体が幾つあるのでしょうか･･･本当に疑問です。法律の施行以前は全て大型ごみで莫大な費用を費やしていた事を、すっかり忘れ法律の施行により消費者の負担になったら、自分たちは被害者のような態度で、不法投棄の処理費用が大きな負担になっているとの言い草は笑止千万です。まず役割をまっとうして下さい。費用が減った分の還元を公表して欲しい位です。販売店の主張もおかしい。現状では手間が掛かる、消費者に説明するの大変と言うが、法律の施行前の検討で十分審議され、役割を明確化したのではないのですか。消費者には費用負担、メーカーには設備と仕組みの投資と負担させておいて、自分達だけが負担を強いられているとの言い分は、上記自治体の姿勢と同じ･･（再掲）
	家電リサイクルに限らず、他の廃棄物についても、処理には費用が発生することや、多くの廃棄物処理には税金が投入されていることなどを周知させ、一般消費者の意識改革を行うことが国家100年の計に通じるものである。このためにもリサイクル費用のビジブル化は必須条件と言える。（再掲）
	消費者への啓発も必要だが、自治体･郵便局への啓発も必要ではないか。確かに、自治体･郵便局は家電リサイクルの運営をしている側ではないが、自治体や郵便局が消費者の窓口になる可能性は十分ある。その窓口に当たる側が法やしくみを理解していなければ、不法投棄に繋がるのではないか。（再掲）
	環境省が公開した平成17年度4-9月の不法投棄の状況調査を見ると、「ステーション等のごみ収集場所への不法投棄」が全体の20%もあった。これは普及啓発不足によるものが多分にあるのではないかと思う。ごみの廃棄方法を自治体がもっと啓発することにより、このような不法投棄は減少すると思う。
	法で、廃家電のリサイクルを制度化した主旨は、従来の廃棄物処理を一歩進めて、環境負荷物質など家電製品の組成及び構造を最も熟知しているメーカーに、責任を持って再商品化することを義務付け、より高度な再商品化と環境負荷物質の適正処理を目指すことであり、従来の主として破砕して有価物を取り出す方法では限界のある多くの課題を解決するために制定された。更に今日では、高循環型商品つくりのために商品開発からDFEや回収した素材の再利用促進等、メーカーが自ら循環性の高い商品つくりに積極的になるなどの成果が見られる。しかしながら、メーカーが、法の趣旨に添って再商品化義務を果たしている一方で、回収･リサイクルに関する排出者負担軽減などを理由として、今なお、法で定められたルートとは別の従来どおりの廃棄物としての処理や、再使用を看板とする家電回収ルートが存在している。このことは、メーカーに製造者責任を逃れる口実を与えることとなり、消費者の利益には繋がらないばかりか、循環型社会構築の流れにも逆らうことになる。循環型社会形成のために、家電品の生産及び流通等の事業者、使用者、廃棄物処理行政を担当する市町村の果たすべき責任が、社会的に十分理解･徹底されていないことが、法で定めたルート以外の処理ルート並存の原因があると考えられる。今後、より高度の再商品化や再利用の促進と環境負荷物質の適正処理を求めていくためには、メーカーの製造者責任を再確認して再商品化事業のレベルアップを求めるとともに、排出者（消費者）･販売店･流通業者･行政等、幅広い関係者が、お互いに情報交流しながらその協調体制を築き、社会システムとしての定着を目指すべきである。（再掲）
	家電リサイクル制度の趣旨、仕組み他を国、製造業者等はメディアを通して広く伝え、消費者、小売業者等に周知及び責務を認識させる。

意見内容	
10. 国際問題	排出者が義務外品の引き取り者（場所）が分からず不法投棄になっている場合があると考えられる。義務外品について、自治体での引き取りの義務化（現行では引き取らない自治体が70%、引き取っても収集運搬料金が約2,200円前後と高い）、または、販売店での引き取りを義務化を実施するべき。これにより、個人の不法投棄は大幅に削減可能と考える。買い子により集められた廃家電から必要部品等を回収し、残りを不法投棄する場合が考えられる。中古品輸出を含むリユースのあり方について議論し法制強化すべきである。家電リサイクル法とは別の問題であるが、海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係するため、日本として国際的にも対応する必要がある。（再掲）
	リサイクル料金を排出時徴収から販売時徴収に変えることは、「見えないフロー」を増やしてしまうので、反対である。これまでは、リサイクル券が張られていれば、小売店から基本的に、指定取引場所に運ばれていた。もし、販売時徴収にすれば、どれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのかは小売店の判断に任される。これにより、小売店では、見かけ上中古家電として大半の使用済み家電を、リユースの名目で「見えないフロー」の輸出ブローカーに流すことが以前より簡単にできることとなる。有価物の入手を狙う輸出ブローカーに流れる使用済み家電品は増加し、不適正処理の温床となり、Eウエイスト問題を大きくさせてしまうと考えられる。一方、リサイクル料金が販売時徴収になれば、上記の「見えないフロー」の強大化により、メーカへの回収率は低くなっていくものと予想される。企業のイメージアップとはいえ、せっかくここまで、家電リサイクルに真剣に取り組みリサイクル技術を向上してきたメーカへの回収率の低下を防ぐために、リサイクル料金の排出時徴収を継続することを要望します。 メーカへの回収率をUPする方法 現在のメーカへの回収率を高めるもっとも良い方法として、「見えないフロー」への立ち入り・実態調査を強化し、違法者を徹底的に検挙していき、「見えないフロー」の撲滅を図る努力を政府主体で実施して頂くことを要望します。環境を汚して、儲ける企業・人に厳しい対応を。（再掲）
	・私たちリユース業界等が輸出先での安全性や環境面に配慮できるよう、ルールを作るだけではなく、関連業界に対する定期的な通知、講習会、勉強会等により、無知による国際問題が生じないよう対策を講じるべきだ。 ・国際的な3R推進の観点から、中古品輸出は禁じるべきではないが、輸出先での安全性や環境面への配慮を義務化するような規制は必要ではないか。私たちリユース業界も法整備を待ち望んでいる。（再掲）
	・現在では、4品目共に殆どが海外生産となっており、企業内のマテリアルリサイクルが困難となってきているのではないか。国際循環を進めるとしても、現地での原材料と再生資源の市場価格に左右されることから、安定的な運用は困難と思われる。
	法のシステムを抜本的に見直し、拡大生産者責任にもとずくフレームに改めるべきである。EU（欧州連合）においては、WEEE（ウィー）（Waste electrical andelectronic equipment）（廃電気・電子機器）指令（2002／96／EC）とRoHS（ローズ）（Restriction of the use of cert ain hazardous substances in electrica l and electronic equipment）（電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令（2002／95／EC）が出され、廃電気・電子機器の有害物規制がすすんでいる。我が国の家電リサイクル法は、有害物質規制の観点が弱く、EUの規制から大きく遅れをとっている。EUに輸出する日本の製品も規制を受けるため、我が国の大手家電メーカーは、RoHS指令の規制をクリアするべく自主的取り組みを終えているが、EUと同種の規制をかけることで、環境配慮の製品作りに拍車がかかるように、家電リサイクル法の規制をEU並みに強化すべきである。（再掲）
	・メーカーがリサイクルしているものはすべて1台単位で把握が出来ている。それに対してあまりにもいい加減に他の流れを放置してきた行政の責任は大きいと思う。これらが国内での不適正処理の実態を不明確にし、海外での不法投棄の原因を輸出する事に繋がっている可能性があると思われる。実態を明確にして今後の施策に反映すべきである。そのとき不適正処理が社会コストミニマムとなる形で是正される事が肝要と思う。（再掲） ・メーカー処理料金の固定化が言われているが、メーカー料金、大阪方式料金、無料回収業者など消費者を混乱させている実態が問題ではないか。これらの周囲条件を整理した上でないと本質をはずした議論になると思う。運搬費も一部流通業者が動脈商売の値引き材料に使っている事が料金全体に不透明感を与えている。静脈の費用は適正処理を維持するためにも透明に表に出し、商品価格とは別立てにすべきと思う。前払いになれば中古品等の不適正輸出がなくなるのか疑問である。消費者がどのルートに排出しようが排出時無料となり、従来の無料引取業者への排出も結局増加し、見えないフローや不適正処理を助長することになるのではないか。また、料金が前払いになって本当に不法投棄が減るのかも疑問である。不法投棄する人間にとっては処理のための手続きすら面倒であろうし、不法投棄は家電リサイクル法施行前から存在していたのだから大きな変化はないのではないか。より大きな海外での不法投棄も含めればむしろ増加する危険性が高いと思われる。従って、現在世界に誇れるシステムとして順調に機能している、本当に不要になった時に費用を負担して処理を依頼する現行の方式が最も自然ではないか。その上で見直すべき事を整理すべきと思う。（再掲）
11. 既存業者の活用	現行法施行時の附帯決議、既存の処理業者活用を行うべきである。現行では各メーカーリサイクル料金がほぼ同一料金であり、競争原理が行われていない感がある。（再掲）

意見内容	
11. 既存業者の活用	既存業者の処理内容の透明性を確保した上で、既存業者の取扱いについて検討すべきという意見については、賛成。製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした仕組みの中で、既存業者の取扱いについて検討すべきとの意見については、反対ではないが、既存のリサイクル法、たとえば、容器包装リサイクルにおける市町村独自のリサイクルや自動車リサイクルにおける解体業者の役割など、必ずしも製造業者等が再商品化義務を負っていないスキームも存在していることも考慮すべきと考える。しかしながら、製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした場合は、たとえば、独自ルートと指定法人ルートが併記されている容器包装リサイクル法のシステムをモデルとし、現行法令に規定する「製造業者等が自ら（委託を含む）リサイクルする仕組み」に、新たに「製造業者等が指定法人（再生資源業者は指定法人に登録）に委託してリサイクルする仕組み」を追加するなど、法の枠組みの中で再生資源業者の活用が図られることが重要と考える。環境配慮設計につながる拡大生産者責任の仕組みを前提としながらも、製造業者以外の再生資源業者を活用し、競争性を持たせることにより、消費者にとって、より負担の軽減が図られるような合理的な仕組みを構築すべきである。なお、環境配慮設計の促進の観点から、再生資源業者がリサイクルの過程で得た情報を、製造業者等にフィードバックする仕組みを検討する必要があると考える。（再掲）
	「大阪方式」や輸出を目的とした正規の家電リサイクルの処理フローに乗らない業者の、処理方法の実態がどうなっているか？ フロンは確実に回収しているのか？テレビのブラウン管はどこに持って行くのか？エアコンの熱交換器やコンプレッサーは適正に処理された上で輸出されているのか？PCBコンデンサーはどうしているのか？などの課題に真摯に取り組むメーカーの姿勢があってこその、処理コストであると思う。指定引取場所やリサイクルプラントの取り組みを、現場を目で見た上で評価すべきであると思う。
	処理内容が不透明性であるし、また環境配慮設計のフィードバックが出来ないので、製造業者等として取り扱うことは好ましくない。
	料金回収を「販売時負担方式」にし、産廃処理不可の規制をした場合、大阪方式の事例のように既存業者保護政策が生じることになるのではないか。（負担金を既存業者に交付しない前提）（再掲）
	製造業者等に再商品化の義務責任を負わせているのであるから、彼らに任せ、どうこう言うべきではないと考える。新規業者、既存業者によらず優秀な業者なら参画するチャンスはあるはずで、既に仕組みの中に参画している業者もあると思う。従って既存業者の取扱については特に検討する必要はないと思われる。
	地域の技術力のある事業者にも開放すること。拡大生産者責任は、リサイクル・処分の全てを生産者自らが行うことを要求しているのではありません。あくまでも生産者の責任で、より社会的負担の少ないリサイクルを行うことを求めています。A・Bルートに分けることや、A・Bで独占することは社会的負担の軽減につながるとは思えません。家電リサイクル法の施行によって、それまで家電リサイクルを行っていた地域の事業者が、その仕組みから除外されてしまいました。リサイクルを地域の技術力のある事業者にも開放すべきです。
	4品目は、自治体では適正処理が困難な「適困物」であり、従来は一部の鉄等の回収がされるだけで殆どが埋め立て処分されていたため、有用な資源回収もされず、処分場が逼迫。製品をもっともよく知っているメーカーにリサイクルさせることで、適正処理と再生資源回収を進展させて最終処分量を減少。また、処理しやすく環境負荷の低い製品造りに生かす。4品目は買替えが多数で配達・据付商品であるので、小売業者が商品配送時に帰り便で回収することが商慣習で行われており、これを踏襲することが効率的でかつ総合的な環境負荷も低い。全てを小売業者回収にすることはできないため、小売業者義務外品は従来通り自治体責任。 ⇒大阪府方式等の既存業者処理は、上記の基本思想を忘れ去り、地元利権のみを主張する身勝手な論理。自治体は、小売業者義務外品について住民にとって便利で効率的な回収スキームを構築して全て製造業者等に引き渡すことが基本原則。引き取らない、市町村の施設への持込を住民に強要する、不当に高い収集料金のような姿勢を至急正すべき。（再掲）
	基準以上の処理をしているのかどうか、定期的にチェックをして満たしている場合のみ更新するシステムにしてはどうだろうか。許可を取るのは難しく、その後はどうでもいいのでは、癒着など問題がおきやすい弊害もあるのではないか。（現在、更新制度があるのかわからず記入しています）
	産業廃棄物である廃家電品のリサイクルについては、拡大生産者責任の観点からは家電メーカに引き渡すことが求められるが、産業廃棄物の業等の強化を有する既存の再生資源業者が廃棄物法の処理基準を尊守すれば、事業所から排出される廃家電品を扱うことは現状でも可能であり、国の見解にもその旨明記されています。此れではリサイクルについて、メーカ責任を規定している家電リサイクル法の趣旨と異なる。リサイクル率向上の為の情報がメーカにフィードバックされない為にリサイクルし易い製品作りに活かされないのでは?と考えます。（再掲）
	既存業者の家電リサイクル対象品に対する処理内容は不透明。報告や立入検査も実施されていないから、メーカーの処理と同等に考えられない。メーカーが委託していない既存業者の処理は、あくまでも廃掃法上の産廃処理であり、家電リサイクル法の処理とは別物である。従って、リサイクル料金はメーカーにのみ支払われるべき。

意見内容	
11. 既存業者の活用	現在、多くのメーカーがメーカー系の再商品化処理施設に委託している。当初、既存業者中心のAグループ、メーカー系プラント中心のBグループという住み分けが存在していたが、施行後5年が経過し、Aグループにもメーカー系プラントが増えつつあり、Bグループには新たな既存業者の参入はない。すなわち、メーカーは既存業者の活用よりも自前プラントにメリットを感じたのである。これは、単なるコスト比較だけでなく、“処理能力”／リサイクルの“質の追求”／管理体制の整備による“リスク回避”／動脈（生産工程、設計）との連携による“フィードバック”など、総合的に判断した結果と考える。一方、我々一般消費者にとっては“コスト”が最も身近な指標であり、安く処理できるのであれば既存業者でも構わないと考えるのが普通である（大阪方式がこの考えに近い）。また、既存業者の中にもメーカー系プラント並みに管理されたところもあるのも事実である。そこで、より公平さを期するために、メーカーがどのような基準で再商品化処理施設を選定したのか、その指標を公表させるような制度を導入してはどうか（大臣認定制度の改訂）。これにより、一般消費者からの理解を得られるだけでなく、メーカー系プラントにもコスト面（民間企業であり具体的な数字の公表は無理であろうが）や管理面での競争原理が働く。また、家電リサイクルへの参画を希望する既存業者にも公平な条件提示がなされるので、極めてクリアなシステムとなるのではないか。
	現状では、一部でメーカー以外も家電リサイクルを実施しているのが、その実態はどうなっているのか、処理実態を公表すべきである。メーカー及びメーカー団体は、毎年処理実績を公表している。いわゆる「大阪方式」が認められて、低コストでリサイクルを実施しているようなことを聞くが、例えば冷蔵庫1台当りの断熱材フロン回収量を比較すれば、本当に低コストが良いのかどうか判断できる。冷蔵庫の断熱材フロンの回収には、メーカーも安全、回収量UPの観点からコストをかけていると聞く。
	製造業者等がリサイクルを踏まえ、製品を設計、製造する流れが合理的であり無駄がなく思われるので、製造業者等が再商品化義務を負うのが適切だと考える。
12. 家電リサイクル券	リサイクル券発行は、郵便局以外でも(行政窓口、コンビニ)
	家電リサイクル制度の普及啓発を図るには、排出時の消費者に対する啓発を充実させることが最も効果的と考える。とりわけ、家電リサイクル法の根幹である管理票制度についての普及啓発を充実すべきであり、特に、排出の際には消費者自らが家電リサイクル券への記入を行い、排出者控（消費者控）券を受け取るよう啓発すべきである。
	・自治体は、制度の概要を啓発するだけでは不十分。義務外品のようなエアポケットがないよう、また単身者や老人世帯等の便宜を考えて積極的な住民サービスを広報すべき。不法行為を防止するモニター機能を果たすのは、家電リサイクル券のみ。メーカーは、カタログ等身近な印刷物をもっと活用して家電リサイクル券の受領をPRすべき。（再掲）
13. その他	・排出者の利便性、処理コストの低減化のために、集荷基地、処分業者の拡大を図るように要望します。地方においては、高齢化が進み、買い替えではない単純老朽化による発生も増加しています。最近は、大型家電店の進出により、以前のような家電店との付き合いも疎遠になっているために、廃棄物の処理になると困惑する個人高齢家庭からの処理要望が増加し始めています。地元に、適正に出来る業者を家電店も、排出者も望んでいます。又、廃家電の指定業者までの移動費は、コスト・アップの一因でもないかと推測します。自動車リサイクル法との比較になりますが、自動車リサイクル法では「適用条件を満たした業者」は全て厳正なる審査の元、「解体業者」に参加できます。折角の、個別リサイクル法なのに、”排他的な”方向に向かっていると思います。全国的な規模で行われるリサイクルが、”先行者への努力の過大評価”で終わっては、不平等だと思います。（再掲） ・行政間の許可条件の整備＝均一化を、進めて欲しい。 一般廃棄物か、産業廃棄物か明確な線引きが、行われなかったために、家電リサイクル法への参加が当該行政によって損なわれた事例を聞いています。「他市の事例は、他市のこと」と云うような判断のバラツキが起きないような整備を要望します。 ・テレビの大幅な入れ替えの事態が予想されます。 多くの利便性、経済性を、排出者で一番負担を強いられている国民の不便さを考慮して、処理業者拡大をすべきと思います。 ・パソコンの大量廃棄時代が来ます。 マテリアル・リサイクルの面、リユースの面から大きなインパクトを持つと思います。国内に多くの処理拠点を認定する方が、コスト削減になると考えます。
	回収業者が不法に国外輸出出来ないマニュフェスト制度の徹底。100%回収を目指して欲しい。

意見内容	
13. その他	地域にあった処理ルートを排出者が選択できるシステムにするべきであると思います。 千葉県では、千葉県障害福祉課が行った施策の一つに「障害者就労モデル事業」があり、その事業に認定され、障害者の新たな仕事場としてこの家電類のリサイクルが行われており少しずつですが広まっております。「地域で働き、地域で過ごす。」排出する市民の方々も、自分の使っていた家電類のリサイクルが目の前で解る。と云った環境の勉強になり、また地域活性化に繋がるという効果を持っております。ノーマライゼーション社会の実現に向けての国の取組みの一つに繋がっていると私は思っております。
	･政策評価に必要なデータの絞り込みとデータ取り期間の設定を決定。 ⇒(3年？を目度)とし、 その後に議論再開する。 ･3Rとリサイクルの関係方針の整理。特に中古品輸出関係を明確にする必要がある。 (国内循環システムなのか地球規模で判断するのか曖昧)(再掲) ･料金廃棄時負担方式下での見直し点整理、実施。(料金、指定引取場所、不法投棄問題等) 以上、現在の判断データなしの、料金回収「販売時負担方式」ありきの議論は不毛に終わると思う。(再掲)
	･各委員の意見を聞いていると、メーカーを除き、小売業者、自治体、消費者団体は主張の差異はあれど、いずれもリサイクル料金の購入時徴収を主張している。当初の審議会の進め方にも問題があったようだが、まず家電リサイクル法施行5年間の評価を正しくすべきであり、評価すべき点と是正すべき点をきちんと評価し、その上で、根本的な改正論議に入るべきだったと思う。ようやく、第4回の審議会で、細田座長の英断で、①見えないフローの解明、②リサイクル料金の内訳、③収集運搬料金の水準、④不法投棄対策、⑤環境配慮設計の現状の5項目について、詳細な実態調査を実施することになった。これは、審議会が始まる前に、事務局の環境省･経済産業省が準備しておくべき事項であり、いかにも泥縄式であり、準備不足と云われても仕方がないことでは ないかと思う。※日経エコロジー10月号で、『提言･改正家電リサイクル法』の記事を読んだが、この中で、「家電リサイクル法の最大の功績は、メーカーが使用済み家電を直接コントロールすることによって、従来より質の高いリサイクルを実現した事と言ってよいだろう。」と正しく評価しており、「問題点を洗い出すだけでなく、日本の資源循環政策の中で、家電リサイクル法をどのように位置付けるのかの議論が必要になる。」と正に、的確に提言している。次回以降の審議会では、是非、この視点を取り入れて論議いただきたい。 ･自治体の委員の選出にも問題があると思われる。今回の自治体委員は、皆、不法投棄対策で財政等も大変であり、この対策の為にリサイクル料金の購入時負担を主張しているが、自治体の中には不法投棄対策で素晴らしい成果を上げている成功事例を持つ自治体もあり、公平性を期すなら、成功体験を持つ自治体委員も選出すべきである。又、家電リサイクル法施行で、法施行以前より自治体の負担は軽減している筈であり、その分の税金が軽減されており、浮いた税金をどう処理しているのか一切公表されていない。情報公開の観点からも自治体は怠慢と云わざるを得ない。
	審議会の委員の勉強不足(知識の無さ)には呆れると共にこんな人たちが法律を変えるのかと思うと不安であり、納得出来ない。 各関係者の意見陳述を聞いて、その内容すら判らず質問し、その陳述内容だけの知識で、重大な法律の見直しをされたら、たまったものでは無い。その道では権威かも知れない、そうそうたる方々だが、自己の確たる理念がこれほども見られない。陳述に左右され、他の委員の意見で又振り回され見苦しいというか情けない。 しっかりと状況、実態を勉強して、自己の意見を持って望むよう、勉強時間を与えて、審議会を一からやり直して欲しい。法制定に参画された方々、施行の準備に苦労された方々、施行後の円滑な運営に尽力された方々の労苦が報われない。
	テレビ等の新製品PRには、例えば省エネ当社比%達成とか言われていますがベースを同じにした評価基準を作るべきと考えます。消費者は、一目瞭然で判断がつくはずです。まだ、材料の構成比率も表示するような法律を作るべきです。メーカーが本腰をいれて開発できる土壌を与えるのも行政の仕事ではないでしょうか。テレビには、液晶やプラズマが増加し、洗濯機は、ドラム型60kgもある新製品が出てきますが如何なる計画がなされているのか一般市民が分かるようにして欲しい。
	不法投棄された製品の回収･リサイクル費用について、関係業界等も一定の責任を課すべきではないか。といった意見があるが、一部の遵法精神が欠如した犯罪者の犯罪をツケを税金を消費する自治体やさらなる製品価格への転嫁が予測される業界へ回そうという安易な発想には反対である。まず、一般廃棄物、産業廃棄物の処理に関する規制責務を持つ自治体が白昼堂々と家電機器類を回収巡回する者を取り締まるなど、なすべき義務を果たした後の議論とすべき。(再掲)

	意見内容
13. その他	日本の社会は今や間違った「自由」と「平等」の名の元に、「利己主義」があらゆる階層にまで蔓延していると不安を感じます。家電リサイクル法の見直しも、メーカー、販売店、自治体、消費者の代表が、自分たちの都合の良いように見直しをしたいと主張している過ぎなく、国民の視点で論じているとは到底思われません。家電リサイクル法は消費者、販売店、生産者及び国・自治体の役割は明確です。それぞれがその役割を果たしていないとすれば、誰が役割を果たしていないのかを明らかにすべきではないでしょうか。特に国・自治体は国民に知らしめるためにどのような努力をしてきましたか。「PSE」騒動に代表されるように、普及の努力もせず、「2年も待ってやった、だから違反は許さない」というのは、「お上主義」の何物でもないと思います。消費者にしてみれば、もともとゴミは市町村がただで（税金で）回収・処理してくれるものでした。ところが何時のころからか次々と有料化が導入されてきました。そして「それは扱わない、買った所に頼め」と冷たい仕打ち。ならばただで引取るとスピーカーで巡回している方に渡すのは自然の成り行きと思います。これがダメと言うのならこのような業者を野放しにしている行政の怠慢ではないでしょうか。ましてや彼らが不法投棄、不適切な金属回収業者又や不法輸出がされているのは消費者の責任ではないと思います。販売店は手間がかかり儲からないから迷惑だ、メーカーがやればいよいと言っている（拡大生産者責任の美名のもとに）。であれば、なぜ5年前に猛反対しなかったのでしょうか。有名な販売店が横流し等に手を汚しているのは恥じと言うべきでしょう。大きいメーカーもあれば小さな、名もないメーカーもある。それぞれが独自でするのは困難であるから2グループに分かれているのは理解が出来ます。然し消費者の立場からすれば、5年前までただであったのが何故こんなにするのと言う疑問に思います。松下はたまに環境に優しい取り組みをしているとのCMが流れますが、他のメーカーのは記憶にありません。カタログなど消費者が目にするものに、「わが社のリサイクルの仕方、取り出した金属類の活用方法、環境設計はこのようにされている等」の自己PRをし、消費者の理解を得るよう努力をすべきと思います。行政は、国民の為、市民の為、5年間何をしましたか。国民に理解をしてもらう為にどれだけの税金を使い、どの程度徹底をしたのでしょうか。法律の盲点をついた業者回収・不適正処理業者をどれだけ取り締まりをしたのでしょうか。浮いた税金は何に使いましたか。 不法投棄が増えたというのであれば統計的に示すべきです。消費者が不法投棄の根源であるが如くに聞こえますが、本当でしょうか。豊島や青森・岩手の大量不法廃棄は業者でしょ。自分達が許可を与えた業者の悪さを取り締まれなくして、料金の徴収方法が悪いからだと言うのは、身勝手な屁理屈にしか聞こえません。料金の徴収方法を変更する事は、この法律の根幹を変更する事になり、混乱を招きます。法律を見直すのではなく、それぞれがその使命を果たしてからで良いと思います。多くの時間と税金を使って見直しする意義を見出すことは出来ません。
	法施行後5年間の実績を見る限り、問題点はあると思うが、年々実績を積み上げており（処理台数、フロン回収等）、順調に実施されているものと評価する。
	産廃業者によるフロン回収や処理について、フロン回収・破壊法と自動車リサイクル法との整合性を測るべき。具体的には、以下の点を導入するべき。フロン類回収業者の登録制度、フロン類破壊業者の許可制度。CFC、HCFC、HFCといった物質別に回収量・破壊量を記録し、報告させる仕組みと、都道府県知事・主務大臣がその集計結果を公表する仕組み。
	リサイクル法対象4品目の回収・処理については5年前までは自治体が実施していた。リサイクル法施行以降は、それが当該事業者に移り、その分、自治体のコストが減ったハズだ。そのコストダウン分を明確にし、余剰となった金は何に使ったかを詳らかにする必要がある。そもそも家庭からのごみ処理は行政の仕事である。リサイクル法について国民を啓発するとともに、不法投棄を取締るのは行政の責務。現行制度を違法行為の要因とするのは責任逃避だ。当面はコストダウン分を不法投棄撲滅に投下すべきだ。（再掲）
	大変残念なことですが、廃棄物の世界には、長年の社会の歪が集約された「裏の世界」が存在しています。それは単純に「リサイクル法施行前からの再生業者」のことを指しているわけではありません。そこには様々な業者や人々が存在します。公式公開の委員会の場面で、このことについて発言できる人はいないでしょう。しかし、このことは、事実として認識しておかなければなりません。「見えないフロー」の実態を明確にすることは、必要かつ大事なことですが、それをベースに、性急に回収率100%を目指したシステムを作ってしまうと、大変困難な事態が起こる可能性があります。 急に高い回収率を追求するということは、「裏の世界」を否定することに繋がり、社会の歪が一気に表面化し、リサイクルとは全く別の巨大な問題が浮上してしまいます。 現行制度の「5年間で回収率50%」の実績は、上出来だと評価すべきです。順調に稼働し始めている、現行制度を地道に継続し、回収率を少しずつ向上させていく取組みこそが、現実的です。「裏の世界」を是正していく取組みは必要ですが、それは年数をかけて、一歩一歩取り組んでいくべきであって、5年程度で急速に成果を求めることは不可能であると思いますし、制度を変更してまでの性急な取組みは、予想もしない別の社会問題に発展する恐れが大きいと思われます。また料金払いが「前払い」になった場合、個々の小規模な「裏の世界」の様々な業者が処理費用の支払いを求めて、資金管理団体やメーカーに、日々接触にやってくることが考えられます。それを、否定することは不可能です。また、一件一件の真偽を確認することは、大変困難であるとともに、面談対応すること自体が、極めて厄介であります。その対応、手続き、処理に対して、膨大なコスト・手間・労力が必要になってくることが予想されます。「前払い」を主張する方は、こういった問題まで考慮してくれているのでしょうか。そこまで考えての発言なのでしょうか。 そこのところは、無関係だと逃げるのであれば、「前払い」は無責任極まる発言となります。現行制度は、着実に稼働しているのです。性急な成果を求めての制度見直しの結果、大きな混乱を招くよりも、時間はかかっても、現行制度を着実にステップアップさせていくほうが、結局は早く大きな成果に結びつくものと考えます。（再掲）

意見内容	
13. その他	見えないフローとしてフロン回収等を行わずに分解、破砕されるなど不適正に処理されている点について 温室効果ガスの排出権取引を利用して、政府がフロンの適正処理による改善効果を排出権取引で利益に変えてプールし、それ を適正処理業者に処理実績に基づいて処理費見合いのお金を支払う仕組みを作れば、適正処理業者は有価でフロンを引き取ることができるようになり、フロン回収率はあがると思います。また、処理実績の信頼性の担保として、電子マニフェストのような仕組みを設ければいいと思います。(再掲)
	2011年7月「停波」によりアナログTVの大量排出の対策は緊急を要する。特に14型小型TVが不法投棄しやすい環境とならぬよう販売者より、むしろユーザーに対してその違法性を強く啓蒙する必要がある。
	国・自治体はどれだけ税金を投下したのか、内容を明らかにすべき。効果がみられないのだから税金の無駄遣いをやめるべき。
	家電リサイクル法独自の処理基準、認可制度の創設 現在、特定廃家電の収集運搬、リサイクルに当たっては、廃棄物処理法の処理基準が適用され、リサイクルの円滑な運用を図るために、特例措置を講じて対応している。しかし、現実には家電リサイクル法のルートに乗らず、現行の法制度等で十分に把握できていない特定廃家電の「見えないフロー」が相当割合に上っている状況である。また、地元自治体においても、廃棄物という位置づけのために、収集運搬において行政と民間の役割の混同等が見られ、管理・監督をしにくい状況である。今後、拡大する方向にある家電リサイクルを安定的に進めるためには、特定廃家電の位置づけを「廃棄物」から「リサイクル品」に変更し、家電リサイクル法独自の処理基準、認可制度を創設し、対応することが必要である。(再掲)
	家電リサイクル制度の見直しの前に、今できることを徹底すべきではないでしょうか。家電だけに限らず、リサイクル・環境問題について消費者の知識・モラルを高めることが問題解決に繋がるのではないでしょうか。
	法律違反犯している2法人の代表が審議会委員に任命され、最もな意見を言っているのは奇異な感じがする。まともに聞けない。
	1. 見えないフローの大半は廃棄物処理法違反につながっている。 2. 5年余、上記の法律違反を無為にして放置した環境省および自治体の責任は重い。 3. このルートで活動する処理業者が請求している金額は安い。この金額で環境省が定めた基準を守って処理を行うことは経済学的に成立するはずがない。 4. 少なからぬ自治体は、回収した不法投棄家電をその実状にかかわりなく(経費額を節約するためだろうが)「リサイクルできないほど壊れている」と見なすことにして上記3の処理に委ねている。こういった自治体に限って義務外品の回収にも非常に冷淡である。この行動は彼らの普段の説明とは矛盾しているといわざるを得ない。 5. 廃棄物処理法の基準を定めるだけでは、上記の現状に照らして意味をなしていない。環境省および自治体は同法の厳正な運用を行い、違反者に対しては厳罰をもって対処し、もってかかる違法行為を激減させるべき。 6. 仮に、上記5が実行できない自治体があるのであれば、当該自治体において家電リサイクル法の適用を停止する等の法改正(実務的には、両主務大臣が指定すればよいのではないか。)を今回実施すべき。それが公表されれば、当該自治体はどのような行動を取るかは自明ではないか。
	自治体、不法投棄、税制というキーワードで対応を考えて欲しい。負担を消費者に押し付けないで欲しい。国の特別会計予算や都道府県の裏金問題など無駄をなくすことが先決。
	皆自分の負担を軽減し、他に押しつけるかと言う事しか考えていないとしか見えません・・・社会全体の大切な仕組みであることを考え、個々の立場でなく大きな視点で考えて検討をして下さい。5年経って世界に誇れる法律で、資源の有効活用、環境の保全に大きな成果を挙げている立派な仕組みです。消費者は受益者負担が一番シンプルでわかりやすいと思っています。直さなければいけない点もあるでしょうが、折角国民に浸透してきた仕組みを、根本から変えることには反対です。
	自治体の説明責任。前回投稿でも同じであるが、自治体の説明なくして再商品化料金の議論なし。法施行時点で自治体からきちんとした説明がなされず、かつ現在も沈黙し続ける状況下では、定量的な議論にならない。法施行以前と比べ、自治体の負担がどれだけ減少し、それに相当する費用をどのような形で／どれだけ納税者に還元したのかを明確にすべきである。もし、何も還元されていないのであれば、少なくとも国は自治体に対して負担減少相当額を公開するよう働きかけるべきではないか。このテーマは再商品化料金議論の根本であり、論理的な議論をする上でとても重要な問題と認識している。
	自治体の家電リサイクル法推進への協力が必要です。

意見内容	
13. その他	過去5年間の家電リサイクルは世界にアピールできる成果があったと思いますが、今回の「検討課題」は、ステークホルダーの流通・自治体の要望事項の採用が多く、製造業者等や、家電製品の利便性を享受して、使用終了後に当該家電製品を排出する最大のステークホルダーである消費者の身近で切実な「改善要望事項」が少ないように思います。例えば、家電リサイクル法を遵守しようとする消費者が、買換えではなく、排出のみ行う時に、東京都23区在住者は、「家電リサイクル受付センター」へ依頼するサービスがあるようですが、そのようなサービスがない地区では、「購入した販売店が今はない」、「他の販売店とは普段付き合いがない」等の理由で販売店に排出のみを依頼しづらいと思います。リサイクル料金は郵便局で支払えても、どこに収集運搬を依頼すれば良いかが分りません。例えば自治体で、不法投棄対応以外に、排出のみの消費者向けに、何らかの行政サービス（自治体自身又は委託業者が指定引取場所まで搬入する等）を実施すれば消費者からも喜ばれ、自治体のＣＳ度も上がると思います。
	家電リサイクルプラントのリサイクル処理は、高いモラルと技術に裏付けされた内容です。例えば冷媒フロンは、徹底的に回収を図り、1グラムでも多くの量を回収すべく、プラント同士で勉強会をするなどして回収増加を図っています。また、回収された製品からは、1台たりともフロン回収の抜けがないように管理しています。さらに、プラントの中で可能な限り素材化を図り、環境汚染物質を含んだ廃棄物を可能な限り削減する努力をしています。これも、国民が「高品質なリサイクルを行う」との意思を反映したものであり、循環型社会構築の理念に沿ってのことです。大阪方式が、このようなプラントと同等のレベルで処理ができるというなら、また、全国で、このようなことが実現できるなら、もともと家電リサイクル法は不要であったはずです。 HC冷媒を使用した冷蔵庫 冷蔵庫で、HC冷媒が使用され始めているが、オゾン層を破壊する物質ではない物の、爆発性を有した可燃性ガスであり、将来、大量に扱うリサイクルプラントでは爆発のリスクと正面から向き合わなければならない。これに対応する処理技術開発、処理環境整備のコストは、回り回って消費者に負担をお願いすることになるはずである。メーカの利益の中で、と言われても、赤字であれば、会社が倒産することになり、結果、HC冷媒を使った製品の処理費用負担は、消費者になることを理解して頂きたい。
	5年が経過し、社会に定着しつつあるリサイクル制度。やっと消費者、小売業者、製造業者等が現行制度の責務を認識し、現システムにも慣れてきたので、現状の問題点を把握し、解決、 改善を図り定着した制度を継続し、さらに確立していくべきだと思われる。

附件三

赴日考察摘要整理

赴日考察循環型社會

2006/12/15~12/19

廖彬良副執行長

林姿君、吳明全助理研究員

日期	時間	行程
12/15(五)	~11：35	台北出發－＞日本中部國際機場
	14：30~17：00	社團法人環境創造研究中心
12/16(六)	09：00~12：00	磁浮列車及愛地球博覽會紀念公園
	14：30~18：00	新幹線移動至北九州
12/17(日)	14：00~15：30	北九州市環境博物館
12/18(一)	09：00~17：00	日本北九州生態科技城(ECO TOWN)
12/19(二)	10：00~	日本福岡機場出發－＞台北

名古屋中部國際機場

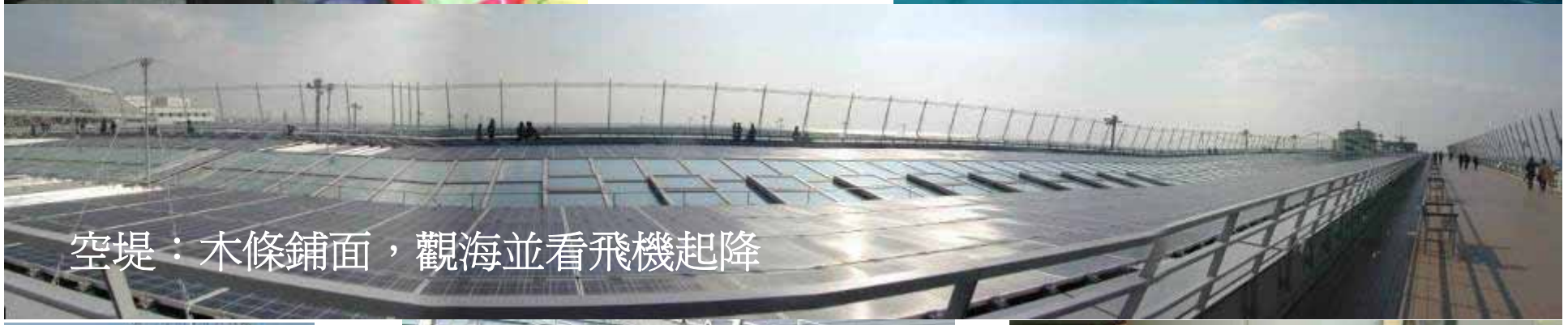

空堤：木條鋪面，觀海並看飛機起降

太陽能聖誕樹及免費高爾夫球遊園車

拜訪環境創造研究中心

學習愛知博覽會廢棄物處理

伊藤理事長

探討愛知萬國博覽會瀨戶原會場與原棲地大鷹如何共存，最後將愛知博覽會大部分展區由瀨戶會場移至長久手會場。

名古屋工業大學 林敬三

屋頂上方丈庵

藉由一種多接孔球狀接合零件及2種長軸零件反覆組合而成，此種組合建築可不斷回收利用，大量減少愛知博覽會結束拆除後的廢棄物。

筒井社長

愛知博覽會吉祥物

兒玉專務理事

環境資訊交換中心

愛知博覽會廢棄物處理

- 愛知日文與愛地（球）同音，舉辦愛知博覽會的目的是希望藉由地球尺度規模的公民參與，形塑人與自然關係之重大的意識轉捩點，並具備形成世界級產業技術中樞區域的契機。
- 主題：自然的睿智，希望藉由傳承與喊話，活用前人留下的智慧，建立循環型社會。
- 愛知博覽會持續6個月（185日開館），花費3700億日圓，共吸引2205萬人參觀，國內旅客主要是來自愛知縣（44%），國外旅客（4.6%）中最多來自台灣，垃圾量亦隨遊客量增減變動。

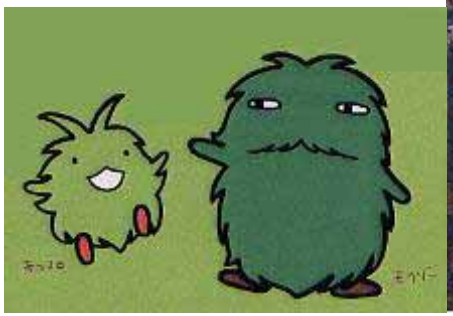

愛地球博
EXPO 2005 AICHI JAPAN

愛知博覽會廢棄物處理

- 愛知博覽會環境思慮的框架包含環境管理系統及環境保護計畫，歷經愛知縣及經產省兩級環評，經歷許多討論（如爲了原棲地大鷹而轉移主要展場等議題）前後花5年才達到共識。
- 會場整修時即考慮3R（Reduce、Reuse、Recycle），利用現有建築物（長久手會場原是公園，保留原設施），與地權者協調閉幕後也能將設施保存下來。爲了重複使用展示館，從設計時就導入容易拆解再利用的結構與建材，並採用模組（Module）結構興建。

愛知博覽會廢棄物處理

- 活用自然地形及原有設施，將整地最小化，並透過環狀道路（中央6公尺放置木頭碎片與塑膠廢材合成的再生有機木材）及一周2.6公里空中走廊（再生鋼製鐵扇柱結構創造沒有高低差的無障礙通道）之建設避免地形的變更，整地時遇到2000根以上障礙木亦移植到會場內其他區域。

Upper photo:Before the site was organized.
Lower photo:After the site was organized.

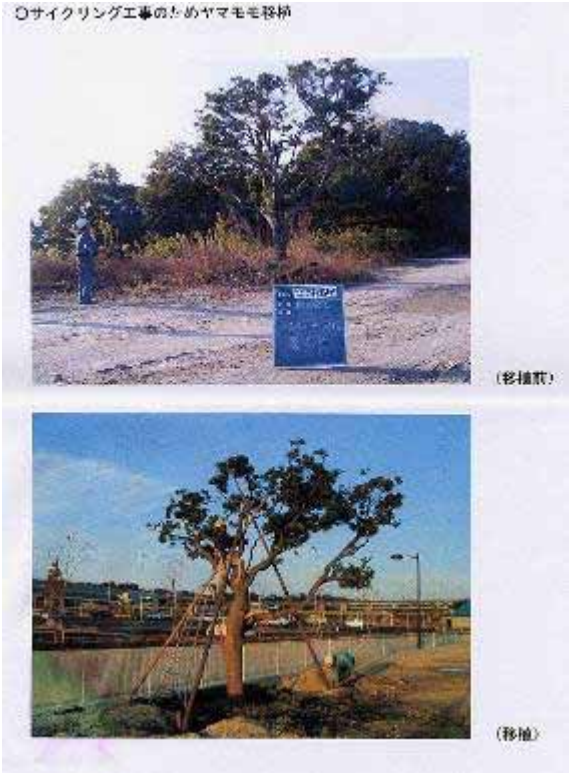

愛知博覽會廢棄物處理

- 由於會場夏天很熱，將200種類20萬株植物以長150公尺、高12公尺的綠化牆及噴灑水霧方式，建立生態肺（Bio-Lung）。其中長久首日本館以竹籠圍住具有超親水性光學催化劑的鋼板屋頂，使用污水處理（中水）在屋頂上灑水，將有機化合物分解成二氧化碳及無害物質。
- 長久手日本館建築材料活用間伐材、竹子及由植物爲原料製成具有生物可分解性的塑膠。外部照明利用太陽能電池及LED燈以達節能。更利用館內冷排氣、階梯狀瀑布、屋頂灑水、局部空調與自然換氣削減熱負荷。展示館每個計畫再利用的零件貼上RFID，將使用狀況及各種資訊對外公開，大會結束後架構『Reuse日本館』網頁對一般大眾公開競標。
- 名古屋市『大地之塔』外壁的水泥板混有名古屋下水道處理的污泥，如此活用廢棄、中古及環保材料的例子多達十多項。有關建設副產物循環再利用率，水泥塊達98%，柏油達96%，只有木材爲78%未達目標值95%，但間伐材與再生木也盡量再利用，例如瀨戶愛知縣館臨時建築的外壁與地板木材提供給愛知縣下山村（現豐田市）新建的小學重複使用。

愛知博覽會廢棄物處理

- 再生能源方面，除了日本館及民間館等利用太陽能及風力發電之外，長久手政府館更使用太陽能發電、廚餘沼氣發電及保特瓶高溫氣化生物瓦斯發電等3種燃料電池組合在一起，在加上硫化鈉（NaS）電池當作變動調整電源，以控制電力供需平衡。該系統發電量2.2MW，提供日本館全部及NEDO館部分電力，由於建置經費高昂，大會結束後移至中部國際機場對面繼續使用。

愛知博覽會廢棄物處理

- 大會期間垃圾徹底分成9類，設置80處以上垃圾收集站及牲畜飼養場，並由2萬個志工指導分類。由於入口處嚴格禁止攜帶保特瓶、玻璃瓶及鋁罐（食物及瓶裝飲水由區內統一販賣，原本禁止攜帶食物經抗議後解除），遊客產生平均日垃圾量爲0.234公斤。廢棄物處理時將其分成17類，發現夏日飲料罐數量對垃圾組成比例有影響。

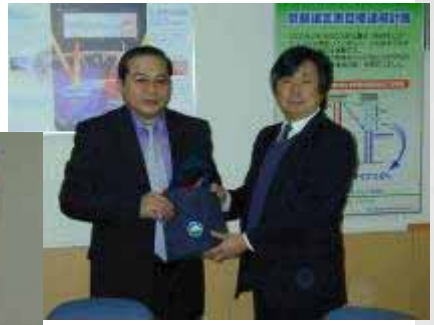

熱烈歓迎

台灣資源回收再利用技術考察團—從萬國博覽會中學習

2006年(平成18年)12月16日(土曜日) 愛知市 (22)

中日新聞

発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

リサイクル技術 台湾から視察団

万博の実践例学ぶ

循環型社会を目指す日本の取り組みを知るため、台湾から来日した視察団が十五日、名古屋市熱田区の環境創造研究センター事務所を訪れ、愛・地球博（愛知万博）で実践されたリサイクル技術などについて学んだ。

視察団は台湾行政院環境保護署の董徳波主任秘書（声）ら七人。十九日まで五日間の日程で日本に滞在し、名古屋市のほか北九州市のリサイクル施設などを訪れる。

この日は、同センターの児玉剛則専務理事（六二）が、万博会場では九種類のごみ箱を置いて分別を徹底したことや、各パビリオンは設計段階から建築資材の再利用を念頭に置いて建設したことなどを説明。会場の飲食店で、自然界の微生物によって分解されるバイオマスプラスチック製の食器が使われたことも話し、視察団員たちは真剣な表情でメモを取りながら聞いた。（写真）

董主任秘書は「日本は工業大国だが、環境面ではエコ大国だと思った。学んだことを台湾でも参考にしたい」と話した。

視察団は十六日、長久手町の愛・地球博記念公園（モリコロパーク）を見学する。

爲瞭解日本循環型社會之推動，15日從台灣而來的考察團拜訪名古屋市熱田區環境創造研究中心，以萬國博覽會爲例學習各種資源回收技術。

考察團由台灣行政院環境保護署董德波主任秘書帶隊，團員總計七人，預計於日停留五天，除名古屋市外，另規劃前往北九州ECO TOWN。

十五日由環境創造研究中心兒玉專務理事進行萬國博覽會中爲促進資源回收再利用之各種事例介紹，如會場中設置九種垃圾筒以徹底執行垃圾分類、各展館自設計階段到建材使用的各種環境化設計、會場內的飲食店皆使用生物可分解塑膠之餐具等。考察團團員認真聆聽說明並記筆記。

董主任秘書表示「過去日本是工業大國，而現在則是環保大國，藉此考察將作爲台灣未來參考。」，考察團將於16日到長久手町的愛地球博紀念公園參觀。

迎賓館
名古屋 NAGOYA STATION
SANYO

愛地球博紀念公園

愛・地球博記念公園

愛知県
児童総合センター

大観覧車

愛知国際児童年
記念館

こどものひろば
～森のエリア～

こどものひろば
～水のエリア～

こどものひろば
～風のエリア～

リニモ
(愛・地球博記念公園駅)

総合案内所

日本庭園

サツキとメイの家

摩天輪及**LINIMO**磁浮列車

名古屋街景

門司港

幸運の
手水鉢
人正3年の建設
当時からあり、
戦時中の貴金属
供出からもまぬ
がれ現在も鋳造
時の形のまま、
長寿を誇ってお
ります。

山口県
下関市

下關門司
海底隧道

北九州市環境博物館

- 1960年代，北九州市的重工業改善生活，但造成公害問題。因爲居民有親人在企業中工作，故未採取告訴行動，而是市民和企業合作。市民和企業間由政府提供客觀統計數據，並由學界研究公害的關連性，企業則依據客觀數據改善公害。
- 環境博物館由政府興建，企業經營，居民參與志工（主要是主婦、退休人員及學生）。工作人員的制服是藍色，志工制服爲淺綠色，剛剛對小學生做3R教學的退休志工是當年污染嚴重時在企業工作的員工。

北九州市環境博物館

- 北九州政府主要施政之一就是培育環境人士，因爲環境無明顯實體，故應由接觸教育學習。環境博物館球殼體建築下方儲存60頓雨水供廁所及澆灌使用，電力由附近的鋼鐵廠廢熱發電提供，同時搭配太陽能及風力發電。屋頂牆壁綠化，廢玻璃鋪地磚，廢保特瓶加麻再生做壁紙，水泥表面做觸媒塗層（Coating）可吸收NOx。

北九州市環境博物館

- 環境博物館內劃設常態性跳蚤市場，提供遊客或居民二手衣交換，並由志工帶領參觀兒童做廢物利用勞作。展示區設計多國語言自動解說，同時設計遊戲方式學習，如：以推動選項方式學習再生橡皮擦的原料是貝殼、用CO_2障礙物升起阻擋熱能射出的彈珠台學習溫室效應、以移動燈光及模版方式學習水循環及酸雨、用試握3D立體虛擬影像方式學習到美乃滋需要用水稀釋18000倍才符合放流水標準，會對河川嚴重污染。

北九州市環境博物館

- 展示區以小模型屋變化採照燈光及轉動平台的方式，介紹1960年代北九州重工業污染嚴重造成八幡市（目前與週遭幾個市合併納入北九州市）城山小學關閉廢校的故事，並以18000個保特瓶建一個城山小學紀念展示間。一旁電視播放八幡市婦女團體於1962年拍攝的紀錄片『我們需要藍天』，該記錄片對北九州市環境改善扮演扭轉趨勢的角色，過去居民以煙囪排煙造成天空有7種顏色爲繁榮象徵，但是媽媽們發現家人健康明顯變差，家居環境越來越難清潔，彩色紀錄片公佈後引起學界跳入研究，終於在1972年通過公害防治法。

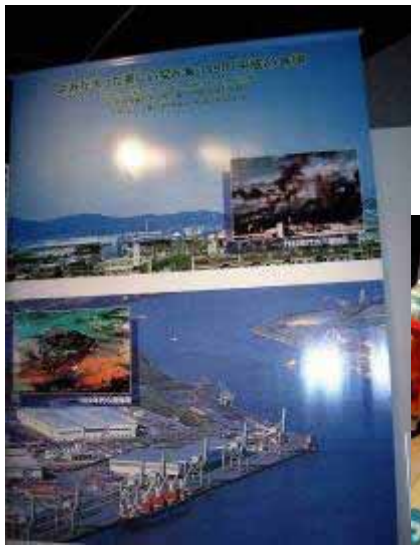

八幡市城山小學的故事

北九州市政府

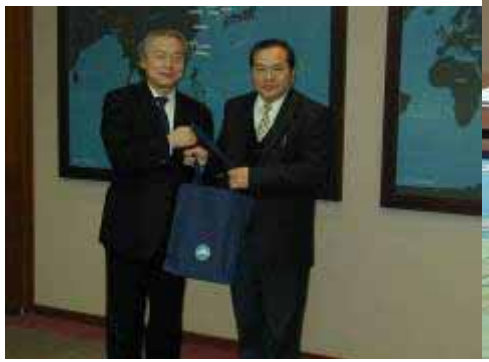

被污染的洞海湾(60年代)

复苏了的洞海湾(现在)

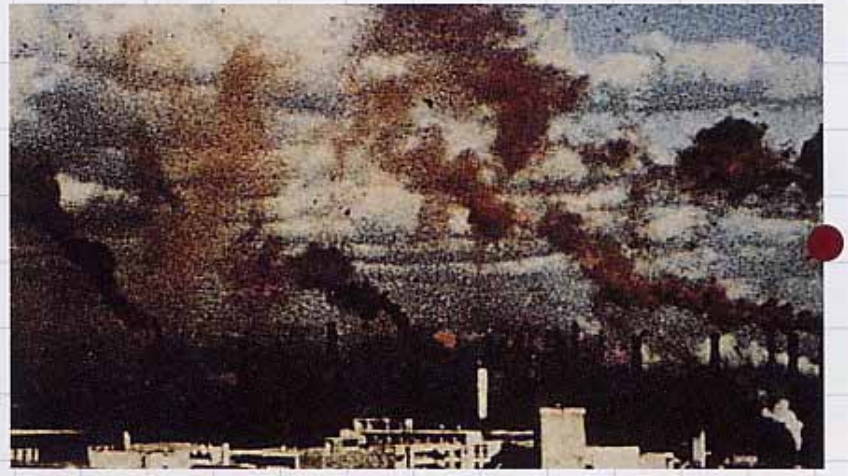

烟雾笼罩的天空(60年代)

重新恢复的蓝天(现在)

- 與其說抗爭問題，不如說北九州市公害問題非常嚴重，它是日本四大工業城市之一，原本煙囪是市民的驕傲而收入在市歌及校歌裡，所以一開始並沒有抗爭問題。後來是由主婦們提出我們需要藍天的需求，工人在工廠工作並沒有提出異議，而是孩子們的母親提出，所以1970年代開始，市民、政府、企業及學界是結合在一起解決環境問題，日本有些有名的公害訴訟，但是北九州市一件也沒有。
- 但是企業和政府與市民對環境的標準不同，意見不同，亦有爭執，因爲環保會造成企業成本，故建立最優先價值是最重要的。1970年代公害防治法將環境保護列爲優先是值得懷念的。
- 環保局坦迫裕俊局長當年剛進市政府，努力十年來都瘦了。十年的經驗要面向地球、面向全球化。這十年都是擔任市長，認爲國際會議討論不如直接執行，最重要的問題是永續發展。6年前陳水扁總統剛就任時去過台灣，發現和北九州市剛開始很像，北九州市與高雄市有很多交流。

ECO-TOWN中心

- 北九州市人口99萬7千人，面積485平方公里。從1901年第一家國營八幡煉鐵廠開始，歷經1940年代化學工業興起及1980年代產業衰退後，開始朝環保轉型，1997年於小倉洞海灣設立日本第一座生態工業園區（Eco-Town）。北九州Eco-Town基礎建設總共投入經費500億日圓，行政部門（含中央政府補助）出資只佔32%，私人企業出資佔68%，其中出資最大的企業是新日鐵。
- 北九州Eco-Town主要目標爲：技術、人才和know-how，以資源回收爲中心發展成環保事業。目前全日本Eco-Town基礎建設總共投入經費8043億日圓，其中68.6%由行政部門出資，31.4%由企業出資。至2006年6月，日本有26個Eco-Town經過經產省及環境省認證，其中基礎設施最高可領到1/2補助，目前補助期限即將到期，大部分可自行營運了。
- 北九州Eco-Town設立後由200多個民間單位成立國際交流協會，目前有18個實證研究單位及25個操作機構，僱員1100人，觀光客42萬人。研究單位中包括教育部補助福岡大學實證研究室執行『垃圾掩埋場無害化』研究以及經濟部及環保部補助九州工業大學執行『廚餘舊米生質能及廢塑膠處理』研究，政府有補助大學於Eco-Town設立研究單位，但須審核各大學提出的計畫書，而且使用執行有期限。

ECO-TOWN中心

- 對環保事業而言，最重要的是能收到多少廢棄物。在容器回收法中規定，責任業者（包含保特瓶生產、使用的飲料公司及販賣商店）需繳交回收處理費給法人，民眾須負責分類，政府則負責收集。家電回收法則規定民眾舊家電不要時，交給商店逆向回收需繳交回收處理費2700日圓（舊冷氣機則爲3500日圓），因爲在家電丟棄時付費的設計易造成非法棄置，目前正在檢討。廢車回收法則要求民眾買車時（包含一手車及二手車）須繳交15000日圓回收處理費給基金。
- Eco-Town集中各回收處理業有助於各廠的再交易，至於廢棄物跨區運送增加費用各企業會自行精算考量。北九州Eco-Town具有的特殊機構如複合中核設施（熱融熔爐）可處理ASR，其每天處理容量爲320頓，發電容量14MW，其中3.3MW自用，4.5MW提供鄰近工廠，多餘電力可賣給北九州市。又如PCB處理廠，可處理回收事業無法自己處理的多氯聯苯，目前日本有5家PCB處理廠。
- 環保產品（Eco-products）均會在產品上標示環保標章（Eco-logo / Eco-mark），環保產品在動脈產業方面最重視環保設計、環保材料及環保生產過程，在靜脈產業方面則重視再使用（Reuse）及再生利用（Recycle），北九州有64個公司生產81種環保產品。

ECO-TOWN

响滩东部地区
循环利用专用港
ゼロエミッション・
コンビナートを実現します。
ゼロ・エミッションをめざす
「北九州エコタウン総合環境コンビナート地区」において、
複合中核施設と呼ばれる当社は、
サーマルトマテリアルの複合リサイクルによって
最終資源化機能とエネルギーセンター機能を
実現しています。
他の地域からのリサイクル受託
Zero Emission
综合环保联合企业·响(Hibiki)再生利用工厂群区
复合核心设施
家电
汽车
建筑混合物

熊本大學外川健一教授介紹日本廢車回收法

- 廢車回收處理費爲外加非內含，其費率由企業決定，爲了不違背禁止獨占法（公平交易法），故不能統一費率。家電回收部分費率爲統一，因爲家電大廠松下（Panasonic）公司先制定其費率，其他企業隨後均跟進。廢車回收法訂定的目的是爲了減少ASR，故塑膠含量少的車其費率較高。目前日本ASR佔30%（逆推算估得），預計到2010年減少一半。
- 目前只有2005年之後上市的新車先繳交回收處理費，之前上市的車不論一手車或二手車均於驗車時繳交回收處理費，因爲法律規定每輛車均需繳交一次回收處理費，故二手車買賣時通常會將前一手回收處理費轉嫁下個車主，預計2007年所有車均繳交回收處理費。
- 日本只定冷媒、安全氣囊、輪胎、電池、潤滑油等5項要拆解，含泡棉的車椅並沒有規定要拆，一般變成ASR，其實有價的零件回收商自然會取下。日本沒有給車主廢車回收獎勵金。
- 日本目前沒有發放拆解證明書以解除車輛列管的制度，因爲交通部門與環保部門交情不好，沒有列管聯單的車藉註銷連結。認證回收的廢車中含有不繳稅車，但不含失竊車。
- 日本沒有統計回收率（collection rate），資源化比例目標則依循歐盟ELV指令的85%到95%。日本還是有非法棄置廢車，但因爲管理責任在地方政府且難以計算，目前沒有正式統計數據。根據2005年環境省估算有16萬輛非法棄置廢車，而日本一年回收266萬輛廢車，輸出中古車130萬輛。
- 日本一般還是有粉碎廠，不是每個廢車回收廠都前細拆解。台灣汽車工業雖然是OEM，但不一定綠色設計就無法推動，因爲在日本也不是所有車廠的零件設計對每個拆解場都好拆解。

西日本家電再生使用株式會社（NKRC）

- NKRC設立於1998年12月，資本4億日圓，由東芝出資30%、松下出資20%，TERM、日立、SONY、三菱、夏普、三洋、富士通等公司出資其他部分。目前處理電視機、洗衣機、冷氣機及電冰箱等4項回收家電，處理能力每日180公噸（每年100萬台），實際每年處理79萬台，北九州市共5個家電回收廠，其他包括熊本1家大回收廠（每年50萬台）及3家小回收廠。
- 本廠可儲存5萬台家電，由於日本每年8月15日發年終獎金，是購買新家電回收舊家電的高峰期，故回收廠須具備3個月的儲存空間，這也是回收廠設在Eco-town的利基。
- 主要先以人工細拆解，電路板能先拆就拆，銅鋁等非鐵金屬以人工回收。接著以光檢測區分PS及AS，將不同塑膠分類，發泡物氨基甲酸乙酯則作爲水泥廠燃料。CFC冷媒加水以1萬度高頻電漿分解成鹽酸HCl和氫氟酸HF，其中氫氟酸以中國進口之氫氧化鈣中和成氟化鈣。本廠以比重差水分選的方式從破碎渣中再回收非鐵金屬與塑膠，故獨立設置快速凝結沉澱污水處理設施將SS處理至50ppm以下，處理過的水回供廠內生產過程重複使用。

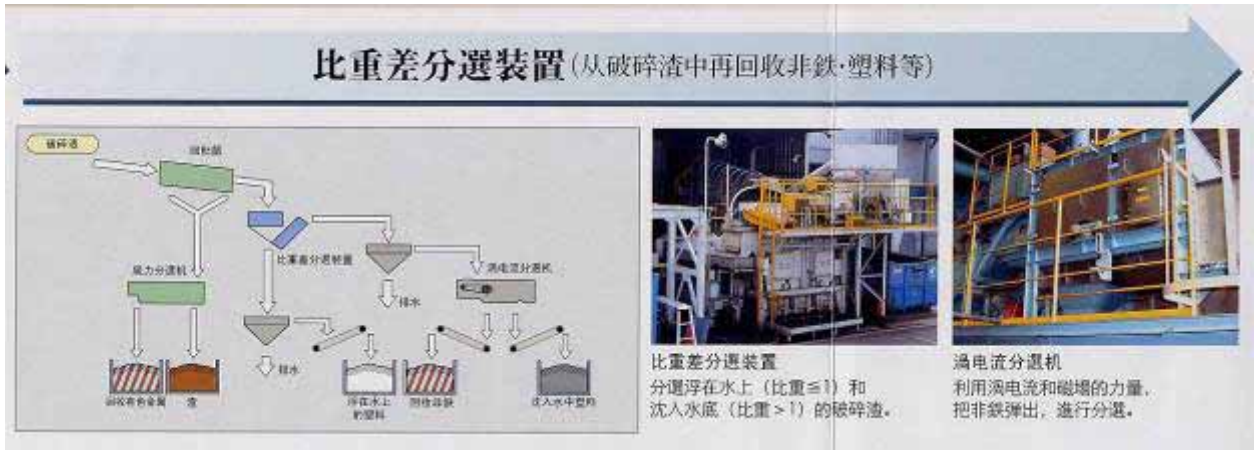

廃家電回収処理廠

西日本廢車循環利用株式會社（WARC）

- WARC設立於2000年2月，資本1億日圓，由吉川、三井、新日鐵、日鐵運輸、九州金屬等公司出資。與吉川工業研發汽車吉川拆解法，特徵是無ASR產生，被廢車回收法認定爲全回收，處理能力每月1000台。公司的理念是環境、循環利用及與地區緊密配合。
- 本廠首先將有價零件先取出，接著將冷媒及廢油等液體回收，非金屬部份中輪胎作水泥廠燃料、電池作鉛製品、玻璃作玻璃纖維及道路鋪料，功能部分包括引擎細拆解後作鋁製品、懸吊系統作鐵製品、觸媒再利用，非鐵金屬部份從馬達電線中回收銅和鋁（這是最重要的步驟可減少冶鐵雜質，煉鋼廠及委託車商均會抽查檢驗鐵塊品質），最後將車殼含椅墊壓成50公分x60公分x70公分的鐵塊，包含零件再使用之資源化比例高達99%。本廠產品宣言有二：1.本廠處理一輛車能源消耗5500MJ，但可回收還原能量13000MJ、2.本廠處理一輛車會排放420公斤CO_2，但抑制1000公斤CO_2排放。

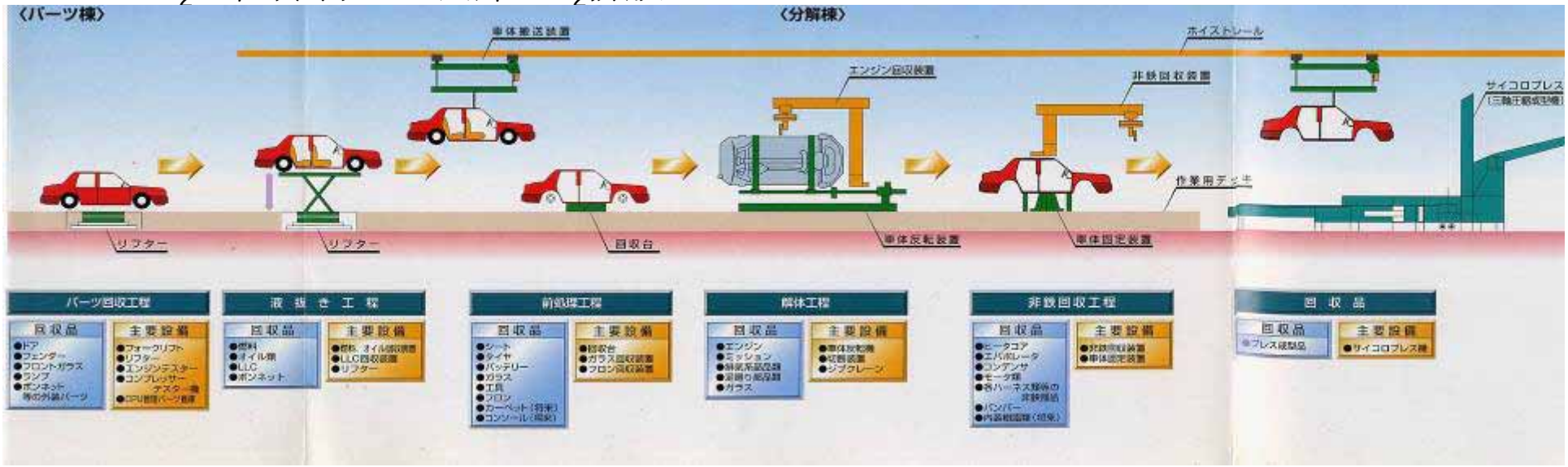

西日本廢車循環利用株式會社（WARC）

- 目前的課題是中古零件的使用。2005年廢車回收法實施後回收量反而減少，多流入二手車市場。由於廢車回收法要求責任業者不能壟斷市場，所以回收車分爲TH（Toyota及Honda）系統及日產系統，本廠與兩大系統均有簽約，所有回收車均可處理。
- 椅墊泡棉及金屬表面塗裝可藉燃燒處理，煉鋼爐排氣可藉燃燒室等設施避免戴奧辛排出，但電線不可送去燃燒。因爲本廠是人工拆解，所以改裝車也是依照一樣程序，只是零件使用不同而已。雖然拆解大部分均靠人工，但配有機械手臂油壓剪、吊掛起重機、氣動螺絲起子等工具，所以效率很高，平均拆壓完一輛車只要45分鐘，加上生產線前後同時操作，每小時可處理完成4輛車，每天約處理完40至50輛車。最後步驟車殼壓縮很耗電，過去也曾經因壓爆未除去氣瓶而發生過火災，故特別加強落實前拆解。

西日本廃車循環利用株式會社
（WARC）

OA機器回收廠

- Recycle-Tech設立於1998年12月，資本3000萬日圓，新菱及理光公司出資。從事OA家電回收，處理能力每月7000台（350公噸）。包含影印機及電腦螢幕1500台、傳真機、電話機及印表機等。塑膠分類辨識使用光檢測區分PC和ABS，其餘除了粉碎機外均爲手工處理。
- 廠房面積3700平方公尺，主要用作儲存，15個作業員均女性（較細心），之外聘僱6位男性搬運工及20位身心障礙者。爲避免污染，影印機碳粉夾需先取出，其他各式OA機器就是學習熟練地拆到完。拆一台電腦要7至10分鐘，手提電腦要15分鐘，硬碟處理前先破壞資料讀取以保障顧客隱私，此外亦處理LCD螢幕。

廢日光燈管回收廠

- J-Re-Lights設立於2000年5月，資本5000萬日圓，由九州電力Capital-Kyuden及西日本設備工業公司（建發電廠）出資。從事廢日光燈管回收，處理能力每年4500公噸（實際處理每年1500公噸共840萬支，九州有3成廢日光燈管在此處理）。
- 由於資源短缺、掩埋場越來越少及日光燈管含汞等原因，日本設立了10多家廢日光燈管回收廠。廢日光燈管成分爲玻璃、金屬及螢光粉（含汞），兩端金屬連玻璃以火焰切割5公分，管中螢光粉在密閉空間（加氮氣）中一端吹一端吸出，汞可藉加熱取出，精煉成純度99.999%提供Toshiba公司。本廠除了新型省能燈管（管徑較細）外，可達30%再生，以作爲原料使用爲目的再製日光燈（lamp to lamp）是本廠的目標，但圓燈管處理後螢光粉和玻璃混合不適合回收再利用。
- 日光燈收集運送階段最重要，西日本有20個收集商合作收廢日光燈管。因爲易碎費用高，所以J-Re-Lights特別提供儲存用膠套容器給各地方收集燈管時使用，避免玻璃破碎，本廠17個員工主要工作是分類、將燈管放入機器及切開儲存用膠套，其餘均使用瑞商MRT公司的機器設備。
- 由於地方政府同時回收廢日光燈管及廢乾電池，故本廠於2006年開始處理乾電池，乾電池破碎後利用機器將金屬與亞鉛分離後回收再利用。

廢日光燈回收廠

乾電池回收廠

熱融熔爐

- 北九州生態能源株式會社的熱融熔爐以煤炭加熱到爐底溫度1800℃，於2005年4月開始營運，資本12億日圓，由新日鐵、三井及九州電力等公司出資。從事廢棄物處理，處理能力每天320公噸，ASR佔60%，其餘爲Eco-town中廢家電隔熱材，廢棄物如果含鋁將傷害爐體。
- 本廠只有10人負責管理，其餘工作外包日鐵環境委託執行以節省人事費。本廠發電容量14MW，其中3.3MW供自廠使用，發電成本如以建廠成本計每度約4萬日圓，但還有資源產出物可販賣。一般融熔爐每日處理容量約20噸，但50萬人口的都市適用大型爐體。
- 戴奧辛的防治方法除了排氣前在通過燃燒室之外，還包括：維持定溫避免戴奧辛再合成、利用觸媒反應破壞戴奧辛等方法，爲了避免戴奧辛再合成則熱回收不能做滿。本廠處理ASR等棘手的廢棄物的代價是產生大量CO_2，這是解決環保問題所面臨的優先次序選擇。

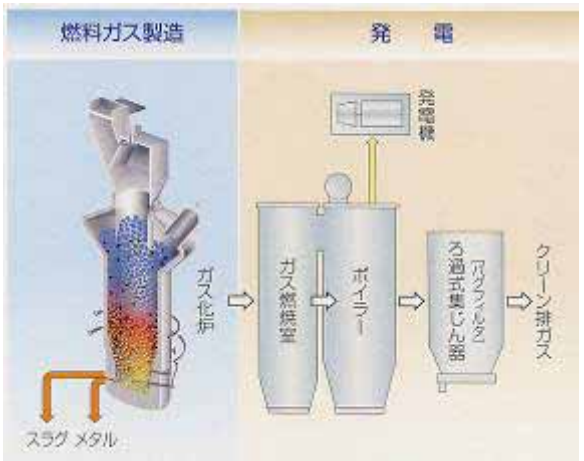

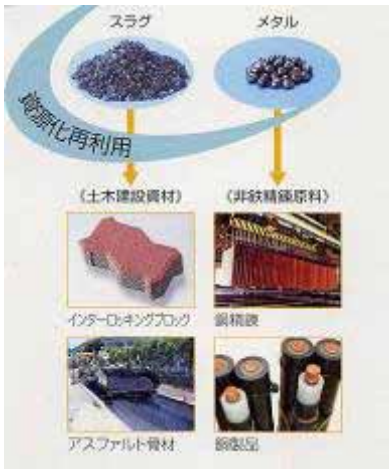

熱融熔爐

結論

- 由愛知博覽會舉辦的經驗得知，在活動規劃之初即要考量活動結束後的廢棄物處理，故以善用原場地既有設施、設想保留設施未來用途、使用易拆解再利用的結構與建材、相關設施移至他處重組繼續使用、廣納民眾參與資材的再利用以及招集大量志工指導垃圾分類及宣導垃圾減量等措施，達到循環型社會的落實。
- 由北九州市市長過去20年施政的經驗得知，致力於環境城市可能是以解決公害開始，但後來應轉型注重全球化環境問題，以爭取成爲世界環境首都爲目標。市民、政府、企業及學界可結合在一起解決環境問題，而政府必須扮演仲裁角色，提供客觀統計數據供學界研究公害的關連性，要求企業依據客觀數據改善公害，並導引企業善盡社會責任參與環境保護活動。
- 由北九州Eco-town的設置經驗得知，可結合環境政策與產業振興政策，配合產學合作培育人才，以資源回收爲中心發展成環保事業。對環保事業而言最重要的是能收到多少廢棄物，但以Eco-town集中各回收處理業則有助於各廠的再交易，除了可藉專業分工的廢棄物處理保護環境（如CFC處理、PCB處理及熱融熔爐處理ASR），亦可促進再生市場的活絡，至於廢棄物收集跨區運送的費用各企業會自行精算考量。資源回收處理業需要大儲存空間也是招募其設在Eco-twon的利基。

建議

- 台灣應參照日本依照個別產品特性，分別訂定獨立的各項產品回收再利用法，使各項產品回收再利用的執行有了更合適、更清楚的依據。
- 循環型社會的運作特別重視從源頭管理以及資訊公開，台灣應加速推行零廢棄全資源化政策以及產品生態履歷（Eco-profile）制度，廣納民眾及企業參與。
- 台灣應更加推廣產品上標識環保標章，除了能宣傳重視環保設計、環保材料及環保生產的環保產品，更可促進環保產業（包含環保技術及環保觀光）的發展，可結合產品生態履歷共同推行。
- 日本環保博物館的展示設計，可以提供台灣各環保科技園區展示館借鏡，應該跟地方志工結合，介紹當地公害歷程及設立園區目的，展示能感動人心的內容，並以精心設計的遊戲方式傳播環保理念。
- 曾經公害很嚴重的地方（如：高雄）其企業更有機會可以轉形成環保產業。日本北九州市也是在1980年代產業衰退時掌握轉型契機，台灣面臨高污染性產業出走時更應把握時機產業升級，其中環保產業是值得發展的方向。

賦歸